

都城市地域防災計画

(令和 8 年度修正)

都城市防災会議

都城市地域防災計画

— 目 次 —

第 1 編 総則編

第 1 章 総 則	1-1-1
第 1 節 目 的	1
第 2 節 計画の基本方針	2
第 3 節 計画の構成	6
第 4 節 用語の定義	7
第 2 章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱	1-2-1
第 1 節 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱	1
第 2 節 住民及び事業所の基本的責務	12
第 3 章 防災をめぐる社会構造の変化と対応	1-3-1
第 1 節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進	1
第 2 節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正	2
第 4 章 市の現況	1-4-1
第 1 節 市の現況	1
第 2 節 災害危険箇所	4

第 2 編 風水害・共通対策編

第 1 章 基本的な考え方	2-1-1
第 1 節 災害の想定	1
第 2 章 災害予防計画	2-2-1
第 1 節 風水害に強いまちづくり	1
第 2 節 災害発生前における体制の整備	7
第 3 節 道路交通関係施設の整備と管理	11
第 4 節 ライフライン施設の機能確保	13
第 5 節 農林業災害予防計画	20
第 6 節 水害予防計画	22
第 7 節 土砂災害予防計画	26
第 8 節 情報の収集・連絡体制の整備	31
第 9 節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備	37
第 10 節 活動体制の整備	39
第 11 節 避難収容体制の整備	48
第 12 節 要配慮者の支援対策	64

第13節	救急・救助及び消火活動体制の整備	73
第14節	医療救護体制の整備	78
第15節	緊急輸送体制の整備	81
第16節	備蓄に対する基本的な考え方	90
第17節	食料、物資等の備蓄	91
第18節	資機材等の整備	96
第19節	防災訓練	98
第20節	防災知識の普及	101
第21節	自主防災組織等の育成強化	106
第22節	ボランティアの活動環境の整備	109
第23節	文教対策の推進	112
第24節	災害教訓の伝承	114
第25節	防災のための調査研究	115
第3章	災害応急対策計画	2-3-1
第1節	災害発生直前の対応	1
第2節	活動体制の確立	13
第3節	水防計画	40
第4節	発災直後の情報の収集・伝達	46
第5節	災害広報活動	56
第6節	広域的な応援活動体制	61
第7節	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	67
第8節	災害救助法の適用等	73
第9節	避難収容対策	80
第10節	救助・救急活動及び消火活動	100
第11節	医療救護活動	108
第12節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	115
第13節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	123
第14節	保健衛生、防疫、し尿・ごみ・がれき処理に関する活動	132
第15節	行方不明者の捜索、遺体の処置、埋火葬に関する活動	147
第16節	応急住宅の確保	152
第17節	公共施設等の応急対策	157
第18節	農林畜産業の応急対策	159
第19節	文教対策	162
第20節	ライフライン施設の応急対策	168
第21節	ボランティア活動との連携	182
第22節	義援金・義援物資の受け入れ	186
第23節	要員の臨時的雇用	189
第24節	社会秩序の維持	190
第25節	災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	193

第4章 災害復旧・復興計画	2-4-1
第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	1
第2節 迅速な現状復旧の進め方	2
第3節 計画的復興の進め方	10
第4節 被災者の生活再建等の支援	12
第5節 被災者の経済復興の支援	21

第3編 地震災害対策編

第1章 基本的な考え方	3-1-1
第1節 震災対策の基本的考え方	1
第2節 想定地震と被害想定	6
第2章 地震災害予防計画	3-2-1
第1節 都市防災構造の強化	1
第2節 建築物の安全性確保	4
第3節 地盤災害防止対策の推進	11
第4節 河川・ため池等の整備と管理	12
第5節 道路交通関係施設の整備と管理	14
第6節 ライフライン施設の機能確保	15
第7節 農林業災害予防計画	21
第8節 地震防災緊急事業の推進	22
第9節 情報の収集・連絡体制の整備	24
第10節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備	26
第11節 活動体制の整備	27
第12節 避難収容体制の整備	29
第13節 要配慮者の支援対策	33
第14節 救急・救助及び消火活動体制の整備	34
第15節 医療救護体制の整備	37
第16節 緊急輸送体制の整備	38
第17節 備蓄に対する基本的な考え方	39
第18節 食料、物資等の備蓄	40
第19節 二次災害防止体制の整備	41
第20節 資機材等の整備	44
第21節 防災知識の普及	45
第22節 防災関係機関の防災訓練の実施	50
第23節 自主防災組織等の育成強化	51
第24節 ボランティアの活動環境の整備	52
第25節 文教対策の推進	53
第26節 災害教訓の伝承	54
第27節 地震災害に関する調査・研究等の推進	55

第3章 地震災害応急対策計画	3-3-1
第1節 活動体制の確立	1
第2節 発災直後の情報の収集・伝達	8
第3節 災害広報活動	13
第4節 広域的な応援活動体制	14
第5節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保	15
第6節 災害救助法の適用等	16
第7節 避難収容対策	17
第8節 救助・救急活動及び消火活動	19
第9節 医療救護活動	22
第10節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	23
第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	24
第12節 保健衛生、防疫、し尿・ごみ・がれき処理に関する活動	25
第13節 行方不明者の捜索、遺体の処置、埋火葬に関する活動	27
第14節 応急住宅の確保	28
第15節 公共施設等の応急対策	29
第16節 農林畜産業の応急対策	30
第17節 文教対策	31
第18節 ライフライン施設の応急対策	32
第19節 二次災害の防止活動	33
第20節 ボランティア活動との連携	36
第21節 義援金・義援物資の受け入れ	37
第22節 要員の臨時的雇用	38
第23節 社会秩序の維持	39
第24節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	40
第4章 地震災害復旧・復興計画	3-4-1
第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	1
第2節 迅速な現状復旧の進め方	2
第3節 計画的復興の進め方	3
第4節 被災者の生活再建等の支援	4
第5節 被災者の経済復興の支援	5

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

第1章 総 則	4-1-1
第1節 推進計画の目的	1
第2節 防災関係機関の業務大綱	2
第2章 関係機関との連携協力の確保	4-2-1
第1節 資機材、人員等の配備手配	1
第2節 他機関に対する応援要請	2

第3節 帰宅困難者への対応.....	2
第3章 避難及び救助対策.....	4-3-1
第1節 避難情報の発令.....	1
第2節 避難対策等.....	2
第3節 消防機関等の活動.....	3
第4節 ライフライン関係.....	4
第5節 交通関係.....	4
第6節 市の施設等に関する対策.....	4
第7節 迅速な救助.....	6
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	4-4-1
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	1
第5章 防災訓練計画.....	4-5-1
第1節 防災訓練計画.....	1
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	4-6-1
第1節 市職員に対する防災知識の普及.....	1
第2節 地域住民等に対する防災知識の普及.....	1
第3節 相談窓口の設置.....	2

第5編 火山災害対策編

第1章 基本的な考え方.....	5-1-1
第1節 火山災害の想定.....	4
第2節 噴火シナリオと基本対応.....	12
第2章 火山災害予防計画.....	5-2-1
第1節 火山噴火対策の推進.....	1
第3章 火山災害応急対策計画.....	5-3-1
第1節 活動体制の確立.....	1
第2節 発災直後の情報の収集・伝達.....	6
第3節 火山災害応急対策活動.....	11
第4章 火山災害復旧・復興計画.....	5-4-1
第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定.....	1
第2節 迅速な現状復旧の進め方.....	2
第3節 計画的復興の進め方.....	3
第4節 被災者の生活再建等の支援.....	4
第5節 被災者の経済復興の支援.....	5

第6編 その他の災害対策編

第1章 航空災害対策計画.....	6-1-1
第1節 基本的な考え方等.....	1
第2節 航空災害予防計画.....	2
第3節 航空災害応急対策計画.....	3
第2章 鉄道災害対策計画.....	6-2-1
第1節 基本的な考え方等.....	1
第2節 鉄道災害予防計画.....	2
第3節 鉄道災害応急対策計画.....	4
第3章 道路災害対策計画.....	6-3-1
第1節 基本的な考え方等.....	1
第2節 道路災害予防計画.....	2
第3節 道路災害応急対策計画.....	3
第4章 危険物等災害対策計画.....	6-4-1
第1節 基本的な考え方等.....	1
第2節 危険物等災害予防計画.....	2
第3節 危険物等災害応急対策計画.....	5
第4節 不発弾処理対策計画.....	9
第5章 大規模火災対策計画.....	6-5-1
第1節 基本的な考え方等.....	1
第2節 大規模火災予防計画.....	2
第3節 大規模火災応急対策計画.....	5
第6章 林野火災対策計画.....	6-6-1
第1節 基本的な考え方等.....	1
第2節 林野火災予防計画.....	2
第3節 林野火災応急対策計画.....	5
第7章 原子力災害対策計画.....	6-7-1
第1節 基本的な考え方等.....	1
第2節 原子力災害予防計画.....	4
第3節 原子力災害応急対策計画.....	7
第4節 原子力災害復旧・復興計画.....	13

第 1 編 総則編

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づき、都城市防災会議が作成する計画であって、都城市、宮崎県（以下「市」、「県」という。）、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮するため、重点をおくべき事項を示すことにより、市域における災害に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

1 基本方針（防災ビジョン）

本市は、急峻な火山や山地に囲まれた広大な盆地にあり、水に対して脆弱なシラス土壌がその多くを占めていることから、梅雨時期や台風時期には集中豪雨等により、中小河川の氾濫、がけ崩れ等の災害がしばしば発生している。また、えびの小林、日向灘には活断層の分布が確認されているほか、活動が続けている霧島火山群にも近接しており、日常的な防災体制の整備が重要となっている。

また、市域の拡大に伴う災害危険箇所の増加に対する監視や防災対策、災害応急対策等防災体制の充実強化も大きな課題となっている。

そこで、本市では地域特性や過去の災害の経験や教訓を生かし、あらゆる災害から住民の生命、身体及び財産を守るために確固たる防災施策を講じるとともに、新たな課題に対応できる総合的な防災体制を確立する。

防災対策はハード整備とソフト対策が相まって効果を発揮するものであり、さらに地域の防災力を向上させるためには、「自助、共助、公助」がバランスよく機能することが必要であり、こうした仕組みを作り上げることも重要である。このようなことから、防災行政の推進に当たっては、防災アセスメントの調査結果等を踏まえ、住民と企業、行政が協働して「災害に強い安全なまちづくり」をハード、ソフト両面から積極的に推進する。

なお、災害の各段階（災害予防、災害応急活動、災害復旧・復興）に応じて、的確かつ効果的な防災対策ができるよう計画の樹立及び推進に当たっては、「都城市防災基本条例」（平成28年条例第43号）の理念のもと、次の方針を基本とする

（1）地域特性を反映した計画的な災害予防

- 地域特性に則し、災害の未然防止と被害を最小限に抑えるため、各種の防災対策事業を推進し防災基盤の強化を図る。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、防災に配慮した土地利用計画、建築物の耐震・耐火対策の促進等、防災対策を進める。
- 災害時におけるライフライン施設の機能を確保するため災害予防対策を推進するとともに、効率的な応急対策を実施するための体制の整備を図る。
- 災害時の応急対策活動や物資の緊急輸送等、円滑な防災活動が実施できるよう防災道路ネットワークの計画的な整備を図るとともに、緊急輸送体制を確立する。
- 災害発生時の応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速に行うため、情報収集・伝達体制や組織体制等事前の体制整備を図る。
- 災害から自らを守るために第三者の避難支援を要する要配慮者[※]を平常時から把握するとともに、災害時における避難準備情報の伝達体制や避難誘導等、要配慮者の避難支援体制を確立する。
- 地区公民館、体育館、広場等の公共施設を防災拠点として機能強化を図り、災害

時に避難や救助活動等円滑な災害応急活動が行えるよう整備する。

- 避難所の整備拡充と必要な設備の確保に努めるとともに、円滑な避難ができるよう住民に対する避難のための知識の普及に努める。
- 防災行政無線の整備、インターネット、ケーブルテレビ等の活用による複合的な情報ネットワークを整備し、防災情報の収集機能強化や住民への多元的な情報提供システムを構築し、迅速で的確な防災情報の提供と避難誘導に努める。
- 防災資機材の整備や食料等の災害時に必要な物資を計画的に備蓄する。
- 平常時から住民に対する防災知識の普及や啓発を積極的に推進し防災意識を高めるとともに、自主防災組織の組織率向上や防災訓練の実施等自主防災活動の活性化を積極的に支援し、住民の自発的な防災活動の促進を図る。また、自主防災組織や地域住民と地域企業、事業所の連携による自主防災体制を強化し地域防災力の向上を図る。
- 平常時からボランティア活動組織との連携の強化及び支援を行い、災害時のボランティア受入体制を整備するとともに、災害時にはボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動の組織・体制・基盤づくりに努める。

注）基本法を踏まえ、従来の「災害時要援護者」は「要配慮者※」に名称変更されたこと、さらに同法（第49条の10）により、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者として「避難行動要支援者」が位置付けられたことを受け、本計画においても同様に改めている。

※要配慮者は、高齢者、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など）、病人、難病などの患者、乳幼児、妊産婦、児童、日本語が不自由な外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々をいう。

（2）迅速で円滑な災害応急活動

- 災害発生後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立するとともに、災害事象に応じた具体的な行動マニュアルを整備し、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう体制の整備に努める。
- 市及び防災関係機関は、災害時に迅速かつ円滑に活動ができるよう災害応急活動体制を確立するとともに、他機関との連携による応援体制を確立する。
- 災害発生直後の迅速な被害情報等の収集及び伝達、通信手段の確保に努める。
- 円滑な救助・救急、医療救護及び消火活動、緊急物資輸送のための交通の確保対策並びに緊急輸送を実施する。
- 被災者や要配慮者の安全な避難場所への避難誘導及び支援、食料、飲料水及び生活必需品等の調達及び供給を実施する。
- 被災者の生活確保に資する電気、水道、電話等のライフラインの迅速な応急復旧を図る。

- 防疫、災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅の建設計画の体制を整備する。
- 児童・生徒の安全確保と応急教育計画を作成し実施する。

(3) 速やかな災害復旧・復興

- 被災者の生活相談窓口の設置や資金融資等の救護措置を充実させ、一般被災者や被災事業者の民生安定化を図る。
- 被害の状況から重要度、緊急度に応じて、被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進する。

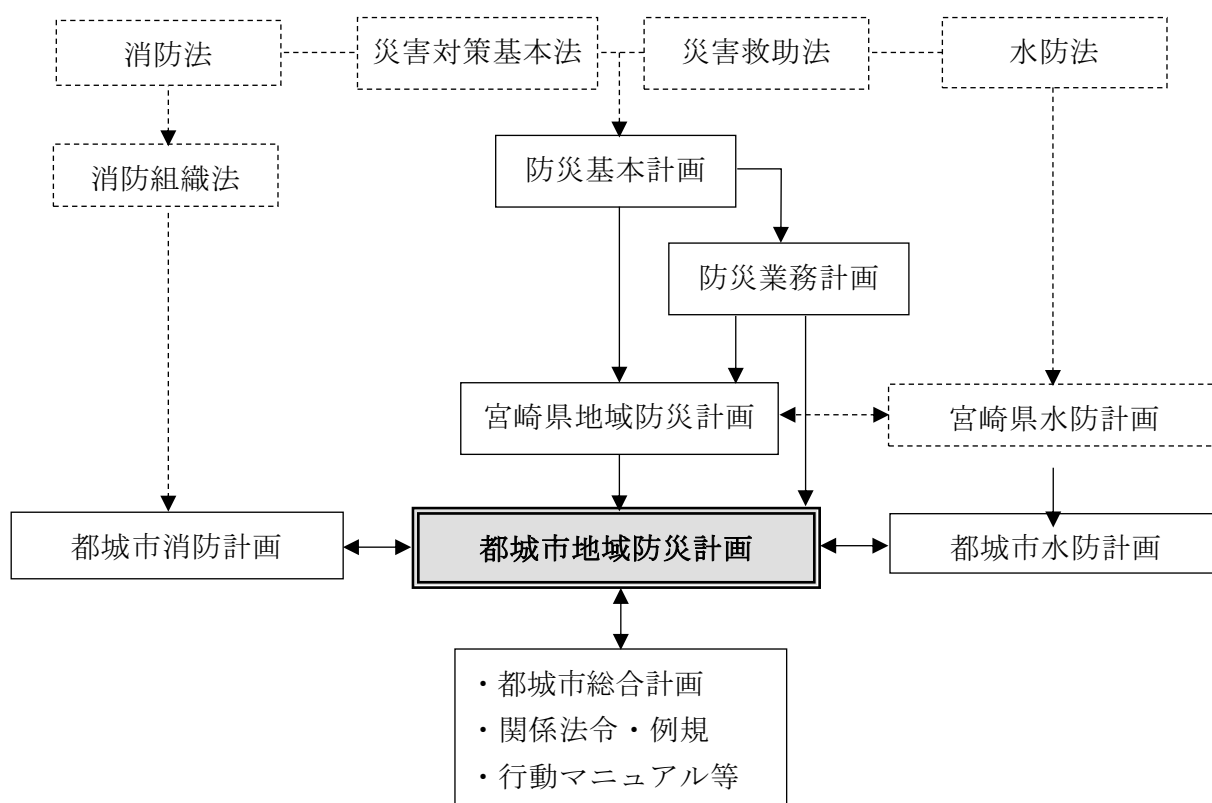
2 他計画との関係

(1) 上位計画との関係

この計画は、基本法第42条に掲げる防災基本計画、県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

また、国土強靱化基本計画、宮崎県国土強靱化地域計画及び都城市国土強靱化地域計画と相互に密接な連携を図ることを基本とする。

さらに、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、「都城市総合計画」に矛盾することのないよう検討を行う。



(2) 消防計画及び水防計画との関係

「都城市消防計画」は、消防組織法（昭和22年法律226号）に基づき策定されるもので、消防機関が、その施設及び人員を活用して、火災、水災または地震等の災害か

ら住民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的としている。

また、「都城市水防計画」は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき策定されるもので、水防管理団体である市が、水防団及び消防機関の協力のもとで、水防上必要な活動及び水防に必要な器具、資材等の整備、運用に関して定めたものである。

これに対して、「地域防災計画」は、基本法の規定に基づき、都城市防災会議が作成する計画であって、市及び防災関係機関が市域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定される基本的かつ総合的な計画である。

よって、この計画では、「都城市消防計画」及び「都城市水防計画」と十分な整合性を保ちつつ、それぞれの計画の大綱を定めるものである。

3 災害及び社会構造の変化と対応

近年、都市化、高齢化、国際化等著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

市、県はもとより防災関係機関は、防災活動の推進に当たってはこれらの変化に対する確な対応を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、国や県の防災方針、社会構造等の変化を考慮し、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときは都城市防災会議において速やかに修正する。

5 計画の周知

この計画は、市及び防災関係機関の職員、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底する。

第3節 計画の構成

1 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対して定めたものであり、次の各編により構成される。

都城市地域防災計画	
第1編 総則編	
第1章 総則	
第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱	
第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応	
第4章 市の現況	
第2編 風水害・共通対策編	
第1章 基本的な考え方	
第2章 災害予防計画	
第3章 災害応急対策計画	
第4章 災害復旧・復興計画	
第3編 地震災害対策編	
第1章 基本的な考え方	
第2章 地震災害予防計画	
第3章 地震災害応急対策計画	
第4章 地震災害復旧・復興計画	
第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画編	
第1章 総則	
第2章 関係機関との連携協力の確保	
第3章 避難及び救助対策	
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
第5章 防災訓練計画	
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	
第5編 火山災害対策編	
第1章 基本的な考え方	
第2章 火山災害予防計画	
第3章 火山災害応急対策計画	
第4章 火山災害復旧・復興計画	
第6編 その他の災害対策編	
第1章 航空災害対策計画	
第2章 鉄道災害対策計画	
第3章 道路災害対策計画	
第4章 危険物等災害対策計画	
第5章 大規模火災対策計画	
第6章 林野火災対策計画	
第7章 原子力災害対策計画	
資料編	

第4節 用語の定義

この計画において掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

市	：	都城市
県	：	宮崎県
基本法	：	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	：	災害救助法（昭和22年法律第118号）
地域防災計画	：	災害対策基本法第42条に基づき都城市防災会議が作成する都城市地域防災計画
県地域防災計画	：	災害対策基本法第40条に基づき宮崎県防災会議が作成する宮崎県地域防災計画
災害対策本部	：	災害対策基本法第23条に基づき設置する都城市災害対策本部
県災害対策本部	：	災害対策基本法第23条に基づき設置する宮崎県災害対策本部
県地方支部	：	県地域防災計画に基づき地方に設置する宮崎県災害対策地方支部
本部長	：	都城市災害対策本部長
県本部長	：	宮崎県災害対策本部長
県地方支部長	：	宮崎県災害対策地方支部長
防災会議	：	都城市防災会議
県防災会議	：	宮崎県防災会議
消防局	：	都城市消防局
消防署	：	都城市南消防署、都城市北消防署
消防団	：	都城市消防団（都城方面隊、山之口方面隊、高城方面隊、山田方面隊、高崎方面隊）
災害	：	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべりその他の異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（災害対策基本法第2条）

第2章 防災関係機関の実施責任と 処理すべき事務または業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱

防災関係機関は、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくことにより「顔の見える関係」を構築し、共同して訓練を行う等、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮する。また、防災対策活動が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員はもとより、地域住民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠であることから、防災関係機関は地域住民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層の努力を傾注するものとする。

市、県、指定地方公共機関等の処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。

1 市

市は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施する。

処理すべき事務または業務の大綱
【災害予防】 ① 防災会議に係る事務に関すること ② 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ③ 防災施設・設備の整備に関すること ④ 防災に係る教育、訓練に関すること ⑤ 防災のための調査研究に関すること ⑥ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ⑧ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること ⑨ 給水体制の整備に関すること ⑩ 公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること ⑪ 災害危険箇所の把握に関すること ⑫ 各種災害予防事業の推進に関すること ⑬ 防災知識の普及に関すること 【災害応急対策】 ① 水防、消防、その他の応急対策に関すること

処理すべき事務または業務の大綱
② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること ③ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること ④ 災害時における文教、保健衛生に関すること ⑤ 災害広報に関すること ⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること ⑦ 復旧資機材の確保に関すること ⑧ 災害対策要員の確保・動員に関すること ⑨ 災害時における交通、輸送の確保に関すること ⑩ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること ⑪ 地域安全対策に関すること ⑫ 災害廃棄物の処理に関すること 【災害復旧】 ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること ② 災害弔慰金・災害障害見舞金等の給付及び災害援護資金の貸付に関すること ③ 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること ④ 義援金品の募集、受領、配分に関すること

2 県

県は、地域及び地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、または、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とする場合や市町村間の連絡調整を必要とする場合等において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、その調整を行う。

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
県	【災害予防】 ① 県防災会議に係る事務に関すること ② 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ③ 防災施設の整備に関すること ④ 防災に係る教育、訓練に関すること ⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ⑦ 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること ⑧ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関す

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
	ること ⑨ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑩ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること ⑪ 防災知識の普及に関すること 【災害応急対策】 ① 災害予報・警報等情報の収集・伝達に関すること ② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること ③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること ④ 災害救助法の適用に関すること ⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること ⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること ⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること ⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること ⑨ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること ⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること ⑫ 地域安全対策に関すること ⑬ 災害廃棄物の処理に関すること 【災害復旧】 ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること ② 物価の安定に関すること ③ 義援金品の受領、配分に関すること ④ 災害復旧資材の確保に関すること ⑤ 災害融資等に関すること
県 警 察 本 部 都 城 警 察 署	【災害予防】 ① 災害警備計画に関すること ② 通信確保に関すること ③ 関係機関との連絡協調に関すること ④ 災害装備資機材の整備に関すること ⑤ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑥ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑦ 防災知識の普及に関すること 【災害応急対策】 ① 災害情報の収集及び伝達に関すること ② 被害実態の把握に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
	③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ④ 行方不明者の調査に関すること ⑤ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること ⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関すること ⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること ⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ⑩ 広報活動に関すること ⑪ 死体の見分・検視に関すること

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域及び地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について指定行政機関及び他の指定行政機関等と相互に協力連携して防災活動を実施する。

また、市の防災活動が円滑かつ的確に行われるよう、積極的に勧告、指導、助言等の措置を講ずるものとする。

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
九州農政局 宮崎県拠点	【災害予防・災害応急対策】 ① 災害時における応急用食料の供給・支援に関すること
宮崎森林管理署 都城支署	【災害予防】 ① 国有保安林・治山施設の整備に関すること ② 林野火災予防体制の整備に関すること ③ 国有林における山地災害危険地区の選定・整備に関すること 【災害応急対策】 ① 林野火災対策の実施に関すること ② 災害対策用材の供給に関すること 【災害復旧】 ① 復旧対策用材の供給に関すること
宮崎地方气象台	【災害予防】 ① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること ② 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること ③ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること ④ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること 【災害応急対策】

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
	① 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
都城労働基準監督署	【災害予防】 ① 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること ② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること 【災害補償対策】 ① 労働者の業務上の災害補償保険に関すること 【災害応急対策】 ① 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏洩、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関すること ② 復旧工事における労働災害の防止に関すること
九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 （河川） 都城出張所 （道路） 都城国道維持出張所	国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる。 【災害予防】 ① 気象観測通報についての協力に関すること ② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること ③ 災害危険区域の選定または指導に関すること ④ 防災資機材の備蓄、整備に関すること ⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること ⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること 【災害応急対策】 ① 洪水予報の発表及び伝達に関すること ② 水防活動の指導に関すること ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ④ 災害広報に関すること ⑤ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること 【災害復旧】 ① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること 【その他】 ① 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること

4 自衛隊

処理すべき事務または業務の大綱
【災害予防】 ① 災害派遣計画の作成に関すること ② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること 【災害応急対策】 ① 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援・協力に関すること

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び市の活動が円滑に的確に行われるように協力援助するものとする。

<指定公共機関>

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
日本郵便株式会社 都城郵便局	【災害応急対策】 ① 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取り扱い及び救護対策に関すること ② 災害時における郵便事業運営の確保に関すること ③ 災害時における郵便局窓口業務の確保に関すること
九州旅客鉄道株式会社 都城駅	【災害予防】 ① 鉄道施設の防火管理に関すること ② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること ③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること ② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること 【災害復旧】 ① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本電信電話株式会社 宮崎支店 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	【災害予防】 ① 電気通信設備の整備と防災管理に関すること ② 応急復旧用通信施設の整備に関すること 【災害応急対策】 ① 気象警報の伝達に関すること ② 災害時における重要通信に関すること ③ 災害関係電報、電話料金の減免に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
日本赤十字社宮崎県支部 都 城 地 区	【災害予防】 ① 災害医療体制の整備に関すること ② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること ② 避難所での活動、義援金品の募集及び配分等の協力に関すること
日本放送協会 宮崎放送局	【災害予防】 ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること 【災害応急対策】 ① 気象予報・警報等の放送周知に関すること ② 避難所等への受信機の貸与に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
西日本高速道路株式会社 九 州 支 社 宮崎高速道路事務所	【災害予防】 ① 管理道路の整備及び防災管理に関すること 【災害応急対策】 ① 管理道路の交通の確保に関すること 【災害復旧】 ① 被災道路の復旧事業の推進に関すること
日本通運株式会社 都 城 支 店 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	【災害予防】 ① 緊急輸送体制の整備に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における救助物資及び避難者等の緊急輸送の協力に関すること 【災害復旧】 ① 復旧資材等の輸送協力に関すること
九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社	【災害予防】 ① 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における電力の供給確保に関すること 【災害復旧】 ① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
独立行政法人 国立病院機構 都城医療センター	【災害予防・災害応急対策】 ① 災害時における医療救護・助産の活動に関すること ② 負傷者に対する医療活動に関すること

<指定地方公共機関>

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
宮崎交通株式会社 都城自動車営業所	【災害予防・災害応急対策】 ① 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること ② 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関すること ③ 災害における学校、病院及び社会的養護関係施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関すること
宮崎ガス株式会社 都城支店	【災害予防】 ① ガス施設の整備と防災管理に関すること ② 導管の耐震化の確保に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時におけるガスの供給確保に関すること 【災害復旧】 ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
宮崎日日新聞社 都城支社	【災害予防】 ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における報道の確保対策に関すること 【災害応急対策】 ① 気象予警報等の報道周知に関すること ② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ③ 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 ① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
宮崎運輸株式会社 センコー株式会社 宮崎県トラック協会	【災害予防】 ① 緊急輸送体制の整備に関すること 【災害応急対策】 ① 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること 【災害復旧】 ① 復旧資材等の輸送協力に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
株式会社宮崎放送 株式会社テレビ宮崎 株式会社エフエム宮崎	【災害予防】 ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること 【災害応急対策】 ① 気象予報、警報等の放送周知に関すること ② 避難所等への受信機の貸与に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
都城市北諸県郡医師会	【災害予防・災害応急対策】 ① 災害時における医療救護・助産の活動に関すること ② 負傷者に対する医療活動に関すること
宮崎県歯科医師会	【災害予防・災害応急対策】 ① 災害時における歯科医療の実施に関すること ② 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること
宮崎県薬剤師会	【災害予防・災害応急対策】 ① 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること
宮崎県看護協会	【災害予防・災害応急対策】 ① 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施に関すること
宮崎県LPガス協会 都 城 支 部	【災害予防・災害応急対策】 ① ガス供給施設の整備と防災管理に関すること ② 災害時におけるガス供給の確保に関すること
宮崎県管工事協同組合 連 合 会	【災害予防・災害応急対策】 ① 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること
宮崎県警備業協会	【災害予防・災害応急対策】 ① 災害時における道路交通整理の補助に関すること
B T V 株 式 会 社	【災害予防】 ① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること 【災害応急対策】 ① 気象予報、警報等の放送周知に関すること ② 避難所等への受信機の貸与に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
	④ 災害時における広報に関すること 【災害復旧】 ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

6 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市または県の防災計画に示された措置、対策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実情等に応じて平常時から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
土地改良区	【災害予防・災害応急対策】 ① 土地改良施設の整備に関すること ② 農地湛水の防排除活動に関すること ③ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧に関すること
宮崎県農業協同組合 都城地区本部	【災害予防・災害応急対策】 ① 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること ② 農作物災害応急対策の指導に関すること ③ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること ④ 被災農家に対する融資のあっせんに関すること
都城森林組合	【災害予防・災害応急対策】 ① 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること ② 被災組合員に対する融資のあっせんに関すること
都城商工会議所 商工会 商工業関係団体	【災害予防・災害応急対策】 ① 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること ② 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること
金融機関	【災害予防・災害応急対策】 ① 被災事業者等に対する資金融資に関すること
病院等医療施設の 管理者	【災害予防・災害応急対策】 ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ② 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること ③ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること ④ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること
都城市社会福祉協議会	【災害予防・災害応急対策】

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
	① 災害救援ボランティアセンターの設置に関すること
社会福祉施設の管理者	【災害予防・災害応急対策】 ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ② 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること
学 校 法 人	【災害予防・災害応急対策】 ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ② 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること
危険物施設及び 高圧ガス施設の管理者	【災害予防・災害応急対策】 ① 安全管理の徹底、防護施設の整備に関すること
その他の公共的団体及び 防災上重要な施設の管理者	【災害予防・災害応急対策】 ① それぞれの所管・職務に関する防災管理、応急対策及び災害 復旧活動に関すること

第2節 住民及び事業所の基本的責務

1 住民の責務

基本法第7条第3項には、『地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加するなど、防災に寄与するように努めなければならない。』と定められている。

住民は、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という防災の原点にたち、平常時から防災に関する知識の習得、食料や飲料水、生活必需品等の備蓄、防災訓練等への参加など、防災対策に必要な活動に努めるものとする。

また、住民は、災害時には避難についての協力、応急措置への協力など、防災に寄与するよう努めるものとする。

2 自主防災組織の責務

自主防災組織は、平常時から防災知識の普及、防災資機材の備蓄、防災訓練の実施などに努め、災害時の避難行動、救出救護活動などに対する計画を定め、災害発生時には地域の被害拡大の防止、各種情報伝達、避難生活の維持、要配慮者への支援に努めるとともに、市の行う防災活動及び災害応急、復旧・復興活動に協力する。

3 事業所の責務

事業者または管理者は、県、市、その他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献などの役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するための最大限の努力を払わなくてはならない。

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

市をはじめ防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定と防災体制等について継続的な調査研究を実施する。

第2節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正

近年の高齢者世帯の増加、高度情報化社会や広域交流・国際化の進展などを踏まえ、市及び防災関係機関はこれらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められる。

そのため、市は、特に次のような変化について十分な対応を図るとともに、的確な防災対策活動を推進するため、必要に応じて地域防災計画を随時見直し、修正を行う。

- ① 多極分散ネットワーク型都市空間の形成を基本に、災害に強いまちづくり、防災性の高い都市空間の形成を推進する。
- ② 高齢者(特に高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者)、障がい者、外国人等の要配慮者への対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策など、要配慮者に配慮した防災上の施策を、福祉施策との連携を図りながら推進する。また、社会福祉施設における災害に対する安全性の向上を図る。
- ③ 災害時にライフライン、情報通信ネットワーク等が被害を受ければ日常生活や産業活動に重大・深刻な影響をもたらすこととなるため、関係事業者等に施設の耐災性の向上を図るよう求めていく。
- ④ コミュニティの強化を図るため、自主防災組織の育成、高齢者、障がい者等（特に避難行動要支援者）の参画を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練を実施する。
- ⑤ 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。
- ⑥ 災害時には、被災者の避難生活を支える物資の輸送確保が必要であることから、国・県道と接続する主要な道路を防災道路ネットワークとして検討し、橋梁の耐震化や冠水対策を優先的に進めることによって、災害時における緊急輸送路の機能確保を図る。

第4章 市の現況

第1節 市の現況

1 位置・地勢

本市は、宮崎市から西南西約40km、鹿児島市から東北東約50kmの宮崎県の南西端に位置する。市域は東西、南北とも約36km、面積は653.4km²で、県内でも有数の面積を有している。

市の北部から西部、南部にかけては鹿児島県に接しており、鹿児島と宮崎の中間地点に位置している。

市域は、広大な都城盆地の中にあり、市域中央をほぼ南北に大淀川が流れ、西は霧島山地、東は鰐塚山地に囲まれている。

土地利用状況（土地利用現状把握調査（H22.10.1現在））は、宅地8.5%、農用地20.2%、森林・原野58.0%、水面・河川・水路3.2%、道路4.7%、その他5.4%となっており、山林と農用地が大半を占めている。

（1）交通体系

本市は、九州縦貫自動車道宮崎線、国道5本を始め主要地方道が整備され、JR日豊本線、吉都線の2本の鉄道が走り、40km圏内に宮崎空港と鹿児島空港が位置している。

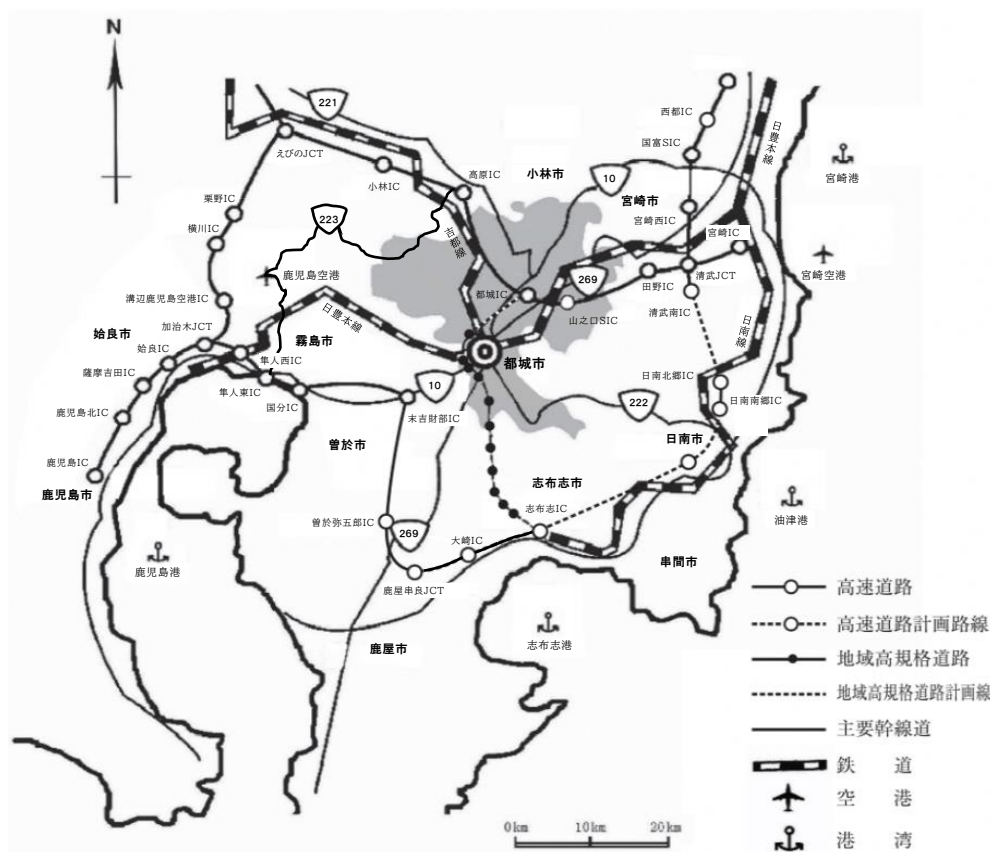
さらに、国の国際バルク戦略港湾の指定を受けている志布志港も40kmの距離にあり、陸・海・空の交通条件が整っている。また、その志布志港と本市を結ぶ地域高規格道路「都城志布志道路」は供用率約80パーセント（R3末）となり、着実に整備が進んでいる。また、生活道路として、市道、農道などが整備されている。

（2）近隣市町

東：宮崎市、三股町
西：霧島市
南西：曾於市
南：志布志市
南東：日南市、串間市
北：高原町、小林市

《 位置、緯度・経度（市庁舎位置） 》

東 経	北 緯
130° 52' 31" ～ 131° 15' 16"	31° 37' 12" ～ 31° 56' 41"
吉之元町（猪子石） 山之口町（青井岳）	安久町（尾平野） 高城町（四家）
◎市役所 東経 131° 03' 42" 北緯 31° 43' 11"	



2 地 形

本市で最も高い標高は、北西部に位置する霧島連峰南端の高千穂峰 1,573mで、都城盆地を形成する南部の中郷地域や山之口地域の市境界沿いにも、700mを超える山地が連なっている。標高がおおむね 150m前後の盆地中央部には、一級河川・大淀川が南から北へ貫流し、その周囲に市街地や集落地、水田が広がっている。さらに、その周辺部は、中央部から一段高くなり、標高 200～300mのシラス台地が形成されている。

3 地質・土壌

地質は、四万十層群を基礎として、その上を第四紀の堆積物が覆っている。

堆積物は、大淀川やその支流に沿って礫・砂・泥が分布し、その周辺には高位段丘礫やシラス、二次シラスが広く分布している。特に、火山灰からなるシラスは、西岳

地域南部や中央部、中郷地域の西部に広く分布しており、水に弱く豪雨や地震に伴って崩壊し易い特性がある。

土壌は、縁辺部の山地では、温暖多雨といった気候的な土壌生成要因により、褐色森林土壌が大部分を占めている。また、低地部の大淀川流域では、水田土壌として灰色低地土壌が分布し、その周辺には、霧島火山に起因する火山灰性の黒ボク土壌が分布している。この黒ボク土壌は、台地や段丘、山麓緩斜面等の安定した地形に多く分布し、そのほとんどは農耕地として利用されている。

4 気 象

気候は、標高が高いため、年平均気温は16℃～18℃程度とやや冷涼である。

内陸部の盆地に位置しているため、夏冬・昼夜の気温差が大きく、夜間の冷え込みが厳しい。

年間を通じての平均気温は17.7度（最高37.3度、最低-4.9度（令和7年））で、年間の降水量は毎年2,000～3,500mmで推移しており、多雨である。また、冬場は毎年数日程度の降雪日がある。

風速は、その年に発生した台風に影響されるが、都城特別地域気象観測所の記録による最大風速については、昭和20年9月17日の枕崎台風による35.0m/sが最高で、2位は昭和26年10月14日に34.7m/sを記録している。最大瞬間風速は、昭和26年10月14日のルース台風で51.4m/sを記録し、2位は平成5年9月3日の台風13号の46.7m/sであった。

通常は、四季を通じて風力は一般に弱いため、霧の発生や夏の雷が多い。

降水量は、都城特別地域気象観測所の観測史上1位の記録（統計期間1942年6月～2026年3月）として、日降水量は令和4年9月18日の台風14号で538.5mm、日最大10分間降水量は平成24年7月22日の豪雨で27.0mm、日最大1時間降水量は平成24年7月22日の豪雨で96.5mmであった。

5 人 口

本市の人口は161,554人（住民基本台帳 令和8年4月1日現在）で、世帯数は82,823世帯と県内第2位の人口規模であり、平成17年以降減少傾向にあったが、令和5年度からの人口戦略の取組みにより、前年同月比で令和6年4月は増加に転じたが、令和7年4月時点では微減となった。

人口密度は247.3人/k㎡で市中心部の人口集中地区には約69,000人を擁し、その周りには市町村合併により数千人から1万人規模の町が点在している。

65歳以上の高齢化率は、32.1%と全国平均の29.3%（令和6年10月1日現在）を上回り、高齢化が進んでいる。また、平均世帯人員は1.95人と年々世帯の小規模化が進んでいる。

第2節 災害危険箇所

1 災害危険箇所の範囲

災害危険箇所は、災害により住民の生命、身体及び財産に被害を及ぼすと考えられる河川、危険ため池、がけ地及び土石流のおそれがある地域等で、次に示すような関係機関による調査等で危険箇所として位置付けのある場所である。

- ① 土砂災害危険区域図に位置付けのある場所
- ② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）により、「土砂災害警戒区域」または「土砂災害特別警戒区域」に指定されている場所
- ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）により、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている場所
- ④ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）により、「砂防指定地」に指定されている場所
- ⑤ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）により、「地すべり防止区域」に指定されている場所
- ⑥ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）により、「浸水想定区域」に指定されている場所
- ⑦ 大淀川に係る「重要水防区域」、県管理河川に係る「重要水防箇所」に指定されている場所
- ⑧ 農業用水源としてのため池で、崩壊した場合に住家や公共施設等に被害を与えるおそれのある場所

2 水害危険箇所

（1）浸水想定区域

水防法第 10 条第 2 項の規定による国が指定する洪水予報河川、及び同法第 13 条第 2 項の規定により県が指定する水位周知河川について、同法第 14 条第 1 項の規定に基づいて作成された浸水想定区域、及び同法第 14 条の 2 第 2 項第 4 号の規定による市が指定する公共下水道の排水施設について、同法第 14 条の 2 第 2 項の規定に基づいて作成された浸水想定区域の範囲とする。

浸水想定区域の指定の状況は、次のとおりである。

《 大淀川水系における浸水想定区域 》

河川名	河川管理者	区 間	指定日
大淀川	国土交通省 宮崎河川国道事務所	左 大岩田町～ 高崎町縄瀬 右 大岩田町～ 高城町有水	平成 28 年 8 月 30 日 国九告示第 120 号
萩原川	県都城土木事務所	左 安久町 ～ 下長飯町 右 上長飯町 ～ 甲斐元町	令和元年 7 月 18 日 宮崎県告示第 180 号
沖水川	〃	左 三股町樺山～上川東 4 丁目 右 三股町長田～吉尾町	令和元年 7 月 18 日 宮崎県告示第 181 号
丸谷川	〃	左 山田町山田 ～ 岩満町 右 夏尾町 ～ 岩満町	平成 30 年 12 月 6 日 宮崎県告示第 941 号
東岳川	〃	左 高城町大井手～高木町 右 高城町大井手～桜木	令和元年 7 月 18 日 宮崎県告示第 182 号
高崎川	〃	左 高崎町前田～縄瀬 右 高崎町前田～岩満町	平成 31 年 3 月 28 日 宮崎県告示第 226 号
雨水出水 浸水想定 区域（下 水道区 域）			令和 8 年 3 月 13 日 都城市下水道局告示第 16 号

※ 浸水想定区域の詳細は、「都城市総合防災マップ」及び市ホームページによる。

（２）河川の重要水防箇所

国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所が所管する「大淀川水系」、及び県が所管するすべての河川について、指定されている重要水防箇所は次のとおりである。

《 大淀川水系における重要水防箇所 》

河川区分	水防区分	都城	山之口	高城	山田	高崎	計
大淀川水系	A	15	—	1	—	4	20
	B	35	—	4	—	2	41
	要注意区間	—	—	—	—	—	—
	重点区間	3	—	1	—	1	5
県管理河川	A	2	2	3	3	3	13
	B	5	1	1	—	1	8
	要注意区間	2	—	—	—	1	3
	上記以外の 重点区間	—	4	—	1	—	5

※大淀川水系の「B」には重点監視区間を含む。

※地区の内訳は左右岸で区間が別れるため代表区間で計上する。

（３）防災重点ため池・農業用ため池

「防災重点ため池・農業用ため池」は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設

等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池で、指定の状況は次のとおりである。

《防災重点ため池・農業用ため池》

区 分	都城	山之口	高城	山田	高崎	計
防災重点ため池	8	—	3	—	—	11
農業用ため池	5	3	1	—	—	9

3 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害警戒区域（急傾斜地）等

急傾斜地（傾斜度が三十度以上である土地の区域であって、高さが五メートル以上のものに限る。）次に掲げる土地の区域のうち急傾斜地の上端と下端の右端の点を通る鉛直面と左端の点を通る鉛直面で挟まれる土地の区域

① 急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該上端からの水平距離が十メートル以内のもの

② 急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該下端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の二倍（当該距離の二倍が五十メートルを超える場合にあっては、五十メートル）以内のもの（急傾斜地の崩壊が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

※指定される区域数については、「5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」に示す。

(2) 土砂災害警戒区域（土石流）等

その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川（当該上流の流域面積が五平方キロメートル以下であるものに限る。）のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一定の土地の区域であって、国土交通大臣が定める方法により計測した土地の勾配が二度以上のもの（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

※指定される区域数については、「5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」に示す。

(3) 土砂災害警戒区域（地すべり）等

地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域をいう。）。

また、地滑り区域に隣接する一定の土地の区域であって、当該地滑り区域及び当該一定の土地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影が、当該地滑り区域の境界線の投影のうち当該境界線投影と地滑り方向（当該地滑り区域に係る地滑り地塊が滑る場合に当該水平面上において当該地滑り地塊の投影が移動する方

向をいう。)に平行な当該水平面上の二本の直線との接点を結ぶ部分で地滑り方向にあるものを、当該境界線投影に接する地滑り方向と直交する当該水平面上の二本の直線間の距離(当該距離が二百五十メートルを超える場合にあっては、二百五十メートル)だけ当該水平面上において地滑り方向に平行に移動したときにできる軌跡に一致する土地の区域(地滑りが発生した場合において、地形の状況により明らかに地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。)

※指定される区域数については、「5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」に示す。

4 山地災害危険地区

(1) 国指定

国が指定する、豪雨時の斜面崩壊に伴う土砂流出、流木災害の危険性が想定される「山地災害危険地区」は、次の区分による。

《 山地災害危険地区 》

令和元年5月1日現在

区 分	都城	山之口	高城	山田	高崎	計
山腹崩壊危険地区	1	3	4	1	1	10
崩壊土砂流出危険地区	7	6	0	0	5	18
計	8	9	4	1	6	28

(宮崎森林管理署都城支署)

(2) 県指定

県が指定する、豪雨時の斜面崩壊に伴う土砂流出、流木災害の危険性が想定される「山地災害危険地区」は、次の区分による。

《 山地災害危険地区 》

H27.3.31 現在

区 分	都城	山之口	高城	山田	高崎	計
山腹崩壊危険地区	127	18	59	77	73	354
崩壊土砂流出危険地区	44	10	15	38	14	121
地すべり危険地区	1	0	0	0	0	1
計	172	28	74	115	87	476

(宮崎県北諸農林振興局)

5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

県が指定する、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」は、次のとおりである。

《 土砂災害警戒区域等 》

R4. 3. 31 現在

区 分	都城	山之口	高城	山田	高崎	計
土 石 流	84 (59)	24 (14)	15 (8)	38 (27)	9 (4)	170 (112)
地 す べ り	—	1 (0)	1 (0)	—	1 (0)	3 (0)
急傾斜地の崩壊	538 (521)	102 (97)	155 (149)	171 (166)	179 (169)	1145 (1102)
計	622 (580)	127 (111)	171 (157)	209 (193)	189 (173)	1318 (1214)

※（ ）は土砂災害特別警戒区域の箇所数（内数）

（砂防課）

6 火山噴火による避難対象地域

霧島山の噴火による火砕流または噴石の到達が予測される範囲を避難対象地域として、本計画（第5編 第3章 第3節「火山災害応急対策計画」）で定める。

避難対象地域は、御鉢の火口の中心から半径約5kmまでの範囲で、次の地区である。

《 火山噴火の避難対象地域 》

地区名	火口からの距離	対象とする噴火警戒レベル
御池町中山地区	約2.8km	レベル3、4、5
御池町望原地区	約3.0km	レベル4、5
吉之元町武床地区	約3.5km	〃
吉之元町荒襲地区	約4.5km	〃
御池町戸ノ口地区	約4.5km	〃
御池町有明、札立原、横尾地区	約4.5km	〃

第 2 編 風水害・共通対策編

第1章 基本的な考え方

市は、市民生活に甚大な被害が及ぼされる大規模な風水害に対処すべく、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

本編における風水害防災計画は、過去の災害事例及び水害、土砂災害危険箇所等により想定される災害を考慮し、想定される被害の程度、機能支障に対して、より現実的、計画的な風水害対策の実施を目指すものとする。

また、本編には、次の各編に関して、風水害対策と共通する事項を定める。

第3編 地震災害対策編

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

第5編 火山災害対策編

第6編 その他の災害対策編

なお、本編に記載する共通事項のほかに、各種災害対策において特に留意すべき事項については、各種災害対策編に記載する。

第1節 災害の想定

第1項 既往災害の事例

本市における過去の災害事例は、集中豪雨や台風等の風水害が多くを占めている。

7月から9月にかけての台風シーズンには、台風の経路が九州西部を通過するような経路をとるときに災害が発生しやすく、台風の影響により活発化した前線による雨に台風による雨が加わった場合に被害が拡大する。

昭和50年以降で被害の大きかった既往災害の記録は、次のとおりである。

《被害の大きかった風水害の降雨量記録（昭和50年以降）》

発生日	災害名	1時間雨量	24時間雨量
昭和51年6月22～25日	集中豪雨	68.0mm	204.0mm
平成5年7月31日～8月1日	大雨	61.0mm	308.0mm
平成5年9月3日	台風13号	63.5mm	224.5mm
平成9年9月16日	台風19号	41.5mm	271.5mm
平成16年8月28～30日	台風16号	38.0mm	280.5mm
平成17年9月4～6日	台風14号	33.5mm	429.0mm
平成18年6月23～24日	大雨	72.5mm	113.0mm

平成22年7月2～4日	大雨	45.0mm	234.0mm
平成24年7月22～23日	豪雨	96.5mm	108.0mm
平成28年9月19～20日	台風16号	88.0mm	156.5mm
平成30年9月29～30日	台風24号	50.0mm	247.0mm
令和元年6月30日～7月3日	大雨	48.5mm	372.0mm
令和4年9月15日～19日	台風14号	51.5mm	538.5mm

《被害の大きかった風水害の例（昭和50年以降）》

種目	細目	被害	災害名	発生日
人的被害	死亡	1人	台風14号	平成17年9月4～6日
		1人	台風16号	平成16年8月28～30日
		1人	台風19号	平成9年9月16日
		1人	台風14号	令和4年9月17～19日
	重傷	2人	台風14号	平成17年9月4日
		1人	大雨	平成18年7月21～23日
		1人	台風15号	平成23年9月15～21日
	軽傷	5人	台風15号	平成27年8月24～25日
		4人	台風16号	平成16年8月28～30日
		3人	台風4号	平成19年7月12～15日
住家被害	全壊	2戸	台風14号	平成17年9月4～6日
		2戸	大雨	平成22年7月2～4日
		1戸	台風19号	平成9年9月16日
		3戸	台風14号	令和4年9月17～19日
	半壊	81戸	台風14号	平成17年9月4～6日
		2戸	大雨	平成22年7月2～4日
		1戸	台風16号	平成16年8月28～30日
		80戸	台風14号	令和4年9月17～19日
	床上浸水	151戸	台風19号	平成9年9月16日
		104戸	台風20号	平成2年9月29日
		78戸	集中豪雨	昭和51年6月22～25日
		7戸	台風16号	平成28年9月19～20日
		8戸	大雨	令和元年6月30～7月3日
		210戸	台風14号	令和4年9月17～19日
	床下浸水	269戸	台風19号	平成9年9月16日

		263 戸	台風 20 号	平成 2 年 9 月 29 日
		190 戸	集中豪雨	昭和 51 年 6 月 22～25 日
		63 戸	大雨	令和元年 6 月 30～7 月 3 日
		34 戸	台風 16 号	平成 28 年 9 月 19～20 日
		25 戸	台風 14 号	令和 4 年 9 月 17～19 日

注) 被害の人数及び戸数は、宮崎県災異誌「災害の記録」に公式の被害記録として掲載されているものから抽出し、平成 27 年の被害記録は「宮崎県の主な災害情報一覧」(宮崎県)による。また、被害が大きい順に掲載している。

第2項 災害の想定

本市に発生する災害で、発生頻度が高く、人命や家屋等の財産、農林産物や農林業施設等に大きな影響を与える災害は、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川の氾濫等である。

想定される災害の規模は、過去において被害の大きかった平成9年台風19号、平成17年台風14号、平成28年台風16号、令和4年台風14号を基準として考慮する。

また、災害の発生場所は、【第1編 総論 第4章 第2節「災害危険箇所」】を主として想定する。

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

項 目	担 当
第1項 河川氾濫に伴う浸水想定区域の公表等	総務部、土木部、各総合支所
第2項 土砂災害警戒区域の公表	総務部、土木部、各総合支所
第3項 災害危険箇所対策	総務部、土木部、環境森林部、消防局、各総合支所
第4項 建築物の安全性確保	総務部、土木部、各総合支所
第5項 複合災害防止体制の整備	総務部、各総合支所
第6項 廃棄物処理対策	環境森林部

《 基本方針 》

市は、災害危険箇所対策等の実施等により、風水害に強いまちづくりを推進する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第1項 河川氾濫に伴う浸水想定区域の公表等

1 浸水想定区域の公表

- ① 市は、浸水想定区域内の地下施設（地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）または主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定める。
- ② ①に係る施設の名称・所在地、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、及び浸水想定区域内の要配慮者等の特に防災上の配慮を

要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地を、防災マップ等により住民に周知する。

避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項は以下のとおりである。

- ① 浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて選定した洪水時の避難所について周知を図る。
- ② 避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が完了するよう高齢者等避難を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織や自治公民館等の協力が得られる体制づくりを推進する。

なお、避難行動要支援者の避難については、「都城市要配慮者避難支援プラン」（令和3年3月改定。以下「避難支援プラン」という。）に基づき実施する。

第2項 土砂災害警戒区域の公表

市は、警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、広く住民に公表する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第3項 災害危険箇所対策

1 災害危険箇所調査の実施

市は、災害を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、洪水、地すべり、山崩れ、その他の異常現象により災害が発生するおそれのある場所について、あらかじめ調査し、実態の把握と応急対策の研究に努める。

（1）調査の実施者

災害危険箇所の調査は、市の防災担当部署を中心に、消防局、消防団、警察、自衛隊等の関係機関と、当該地域の住民によって実施する。

（2）調査の対象

災害危険箇所の調査は、災害により住民の生命、身体及び財産に被害を及ぼすと考えられる河川、防災重点ため池、がけ地及び土石流のおそれがある地域等で、関係機

関による調査等で危険箇所として位置付けのある場所、及び地域の住民により通報のあった場所とする。【総則編 第4章 第2節「災害危険箇所」参照】

(3) 調査の方法

- ① 住民から、危険である旨の連絡があった場合は、随時、市の関係部署及び関係機関と共同して調査を行う。
- ② 関係機関合同による調査を計画的に実施し、参加した各機関が調査対象箇所に対する認識を深めるとともに、相互に意見交換を行うことによる連携の強化と防災対策の改善を図る。
- ③ 調査の実施に当たっては、個別に「災害危険箇所調査票」等を作成して状況を記録し、これを台帳として整理する。

(4) 調査結果の活用

災害危険箇所の調査の結果は、次により処理する。

- ① 災害時における対策の確認をするとともに、不十分な事項については必要な対策を防災関係機関及び各対策部で検討し、住民及び関係機関への周知を図る。
- ② 公共土木施設等に係る場合等で、市または県として緊急な対策を要する場合は、速やかに施設の管理者や関係機関に連絡し、必要な対策を講じる。
- ③ 民地や民間の建物等のみに係る場合で、公共的な工事による対策が望めず、緊急を要する場合は、所有者や関係者に対して、安全かつ適切な対策を講じるよう指導する。

この場合、市は、できる限りの支援を行う。

- ④ 新たに災害危険箇所として位置付ける必要のある場所、または対策工事等の施工及び開発等による地形の変化により災害の危険が解消された場所、その他状況が変化した事項等については、これに応じて地域防災計画に必要な修正を加える。

2 防災に関する研究成果等の収集

市は、防災に関する学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等を収集することにより、効果的な応急対策の推進を図る。

3 その他災害危険箇所

(1) 水防計画の重要水防箇所

市は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、または指定河川について水防警報が発せられたとき等には、水防計画書に示す重要水防箇所の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団(消防団)を配置する。

通報その他災害予防上必要な事項については、水防計画書に定めるところによる。

（２）主要道路交通途絶予想箇所

市は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

なお、落石等の指定箇所については、【第2編 第2章 第3節「道路交通関係施設の整備と管理 《道路防災総点検結果に基づく要点検路線》」に示す。

4 災害危険箇所の調査結果の周知

（１）災害危険箇所の点検体制の確立

市は、県土木事務所や農林振興局、消防機関、警察等関係防災機関等と協力して、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。

災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織や住民の参加を得て行うよう努める。

（２）災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

- ① 市は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。
- ② 市は、①以外に把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべり等の危険性について調査し、結果を住民に周知する。

（３）災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により住民に周知する。

- ① 災害危険箇所の他、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した防災マップの作成・掲示・配布を行う。
- ② 広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や自治公民館等の活動等、あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

第4項 建築物の安全性確保

1 防災建築の促進

市は、建築物の多数を占める木造住宅については、建築主や関係事業者に対して、住宅建設の際は台風・暴風対策も含めた防災対策を行うよう広報・啓発に努める。

また、木造の公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設・建替えを行う。

2 建築物の災害予防措置

- ① 雪崩、地すべり、がけ崩れ等により人体、生命に危険を及ぼすおそれがある区域内の居住者が、危険区域外に移転する場合の住宅の新築、並びに建築基準法第10条の規定により特定行政庁から住宅の除却、移転または改築の命令の予告通知を受けたものが移転する住宅の新築または改良については、その費用について、住宅金融公庫の特別融資がなされるため、該当者への融資利用の広報により、これを促進し安全化の向上を図る。
- ② がけ地近接等危険住宅移転事業は、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う者を対象とし、補助金を交付する市町村に対して国と県が必要な助成を行う制度であることから、急傾斜地崩壊防止対策と併せ、これを促進し、住民の生命の安全を図る。

3 重要施設の安全性確保

不特定多数の者が利用する建築物、学校、医療機関等の応急対策上重要な建築物については、風水害等に対する安全性の確保に特に配慮する必要がある。

よって、市はもとより、民間の建築主や関係事業者に対してもその重要性の広報・啓発に努める。

4 関連施策の推進

市は、災害時の避難路の確保のため、施設管理者等に対して、建築物の外壁や看板等の落下物対策及びブロック塀や道路に面した自動販売機の転倒防止等の安全対策を図るよう広報・啓発に努める。

また、施設管理者等は、上記の安全対策のほか、建築物における天井材など非構造部材の脱落防止、家具等の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等にも努めるものとする。

第5項 複合災害防止体制の整備

市は、複合災害（同時または連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）による被害の深刻化を防ぐため、複合災害に対する備えの充実を図る。

- ① 複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。
- ② 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員することで後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等について定めておく。

- ③ 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第6項 廃棄物処理対策

市は、災害時に発生する廃棄物の処理を、迅速かつ効率的に行える体制等を整備する。

（1）災害廃棄物処理計画の見直し

所管施設の被災状況及び必要作業量の調査方法についてのマニュアル作成や、災害時に排出される廃棄物を一時保管するための候補地の確保等について検討する。

（2）仮設トイレ等の確保

災害時における仮設トイレの設置及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

（3）収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

（4）廃棄物処理施設の設置に関する協議

災害時の迅速な廃棄物の処理を行うため、あらかじめ知事に対して、災害時に設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設及び委託する事業者について協議し、同意を得ておく。

第2節 災害発生前における体制の整備

項 目	担 当
第1項 警報等の伝達体制の整備	総務部、各総合支所
第2項 避難誘導体制の整備	総務部、地域振興部、福祉部、健康部、こども部、教育委員会、各総合支所
第3項 災害未然防止活動体制の整備	総務部、土木部、各総合支所
第4項 り災証明書発行体制等の整備	総務部、各総合支所、消防局
第5項 各種データの保存及びバックアップ体制の整備	関係各部

《 基本方針 》

市は、風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動、り災証明書の発行体制等を整備する。特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示のほか、要配慮者、特に避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する。

また、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

第1項 警報等の伝達体制の整備

市は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとするほか、降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施するため、事前に広報要領を定めておく。

市及び防災関係機関は、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

第2項 避難誘導体制の整備

市は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難誘導体制を整備する。

1 避難対象地区の指定等

市は、過去の風水害の履歴や災害危険区域及び土砂災害警戒区域等地域の実情から判断して、台風や豪雨等による浸水、山・がけ崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、住民、自主防災組織等と連携して、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

2 避難計画の作成

市は、関係機関の協力を得て、管内の地域の実情に応じた下記の内容の避難計画を作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

- ① 災害危険箇所の概況
- ② 住民への情報伝達方法
- ③ 避難所・避難路
- ④ 避難誘導員等

また、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

3 要配慮者対策

市は、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自治公民館、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難行動要支援者に関する情報の共有により、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努めるものとする。

特に、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和7年6月）」及び都城市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例（平成28年条例第48号）をもとにして、避難行動要支援者の登録制度を確立し、避難行動要支援者名簿の作成による情報把握、市・支援者・関係機関の間で情報共有するとともに、個別避難計画を作成し、避難誘導及び安否確認の支援体制の整備に努める。

また、土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設は、避難の実効性確保のため、避難確保計画の作成、避難訓練の実施に加えて市町村へ報告を行わなければならない。

4 避難情報の基準の明確化

市は、原則として、避難情報について、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」

（令和3年5月）を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準を定めておく。

特に、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。また、土砂災害警戒区域等を避難指示の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

避難指示の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

なお、災害が発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示するが、指示した際には速やかに県知事に報告する必要がある。

5 避難情報の伝達系統・伝達体制の整備

市は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるようあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、主に以下のような伝達手段により、あらかじめ、危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を整備する。

- ① テレビ放送（ＢＴＶケーブルテレビを含む。）
- ② ラジオ放送
- ③ 市防災行政無線
- ④ 緊急速報メール
- ⑤ 災害情報共有システム（Ｌアラート）
- ⑥ Facebook等のSNS（ソーシャルネットワークシステム）
- ⑦ 広報車、消防機関による広報
- ⑧ 電話、ファクシミリ、登録制メール
- ⑨ 消防機関、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

6 自主避難体制の整備

市は、住民が気象警報・注意報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民への指導に努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓

練を行う等、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

また、住民は、豪雨などにより災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れなどの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合などにおいては、隣近所声を掛け合っ
て自主的に避難するよう心掛ける。

7 避難所、避難路の安全確保

市は、避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、
適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

第3項 災害未然防止活動体制の整備

市は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材
の備蓄を行うとともに、平常時より水防計画の作成をはじめ、水防活動の体制整備や危険
を伴う水防活動に従事する者の安全確保体制の整備に努める。

また、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成
を行う。

第4項 り災証明書発行体制等の整備

市は、住民の生活再建を迅速に実施するために必要となる「被災者台帳」を作成する
ため、り災証明書発行体制を整備する。

り災証明書発行の根拠となる住家被害認定調査については、被害想定に基づく必要人
員数・資機材等の把握、不足の場合の調達体制、他自治体からの受援体制等について検討
の上、順次必要な整備を行う。

また、総務部と消防局は、被災住民に迅速かつ的確な対応が取れるよう、関係各部等
と事前協議等を行い、り災証明書発行事務に係る連携体制を確立する。

なお、り災証明書の発行に際しては、被災した住家の被害認定調査を行う職員の確保
が必要となることから、認定を行うための被害認定調査体制の整備を図るとともに、正確
かつ速やかに調査を行うことができるよう、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針
(内閣府)」や、県や被災経験のある自治体より調査経験のある職員の協力を要請し、被
害認定調査を担当する市職員の研修等の実施により、ノウハウを持った人材の育成に努め
る。

第5項 各種データの保存及びバックアップ体制の整備

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図
面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップ

が可能な体制の整備を行う必要がある。

市においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、市において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

第3節 道路交通関係施設の整備と管理

項 目	担 当
第1項 道路交通の安全性の確保	土木部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、災害が発生した場合においても安全な交通が確保できるよう、平常時から所管する道路及び道路施設について点検を行うとともに、安全性を維持するために必要な補修または改良を行わなければならない。

また、災害時の応急対策活動や消火活動の支障となるおそれのある道路等については計画的な整備改善を図る。

第1項 道路交通の安全性の確保

1 道路等の点検と対策

- ① 道路または橋梁本体の老朽化や隣接地の形状の変化により道路が弱体化していないか点検し、必要な補強または改良を行う。
- ② 山腹の道路、または河川、水路沿いの道路においては、路肩が決壊するおそれがないか点検し、必要な補強または改良を行う。
- ③ 法面のある道路にあつては、落石のおそれがある浮き石や法面のひび割れがないか点検し、必要な除去作業や保護工を行う。
- ④ 排水施設については、土砂等の堆積による排水不良箇所や漏水箇所がないか点検し、必要な浚渫または補修を行う。
- ⑤ 転倒すると道路を遮断するおそれのある道路附属物や植栽等について点検し、必要な補強を行う。
- ⑥ 浸水想定区域内の道路については、側溝蓋の破損状況や転落防止柵の設置状況等を点検し、冠水時における歩行者の事故を未然に防止するための必要な安全対策を講じる。

2 道路防災総点検の結果の活用

豪雨等による災害を防止するため、国土交通省の指導により道路法面の安定性等について点検を行う「道路防災総点検」の結果を踏まえ、要対策箇所については、早期に対策工事を実施するほか、未対応箇所及び道路防災カルテ作成箇所については、パトロールを実施する等状況の変化に注意する。

《 道路防災総点検結果に基づく要点検路線 》

路線名	等級	所在地	区分	警戒事象
下川崎・佐土平線	1	関之尾町	2	落石・崩壊
渡司・古江線	1	美川町	2	落石・崩壊
高野・夏尾線	1	高野町	2	落石・崩壊
高野・大塚線	1	高野町	2	落石・崩壊
今平・下川崎線	2	関之尾町	2	落石・崩壊
金御岳公園線	2	安久町	2	落石・崩壊
尾首山・馬渡線	2	夏尾町	2	落石・崩壊
乙房・谷頭線	1	野々美谷町	2	盛土
大倉田・宮ノ前線	2	美川町	2	盛土
田野・西田野線	1	吉之元町	2	盛土
青井岳中河内線	1	山之口町青井岳	1	落石・崩壊
六十田大久保線	2	山之口町六十田	2	擁壁
田尾田辺線	1	高城町有水	2	落石・崩壊
七瀬谷太郎線	2	高城町有水	2	落石・崩壊
田辺雁寺線	2	高城町有水	2	落石・崩壊
蓑野井之城線	1	高城町四家	2	地すべり
蓑野蔵ヶ野線	2	高城町四家	2	地すべり
修行田中線	1	山田町山田	1	落石・崩壊
山之神大生線	その他	山田町山田	1	落石・崩壊
上椎屋大生線	その他	山田町山田	1	落石・崩壊
石風呂上椎屋線	2	山田町山田	1	落石・崩壊
下是梶原線	2	山田町山田	2	盛土
日向前田駅霞神社線	2	高崎町前田	2	落石・崩壊、擁壁
後平中轟線	1	高崎町縄瀬	2	落石・崩壊、擁壁
椎屋岩瀬ダム線	1	高崎町笛水	2	落石・崩壊、盛土

※「等級」は、1：1級市道、2：2級市道である。

「区分」は、1：対策を要する箇所、2：防災カルテを作成し対応する箇所である。

3 道路、橋梁等の整備

市は、道路または橋梁等の新設、改良を計画するときは、当該道路の防災上の位置付けや地域における防災上の役割を勘案して構造及び規格を検討する。

また、市街地においては、緑道や広幅員の道路、公園等が延焼遮断帯の役割を担うことも考慮し、火災の延焼防止に努める。

第4節 ライフライン施設の機能確保

項 目	担 当
第1項 水道施設の整備	上下水道局
第2項 下水道施設の整備	上下水道局
第3項 ガス、電力、通信施設の整備	宮崎ガス、九州電力、九州電力送配電、 N T T 西日本

《 基本方針 》

上下水道施設及びガス、電力、通信施設は、災害時の応急対策のみならず市民生活に必要な不可欠なものであることから、各施設管理者は、平常時から被害の予防や軽減のための措置を講じ信頼性の向上に努める。

第1項 水道施設の整備

1 水道施設

(1) 応急給水、復旧体制の整備

- ① 災害時の応急給水に備えて給水車、給水タンク、給水袋等の資機材を整備する。
- ② 緊急連絡体制及び動員計画、応急復旧の方法等についての詳細を定めたマニュアルを作成し、効率的な災害応急対策を図る。

(2) 応援体制の整備

甚大な被害により管理者による応急復旧作業が困難な場合に対処するため、関係団体や隣接市町との応援協力体制を確立する。

(3) 基幹的施設の安全性の向上

浄水場や配水施設等の防災機能を向上させるとともに、平常時から施設や設備の点検を行い、老朽化した管路等については耐久性のある施設への更新を行う。

(4) 安全性の高い水道システムの構築

バイパス管、仕切り弁等の増設により市民生活への影響を最小限度に抑えるよう努める。

(5) 給水の安全性の確保

災害による水質の悪化、汚濁、汚染等の防止、または被害の軽減を図るため、必要となる資機材及び薬剤等の整備を行う。

（6）水道業務継続計画の策定

災害対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう「下水道BCP策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編）」（国土交通省）等を踏まえて上下水道事業業務継続計画（上下水道BCP）を策定し、必要に応じて随時見直しを行う。

第2項 下水道施設の整備

1 下水道・農業集落排水施設

（1）復旧体制の整備

- ① 停電時における施設の稼働に必要な非常電源設備等を整備するとともに、継続的な点検により安定性を確保する。
- ② 汚物の貯留、中継施設の確保、処理施設代替方策等について検討しておく。
- ③ マンホールトイレ等への対応を検討しておく。
- ④ 処理施設や管路が被災した場合に対処するため、緊急連絡体制及び動員計画、応急復旧の方法等についての詳細を定めたマニュアルを作成し、効率的な災害応急対策を図る。

（2）応援体制の整備

甚大な被害により市による応急復旧作業が困難な場合に対処するため、関係団体や周辺市町との応援協力体制を確立する。

（3）基幹的施設の安全性の向上

幹線管渠、処理場、ポンプ施設等の基幹的施設については、施設の改修や老朽管の更新を計画的に行い、より高い安全性を確保する。

（4）下水道業務継続計画の策定

災害対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう「下水道BCP策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編）」（国土交通省）等を踏まえて上下水道業務継続計画（上下水道BCP）を策定し、必要に応じて随時見直しを行う。

第3項 ガス、電力、通信施設の整備

ガス、電力、通信施設の災害発生を未然に防止するための対策の詳細は、各事業者の業務計画によるものとする。

1 ガス施設 [宮崎ガス株式会社（都城支店）]

ガス施設の災害発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

（１）工場設備

① 設備の保全基準の維持

施設全体について、台風、地震、火災等の災害に対する予防対策として、施設のそれぞれについて保全基準（点検、検査基準）を策定の上実施するものとする。

② 台風及び地震対策

工場は「災害予防計画」を策定し、警戒体制及び非常体制の具体的措置を定めるものとする。

③ 防火管理

工場は「火災予防計画」及び「消防計画」を策定し、防火責任者を選任して次の予防点検を実施する。

ア 調査

毎年1回、危険物関係及び高圧ガス関係防火対象物並びに消火設備について調査し、リスト及び配置図を作成する。

イ 防火責任者の予防点検

防火責任者は、次の事項について定期及び臨時の点検を行う。

- ・建物、工作物、火気使用場所、危険物関係施設、電気機械設備、消火設備、通報設備、避難救助設備、その他

（２）導管設備

導管の材質接合方法、工事方法等の設置基準及び作業基準を定めて実施するほか、次のような保安業務を平常業務として実施する。

① 漏洩検査

導管漏洩検査、臭覚検査、橋梁管検査、自社地下埋設物調査、大口需要家調査、需要家巡回調査を定期的に実施するほか、漏洩多発箇所、自社工事跡等について重点的に特別調査を実施する。

② 他工事現場の防護

他企業の地下埋設物工事等については、宮崎県地下埋設工事等連絡協議会において策定した長期計画に基づき、関係機関と緊密な連絡の下に導管等の防護に当たる。

③ 中圧路線調査

前記の漏洩調査以外に、路線パトロール及び毎年1回特別調査を実施する。

(3) 需要家関係施設

- ① 各需要家宅の屋内におけるガス漏洩防止策として、メーター入口の手前には、すべてメーターガス栓を取り付ける。また、流量センサー、圧力センサー、感震器等と接続された遮断回路及び遮断弁を内蔵したマイコンメーターの普及を図る。
- ② 引込管内径 70mm 以上の需要家その他必要と認められる需要家には、道路と敷地の境界付近部分に遮断バルブを設置する。
- ③ 各需要家宅の屋内におけるガス漏洩早期発見対策として、ガス漏れ警報器等の普及を図る。

2 電力施設 [九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社]

(1) 電力設備の災害予防措置

① 水害対策

ア 水力発電施設

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検、整備を実施する。

- a ダム、取水口の諸設備及び調整池・貯水池の上下流護岸
- b 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係
- c 護岸、水制工、山留壁
- d 土捨場
- e 水位計

イ 送電設備

a 架空電線路

土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

b 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では、屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

② 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

③ 雷電対策

ア 送電設備

架空地線の設置、アークホーンの取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷電を予知した場合は、系統切替等により災害の防止、または拡大防止に努める。

イ 変電設備

電気設備に関する技術基準による雷電対策の他、必要な箇所には耐雷遮へいの強化を行う。

また、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ 配電設備

架空地線の設置及び耐雷機材（アレスター、限流アークホーン等）の取り付けによる雷害対策を実施する。

④ 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形、地質等を考慮して、状況により擁壁、石積み、排水溝等の対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平常時から関係箇所へのPRを徹底する。

（２）防災業務施設及び設備の整備

① 観測、予報施設及び設備の整備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、河川水位等の観測施設及び設備を強化、整備する。

② 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

（３）災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確

保にも努める。

また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般の消費者に対しては、平常時からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の利用や、パンフレット、チラシ等の作成配布を通じて、次の事項に対する認識を高めるよう広報活動を行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力の事業所等に通報すること。

ウ 断線垂下している電線には絶対触らないこと。

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

キ その他事故防止のため留意すべき事項

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

3 通信施設 [西日本電信電話株式会社（宮崎支店）]

災害に備えるための通信施設の信頼性向上対策は、以下のとおりである。

(1) 通信設備

① 中継センタの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センタを分散設置（宮崎、都城）し、回線を分散収容し危険防止を図っており、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、そ通の円滑化を図る。

② 中継伝送路の2ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の2ルート化（ループ化）を図っていく。

③ 耐震・防風対策

N T Tビルや無線用鉄塔は、震度6程度の地震及び風速60m/secにも耐えられる設計になっている。

また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講じる。

④ 停電対策

停電時に備え、自家発電設備や蓄電池を設置している。

また、被災の状況により、移動電源車及び発動発電機等による対処を図る。

⑤ 受付呼（104／116／113／115）の分散化

県内の受付センタが被災した場合は、以下のとおり分散受付となる。

ア 104 呼 九州管内の 104 センタへランダム分散受付される。

イ 116 呼 宮崎をはじめ九州管内の 116 センタへ分散受付される。

ウ 113 呼 受付交換機の分散化を図っていく。

エ 115 呼 九州管内の 115 センタへ分散される。

⑥ 地中化の推進

防災上の観点において、地上よりも地中化の方が信頼性が高いことから、自治体及び他事業者とも連携を図りながら積極的に推進を図っていく。

（2）建 物

① 防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。

また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講じる。

② 防水対策

洪水等による浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉を設置している。

また、小規模な建物の場合、立地条件に応じ敷地そのものを高くする等の対策を講じる。

第5節 農林業災害予防計画

項 目	担 当
第1項 災害の予防対策	農政部、環境森林部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、風水害による農作物等への災害を未然に防止するため、市、農業従事者及び関係団体等による相互協力体制の中で、防災の観点に立った営農体制の構築に努める。

第1項 災害の予防対策

1 農業災害の予防

(1) 作物に対する対応

水稻について、耐倒伏性の強い品種の採用により、被害の軽減を図る。

また、果樹や畑作物について、防風垣、防風ネット、及び倒伏防止のための支柱等の設置や、ハウス施設等の補強により、風害予防対策を実施する。

(2) 農業施設対策

水害による農作物への被害を防止するため、用排水路等の農業施設について、次のような災害予防を推進する。

- ① 排水路の浚渫、除草、障害物の除去等の維持管理及び破損箇所の修繕
- ② 取水または排水のための各種施設の定期的な点検・整備

(3) 農地保全

水害による農地の浸食等の被害を防止するため、テラス水路や排水溝等の整備を実施し、土壌流失と農地損壊を予防する。

(4) 営農指導の体制

台風等により災害が予測される場合は、災害の事前対策・事後対策について、県の北諸県農林振興局（地域支援課）を軸に、営農指導の体制を確立する。

2 林業災害の予防

(1) 森林の保全

森林の保全により、次のような災害予防を推進する。

- ① 表土浸食、土砂流出の防止
- ② 山地崩壊の予防
- ③ 岩石の安定、落石の抑制等による被害の防止
- ④ 風害に対する田畑や住宅等の防御

（２）危険性の解消

立木竹の倒伏による被害を防止するため、人家や公共施設付近の森林についてパトロールを実施し、影響を与えるおそれのある立木竹については、所有者や管理者と協議して危険性の解消に努める。

なお、日常管理を行う所有者や管理者等は、異常を発見した場合には、直ちに市の担当部署（本庁環境森林部または総合支所）に連絡する。

（３）無秩序な開発防止

林地開発や土砂採取等について監視体制の充実を図り、無秩序な森林破壊の防止に努める。

3 家畜災害の予防

（１）施設等の整備

災害を想定して、畜舎や鶏舎等の施設の補強、場所の選定への適切な指導を行う。

（２）飼料の確保

計画的な飼料の作付及び収穫を図るとともに、収穫した飼料の集積場所や保管方法等について適切な指導を行う。

（３）家畜の飲用水確保

畜産業の飼育者は、災害時の家畜飲用水について、あらかじめ確保しておくものとする。

（４）家畜の避難対策

畜産業の飼育者は、家畜の避難場所、避難の方法等について、あらかじめ検討し定めておくものとする。

第6節 水害予防計画

項 目	担 当
第1項 河川対策	総務部、土木部、上下水道局、各総合支所
第2項 ため池対策	農政部、各総合支所
第3項 調整池等対策	上下水道局他
第4項 ダム対策（木之川内ダム）	農政部
第5項 パイプライン対策	農政部

《 基本方針 》

市は、想定される洪水に対して、河川の構造上の計画的な整備を推進するとともに、住民に対して、浸水被害に関する情報の周知を図り、もって、水害予防の意識の高揚と被害の軽減を促進する。

第1項 河川対策

1 河川の改修・整備

市は、河川堤防の未整備により浸水被害が発生する箇所について、実態の把握に努めるとともに、河川管理者に対して、積極的に整備を要請する。

2 点検による予防対策

水防団（消防団）は、平常時においても随時に河川の堤防の見回りを行い、堤防の欠損や亀裂の発生、または漏水等について点検を行い、異常箇所を発見したときは速やかに河川管理者に通報するとともに、必要に応じて適切な措置を講じる。

3 警戒情報等の伝達

市は、河川水位の状況や水門閉鎖に関する情報等について、浸水想定区域の地域住民に対して伝達する手段の構築に努め、早期の避難による安全の確保を図る。

4 水門操作員の配置

市は、河川管理者から委託されている水門の管理について、河川の水位が上昇し、排水路への外水（河川水）の逆流のおそれがあるときは、あらかじめ依頼している水門操作員を配置し、監視及び操作を要請する。

水門操作員は、河川の増水時に的確かつ迅速な状況判断と機械操作が行えるよう、平常時から施設の点検を行うとともに、河川管理者や市が行う研修等に積極的に参加

し、技術の向上に努める。

5 水防資機材の整備

市は、水害の発生時において、水防団（消防団）が迅速かつ的確な水防活動が行えるよう、平常時から水防資機材の点検を行い、必要に応じて補充、整備を行う。

また、水防資機材を保管する倉庫について、適切に配置する。

《 水防倉庫 》

No.	河川名	水防倉庫名	No.	河川名	水防倉庫名
1	年見川	姫城水防倉庫	7	大淀川 東岳川	高城水防倉庫
2	大淀川	沖水水防倉庫			
3	横市川	横市水防倉庫			
4	大淀川	志和池水防倉庫			
5	庄内川	庄内水防倉庫			
6	高崎川	高崎水防倉庫			

6 防災マップの作成

市は、洪水による被害の軽減を図るため、国、県により浸水想定区域が指定された河川について、その調査結果に基づき、洪水により想定される水深や浸水の範囲等の災害危険箇所の情報、早期の立退き避難が必要な地域及び避難所や救急医療施設等の避難に関する情報を掲載した「防災マップ」を作成し、必要に応じて改訂を行い、随時、住民への配布や公共施設等への掲示により周知を図る。

7 内水排除施設の点検

市は、河川の水門閉鎖時における内水による浸水被害の軽減を図るため整備されている内水排除施設について、災害時に連続して効果的な運転ができるよう、平常時から整備、点検を行うとともに、停電に備えて発動発電機と必要な燃料等について整備を行う。

また、内水による浸水被害の抑制のため、調整池の整備を促進する。

《 内水排除施設 》

	施設名	設置場所	設置	計画排水量	運転責任者
1	甲斐元ポンプ場	甲斐元町栄源寺樋管	H16.3	3.75t/s	下水道課
2	甲斐元ゲートポンプ場	甲斐元第1樋管	H14.3	1.1 t/s	維持管理課
3	姫城川排水機場	西町第1樋管	H18.3	5.0 t/s	維持管理課
4	移動式排水ポンプ	鷹尾1丁目思案橋樋管	—	0.5 t/s	国土交通省
5	移動式排水ポンプ	川東第2排水樋管	—	2.5 t/s	国土交通省
6	移動式排水ポンプ	高城町穂満坊樋管	—	2.5 t/s	国土交通省
7	沼川ポンプ場	宮丸第1樋管	H22.3	3.0 t/s	下水道課
8	岳下ポンプ場	岳下樋管	H25.3	2.5 t/s	下水道課
9	志比田調整池	志比田	—	—	下水道課
10	都島ポンプ場	都島町	H28.12	1.5 t/s	下水道課
11	可搬式排水ポンプ	金田町	R7.4	1.5 t/s	維持管理課
12	可搬式排水ポンプ	志比田町	R7.4	1.5 t/s	下水道課

第2項 ため池対策

1 老朽ため池の改修

市は、老朽化して不安定になっているため池について、適切な整備、改修を実施し、安全を確保する。

2 点検による予防対策

ため池の管理者や水利組合等は、随時ため池を見回り、堤体や樋管の状況、漏水の有無等について点検を行い、異常箇所を発見したときは、速やかに市の関係部署に通報する。

市は、堤体等の損壊による被害を未然に防止するため、必要な措置を講じる。

3 ため池ハザードマップの周知

市は、防災重点ため池及び農業用ため池が崩壊した場合に住家や公共施設等に及ぼす被害を想定したハザードマップについて、関係住民等へ周知を図るものとする。

第3項 調整池等対策

市は、浸水被害の軽減を図る調整池・貯留池等については、既存の志比田調整池は機能確保に向けて平常時より点検・維持管理に努め、近年の気象状況及び他都市の被災状況を踏まえ、水害対策に効果的な場所における新たな整備を検討する。

なお、開発行為により設置された調整池については、管理者（個人、市）が土砂排除等機能低下にならないよう適切に管理を行うものとする。

第4項 ダム対策（木之川内ダム）

市は県と連携し、畑地かんがいの水源となるダムの機能確保に向けて、平常時の点検・維持管理の徹底を図る。

第5項 パイプライン対策

市は、農業水利施設であるパイプラインの機能確保に向けて、平常時より点検・維持管理等に努める。

第7節 土砂災害予防計画

項 目	担 当
第1項 土砂災害対策	総務部、土木部、各総合支所
第2項 山地災害対策	環境森林部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、一瞬にして住民の生命を奪うおそれのある急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり（以下「土砂災害」という。）に対し、県と協力して災害防止のための事業を推進するとともに、住民の円滑かつ安全な避難を確保するため、的確な情報伝達体制の構築を推進する。

第1項 土砂災害対策

1 予防措置の実施

市は、県が実施する各種土砂災害対策事業について、円滑な施工ができるよう協力するとともに、未整備箇所については、県に対して、積極的に事業の導入を要請する。
また、緊急な対策を必要とする小規模な危険箇所について、単独により次に掲げる対策を検討する。

- ① 地表水によるがけ面の洗掘防止と浸透水による崩壊を防止する排水溝の設置等
- ② がけ地や台地の端部にあり崩落を誘発するおそれのある大きな樹木の伐採
- ③ 亀裂や浮き石のある不安定な斜面について、ビニールシートまたはコンクリート等での補強等
- ④ 二次災害防止のためのシート、杭等の保管

2 警戒・避難体制の整備

（1）情報の収集・伝達

市は、大雨注意報、警報、雨量観測値等の情報や住民からの情報等を収集し、避難に関する的確な判断が出来るように努める。

また、避難情報は、防災無線、地域の有線放送、テレビ、広報車等により迅速かつ円滑に伝達する体制を整備する。

（2）避難基準の策定

市は、関係法令に基づき県が指定する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等についての資料を

整備するとともに、過去に発生した土砂災害発生時の雨量と、研究機関の成果等を参考として、避難の基準について検討を行い警戒・避難体制の充実を図る。

また、避難基準の検討を行う際には、大雨警報発表中において土砂災害についてより厳重な警戒を呼びかける必要がある場合に、地方気象台と県が市町村単位で発表する土砂災害警戒情報と、これを補足して県が提供する総合河川砂防情報システムによる土砂災害発生予測情報とを参考として、土砂災害警戒区域ごとの避難基準の策定に努める。

3 パトロールの実施

(1) 危険区域等の点検

市は、梅雨期及び台風期の前等、危険渓流や斜面崩壊の危険性のある区域等の防災パトロールを行うことにより現状の把握に努め、災害を未然に防止するため、県と協力して、必要に応じて適切な対策を講じる。

(2) 危険箇所指定の促進

市は、危険性の高い急傾斜地や渓流等については、危険箇所の指定に基づく土砂災害対策事業が計画的に実施されるよう、県に対して、指定の要請を行うとともに、円滑な手続きが行えるよう地元との調整を行う。

また、国及び県の実施する危険区域の把握に関する各種調査に協力し、対策を促進する。

(3) 住民によるパトロール体制の促進

市は、危険度の高い地域において、災害発生の兆候の早期発見に努めるため、地元の消防団や自主防災組織等の住民による自主的なパトロール体制の確立を促進する。

消防団及び自主防災組織等は、日常生活の中で行う見回りにおいては、次に示す内容の点検を行い、異常が認められるときは、速やかに、市または県の関係部署に通報するものとする。

《 災害発生の兆候の早期発見のための点検項目 》

区 分	点検内容
急傾斜地崩壊危険箇所	湧水の発生またはその量の増加、水みちの変化、濁水、転石、倒木、地鳴り等
地すべり危険箇所	地割れ、陥没、隆起、建物や立木の傾き、湧水等
土石流危険渓流	谷の水量の変化、濁水、山鳴り等

4 住民への周知

(1) 看板の設置

市は、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域等、土砂災害危険箇所の現地におけ

る周知については、所管する県の関係部署と調整を図り、看板の設置を行う。

(2) ホームページの活用

市は、別に作成した「土砂災害危険箇所における避難経路図」等に基づき、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域、その箇所・区域ごとの避難所・避難経路等を市ホームページに掲載し、住民への周知を図る。

5 防災マップの作成

市は、土砂災害による被害の軽減を図るため、急傾斜地崩壊や土石流による土砂災害が予想される土砂災害警戒区域等の災害危険箇所、避難所、避難経路及び救急医療施設等の避難に関する情報を掲載した「防災マップ」を作成し、必要に応じて改訂を行い、随時、住民への配布や公共施設等への掲示により周知を図る。

6 土砂災害防止法

市は県と連携して、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき指定される、土砂災害から住民の生命を守るために、あらかじめ土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図る。

特に著しい土砂災害が発生するおそれがある区域においては、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行う。

《 土砂災害防止法に基づく区域指定の流れ 》

県	基礎調査の実施	土砂災害により被害を受けるおそれがある土地の地形、地質、土地利用状況等について調査を実施する。
県	基礎調査結果の住民への説明	関係する住民から指定に対する理解を得るとともに、土砂災害に対する啓発のため説明を行う。
県	土砂災害警戒区域等の指定	基礎調査に基づき、市から意見聴取の上、土砂災害のおそれのある区域について「土砂災害警戒区域」さらに、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。
市	警戒避難体制の整備	土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集、予報または警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項を定め、住民に周知する。

なお、土砂災害警戒区域に係る地域においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第109号）」を踏まえ、以下の対応を図る。

- ① 土砂災害警戒区域ごとの避難所・避難路の周知徹底
- ② 土砂災害事例を踏まえた避難訓練の実施
- ③ 土砂災害警戒区域内の高齢者施設や福祉施設、学校、医療施設等との警戒情報等の伝達体制の整備

また、上記①の土砂災害警戒区域ごとの避難所・避難路については、別に作成する「土砂災害危険箇所における避難経路図」等に記載している。

7 危険区域の住宅対策

（1）宅地開発等に関する指導体制の整備

市は、土砂災害の発生し易い地域における宅地開発や建築行為に際して、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、土砂災害防止法等、盛土規制法により、災害防止の措置についての指導や監督を強化する。

（2）危険住宅の移転の誘導

市は、土砂災害防止法及び宮崎県が定める建築基準法施行条例（昭和46年条例第35号）の規定に基づく既存不適格住宅に対して、移転促進のための啓発を行い、県や関係機関と連絡調整を図り、各種制度の活用による危険住宅の移転促進に努める。

① 危険住宅移転事業

市は、地すべり、がけ崩れ等により身体、生命に危険を及ぼすおそれがあると市長が認める地域内の住民が、危険地域外に移転する場合の住宅の新築または、建築基準法第9条、第10条の規定により、特定行政庁から住宅の除去、移転または改築の命令の予告通知を受けた者（第9条による場合は本人の責めに帰さない事由によるものに限る。）が移転する住宅の新築または改良については、その経費について、住宅金融支援機構の特別融資がなされるので、該当者について融資利用を促進することによって住民の安全を図る。

② がけ地近接等危険住宅移転事業

市は、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う住民について、除却費等と新築する住宅の建設費や土地の取得費等に要する経費の一部を補助する制度の周知を図り、移転を促進することによって住民の安全を図る。

第2項 山地災害対策

1 危険地区調査

市は、危険地区について調査及びパトロールを実施し、その実態を十分に把握するとともに、必要に応じ山地災害を防止するため適切な対策を講じる。

2 治山事業の推進

- ① 市は、復旧治山、予防治山、保安林整備等について関係機関に協力を要請し、土地所有者の理解を得ながら、国や県の関係機関に事業採択を要請する。
- ② 市は、保安林整備の充実を図るとともに、地域住民の協力を得てこれの拡大に努める。
- ③ 治山施設を管理する土地所有者（個人管理者）は、国土保全及び住民の安全確保のための関係事業への理解と協力を努める。また、適切な日常管理を行うとともに、異常を発見した際は速やかに市（環境森林部、各総合支所）に連絡を行うものとする。

3 森林資源の保全

市は、健全な森林づくりを推進し、災害防止、水源かん養、生活環境の保全等、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林資源の保全を図る。

- ① 健全な森林を育成するため、間伐を促進する。
- ② 崩壊や土砂流失を防止するため、皆伐後の再造林を促進する。

第8節 情報の収集・連絡体制の整備

項 目	担 当
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	総務部、消防局、各総合支所、各地区市民センター
第2項 災害広報体制の整備	総務部、各総合支所

《 基本方針 》

災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備充実を図るとともに、通信機器操作の習熟に努める。

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報システム等による情報収集

市は、気象情報、河川情報、火山情報、地震情報等を入手する手段として次の情報システム等を活用する。

《 情報入手方法 》

種 別	システム名称	情報の種類
県総合防災情報ネットワーク	防災気象情報システム	台風情報、衛星画像、地震情報、降雨情報
県情報ハイウェイ	総合河川砂防情報システム	土砂災害警戒情報
	県河川監視システム	河川監視カメラ映像
インターネット	国土交通省「川の防災情報」	河川水位、降雨量
	国土交通省 水門操作状況閲覧システム	大淀川水門操作状況
	宮崎地方気象台ホームページ	気象情報、台風情報、地震情報、火山情報
	県雨量・河川水位観測情報	河川水位、降雨量
	水害リスクライン	水位予測、水害リスク

(2) 連絡体制の整備

- ① 市が発表する防災情報や避難情報を確実に伝達できる地域の情報伝達網の構築を促進する。
- ② 災害発生直後における地域の初期情報は、自主防災組織または自治公民館等の協

力を得て収集するため、平常時より連絡方法の確認等、連携強化に努める。

- ③ 県が運用する「防災・防犯情報メールサービス」の災害時における利用方法について広報・啓発に努める。

(3) 消防局との連携強化

市は、災害時における市民等からの情報の入手については、消防局への通報や問い合わせ等によることが多くなると想定し、平常時より総務部（危機管理課）と消防局との情報共有に係る連携強化を推進する。

2 非常通信体制の強化

(1) 県総合防災情報ネットワーク「防災情報処理システム」の活用

市は、県が地上系回線と衛星系回線で整備した総合情報ネットワーク「防災情報処理システム」の防災電話及びファクシミリにより、県や防災関係機関との非常時の通信を確保することを踏まえ、その活用について検討しておく。

(2) 無線通信網の整備

市は、電話回線の途絶や混乱に備えて防災行政無線等の無線通信網を整備し、情報収集連絡体制を確保する。特に、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害危険度の高い地域については、迅速な情報伝達のための同報系無線設備等の整備を推進する。

なお、整備に当たっては、既存の無線設備を有効に活用しつつ、今後の電波行政の推移や設備の耐用年数等を考慮し、デジタル通信システム等への更新を検討するとともに無線通信システムの統合化を図る。

また、無線通信を有効に機能させるため、既存の各無線局について定期的な点検を実施するとともに、操作習熟のための研修等を行う。

① 防災行政無線等の整備

《 移動系の状況 》

区 分	親局	中継局	移動局	周波数帯
デジタルMC A無線（環霧島会議）	—	—	1	800Mhz
都城市水道事業用無線	2	—	34	150MHz
I P無線（本庁・支所連絡用）			11	

《 同報系の状況 》

区 分	親局	中継局	屋外拡声器	戸別受信機	周波数帯
都城市防災行政無線（アナログ系）	1	1	—	3, 638	60MHz
都城市防災行政無線（デジタル系）	1	4	39	714	60MHz
計	2	5	39	4, 352	—

② 地域振興用陸上移動通信システム（地域振興用MCA無線）

市は、台風災害の予防や消防団活動、各種事故等による緊急時の地域非常無線通信システムとして、地域振興用陸上移動通信システム（地域振興用MCA無線）を防災行政無線の一端を担うものとして活用する。

《 地域振興用陸上移動通信システム整備状況 》

区 分	設置数	適 用
基地局	2	鳶ヶ丘、石山
固定局	120	市役所関係課・各小中学校・関係機関等
車載局	160	公用車・消防団車両等
携帯局	300	市役所関係課・消防団等

（3）衛星携帯電話の設置

市は、山間部等の通信網が脆弱な集落について、災害により道路や電話回線が寸断された場合の情報の孤立化を防ぐため、人工衛星を利用して通信可能な衛星携帯電話の配備について、関係事業者との連携・協力により充実を図る。

（4）アマチュア無線

市は、災害、暴動の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保または秩序の維持のために必要があるときは、電波法第74条の規定に基づき、アマチュア無線による非常無線通信を利用する。

また、アマチュア無線都城クラブをはじめとするアマチュア無線局と運用協定の締結を図る等、非常通信体制の充実を図る。

（5）災害時優先電話の指定

市は、災害時に電話が輻輳した場合の緊急通信手段のひとつとして、発信規制が行われ難くなる「災害時優先電話」の指定について、電気通信事業法第8条の規定に基づき西日本電信電話株式会社と協議し、災害対策本部の電話をはじめ、避難所となる施設や学校、保育所、浄水場、要配慮者関連施設等、市が所有する主要な施設の電話について、「災害時優先電話」の指定をしておく。

また、指定に当たっては、その機能を有効に活用するため、できるだけ発信専用または一般に公開されていない回線、若しくは着信頻度の低い回線を選定するものとし、電話機には「災害時優先電話」であることが明瞭にわかるようシール等で区別するとともに、職員への周知を徹底する。

区 分	施設数	回線数
災害時優先電話の指定状況	167 施設	185 回線

（資料編「災害時優先電話指定一覧」参照）

3 通信訓練、研修会の実施等

市は、災害時における通信を確保するため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、県と連携して、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施する。

4 地域の放送設備の利用

市は、住民への重要な情報提供、避難情報の伝達が迅速に行われるように、地域で整備している放送設備の活用を図る。この場合、あらかじめ各々の自治公民館放送施設の管理者と利用方法について協議しておく。

有線又は無線放送等を整備している地域は以下のとおりである。

《 自治公民館による放送設備 》

No	地 区	公 民 館	形 態
1	西岳地区	折田代	無線放送
2	〃	下川内	有線放送
3	〃	上川内	〃
4	〃	後川内	〃
5	〃	高野	〃
6	〃	大塚	無線放送
7	〃	田野	〃
8	〃	御池	〃
9	〃	牛之脛	有線放送
10	〃	荒川内	無線放送
11	〃	馬渡	有線放送
12	志和池地区	上水流西	無線放送
13	〃	上水流東	有線放送
14	〃	平原	〃
15	〃	下水流第一	〃
16	〃	下水流第二	有線放送
17	〃	下水流第三	〃
18	〃	巢立	〃
19	〃	岩満	無線放送
20	〃	吉行	有線放送
21	〃	荒ヶ田	〃
22	〃	丸谷	〃
23	〃	薄谷	無線放送
24	〃	谷頭	〃

No	地 区	公 民 館	形 態
25	〃	崎田	〃
26	〃	寿万寺	〃
27	〃	麓	有線放送
28	〃	森田	無線放送
29	高崎地区	笛水地区 竹元	有線放送
30	〃	大牟田地区 牟礼水流	無線放送
31	〃	東霧島地区 東	〃
32	〃	縄瀬地区 共和	〃
33	祝吉地区	千町	〃
34	山田地区	全域（一部公民館を除く。）	〃
35	妻ヶ丘地区	中妻自治公民館	〃

5 総合防災情報システムの整備

市は、災害時における情報収集及び情報伝達手段の確保を図るため、総合防災情報システムの拡充等に努める。

収集・伝達の対象とする情報は、次に示すとおりである。

- ① 要配慮者情報
- ② 備蓄品管理情報
- ③ 避難所開設情報
- ④ 避難区域設定情報
- ⑤ 水門操作情報
- ⑥ 災害危険箇所情報
- ⑦ 被災者支援

第2項 災害広報体制の整備

1 災害広報・広聴責任者の選任

市は、災害発生前後の情報一元化を図るため、平常時の広報・広聴担当者若しくはあらかじめ指名する職員から災害広報・広聴の責任者を選任しておく。

なお、災害広報・広聴責任者は、次の業務を遂行する。

- ① 災害発生前後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理
- ② 要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保
- ③ 広報文案の事前準備
 - ア 気象、水位、地震の震源・規模・余震等の状況
 - イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

- ウ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- エ 要配慮者への支援呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

2 安否確認及び支援情報等の提供体制の整備

市は、災害発生後、市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム※（総務省）」を活用し、所在地を把握することができることを踏まえて、市外へ避難した者を含め、安否確認情報や支援・サービス情報を容易かつ確実に収集伝達できる体制の整備を検討する。

さらに、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

※避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム。

第9節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

項 目	担 当
第1項 被災者等への的確な情報伝達体制の整備	総務部、各総合支所

《 基本方針 》

災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図る。

また、平常時から、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第1項 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

1 多様な手段の整備と的確な情報の伝達

市は、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（各家庭に設置している戸別受信機など）のほか、全国瞬時警報システム（J-アラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む）、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。的確な情報伝達に努めるものとする。

2 広報体制の整備

市は、災害発生時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。そのため、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請等の方法について定めておく。

また、広報に当たっては、関係機関の広報との連携・協力について調整しておく。

- ① 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- ② 災害発生前後に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう、放送要請の方法についての確認を行う。

3 被災者からの問合せに対する体制の整備

市は、災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対する的確な情報を提供できるよ

う体制を整備する。

- ① 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話、ファクシミリを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- ② ケーブルテレビやラジオ放送、屋外文字放送、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- ③ インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図る。

第10節 活動体制の整備

項 目	担 当
第1項 組織体制の整備	総務部
第2項 初動体制の確立	総務部
第3項 広域応援体制の整備	総務部、消防局
第4項 防災活動拠点の整備	総務部

《 基本方針 》

市は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため活動体制を整備し、県や防災関係機関との連携を強化する。

第1項 組織体制の整備

1 防災会議

(1) 設 置

市は、市域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画の作成と、その推進のため、基本法第16条の規定に基づき「都城市防災会議」を設置する。

(2) 組織と所掌事務

防災会議の組織及び所掌事務については、都城市防災会議条例（平成18年条例第252号）に定める。

2 災害対策本部の設置

(1) 設 置

市長は、市域に係る災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、円滑な災害応急対策の実施を図るため、基本法第23条の2の規定に基づき「災害対策本部」を設置する。

また、必要に応じて、被災地について災害対策本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」を設置する。

(2) 組織と所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務等については、都城市災害対策本部規則（平成18年規則第243号）に定める。

(3) 防災会議との関係

災害対策本部は、防災会議と緊密な連絡のもとに、本地域防災計画に基づき災害予防及び災害応急対策を実施する。

【第3章 第2節 第1項「災害対策組織計画」参照】

第2項 初動体制の確立

1 参集時の交通手段の検討

職員は、大規模災害において通常利用している交通手段の途絶を考慮し、参集時の代替の交通手段について、各自が個別的に検討する。

2 緊急連絡網の整備

各部署は、動員指令の伝達を確実なものにするため、携帯電話も含めた緊急連絡網を整備する。

また、勤務時間外や休日、祝日においては、警備員から防災担当職員へ速やかに連絡できる体制を確立する。

3 災害対策行動マニュアルの作成

市は、災害時の応急対策のための初動や活動が円滑に行えるよう、各職場で実効性のある「災害対策行動マニュアル」を作成し、研修、訓練等を通じてその周知徹底を図る。

当該マニュアルは、職員の異動があった場合は、その都度見直しを行う。

また、災害発生時に速やかに災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器や映像機器の配置、及びその操作方法等を記載した「災害対策本部設置マニュアル」を作成する。

4 部局間応援体制の確立

災害による被害の状況等により、各部局においては人員や資材の不足等が発生することが予想され、特に総合支所において懸念される。

このため、市は、人員不足等が発生した部局からの応援要請に柔軟に対応できるよう、平常時より部局間応援体制を確立しておく。

5 関連計画等との一体的な整備

市は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害応急対策業務や市民生活に密着した業務を継続して実施するため、災害対策行動マニュアル及び業務継続計画(BCP)を本計画と一体的に整備するとともに、訓練や検証を行いながら、必

要に応じて見直しを図る。

6 訓練による周知徹底

市は、職員の初動に対する自覚を促すとともに、マニュアルに定めた行動を検証することによる問題点の抽出とその改善を行うため、機会を設けて訓練を行う。

訓練を行うに当たっては、勤務時間内のみならず勤務時間外や休日、祝日でも実施するものとし、さらに異動後の新体制のもとでも行う体制を整える。

なお、訓練は、次の訓練目的・時期・内容等を組み合わせて、随時行う。

《 防災訓練の内容 》

訓練の目的	・異動後の新体制確立状況の確認 ・防災週間等時宜をとらえての啓発 ・災害対策本部等の速やかな設置・運用 ・救助関係機関の連携
訓練の時期	・平日の早朝、夜間 ・休祭日の昼間 ・勤務時間内外
訓練の内容	・総合防災訓練（全職員、防災関係機関、住民等） ・緊急動員訓練、緊急伝達訓練（全職員） ・広域消防訓練（消防局員、消防団、その他関係部課職員） ・水防訓練（消防局員、消防団、その他関係部課職員） ・ライフライン復旧訓練（関係部課職員、関係事業者） ・機器の設置・取扱い習熟訓練（関係部課職員） ・現地本部設置運用訓練（関係部課職員） ・避難訓練（全職員、防災関係機関、住民等） ・災害図上訓練（関係部課職員、防災関係機関、住民等）

7 災害対策本部職員用の物資の確保

市は、市災害対策本部の職員が継続して能力を最大限に発揮できるよう、職員用の食料等の備蓄を検討する。

8 職員の家庭における安全対策の徹底

市は、災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全対策が図られるよう、平常時から職員への指導を徹底する。

① 家屋の耐震対策

- ② 家具の転倒防止
- ③ 家族の安否確認方法の確認
- ④ 家庭内備蓄の実践

第3項 広域応援体制の整備

1 他市町村との相互応援体制の整備

市が締結している他市町村との相互応援協定は、次のとおりである。

なお、市は、他の自治体等からの支援部隊の受け入れ場所の選定や、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定める（受援計画）とともに、円滑な受け入れ・受援のために、平常時から相互交流を深めておく。

- ① 宮崎県消防相互応援協定（平成18年7月20日締結）
- ② 宮崎県市町村防災相互応援協定（平成8年8月29日締結）
- ③ 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（平成18年2月28日加盟）
- ④ 環霧島会議防災相互応援協定（平成21年5月19日締結）

また、「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」（平成27年2月）が設立されたことも踏まえて、周辺自治体との広域的な連携体制の強化を図っていく。

2 防災関係機関の連携体制の整備

（1）関係機関の体制整備

① 警察（宮崎県警察本部）

市は、平常時から警察署との緊密な連携を図り、大規模災害発生時及び被災後の防犯対策において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう応援体制の整備を推進する。

② 消防機関（都城市消防局）

市は、「消防相互応援協定」に基づき、応援隊による人命救助活動等の支援体制の充実に努める。

③ 医療機関（都城市郡医師会病院等）

市は、平常時より災害拠点病院である都城市郡医師会病院や医師会等との緊密な連携を図り、被災者の救急医療体制の充実、医療資器材等の強化における協力体制の充実に努める。

（2）自衛隊との連携体制整備

市は、県と自衛隊が行う協議や防災訓練の実施等を通じて、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り

決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

また、自衛隊と協議を行い、災害対策本部設置時の連絡体制の強化を図る。

(3) ボランティアとの連携体制の充実

市は、医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格または技術を有する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。

また、災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、日本赤十字社宮崎県支部や市社会福祉協議会等と連携し、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 民間団体及び企業等との連携体制の充実

市は、市内で発生した地震その他による災害時において、民間団体及び企業等と協力して必要な対応を円滑に遂行するために、災害発生時における協力に関する協定を結ぶよう努めるものとする。

※これまでに締結された災害発生時における協力に関する協定については、【資料編 第2編 風水害・共通対策編】を参照

3 受援計画の策定の検討

市は、大規模災害に備え、市業務継続計画（BCP）に基づき、各地からの救援物資や応援部隊（自衛隊、他自治体職員、ボランティア等）の受け入れルール、応援部隊への依頼業務等を定めた受援計画の策定について検討を行う。

4 応援活動のための体制整備

市は、被災市町村及び各関係機関より応援要請を受けた場合に効果的な応援を行うことができるよう、実施体制、応援に関する連絡・要請の手順、職員の派遣、物資の提供等について計画を定めるよう努めるものとする。

また、派遣先の被災地において、職員が被災市町村から援助を受けることのないよう、食料や衣料、情報伝達手段について各自で賄うことができる自己完結型の体制の整備を図る。

5 航空消防防災体制の整備

市は、県や関係機関と連携・協力して、防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程等を整備するとともに、防災救急ヘリコプターへ搭乗する航空消防隊員を県へ派遣する等、平常時より連携・協力体制を確立しておく。

※緊急時ヘリコプター離着陸場は、【本章 第15節 第2項「緊急時ヘリコプター離着陸場の確保」】を参照

■緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

<要件A>

○離着陸のための必要最小限度の地積

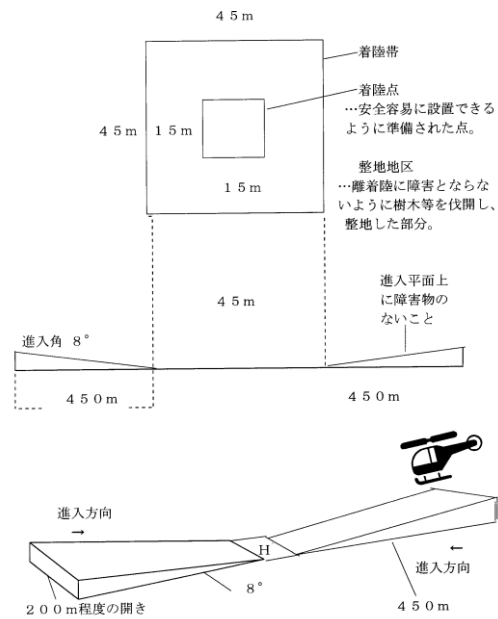
- ・45m×45mの地積は無障害地帯であること。

(右図参照)

- ・進入平面より上に障害物のないこと。

○地表面等の状況

- ・地表面は、堅固であること。
(コンクリート、芝生は最適。)
- ・十分に平坦であること。
- ・最大縦断勾配及び最大横断勾配は5%であること。
- ・四囲にあまり障害物がないこと。
- ・車両の進入路があること。



<要件B>

○林野火災用ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

○地積

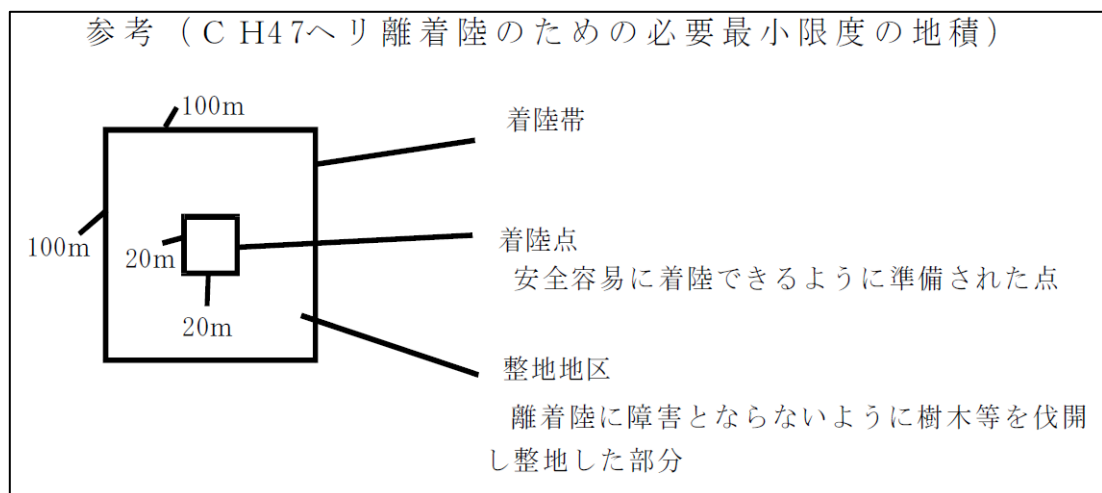
- ・最低 10,000 m² (100m×100m) の広さを有し、平坦であること。
(地積はできれば 15,000 m² 以上が望ましい。)

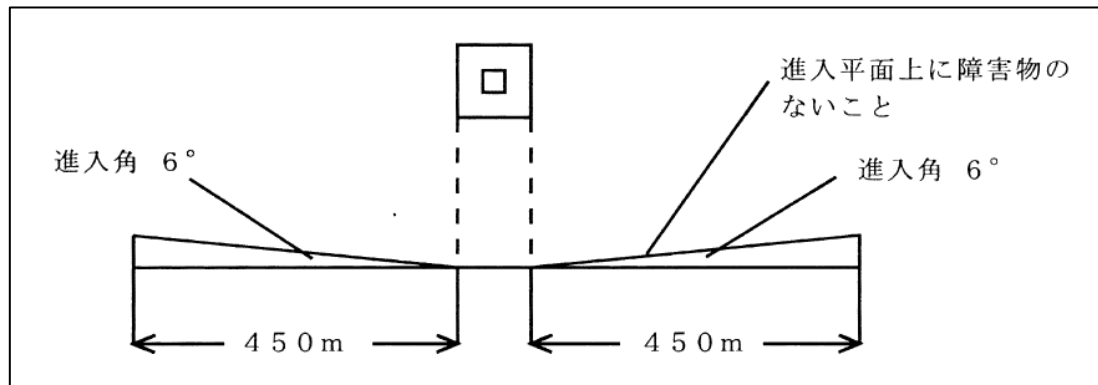
○水利

- ・近くに水源があること。
- ・水源は、最低 100 トンはあること。
- ・1 m³/分以上の取水が可能であること。

○車両の進入

- ・資機材等の輸送のため車両の進入が可能であること。
(10 トントラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。)





第4項 防災活動拠点の整備

1 本部活動のための空間の確保

市は、災害対策本部の円滑な立ち上げと効率的な活動のために必要となる空間や部屋の確保を図る。

確保すべき空間は、次に示すものとする。

- ① 本部会議室の確保
- ② 総合支所及び各対策班から集まる情報連絡員が活動するための空間
- ③ 無線機器、非常通信用電話、ファクシミリ、インターネットパソコン等を配置し、情報収集、通信活動を行うための空間
- ④ 防災関係機関から集まる連絡要員の待機場所（本部班執務室、会議室等）等

なお、災害対策本部等の設置場所は災害対策本部会議室等であるが、災害発生時に迅速な体制整備等を図るために必要な機能・設備を検討及び準備しておく。

2 防災活動拠点の整備

（1）防災活動拠点

市は、効率的な災害応急対策及び災害復旧対策を実施するため、運動公園施設等の比較的大規模な既存施設や広場、公園等を「防災活動拠点」として位置付け、その設備の拡充を推進する。

防災活動拠点とは、次のような機能を有する施設とする。

- ① 備蓄も含めた救援物資や資機材等の集配拠点となる施設
- ② 医療機関が機能しない場合の緊急医療拠点を設置する広場、公園
- ③ 情報収集・配信基地となる施設
- ④ 防災関係機関の集結拠点
- ⑤ 広域避難場所

《 防災活動拠点 》

地区	施設名称・所在地	対象部分	防災関連役割	所有者	連絡先
祝吉	早水公園	体育文化センター	一次避難所※	市	24-6454
	早水町3867		備蓄倉庫		
妻ヶ丘	都城運動公園	陸上競技場	緊急時ヘリコプター 離着陸場	市	23-7502
		屋内競技場	備蓄倉庫 (緊急消防援助隊受入)		
	妻ヶ丘町42	ブルペン	避難者受付		
		サブグラウンド	避難広場		
		芝生広場（旧泉ヶ丘高校プール跡地・テニスコート跡地）	炊き出し会場		
		野球場諸室			
沖水	都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城	情報発信施設	備蓄倉庫	市及び 株式会社ココニクル都城	38-5529
		地域振興施設	避難広場		
	都北町5225-1		物資保管スペース		
山之口	山之口運動公園	体育館	二次避難所※	市	57-2800 (山之口体育館事務室)
	山之口町花木2381-4	補助陸上競技場	備蓄倉庫 (災害派遣部隊受入)		
		多目的広場	緊急時ヘリコプター 離着陸場		
高城	高城運動公園	総合体育館	二次避難所※	市	58-5514

地区	施設名称・所在地	対象部分	防災関連役割	所有者	連絡先
		広場	緊急時ヘリコプター 離着陸場		
	高城町穂満坊 2492		屋内競技場		
山田	山田運動公園	グラウンド	緊急時ヘリコプター 離着陸場	市	64－3455 （都城ぼんち地域 振興株式 会社山田 事業所）
	山田町山田 3860				
	山田体育館	体育館	一次避難所※		
	山田町山田 3717 - 1				
高崎	高崎総合公園	総合体育館	二次避難所※	市	62-4448
	高崎町大牟田 1326-1	陸上競技場	緊急時ヘリコプター 離着陸場		

※令和9年4月から名称が変更

(2) 後方支援拠点

広域的な応援が必要とされる大規模災害発生時に、被災地における、救命・救助・医療救護活動等を迅速に行うとともに、その後の復旧活動等を行うため、自衛隊・警察・消防・DMA T等の広域支援部隊が迅速に参集する活動拠点を整備する必要がある。

このようなことから、県において、県内12か所をあらかじめ活動拠点（後方支援拠点施設）として指定している。

市は、今後、県や関係機関等との連絡体制や受け入れ体制の充実に努め、県や関係機関がこの拠点を利用した訓練等を行う場合は、積極的に参加・支援するとともに、拠点としての機能を確保できるよう、その整備に努める。

また、市は、大規模な災害が発生し、県が指定する後方支援拠点だけでは、活動拠点が不足する場合に、市域における防災活動拠点を、この後方支援拠点を補完する施設と位置付け、一体的な利用が図られるよう配慮する。

《 後方支援拠点（本市分） 》

地区	施設名称	所在地	所有者	連絡先
高城	高城運動公園	高城町穂満坊2492	市	58-5514

3 停電対策の整備

市は、災害時に生じる停電に対処するため、災害対策本部を設置する場所や防災活

動拠点においては、発動発電機等による非常用電源を確保する。

第11節 避難収容体制の整備

項 目	担 当
第1項 避難収容体制の整備	総合政策部、総務部、地域振興部、福祉部、健康部、こども部、土木部、教育委員会、各総合支所
第2項 応急仮設住宅の建設用地の確保	総務部、土木部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、被災により避難を余儀なくされた避難者の安全の確保、並びに生活支援を行う。
また、平常時から避難所の整備拡充と必要な設備等の確保に努めるとともに、住民への避難所の周知、避難のための知識の普及に努める。

第1項 避難収容体制の整備

1 避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難所担当者、施設管理者、自主防災組織等の関係者を対象とした研修を実施する。

また、避難者の受け入れを迅速かつ円滑に行うため、避難所の開設・運営に係るマニュアルの作成を行う。

- ① 避難情報の基準及び伝達方法
- ② 緊急避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③ 緊急避難場所及び避難所への経路及び誘導の方法
- ④ 避難所（福祉避難所を含む。）開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 飲料水の供給
 - イ 炊き出しその他による食品の供給
 - ウ 被服寝具その他生活必需品の給与
 - エ 負傷者に対する応急救護
 - オ 要配慮者に対する介助等の対応
 - カ 外国人に対する援助
 - キ 愛護動物（ペット）の飼育環境の確保と衛生対策
- ⑤ 避難所の管理に関する事項
 - ア 避難収容中の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する各種相談業務
 - オ 男女共同参画の視点による避難所運営への女性の参画

- ⑥ 災害時における広報
- ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 自主防災組織や自治公民館等を通じた広報

2 避難所の区分

避難者を収容する施設は、基本法により以下のように区分される。

指定緊急避難場所 (法第49条の4)	災害が発生し、または発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所（洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定。）
指定避難所 (法第49条の7)	災害が発生した場合に、避難のために立ち退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、または自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設

ただし、本市では、基本法による指定避難所及び指定緊急避難場所※は「指定避難所」として位置付けるものとし、運用においても「指定避難所」という呼称を使用する。

指定する避難所は、次のように区分する。

※令和9年3月まで

避難所	指定避難所	一次避難所	台風等段階的に災害の発生が予測される場合に、優先して開設する避難所
		二次避難所	一次避難所に対応できない場合等、必要に応じて開設する避難所
	福祉避難所		高齢者や障がい者等の特別な配慮や援助を必要とする要配慮者の避難を優先する避難所

令和9年4月から

避難所	指定避難所	第一開設避難所	台風等段階的に災害の発生が予測される場合に、優先して開設する避難所
		第二開設避難所	被害が大きいと予想される台風の場合、第一開設避難所に対応できない場合等、必要に応じて開設する避難所
		予備避難所	第一、第二開設避難所に対応できない場合等、必要に応じて開設する避難所
	福祉避難所		高齢者や障がい者等の特別な配慮や援助を必要とする要配慮者の避難を優先する避難所

また、指定緊急避難場所を選定する際は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民等に開放されること、生命・身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地（洪水が及ばない高台等）にあること等に該当する施設または場所を、災害の種類ごと（洪水、土砂災害、大規模火災、地震）に指定する。（基本法第49条4～6、8）

更に、災害の想定等に応じて、隣接市町の協力を得て、指定緊急避難場所を隣接市町に設けることを想定するとともに、平時から隣接市町と調整を行うよう努めるものとする。

※指定緊急避難場所は、指定避難所のうち、取り急ぎ危険を避けるために一旦避難する場所（運動場や広場等）とし、避難者は状況に応じて、一次・二次避難所または福祉避難所に移動する、または自宅に戻ることになる。

3 避難所の指定

（1）対象とする施設

避難所として指定する施設は、耐久性（耐震、耐火、浸水区域外）を備えた公共の建物で、当該地域の避難者を収容できる、次に示すような施設とする。

なお、指定する避難所は、避難する者の居住地区を限定するものではない。

- ① 地区公民館
- ② 小学校、中学校等の教育施設
- ③ その他、保健療養施設や総合体育館等

学校を指定する場合は、避難所として利用できる範囲について、学校または教育委員会と協議する。

また、この計画で指定した避難所の多くが被災した場合、または収容できる人数を上回る避難者に対応する必要がある場合は、県教育委員会を通じて、高等学校等の施設の利用について協力を求める。

（2）災害危険箇所における避難所

市は、原則として、災害危険箇所にある施設、または老朽化の著しい施設は、避難所に指定せず、できる限り近くにある代替の公共施設または民間施設の利用を検討する。

民間の施設（旅館、ホテル、企業の社屋の一部・研修施設・福利厚生施設等）を避難所に指定する場合は、市と所有者（管理者）との間で、理解・同意を得て指定するとともに、災害時の利用関係、物資の備蓄、開設の方法や費用の負担等に関する協定を交わしておくよう努める。

地域の実情により、やむを得ず災害危険箇所にある施設を避難所として利用せざるを得ない場合は、災害の状況により、二次避難に対する体制を整える。

(3) 福祉避難所の指定

市は、要配慮者の避難収容のため、福祉事業者に協力を求めて、臨時的に入所可能な社会福祉施設等を福祉避難所として利用することに関する協定を締結しておく等、災害の発生に備える。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。 【同項 11「避難所一覧」を参照】

(4) 商店街、観光地における避難場所の確保

市は、多数の人が集まる商店街、観光地においては、安全な避難場所をあらかじめ決めておくとともに、避難のために分かりやすい誘導標識等の設置に努める。

(5) 所要面積の算出

避難所について、その収容能力を算出するとき、1人あたりの所要面積は、原則として寝起き可能な面積をおおよそ畳1枚分と考え、2～3㎡/人を目安として計算する。

4 避難所要員の選任

市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、迅速な避難所の開設を行うため、開設に係る責任者となる者を「避難所要員」としてあらかじめ選任し、避難所運営、応急処置等の研修の実施により啓発を行う。

避難所要員は、年間を通じて必要な携行品を身近に備え、勤務時間内のほか平日の夜間、土、日及び祝祭日においても、災害警戒本部長または災害対策本部長の指示に従って、所定の避難所に迅速に出向き、速やかに開設する。

《 避難所の開設に必要な携行品 》

・ 避難所開設状況等報告書	・ 無線機及び附属品	・ ラジオ
・ 収容避難者名簿	・ 担当者用ビブス	・ 懐中電灯
・ 避難者カード	・ 救急セット	・ 電池
・ 避難所の鍵	・ 運営マニュアル	・ ボールペン
・ 地図（危険箇所の掲載）	・ 飲食料（3食分程度）	・ タブレット端末 (避難所管理システム)

5 避難所の周知

(1) 広報

市は、災害時において、住民が的確な判断と避難を行うことができるよう、広報紙に指定した避難所を掲載するとともに、避難所や災害危険箇所等を明示した防災マップを配布する等、広報活動を通じて避難に関する情報の周知を図る。

また、避難所を変更した場合も、同様に広報活動を行い、周知を徹底する。

さらに、避難の際の非常持ち出し品の準備や、避難所生活における留意事項（要配慮者への配慮や避難所運営への協力や愛護動物の受入方法等）等についても周知を図る。

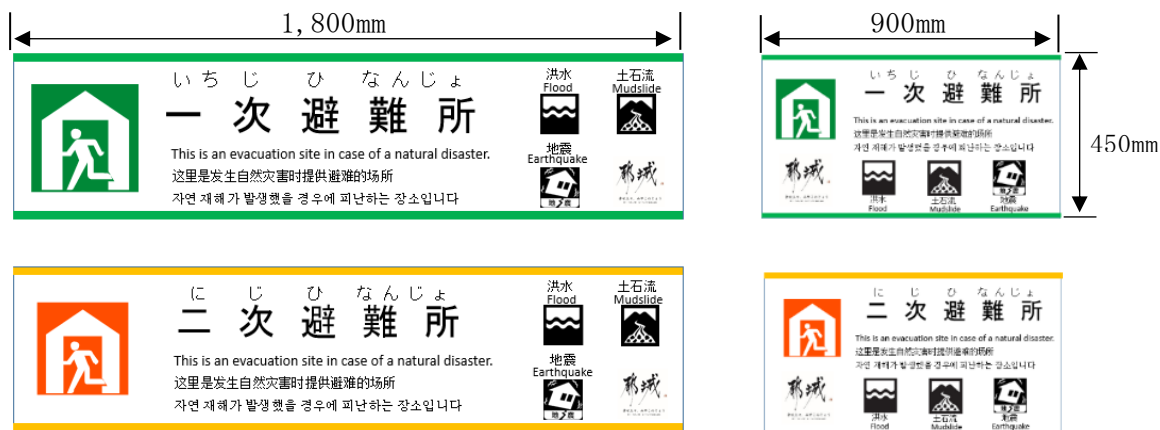
なお、避難情報が発令された場合の安全確保措置として、住民自身が避難所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと判断する場合には、「緊急安全確保」を行うべきことについて、平常時より住民等への周知徹底に努める。

(2) 避難所の標示

市は、避難所となる施設には、住民に分かりやすいように避難所の標示を行う。

避難所の標示は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用するなど、どの災害の種別に対応した指定避難所であるか、次図のとおり区分に応じたものとする。

一次避難所、二次避難所の標示（寸法は一次・二次避難所とも共通）



6 避難所の整備

(1) 施設の整備

市は、避難所に指定した施設について、老朽化や施設の拡充のための改築や新設を行う場合は、建物の安全性の確保はもとより、避難所としての機能を備え持つよう配慮した計画とするよう努める。

また、避難所に指定されている学校施設等で、昭和 56 年以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力等調査による改築に努めるとも

に、天井材等の非構造部材の脱落防災対策、ブロック塀及び転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

避難所に指定している民間施設等について、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防災対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

(2) 設備、備品の整備

- ① 避難所に必要な設備や備品については、年次計画を定めて、逐次整備を進める。
また、緊急的な調達方法についても、あらかじめ検討をしておく。
- ② 設備の充実を図る上で、災害対策本部との連絡を確保するため、非常用電源をはじめ、電話回線、防災行政無線またはアンテナ設備、パソコン等の通信機器の整備を推進する。
- ③ 避難者の生活環境の整備のために必要な設備及び備品は、次の例による。

《 避難所における設備、備品の例 》

設 備	備 品
・仮設トイレ（できれば洋式） ・仮設風呂・シャワー ・洗濯機・乾燥機 ・組立式水槽 ・空調機器（エアコン等） ・給水タンク ・衛生電話や衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器	・畳、マット、カーペット ・間仕切り用パーテーション ・ストーブ、扇風機 ・テレビ、ラジオ ・簡易ベッド、毛布等 ・応急救護（救急用品） ・炊飯器、鍋、包丁、ガス用具、カセットコンロ等の調理道具 ・茶碗、皿、箸等の食器 ・食料、育児用調整粉乳 ・乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー

（３）避難所生活の長期化に対応した環境整備

市は、高齢者や障がい者、女性、子供、外国人等、多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る。

- ① 水道や下水道の復旧が長期化する場合、し尿処理ができない場合等の衛生対策
- ② 施設の機能維持のため、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備等を整備・強化
- ③ 避難者が避難所で亡くならないように二次被害の防止対策を整備
- ④ 持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染を防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備
- ⑤ 医療・保健・福祉等多様な専門職の視点を取り入れる。
- ⑥ 女性や子育てに配慮した施設・設備の整備
 - ア 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - イ 女性用物干し場の設置
 - ウ トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置等
- ⑦ 避難所、不在住宅等の防犯対策
- ⑧ 避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等の対策
- ⑨ 福祉関係者等の協力による介護・ケア等の支援の充実
- ⑩ 愛護動物（ペット）の飼育スペースの設置と衛生対策等
- ⑪ 宗教や信条に配慮したスペースの確保

7 公園、広場等の整備

市は、市街地における公園、広場等は、一時的な避難場所（指定緊急避難場所）となるほか、施設を利用できない場合の仮設テントの設置や応急仮設住宅の建設用地として避難生活の場にもなることから、発災後の施工に時間を要すると考えられる水道

管や下水管等について、あらかじめ埋設しておく等の整備に努める。

8 避難路の整備

市は、避難所に至る避難路を確保するため、道路改良または新設を計画するに当たっては、防災性に配慮した計画とし、延焼遮断帯や消防水利の併設等の整備を推進する。

また、沿道建物の不燃化、倒壊防止の促進、道路上の危険箇所の改善、危険物の除去等の対策を講じる。

9 避難誘導体制の確立

市は、災害時の避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織等の協力により、避難ルートの要所に誘導員を配置する等、高齢者、障がい者、観光客、外国人等にも配慮した避難誘導体制を確立する。

なお、避難誘導体制の確立に当たっては、次の点に留意する。

- ① 広報、防災訓練、地域の話し合いを通じ、自主防災組織ごとに避難計画等に基づき、災害時の行動を理解しておく
- ② 降雨時の避難の呼びかけは雨音にさえぎられて聞き取りにくい場合があり、また、避難に応じない人があることも考えられるため、消防団、自主防災組織による戸別巡回を検討する。

10 避難のための知識の普及

市は、円滑かつ迅速な避難を図るため、住民に対して、次の事項の普及に努める。

(1) 避難の準備

- ① 懐中電灯、ラジオ、予備の電池等を用意しておくこと
- ② 避難所及び避難路を確認しておくこと
- ③ テレビ、ラジオ、広報車、電話、ファクシミリ等による災害に関する情報に注意すること
- ④ 家族、親戚等との連絡方法を決めておくこと
- ⑤ 食料、衣料、貴重品の携行品等はあらかじめまとめておくこと
- ⑥ その他の必要事項

(2) 避難するときの注意

- ① 避難は、地震、洪水に関わらず徒歩で行い、自動車はできるだけ使わないこと
- ② 高齢者等避難が発令があったときは、要配慮者を早めに避難させること
- ③ 避難を開始するときは、火の始末、戸締まりを完全にすること
- ④ 帽子、ヘルメット等の防具をつけ、なるべく身体の露出部分が少ないようにすること

- ⑤ 単独行動は絶対に避け、集団避難の場合は、誘導者の指示に従い、危険と判断した場合は戻ることも考慮すること
- ⑥ 浸水時の避難の場合、必要によってはロープや紐等をつかんで行動すること
- ⑦ 膝以上の浸水が発生している場合は水の流れを考慮し、無理に屋外に出ないこと
- ⑧ 避難の機を逸した場合、命を守る行動を最優先し、2階以上へ避難する等、状況に応じた行動をとること
- ⑨ その他の必要事項

(3) 携行する家庭備蓄品

- ① 懐中電灯、ラジオ、予備の電池
- ② 下着1人1～2着
- ③ 食料1人2～3食分
- ④ 現金、貴重品、印鑑等
- ⑤ 常用している医薬品
- ⑥ その他の必要最小限の物品

(4) 浸水時の避難で用意するもの（浸水により避難路の足元が見えない状態）

- ① 1.5m程度の棒（足元の安全を確認するため）
- ② ロープまたは紐（子供が流水に流されたり、穴に落下するのを防ぐため）

11 避難所一覧

現在指定している避難所は、次に示すとおりである。

《 指定避難所（一次避難所） 》

令和9年3月まで

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫 城	総合社会福祉センター	松元町 4-17	25-2123	168	—	○	○
	コミュニティセンター	姫城町 10-7	23-2001	160	—	○	○
	明道小学校体育館	八幡町 12-4	22-4297	250	有	○	×
小松原	大王小学校体育館	大王町 20-1	23-2470	259	有	○	○
妻ヶ丘	妻ヶ丘地区公民館	上東町 17-6	23-8592	130	—	○	○
祝 吉	祝吉地区公民館	郡元 1 丁目 1-4	23-2890	146	—	○	○
	早水公園体育文化センター	早水町 3867	24-6454	715	有	○	○
	南九州大学都城キャンパス体育館	立野町 3764-1	21-2111	426	有	○	×
	祝吉小学校体育館	祝吉 3 丁目 14-1	22-4293	270	有	○	○

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
五十市	五十市地区公民館	五十町 2284	23-2184	125	—	○	○
	長寿館	鷹尾3丁目 4523-2	26-0114	57	—	○	○
	今町地区多目的研修集 会施設	梅北町 435	—	164	有	○	×
	五十市地区体育館	久保原町 2-6	—	371	—	○	○
横 市	障がい者教養文化体育 施設（サンアビリ ティーズ都城）	都原町 3369	25-2018	323	—	○	○
	西小学校体育館	南横市町 3800	22-4319	270	有	○	○
沖 水	沖水中学校体育館	都北町 5615	38-1335	336	有	○	○
	沖水地区公民館	太郎坊町 1840-2	38-1033	132	—	○	○
志和池	志和池地区公民館	上水流町 1536	36-0519	98	—	○	○
庄 内	乙房小学校体育館	乙房町 1707	37-0706	241	有	○	○
	庄内地区公民館	庄内町 12692-2	37-0888	118	—	○	○
西 岳	西岳小学校体育館・ク ラブハウス	美川町 2928	33-1602	171	有	○	○
	夏尾中学校体育館	夏尾町 6673-4	33-1600	175	有	○	○
中 郷	梅北小学校体育館	梅北町 4687	39-4195	250	有	×	×
	中郷地区市民交流セン ター	安久町 6623	39-0121	101	—	○	○
山之口	山之口総合センター多 目的ホール	山之口町 花木 1934-1	57-3111	119	—	○	○
	山之口麓文弥節人形浄 瑠璃資料館（人形の 館）	山之口町 山之口 2921-1	57-5295	77	—	○	○
高 城	高城農村環境改善セン ター	高城町 有水 2986-1	59-9955	373	有	○	○
	高城生涯学習センター	高城町 穂満坊 105	58-2317	132	—	○	○
	高城地区公民館四家分 館	高城町 四家 969-17	58-2317	10	—	×	×
山 田	山田総合福祉センター （けねじゅ苑）	山田町 山田 4319-2	64-2200	107	—	○	○
	山田運動公園山田体育 館	山田町 山田 3717-1	64-3455	300	有	○	○
高 崎	縄瀬多目的集会所	高崎町 縄瀬 1823-3	62-5510	55	有	○	○
	笛水小中学校体育館・ クラブハウス	高崎町笛水 959	62-4674	217	有	○	○
	高崎福祉保健センター	高崎町 大牟田 1340-3	62-4411	206	—	○	○

※「一次避難所」は、台風等段階的に災害の発生が予測される場合に、優先して開設する避難所である。

《 指定避難所（二次避難所） 》

令和9年3月まで

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫 城	ウェルネス交流プラザ	蔵原町 11-25	26-1100	237	有	○	○
小松原	総合文化ホール	北原町 1106-100	23-7140	200	—	○	○
	小松原中学校体育館	大王町 19-1	22-0645	336	有	×	×
妻ヶ丘	妻ヶ丘中学校体育館	妻ヶ丘町 13-3	22-0283	390	有	○	×
	東小学校体育館	上東町 11-20	22-3481	270	有	○	○
祝 吉	県立都城農業高等学校 体育館	祝吉 1-5-1	22-4280	336	有	○	○
	祝吉中学校体育館	千町 4962	22-0697	357	有	○	×
五十市	五十市小学校体育館	五十町 2242	22-0476	270	有	○	○
	五十市中学校体育館	久保原町 2-6	23-0126	331	有	×	×
	今町小学校体育館	今町 8923	39-0776	232	有	○	○
	明和小学校体育館	久保原町 34-27	26-4000	254	有	○	○
	ふるさとセンター	下長飯町 5441-1	39-0270	53	—	×	×
横 市	西中学校体育館	都原町 7707	24-1128	295	有	○	○
沖 水	沖水小学校体育館	太郎坊町 1979	38-1330	282	有	○	○
志和池	丸野小学校体育館	野々美谷町 2941	36-0517	241	有	○	○
	志和池小学校体育館	上水流町 1666	36-0515	256	有	○	○
	志和池中学校体育館	上水流町 4323-1	36-3037	336	有	×	×
	みやざき学園・白雲小 中学校体育館	丸谷町 388	36-0394	180	有	○	×
庄 内	菓子野小学校体育館	菓子野町 9555	37-0527	224	有	×	×
	庄内小学校体育館	庄内町 12680	37-0525	250	有	○	○
	庄内中学校体育館	庄内町 8976	37-0526	298	有	○	×
西 岳	夏尾小学校体育館	夏尾町 6644	33-1802	121	有	×	×
	吉之元小学校多目的室 集会所	吉之元町 4518	33-1800	121	有	×	×
	御池小学校多目的室	御池町 5844-291	—	179	有	×	×

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
中 郷	安久小学校体育館	安久町 2648-2	39-0704	250	有	○	×
	中郷中学校体育館	梅北町 2909-1	39-0709	308	有	○	×
	尾平野自治公民館	安久町 3464-1	—	33	—	×	×
山之口	麓小学校体育館	山之口町 山之口 3842	57-2028	197	有	○	×
	山之口中学校体育館	山之口町 花木 1536	57-2007	333	有	×	×
	山之口総合センター	山之口町 花木 1934-1	57-3114	84	有	○	○
	山之口運動公園山之口 体育館	山之口町 花木 2381-4	57-2236	555	有	○	○
	富吉小学校体育館	山之口町 富吉 1659-1	57-3151	197	有	○	○
	上富吉地区体育館	山之口町 富吉 1752-7	57-5188	169	—	○	×
高 城	高城運動公園総合体育 館	高城町 穂満坊 2492	58-5514	520	有	○	○
	高城横原地区コミュニ ティセンター	高城町 桜木 159-1	—	57	—	×	×
	高城勤労青少年ホーム	高城町 桜木 1962	58-4887	341	—	○	○
	高城小学校体育館	高城町 穂満坊 20	58-2301	242	有	○	○
	高城中学校体育館	高城町 穂満坊 115-1	58-2303	280	有	○	×
	ふれあい武道館	高城町 穂満坊 1452	—	61	—	○	×
	石山体育センター	高城町 石山 1109-3	—	242	—	×	○
	有水小学校体育館	高城町 有水 3354-1	59-9306	185	有	○	×
	有水中学校体育館	高城町 有水 3656-1	59-9307	251	有	×	×
山 田	木之川内小学校体育館	山田町 山田 9350	64-2815	197	有	○	○
	山田木之川内体育セン ター	山田町 山田 9371	—	279	有	○	○
	山田小学校体育館	山田町 山田 3931	64-2104	199	有	○	○
	山田中学校体育館	山田町 山田 2189-1	64-2105	360	有	○	○
	中霧島小学校体育館	山田町 中霧島 3470-1	64-1015	197	有	○	○
	山田谷頭トレーニング センター	山田町 中霧島 3263-1	—	288	—	○	○
高 崎	高崎小学校体育館	高崎町 大牟田 1179-1	62-1207	208	有	○	○
	高崎中学校体育館	高崎町 大牟田 1904-1	62-1108	297	有	○	○

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	高崎総合公園総合体育館	高崎町 大牟田 1326-1	62-4448	678	有	○	○
	東霧島多目的集会所	高崎町 東霧島 757-1	62-5510	71	—	○	○
	縄瀬小学校体育館	高崎町 縄瀬 1411	62-3771	156	有	○	○
	江平農村環境改善センター	高崎町 江平 2329-9	62-5510	143	有	○	○

※「二次避難所」は、一次避難所のみで対応できない場合等、必要に応じて開設する避難所である。

※広場欄に「有」のある施設は、避難施設に隣接して運動場や広場等の広い面積の空間を有していることを表している。

《 県立高等学校等の施設 》

令和9年3月まで

地 区	施設の名称	所在地	連絡先	収容人数	広場
妻ヶ丘地区	都城泉ヶ丘高等学校	妻ヶ丘町 27-15	23-0223	620	有
妻ヶ丘地区	都城商業高等学校	上東町 31-25	22-1758	530	有
祝吉地区	都城農業高等学校	祝吉 1 丁目 5-1	22-4280	530	有
五十市地区	都城工業高等学校	五十町 2400	22-4349	650	有
横市地区	都城西高等学校	都原町 3405	23-1904	520	有
横市地区	都城さくら聴覚支援学校	都原町 7430	22-0685	230	有
高城地区	高城高等学校	高城町穂満坊 156	58-2330	430	有

※収容人数については、体育館を収容の対象として算出している。

《 福祉避難所 》

令和5年3月現在、令和9年3月まで

施設名称	施設種類	所在地	連絡先	備考
総合社会福祉センター	福祉施設	松元町 4-17	25-2123	
祝吉地区公民館	公民館	郡元 1 丁目 1-4	23-2890	
五十市地区公民館	公民館	五十町 2284	23-2184	
障がい者教養文化体育施設（サンアビリティーズ都城）	体育館	都原町 3369	25-2018	指定管理者
沖水地区公民館	公民館	太郎坊町 1840-2	38-1033	
志和池地区公民館	公民館	上水流町 1536	36-0519	
庄内地区公民館	公民館	庄内町 12692-2	37-0888	

西岳小学校体育館・クラブハウス	教育施設	美川町 2928	33-1602	
中郷地区市民交流センター	公民館	安久町 6623	39-0121	
施設名称	施設種類	所在地	連絡先	備考
山之口総合センター多目的ホール	教育施設 及び体育館	山之口町花木 1934-1	57-3111	
高城生涯学習センター	教育施設 及び公民館	高城町穂満坊 105	58-2317	
山田総合福祉センター（けねじゅ苑）	福祉施設	山田町山田 4319-2	64-2200	
高崎福祉保健センター	福祉施設	高崎町大牟田 1340-3	62-4411	

《 指定避難所（第一開設避難所） 》

令和9年4月から

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫城	コミュニティセンター	姫城町 10-7	23-2001	160	—	○	○
小松原	小松原地区公民館						
妻ヶ丘	妻ヶ丘地区公民館	上東町 17-6	23-8592	130	—	○	○
祝 吉	祝吉地区公民館	郡元 1 丁目 1-4	23-2890	146	—	○	○
五十市	五十市地区公民館	五十町 2284	23-2184	125	—	○	○
横 市	西小学校体育館	南横市町 3800	22-4319	270	有	○	○
沖 水	沖水地区公民館	太郎坊町 1840-2	38-1033	132	—	○	○
志和池	志和池地区公民館	上水流町 1536	36-0519	98	—	○	○
庄 内	庄内地区公民館	庄内町 12692-2	37-0888	118	—	○	○
西 岳	西岳小学校体育館・ク ラブハウス	美川町 2928	33-1602	171	有	○	○
	夏尾中学校体育館	夏尾町 6673-4	33-1600	175	有	○	○
中 郷	梅北小学校体育館	梅北町 4687	39-4195	250	有	×	×
山之口	山之口総合センター多 目的ホール	山之口町 花木 1934-1	57-3111	119	—	○	○
高 城	高城生涯学習センター	高城町 穂満坊 105	58-2317	132	—	○	○
山 田	山田総合福祉センター （けねじゅ苑）	山田町 山田 4319-2	64-2200	107	—	○	○
高 崎	高崎福祉保健センター	高崎町 大牟田 1340-3	62-4411	206	—	○	○

《 指定避難所（第二開設避難所） 》

令和9年4月から

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫 城	総合社会福祉センター	松元町 4-17	25-2123	168	—	○	○
	明道小学校体育館	八幡町 12-4	22-4297	250	有	○	×
祝 吉	早水公園体育文化センター	早水町 3867	24-6454	715	有	○	○
	南九州大学都城キャンパス体育館	立野町 3764-1	21-2111	426	有	○	×
	祝吉小学校体育館	祝吉 3 丁目 14-1	22-4293	270	有	○	○
五十市	長寿館	鷹尾 3 丁目 4523-2	26-0114	57	—	○	○
	今町地区多目的研修集会施設	梅北町 435	—	164	有	○	×
	五十市地区体育館	久保原町 2-6	—	371	—	○	○
横 市	障がい者教養文化体育施設（サンアビリティーズ都城）	都原町 3369	25-2018	323	—	○	○
沖 水	沖水中学校体育館	都北町 5615	38-1335	336	有	○	○
庄 内	乙房小学校体育館	乙房町 1707	37-0706	241	有	○	○
中 郷	梅北小学校体育館	梅北町 4687	39-4195	250	有	×	×
山之口	山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館（人形の	山之口町 山之口 2921-1	57-5295	77	—	○	○
高 城	高城農村環境改善センター	高城町 有水 2986-1	59-9955	373	有	○	○
	高城地区公民館四家分館	高城町 四家 969-17	58-2317	10	—	×	×
山 田	山田運動公園山田体育館	山田町 山田 3717-1	64-3455	300	有	○	○
高 崎	縄瀬多目的集会所	高崎町 縄瀬 1823-3	62-5510	55	有	○	○
	笛水小中学校体育館・クラブハウス	高崎町笛水 959	62-4674	217	有	○	○

《 指定避難所（予備避難所） 》

令和9年4月から

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫 城	ウェルネス交流プラザ	蔵原町 11-25	26-1100	237	有	○	○
小松原	総合文化ホール	北原町 1106-100	23-7140	200	—	○	○
	大王小学校体育館	大王町 20-1	23-2470	259	有	○	○

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	小松原中学校体育館	大王町 19-1	22-0645	336	有	×	×
妻ヶ丘	妻ヶ丘中学校体育館	妻ヶ丘町 13-3	22-0283	390	有	○	×
	東小学校体育館	上東町 11-20	22-3481	270	有	○	○
祝 吉	県立都城農業高等学校 体育館	祝吉 1-5-1	22-4280	336	有	○	○
	祝吉中学校体育館	千町 4962	22-0697	357	有	○	×
五十市	五十市小学校体育館	五十町 2242	22-0476	270	有	○	○
	五十市中学校体育館	久保原町 2-6	23-0126	331	有	×	×
	今町小学校体育館	今町 8923	39-0776	232	有	○	○
	明和小学校体育館	久保原町 34-27	26-4000	254	有	○	○
	ふるさとセンター	下長飯町 5441-1	39-0270	53	—	×	×
横 市	西中学校体育館	都原町 7707	24-1128	295	有	○	○
沖 水	沖水小学校体育館	太郎坊町 1979	38-1330	282	有	○	○
志和池	丸野小学校体育館	野々美谷町 2941	36-0517	241	有	○	○
	志和池小学校体育館	上水流町 1666	36-0515	256	有	○	○
	志和池中学校体育館	上水流町 4323-1	36-3037	336	有	×	×
	みやざき学園・白雲小 中学校体育館	丸谷町 388	36-0394	180	有	○	×
庄 内	菓子野小学校体育館	菓子野町 9555	37-0527	224	有	×	×
	庄内小学校体育館	庄内町 12680	37-0525	250	有	○	○
	庄内中学校体育館	庄内町 8976	37-0526	298	有	○	×
西 岳	夏尾小学校体育館	夏尾町 6644	33-1802	121	有	×	×
	吉之元小学校多目的室 集会所	吉之元町 4518	33-1800	121	有	×	×
西岳	御池小学校多目的室	御池町 5844-291	—	179	有	×	×
中 郷	安久小学校体育館	安久町 2648-2	39-0704	250	有	○	×
	中郷中学校体育館	梅北町 2909-1	39-0709	308	有	○	×
	尾平野自治公民館	安久町 3464-1	—	33	—	×	×
山之口	麓小学校体育館	山之口町 山之口 3842	57-2028	197	有	○	×

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	山之口中学校体育館	山之口町 花木 1536	57-2007	333	有	×	×
	山之口総合センター	山之口町 花木 1934-1	57-3114	84	有	○	○
	山之口運動公園山之口 体育館	山之口町 花木 2381-4	57-2236	555	有	○	○
	富吉小学校体育館	山之口町 富吉 1659-1	57-3151	197	有	○	○
	上富吉地区体育館	山之口町 富吉 1752-7	57-5188	169	—	○	×
	高城運動公園総合体育 館	高城町 穂満坊 2492	58-5514	520	有	○	○
高 城	高城横原地区コミュニ ティセンター	高城町 桜木 159-1	—	57	—	×	×
	高城勤労青少年ホーム	高城町 桜木 1962	58-4887	341	—	○	○
	高城小学校体育館	高城町 穂満坊 20	58-2301	242	有	○	○
	高城中学校体育館	高城町 穂満坊 115-1	58-2303	280	有	○	×
	ふれあい武道館	高城町 穂満坊 1452	—	61	—	○	×
	石山体育センター	高城町 石山 1109-3	—	242	—	×	○
	有水小学校体育館	高城町 有水 3354-1	59-9306	185	有	○	×
	有水中学校体育館	高城町 有水 3656-1	59-9307	251	有	×	×
	木之川内小学校体育館	山田町 山田 9350	64-2815	197	有	○	○
山 田	山田木之川内体育セン ター	山田町 山田 9371	—	279	有	○	○
	山田小学校体育館	山田町 山田 3931	64-2104	199	有	○	○
	山田中学校体育館	山田町 山田 2189-1	64-2105	360	有	○	○
	中霧島小学校体育館	山田町 中霧島 3470-1	64-1015	197	有	○	○
	山田谷頭トレーニング センター	山田町 中霧島 3263-1	—	288	—	○	○
	高崎小学校体育館	高崎町 大牟田 1179-1	62-1207	208	有	○	○
高 崎	高崎中学校体育館	高崎町 大牟田 1904-1	62-1108	297	有	○	○
	高崎総合公園総合体育 館	高崎町 大牟田 1326-1	62-4448	678	有	○	○
	東霧島多目的集会所	高崎町 東霧島 757-1	62-5510	71	—	○	○
	縄瀬小学校体育館	高崎町 縄瀬 1411	62-3771	156	有	○	○
	江平農村環境改善セン ター	高崎町 江平 2329-9	62-5510	143	有	○	○

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
県立高等学校等の施設							
妻ヶ丘地区	都城泉ヶ丘高等学校	妻ヶ丘町 27-15	23-0223	620	有	○	○
妻ヶ丘地区	都城商業高等学校	上東町 31-25	22-1758	530	有	○	○
祝吉地区	都城農業高等学校	祝吉 1 丁目 5-1	22-4280	530	有	○	○
五十市地区	都城工業高等学校	五十町 2400	22-4349	650	有	○	○
横市地区	都城西高等学校	都原町 3405	23-1904	520	有	○	○
横市地区	都城さくら聴覚支援学 校	都原町 7430	22-0685	230	有	○	○
高城地区	高城高等学校	高城町穂満坊 156	58-2330	430	有	○	○

《福祉避難所としての利用について協定を締結している施設》

令和5年4月現在

No.	団 体 名	連絡先	施設名称	施設住所
1	株式会社 絆	21-1371	デイサービスセンター 絆	平塚町 9964-5
2	社会福祉法人 なかま福祉会	36-7002	デイサービス なかま	太郎坊町 1530
3	有限会社 未来企画	22-9511	グループホーム オルゴール	吉尾町 111-1
			デイサービスセンター かすたねっと	下川東 1-7-1
4	社会福祉法人 観音の里	58-4550	特別養護老人ホーム 高城園	高城町穂満坊 3416
			高城園デイサービスセンター	高城町穂満坊 3420
5	社会福祉法人 まりあ	46-2727	特別養護老人ホーム まりあ	志比田町 9573-1
			ショートステイ まりあ	志比田町 9573-1
			デイサービスセンター まりあ	志比田町 9541
			グループホーム まりあ	志比田町 9541
			デイサービスセンター 福さんの家	郡元町 3310-1
6	社会福祉法人 あさぎり福祉会	64-3621	特別養護老人ホーム あさぎり園	山田町中霧島 2546-6
7	有限会社 ファイ企画	45-9777	デイサービス すみれ	丸谷町 1005
8	医療法人 魁成会	22-7100	介護老人保健施設 こんにちわセンター	牟田町 4-10
9	企業組合	45-8010	大地デイサービス	高崎町大牟田 903-9

No.	団 体 名	連絡先	施設名称	施設住所
	居室サービス 大地		有料老人ホーム集団生活 憩いの場「春」	高崎町大牟田 903-9
10	西日本総合福祉株式会社	46-3608	デイサービスセンター 元気の里	下川東 4-3220-3
11	社会福祉法人 都城福祉協議会	25-2123	都城市志和池福祉センター	上水流町 1540
12	社会福祉法人 共友会 都城市福祉作業所	36-4141	都城市福祉作業所	横市町 5281-1
			都城市福祉作業所 都原分場	都原町 3351-10
13	株式会社 トータルケアサービス	29-1125	デイサービス やまのくち	山之口町富吉 2907
14	合同会社 円卓	36-2302	デイサービス 円卓	野々美谷町 3505-3
15	株式会社 DRF	47-4305	デイサービス リオン 安久事業所	安久町 4657-4
16	社会福祉法人 キャンパスの会	51-5132	生活介護施設 なみき	年見町 30-1-2
			短期入所施設 さくら	年見町 30-1-2
17	有限会社 まごころサービス	21-1117	デイサービス わくわく	南鷹尾 25-10
18	医療法人啓仁会	23-2844	城南病院	大王町 30-5
19	合同会社 みらい	25-0551	デイサービス みらい	上川東 4-7-3
20	有限会社 ケアプロジェクト	80-4117	リハビリテーション ケアふる都城	鷹尾 3 丁目 34-1
21	有限会社 千寿会	39-0873	わらべの里デイサービスセンター	下長飯町 1568
22	森山産業株式会社	46-8700	ウエルライフたか尾デイサービスセン ター	南鷹尾町 11-4
			ウエルライフパークデイサービスセン ター	南鷹尾町 11-5
23	非営利活動法人 風の道	39-4804	社会福祉法人 風の道	2465-2
24	株式会社 マルエイ自動車	38-0489	デイサービス きごころ	立野町 3655-2
			くつろぎ	立野町 3655-2
25	医療法人(社団) 仮屋医院	36-0521	デイケア施設 あおぞら	上水流町 2348
26	社会福祉法人 常緑会	39-1111	星空の都 なかごう	豊満町 2647
27	(株)西日本福祉サービス研究 所	23-1177	デイサービス 正寿の都	北原町 21-16
			介護付有料老人ホーム けあらいふ正寿の都	北原町 21-16
28	特定非営利活動法人 いちいがしの里	57-2411	グループホーム オリーブ	山之口町花木 2152- 3
29	医療法人海誠会 庄内医院	37-0522	医療法人 海誠会 庄内医院	庄内町 8610

No.	団 体 名	連絡先	施設名称	施設住所
30	医) 豊寿会 グループホーム ふれあい園	62-2340	グループホーム ふれあい園	高崎町東霧島 752-3
31	医療法人 清陵会 隅病院	62-1100	隅病院	高崎町大牟田 1204
32	株式会社 サントク	23-0003	スマイルライフ 早水の杜	早水町 4503-95
33	非営利特定法人 地域の福祉 を考える会 大樹	45-8327	指定通所介護事業所 あすなろ	高崎町縄瀬 3128-1
34	社会福祉法人 莞爾会	46-3881	デイサービスセンター長遊園	蔵原町 12-3
35	株式会社サルビア	58-8500	サルビア乙房事業所	乙房町 1711-1
36	社会福祉法人大淀福祉会	21-6600	ケアハウスわかば	上長飯町 2683-3
		21-6612	特別養護老人ホームわかば	上長飯町 2687-1
		21-8686	地域密着型特別養護老人ホームわかば	上長飯町 2664

※「福祉避難所」は、要配慮者（特に要介護者や障がい者等）を優先して収容できる指定避難所や老人福祉施設等指定要件の整った施設を市が指定する。

第2項 応急仮設住宅の建設用地の確保

1 建設用地の選定

市は、応急仮設住宅の建設には、原則として公園等の公有地を利用するものとし、平常時から状況の確認に努める。

また、適当な公有地がない場合に備え、企業等の所有する利用可能な土地についても把握に努め、平常時から災害時における利用について調整を図っておく。

なお、実際に、応急対策として民有地を利用する場合は、無償で提供を受ける事ができる土地が望ましいが、やむを得ない場合は賃貸借契約を交わした上で、応急仮設住宅の建設を行う。

2 建設用地についての配慮

市は、建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、病院、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮する。

また、必要に応じて、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にしておくものとする。

3 建設事業者団体等との協定締結

市は、応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、あらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結する。

4 住宅の仕様等の検討

市は、平常時より、単身や多人数世帯、要配慮者等、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の検討、設置後の地域社会づくり等に考慮した配置の検討を行っておくものとする。

5 公営住宅の情報整備

市は、公営住宅の空室が災害時に住居を失った被災者の生活支援として利活用することが考えられることから、平常時より空室状況の把握に努め、災害時には速やかに情報提供できるようにしておく。

第12節 要配慮者の支援対策

項 目	担 当
第1項 社会福祉施設等の対策	総務部、福祉部、こども部
第2項 支援環境の整備	総合政策部、総務部、地域振興部、福祉部、こども部、健康部、各総合支所
第3項 避難行動要支援者の把握	総務部、福祉部、こども部、各総合支所
第4項 避難所の支援対策	総務部、福祉部、こども部、健康部
第5項 円滑かつ迅速な避難の確保	総務部、福祉部、こども部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、災害が発生した場合において、避難情報の入手や避難行動、避難生活に支援を要する要配慮者について、市、防災会議及び要配慮者に関わる福祉、医療関係団体等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、平常時の見守り体制を整備するとともに、災害発生時に迅速な避難誘導により安全が確保されるよう連携して支援体制の構築に努める。

第1項 社会福祉施設等の対策

市は、県と連携して、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設等管理者へ助言・指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整・支援を行う。また、災害発生後は、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、社会福祉施設相互間の調整等を検討する。

施設等管理者は、次に示す事項に留意し、施設入所者や通所者（以下、「施設入所者等」という。）の安全確保体制を整備する。

- ① 施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画（夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できること）をあらかじめ策定しておく。
- ② 非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、自治公民館やボランティア組織等との連携に努める。また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておく。
- ③ 災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の安全性等の確保に努める。また、施設内の設備品の倒壊・転落防止等の対策を講じておく。
- ④ 災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努める。
- ⑤ 施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等へ

の防災教育や避難訓練を実施する。また、避難訓練においては、消防署、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施する。

- ⑥ 職員の防災士資格取得に努める。
- ⑦ 県や市が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努める

第2項 支援環境の整備

1 避難行動要支援者への支援

(1) 家庭内の取組

避難行動要支援者は、災害に備えて次のことに努める。

- ① 避難方法や緊急連絡先について、家族であらかじめ決めておく。
- ② 避難行動要支援者の存在を明らかにし、地域とのコミュニティを深める。
- ③ 手助けをしてくれる支援者の確保をしておく。
- ④ 地震対策（家具の移動・転倒防止、非常物出品の準備）をしておく。
- ⑤ 食料品や飲料水などを備蓄しておく。

(2) 地域の支援体制

自主防災組織、自治公民館、民生委員・児童委員、消防団は、地域の介護サービス事業者等と連携・協力して、避難行動要支援者の支援のために次のことに努める。

- ① 平常時から地域内に住む寝たきり高齢者や障がい者等の所在について把握する。
- ② 平常時の見守りに努める。
- ③ 災害発生時（災害発生の恐れがある場合を含む）の支援の要請に応える体制の整備を図る。

(3) 市における体制の整備

市は、災害時における避難行動要支援者の支援のために次のことを行う。

特に、人工透析患者や人工呼吸器使用者等の医療の中断が致命的となる患者及び在宅難病患者等の災害時における支援について、平常時より医療機関と調整しておく。

- ① 避難行動要支援者支援の必要性や対処方法等の普及・啓発を行う。
- ② 緊急的な支援の要請に対処するため、避難行動要支援者の情報を集約する。
- ③ 関係機関と連携して迅速な支援が行える体制を整備する。
- ④ 個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

2 施設入所者、入院患者等への支援

入所者や入院患者を収容している社会福祉施設や病院等は、次のことを行う。

- ① 施設内の安全対策について点検、整備する。
- ② 防災用の資機材等の整備、充実を図る。
- ③ 避難計画を作成する。
- ④ 避難訓練などを通じて職員の防災意識の高揚と、支援体制の整備を図る。

3 外国人に対する防災対策

(1) 外国人の状況の把握

市は、地域、企業等とも連携して、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時から外国人の居住状況等の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレット等を作成し、外国人を雇用する事業所等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 生活環境の整備

① 県の外国人相談窓口との連携

市は、外国人が気軽に相談し適切なアドバイスを受けられる(公財)宮崎県国際交流協会の外国人相談窓口との連携を図り、災害時に対応できる相談窓口づくりに努める。

② 支援環境の整備

市は、宮崎県災害時多言語センターの支援をもらい避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図る等、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、避難所における外国語表示や生活支援体制の整備に努める。

③ 行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙、ホームページ等を利用して、多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉・文字による情報提供を行うよう努める。

④ 語学外国人災害サポートボランティアの確保

市は、市社会福祉協議会と連携して、災害発生時に通訳や翻訳等を行う外国人サポートボランティアの確保、及び活動を支援するための多言語による防災対策対話集等の冊子の作成を検討する。

(4) 外国人旅行者向け情報提供手段・方法の確立

市は、情報提供の際に活用する多言語コミュニケーションツールの整備（コミュニ

ケーションカード、ピクトグラム、音声データ等）や、災害情報提供ポータルサイト「Safety tips for travelers」及びスマートフォン用アプリ「Safety tips」を活用するためのシステムの整備（ポータルサイトのリンクの確認、利用可能なパソコンやスマートフォンのリストアップ、アプリのダウンロード等）及び周知を行う。

※「Safety tips」は、日本国内における緊急地震速報等の情報を英語で通知するプッシュ型情報発信アプリケーション。このアプリを観光・宿泊施設運営者や在住外国人・近隣住民が自らの端末にダウンロードし、アプリを通じて外国人旅行者に必要な情報を提供することが考えられる。

第3項 避難行動要支援者の把握

1 避難支援プランの作成

- ① 市は、災害時において、避難行動要支援者の避難支援活動を適切に行うため、避難行動要支援者名簿の作成や避難支援関係機関の具体的な役割等、避難支援に関する全体的な考え方と、避難行動要支援者一人ひとりに対する支援方法等に関する避難支援プランを作成する。
- ② 避難支援プランは、避難行動要支援者支援対策に係る全体計画であるとともに、本計画の下位計画に位置付ける。
- ③ 避難支援プランでは、高齢者や障がい者のほか、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等に対する支援の方法について検討する。
- ④ 避難行動要支援者の避難支援に係る具体的な災害予防と応急対策は、この避難支援プランに基づいて実施する。

2 避難行動要支援者名簿の作成

（1）名簿作成対象者

市は、要配慮者情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿作成に関する条例及び避難支援プランに基づき、要配慮者のうち、第三者による避難支援の対象となる在宅の避難行動要支援者の情報を集約して避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の支援及び安否確認に備える。

なお、避難行動要支援者とは、下表のうち次に示す者である。

- ① 自分（同居家族等を含む）に危険が迫っていることを覚知できない者
- ② 自分（同居家族等を含む）に危険が迫っていることを覚知できても、避難の判断ができない者
- ③ 避難の判断ができても、自分（同居家族等を含む）の力で避難することができない者
- ④ 自分（同居家族等を含む）が危険な状態になっても、それを人に知らせることができない者

- ア 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- イ 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者
- ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者
- エ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級または2級に該当する肢体障害を有する者、視覚障害及び聴覚障害に該当する障害を有する者
- オ 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者
- カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(平成7年法律第94号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- キ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- ク 前各号に準じる状態にある者で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た者

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

- ① 市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市の関係部局で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約する。
また、市で把握していない情報が、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認めるときは、県その他の関係機関に対して、情報提供を求める。
名簿に記載する事項は、次に示すもののほか、避難支援プランによるものとする。

ア 氏名	エ 住所または居所
イ 生年月日	オ 電話番号その他の連絡先
ウ 性別	カ 避難支援等を必要とする事由

- ② 市は、避難行動要支援者の状況が、常に変化しうることから、毎年度及び必要に応じて、その名簿の情報を適正に更新し、名簿情報を最新の状態に保つように努める。

(3) 名簿情報の提供

- ① 市は、災害の発生に備え、避難支援等に必要な限度で、本人の同意を得て、避難支援等の実施に携わるもの(以下「避難支援等関係者」という。)に対し、作成した名簿情報を提供する。
ただし、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者については、今後、市の関係部局及び関係機関において協議し定める。

- ② 市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要と認められる場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者以外の支援者等に対しても、名簿情報を提供することができる。

この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(4) 名簿情報を提供する場合における配慮

- ① 市は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける避難支援等関係者に対して、名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求め、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。
- ② 名簿情報については、避難行動支援者名簿及び個別避難計画に関する条例第6条（名簿情報の取扱いに関する協定）による。

第4項 避難所の支援対策

1 避難所における対策

市は、本計画で指定する避難所について、できるかぎり要配慮者の様態を考慮したバリアフリー化を推進する。

2 福祉避難所の整備

市は、災害時に、臨時的に入所可能な社会福祉施設等を「福祉避難所」として利用するため、あらかじめ複数の社会福祉施設等と協定を締結して、災害が発生した場合の連絡方法や対応について定める。

第5項 円滑かつ迅速な避難の確保

1 情報伝達体制の整備

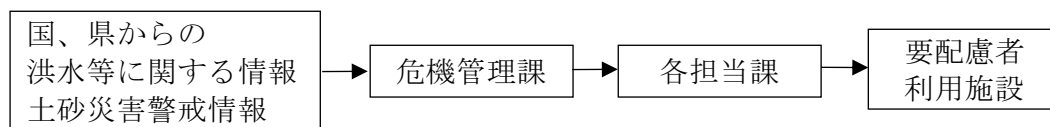
(1) 高齢者等避難の発令

- ① 市は、避難行動要支援者に早めの避難を促すため、「高齢者等避難」を発令する。
- ② 「高齢者等避難」の発令は、広報車、テレビやラジオのほか、宮崎県防災・防犯情報メールサービス、緊急速報メール（エリアメールを含む。）、SNS、防災行政無線を利用して配信する。

(2) 情報伝達網の整備

- ① 市は、避難情報を避難行動要支援者又は支援者に確実に伝達するため、地域の情報伝達網の整備を促進する。
- ② 地域の情報伝達網の整備は、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等について優先的かつ重点的に進める。
- ③ 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等にある、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）については、電話又はファクシミリ、及び防災行政無線を用いて、直接、市から洪水等に関する情報や土砂災害警戒情報、避難に係る情報等を連絡する。

《 要配慮者施設への防災情報等の伝達系統 》



2 避難行動の補助及び搬送

- ① 市は、要配慮者の避難行動を補助する、又は避難所への搬送を行う必要が生じた場合、速やかに対処するため人員や車両の配備を検討する。
- ② あらかじめ福祉車両や介助用機材を所有する団体等を調査し、災害時に協力を要請できる体制を整備する。

《 洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設 》

令和7年4月1日現在

No.	河川名	施設名	住所	連絡先	担当課	※
1	大淀川	デイサービスサルビア乙房事業所	乙房町 1711-1	58-8500	介護保険課	○
2	大淀川	志比田の里	志比田町 7389	36-7158	介護保険課	○
3	大淀川	デイサービスセンター志比田の里	志比田町 7389	36-7158	介護保険課	○
4	大淀川	住宅型有料老人ホームすずらん	下川東 4 丁目 2-2-1	80-6541	介護保険課	○
5	大淀川	デイサービスすずらん	下川東 4 丁目 2-2-1	80-6511	介護保険課	○
6	大淀川	グループホームミュージズの空庄内	庄内町 8122-1	37-3777	介護保険課	○
7	大淀川	庄内の杜 2	庄内町 8610	37-0585	介護保険課	○
8	大淀川	庄内の杜 1	庄内町 8610	36-5750	介護保険課	○
9	大淀川	医療法人海誠会庄内医院通所リハビリテーション	庄内町 8610	27-4501	介護保険課	○
10	大淀川	デイサービス庄内の杜	庄内町 8610	36-5751	介護保険課	○
11	大淀川	特別養護老人ホーム白寿園	庄内町 8673	37-0887	介護保険課	○
12	大淀川	短期入所生活介護 庄内の里	庄内町 8673	37-0887	介護保険課	○
13	大淀川	庄内デイサービスセンター	庄内町 8673-3	37-0894	介護保険課	○
14	大淀川	デイサービスセンタークララ	安久町 5596-3	27-6571	介護保険課	○

No.	河川名	施設名	住所	連絡先	担当課	※
15	大淀川	有料老人ホーム高木	高木町 4343-1	36-5563	介護保険課	○
16	大淀川	デイサービスほっとん	高木町 4343-1	36-5563	介護保険課	○
17	大淀川	特別養護老人ホーム高城園	高城町穂満坊 3416	58-4550	介護保険課	○
18	大淀川	高城園デイサービスセンター	高城町穂満坊 3416	58-4550	介護保険課	○
19	大淀川	特別養護老人ホーム高城園東館	高城町穂満坊 3438-1	58-4550	介護保険課	○
20	大淀川	高齢者総合福祉施設恵寿苑	太郎坊 563-1	38-8818	介護保険課	○
21	大淀川	特別養護老人ホーム恵寿苑	太郎坊 563-1	38-8800	介護保険課	○
22	大淀川	グループホームめぐみ	太郎坊 563-2	38-8811	介護保険課	○
23	大淀川	コンパスウォーク都城鷹尾	鷹尾 1 丁目 26-13	51-9988	介護保険課	○
24	大淀川	小規模多機能型居宅介護創生館	庄内町 8618-1	36-5103	介護保険課	○
25	大淀川・沖水川	住宅型有料老人ホームもみじ荘	金田町 2529-1	36-7961	介護保険課	○
26	大淀川・沖水川	デイサービス昭和クラブ	金田町 2538-1	36-8358	介護保険課	○
27	大淀川・沖水川	デイサービスセンター元気の里	下川東 2 丁目 4-13	46-3607	介護保険課	○
28	大淀川・沖水川	デイストーリー	吉尾町 1958-2	51-4165	介護保険課	○
29	大淀川・沖水川	デイドリーム	吉尾町 1958-2	51-4165	介護保険課	○
30	大淀川・沖水川	特別養護老人ホーム島津乃荘	吉尾町 2200-1	46-2155	介護保険課	○
31	大淀川・沖水川	有料ケアホームこんにちわセンター	松元町 15-10	22-5757	介護保険課	○
32	大淀川・萩原川	デイサービスこんにちわセンター	松元町 15-10	22-7100	介護保険課	○
33	大淀川・萩原川	宮永病院通所リハビリテーション	松元町 15-10	22-2015	介護保険課	○
34	大淀川・萩原川	介護老人保健施設こんにちわセンター	牟田町 4-10	22-7100	介護保険課	○
35	大淀川・東岳川	政所医院通所リハビリテーション	高城町穂満坊 3213-1	58-2171	介護保険課	○
36	大淀川・東岳川	グループホーム まごころ	高城町穂満坊 3213-2	58-6770	介護保険課	○
37	沖水川	小規模多機能ホーム一休庵いわよし	郡元町 217-1	46-4011	介護保険課	○
38	沖水川	グループホームオルゴール	吉尾町 111-1	38-0552	介護保険課	○
39	沖水川	デイサービス リハ処 匠	吉尾町 6215	36-4544	介護保険課	○
40	萩原川	デイサービスホーム ゆいまある	一万城町 106-11-1	70-0855	介護保険課	○
41	萩原川	リハビリデイサービス希望	一万城町 27-19	46-4070	介護保険課	○
42	萩原川	ショートステイわかば	上長飯町 2664	21-8686	介護保険課	○
43	萩原川	地域密着型空床ショートステイわかば	上長飯町 2664	21-8686	介護保険課	○
44	萩原川	地域密着型特別養護老人ホームわかば	上長飯町 2664	21-8686	介護保険課	○
45	萩原川	ケアハウスわかば	上長飯町 2683-3	21-6600	介護保険課	○
46	萩原川	デイサービスセンターわかば	上長飯町 2683-3	21-1700	介護保険課	○
47	萩原川	空床型ショートステイわかば	上長飯町 2687-1	21-6612	介護保険課	○
48	萩原川	特別養護老人ホームわかば	上長飯町 2687-1	21-6612	介護保険課	○
49	萩原川	リハケアセンター上長飯	上長飯町 38-1	36-4860	介護保険課	○
50	萩原川	リハケアセンター都城	上長飯町 38-1	36-4802	介護保険課	○
51	萩原川	星空の都デイサービスセンターか	上長飯町 5111	26-2788	介護保険課	○

No.	地区名	施設名	所在地	連絡先	担当課	※
		みながえ				
52	萩原川	住宅型有料老人ホーム上長飯	上長飯町 5247-9	51-8856	介護保険課	○
53	萩原川	デイサービスかみながえ	上長飯町 5247-9	51-8856	介護保険課	○
54	萩原川	一般社団法人 藤元メディカルシステム	早鈴町 17-1	22-1717	介護保険課	○
55	萩原川	ライフクリニック	安久町 6337-2	39-2525	介護保険課	○
56	東岳川	グループホーム朝霧2号館	高城町大井手 1049	53-2505	介護保険課	○
57	東岳川	さくら咲くデイサービスセンター	高城町桜木 857-3	58-2213	介護保険課	○
58	東岳川	介護老人保健施設 ハッピーライフ高城	高城町穂満坊 455-2	58-5566	介護保険課	○
59	東岳川	吉見クリニック通所リハビリテーション	高城町穂満坊 459-1	58-5668	介護保険課	○
60	東岳川	グループホーム菜の花	高城町穂満坊 496-3	58-6677	介護保険課	○
61	大淀川・沖水川	川東小学校	下川東2丁目 3295	24-1148	教育施設課	○
62	沖水川	沖水中学校	都北町 5615	38-1335	教育施設課	○
63	高崎川	高崎麓小学校	高崎町前田 758	62-2124	教育施設課	○
64	萩原川	南小学校	姫城町 25-17	22-3430	教育施設課	○
65	萩原川	上長飯小学校	上長飯町 53-1	22-0991	教育施設課	○
66	萩原川	姫城中学校	姫城町 25-71	22-4281	教育施設課	○
67	大淀川	仮屋外科胃腸科医院	志比田町 5427-1	25-7712	健康課	○
68	大淀川	医療法人海誠会 庄内医院	庄内町 8610	37-0522	健康課	○
69	大淀川	三嶋内科	鷹尾1丁目 26-6	24-7171	健康課	○
70	大淀川	都城市郡医師会病院	太郎坊町 1364-1	36-8300	健康課	○
71	大淀川	西浦医院	松元町 6-13	22-0715	健康課	○
72	大淀川・萩原川	宗正病院	八幡町 15-3	22-4380	健康課	○
73	大淀川・萩原川	宮永病院	松元町 15-10	22-2015	健康課	○
74	大淀川・萩原川	小山田眼科医院	松元町 2-8	22-0710	健康課	○
75	大淀川・萩原川	村上循環器内科クリニック	宮丸町 3017-16	25-2700	健康課	○
76	大淀川・萩原川	伊達クリニック	牟田町 28-7	36-7088	健康課	○
77	大淀川・東岳川	政所医院	高城町穂満坊 3213-1	58-2171	健康課	○
78	沖水川	ながはま整形外科	都北町 3606-2	46-7188	健康課	○
79	沖水川	都北ごとうクリニック	都北町 5734-1	38-6060	健康課	○
80	沖水川	福島外科胃腸科医院	都北町 6430	38-1633	健康課	○
81	沖水川	ふたみ眼科	都北町 6445	38-5532	健康課	○
82	沖水川	やの耳鼻咽喉科	吉尾町 118-1	27-5222	健康課	○
83	沖水川	きたむら皮膚科クリニック	吉尾町 6112	38-7300	健康課	○
84	萩原川	有馬医院	上長飯町 48-1	23-2610	健康課	○
85	萩原川	かみながえクリニック	上長飯町 5228-1	25-0224	健康課	○
86	萩原川	藤元総合病院	早鈴町 17-1	22-1717	健康課	○
87	萩原川	藤元病院	早鈴町 17-4	25-1315	健康課	○

No.	地区名	施設名	所在地	連絡先	担当課	※
88	萩原川	ライフクリニック	安久町 6337-2	39-2525	健康課	○
89	東岳川	吉見病院	高城町穂満坊 457-1	58-2335	健康課	○
90	東岳川	吉見クリニック	高城町穂満坊 459-1	58-5633	健康課	○
91	大淀川	都城市太郎坊児童館	太郎坊町 1756	38-5282	こども政策課	○
92	大淀川	都城市石山児童館	高城町石山 1109-4	58-6052	こども政策課	○
93	大淀川	プロスペール	志比田町 5324-1	36-5316	障がい福祉課	○
94	大淀川	就労継続支援事業所 太陽	志比田町 5641-6	24-7023	障がい福祉課	○
95	大淀川	ベストライフ都城	下川東 1 丁目 1-3	51-5955	障がい福祉課	○
96	大淀川	hana (ハナ)	大王町 10-12	88-0003	障がい福祉課	○
97	大淀川	放課後等デイサービス いちご	都島町 210-106	36-6011	障がい福祉課	○
98	大淀川・萩原川	障がい者グループホームわんだ荘	甲斐元町 2-6	080-8545-0349	障がい福祉課	○
99	大淀川・萩原川	スマイル	甲斐元町 5-11	36-5603	障がい福祉課	○
100	沖水川	シーソーウェルフェア	都北町 5745	57-9500	障がい福祉課	○
101	萩原川	なのはな村	一万城町 82-4	46-3737	障がい福祉課	○
102	丸谷川	山田りんどう福祉会	山田町山田 3063-4	45-6133	障がい福祉課	○
103	東岳川	特別養護老人ホーム高城園	高城町穂満坊 3416	58-4550	介護保険課	○
104	大淀川	川東さくらんぼこども園	下川東 2 丁目 3351	22-2210	保育課	○
105	大淀川	下長飯保育園	下長飯町 5494-1	39-1040	保育課	○
106	大淀川	みやこのじょう児童学園 ひまわり	大王町 14-2	23-9335	保育課	○
107	大淀川	ひまわり児童クラブ	大王町 14-2	23-9335	こども政策課	○
108	大淀川	フォルケホイスコーレ児童クラブ 大王 2	牟田町 17-10	36-6950	こども政策課	○
109	大淀川	認定こどもの家 石山保育園	高城町石山 3758	58-5931	保育課	○
110	大淀川	石山小放課後クラブ	高城町石山 1109-4	58-6066	こども政策課	○
111	大淀川	都城市郡医師会病院むーじーず	太郎坊町 1364-1	36-8088	保育課	○
112	大淀川	きりしまたけのこども園	志比田町 5654	36-6310	保育課	○
113	大淀川・沖水川	第一川東小どんぐり児童クラブ	下川東 2 丁目 3295	51-6669	こども政策課	○
114	大淀川・沖水川	第二川東小どんぐり児童クラブ	下川東 2 丁目 3295	51-6669	こども政策課	○
115	大淀川・沖水川	かなだ認定こども園	金田町 2801	77-9585	保育課	○
116	大淀川・沖水川	都城北諸地区清掃公社ひだまりこども園	金田町 973	38-0234	保育課	○
117	大淀川・萩原川	あゆみ保育園	甲斐元町 3382-1	23-5246	保育課	○
118	大淀川・萩原川	相愛ひめぎ保育園	姫城町 2856-1	22-2295	保育課	○

No.	地区名	施設名	所在地	連絡先	担当課	※
119	大淀川・萩原川	ふたば幼稚園	松元町 18-1	23-2469	保育課	○
120	大淀川・萩原川	イングリッシュ幼児園	宮丸町 3038	26-1874	保育課	○
121	大淀川・萩原川	宮丸認定こども園	宮丸町 2856-1	27-1541	保育課	○
122	沖水川	並木保育園	上川東 4 丁目 5753-3	24-1580	保育課	○
123	沖水川	とほく認定こども園	都北町 1013	38-1877	保育課	○
124	沖水川	とほく認定こども園分園	都北町 1006-1	51-6650	保育課	○
125	沖水川	吉尾保育園	吉尾町 721-2	38-3027	保育課	○
126	高崎川	高崎麓小児童クラブ	高崎町前田 2330	080-1735-2293	こども政策課	○
127	萩原川	一万城幼稚園	一万城町 112-3	22-5739	保育課	○
128	萩原川	たんぼぼ保育園	一万城町 12-2	23-3313	保育課	○
129	萩原川	たんぼぼ児童クラブ第 1	一万城町 12-2	23-3313	こども政策課	○
130	萩原川	たんぼぼ児童クラブ第 2	一万城町 12-2	23-3313	こども政策課	○
131	萩原川	たんぼぼキッズ保育園	一万城町 13-7-1	36-6330	保育課	○
132	萩原川	たんぼぼ児童クラブ第 3	一万城町 13-7-1	36-6636	こども政策課	○
133	萩原川	上長飯エンゼル第 1 児童クラブ	上長飯町 81-11-1	26-9587	こども政策課	○
134	萩原川	上長飯エンゼル第 2 児童クラブ	上長飯町 81-11-1	26-9587	こども政策課	○
135	萩原川	都城市東部地域子育て支援センター・エンゼル	上長飯町 81-11-1	26-9587	こども政策課	○
136	萩原川	上長飯認定こども園	上長飯町 81-4	22-4843	保育課	○
137	萩原川	上長飯認定こども園児童クラブ	上長飯町 81-4	22-4843	こども政策課	○
138	萩原川	早鈴保育園	早鈴町 1864-2	24-3699	保育課	○
139	萩原川	南フレンドシップ児童クラブ	姫城町 25-17	090-1514-8160	こども政策課	○
140	萩原川	第 2 南フレンドシップ児童クラブ	姫城町 25-17	080-2721-8058	こども政策課	○
141	萩原川	天竜幼稚園	牟田町 2-14	22-0502	保育課	○
142	東岳川	認定こどもの家 つみき保育園	高城町桜木 854-1	58-4585	保育課	○

《 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設 》

令和 7 年 4 月 1 日現在

No.	地区名	施設名	所在地	連絡先	担当課	※
1	姫城	豊望園デイサービスホーム	下長飯町 1640	39-3993	介護保険課	○
2	姫城	サンシティ豊栄	下長飯町 1655	39-3993	介護保険課	○
3	西岳	特別養護老人ホーム 長遊園	高野町 2900	45-5151	介護保険課	○
4	西岳	特別養護老人ホーム 長遊園 2 号館	高野町 2900	45-5151	介護保険課	○
5	西岳	西岳デイサービスセンター	高野町 2991	33-1321	介護保険課	○
6	山之口	霧島荘デイサービスセンター	山之口町花木 2302-1	57-5313	介護保険課	○
7	山之口	特別養護老人ホーム 霧島荘	山之口町花木 2302-1	57-2165	介護保険課	○

No.	地区名	施設名	所在地	連絡先	担当課	※
8	山田	社会福祉法人あさざり福祉会 あさざり園デイサービスセンター	山田町中霧島 2546-6	64-3621	介護保険課	○
9	山田	特別養護老人ホーム あさざり園	山田町中霧島 2546-6	64-3621	介護保険課	○
10	庄内	菓子野小学校	菓子野町 9555	37-0527	教育施設課	○
11	西岳	西岳中学校	美川町 2927	33-1601	教育施設課	○
12	西岳	西岳小学校	美川町 2928	33-1602	教育施設課	○
13	西岳	吉之元小学校	吉之元町 4518	33-1800	教育施設課	○
14	山之口	山之口小学校	山之口町花木 2580	57-2005	教育施設課	○
15	高城	有水小学校	高城町有水 3354-1	59-9306	教育施設課	○
16	高城	石山小学校	高城町石山 3361	58-2305	教育施設課	○
17	山田	山田小学校	山田町山田 3931	64-2104	教育施設課	○
18	山田	木之川内小学校	山田町山田 9350	64-2815	教育施設課	○
19	高崎	高崎中学校	高崎町大牟田 1904-1	62-1108	教育施設課	○
20	高崎	笛水小学校	高崎町笛水 948-1	62-4634	教育施設課	○
21	高崎	笛水中学校	高崎町笛水 948-1	62-4634	教育施設課	○
22	姫城	医療法人仁愛会 横山病院	都島町 506	22-2806	健康課	○
23	小松原	医療法人一誠会 都城新生病院	志比田町 3782	22-0280	健康課	○
24	五十市	医療法人恵心会 永田病院	五十町 5173	23-2863	健康課	○
25	西岳	国民健康保険都城市西岳診療所	高野町 3011	33-1510	健康課	○
26	庄内	障害者支援施設 乙房苑	乙房町 2191-3	37-3900	障がい福祉課	○
27	山之口	特別養護老人ホーム 霧島荘	山之口町花木 2302-1	57-2165	介護保険課	○
28	山之口	養護老人ホーム東岳荘	山之口町花木 2302-1	57-2267	福祉課	○
29	高城	都城市高城養護老人ホーム 友愛園	高城町石山 4227	58-2341	福祉課	○
30	高城	特別養護老人ホーム 高城園	高城町穂満坊 3416	58-4550	介護保険課	○
31	山田	養護老人ホーム アシステッドリビング霧島	山田町中霧島 2511-1	64-2147	福祉課	○
32	五十市	天竜第三幼稚園	鷹尾4丁目 18-11	23-7504	保育課	○
33	庄内	乙房こども園	乙房町 323	37-1212	保育課	○
34	庄内	乙房こども園児童クラブ	乙房町 323	37-1212	こども政策課	○
35	庄内	乙房こども園第2児童クラブ	乙房町 376-1	37-1212	こども政策課	○
36	西岳	わかば森のこども園	高野町 3090-2	33-1810	保育課	○
37	西岳	わかばの森クラブ	高野町 3090-2	33-1810	こども政策課	
38	山之口	すくすく第1児童クラブ	山之口町花木 2580	57-4262	こども政策課	
39	山之口	すくすく第2児童クラブ	山之口町花木 2552	57-4262	こども政策課	○
40	高城	有水小放課後児童クラブ	高城町有水 3354-1	59-9480	こども政策課	○
41	高城	石山幼稚園	高城町石山 3660	58-3211	保育課	○

No.	地区名	施設名	所在地	連絡先	担当課	※
42	山田	山田小放課後児童クラブ	山田町山田 3931	64 - 2041	こども政策課	
43	山田	木之川内小放課後児童クラブ	山田町山田 9350	64-3368	こども政策課	○
44	山田	まんがつか認定こども園	山田町山田 9728-40	64-1123	保育課	○

※避難確保計画の提出

第13節 救急・救助及び消火活動体制の整備

項 目	担 当
第1項 消防力の充実強化	消防局、消防団、上下水道局
第2項 消防計画の策定	消防局
第3項 救急・救助体制の整備	消防局、消防団

《 基本方針 》

市は、大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者を最小限にとどめるため、総合的な消防力の充実と防火管理体制を強化するとともに、救急・救助体制の整備を図り、消防・救急の対応力を強化する。

また、地域住民や自主防災組織、自治公民館への啓発活動や講習会の実施により、初期消火能力及び応急手当能力の向上を図る。

第1項 消防力の充実強化

常備消防機関としては、都城市南消防署、同北消防署があり、南消防署に鷹尾分署が、北消防署に高崎分署がある。

非常備消防機関としては、都城市消防団（都城方面隊、山之口方面隊、高城方面隊、山田方面隊、高崎方面隊）がある。

1 消防組織の拡充

- ① 分署及び救急出張所等の新設を検討することにより消防署所の偏在を改善し、災害現場到着時間の短縮を図る。
- ② 女性吏員の採用等を含めた消防職員の増員を検討し、大規模災害時の救助・救急体制を整備することにより、総合的な災害対応能力の強化を図る。
- ③ 保有する消防力では対処できない事態になったときは、「宮崎県消防相互応援協定」の発動に基づく応援を要請し、被害の拡大を防ぐ。

2 常備消防力の充実強化

市は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすため、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号、平成26年10月改正）に基づき、消防力の充実強化を図る。

また、大規模災害時の後方支援拠点施設となる北消防署機能の充実強化を図る。

- ① 基幹消防施設の耐震性の確保や浸水被害への対策等を確保するとともに、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置する。
- ② 大規模災害への対応や高度な消防サービスに対応するため、計画的な消防車両や設備の更新を行い、機器の近代化、軽量化を図る。
- ③ 消防活動を実施する消防職員の安全を確保するため、防火衣等の安全装備の充実を図る。
- ④ 円滑な応急対策を実施するため、随時、消防施設・設備の整備・点検を行い、消防施設・設備の保全に万全を期す。
- ⑤ 消防ポンプ自動車や救急自動車等の車両とともに、必要に応じて、はしご自動車、化学消防車等を配置する。
- ⑥ 大規模地震や津波災害など多様な災害発生時の活動体制を確保するため、無線情報通信システム及び装備、活動資機材の整備並びに性能点検を実施し、即応体制の確立を期す。

3 消防水利の確保

市は、「消防水利の基準」（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）に基づき、消防水利の充実、多様化に努める。

- ① 消火活動に必要な人工水利（消火栓、防火水槽、プール、水路等）や自然水利（河川、池等）の開発や確保をより一層推進する。
- ② 消火栓については、水道管の新規埋設または更新時期にあわせて効率的に整備する。
- ③ 防火水槽や耐震性貯水槽の整備を計画的に進める。
- ④ 既存の消防水利の保有水の保全に努めるとともに、道路事情等により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設や可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。
- ⑤ 消防水利の確保が困難な場所での消火活動に備えて、輸送により水利を確保するため関係団体と応援協定等を締結する。

4 消防団員の確保、活性化対策の推進

- ① 市は、地域防災の中核的存在である消防団について、団員の減少に歯止めをかけ必要な消防力を確保するため、積極的なPR活動や女性消防団員の登用、幼年消防クラブの推進、防災士制度の活用等の活性化対策を推進する。
- ② 消防団員の知識及び技能の向上を図るため、必要に応じて、県消防学校等への派遣や一般教養訓練、必要な資格の取得、やりがいを持って活動できる環境づくりなどを実施し、消防団活動の重質強化を図る。
- ③ 消防団協力事業所表示制度の活用等、被雇用者団員の活動環境の整備、処遇の改善、機能別分団員（大規模災害や予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保等による組織の強化に努める。

- ④ 周辺市町村との広域連携（支援・受援体制の整備）の推進を踏まえた、消防団員の意識・能力の向上を図る。
- ⑤ 大規模災害時に備えた消防団の車両及び防災資機材の格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実を図る。

5 自衛消防組織の充実

市は、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている自衛消防組織（消防法第8条2の5）に対して、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導・助言を行う。

第2項 消防計画の策定

1 消防計画の作成

消防局は、消防組織法に基づき定められた「市町村消防計画の基準」（昭和41年消防庁告示第1号）に基づき、災害に対応した消防計画を作成し、毎年検討を行い必要に応じて修正を加える。

消防計画には、通常災害及び非常災害において、その消防力を結集して警防活動に万全を期するために必要な全体計画を定める。消防水利の不足や道路事情による消防活動が困難な消防活動困難地域を指定し、火災の延焼拡大を防止するための予防対策及び応急対策を検討する。

消防活動困難地域は次のような地域である。

- ① 木造住宅密集地域
- ② 消防水利が不足する地域
- ③ 幅員狭小により消防車両の侵入が困難な地域

第3項 救急・救助体制の整備

1 救急活動体制の整備

市は、大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対して、迅速かつ的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ① 救急救命士、防災士等の計画的な養成
- ② 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③ 救急業務の高度化を図るための研修・教育の実施
- ④ 医療機関との連携強化

⑤ 住民に対する応急手当の普及・啓発

2 救助体制の整備

市は、救助用資機材の整備を促進するとともに、地域住民や自主防災組織、消防団員の協力により迅速な救出体制を確立し、また、広域的な応援体制の確保等、円滑な救助体制の充実を図る。

- ① 救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチ、救命ボート等の救助用資機材の整備を促進する。
- ② 倒壊建物、がけ崩れ等の被災状況に応じた「救助マニュアル」を作成し、実践的な訓練により検証を行う。
- ③ 消防局が保有している資機材だけでは対応できない場合に備えて、建設機械やクレーン等の特殊機械を保有する建設業協会等と協定等を締結しておく等、協力体制の確立を図る。
- ④ 災害に際して、消防、警察、自衛隊の救助機関が相互協力して効率的な災害応急対策が行えるよう、救助機関合同の訓練を実施する等、平常時から一層の連携強化を図る。
- ⑤ 消防団、自主防災組織、自治公民館等による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、その他救助活動に必要な資機材の整備に努める。

3 救助機関の連携体制の強化

災害に際して、消防、警察、自衛隊及び海上保安部の救助機関が相互協力して効率的な災害対策に当たれるよう、平常時からの密接な連携を図るため、県は平成8年4月1日に宮崎県救助機関災害対策連絡会議を設置した。

市は、今後、この連絡会議等を通じて、機関相互の応援が円滑に行えるよう、消防、警察、自衛隊の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備など救援等の活動拠点、緊急輸送ルート等の確保、これらの拠点等に係る関係機関との情報共有及び救助機関合同の訓練を実施するなどにより、一層の連携強化を図る。

＜ 宮崎県救助機関災害対策連絡会議の組織 ＞

機関名	委員
宮崎海上保安部	警備救難課長
陸上自衛隊 都城駐屯地	第43普通科連隊第3科長
陸上自衛隊 えびの駐屯地	第24普通科連隊第3科長
航空自衛隊新田原基地	第5航空団防衛部長

機関名	委 員
宮崎県警察本部	警備部警備第二課長 警備部機動隊長 交通部交通規制課長
宮崎県消防長会	宮崎市消防局長 都城市消防局長 延岡市消防本部消防長
宮崎県	危機管理課長（議長） 消防保安課長

第14節 医療救護体制の整備

項 目	担 当
第1項 医療救護体制の整備	消防局、健康部

《 基本方針 》

大規模災害が発生した場合、大勢の死傷者が生じ、交通網、通信網、電気、ガス等のライフラインが途絶するなど、住民の生活に大きな混乱を引き起こすことが想定される。

このような中で、迅速、的確な医療救護活動を行い、人的被害を最小限に止めるためには、平常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要がある。

また、災害発生時からの時間経過により対応方針が異なってくることから、発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間まで）、急性期（3日目～1週間程度まで）、亜急性期（1週間～1か月程度まで）、中長期（1か月以降～）のフェーズにおける医療救護体制の整備を積極的に推進する。

第1項 医療救護体制の整備

1 地域災害医療センター

地域災害医療センター（地域災害拠点病院）に指定されている都城市郡医師会病院は、市域の医療機関の後方支援ができるよう関係機関と協力して次のような体制の整備充実に努める。

- ① 施設・設備の整備
- ② 耐震性の強化
- ③ 緊急時におけるライフラインの確保
- ④ 臨時の医療救護班の編成
- ⑤ トリアージ*等の訓練や研修による要員の育成と強化

※トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

《 災害拠点病院 》

種 別	医療圏名	医療機関名
基幹災害医療センター (基幹災害拠点病院)	県内全医療圏	・ 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5-30 TEL：0985-24-4181 ・ 宮崎大学医学部附属病院 宮崎市清武町木原5200 TEL：0985-85-1510
地域災害医療センター (地域災害拠点病院)	都城北諸県	・ 都城市郡医師会病院 都城市太郎坊町1364-1 TEL：0986-36-8300

《 県が指定する救急医療施設 》

医療機関名	連絡先
独立行政法人国立病院機構都城医療センター (地域医療支援病院)	都城市祝吉町5033-1 TEL：23-4111 FAX：24-3864

(平成25年「宮崎県の医療業務事情」より)

2 医療施設への支援

市は、医療機関のライフライン機能が停止した場合に備え、給水や物資の提供が迅速に行えるよう、医療施設への支援体制の強化を推進する。

また、災害時の臨時救護所等に搬入できる医療救護用の資機材を備蓄する。

3 災害時における医療情報の確保

消防局は、災害時には医療救護活動に関する正しい情報を速やかに把握する必要があることから、医療機関と連携した救急医療情報システム等の情報ネットワークを整備する。

消防局と医療機関は、災害時において相互の情報交換が円滑に実施できるよう、あらかじめ具体的な多重連絡体制を確立しておく。

災害拠点病院等は、衛星電話及び無線、インターネット等の複数の通信手段の確保に努める。さらに、E M I S（広域災害救急医療情報システム）及びDMH I S S（災害精神保健医療情報支援システム）を活用することで、被災地域のみならず、全国の医療機関や災害時こころの情報支援センター等とも連携した対応を行えるようにしておくものとする。なお、普段は使用しないこれらの通信手段を迅速かつ的確に活用できるように訓練等を定期的に行い、非常時に備えておくものとする。

4 広域搬送拠点の整備

市は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出する等、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

搬送拠点では、県や広域後方医療関係機関（日本赤十字社等）と協力しつつ、広域後方医療施設（災害拠点病院等）への傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うための場所・設備について、あらかじめ整備するよう努める。

第15節 緊急輸送体制の整備

項 目	担 当
第1項 緊急輸送体制の整備	総務部、土木部、各総合支所
第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	総務部、健康部、消防局
第3項 緊急輸送体制の確保	総務部、土木部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、災害が発生した場合においても安全な交通が確保できるよう、平常時から所管する道路及び道路施設について点検を行うとともに、安全性を維持するために必要な補修または改良を行う。

また、災害時の応急対策活動や消火活動の支障となるおそれのある道路等については計画的な整備により改善を図る。

第1項 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送道路

市域において、県が、県地域防災計画に基づき指定している緊急輸送道路は下表のとおりである。

第1次緊急輸送道路	主な都市間を結ぶ主要道路、または関係機関を結ぶ主要な道路であり、第1次ネットワークを構成する。
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路、または第1次緊急輸送道路と防災拠点とを結ぶ道路であり、第2次ネットワークを構成する。

《 緊急輸送道路 》

区 分	道路名	管理者	連絡先
第1次 緊急輸送道路	宮崎自動車道	西日本高速道路	宮崎高速道路事務所 0985-89-2535
	一般国道10号	国土交通省	都城国道維持出張所 0986-38-0068
	一般国道221号	県	都城土木事務所 0986-23-4512
	一般国道222号	〃	〃
	一般国道223号	〃	〃

区 分	道路名	管理者	連絡先
第2次 緊急輸送道路	一般国道 269 号	県	都城土木事務所 0986-23-4512
	県道 31 号 (都城霧島公園線)	〃	〃
	県道 42 号 (都城野尻線)	〃	〃
	県道 46 号 (高城山田線)	〃	〃
	県道 47 号 (三股高城線)	〃	〃

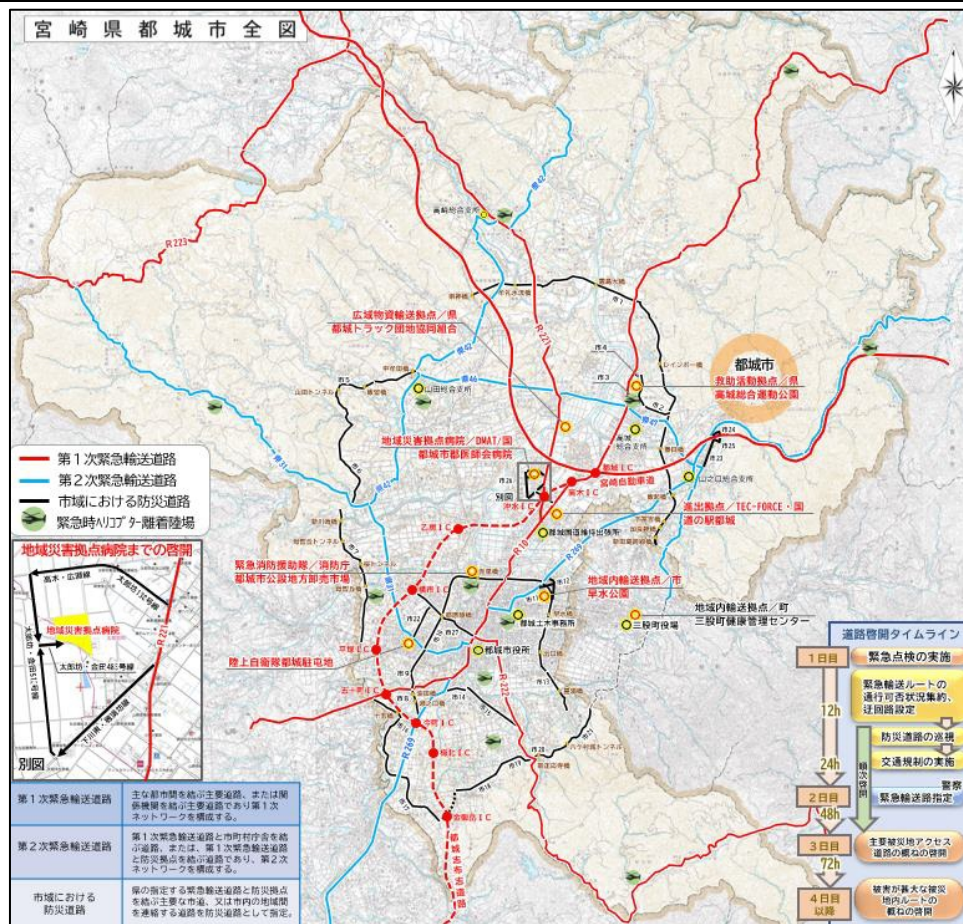
2 市域における防災道路ネットワークの整備

市は、効率的な緊急輸送や災害応急対策の輸送を行うため、県の指定する緊急輸送道路と防災活動拠点を結ぶ主要な市道、または市内の地域間を連絡する主要な市道を「防災道路」として位置付け、国・県道と連絡して市域における緊急輸送のネットワークを構成する。

《 市域における防災道路 》

区間 / 起点・終点		路線名	等級	延長
1	高崎町東霧島 1524-8 先 山之口町富吉 5085-1 先	高崎・山之口線	1 級	17,603m
2	高城町穂満坊 3488-1 先 高城町石山字 146-6 先	須田木・軍神原線	2 級	1,120m
		軍神原通線	1 級	1,199m
		片前桜並木線	1 級	271m
3	山田町山田 4254-3 先 庄内町 12782-2 先	浜之段・中村線	1 級	1,877m
		庄内・山田線	1 級	6,057m
4	関之尾町 7769-1 先 平塚町 2519-16 先	平塚・関之尾線	1 級	5,751m
5	今町 9002-3 先 豊満町 1524-10 先	原村・今町線	2 級	1,123m
		五十市小東通線	1 級	1,067m
		鷹尾・上長飯通線	1 級	9,901m
		郡元・早水 380 号線	その他	645m
		南郡元通線	2 級	261m
		上長飯・豊満線	1 級	1,404m
6	下長飯町 5551 先 大岩田町 6804-3 先	南墓地北通線	その他	886m
7	下長飯町 1951-6 先 安久町 5952-7 先	下長飯通線	1 級	2,768m
8	平塚町 4868 先 豊満町 2535-66 先	平長谷・今町線	1 級	1,137m
		梅北・今町線	1 級	5,937m

区間 / 起点・終点		路線名	等級	延長
		高見堂・豊満線	1 級	2,195m
		今町・安久線	1 級	1,480m
		安久小・建立寺橋線	1 級	393m
		正応寺・豊満線	その他	3,074m
9	鷹尾 5 丁目 4278-16 先 都原町 7428-1 先	鷹尾・都原線	1 級	1,403m
10	山之口町山之口 3298-1 先 山之口町山之口 3388-1 先	丸岡 440 号線	その他	517m
11	山之口町山之口 3295-1 先 山之口町山之口 3269-1 先	山之口 S A 北通線	その他	323m
12	山之口町山之口 3319-2 先 山之口町花木 3013-1	山之口 S A 南通線	その他	310m
13	中町 2567 先 南横市町 7809-6	母智丘通線	1 級	3,047m
14	太郎坊町 7715 先 太郎坊町 2003-2	山野原・前目線	2 級	512m
15	太郎坊町 1479 - 2 先 太郎坊町 1817 - 1	太郎坊 138 号線 高木・広瀬線 太郎坊・高木 512 号線 下川東・穂満坊線	その他 1 級	2,634m
16	早鈴町 1397-2 先 五十町 1765-8 先	甲斐元通線（整備中の 区間を含む）	1 級	3,576m



《市内の緊急輸送道路ネットワーク図》

3 緊急交通路

県公安委員会が指定する「緊急交通路」は、【第2編 第3章 第12節 第3項「交通対策」】を参照する。

《宮崎県内の緊急輸送道路ネットワーク計画図》

●第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市および重要港湾、空港等を連絡する道路

●第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場(支所含む)、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路

【2次ネットワーク路線】

番号	路線名
1	一般国道265号
2	一般国道269号
3	一般国道272号
4	一般国道327号
5	一般国道446号
6	一般国道447号
7	一般国道448号
8	一般国道503号
9	宮崎自動車道
10	宮崎自動車道
11	宮崎自動車道
12	都城北郷線
13	市木車間線
14	都城車間線
15	都城霧島公園線
16	都城野尻線
17	高城山田線
18	三股高城線
19	高武新宮線
20	稲葉崎平原線
21	北川北郷線
22	竹田五ヶ瀬線
23	大久保木崎線
24	田ノ平線
25	都井西方線
26	高城線
27	川南港線
28	高鍋美々津線
29	宮崎自動車道
30	宮崎自動車道
31	宮崎自動車道
32	宮崎自動車道
33	宮崎自動車道
34	宮崎自動車道
35	宮崎自動車道
36	宮崎自動車道

凡 例	
■	県庁
●	地域中心都市
●	市町村役場(支所含む)
—	第1次ネットワーク
—	第2次ネットワーク
- - -	第1次ネットワーク(未供用)R6.3.31時点
- - -	第2次ネットワーク(未供用)R6.3.31時点
○	耐震強化岸壁

1次ネットワーク路線延長 1307km(62路線)
2次ネットワーク路線延長 563km(36路線)
総路線延長 1870km(94路線)

※1次・2次混合(4路線)

【1次ネットワーク路線】

番号	路線名
1	九州自動車道
2	宮崎自動車道
3	東九州自動車道
4	国道10号 延岡道路
5	国道218号 北方延岡道路
6	国道219号 本木野田支線
7	国道219号 日南
8	国道220号 日南防災(北区分)
9	一般国道221号
10	一般国道223号
11	一般国道268号
12	一般国道325号
13	一般国道326号
14	一般国道327号
15	一般国道388号
16	一般国道446号
17	宮崎西郷線
18	宮崎西郷線
19	宮崎島之内線
20	日南高城線
21	宮崎西郷線
22	日南志布志線
23	宮崎西郷線
24	都城野尻線
25	小林えびの高原牧場線
26	高城高城線
27	石河内高城高城線
28	高城線
29	東郷高城線
30	中野原美々津線
31	北方北郷線
32	日知野光寺線
33	清武インター線
34	宇園木花台本郷北方線
35	清武インター線
36	風田車間線
37	山ノ口上郷線
38	山ノ口上郷線
39	山ノ口上郷線
40	山ノ口上郷線
41	山ノ口上郷線
42	山ノ口上郷線
43	山ノ口上郷線
44	山ノ口上郷線
45	山ノ口上郷線
46	山ノ口上郷線
47	山ノ口上郷線
48	山ノ口上郷線
49	山ノ口上郷線
50	山ノ口上郷線
51	山ノ口上郷線
52	山ノ口上郷線
53	山ノ口上郷線
54	山ノ口上郷線
55	山ノ口上郷線
56	山ノ口上郷線
57	山ノ口上郷線
58	山ノ口上郷線
59	山ノ口上郷線
60	山ノ口上郷線
61	山ノ口上郷線
62	山ノ口上郷線

1次・2次混合

(宮崎県道路建設課作成「宮崎の道路2024」より抜粋)

4 緊急通行車両の確認申出制度

市は、災害時において、基本法第76条第1項の規定に基づき県警察本部によって通行規制された道路を、災害応急対策を実施するために通行する必要のある車両については、基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の確認のための事前届出を行う。

(1) 確認申出の対象となる車両

- ① 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両
- ② 指定行政機関等の所有車両及び指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両または災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

※災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として扱う。

(2) 確認申出の申請手続

- ① 申請者
緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者
- ② 申請先
公安委員会（経由：車両の本拠地を管轄する警察署）
- ③ 申請書類
次の各書類を2通作成して申請する。

ア 緊急通行車両等確認申出書（資料編参照）

イ 自動車検査証の写し

ウ 指定行政機関等との輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類

(3) 確認申出済証の受理と保管

- ① 県公安委員会による審査の結果、認められたものは届出済証の交付を受ける。
- ② 交付された届出済証は、緊急通行の必要が生じ緊急通行車両の標章と証明書の交付を受けるときまで保管する。

(4) 確認申出済証の返還

確認申出済証の交付の対象となった車両が、廃車となったとき、または緊急通行車

両としての必要性がなくなったときは、当該確認申出済証を返還する。

5 応急復旧体制の整備

市は、防災道路ネットワークの安全な交通を確保するため、迅速に災害発生直後の道路の障害物の除去や応急復旧作業が迅速に実施できるよう、平常時から建設業協会や関係団体との災害時応援協定等による協力関係の確立に努める。

6 事業者との協力体制の整備

市は、災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効率的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等の整備を行う。

- ① 物流システムのノウハウ、輸送拠点となる施設を有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- ② 災害時において、物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定締結に努める。
- ③ 効率のよい物流体制実現のためには、発災直後から物流専門家が現地で調整を行うことが有効であることから、協力体制の確立に努める。

なお、県は、大規模な災害が発生し、国等からの支援物資を安定的に市町村へ供給するため、広域物資輸送拠点における業務等に関する協定を締結（平成27年8月）した。これにより、災害時には必要に応じて、都城トラック団地協同組合等、県内3か所に陸路による物資輸送拠点が開設される。

第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

1 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定

市は、県地域防災計画の示す「緊急時ヘリコプター離着陸場の整備すべき条件」に基づき、緊急時ヘリコプター離着陸場を選定する。

《 緊急時ヘリコプター離着陸場 》

No.	所在地	名 称	ヘリポート状 況	着陸帯状 況	防災 ヘリ	ドクター ヘリ
1	妻ヶ丘町	都城運動公園陸上競技場	陸上競技場	芝	○	○
2	下長飯町	姫城公園運動広場	広場	芝／土	○	○
3	上水流町	志和池市民広場	広場	芝	○	○
4	梅北町	梅北運動公園	広場	芝／土	○	○
5	吉之元町	折田代農村公園	広場	芝	○	○
6	志比田町	志比田ヘリポート	河川敷	アスファルト	○	○
7	蓑原町	横市市民広場	広場	芝	○	○
8	庄内町	庄内市民広場	広場	芝	○	○
9	美川町	西岳中学校	グラウンド	芝／土	○	○
10	山之口町山之口	青井岳温泉入口広場	広場	芝	○	○
11	山之口町花木	山之口運動公園陸上競技場	広場	芝	○	○
12	高城町四家	ボートピア高城	駐車場	アスファルト	○	○
13	山田町山田	山田運動公園	グラウンド	芝	○	○
14	高崎町大牟田	高崎総合公園陸上競技場	陸上競技場	芝	○	○
15	高崎町笛水	椎屋公園	広場	芝	○	○
16	太郎坊町	沖水市民広場	広場	芝	○	○
17	夏尾町	夏尾中学校	グラウンド	土	○	○
18	安久町	旧二俣小学校	広場	土	○	○

(都城市消防局受援計画 (緊急時ヘリコプター離着陸場) 一覧表)

(宮崎県内飛行場外離着陸一覧表)

(宮崎県ドクターヘリ離着陸場所 (ランデブーポイント) 一覧表)

2 新たな選定に関する手続き

市は、新たにヘリポートを選定した場合、県に、略図を添付して次の事項を報告する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- ① ヘリポート番号
- ② 所在地及び名称
- ③ 施設等の管理者及び電話番号
- ④ 離着陸場の面積
- ⑤ 進入路付近の障害物等の状況
- ⑥ 離着陸可能な機種

3 ヘリコプター離着陸場の管理

市は、選定したヘリポートについて、平常時から現状の把握に努め、常に使用できるように管理する。

4 ヘリコプター等の受け入れ体制の整備

市は、県消防防災ヘリコプター等の受け入れ体制を確立するため、次の事項を定めておく。

また、その他の事項については、宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航容量によるものとする。

- ① 要請担当窓口
- ② 派遣要請手続
- ③ ヘリコプター臨時着陸場の指定
- ④ その他必要な事項

第3項 緊急輸送体制の確保

1 道路啓開

市は、発災後の道路啓開を円滑に進めるため、建設業者と協定を締結する等道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備する。

2 車両の確保

- ① 市有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。
- ② 災害対策基本法第76条の定めによる緊急通行車両の指定を行う。

- ③ 災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。
- ④ 平常時に車両の提供について関連業者と協議し、災害時の車両の確保に努める。
- ⑤ 道路の被害が著しい場合を想定し、バイク、自転車の活用を図る。

3 輸送拠点の指定等

- ① 物資の受け入れ、保管配送のための集積拠点をあらかじめ指定し、整備を図る。
- ② 緊急輸送の車両のための拠点を検討し、指定する。
- ③ 配車・車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。

第16節 備蓄に対する基本的な考え方

項 目	担 当
第1項 備蓄に対する基本的な考え方	総務部、健康部、各総合支所

《 基本方針 》

南海トラフ巨大地震等の大規模災害初期は、物流機能が停止し、被災地域内での物資調達が困難になるとともに、国及び県からの支援もすぐに届かないことが想定される。このため、災害発生直後から流通機能の回復及び国・県の支援が本格化するまでの間に最低限必要な生活関連物資の備蓄は、「自分の命は自分で守る」という「自助」の理念に基づき、市民自らが行うことを基本とするとともに、市は、被災者等の保護を行うため発災初期における生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄することとする。

また、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮する。

第1項 備蓄に対する基本的な考え方

1 備蓄方法

(1) 避難所等の防災拠点での備蓄

市は、災害発生直後は、平常時の物資流通体系が混乱することから、避難所、公共施設、備蓄倉庫等での公的備蓄に努める。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努める。

(2) 民間業者との物資供給協定の締結

市は、物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、民間業者と物資供給に関する協定を締結し、流通在庫備蓄に努める。

なお、協定に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておくものとする。

2 物資の内容

市は、被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資を供給する。

また、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者、アレルギーへの対応等、配慮された物資の供給に配慮する。

なお、市は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄を検討する。

第17節 食料、物資等の備蓄

項 目	担 当
第1項 備蓄の促進	総務部、健康部、各総合支所
第2項 給水体制の整備	上下水道局

《 基本方針 》

市は、災害時における住民の救援に速やかに対処するため、必要最小限の食料及び飲料水、生活必需品等の物資を備蓄するとともに、家庭や事業所等での自主的備蓄を促進する。

第1項 備蓄の促進

1 住民による備蓄の促進

市は、平常時から、災害が発生した直後の住民の生活を支えるのは、住民自らによる備蓄であることを呼び掛け、乳幼児や高齢者等の家族構成やペットの有無に配慮して、災害発生後の家族一人あたり1週間分程度（最低3日間分程度）の生活を維持できる食料や飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品等を備蓄するとともに、非常持出品（救急用品、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備するよう、防災に関する各種イベントや防災訓練等を通じて啓発に努める。

入所者のいる福祉施設や病院、その他事業所は、サービスの維持や復旧を図るため、安全を確認後、従業員等は業務を継続する必要がある。また、発災直後における帰宅困難者の抑制を図るため、従業員等は一定期間を事業所内に留まっておくことが望ましい。したがって、事業所内で勤務する従業員数の最低でも3日間分の食料、飲料水、その他の生活必需品の備蓄に努める必要がある。

なお、備蓄食料や飲料水は消費期限等に注意し、ローリングストック法[※]等により、日常生活の中で継続して備蓄できるように努める。

※ローリングストック法とは、日常的に非常食を消費し、食べたらいきなり買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法

2 流通在庫備蓄の確保

市は、可能な限り物資の運搬が容易な市内の製造、卸、小売等の事業者と災害時における優先的な物資供給に関する協定を結び、在庫の食料及び飲料水や日用品等を災害時の備蓄として活用できるよう準備を進める。

協定には、備蓄として活用する物資の種類や数量、市からの要請方法と事業者の対応内容、供給を受けた場合の対価の支払い方法等について定めておくとともに、物資を確実に確保するために市は定期的な在庫確認を行うようにする。

《応援協定》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害時における物資の供給等に関する協定	イオン九州株式会社	TEL 092-472-3590 FAX 092-472-4222
	イオンストア九州株式会社	TEL 23-7000 FAX 45-0011
	イオンモール株式会社	TEL 45-0011 FAX 45-1115
災害時における物資の供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	TEL 025-371-4112 FAX 025-371-4151

3 公的備蓄の実施

(1) 備蓄計画の作成

市は、食料及び飲料水や必要と考えられる生活必需品で、災害発生直後に緊急に必要となるもの、調達に時間を要するものを備蓄する。

そのため、宮崎県備蓄基本指針（平成 28 年 12 月）に基づき、備蓄の品目と必要量を算出し、保存期間を考慮して常に一定量を確保するための備蓄計画を作成する。

備蓄品の購入に当たっては、備蓄計画に定める年次計画に基づき、長期間の品質が保証される物を購入する。

備蓄計画では、次に示すことを定める。

- ① 備蓄品目、規格、数量
- ② 購入年次計画
- ③ 廃棄年次計画
- ④ 保管場所

(2) 備蓄物資の分散

災害発生直後は、通常の物資の流通体系が混乱することや、集落の孤立や地理的条件も勘案して、大型物資等の拠点での備蓄に併行して、総合支所、避難所等における分散型の備蓄にも努める。

分散して備蓄するものは、災害発生直後に多量に必要となるものとし、常に、保存期限を考慮した品質保全と在庫状況等について、備蓄計画に照らして管理を行う。

(3) 備蓄物資の内容

備蓄する物資は、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な「食料、飲料水、乳幼児粉ミルク又は液体ミルク、毛布等、乳児・小児用オムツ、大人用オムツ、携帯・簡易トイレ、生理用品」や避難所運営に必要な資機材を中心とし、女性や要配慮者にも配慮した物資も準備するよう努める。

また、応急手当ができる程度の救急用品の備蓄にも努める。

なお、備蓄物資に関しては新物資システム（B－P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫、物資拠点等）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報の定期的な更新を行い、最新の状況を把握するものとする。

備蓄状況については、基本法第49条に基づき、年に1回、広く住民に公表しなければならない。

《 生活必需品の例 》

食料（主食）	長期保存用のアルファ化米、乾パン及び保存用パン等 食物アレルギーや宗教上の制限又は幼児や高齢者等に配慮した備蓄を図る
育児用ミルク	育児用粉ミルク、液体ミルク等
飲料水	長期保存水等
毛布等	毛布やエマージェンシーブランケット等
日用品	大人用オムツ、乳幼児用オムツ、携帯トイレ、トイレットペーパー等
・その他、応急的に必要な生活必需品	

（４）応急対策業務従事者のための備蓄

市は、災害が発生した場合の長時間の応急対策業務が効率的に行えるよう、平常時から応急対策従事者のための食料及び飲料水の確保に努める。

（５）供給体制の整備

市は、必要に応じて被災者に食料品や応急的な生活必需品等の供給が図られるよう、次の事項に留意し、供給体制の整備に努める。

- ① 農業協同組合や民間業者等と食料及び物資の供給協定等を締結する等、流通在庫備蓄に努める。
- ② 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省生産局等との連絡・協力体制の整備を図る。
- ③ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受け入れ体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておく。

4 長期化への備え

市は、長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努める。

5 保管場所の確保

市は、備蓄品の保管場所については、災害時の搬出が容易にできるとともに、品目、

種別ごとに整然と整理され在庫管理がしやすい広さのある場所または建物を備蓄倉庫として確保する。

《 備蓄倉庫 》

地 区	施設の名称	所在地	主な品目
祝 吉	早水公園体育文化センター	早水町 3867	食料、避難所用品等
姫 城	八幡町別館 1 階	八幡町 15-10	毛布、避難所用品等
妻ヶ丘	都城運動公園屋内競技場	妻ヶ丘町 42	－
沖 水	都城市物産振興拠点施設 「道の駅」都城	都北町 5525-1	発電機、マンホールトイレ、 メガホン、カラーコーン等
庄 内	消防団第 28 部	庄内町 12660-2	毛布、簡易トイレ等
山之口	山之口運動公園補助競技場	山之口町花木 2381-4	－
高 城	高城運動公園屋内競技場	高城町穂満坊 2963-2	飲料水、マスク、消毒液、ゴ ム手袋等
	総合支所	高城町穂満坊 306	簡易ベッド、避難所用品等
山 田	旧木之川内保育所	山田町山田 9371	飲料水、毛布、簡易トイレ、 避難所用品等
高 崎	総合支所	高崎町大牟田 1150-1	簡易ベッド、避難所用品等

第2項 給水体制の整備

断水時の飲料水の供給は、水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完として、市は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

1 応急給水・応急復旧体制の整備

市は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧計画を立案するための応急給水・復旧基本計画をあらかじめ策定する。

また、応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底するとともに、常に実施計画立案が行えるよう体制を整備する。

計画に盛り込む事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

（２）応急復旧期間

目標復旧期間は、おおむね４週間以内とする。

（３）応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- ・ 初めの３日間 3ℓ/人日
- ・ 10日目まで 20ℓ/人日
- ・ 21日目まで 100ℓ/人日
- ・ 28日目まで 250ℓ/人日
- ・ 29日目以降通常通水

（４）応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

（５）応急給水拠点の設定

給水拠点は、次の搬送距離等を目標に設定する。

- ・ 初めの３日間避難所
- ・ 10日目まで避難所・給水拠点
- ・ 21日目まで 100m程度
- ・ 28日目まで 10m以内
- ・ 29日目以降通常通水

（６）応急資機材の確保

他自治体等からの応援資機材量を勘案の上、合理的な備蓄量を設定する。

（７）応急資機材の受入・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する。

（８）応援受入拠点の整備

- ① 応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。
- ② 緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

（９）水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行う等水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

第18節 資機材等の整備

項 目	担 当
第1項 資機材等の整備充実	総務部、農政部、土木部、消防局、消防団、 上下水道局、環境森林部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、災害応急対策に速やかに対処するため、平常時から整備されている防災設備や資機材を点検整備するとともに、資材の調達方法、調達先について整理しておく。

第1項 資機材等の整備充実

1 資機材等の整備

- ① 既に整備されている防災施設・設備や資機材の状況について把握しておく。
- ② 未整備の防災施設・設備や資機材については、計画的な整備を推進する。
- ③ 災害により、その機能が損なわれるおそれのある防災施設・設備や資機材については、あらかじめ代替手段を検討しておく。
- ④ 効果的な水防活動のため、水防倉庫の増設や水防資機材の整備、拡充を図る。
【同章 第6節 第1項「河川対策」参照】
- ⑤ 災害危険地域周辺の気象データを適時に得るため、雨量観測施設・設備について、県との調整を図りながら整備を推進する。
- ⑥ 自主防災組織への配付も含めた整備を検討しておく。

2 点検、調達計画

(1) 点検整備

- ① 防災施設・設備や資機材について、その機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に点検する。
- ② 停電時に備え、非常用発電装置の設置及び増設を検討する。

(2) 調達計画

災害発生時の資機材が不足する事態に備えて、緊急調達方法や調達先をあらかじめ検討しておく。

《 防災備蓄庫 》

地 区	場 所	所在地	主な品目
西 岳	西岳地区体育館	高野町 2916	発電機、避難所用品、救助用資機材等
西 岳	西岳小学校体育館	美川町 2928	発電機、避難所用品、救助用資機材等
西 岳	夏尾小学校	夏尾町 6644	発電機、避難所用品、救助用資機材等
山 田	山田総合福祉センター (けねじゅ苑)	山田町山田 4319-2	発電機、避難所用品、救助用資機材等

第19節 防災訓練

項 目	担 当
第1項 防災訓練の実施	総務部、消防局

《 基本方針 》

市は、基本法第48条及び水防法第28条に基づき、災害時における円滑な防災活動を期するため、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民、その他関係団体等の協力を得て、各種災害を想定した訓練を実施する。

第1項 防災訓練の実施

1 防災訓練計画

市は、災害応急対策の完全遂行を期するため、関係機関との緊密な連携の下に計画的に単独または共同して、次のような防災訓練を実施する。

(1) 実施時期

防災訓練の実施時期は、出水期前（5月）や夏期（8～9月）等、訓練内容を踏まえて適宜実施する。

(2) 防災訓練の種別と内容

市が実施する防災訓練は、次の訓練目的・時期・内容等を組み合わせて、随時行う。

《 防災訓練の種別と内容 》

参加対象	訓練の種別	内 容
全 職 員 防災関係機関 住 民 等	総合防災訓練	風水害、地震等の大規模災害を想定し、関係機関と共同して複数の応急対策を組み合わせた複合的な訓練
	避難訓練	火災、地震等を想定した一時避難のための訓練
関係部課職員 防災関係機関 住 民 等	図上訓練	状況予測型、簡易図上型（DIG）、シミュレーション等の机上の訓練
全 職 員	非常通信 連絡訓練	警報、避難情報等の伝達、被害状況の報告等、有線回線が途絶した場合を想定した非常無線通信及び使送等の訓練

参加対象	訓練の種別	内 容
全職員	職員非常 参集訓練	勤務時間外における指令伝達、非常参集等の訓練
消防局員、消防団 その他関係部課職員	広域消防訓練	大規模な火災を想定した、地上及び空中消火、救出等の訓練
	水防訓練	通信連絡、資機材の輸送、水防工法、水門等操作、避難誘導等の訓練
関係部課職員 関係事業者	ライフライン 復旧訓練	水道、下水道のほか、電力、通信の応急復旧等の訓練

(3) 住民参加の促進

市は、住民一人ひとりの災害時における行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して、要配慮者を含む住民や学校、自主防災組織、自治公民館、企業、事業所、ボランティア団体等の参加を広く求め、防災知識の普及・啓発と、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

2 防災訓練の検証

市は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策に関する改善措置を講ずる。

3 国、県が行う訓練への参加

市は、国土交通省が実施する「大淀川・小丸川水防演習」や、県が実施する「県総合防災訓練」が、市域に関係して開催されるときは、関係機関と相互に協力して積極的に参加する。

4 自主防災組織等が実施する訓練

自主防災組織や自治公民館等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市や消防の指導のもと、地域の企業や事業所と共同して、年1回以上の組織的な訓練を実施するように努めるものとする。訓練種目は、主として初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等の安全確保訓練等を行うものとする。

市は、自主防災組織等からの訓練の運営指導や教材、機材等の貸し出し、または応急手当の実演や講話等の依頼を受けたときは、これに積極的に協力して活動を支援する。

5 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の自主防災組織等の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

6 避難訓練の参加の呼びかけ

市は、避難訓練の際には、国際交流団体等の支援者とともに、外国人の参加を呼びかけるよう努める。

7 防災訓練の検証

市及び防災関係機関は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じる。

第20節 防災知識の普及

項 目	担 当
第1項 防災知識の普及	総務部、土木部、福祉部、こども部、消防局、教育委員会

《 基本方針 》

市は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、災害対策工事や防災施設・設備等の整備と同時に、防災に関する教育、啓発活動による防災意識の高揚を図ることにより、住民自らまたは地域が防災力を向上させることが最も重要であることから、平常時から防災知識の普及活動を積極的に実施する。

また、厳しい状況のもとでの的確な災害応急対策を維持するため、その要員として活動する市の職員は、常に防災意識の高揚に努める。

第1項 防災知識の普及

1 普及を図るべき主な項目

市は、住民の防災意識の高揚を図るために、主に次の内容について住民に啓発する。

- ① 気象警報・注意報や災害警戒情報等に関すること
- ② 災害危険箇所及び区域に関すること
- ③ 警戒・避難（避難所及び避難方法）に関すること
- ④ 初期消火の方法
- ⑤ 応急手当の方法
- ⑥ AED（自動体外式除細動器）の使用方法、人工呼吸及び胸骨圧迫の方法
- ⑦ 過去の災害事例と災害の特徴の紹介
- ⑧ 災害時の心得ととるべき行動に関すること
- ⑨ 住民の役割と自主防災組織への参加に関すること
- ⑩ 避難行動要支援者の避難支援に関すること
- ⑪ 備蓄品及び非常持出品に関すること
- ⑫ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養に関すること
- ⑬ 家具の転倒防止等の家内の安全対策と住宅の耐震化に関すること
- ⑭ ライフライン途絶等の対策に関すること
- ⑮ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えに関すること

2 住民に対する普及

市は、住民が平常時より災害に対する備えを心掛け、災害時には自発的な防

災活動を行うよう、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の社会教育施設の活用等、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で防災知識の普及・啓発を行い、住民の理解促進を図る。

このため、次のような方法により住民への防災知識の普及を図る。

- ① 広報紙、防災ハンドブック、防災マップ等の配布
- ② インターネットによる防災関連ホームページの紹介
- ③ テレビ、ラジオ番組の制作
- ④ 講習会や研修会の開催
- ⑤ 映画、ビデオ、スライド等の活用
- ⑥ 災害予防運動の実施
- ⑦ 防災訓練の実施
- ⑧ 出前防災講座、意見交換会等の実施
- ⑨ 他機関が所有する地震体験車等の教育設備の活用
- ⑩ 外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、外国語、点字版の作成やDVDへの字幕・手話通訳の挿入等

3 学校等における普及

市は、子供たちの防災意識の高揚を図るため、学校や認可保育所（保育園）及び認定こども園（以下「学校等」という。）における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、それぞれの発達段階や経験に応じた防災教育を実施する。

また、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう支援・協力する。

（1）児童・生徒等への防災教育

教育委員会及び福祉部は、学校等での教育を通じて、次のような方法により児童・生徒等への防災知識の普及を図ることにより、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童・生徒等の育成に努める。

- ① 校（園）内での防災訓練の実施
- ② 防災に関する作文、絵画、ポスター等の作成
- ③ 映画、ビデオ、副読本等の活用
- ④ 講演会や研修会の開催

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状等があげられ、これらの教育に当たっては各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行う。

また、大規模災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。

さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。この他、学校における消防団員等が参画した体験的、実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。

このため、教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

(3) 学校での災害予防計画

教育委員会及び各学校長は、災害が発生したときに的確に対処するため、各学校における防災計画等を作成し、次のようなことをあらかじめ取り決めておくとともに、応急教育の方針等について検討しておく。

- ① 通学路の災害の危険性に関する把握及び安全対策について
- ② 災害予防のための臨時休校、授業の中断、途中下校等について
- ③ 緊急時における保護者との連絡について
- ④ 保護者への児童・生徒の受け渡しについて
- ⑤ 教職員の勤務時間外における災害への対応について
- ⑥ 避難所としての開放範囲について
- ⑦ 災害が長期化した場合の応急教育の実施について
- ⑧ その他各学校において必要な災害応急対策計画

4 職員の防災意識の啓発

市の職員は、円滑な災害応急対策を実施するため、平常時から災害への対応能力を高め、災害時には先ずは自身（家族も含む。）を守る「自助力」を高めることにより、市職員として「公助」の責務を果たす行動が可能となることを認識し、次のような方法により防災意識の高揚と活動能力の向上を図る。

(1) 災害対策行動マニュアルの作成

災害応急対策に迅速かつ的確に対処するため、災害対策本部組織における各職員の活動内容を具体的にマニュアル化し、全ての部署に整備する。

(2) 啓発行動

- ① 災害に関する基礎知識の習得
- ② 地域防災計画及び活動に係る法令及び指針等の習熟
- ③ 災害対策行動マニュアルにおける担当任務の自覚
- ④ 国、県、市及び防災関係機関が実施する防災訓練、講習会及び研修会等への参加
- ⑤ 家庭における防災対策

5 応急危険度判定士の養成

市は、災害による宅地及び建築物の二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士が被災建物の危険度を判定する「応急危険度判定士」を県と協力して養成する。

6 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高い場所である。

市は、これら施設の管理者等に対して、その社会的責任の重大さの認識を高めるための啓発を行う。

施設の管理者等は、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

- ① 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- ② 事業所独自、あるいは地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
- ③ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- ④ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

7 観光客等への広報

市は、現地の地理に不案内な観光客や外国人等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難所、避難路等についての広報を行うよう努める。

8 相談窓口の設置

市は、住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を市役所内に設置するとともに、その周知徹底を図る。

9 災害用伝言サービスの広報

市は、災害時において通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、一般電話やインターネット、携帯電話で利用できる災害用伝言サービスについて市ホームページや広報紙等により周知を図るとともに、各事業者に対して、テレビ・ラジオ等による広報活動により、災害用伝言サービスの利用方法を住民に周知するよう依頼する。

各事業者は、災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言サービスを速やかに提供できるよう体制を整備しておくものとする。

《 災害用伝言サービス 》

名 称	サービス提供元	利用の範囲
災害用伝言ダイヤル（171）	N T T	一般電話（プッシュ、ダイヤル回線） 公衆電話、携帯電話、
災害用伝言板サービス	携帯電話各社	各社携帯電話から直接、または他社携帯電話からのリンク

第21節 自主防災組織等の育成強化

項 目	担 当
第1項 自主防災組織等の育成強化	総務部、消防局、各総合支所

《 基本方針 》

大規模な災害が発生した場合には、行政の対応に加え、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で相互に助け合うことによって被害の拡大を防止することが重要である。

このため、地域や事業所における災害の防止や災害による被害の軽減を図るため、組織された自主防災組織の組織率向上及びその活動の活性化を促進する。

市は、自治公民館を単位とする自主防災組織の育成と強化を図り、住民の自主防災活動への積極的参加を促進する。

第1項 自主防災組織等の育成強化

1 自主防災組織の活動

(1) 組織編成

情報連絡班、救出救護班、避難誘導班、初期消火班、給食・給水班等、その他必要と考えられる体制

(2) 平常時の活動

- ① 要配慮者を含めた地域コミュニティの醸成
- ② 平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施、防災研修会等の開催、参加
- ④ 消火用資機材、応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備、点検等
- ⑤ 地域の災害危険箇所の把握、避難場所や避難経路の周知等
- ⑥ 要配慮者の所在の把握
- ⑦ 地域における防災計画の作成

(3) 災害時の活動

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集、伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 避難誘導、集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び援助物資の分配に対する協力
- ⑥ 要配慮者の避難支援、安全確保等

2 地域における自主防災組織の結成促進

市は、自治公民館等の活動の一環として防災活動を組み入れることを推奨し、自治公民館またはこれに相当する団体を一つの単位として、単独または共同して自主防災組織を結成するよう促進する。

また、自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮する。

3 施設等における自主防災組織の結成促進等

事業者は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる防災体制を整備するものとする。

また、事業者においては、災害時の企業の果たす役割（顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業者において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

市は、次に掲げる施設について、事業者に対して自主防災組織の設置を働きかけるとともに、事業者が行う取組に資する情報提供等や地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

- ① 大規模店舗、ホテル、病院等で不特定多数の者が日常的に利用する施設
- ② 多数の従業員がいる事業所で、組織的な防災活動を行う必要がある施設
- ③ 雑居ビル等の共同防火管理を必要とする施設

4 組織率の向上と活動支援

（1）自主防災組織の結成の働きかけ

市は、新たな自主防災組織の結成を計画的かつ積極的に働きかける。

主力となる年代の者が仕事のために不在がちとなり、日中における防災力が低下する地域においては、地域内の事業所等と共同して自主防災組織を結成することも有効である。

（2）普及・啓発活動の実施

市は、防災に関する研修会等の開催やパンフレットの配布等を通じて、広く住民に自主防災組織の重要性や活動等について紹介し啓発を行う。

(3) 自主防災組織への活動支援

① 資機材の整備

市は、国、県等の補助金制度を活用して、自主防災組織の資機材の整備について支援を行う。また、自主防災組織が主体となって実施する防災訓練や研修会等について、運営に関する助言や職員の派遣による講話等の活動支援を行う。

② 教材の整備

市は、防災関係機関や団体から提供される教則ビデオやDVD等について、自主防災組織による訓練や研修会での積極的な活用を推進するとともに、必要な教材等の整備に努める。

《 自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例 》

情報連絡用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
消火用	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタン ドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等
水防用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等
救出・救護用	AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テン ト、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、 はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ラ イト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映 写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

5 地区防災計画の策定

自主防災組織等は、災害が発生した場合に、市と連携して、災害を防止、軽減するために、地域住民、事業所などと共同して、地域の防災訓練や防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等を定めた計画（以下「地区防災計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

市は、地区防災計画について、提案があった場合、本計画との整合性を確認し、防災会議に図り、本計画に規定する。

6 事業継続力強化支援計画の策定

市は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第2.2節 ボランティアの活動環境の整備

項 目	担 当
第1項 活動体制の整備	社会福祉協議会、福祉部、こども部、各総合支所
第2項 支援体制の整備	総務部、福祉部、こども部

《 基本方針 》

市及び市社会福祉協議会は、災害時に発生する膨大な作業や、被災した住民へのきめ細やかな支援を行うため、自発的に防災活動に参加するボランティアによる活動の環境の整備に努める。

第1項 活動体制の整備

1 ボランティアの種類と活動内容

市は、ボランティアと効果的に連携するために、次のようなボランティアの役割について理解し、平常時からその体制と連携方策について計画する。

(1) 一般ボランティア

- ① 炊き出し、物資の仕分け、保管、配給
- ② 避難所運営の援助
- ③ 安否情報、生活情報の収集、伝達、ボランティア活動地までの送迎等
- ④ 避難所の衛生管理
- ⑤ 被災者や要配慮者等への援助活動

(2) 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者であって、災害支援の目的及び活動範囲が明確である者をいう。

- ① 災害支援ボランティア講習等の修了者
- ② アマチュア無線技士、大工、電気工事士等の資格を有する者
- ③ 医師、看護師、保健師、助産師、保育士等
- ④ 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- ⑤ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
- ⑥ 外国語、手話等の通訳者
- ⑦ その他の専門性を持つ者

2 ボランティア活動の体制の整備

(1) 災害救援ボランティアセンターの立ち上げ

- ① 市社会福祉協議会が中心となり、災害発生時には速やかに市社会福祉協議会（松元町4街区17号）に「災害救援ボランティアセンター」を立ち上げる。
また、災害の被害規模によっては、サテライトセンターの立ち上げも検討を行う。
- ② 災害救援ボランティアセンターの活動内容は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 被災者のニーズ調査
 - イ 被災者やボランティアからの相談受付
 - ウ 被災者やボランティアに対する情報提供
 - エ 各関係機関・団体との連絡・調整
 - オ その他の業務
 - ・ ボランティア活動希望者の派遣
 - ・ ボランティア活動プログラムの策定と提供
 - ・ ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供
- ③ ボランティアの活動環境の整備としては、以下のとおりとする。
 - ア 住民、事業者等に対するボランティア活動の普及・啓発
 - イ ボランティアの活動拠点の整備、情報通信手段となる非常時用電話、ファクシミリ、パソコン等通信機器等の資機材の整備
 - ウ 「災害救援ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定
 - エ ボランティア保険への加入促進と保険料の助成

(2) ボランティアの養成、登録等

市社会福祉協議会では、効果的かつ効率的なボランティア活動が行えるよう、平常時から次のことを行う。

なお、男女共同参画の視点により、女性の要請・登録に配慮する。

- ① 災害救援ボランティアセンターの運営に係る人材の養成
- ② ボランティア活動や避難所運営等に関する研修の実施
- ③ ボランティアの登録

第2項 支援体制の整備

1 支援体制の整備

市は、ボランティアの活動を支援するため、次のことを行う。

(1) 支援環境の整備

- ① ボランティア活動の普及・啓発
- ② 活動拠点としての施設の提供
- ③ 教材や備品等の貸し出し、または提供
- ④ 事務用品等の提供
- ⑤ ボランティア保険への加入促進、及び保険料の助成
- ⑥ 災害廃棄物の処理体制の整備

(2) 連絡調整窓口の設置

災害救援ボランティアセンターとの連携を確保するため、連絡調整窓口となる部署を定め、連絡調整員を派遣できる体制を整備する。

(3) 協力関係の構築

災害時におけるボランティア活動との円滑な連携を図るため、平常時から市社会福祉協議会や日本赤十字社宮崎県支部都城市地区との情報の共有化を図り、協力関係の構築に努めるとともに、ボランティアの登録状況等の把握に努める。

第23節 文教対策の推進

項 目	担 当
第1項 文教対策の推進	各学校（園）、教育委員会

《 基本方針 》

市は、児童・生徒、園児等（以下「児童・生徒等」という。）及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を策定し、その推進を図る。

第1項 文教対策の推進

1 児童生徒等の安全確保対策

- ① 東日本大震災において、児童・生徒等を無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例を踏まえ、大規模災害が発生した場合は、安全が確認された後に保護者へ引き渡しを原則とする。
保護者が引き取れない、または時間を要する場合には、学校等で待機することを基本とする。
学校等が被害を受けている場合は、あらかじめ学校等が定めた近隣にある避難場所等で待機することを基本とする。
- ② 大規模災害の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童・生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておくものとする。
- ③ 非常時における児童・生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実にできるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校メールやホームページ等）の整備に努めるものとする。
- ④ 児童・生徒等を学校や幼稚園等で避難・待機させることができるよう、飲食料品等の備蓄を行うものとする。
- ⑤ 学校や幼稚園等は、災害発生時における児童・生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておくものとする。

2 登下校・登退園の安全確保

児童・生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童・生徒等及び保護者への周知を図るものとする。

(1) 通学・通園路の安全確保

- ① 通学路は、警察、消防団、自主防災組織、自治公民館等と連携し、校区内の危険箇所を把握しておく。
- ② 児童・生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携を取り確認しておく。
- ③ 幼児の登退園時は、原則として個人またはグループごとに保護者が付き添うようにする。

(2) 登下校等の安全指導

- ① 大規模災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行うものとする。
- ② 通学路や通園路の危険箇所は、児童・生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図るものとする。
- ③ 登下校時における危険を回避できるよう、児童・生徒等に対して具体的な注意事項の指導等を行うものとする。

第24節 災害教訓の伝承

項 目	担 当
第1項 災害教訓の伝承	総務部、消防局、各総合支所

第1項 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、住民は、自らも災害教訓の伝承に努めるものとする。

第25節 防災のための調査研究

項 目	担 当
第1項 防災のための調査研究	総務部、消防局、各総合支所

《 基本方針 》

市は、災害の未然防止と被害の軽減に対し、必要となる調査・研究情報収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進する。

第1項 防災のための調査研究

災害は自然的、社会的な地域的特性が複雑に絡み合うことにより、多様な災害現象を引き起こす。

このため、市をはじめ、防災関係機関は、これらの現象を科学的に分析、検討できる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的な防災活動の実施を図る。

また、防災研究の基礎となる災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、いつでも活用できるよう整備する。

調査研究は、以下の項目について行う。

- ① 本市災害の特性と傾向
- ② 災害危険箇所等の実態把握
- ③ 被害の想定
- ④ 災害情報システム（観測システムも含む。）
- ⑤ 救助活動支援システム

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害発生直前の対応

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害未然防止対策	本部班、巡回広報班、 土木班、各総合支所総 括・総務班、各総合支 所産業土木班	発災前				
第2項 気象警報等	本部班	発災前				
第3項 洪水予報・水防警報等	本部班	発災前				
第4項 警報等の伝達系統	本部班、土木班	発災前				
第5項 異常現象発見時におけ る措置	全対策班	発災前				
第6項 事前の避難誘導の実施	避難収容班、福祉こど も・救護班、消防団	発災前				

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆避難所開設・運営マニュアル

◆資料編

- ・資料 1-2 重要水防区域
- ・資料 1-3 防災重点ため池・農業用ため池
- ・資料 1-4 急傾斜地崩壊危険箇所
- ・資料 1-5 土石流危険渓流
- ・資料 1-6 地すべり危険箇所
- ・資料 1-7 山地災害危険地区
- ・資料 2-15 宮崎地方気象台が発表する主な特別警報・危険警報・警報・注意報の種類
及び基準
- ・資料 2-16 気象・火災の情報

第1項 災害未然防止対策

1 情報収集活動の実施

(1) 情報収集の実施者

「情報連絡本部」は、気象警報等の災害に係る各種情報の収集を行う。

(2) 収集する情報の内容

収集する情報の内容は、次に示す事項とする。

- ① 気象情報、降雨状況、河川水位の状況、地面現象の変化
- ② 防災関係機関の配備状況
- ③ 災害危険箇所の状況

(3) 関係機関との連絡

情報連絡本部員は、県地方支部及び警察、その他の防災関係機関と、電話、ファクシミリ、無線等の通信設備を用いて情報の相互連絡を図る。

2 道路等における事前対策の実施

「土木班」(維持管理課、道路公園課)、「畑かん班」(農産園芸課)、「各総合支所産業土木班」(産業建設課)は、所管する道路、水路、ダム等について、現地のパトロールを実施し、災害が発生した場合の危険を回避するため、必要に応じて事前規制や防護設備の設置等の措置を講じる。

この場合、市のみでの実施が困難な場合は、建設業協会等の協力を得て実施する。

3 河川における事前対策の実施

(1) 水門操作員の配備

「土木班」(維持管理課)は、水門の操作について、河川の水位が上昇し、排水路への外水(河川水)の逆流のおそれがあるときは、あらかじめ委託している水門操作員に対して、担当する水門への配置とともに監視及び操作を要請する。

(2) 浸水想定区域の巡視活動

洪水による浸水が予測される区域、または内水による浸水の実績がある区域について、現地情報の収集活動と避難に関する情報の広報活動とを任務とする「巡回広報班」(契約課)より担当職員を配置し、降雨量や河川水位の動向にあわせた現地での監視活動を開始し、状況の把握に努める。

(3) 重要水防区域の巡視活動

水防管理者である市長は、警戒の対象となっている河川の水位が「水防団待機水位」を超え、さらに急激に上昇する見込みのあるとき、または「氾濫注意水位」に達したときは、水防団（消防団）に対して重要水防区域の巡視を要請する。

4 警報等の周知

「本部班」（総務部危機管理課）及び「秘書広報班」（秘書広報課）は、災害時における住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため、災害の発生しやすい地域に関する、国、県等の関係機関から発表される警報等について、防災行政無線や地域で整備している有線放送、ホームページ等を利用して、速やかに警戒を強める旨の広報を行い周知を図る。

5 自主避難の誘導

市長は、災害が発生するおそれがあると判断したときは、災害危険箇所に係る住民に対して、高齢者等避難とは別に、「巡回広報班」（技術検査室）により広報車等を用いて早めの自主避難を促す。

第2項 気象警報等

1 気象警報等の種類

(1) 特別警報・危険警報・警報・注意報

気象現象により災害が発生するおそれがあるときなどには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときなどには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要なときには「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

本市に関係のある気象警報等は次ページ以降の表のとおりである。

《特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）》

警報等の名称等		概 要
レベル5 特別警報 (警戒レベル5に相当)	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1 が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 氾濫特別警報	河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル4 危険警報 (警戒レベル4に相当)	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル4 土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル4 氾濫危険警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
レベル3 警報 (警戒レベル3に相当)	レベル3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル3 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル3 氾濫警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
レベル2 注意報 (警戒レベル2)	レベル2 大雨注意報	大雨による浸水害等※1 が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 氾濫注意報	河川※2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。

※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。

※1 洪水予報河川

《特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）》

警報等の名称等		概 要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生す るおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風 による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程 障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼 びかけ。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがある と予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加 えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災 害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想された ときに発表。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想された ときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想 されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴 うことによる視程障害等による災害」のおそれについて も注意を呼びかけ。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された ときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された ときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多 い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が 付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で 呼びかけ。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象 条件が予想されたときに発表。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表。

	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。

《 キキクル等の種類と概要 》

種類	概 要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。6 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒

	レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けた時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。

（2）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部山沿い）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（3）時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が

想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

（4）宮崎県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の4つである。

ア．気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量120mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせで分析）された場合に、気象庁から「宮崎県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

イ．気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「宮崎県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。

※ 上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ウ．気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「宮崎県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。

エ．気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部山沿い）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺

で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部山沿い）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。

これらの情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

（5）全般気象解説情報、九州南部・奄美地方解説情報、宮崎県気象解説情報
気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

2 気象警報の発表

大雨や強風等の気象現象によって、災害の発生するおそれがあると予想されるときに、宮崎地方気象台が発表する気象警報等の細分区域は次のとおりである。

《 宮崎県の細分区域図 》

一次細分区域	南部山沿い
市町村等をまとめた地域	都城地区
二次細分区域	都城市



第3項 洪水予報・水防警報等

1 水防活動用の予報及び警報

(1) 国土交通大臣による水防警報（水防法第16条の1）

河川名	発信元	受報部署
大淀川（上流）	国土交通省 宮崎河川国道事務所長	本部班
庄内川		
沖水川		

(2) 知事による水防警報（水防法第16条の1）

水系名	河川名	発信元	受報部署
大淀川	萩原川	都城土木事務所長	本部班
	沖水川		
	丸谷川		
	東岳川		
	高崎川		

2 宮崎地方気象台・九州地方整備局が共同で発表する洪水予報（水防法第10条第2項）

- ① 予報実施区域：大淀川上流（都城市 53k700m～78k950m）
- ② 予報基準点：岳下観測所（都城市都島町）
樋渡観測所（都城市高崎町）

《 洪水予報の種類と発表基準 》

名 称	発表基準	発信元 (経由)	受報 部署
レベル5 氾濫特別警報 ／氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	国土交通省 宮崎河川国道事務所及び宮崎地方気象台（都城土木事務所）	本部班
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。		
レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。		
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。		

3 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮崎県と宮崎地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

《 土砂災害警戒情報 》

発表の対象とする災害	発信元（経由）	受報部署
降雨から予測可能な土砂災害の内、避難指示の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象 (技術的に予測が困難な斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、対象としない。)	宮崎地方気象台 及び 県砂防課 (都城土木事務所)	本部班

(2) 土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞に起因する土石流等の特に高度な技術を要する土砂災害について、県はその他の土砂災害について、深層崩壊等大規模な土砂災害が緊迫している状況において、被害の想定される区域・時期に関する情報を市町村に提供する。

市は、国や県から土砂災害緊急情報の提供を受けたときは、住民への避難情報発令の判断に利用する。

4 火災気象通報

火災気象通報とは、宮崎地方気象台が消防法に基づいて火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を知事に通報し、この通報を受けた知事は、直ちにこれを市長に通報するものである。

《 火災気象通報の基準 》

宮崎地方気象台が定める「乾燥注意報（①）」及び陸上を対象とした「強風注意報（②）」の基準と同一とする。なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しないものとする。

①乾燥注意報：実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下となる見込みのとき

②強風注意報：平均風速で10m/s以上の風が吹く見込みのとき

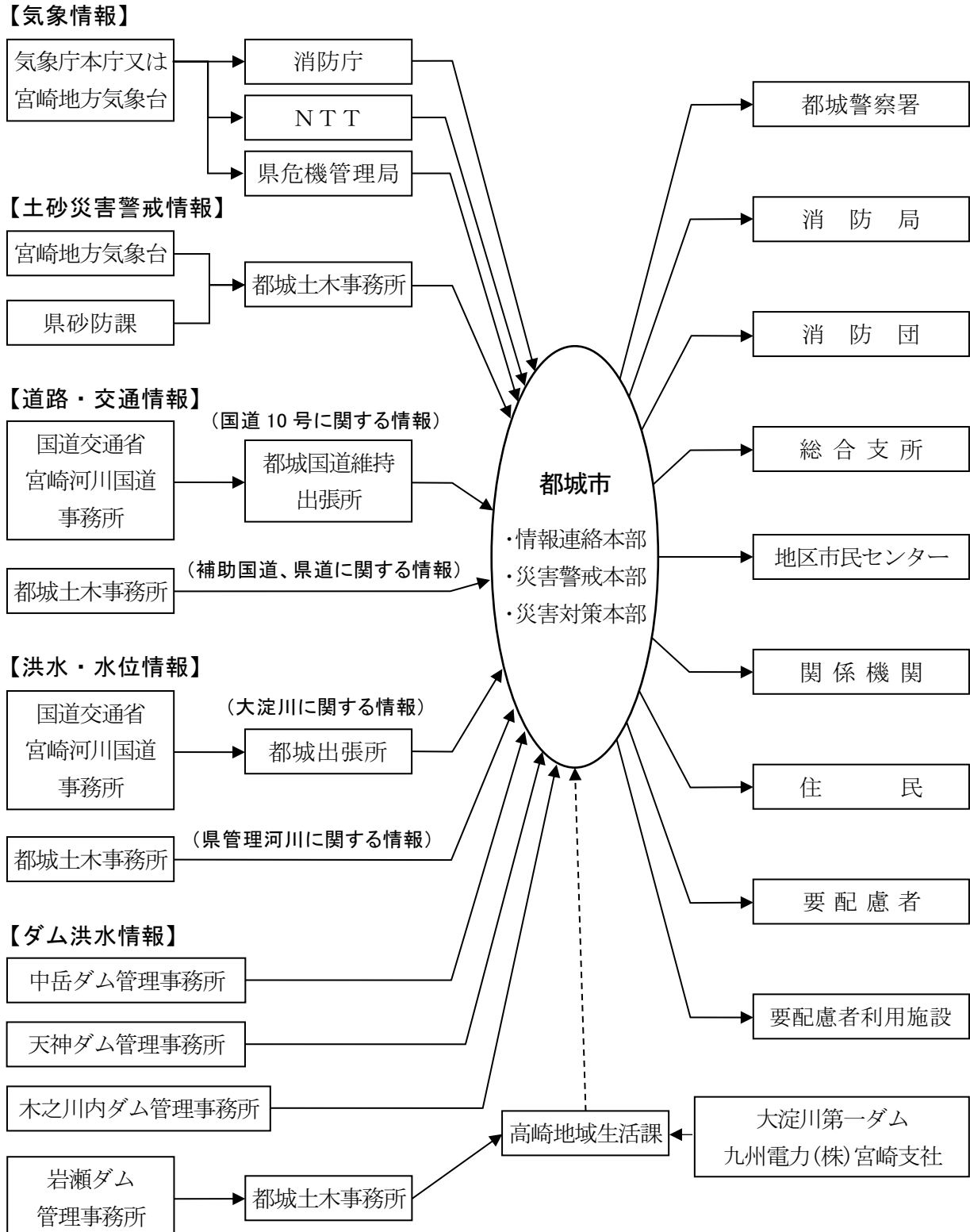
市長は、知事からの通報を受け、必要と認めた場合に、住民に対して警戒を喚起するために火災警報を発令する。

第4項 警報等の伝達系統

1 気象警報等の情報の流れ

各種警報等の収集・伝達の流れは次のとおりである。

《 警報等の伝達系統 》



第5項 異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象（竜巻等、気象・水象・地象に関する異常な現象）を発見した者は、次の方法により、市または警察署、消防署などに通報（基本法第54条関連）するものとする。

1 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（総務部危機管理課）または警察官、消防吏員に通報するものとする。

2 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨を直ちに市長（総務部危機管理課）及び警察署長に、また、消防吏員は市長及び所属長に通報するものとする。

3 市長の通報

通報により異常現象を知った市長（本部班）は、直ちに次の機関に通報または連絡する。

この場合、宮崎地方気象台に対する通報は、電話によることを原則とする。

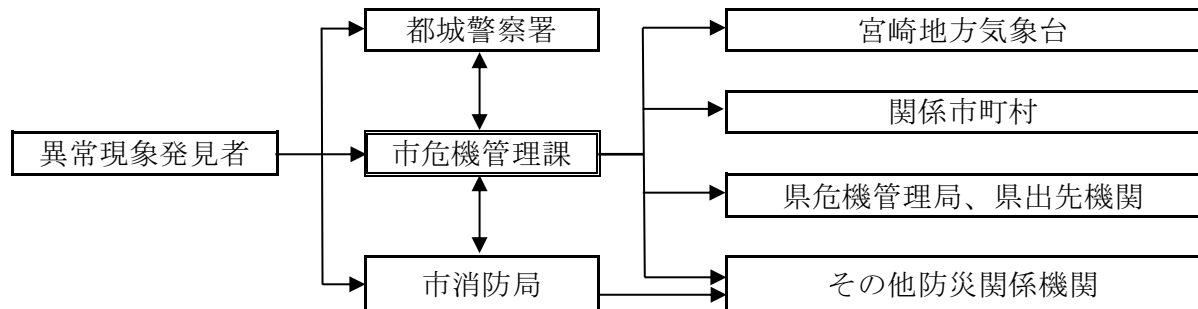
ただし、地象に関する事項の火山関係及び地震関係については通報後文書で行う。

- ① 宮崎地方気象台
- ② 異常現象によって災害の予想される隣接市町
- ③ 県危機管理局、異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関
- ④ その他防災関係機関

4 住民等に対する周知徹底

異常現象の通知を受けた市長（本部班）または関係機関は、その現象によって被災が予想される地域の住民及び他の関係機関に周知徹底を図る。

5 異常現象通報系統



6 通報を要する異常現象

気象等に関する異常現象は、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

事 項	現 象
気象に関する事項	大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等 地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	水位の上昇、湧水、 放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ等
地震に関する事項	群発地震（数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震） がけ崩れ、落石、道路・堤防・堤体の亀裂等
火山に関する事項	噴気・噴煙の異常、噴火等に伴う降灰砂等 ※詳細は【第5編 第3章 第2節「発災直後の情報の収集・伝達」】を参照。

第6項 事前の避難誘導の実施

風水害発生前の避難誘導については、【同章 第9節 第2項「避難誘導」】によるほか、以下を踏まえて行う。

1 警戒活動等の実施

市長（本部班）は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防機関等と連携を図り、気象情報等に十分注意しながら、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。

危険がある場合または危険が予測される場合は、住民に対して、早めに避難情報の発令を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

2 要避難状況の早期把握

市長（本部班）は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難情報の発令をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための高齢者等避難の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿を活用しつつ、災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮する。

3 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市長（本部班）は、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

（1）河川災害のおそれのある箇所

市長（本部班）は、消防団等と連携し、気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生じることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難情報の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

また、「畑かん班」（農産園芸課）と連携して、ダム水位上昇に伴う放水時の連絡体制を確立するとともに、「土木班」（維持管理課）、「農村整備班」（農村整備課）及び「各総合支所産業土木班」（産業建設課）は、河川及び防災重点ため池の巡視を実施する。

（2）土砂災害のおそれのある箇所

市長（本部班）は、消防団等と連携し、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずる。

4 早期自主避難の実施

市長（総務部危機管理課）は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に下記の状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

（1）浸水危険区域

河川が避難判断水位に達し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合。

(2) 土砂災害発生の兆候

- ① 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- ② 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合
- ③ 降雨が続いているにも係わらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- ④ 溪流の水位が降雨量の減少にも係わらず低下しない場合
- ⑤ がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合
- ⑥ その他

(3) 屋内での待避等の安全確保措置

「本部班」は、状況によっては屋外を移動して避難所等へ避難するよりも屋内に留まる方が安全であると認める場合は、地域住民等に対し、屋内待避等の安全確保措置を指示する。

第2節 活動体制の確立

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害対策組織計画	全対策班					
第2項 動員配備計画	全対策班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

- ・資料 2-5 都城市防災会議委員・幹事名簿
- ・資料 2-6 都城市災害対策本部条例
- ・資料 2-7 都城市災害対策本部運営要領による標識等
- ・様式-16 市様式第7号職員動員報告

第1項 災害対策組織計画

1 災害対策組織の設置

市長は、市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市内における災害応急対策を実施するため、本計画の定めるところにより災害対策組織を設置し、災害の防止または被害の軽減を図る。

防災会議を構成する関係機関は、災害対策本部と緊密な連絡と協力の下に、市内における災害応急対策の総合的かつ計画的な実施を図る。

2 災害対策組織

災害の発生、または発生のおそれの状況に応じて市に設置する災害対策組織は、次のとおりとする。

各本部の設置場所は、危機管理課内（市役所本館3階）とする。

- 情報連絡本部（本部長：危機管理課長）
- 災害警戒本部（本部長：総務部長）
- 災害対策本部（本部長：市長）

3 本部会議の設置

災害警戒本部及び災害対策本部には、災害対策に関する重要な事項を協議するため、本部員（各対策部長）により構成される「本部会議」を設置する。

本部会議で協議し、決定する重要な事項（例）は次のとおりである。

- ① 配備体制の決定
- ② 各対策部又は各班の活動調整
- ③ 避難情報の発令に係る意思決定
- ④ 関係機関との活動調整
- ⑤ 県又は関係機関への応援要請に係る意思決定
- ⑥ 住民への広報事項の決定

4 設置及び解散の基準

(1) 設置基準

情報連絡本部、災害警戒本部及び災害対策本部は、次の基準に基づき設置する。

《 災害対策組織の設置基準 》

組織名称 (設置者)	災害の種別	設置基準
情報連絡本部 (危機管理課長)	災害全般	・危機管理課長が必要と認めるとき
	風水害等	・市域に係る気象警報が発表されたとき ・災害の発生が予測されるとき
	地震災害	・市域で震度4、又は長周期地震動階級3以上が観測されたとき ・隣接市町で震度5弱以上が観測されたとき ・市域に南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は同情報(巨大地震注意)が発表されたとき ・市域に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表から7日が経過したとき ・県地方支部が庁舎待機以上の体制をとったとき
	火山災害	・霧島火山(御鉢)に関し、「火口周辺警報」(レベル2・火口周辺規制、又はレベル3・入山規制)が発表されたとき
	その他	・市域に係る大規模な事故等の発生の情報があったとき
災害警戒本部 (総務部長)	災害全般	・総務部長が必要と認めるとき
	風水害等	・市域に局地的な災害が発生し、その対策を要するとき ・市域の広範囲にわたる災害の発生が予測されるとき ・台風の接近により市域の一部又は全部が強風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき ・河川水位が氾濫注意水位を超えたとき
	地震災害	・市域で震度5弱又は隣接市町で震度5強が観測されたとき
	火山災害	・霧島火山(御鉢)に関し、「特別警報・噴火警報」(レベル4・高齢者等避難)が発表されたとき ・降灰により、継続して市民生活に大きく影響することが予想され、関係部局、県及び関係機関等と連携し対応する必要があるとき

組織名称 (設置者)	災害の種別	設置基準
	その他	・市域に係る大規模な事故災害が発生し、多数の被害が発生又は発生のおそれがあるとき
災害対策本部 (市長)	災害全般	・市長が必要と認めたとき
	風水害等	・市域に広範囲にわたる災害が発生したとき ・住民の生命・身体に被害を及ぼす災害が発生したとき ・台風の接近により市域の一部又は全部が暴風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき ・河川水位が氾濫危険水位を超えたとき
	地震災害	・市域で震度5強以上が観測されたとき ・市域に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
	火山災害	・霧島火山（御鉢）による災害が発生し、人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき ・霧島火山（御鉢）に関し、「特別警報・噴火警報」（レベル5・避難）が発表されたとき ・降灰による被害が甚大で全庁あげて対応する必要があるとき
	その他	・市域に係る事故災害等が発生し、多数の被害が発生し、なおも継続、拡大するおそれがあるとき

※上記によらない災害の発生や沿岸部における津波警報・大津波警報の発表時においては、災害の規模等に鑑み、適宜、各組織に準ずる体制を執る。

（2）解散基準

情報連絡本部、災害警戒本部及び災害対策本部は、設置者が、次の判断に基づき解散する。

《 災害対策組織の解散基準 》

組織名称	災害の種別	解散基準
災害対策本部	災害全般	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から7日が経過したとき（情報連絡本部へ移行） ・設置要因としていた災害の危険性が軽減したと認められ、かつ、災害応急対策が一応終了し、災害対策本部を災害警戒本部又は情報連絡本部に移行させるとき ・災害応急対策が終了し、災害対策本部を継続する必要がなくなったとき
災害警戒本部	災害全般	・設置要因としていた災害の危険性が解消したと認められ、かつ、災害復旧対策が一応終了し、災害警戒本部を継続する必要がなくなったとき、又は、情報連絡本部に移行させるとき
情報連絡本部	災害全般	・南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から7日が経過したとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から14日が経過したとき

組織名称	災害の種別	解散基準
		・設置要因としていた災害対策が終了したと認められたとき

5 現地災害対策本部の設置

本部長は、局地的な災害の発生に対し、本部機能の一部を現地に設置する必要がある場合は、現地災害対策本部を各総合支所庁舎内、市民センター又は現地に設置する。現地災害対策本部の業務を行う要員は、該当地区の総合支所及び本庁から派遣する。

《 現地災害対策本部の機能 》

責 任 者	現地対策本部の機能
本部長が指名する者	・ 現地の情報収集と災害対策本部との連絡調整 ・ 危険区域の監視等 ・ 被災者の救出、住民の安全確保と避難の措置等

《 現地災害対策本部の業務 》

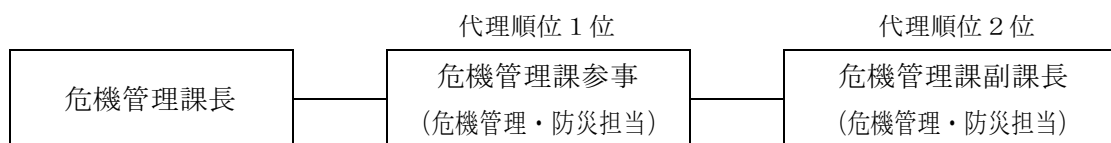
班 名	業務内容
総 務 班	・ 災害対策についての対応及び各班との連絡調整 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 気象情報（警報）等の広報 ・ 災害対策本部に対する災害報告 ・ 災害対策本部の指示に基づく各種対策の実施
監 視 班	・ 危険区域の監視及び巡視 ・ 異常気象、二次災害の危険箇所の早期発見とその状況調査
救出救護班	・ 被災者の救出 ・ 傷病者に対する救護及び緊急輸送 ・ 救出・救護及び応急措置に必要な資機材の整備保持
避 難 班	・ 避難所の開設 ・ 避難経路の選定 ・ 避難の誘導 ・ 避難者の確認

6 意思決定権者（本部長）の職務代理順位

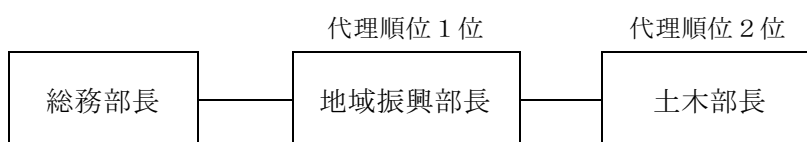
災害対策本部等の設置に当たって、意思決定権者（本部長）が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって、躊躇することなく、速やかに意思決定を行う。

代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告する。

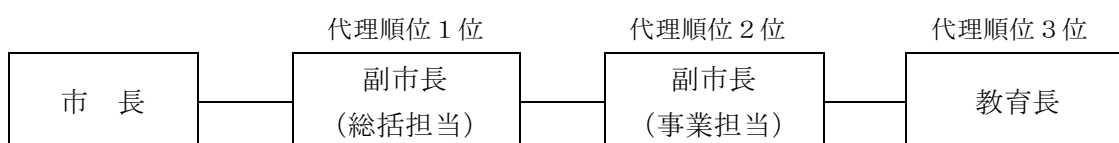
(1) 情報連絡本部の場合



(2) 災害警戒本部の場合



(3) 災害対策本部の場合



7 災害対策本部の機能の代替

激甚な災害により災害対策本部（市役所本館3階・災害対策本部会議室）の機能の確保が困難な場合は、発災直後の情報収集、伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応は消防局により行うこととする。

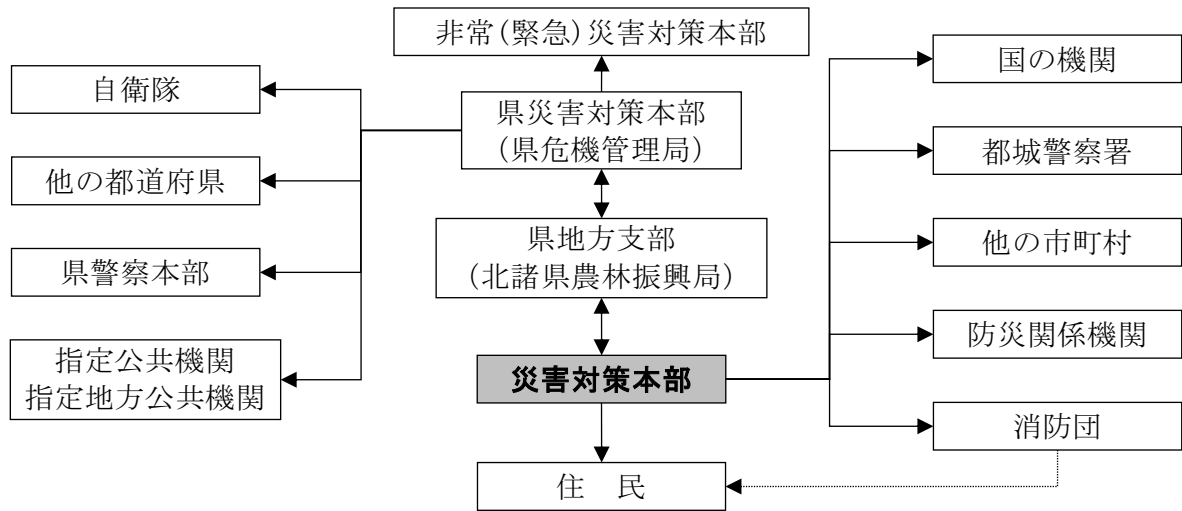
また、市庁舎南別館、その他本庁舎周辺の公共施設の被災状況等を確認し、継続的に災害対策本部を設置する場所及び機能の確保を図る。

8 防災体制の体系

災害対策本部は、市域における総合防災体制の中核として、国、県及び防災関係機関との連絡調整を図り、総合的に効果的な応急対策の実施を推進するものである。

この計画において、市が県に行う情報の伝達や報告等の連絡は、県地方支部を通じて県対策本部に対して行うことを意味する。

《 防災体制体系図 》

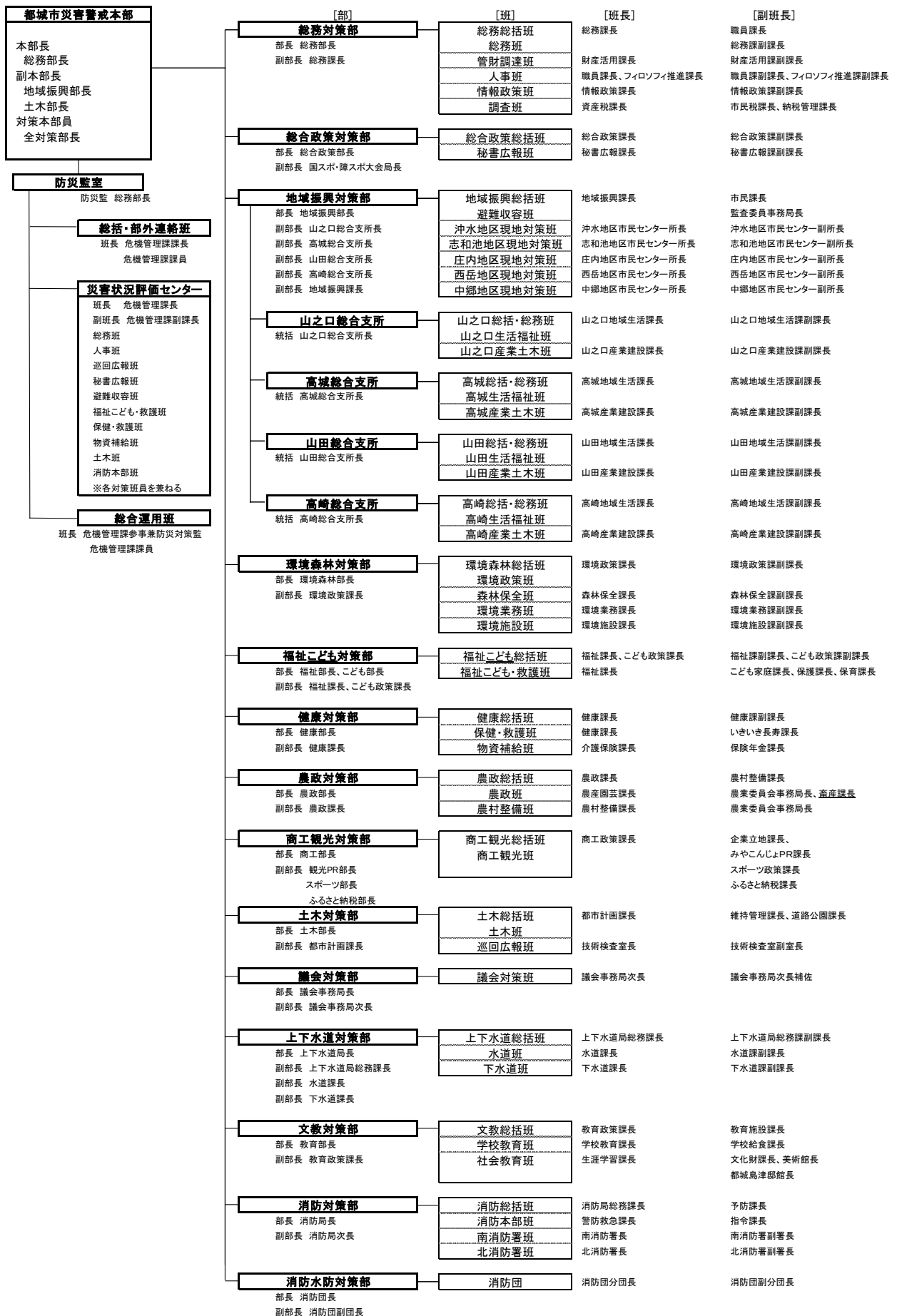


9 災害対策本部及び災害警戒本部の組織構成

(1) 災害警戒本部組織系統図

災害警戒本部の組織系統図は、次図に示すとおりである。

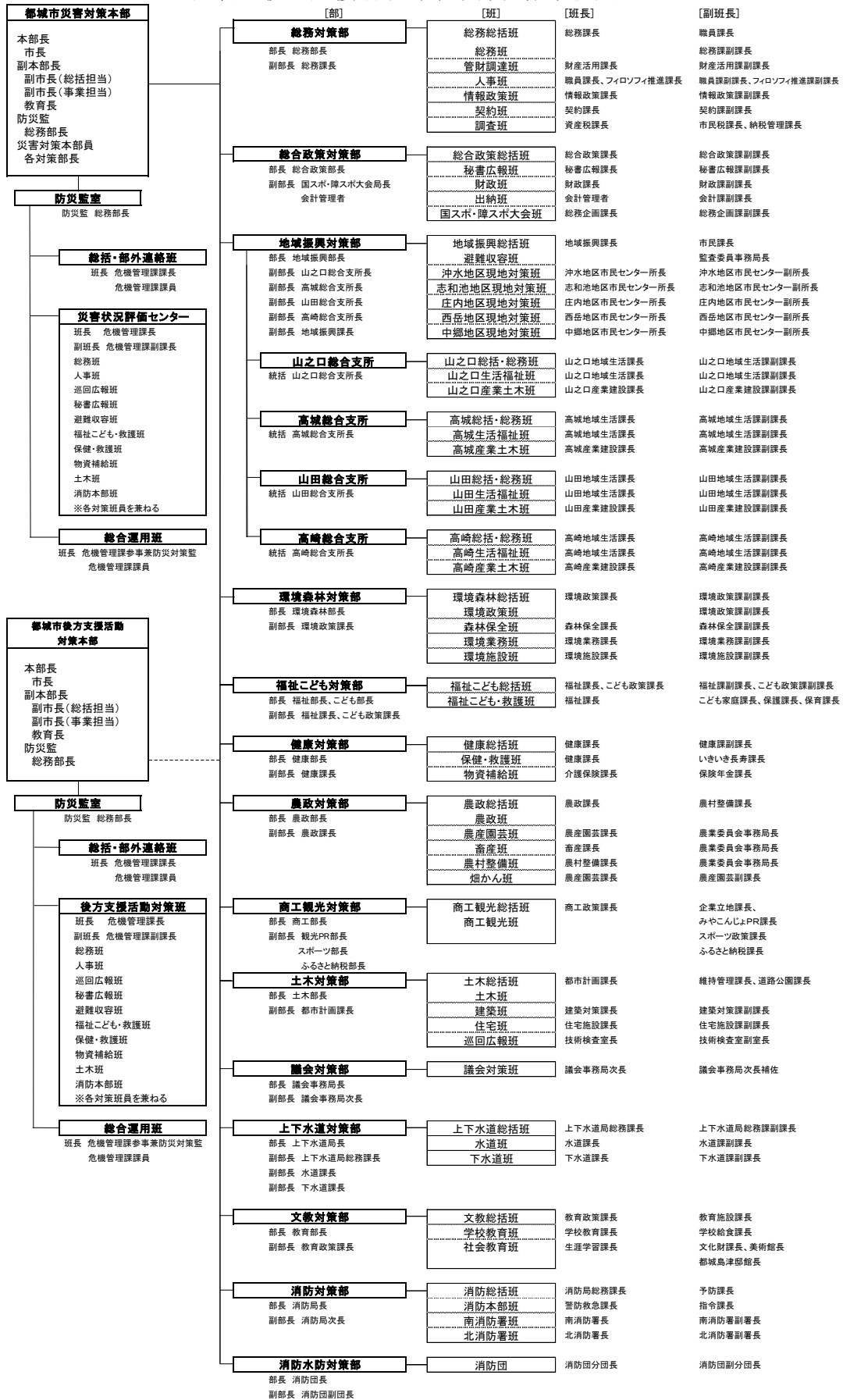
《 災害警戒本部組織系統図 》



(2) 災害・後方支援活動対策本部組織系統図

災害・後方支援活動対策本部の組織系統図は、次図に示すとおりである。

《 災害・後方支援活動対策本部組織系統図 》



10 災害対策本部（災害警戒本部）の事務分掌

《 本庁各部 事務分掌 》

部名	部長担当職 ():副部長 【 】:警戒本部	班名	班長担当職 ():副班長	事 務 分 掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
本部	防災監 副本部長 本部長 総務部長 副市長(総括担当)、副市長事業担当、教育長 地域振興部長、土木部長 【総務部長】	防災監室 (総括・部外連絡班、災害情報センター、総合運用班)	危機管理課長(危機管理課参事兼防災対策監、危機管理課副課長)	① 災害対策(警戒)本部員の動員に関する事。 ② 災害対策(警戒)本部の設置及び解散に関する事。 ③ 災害対策(警戒)本部会議に関する事。 ④ 災害対策(警戒)本部連絡員に関する事。 ⑤ 気象情報等の収集及び伝達に関する事。 ⑥ 避難情報の発令並びに伝達に関する事。 ⑦ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事。 ⑧ 県災害対策本部との連絡調整に関する事。 ⑨ 防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事。 ⑩ 消防水防対策部との連絡調整に関する事。 ⑪ 被害状況等の情報の収集に関する事。 ⑫ 各部の災害状況等の整理・分析のとりまとめに関する事。 ⑬ 被害状況等の集計及び本部長への報告に関する事。 ⑭ 被害状況の報告(県・防災関係機関)に関する事。 ⑮ 電力・通信に係る被害状況の把握に関する事。 ⑯ 非常無線通信に関する事。 ⑰ 本部長の指示命令の伝達に関する事。 ⑱ 職員の動員及び配置に関する事。 ⑲ 班に係る施設等の被害報告に関する事。 ⑳ 自主防災組織に関する事。 ㉑ 自衛隊の災害派遣に関する事。 ㉒ 孤立地区の把握に関する事。 ㉓ 災害救助法の適用及び申請に関する事。 24 災害記録の作成・編集及び保存に関する事。 25 被災者台帳の集約に関する事。 26 被災証明書等の発行に関する事。 27 防災会議に関する事。 28 防災会議幹事会に関する事。 29 その他、他部班に属しない事。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
総合政策対策部	総合政策部長 (国スポ・障スポ大会局長、会計管理者)	総合政策総括班	総合政策課長 (総合政策課副課長)	① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 部の庶務及び本部・各部、部内各班との連絡調整に関すること。 ⑧ 電気・ガス・電話等ライフライン機関との連絡調整に関すること。 ⑨ 本部班の応援に関すること。 ⑩ 災害応急対策の企画に関すること。 ⑪ 政府、国会、県等への要望陳情等に関すること。 ⑫ 災害復興計画に関すること。
		秘書広報班	秘書広報課長 (秘書広報課副課長)	① 本部長、副本部長の秘書に関すること。 ② 避難情報の伝達広報に関すること。 ③ 市民に対する気象情報及び災害情報の広報に関すること。 ④ 報道機関に対する避難情報及び災害情報の広報に関すること。 ⑤ 災害時の記録写真撮影に関すること。 ⑥ 被災者の相談に関すること。 ⑦ 相談窓口の設置に関すること。 ⑧ 災害視察者及び見舞者の接待に関すること。 ⑨ 災害見舞金等の礼状の発送に関すること。
		財政班	財政課長 (財政課副課長)	① 災害対策の緊急予算及び資金の調達に関すること。
		出納班	会計管理者 (会計課副課長)	① 義援金の受付、受領及び一時保管に関すること。 ② 災害関係経費の収支に関すること。
		国スポ・障スポ大会班	総務企画課長 (競技運営課長)	①総合政策総括班の支援に関すること

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
総務対策部	総務部長 (総務課長)	総務総括班	(職員課長、総務課副課長) 総務課長	① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 3 部に係る施設等の被害報告に関すること。 4 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 5 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑥ 部の庶務並びに各部、部内各班との連絡調整に関すること。 ⑦ 外線電話の対応及び転送に関すること。 ⑧ 初期情報のとりまとめに関すること。 9 本部班の応援に関すること。
		管財調達班	(財産活用課副課長) 財産活用課長	① 来庁者に対する避難誘導に関すること。 ② 災害用電話の確保及び臨時電話の設置に関すること。 ③ 非常用電源の確保に関すること。 ④ 電話交換に関すること。 ⑤ 初期情報の把握に関すること。 6 市有財産(財産活用課所管)の被害状況調査及び応急対策、復旧に関すること。 7 災害対策に伴う物品の調達に関すること。 8 災害時の車両・燃料の確保及び配車、輸送に関すること。
		人事班	(職員課副課長、 フィロソフィ推進課副課長) 職員課長、フィロソフィ推進課長	① 初期情報の把握に関すること。 ② 各部局間の応援動員に関すること。 3 職員の公務災害補償に関すること。 4 国及び他の地方公共団体職員の派遣要請に関すること。 5 国及び他の地方公共団体への職員派遣に関すること。 6 職員及び他機関の応援職員の給食及び衛生管理に関すること。 7 職員の手当に関すること。
		情報政策班	情報政策課長 (情報政策課副課長)	① 電子計算機の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ② 庁内ネットワークの点検、復旧に関すること。
		契約班	契約課長 (契約課副課長)	1 災害対策に伴う物品の調達に関すること。 2 災害時応援協定の運用に係る契約事務及び災害対策に係る緊急的な契約に関すること。
		調査班	資産税課長 (市民税課長、 納税管理課長)	① 地域振興対策部避難収容班への応援に関すること。 2 家屋の被害調査に関すること。 3 被災家屋台帳の調製に関すること。 4 り災者に対する市税措置に関すること。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
地域振興対策部	地域振興部長(地域振興課長)	地域振興総括班	(市民課長、監査委員事務局長) 地域振興課長	① 部内職員の動員及び配置に関する事。 ② 本部への連絡員の派遣に関する事。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関する事。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告する事。 ⑦ 部の庶務並びに本部・各部・部内各班との連絡調整及び応援に関する事。
		避難収容班		① 避難所の開設及び管理運営に関する事。 ② 避難者の誘導に関する事。 ③ 被災者の収容及び介護に関する事。
		各地区 現地 対策班	各地区市民 センター所長 (各地区市民セ ンター副所長)	① 初期情報の把握に関する事。 ② 所管区域の災害関係情報の収集及び報告に関する事。 ③ 所管区域の応急対策全般に関する事。
		外国人 救護班	地域振興課長 (国際化推進室 主幹)	1 外国人の救援、援護に関する事。
	地域振興部長(各総合支所長)	各総合支所総括・総務班	各総合支所 地域生活課長(各総合支所 地域生活課副課長)	① 総合支所職員の動員に関する事。 ② 支所に係る施設等の被害報告に関する事。 ③ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事。 ④ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告する事。 ⑤ 班内職員の動員及び配置に関する事。 ⑥ 避難情報の発令に伴う所管区内住民に対する伝達広報に関する事。 ⑦ 本庁の関係各対策部との連絡調整に関する事。 ⑧ 消防水防対策部との連絡調整に関する事。 ⑨ 所管区域の班に係る施設利用者の避難誘導に関する事。 ⑩ 本部班との通信の確保に関する事。 ⑪ 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事。 ⑫ 所管区域の班に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ⑬ 所管区域内の災害時の写真撮影・記録に関する事。 ⑭ 所管区域内の被災者の相談に関する事。 ⑮ 初期情報の把握に関する事。 ⑯ 所管区域の災害情報収集及び報告に関する事。

		各総合支所生活福祉班		17 所管区域内住民に対する災証明書が発行に関すること。 18 庁舎等の災害対策その他所管区域内において必要な災害事務に関すること。
		各総合支所産業土木班	(各総合支所 産業建設課副課長) 各総合支所 産業建設課長	① 班内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本庁の関係各対策部との連絡調整に関すること。 ③ 所管区域の避難所開設及び管理運営に関すること。 ④ 所管区域住民の避難誘導に関すること。 ⑤ 所管区域の要配慮者の居住状況の把握及び避難所における介護支援に関すること。 ⑥ 地域振興対策部避難収容班への避難者状況の連絡に関すること。 ⑦ 所管区域の人的被害及び行方不明者の調査に関すること。 ⑧ 所管区域の死亡者の確認に関すること。 9 所管区域の被災地及び避難所等の防疫並びにし尿の収集に関すること。 10 所管区域の被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関すること。 11 所管区域の被災地域及び避難所等における感染症の予防及び調査に関すること。 12 所管区域の社会福祉施設等の被害調査に関すること。 13 所管区域の生活保護世帯の被害状況調査及び救助対策に関すること。 14 班に係る施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ⑮ その他の災害応急対策に関すること。※

				6 所管区域の道路、橋梁、公園、緑地、河川、水路、堤防、砂防、溝きよ、鉄道、街路樹等の被害調査及び応急対策に関すること。 ⑦ 所管区域の公営住宅被害調査及び応急対策に関すること。※ 8 所管区域の市有施設(建設物)の応急対策に関すること。 9 生活福祉班の応援に関すること。 ⑩ その他の災害応急対策に関すること。※

※該当する総合支所のみ

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
環境森林対策部	環境森林部長 (環境政策課長)	環境森林総括班	(環境政策課副課長) 環境政策課長	① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。
		環境政策班	(環境政策課副課長) 環境政策課長	① 被災地及び避難所等の防疫に関すること。 ② 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 ③ 防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関すること。 ④ 食品飲料水等の衛生監視検査及び消毒に関すること。 ⑤ 被災地域における愛護動物の保護・処分に関すること。
		森林保全班	森林保全課長 (森林保全課副課長)	① 山林、林道等の被害、復旧に関すること。 ② 林産物等の被害、復旧に関すること。
		環境業務班	環境業務課長 (環境業務課副課長)	① 応急仮設トイレの設置及びし尿の処理に関すること。 ② 清掃作業関係の統括に関すること。 ③ 被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関すること。 ④ 土木対策部土木班の応援に関すること。
		環境施設班	環境施設課長 (環境施設課副課長)	① 災害廃棄物の仮置き場等の収集運搬及び処分等の協力要請に関すること。 ② 災害廃棄物の仮置き場等の計画・設置・維持管理に関すること。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
福祉子ども対策部	福祉部長、子ども部長 (福祉課長、子ども政策課長)	福祉子ども総括班	子ども政策副課長 (福祉課副課長、 子ども政策課長、 福祉課長)	① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。
		福祉子ども・救護班	子ども家庭課長、保護課長、 保育課長 (福祉課長)	① 要配慮者の居住状況の把握 ② 要配慮者の避難誘導並びに支援に関すること。 ③ 妊産婦への対応に関すること。 ④ 社会福祉施設等の被害調査に関すること。 ⑤ 福祉施設入所者の避難誘導に関すること。 ⑥ 保育に関する総合調整に関すること。 ⑦ 乳幼児及び児童の救助救援及び保護に関すること。 ⑧ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び 応援に関すること。 ⑨ 人的被害の調査に関すること。 ⑩ 乳幼児及び児童に係る相談に関すること。 ⑪ 民間団体等各種ボランティアの協力要請及び受け入れに関 すること。 ⑫ 市社会福祉協議会との連携に関すること。 ⑬ 生活保護世帯の被害状況調査及び救助対策に関すること。 ⑭ 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 ⑮ 義援金の募集及び受付に関すること。 ⑯ 仮設住宅に入居した要配慮者への支援に関すること。 ⑰ 義援金品の分配計画の立案及び配布に関すること。 ⑱ 被災者生活再建支援制度の受付及び申請に関すること。 ⑲ 災害弔慰金及び見舞金の支給に関すること。 ⑳ 災害見舞金品の支給に関すること。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
健康対策部	健康部長 (健康課長)	健康総括班	健康課長 (健康課副課長)	① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 医療機関との連絡調整に関すること。
		保健・救護班	健康課長 (いきいき長寿課長)	① 救護班の編成及び救護所の設置運営に関すること。 ② 救急医薬品、衛生資器材等の確保及び配分に関すること。 ③ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。 ④ 被災地域及び避難所等における感染症の予防及び調査に関すること。
		物資補給班	介護保険課長 (保険年金課長)	① 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の確保に関すること。 ② 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の配布に関すること。 ③ 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の保管に関すること。 ④ 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の集積所の開設及び運営に関すること。 ⑤ 被災者等への炊き出しを行う文教対策部学校教育班との調整に関すること。 ⑥ 緊急食料及び生活必需品等(救助物資を含む。)の協力要請及び受け入れに関すること。 ⑦ 災害対策に伴う物品の調達(購入)を行う総務対策部管財調達班との調整に関すること。

部名	部長担当職 (): 副部長	班名	班長担当職 (): 副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
農政対策部	(農政課長) 農政部長	農政総括班	(農村整備課長) 農政課長	① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。
		農産園芸班	農産園芸課長 (農業委員会事務局長)	① 農産物及び園芸施設の被害調査に関すること。 ② 水産物及び養殖施設等の被害調査に関すること。 ③ 被災農家等への広報に関すること。
		畜産班	畜産課長 (農業委員会事務局長)	① 家畜及び畜産施設の被害調査に関すること。 ② 家畜の防疫に関すること。 ③ 被災農家等への広報に関すること。
		農村整備班	農村整備課長 (農業委員会事務局長)	1 農地、農業用施設の被害調査に関すること。 ② 農地、農業用施設の応急対策、復旧に関すること。
		畑かん班	農産園芸課長 (農産園芸課副課長)	① 木之川内ダムの増水による放水時の周辺住民及び関係機関への広報、情報提供及び安全確保に関すること。 ② 木之川内ダムの被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ③ 畑地かんがい用水管の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。
商工観光対策部	商工部長(観光PR部長、スポーツ部長、ふるさと納税部長)	商工観光総括班	(ふるさと納税課長、企業立地課長、みやこんじょPR課長、スポーツ政策課長) 商工政策課長	① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 6 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 商工業、観光施設及び体育施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ⑧ 健康対策部物資補給班の応援に関すること。 ⑨ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。
		商工観光班		1 被災商工業者に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関すること。 2 災害に関連した失業者の対策に関すること。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事務分掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
土木対策部	土木部長 (都市計画課長)	土木総括班	都市計画課長 (都市計画課副課長)	① 職員の動員及び配置に関する事。 ② 本部への連絡員の派遣に関する事。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関する事。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関する事。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関する事。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告する事。 ⑦ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関する事。 ⑧ 交通規制の人員支援に関する事。
		土木班	維持管理課長 (維持管理課副課長)	① 雨量及び水位の情報収集に関する事。 ② 水防資機材等の調達確保に関する事。 ③ 水門操作等に関する事。 ④ 道路、橋梁、河川、水路、堤防、砂防等の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 ⑤ 交通規制措置及び道路啓開等に関する事。 ⑥ 応急対策に必要な労務者の確保に関する事。 ⑦ 開発行為で設置され移管を受けた施設(調整池など)の応急対策及び復旧に関する事。
			道路公園課長 (道路公園課副課長)	① 公園、緑地、街路樹等の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 ② 交通規制の人員支援に関する事。
		建築班	建築対策課長 (建築対策課副課長)	① 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 ② 住宅の応急修理の実施に関する事。 ③ 交通規制の人員支援に関する事。 ④ 被災宅地の応急危険度判定に関する事。
		住宅班	住宅施設課長 (住宅施設課副課長)	① 公営住宅の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 ② 市有施設(建築物)の応急対策、復旧に関する事。 ③ 被災者の公営住宅への入居に関する事。 ④ 交通規制の人員支援に関する事。
		巡回広報班	技術検査室長 (技術検査室副室長)	① 避難情報の広報車による広報に関する事。 ② 災害が発生し、またはその可能性が高い地域に係る状況情報の収集に関する事。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事 務 分 掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
議会対策部	議会事務局長 (議会事務局次長)	議会対策班	議会事務局次長 (議会事務局次長補佐)	① 議会関係者に対する連絡調整に関すること。
上下水道対策部	上下水道局長(上下水道局総務課長、水道課長、下水道課長)	上下水道総括班	(上下水道局総務課副課長) 上下水道局総務課長	① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 応急給水対策及び広報に関すること。 ⑧ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。
		水道班	水道課長 (水道課副課長)	① 応急給水対策及び広報に関すること。 ② 所管水道施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ③ 応急資機材の調達、確保に関すること。
		下水道班	下水道課長 (下水道課副課長)	① 下水道施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事 務 分 掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
文教対策部	教育部長 (教育政策課長)	文教総括班	(教育施設課長) 教育政策課長	① 部内職員の動員及び配置に関すること。 ② 本部への連絡員の派遣に関すること。 ③ 部に係る施設等の被害報告に関すること。 ④ 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 ⑤ 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 ⑥ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑦ 学校施設等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ⑧ 部の庶務並びに本部・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。 ⑨ 教育備品の被害調査及び復旧措置に関すること。
		学校教育班	学校教育課長 (学校給食課長)	① 教職員の動員に関すること。 ② 学校施設における児童・生徒の避難誘導に関すること。 ③ 学校給食の確保に関すること。 ④ 給食施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ⑤ 被災学校の保健衛生に関すること。 ⑥ 被災者等への炊き出しに関すること。 ⑦ 健康対策部物資補給班への応援に関すること。 ⑧ 被災児童・生徒の教科書、学用品等の被害調査及び調達に関すること。 ⑨ 通学路の被害調査に関すること。 ⑩ 被災学校の応急教育に関すること。 ⑪ 児童・生徒及び教職員への心のケア支援に関すること。 ⑫ 就学援助に関すること。
		社会教育班	生涯学習課長 (文化財課長、図書館長、美術館長、都城島津邸館長)	① 施設利用者の避難誘導に関すること。 ② 社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 ③ 文化財等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。

部名	部長担当職 ():副部長	班名	班長担当職 ():副班長	事 務 分 掌 注)○数字は初動事務(発災後3時間以内に着手)
消防対策部	消防局長 (消防局次長)	消防総括班	(予防課長) 消防局総務課長	① 部員の動員及び配置に関すること。 2 消防施設の災害対策及び被害の調査、報告に関すること。 3 各班の災害状況等の整理・分析に関すること。 4 総合支所関係班との連絡調整、応援に関すること。 ⑤ 部の庶務及び本部・各部、部内各班との連絡調整に関すること。
		消防本部班	(指令課長) 警防救急課長	① 消防部隊の運用に関すること。 ② 部内災害対応会議及び警防本部会議に関すること。 ③ 本部への連絡員の派遣に関すること。 ④ 救出に関すること。 ⑤ 傷病者の緊急輸送に関すること。 ⑥ 行方不明者の捜索に関すること。 ⑦ 各班に状況と課題の整理を指示し、課題への対策を検討させ部内の対策方針を本部へ報告すること。 ⑧ 災害気象通信業務に関すること。 ⑨ 災害の情報収集、報告に関すること。 ⑩ 消防関係機関への協力要請に関すること。 11 消防機材の整備、確保に関すること。 ⑫ 被害見積もり等の事前対策に関すること。 13 活動記録の作成・編集及び保存に関すること。
		南消防署班	南消防署長 (南消防署副署長)	1 火災等の原因調査に関すること。 ② その他の消防活動(水火災対策等)に関すること。 3 火災に対するり災証明の発行に関すること。
		北消防署班	北消防署長 (北消防署副署長)	1 火災等の原因調査に関すること。 ② その他の消防活動(水火災対策等)に関すること。 3 火災に対するり災証明の発行に関すること。
消防水防対策部	消防団長(消防団副団長)	消防団	(消防団副分団長) 消防団分団長	① 団員の動員及び配置に関すること。 ② 消防団の統制、相互応援に関すること。 ③ 避難及び救出に関すること。 ④ 行方不明者の捜索に関すること。 ⑤ 災害の情報収集、報告に関すること。 ⑥ 自主防災組織との連携に関すること。 ⑦ 消防機材の整備、確保に関すること。 ⑧ その他の消防活動(水火災対策等)に関すること。

部名	事 務 分 掌
後方支援活動対策本部	後方支援活動対策本部は、必要に応じて設置するものとし、班員は必要な支援内容に応じて関係する課員で構成する。

第2項 動員配備計画

1 配備体制

市及び防災関係機関は、災害発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、災害対策本部等の設置に伴い次の配備体制を整備し、事務分掌に掲げる応急対策業務を遂行する。

《 配備体制 》

区分	配備基準	活動内容	関係課（班）等
準 予 備 配 備	・ 気象状況等により、短時間のうちに、情報連絡本部を設置する可能性が高いと判断されるとき ・ 危機管理課長が必要と認めたとき	・ 気象情報及び住民からの情報等の収集	危機管理課
予 備 配 備	・ 情報連絡本部が設置され、気象情報等の監視活動及び関係機関との情報連絡を必要とするとき ・ 危機管理課長が必要と認めたとき	・ 気象情報及び住民からの情報等の収集 ・ 県地方支部及び警察等との連絡	危機管理課 維持管理課 農村整備課 本部活動対策班 ※その他、所管する施設、所掌事務等の状況により参集する
警 戒 配 備	・ 災害警戒本部が設置され、災害防止のために災害警戒本部組織の全体または多数の部門で応急対策を実施する必要があるとき ・ 総務部長が必要と認めたとき	・ 巡回広報班による浸水想定区域等の巡回広報 ・ 一部または全域の避難所の開設 ・ 災害警戒本部における分掌事務の遂行	災害警戒本部員 災害警戒本部構成課 本部班員 本部活動対策班員
非 常 配 備	・ 災害対策本部が設置され、配備要員となっている者の全員で応急対策を実施する必要があるとき ・ 市長が必要と認めたとき	・ 災害対策本部における分掌事務の遂行	災害対策本部員 災害対策本部構成課 本部班員 本部活動対策班員

区分	配備基準	活動内容	関係課（班）等
準予備配備	・ 気象状況等により、短時間のうちに、情報連絡本部を設置する可能性が高いと判断されるとき ・ 危機管理課長が必要と認めたとき	・ 気象情報及び住民からの情報等の収集	危機管理課
特別配備	・ 市の全域にわたる大規模な災害が発生したとき ・ 市域で震度6弱以上が観測されたとき ・ 市長が必要と認めたとき	・ 全職員による災害応急対策の実施	災害対策本部員 全部局課

※各配備における動員の規模は、災害対策行動マニュアルによるほか、災害の規模、状況等に応じて、適宜、必要な体制を執る。

2 予備配備における動員計画

(1) 勤務時間内の対応

通常の勤務時間内において情報連絡本部を設置する事態が生じた場合、あらかじめ選任された予備配備要員は、通常の業務に併行して情報収集等の応急対策活動を行う。危機管理課の予備配備要員を「情報連絡本部員」と呼ぶ。

(2) 勤務時間外の対応

予備配備要員は、「情報連絡本部の設置基準」を満たす情報を入手したときは、自発的な参集によって配備体制を整える。

また、気象警報または県地方支部からの情報を受けた「警備員」は、直ちに予備配備要員に連絡するものとし、連絡を受けた要員は、必要に応じて他の要員に連絡して速やかに参集する。

配備を完了した予備配備要員は、その旨を情報連絡本部員に報告するとともに、各所属長に連絡する。

情報連絡本部員は、危機管理課長に連絡する。

【第2章 第10節第2項「初動体制の確立」参照】

3 警戒配備、非常配備等における動員計画

(1) 勤務時間内の対応

各本部員（各対策部長）は、通常の勤務時間内に発生する災害に対処するため、災害対策組織が設置され、配備体制が決定された場合、直ちに所属部署における配備体制を整える。

配備の必要がある要員は、速やかに執行中の業務の整理を行い、災害対策行動マニュアルに従って配備体制を整える。

庁外で勤務している職員は、直ちに帰庁することを原則とするが、業務の都合上または勤務地の都合上、やむを得ず即応できない場合は、直ちに所管部署との連絡を確保し、自分が置かれている状況を伝えとともに、災害対策の状況を把握する。

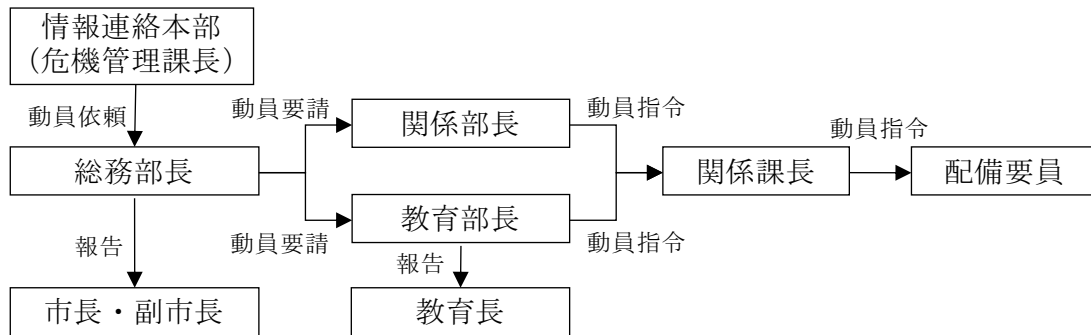
(2) 勤務時間外の対応

発生した災害に対して即応するため、平日の夜間、土、日及び祝祭日における緊急連絡網を整備し、動員指令の伝達による参集を行うとともに、「自主参集基準」を満たす突発的な災害が発生した場合は、所定の場所に自発的に参集する。

なお、自主参集の途中でできるかぎり被害状況を把握し、速やかに各対策部総括班がとりまとめ、災害対策（警戒）本部に報告を行い、関係課は災害対策（警戒）本部から情報提供を受ける。

【第2章 第10節第2項「初動体制の確立」参照】

《 動員指令の伝達 》



(3) 非常時における自主参集基準

勤務時間外や休日、祝日における突発的な災害の発生に対して、情報連絡本部員となる危機管理課職員は、情報連絡本部の設置の要件を満たす情報を入手したとき、自発的な参集によって配備体制を整える。

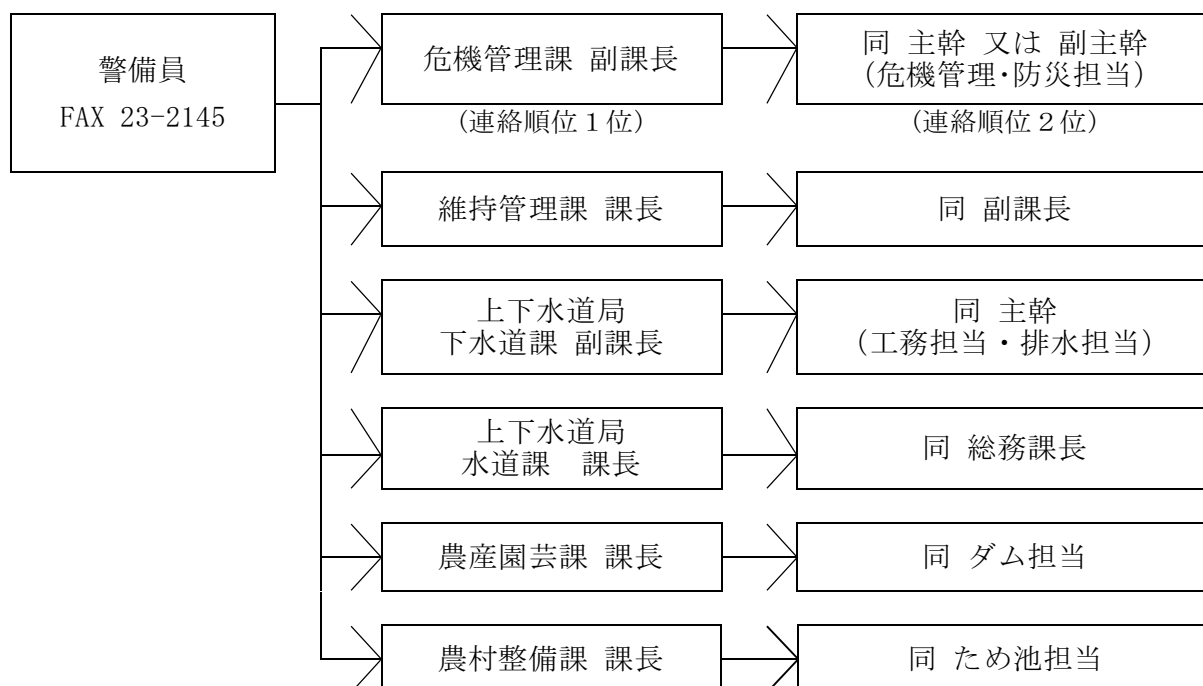
また、警戒配備要員または非常配備要員は、次の基準を満たす情報を入手したとき、自発的な参集によって配備体制を整える。

《 自主参集基準 》

配備体制	基準
警戒配備	・市域で震度5弱、または隣接市町で震度5強が観測されたとき ・霧島火山（御鉢）に関し、特別警報・噴火警報（レベル4・高齢者等避難）が発表されたとき
非常配備	・市域で震度5強以上が観測されたとき ・霧島火山（御鉢）に関し、特別警報・噴火警報（レベル5・避難）が発表されたとき ・市域に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

また、勤務時間外や休日、祝日においては、警備員から各防災担当職員へ速やかに連絡する。

《 警備員による緊急連絡体系 》



（４）参集時の交通手段

職員は、通常利用している交通手段が利用できない場合には、原則として徒歩、自転車又はオートバイによるものとし、やむを得ず自動車で参集する場合は、所属長に連絡するとともに、道路交通状況の情報収集を行い、通行が可能かどうかを判断した上で参集する。

なお、交通途絶等のため勤務場所に参集するのが困難な場合には、可能な限り最寄りの市の施設に参集し、災害対策本部又は所属長に連絡を取り、指示を受けるものとする。

4 参集者及び職員安否の確認

（１）勤務時間内外の対応

- ① 各班長は、参集者を把握して各対策部総括班長へ報告する。
- ② 各対策部（各対策部総括班）でまとめ、人事班で集約する。
- ③ 本部班長は、参集者の集約結果を、市災対本部長に報告する。
- ④ 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

5 県地方支部への報告

情報連絡本部員は、情報連絡本部、災害警戒本部、災害対策本部を設置した場合は、速やかに県地方支部へ配備体制を伝達し連携を図る。

第3節 水防計画

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 水防計画の目的	本部班、消防団、各総合支所 総括・総務班	発災前				
第2項 水防組織と機構	本部班、消防団、各総合支所 総括・総務班	発災前				
第3項 配備体制	本部班、消防団、各総合支所 総括・総務班					
第4項 水防活動	本部班、消防団、土木班、各 総合支所総括・総務班、各総 合支所産業土木班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆水防計画

◆資料編

- ・資料 2-14 水防倉庫・資器材備蓄状況一覧表
- ・様式-20 市様式第 11 号土のう払出報告
- ・様式-21 市様式第 12 号水防活動報告

第1項 水防計画の目的

都城市水防計画（以下「水防計画」という。）は、基本法及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定に基づき、水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するため、市域に係る河川等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、水防活動及び水防に必要な資機材、施設の整備、運用、避難立ち退き等について実施の大綱を明示し、もって水防の万全を図ることを目的とする。

第2項 水防組織と機構

1 水防責任

本市における水防責任は、都城市にある。

都城市は「水防管理団体」であり、「水防管理者」は市長である。

市長は、市域内の水防を十分に果すべき責任を有する。

住民は、常に気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しな

ければならない。

2 水防計画の策定

水防に関する詳細は、水防法第 32 条の規定に基づき別に定めた「都城市水防計画」による。

3 水防本部

(1) 水防本部の設置と組織

市長（総務部危機管理課）は、県から水防法第 16 条第 3 項の規定に基づく水防警報の通知を受けたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、洪水の危険がなくなるまでの間、市役所内に「水防警戒本部」または「水防本部」を設置する。

水防本部等の組織及び分掌事務は、都城市水防本部規則に定めるところによる。

(2) 災害対策本部への移行

水災に関し、災害対策本部が設置された場合、水防本部の機能は、災害対策本部に移行し、活動を継続する。

(3) 水防の実施機関

市において、水災を警戒し、防ぎよするための活動（以下「水防活動」という。）は、消防団が行う。

4 水防協議会

防災会議が、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査、審議する水防協議会の機能を兼ねる。

5 水防倉庫及び資器材

水防倉庫及び資器材の現況は、水防計画に記載のとおりである。

6 通信連絡

「本部班」は関係部署と連携して、迅速な通信連絡を図り、かつ、電話不通時に備えるため機能的な通信網を整備するよう努めるとともに、非常無線通信の活用及びアマチュア無線局も利用できるよう、平常時より協議しておく。

消防団長、消防局長は、有線通信施設を利用することができない場合には、水防上緊急を要する通信を行うため、非常無線通信を利用することができる。

また、関係機関及び住民は、報道聴取の徹底と停電時に対処し得るため、携帯ラジ

才を備えるように努めるものとする。

なお、情報の伝達系統は、水防計画に記載のとおりである。

第3項 配備体制

1 巡視の対象

水災時において巡視の対象とする河川は、特に、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定している「大淀川」「庄内川」「沖水川」、及び国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして県知事が指定している「萩原川」「丸谷川」「東岳川」「高崎川」とする。

2 水防警報の種類

河川管理者が発令する水防警報の種類と、水防に関わる組織がとるべき行動は、次のとおりである。

《水防警報の種類》

種類	説 明
待機	水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき、または、再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき
出動	水防機関が出動する必要があるとき
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき

3 配備の区分

水災対策のための消防団の配備区分は「待機」「出動」「解除」の3区分とし、配備の基準となる水防警報の水位との関係は次のとおりである。

《 配備区分と基準水位 》

河川名	観測所	所在地	通報 符号	待 機	出 動	解 除
				水防団待機水位	氾濫注意水位	
大淀川	岳下	都島町	タキ	3.20m (138.20m)	3.70m (138.70m)	氾濫注意水位以下に下がって再び増水のおそれがないとき
萩原川	栄源寺橋	下長飯町	キノ	0.20m (138.77m)	1.70m (140.27m)	
沖水川	沖水橋	吉尾町	オキ	2.50m (139.30m)	3.20m (140.00m)	
丸谷川	向洲橋	山田町 中霧島	ムコ	2.20m (138.40m)	3.30m (139.50m)	
東岳川	大井手橋	高城町 大井手	オオ	2.00m (146.30m)	2.30m (146.60m)	
高崎川	高崎橋	高崎町 大牟田	タカ	0.10m (134.62m)	0.90m (135.42m)	

第4項 水防活動

1 警戒及び監視

消防団は、洪水が発生しそうなときの警戒は、過去の被害発生箇所や重要水防区域等を中心に巡視警戒を行う。

また、住民からの情報を集め、特に堤防から越水しそうな箇所を警戒し、知り得た情報は、速やかに水防本部に連絡する。

《 警戒・監視事項 1 》

- ① 水位及び天端までの余裕高
- ② 堤防、その他水防施設物の異常の有無
- ③ 道路、橋梁の状況、その他消防機関の出動に係る事項について異常の有無

また、堤防決壊の原因につながる現象の早期発見のため、次の事項についてその状況を把握する。

《 警戒・監視事項 2 》

- ① 天端・表法面・裏法面の亀裂、崩れ、沈下、陥没漏水等の有無
- ② 水門の周囲からの漏水の有無、扉の締まり具合
- ③ 橋梁その他の構造物の取付部分の異常
- ④ 立木がある箇所については、その揺れによる堤体のゆるみ及び漏水の有無
- ⑤ 流木等浮流物の状況

2 水防活動の実施

消防団は、警戒、監視の結果、異常箇所を発見した場合は、直ちに補修、修復を行うこととし、堤防の決壊を防ぐため適切な水防工法を選択して実施する。

同時に、速やかに水防本部に報告し、水防本部長は、河川管理者に報告する。

3 後方支援の実施

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、消防団が行う水防活動に対し、その現場作業が円滑に進むよう、土のうや杭、シート、スコップ等のほか、運搬用の一輪車、夜間作業のための投光器等、現場で必要となる資機材の調達等の後方支援を行う。

4 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

消防団長、消防団員は、水防法第21条の規定に基づき、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止、制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警察への協力要請

市長は、水防法第22条の規定に基づき、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 応援の要請

(1) 隣接水防管理団体への応援要請

市長は、水防法第23条の規定に基づき、緊急の必要があるときは、他の水防管理団体に対して必要な応援を求めることができる。

(2) 住民等への応援要請

市長は、水防法第24条の規定に基づき、水防のためやむを得ない理由があるときは、その区域内の居住者、または水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

6 決壊後の処理

市長、消防団長、消防局長は、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、直ちにこれに関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。(水防法第25条及び第26条)

この場合、現場での水防活動は危険を伴うため、安全管理には十分に注意を払わなければならない。

7 水防の解除

市長は、警戒をする河川の水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、当該河川の水防体制を解除する。

また、水防本部は、河川に危険がなくなったことについて、住民への周知を図る。

第4節 発災直後の情報の収集・伝達

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 被害情報の収集	全対策班					
第2項 被害情報の報告	本部班					
第3項 通信手段の確保	本部班、消防本部班、消防署 班、水道班、消防団、各総合 支所					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

- ・資料 2-2 災害時優先電話指定一覧
- ・資料 2-17 防災電話番号一覧
- ・資料 2-39, 40 災害時における緊急放送に関する協定書
- ・様式-1 市様式第1号の1～3 地区別被害状況調
- ・様式-2 市様式第2号 世帯別被害調査票
- ・様式-3 市様式第3号 関係被害調査票
- ・様式-4 市様式第4号 災害対策活動実施状況報告
- ・様式-5 個別表 災害警戒体制等状況報告書【市町村→地方支部】（県様式）
- ・様式-6 総括表 災害警戒体制等状況報告書【市町村→地方支部】（県様式）
- ・様式-7 被害報告様式第4号様式（県様式）
- ・様式-8 放送要請様式（放送申込書）

第1項 被害情報の収集

1 災害警戒本部、災害対策本部設置時の情報収集

（1）情報収集の実施者

被害情報の収集は、「各総合支所」「各現地対策班」「土木班」のパトロール及び公共施設等の緊急点検を行う各対策班の要員が実施する。

（2）現地情報の収集

- ① 総合支所及び地区市民センターを拠点として、各地区の現地情報を収集する。
- ② 大淀川沿岸の浸水想定区域については、職員で構成する「巡回広報班」を派遣して、巡視活動及び情報収集活動を行う。
- ③ その他、浸水想定区域や多数の土砂災害危険箇所を有する地区については、状況に応じて人員を派遣して体制の強化に努める。

（３）情報の集約

各班が収集した情報は、各対策部の「総括班」でとりまとめ、原因の把握及び初動対応を検討し、本部連絡員を通じて「本部班」に報告するとともに今後の対応を協議する。

各対策部の「総括班」は、各部署からの情報の伝達、また災害対策本部の情報及び状況を各対策部に連絡するために、「本部連絡員」１名を災害対策本部に配置する。

（４）収集する情報の内容

災害発生後、直ちに行う被害状況の情報収集は、人的被害の状況を最優先に考え、併せて住家の被害、交通の状況等について収集する。

また、二次災害に係る情報についても収集する。

２ 初期情報の把握

（１）地域情報の収集体制

市内全域に被害があったと想定できる災害に対して、速やかに各自治公民館長に連絡し、地域の被害状況について情報を収集する。

各自治公民館への連絡は、下表の分担によって実施し、得られた情報は総務対策部「総務班」がとりまとめ、「本部班」に報告する。

《 被害調査区域及び担当班 》

No	調査区域	館数	担当班名（対策部）	人員
1	姫城地区	14	人事班	2
2	小松原地区	12	人事班	2
3	妻ヶ丘地区	16	人事班	2
4	祝吉地区	18	管財調達班	2
5	五十市地区	23	管財調達班	2
6	横市地区	17	管財調達班	2
7	沖水地区	12	沖水地区現地対策班	2
8	志和池地区	19	志和池地区現地対策班	2
9	庄内地区	10	庄内地区現地対策班	2
10	西岳地区	11	西岳地区現地対策班	2
11	中郷地区	18	中郷地区現地対策班	2
12	山之口地区	33	山之口総合支所総括・総務班	3
13	高城地区	21	高城総合支所総括・総務班	2
14	山田地区	35	山田総合支所総括・総務班	3
15	高崎地区	43	高崎総合支所総括・総務班	4

注）各班の人員は、被害の状況に応じて増減できる。

(2) 情報収集のための現地活動

情報不通地区がある場合は、速やかに情報収集班体制を執り、情報収集担当職員を現地に派遣して情報収集活動を行う。

(3) 住民からの情報の受付

住民からの災害情報は、「総務班」が受付、その内容を「被害発生状況表」に記録して、本部連絡員を通じて、関係の対策班に連絡する。

情報を受け取った対策班は、速やかに職員を現地に派遣し、状況を確認のうえ「本部班」に連絡する。

(4) 参集職員からの情報収集

参集途中での情報収集は、初期段階においては最も迅速かつ有効な方法であることから、参集する全職員が被害状況の確認を実施し、速やかに「本部班」に連絡する。

情報は、「被害無し」または「〇〇通線通行不能」等できる限り具体的な内容で部署毎に集約し、「本部班」に伝達する。

(5) 協力による初期情報の収集

- ① 宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団の協力による情報収集
- ② 物流・宅配会社、バス会社、タクシー会社、警備会社等の民間企業の協力による情報収集
- ③ 郵便局、森林管理署、森林組合等の協力による情報収集

(6) 孤立地区の把握と対応

「本部班」は、速やかに、風水害や地震に伴う土砂災害等や液状化等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難な孤立地区の発生について、自主防災組織や自治公民館、消防団等からの情報収集に努める。

なお、孤立地区が発生した場合は、通信・電気等のライフラインの途絶状況、火災・負傷者の発生状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無、建物の被害状況、当該地域における備蓄の状況、道路等の被害・寸断状況、ヘリコプター緊急離着陸場等の被害状況、土砂災害の発生状況等の把握に努め、情報収集を行う。

(7) 災害状況等の整理・分析

「本部班」は、関係機関や住民等から収集した各種情報を、各班の応急対策活動に生かせるよう、整理・分析するとともに、適切に保存する。

第2項 被害情報の報告

1 被害情報の報告基準

基本法及び他の法令の規定に基づく災害の被害状況報告、及び部門別被害状況報告（以下「被害報告」という。）の取り扱いについては、本計画並びに「宮崎県災害報告取扱要領」、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによる。

2 被害情報の報告要領

（1）報告の時期

市長（総務部危機管理課）は、次のいずれかに該当する事態が発生した場合、第1報を県防災情報共有システムにより県に報告し、その後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次システムにて報告する。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAX その他の最も迅速かつ確実な手段を使うものとする。

また、県に報告できない場合は国（消防庁）に直接報告した後、連絡ができるようになった段階で県に報告する。

- ① 市災害対策本部が設置されたとき
- ② 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- ④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等の関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。

なお、災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

（2）消防庁への直接報告

住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

（3）火災・災害等即報要領の適用

消防庁の定める「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に基づき、次の一定規模

以上（次頁参照）の火災・災害等を覚知した場合は、第1報報告（30分以内）を県だけでなく国（消防庁）にも報告する。

《 消防庁の報告先 》

平 日	夜間・休日
N T T回線 03-5253-7527、03-5253-7537（FAX） 消防防災無線 90-49013、90-49033（FAX） 地域衛星通信ネットワーク TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033（FAX）	N T T回線 03-5253-7777、03-5253-7553（FAX） 消防防災無線 90-49012、90-49036（FAX） 地域衛星通信ネットワーク TN-048-500-90-49012 TN-048-500-90-49036（FAX）

《 災害即報基準 》

一般基準	
① 災害救助法の適用基準に合致するもの ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ③ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪 等） 津波に関する特別警報（大津波警報）火山に関する特別警報（噴火警報（居住地域））地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上） ⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準（一般基準に該当しないもの）	
地震	① 震度5弱以上を記録したもの（予想される地震動の大きさが震度6弱以上については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
津波	① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
風水害	① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	① 積雪、雪崩等より、人的被害又は住家被害を生じたもの

	② 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
火山災害	① 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの（噴火警報（居住地域）については、特別警報に該当） ② 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

※ 特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報（火口周辺）が発表された場合並びに震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市町村及び都道府県が講じた応急対策等について報告すること。

《 災害直接即報基準 》

地震	区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

《 火災即報基準 》

一般基準	
① 死者が 3 人以上生じたもの	
② 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの	
③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準	
建物火災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ④ 特定違反對象物の火災 ⑤ 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災 ⑥ 他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災 ⑦ 損害額 1 億円以上と推定される火災
林野火災	① 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定される火災 ② 空中消火を要請又は実施した火災 ③ 住宅等へ延焼するおそれがある火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災

	⑤ 列車火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	

《 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報基準 》

救急救助事故
① 死者5人以上の救急事故 ② 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ③ 要救助者が5人以上の救助事故 ④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 ⑤ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑥ 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

⑧ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
武力攻撃災害等
① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害）
② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

3 被害情報の報告の実施

（１）実施者

「本部班」は各班からの被害情報をとりまとめ、県地方支部、または県災害対策本部へ報告する。

（２）報告の種類と時限

- ① 第一報 …… 被害の覚知後 30 分以内で、できるかぎり早く
- ② 定時報告 …… 毎日 10 時、15 時、21 時の 3 回
- ③ 確定報 …… 応急対策終了後 15 日以内

（３）報告の方法

第一報及び定時報告は、「災害警戒体制等状況報告書（総括表、個別表）」を用いて、最も確実な方法により行う。

特に、第一報は、被害の状況が判明していない場合であっても、前記の時限を厳守し、未確認情報には「未確認」と明記して迅速に報告する。

確定報は、「県様式第 4 号その 2」の提出によって行う。

第3項 通信手段の確保

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示、伝達等の災害時における通信は、次の方法により行う。

なお、被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行うが、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、ファクシミリ、その他最も迅速かつ確実な手段を使用する。

また、災害に関する通信が緊急を要するものである場合は、電気通信事業者の電気通信設備の優先的利用、警察事務、消防事務、水防事務等の有線電気通信設備及び無線設備の使用、放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

1 電話回線の利用

災害時において、電話が輻輳し通話が困難な場合、応急対策等のために必要な電話による通話は次の方法によって行う。

(1) 災害時優先電話の利用

西日本電信電話株式会社に登録された「災害時優先電話」を利用する。

【第2章 第8節 第1項「情報収集・連絡体制の整備」参照】

2 無線通信の利用

電話回線の途絶や輻輳により通話ができなくなった場合に対処するため、次の無線通信手段を用いて、災害に係る情報等の収集、伝達を行う。

(1) 防災行政無線の活用

災害対策本部は、避難所に配備する要員及び現場に展開している各対策班との相互連絡のための通信には、防災行政無線及び地域振興無線を活用する。

また、総合支所及び市民センターとの通信にも、電話のほか防災行政無線も併用する。

(2) 消防無線、水道事業用無線

消防対策部、上下水道対策部は、それぞれの機関内の通信に消防無線、水道事業用無線を利用する。

(3) 県総合情報ネットワーク「災害対策支援情報システム」の活用

県対策本部（危機管理局）及び県地方支部、その他県庁各課とは、「災害対策支援情報システム」を活用する。

【宮崎県市町村防災行政無線運営協議会「無線電話番号簿」参照】

(4) 通信設備が優先利（使）用できる機関

事前に関係機関と協議しておくことにより使用できる主な機関は、次のとおりである。

《通信設備が優先利（使）用できる機関名》

優先利(使)用するもの	通信設備設置機関	申込窓口
知 事 市 長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 消防団長 消防局長	県(総合情報ネットワーク)	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部一通信指令室長 警察署一署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する
	宮崎地方気象台	その都度依頼する
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	J R 九州鹿児島支社	駅長等
	九州電力株式会社	支店等
	九州電力送配電株式会社	支社、配電事業所等
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する
	陸上自衛隊	その都度依頼する
	航空自衛隊	その都度依頼する

(5) 孤立防止対策用の衛星電話の利用

山間部等の通信網が脆弱な集落が孤立化した場合は、西日本電信電話株式会社が所有する孤立防止対策用衛星電話等を利用して通信を確保する。

なお、西日本電信電話株式会社は、各支店等に孤立防止対策用衛星電話を常置しており、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を利用することができる。

(6) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

保有機関は、県、県内全市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊、宮崎市消防局で、市内では、市役所内2台及び消防局1台の計3台がある。

3 非常無線通信の依頼

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに、「電波法」（昭和52年法律第131号）第52条の規定に基づいて、最寄りの無線局に非常無線通信を依頼して行う。

(1) アマチュア無線局への依頼

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、必要に応じて、アマチュア無線局に協力を依頼し、災害情報の収集や伝達を行う。

《 アマチュア無線局 》

団 体 名	コールサイン
宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団	J A 6 Y R G
アマチュア無線都城市役所クラブ	J E 6 Y F L
アマチュア無線都城クラブ	J H 6 Z C H
都城市消防団アマチュア無線クラブ	J E 6 Y B P

4 放送局への放送要請

「本部班」は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、知事を通じて、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)エフエム宮崎、BTV株式会社等に要請する。

なお、直ちに広報する必要がある情報は、「秘書広報班」が積極的に各報道機関に伝達し、テレビ、ラジオ等を通じた広報の協力を要請する。

【同章 第5節 第2項「広報要領」参照】

第5節 災害広報活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 広報体制の整備	秘書広報班、巡回広報班					
第2項 広報要領	秘書広報班、巡回広報班、避難収容班					
第3項 相談窓口の設置	関係各対策班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

・資料 2-17 防災電話番号一覧

第1項 広報体制の整備

1 体制の整備

（1）担当及び責任者

- ① 災害時における広報は、「秘書広報班」が主導して行う。
- ② 広報責任者は、秘書広報課長とする。
- ③ 浸水想定区域等の住民に向けた避難関係情報等の広報車による広報は、「巡回広報班」が行う。
- ④ 「秘書広報班」は、災害警戒本部または災害対策本部が設置された場合、迅速かつ的確な情報収集と広報を行うため、広報担当者を本部に派遣する。

2 広報活動

（1）広報の目的

「秘書広報班」は、次のことを目的として正確な情報を迅速に広報する。

- ① 住民が的確に判断し行動できるようにする。
- ② 住民の不安を軽減する。
- ③ 無用な混乱を防ぎ、問い合わせ対応の負荷を軽減する。
- ④ 現場で応急対策の業務に従事する者との情報共有を図る。

（2）情報の収集

- ① 「秘書広報班」は、本部に派遣された広報担当者を通じて、災害対策本部等の動向について積極的に情報を収集する。

- ② 「秘書広報班」は、必要に応じて災害の現地に出向き、カメラ、ビデオによる取材活動を行うとともに、各対策班が撮影した写真やビデオ等を収集する。

(3) 関係機関との連携

広報活動は、前述のほか、次のとおり関係機関と連携して行う。

- ① 広報媒体となるテレビ、ラジオ、新聞のほか、地域に密着したケーブルテレビやシティFMの協力のもとで連携して行う。
② 消防団や自治公民館等の協力のもとで連携して行う。

第2項 広報要領

1 住民に向けた広報

(1) 広報の内容

住民に向けた広報の段階は、「災害発生前、直後」「避難生活の時期」「生活再建の開始時期」に分けられ、その種類は「被害情報」と「生活情報」に分けられる。

「秘書広報班」及び「巡回広報班」は、それぞれの段階、種類に応じた的確な広報を行うこととし、特に初期段階での情報を広報車等で行う場合については、事前に広報文例や広報録音テープを作成しておく等、迅速に対応できる体制を整える。

広報の段階	広報の内容
災害発生前、直後	・南海トラフ地震臨時情報に関すること ・避難所の開設に関すること ・避難情報の種類及び警戒レベル及び発令対象地域等に関すること ・発生した災害の種別、場所、規模、拡大の可能性等に関すること
避難生活の時期	・生活関連施設（水道・電気・通信・し尿処理・衛生等）の被害と復旧の見込みに関すること ・交通関連施設（鉄道・道路等）の被害と復旧の見込みに関すること ・炊き出し、食料・飲料水等の配給に関すること ・応急仮設住宅の供給に関すること
生活再建の開始時期	・問い合わせ・相談窓口の開設に関すること ・自主防災組織、ボランティア活動への参加の呼びかけ ・誤報、流言・飛語の打ち消し、治安状況、悪徳商法等への注意喚起

(2) 広報の方法

「秘書広報班」、「巡回広報班」及び広報を行う機関は、次に示す広報手段から効果的な方法を適宜選択し、住民に正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努め、特に要配慮者に配慮する。

- ① テレビ・ラジオ等報道機関による広報
- ② 市の広報車及び消防団車両を利用した広報
- ③ 自治公民館長等を通じた広報
- ④ 地域の放送設備を活用した広報
- ⑤ 市防災行政無線を活用した広報
- ⑥ 市のホームページ
- ⑦ 携帯メールサービス
- ⑧ 広報紙の配布
- ⑨ 立看板、掲示板、ポスター等の掲示 等

(3) 外国人に配慮した広報

「秘書広報班」及び広報を行う機関は、住民に対する広報を行う場合、市域に居住する外国人にも配慮し、分かりやすく正確に内容を伝える効果的な方法により外国人に向けた広報を行うものとする。

- ① 市のホームページの翻訳
- ② 外国語による携帯メールの活用
- ③ 図やイラストにより表現した広報紙の配布
- ④ 図やイラストにより表現した立看板、掲示板、ポスター等の掲示
- ⑤ 通訳者等の活用 等

2 報道機関への情報提供と放送要請

(1) 報道機関への情報提供

- ① 報道機関への情報提供は、「秘書広報班」が行う。
- ② 「秘書広報班」は、記者会見を行う時刻を定め、定期的な会見を行う。また、提供する情報が一部の報道機関に偏らないように留意し、発表の日時、場所等を各報道機関に周知した上で行う。
- ③ 直ちに広報する必要がある情報は、積極的に各報道機関に伝達し、テレビ、ラジオ等を通じた広報の協力を要請する。

(2) 放送機関への放送要請

「秘書広報班」は、災害による被害が甚大である等のため、十分な広報活動が行えない場合は、県を通じて報道機関へ放送等を要請する。ただし、緊急やむを得ない場合は直接報道機関へ依頼し、事後、県・報道機関に文書を提出する。

(3) 基本法に基づく広報要請

市長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知

事に対して基本法第57条に基づき、無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。

① 要請の要件

災害が発生し、または発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。

ア 事態が切迫し、避難情報や警戒区域についての情報伝達に緊急を要する。

イ 通常の伝達手段では対応困難で、特別に放送による伝達が必要である。

② 要請先

NHK宮崎放送局、株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎、BTV株式会社

③ 要請方法

「秘書広報班」は、別紙様式により、県に広報要請を依頼する。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、市から直接要請できる。

3 安否情報の提供

「秘書広報班」は、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、被災者台帳等により、市が把握する情報に基づき回答することができる。また、当該回答を適切に行い、または当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

なお、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

第3項 相談窓口の設置

1 体制の整備

(1) 実施者

避難生活や生活再建に関する情報を所管する部署は、住民からの電話による問い合わせや直接面談による相談に対応するため、相談窓口としての職員を配置する。

(2) 総合問い合わせ窓口の開設

「秘書広報班」及び「各総合支所総括・総務班」は、住民からの問い合わせや相談、苦情が殺到する状況においては、総合政策対策班の要請を受け、関係する部署が合同

して「総合問い合わせ窓口」を開設する。

この場合、外国人からの問い合わせに応じる体制についても、関係する部署の協力を得て、同時に整備する。

なお、「秘書広報班」及び「各総合支所総括・総務班」は、「総合問い合わせ窓口」を設置する場合は、そのことを広報して住民に周知する。

（３）各種相談窓口の設置

総合政策総括班は、被災者のニーズを踏まえ、必要に応じて、次に掲げる相談窓口の開設を検討する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、秘書広報班及び関係各部班は、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、設置及び運営を行う。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

＜相談窓口の例＞

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律、保険、教育、心の悩み、外国人等

第6節 広域的な応援活動体制

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 応援要請	本部班、管財調達班、 消防本部班					
第2項 防災救急ヘリコプター等 の応援要請	本部班、管財調達班、 消防本部班					
第3項 他市町村への応援の実施	人事班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆大規模災害時後方支援計画

◆資料編

- ・資料 2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
- ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定
- ・資料 2-19 宮崎県市町村防災相互応援協定

第1項 応援要請

1 他市町村、県、国の機関への応援要請

「本部班」は、応援要請を求めるときは、次に掲げる場合において災害対策本部会議の決定に基づき行う。

なお、災害の発生により、市及び県が、その全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、基本法に基づき、国（指定行政機関の長または指定地方行政機関の長）は、市に代わって、実施すべき応急措置の全部または一部を実施しなければならない。

（1）他市町村への応援要請

市長（本部班）は、市域に係る災害が発生した場合において、県内の他市町村長に災害応急対策のための応援を求める必要がある場合は、「宮崎県市町村防災相互応援協定」に基づき応援要請を行う。

なお、市長は、発災時に円滑な支援・受援を行うため、あらかじめその体制を構築するとともに、今後発生が予想される地震については、被害想定に基づいた具体的な支援・受援の方法や必要な量について検討を行う。

(2) 県への応援要請

市長（本部班）は、市域に係る災害が発生した場合において、知事に災害応急対策のための応援または職員の派遣を求める場合は、県危機管理局に対し応援要請を行う。

(3) 指定地方行政機関への応援要請

市長（本部班）は、市域に係る災害が発生した場合において、指定地方行政機関の長に災害応急対策のための職員の派遣を求める場合は、県危機管理局に対し応援要請を依頼することとし、通信の混乱等により不測の時間を要する場合は、直接、指定地方行政機関の長に対し応援要請を行うことができる。

2 応援要請等の方法

「本部班」は、他市町村、県または指定地方行政機関に対する応援の要請を行うが、その際は次に示す事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

(1) 応援要請に際して記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を必要とする期間
- ④ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ⑤ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑥ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑦ その他必要な事項

(2) 職員派遣の要請に際して記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 派遣のあつせんを求める理由
- ④ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ⑤ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

3 応援を求める応急対策の内容

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供

- ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- ⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
- ⑨ その他応援のために必要な事項

4 民間団体等への応援要請

市長（本部班）は、市域に係る災害が発生した場合において、指定公共機関または指定地方公共機関、その他応援を必要とする民間団体等に対して、災害応急対策または災害復旧のための応援を求める場合は、他市または国・県への要請の手順に従って応援要請を行う。

5 消防機関への応援要請

市長は、被災が大きく、自らの消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、「宮崎県消防相互応援協定」に基づく応援要請を速やかに行う。

また、鹿児島県の市町に対する応援要請が必要であると判断した場合には、各消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

6 受入体制の整備

（1）連絡体制の整備

応援の受け入れが確定した後の情報交換、及び応急対策の具体的な内容については、実際に応急対策を実施する各班を連絡窓口とする。

連絡窓口となった班は、「本部班」と緊密な連携を保ち、応援に必要な情報の交換、及び相手先への提供に努める。

（2）受入施設の確保

「本部班」は、他の市町村、都道府県、関係機関等からの人的応援や物的応援を速やかに受け入れるため、その拠点となる「防災活動拠点」をあらかじめ確保する。

【第2章 第10節 第4項「防災活動拠点の整備」参照】

第2項 防災救急ヘリコプター等の応援要請

1 防災救急ヘリコプターの応援要請

市長（本部班）は、防災救急ヘリコプターの緊急運航を要する事態が発生した場合、「宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、防災救急航空センター所長に対して緊急運航を要請する。

(1) 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として次の要件を満たす場合に行うことができる。

《 緊急運航の要件 》

公共性	地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする場合
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重要な支障が生じるおそれがある場合
非代替性	防災救急ヘリコプター以外に適切な手段がない場合（既存の資機材及び人員では十分な活動が期待できない、または活動できない場合）

《 防災救急ヘリコプターの要請先 》

宮崎県防災救急航空センター	宮崎市大字赤江宮崎空港内	TEL 0985-56-0586 (緊急)0985-56-0583 FAX 0985-56-0597

(2) 要請の方法

「本部班」または「消防本部班」は、防災救急航空センターに、次に示す事項を明らかにして電話等により要請し、事後速やかに「緊急運航要請書」を提出する。

- ① 災害の種別及び状況
- ② 災害の発生日時及び場所
- ③ 災害発生現場の気象状況
- ④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑤ 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ 救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名
- ⑧ その他必要な事項

(3) 受入体制の整備

「本部班」は、防災救急航空センターと緊密な連絡を図るとともに、現場の指揮者にヘリコプターの運航指揮者との緊密な連絡を取らせる。

また、必要に応じて、次の体制を整備する。

- ① 離着陸場所の確保（散水等必要な措置を含む）及び安全対策
- ② 傷病者の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ③ 空中消火のための給水場所の確保
- ④ その他必要な事項

2 緊急消防援助隊等の派遣要請

消防組織法第45条に規定されている「緊急消防援助隊」とは、全国的な消防応援のために、全国の消防に関する人員及び施設により構成される部隊であり、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、災害が発生した市町村の属する都道府県の知事から要請を受けて応援活動を実施するものである。

市長は、必要に応じて、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等の要請を、知事に次の事項を明らかにして依頼する。

- ① 災害の状況
- ② 必要な応援の内容（応援部隊の種別、必要資機材等）
- ③ 準備してある資機材の状況
- ④ 臨時ヘリポートの場所及び燃料の補給体制

第3項 他市町村への応援の実施

1 応援の実施

市長（本部班）は、他の市町村において災害が発生し、または発生するおそれのある場合で自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合、基本法に基づき、他の市町村に対し応援を実施する。

（1）応援要請の受諾

市長（本部班）は、他の市町村において災害が発生し、知事から応援要請の依頼があった場合、速やかに関係部局で対応を協議する。

- ① 応援派遣の要請の掌握は、危機管理課が行う。
- ② 関係部局で決定した職員の派遣に関する手続きは、職員課及びフィロソフィ推進課が行う。

（2）応援の実施

市長（本部班）は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。

その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食事や衣類等から情報連絡手段に至るまで各自でまかなうことができる自己完結型の体制とする。

（3）被災者受入施設の提供等

市長（本部班）は、被災市町村または知事からの要請があった場合、被災者を一時的に受け入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受け入れるための社会

福祉施設等の状況調査及びあっせんについて検討する。

（４）応援協定に基づく応援の実施

市長（本部班）は、相互応援協力に関する協定を締結している他の自治体等からの応援・協力要請を受けた際は、食料や衣料、情報伝達手段について各自で賄うことができる自己完結型の応援隊を形成し派遣を実施する。

（５）後方支援活動の実施

市長（本部班）は、広域的な大規模災害が発生した際は、必要に応じて、災害対策本部内に「後方支援活動対策本部」を設置し、後方支援拠点に位置付けられている高城運動公園を中心に、支援体制を確立し、関係市町と連携を図りながら支援活動を実施する。

後方支援の詳細は、「大規模災害時後方支援計画」に基づく。

第7節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害派遣要請基準等	本部班					
第2項 災害派遣要請要領	本部班					
第3項 派遣部隊等の受入体制	本部班、管財調達班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

- ・資料 2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
- ・様式-13 自衛隊災害派遣要請様式

第1項 災害派遣要請基準等

1 派遣要請基準

市長（本部班）は、次の基準により、知事に対して自衛隊派遣要請の要求を行う。

（基本法第68条の2第1項、自衛隊法第83条第1項）

- ① 災害発生時に人命、身体及び財産を保護するために緊急、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められる場合
 - ア 人命救助のため応援を必要とする場合
 - イ 水害等の災害が発生し、または発生が予想され、緊急に水防対策が必要な場合
 - ウ 大規模な火災が発生し、消火のため自衛隊の応援を必要とする場合
 - エ 災害のため人員及び物資の輸送の応援を必要とする場合
 - オ 災害のため主要交通路が不通となり応急措置を必要とする場合
 - カ 応急の医療、防疫、給水及び通信支援等を必要とする場合
- ② 災害の発生が迫り、予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められる場合

2 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

《 災害派遣部隊の活動範囲 》

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去に当たる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与 または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第2項 災害派遣要請要領

1 災害派遣の方法

(1) 派遣要請の要求

市長（本部班）は、事態が急進し速やかに自衛隊の救援を要すると認めたときは、知事への自衛隊災害派遣要請要求書様式に次の事項を明らかにし、文書により知事（県危機管理局）に対して要求する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話をもって行い、その後速やかに文書を提出する。

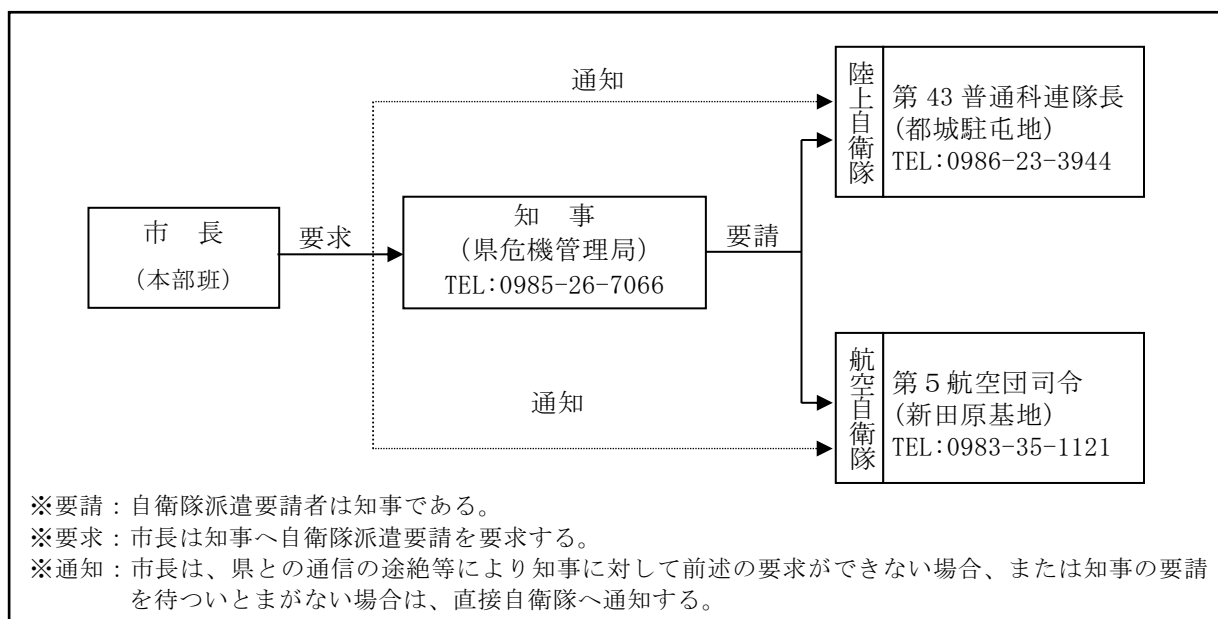
- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を必要とする期間
- ③ 派遣を希望する人員、用途別車両、船舶、航空機等の概数
- ④ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ⑤ 部隊との連絡場所及び部隊の集結地
- ⑥ その他参考となるべき事項

(2) 緊急要請の通知

市長（本部班）は、県との通信の途絶等により知事に対して前述の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（陸上自衛隊第43普通科連隊）に口頭または電話にて通知する。

なお、この通知をした場合は、事後速やかに自衛隊に文書を提出するものとし、また、その旨を速やかに知事に通知する。

《 災害派遣要請系統図 》



(3) 自衛隊の自発的出動基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援等が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

(基本法第68条の2第2項、自衛隊法第83条第2項)

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに効率的な救援活動が実施できるよう努める。

- ① 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援等の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

2 派遣要請時の留意点

「本部班」は、自衛隊の派遣要請時には、次の事項に留意する。

- ① 作業の優先順位を整理する。
 - ア 作業箇所及び作業内容
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 作業に関する資材の種類別保管（調達場所）
 - エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- ② 経費負担の確認を行う。

第3項 派遣部隊等の受入体制

1 派遣部隊等の受け入れ

(1) 受入体制及び準備

- ① 市長（本部班）は、知事から災害派遣の通知を受けたときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる受入体制を確立する。

- ア 派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所の準備、その他受け入れのために必要な措置をとる。
- イ 派遣部隊及び県との連絡調整員を指名し、連絡調整を行う。
- ウ 応援を求める作業の内容、所要人員、資機材等の確保その他について計画を立て、部隊の到着と同時に作業ができるように準備しておく。

② 派遣部隊が到着した場合は、次の要領により実施する。

- ア 派遣部隊を集結地に誘導するとともに、派遣部隊の長と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。
- イ 市長は、適宜、次に掲げる事項を県に報告する。
 - a 派遣部隊の名称
 - b 派遣部隊の長の官職氏名
 - c 隊員数
 - d 到着日時
 - e 従事している作業の内容及び進捗状況
 - f その他参考となる事項

(2) 準備すべき主たる施設、資機材等

派遣部隊の救助活動または災害救助応急復旧作業が迅速かつ効果的に実施できるよう、作業に必要な施設、資機材等は特殊なものを除き、すべて市において準備する。

ただし、不足するものが生じ、派遣部隊が携行する材料及び消耗品等を使用した場合においては、できる限り返品または弁償しなければならない。

(3) 臨時ヘリポートの設置

市長（本部班）災害が発生した際は、連絡、偵察、救助、輸送のため、必要に応じて臨時ヘリポートを設置する。

【第2章 第15節 第2項「緊急時ヘリコプター離着陸場の確保」参照】

(4) 災害派遣の撤収要請の要求

市長（本部班）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、または必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊の長及びその他の関係機関と協議の上、知事への自衛隊災害派遣部隊の撤収要請要求書様式文書により速やかに次の事項を明らかにして知事に対して撤収要請を要求する。

ただし、文書による要求に時間を要するときは、口頭または電話等で要求し、その後速やかに文書を提出する。

- ① 撤収日時
- ② 撤収要請の事由
- ③ 事故の有無
- ④ 派遣人員及び従事作業内容

⑤ その他必要な事項

(5) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。

ただし、活動する地域が2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村と協議して負担割合を定める。

- ① 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金等（災害派遣に関わる事項に限る。）
- ② 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設の借上料、電気料及び水道料
- ③ 宿泊施設での汚物の処理料金
- ④ 活動のため現地で調達した資器材等の費用
- ⑤ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- ⑥ その他必要な経費については、事前に協議しておく。
なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議する。

第8節 災害救助法の適用等

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害救助法の適用	本部班					
第2項 被害状況の調査	調査班、建築班					
第3項 被害の認定	調査班、建築班					
第4項 り災証明書の発行・被災者台帳の作成	本部班、各総合支所 総括・総務班、各消防署班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編（様式集）

- ・資料7-1 被害認定の基準
- ・資料7-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償（早見表）
- ・資料7-3 災害救助法による帳簿書式（1～40）
- ・様式-22 市様式第13号 り災証明書
- ・様式-23 市様式第14号 被災届出証明申請書

第1項 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

災害の程度が次の基準に該当する場合は、救助法及び救助法施行令（昭和22年政令225号）等の定めにより、速やかに所定の手続きを行う。

《 災害救助法の適用基準 》

指標となる被害項目		本市における 滅失世帯数	該当条項
1	市内の住家が滅失した世帯の数	市100世帯以上	第1項第1号
2	県内の住家が滅失した世帯の数、 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県1,500世帯以上 かつ市50世帯以上	第1項第2号
3	県内の住家が滅失した世帯の数、 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県7,000世帯以上 かつ市多数	第1項第3号
4	災害が隔絶した地域で発生したものである等、 被災者の救護が著しく困難である場合	※ 多数	
5	多数の者が生命、または身体に危害を受けまたは 受けるおそれが生じた場合		第1項第4号

注) ※の場合は県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。
また、世帯数は国勢調査またはこれに準ずる全国的な調査の結果による。

2 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用手続き

市長（本部班）は、災害による被害の程度が「適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、災害報告要領により、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請する。

その場合、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって申請し、後日、文書により改めて申請する。

- ① 災害の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を申請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

(2) 適用申請の特例

市長（本部班）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指揮を受ける。

この報告は、確認集計のうえ直ちに内閣総理大臣に提供され、災害救助費、国庫負担金の概算交付、救助用物資及び義援金品の配分の基礎となるほか、関係各省庁の諸対策の基礎となる極めて重要な情報であるので、十分な精査を行う。

(3) 報告の種類と内容

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施するが、一部の救助は、災害救助法施行細則第2条の2により、あらかじめ市長に委任されている。

しかし、状況により知事が救助を実施することを妨げるものではなく、また、委任されている救助以外でも、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、同法第30条により市長に委任される。

救助法が適用された場合の報告内容は、おおむね次のとおりである。

《 報告内容 》

救助の種類	報告事項
ア 避難所の供与※	ア 箇所数、収容人員
イ 応急仮設住宅の供与	イ 設置（希望）戸数
ウ 炊出しその他による食品の給与※	ウ 箇所数、給食数、給食人員
エ 飲料水の供給	エ 対象人員
オ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	オ 主なる品目別給与点数及び給与世帯数
カ 医療及び助産	カ 班数、医療機関数、患者数、分娩者数
キ 被災者の救出※	キ 救出人員、行方不明者数
ク 被災した住宅の応急修理	ク 対象世帯数
ケ 学用品の給与※	ケ 小・中学校別対象者数及び給与点数
コ 埋葬※	コ 埋葬数
サ 死体の搜索及び処理※	サ 死体処理数
シ 障害物の除去※	シ 対象世帯数

注）※は災害救助法施行細則第2条の2により、あらかじめ市長に委任されている救助。

3 実費弁償の基準

（1）災害救助法による実費弁償の基準

救助法による救助の程度、方法並びに期間の基準は、救助法施行令に定めるとおりであるが、やむを得ない特別の事情のある場合、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て、救助の期間を延長することができる。

（2）委任を受けた応急救助費の繰替支払

市においては、委任を受けた応急救助費の繰替支払が行われる。

第2項 被害状況の調査

1 被害状況の調査

(1) 実施者

「調査班」と「建築班」は協同して、救助法の適用のための調査を行う。

公共施設等に関する被害調査は、所管の部署が行う。

【同章 第17節 第1項「公共施設等の応急復旧」参照】

(2) 調査の目的

被害調査は、災害による「被害の認定」を目的とする。

(3) 調査の対象

被害状況の調査の対象は、災害により被害を受けた民間の住家及び非住家の建物とする。

(4) 調査体制

公正な調査とするため、「調査班」は2名以上で構成することとし、建築に関する専門知識を持った者を含む。

調査員が不足する場合は、県や他市町村、または専門的な知識を有する組織等に応援を要請する。

(5) 実施における留意事項

被害認定は、様々な被災者への支援の有無を決める重要なものであることを十分に理解し、公正な判定ができるよう丁寧な調査を行う。

2 調査要領

(1) 第1次判定の実施

- ① 災害発生直後に、被害の概況を把握するために実施する。
- ② 調査の体制に、特に建築の専門的な知識を必要としない。
- ③ 一目で判定できる倒壊家屋だけを「全壊」とし、被害の全体像を把握する。
- ④ 浸水被害の場合は、床上浸水かどうかを絞って、被害の全体像を把握する。

(2) 第2次判定の実施

- ① 災害発生後おおむね1か月以内に実施する。
- ② 第1次判定で全壊と判定されなかった物件について行う。
- ③ 建築の専門的な知識を有する者を含む体制により、詳細な調査を行う。
- ④ 概観の目視により、建物の傾斜の程度や部位別の損傷状況を調査し、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損傷」を判定する。

- ⑤ 浸水被害の場合は、床上浸水のあった住家、及び第1次判定の結果に対して再調査の申し出があった住家を対象とし、建物の外側と内側から詳細に調査を行う。
- ⑥ 浸水被害の場合は、建物自体に物理的被害がなくても、内装や設備に大きな被害を受けている場合があるので注意する。

(3) 第3次判定

- ① 第2次判定の結果に対して再調査の申し出があった場合に実施する。
- ② 外観調査に加えて内部の立入調査を行い、壁や天井のほか、台所、トイレ、浴槽等の設備についても被害の程度を調査する。

3 り災台帳の作成

被害調査の結果は、次のことに留意して台帳に整理する。

- ① 固定資産の課税台帳や住民基本台帳と照合して正確に記録する。
- ② 建物の所有者と居住者との関係を明記する。
- ③ 被災者支援対策を担当する部署と連携して、必要事項を整理する。

4 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3か月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。

「本部班」、「各総合支所総括・総務班」は、再調査の申し出のあった家屋に対し、迅速に「調査班」による再調査を実施し、認定結果を被災者に連絡すると共に、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、認定の困難なものについては、必要に応じて「認定委員会」を設置し、意見を聞いて市長が判定する。

第3項 被害の認定

1 被害の認定

(1) 実施者

被害の認定は、第1次調査の判定は「調査班」に、第2次調査及び第3次調査による判定は「建築班」が行う。

(2) 住家・世帯の定義

- ① 「住家」とは、人が起居できる設備のある建物で、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかは問わない。

（解釈）必ずしも一戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場または便所が別棟であったり、離家が別棟である場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して一戸とする。

なお、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家に入れるべきである。

②「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

（解釈）同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。

2 被害の認定基準

被害程度の判断は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日総審第115号）で統一された「被害の認定基準」のほか、次の通知等に基づいて実施する。

- 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）
- 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月改定）
- 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」
（平成16年4月1日付府政防第361号）
- 「浸水等による住宅被害の認定について」（平成16年10月28日付府政防第842号）

第4項 り災証明書の発行・被災者台帳の作成

り災証明書は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や市税の減免等を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、基本法第90条の2に基づく事務として、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明する。

1 り災証明

（1）実施者

り災証明書は、証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に対して、被害認定の結果に基づき、「本部班」及び「各総合支所総括・総務班」並びに「各消防署班」で発行事務を行う。

（2）証明の対象

り災証明書は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次に示す項目の証明を行う。

- ① 全壊、大規模半壊、半壊、一部破損

② 火災による全焼、半焼、部分焼、水損

(3) り災証明書の発行事務

り災証明書の発行を担当する窓口を設置し、混雑が予測される場合は、窓口の分散や郵便による発行を検討する等、迅速な対応を図る。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

住民からの請求に調査が間に合わない場合、又は、住家被害以外で把握のできていない被害、調査の範囲から外れているものの被害等については、被災者からの申告に基づき、被災の届け出があったことを証明する「被災届出証明」を発行する。

なお、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう平常時より被災家屋の調査担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結を計画的に進める等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制を確立する。

(4) り災証明に関する広報

り災証明書の発行、及び再調査の受付を円滑に行うため、相談窓口を設置すると共に広報紙等により被災者への周知を図る。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的な実施に努める。

また、大規模災害における被災者台帳の作成・管理、り災証明発行等の被災者支援業務の円滑な実施のため、支援システムの導入についても検討を進めるものとする。

第9節 避難収容対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 避難情報の伝達	本部班					
第2項 避難誘導	避難収容班、福祉こども・救護班、消防団、各総合支所総括・総務班					
第3項 避難所の開設	避難収容班、福祉こども・救護班、保健・救護班、環境政策班、各総合支所生活福祉班					
第4項 要配慮者を考慮した避難対策	避難収容班、福祉こども・救護班、保健・救護班、各総合支所生活福祉班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆避難所開設・運営マニュアル

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-13 指定避難所位置図
- ・資料 2-33, 46 災害時における避難所等の協力に関する協定書
- ・様式-14 市様式第5号 避難広場及び避難所の開設状況等の報告
- ・様式-15 市様式第6号の1 収容避難者名簿
- ・様式-15 市様式第6号の2 収容避難者集計
- ・様式-15 市様式第6号の3 避難者カード

第1項 避難情報の伝達

1 高齢者等避難

市長（本部班）は、災害が発生するおそれがある場合において、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に避難開始を求めるとともに、その他の者に対し避難のための準備を促すため、「高齢者等避難」を発令する。（基本法第56条第2項）

高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

2 避難指示

市長（本部班）は、災害が発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体を災害から保護するため、必要と認める地域の居住者等に対し避難のための立ち退きを促す「避難指示」を発令する。（基本法第60条第1項）

なお、夜間や早朝であっても避難指示は躊躇なく発令する。

また、住民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する場合があることを周知しておく。

3 緊急安全確保

市長（本部班）は、災害が発生又は切迫している状況において、避難所等へ立退き避難することがかえって危険であるような危険な場所にいる居住者に対し、命を守るための最善の行動を促す「緊急安全確保」を発令する。（基本法第60条第3項）

なお、夜間や早朝であっても緊急安全確保は躊躇なく発令する。

4 屋内での待避等の安全確保措置

市長（本部班）は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置※を指示する。（基本法第60条第3項）

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接の堅牢な建物の2階等に避難することもある。

5 避難の指示等への助言

市長は、避難の指示等の判断に際し、必要に応じて、国、県に対して助言を求めることができ、国、県は、求めに応じて必要な助言をし、避難指示等の発令のための支援を行う。なお、助言を求める場合に必要な、双方の連絡先の共有、連絡窓口の取り決めを徹底する。

さらに市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

6 市長以外の者による避難のための措置

基本法第60条第1項以外の規定又は法令によって、市長以外の者が行う避難のための立ち退きの指示、または講じる措置については、次のとおりである。

なお、市長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき、市長及び関係機関に通知するものとする。

《 市長以外の者による避難指示等 》

種 別	実施権者	要 件	準拠法
避難指示 緊急安全確保	知事	災害の発生により、市長が実施できなくなったとき。	基本法 第60条第6項
避難指示 緊急安全確保	警察官 海上保安官	市長が実施できないとき、又は市長から要求があったとき。	基本法 第61条第1項
避難指示	県知事 県知事の命を受けた吏員	地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法 第25条
避難指示	県知事 県知事の命を受けた吏員又は水防管理者	洪水により著しく危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
避難の措置	警察官	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある天災事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で、特に急を要する場合。	警察官職務執行法 第4条
避難の措置	自衛官	自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り警察官職務執行法第4条による避難等の措置をとる。	自衛隊法第94条

※ただし、災害の状況により実施権者の指示により難しい場合は、その災害現場にいる上席の吏員（1人の場合はその者）が人命を最優先に実施する。

7 避難情報の基準

（1）避難情報の発令

避難情報の発令の要件となる事項及び避難の目安となる各種情報を総合的に判断し、次に示すことを勘案して発令する。

なお、避難情報の発令対象となる地域は、可能な限り範囲を限定し発表するよう努める。

- ① 予測する災害の種類
- ② 避難に要する時間
- ③ 避難を行う時間帯
- ④ 避難路における危険性
- ⑤ 避難行動要支援者への配慮

（2）発令の基準

避難情報の発令基準は、以下のとおりとする。

《避難情報の発令基準》

区分 及び 警戒レベル	基 準
高齢者等 避難 警戒レベル 3	・【洪水予報河川（大淀川、大淀川と沖水川・庄内川との合流部）】避難判断水位に未到達であっても氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、または、避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。ただし、夜間に高齢者等避難を発令するおそれがあるときは、氾濫注意水位に係わらず、日没前に発令するものとする。 ・【水位周知河川（沖水川、高崎川、東岳川、丸谷川、萩原川）】水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき。ただし、夜間に高齢者等避難を発令するおそれがあるときは、氾濫注意水位に係わらず、日没前に発令するものとする。 ・【その他河川】洪水キキクルで「警戒（赤）」になったとき。 ・レベル3大雨警報（浸水害）が発表され、かつ、浸水キキクルで「警戒（赤）」になったとき。 ・水害リスクラインで「避難判断水位の超過に相当（赤）」になったとき。 ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。 ・レベル3土砂災害警報が発表され、かつ、土砂キキクルで「警戒（赤）」になったとき、又は、近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量に変化したとき等）が発見されたとき。 ・火山の噴火警戒レベルが「4」で、居住地に重大な被害を及ぼす噴火の発生が高まっているとき。 ・その他の場合で必要と認められるとき。
避難指示 警戒レベル 4	・【洪水予報河川（大淀川、大淀川と沖水川・庄内川との合流部）】氾濫危険水位に未到達であっても急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、または、氾濫危険水位に達し、「大淀川上流部 レベル4 氾濫危険警報」が発令されたとき。 ・【水位周知河川（沖水川、高崎川、東岳川、丸谷川、萩原川）】「避難判断水位」に達し、さらに上昇するおそれがあるとき、又は、設置した観測点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 ・【その他河川】洪水キキクルで「危険（紫）」になったとき。 ・水害リスクラインで「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になったとき。 ・中岳ダム、木之川内ダム及び天神ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の連絡があったとき。 ・河川堤防の決壊等の兆候により、危険であると認められるとき。 ・レベル3土砂災害警報が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」になったとき。 ・レベル3土砂災害警報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ・レベル4土砂災害危険警報が発表されたとき。 ・地すべり、山崩れ等の兆候が見られ、危険であると認められるとき。 ・火山の噴火警戒レベルが「5」で、居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫しているとき。 ・国土交通省宮崎河川国道事務所又は都城土木事務所から、ホットラインによる助言があったとき。 ・人命に関わる危険が切迫して、緊急に避難を要すると認められるとき。

区分 及び 警戒レベル	基 準
緊急安全 確保 警戒レベル 5	・水害リスクラインで「氾濫している可能性（黒）」になったとき。 ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合で、住民に危険が及ぶと予測されるとき。 ・堤防の決壊や越水が発生した場合（指定河川洪水予報で「大淀川上流部レベル5 氾濫特別警報／レベル5 氾濫発生情報」が発表されたとき）、又は水防団からの報告等により把握できたとき。 ・レベル5 土砂災害特別警報が発表されたとき。 ・国土交通省宮崎河川国道事務所又は都城土木事務所から、ホットラインによる助言があったとき。 ・火山の噴火警戒レベルが「5」で、避難指示に関わらず滞在者がいるとき。 ・災害の発生が確認され、緊急に避難を要すると認められるとき。 ・レベル5 大雨特別警報が発表されたとき。
特記事項	○避難は、自宅等から避難所や安全な場所へ移動する「立ち退き避難」を基本とする。 ○安全な場所等への「立ち退き避難」が困難なときは、自主的判断により上階への移動等による「屋内安全確保」とし、更に危険度が高まったときには、より相対的に安全である場所への移動等による「緊急安全確保」とする。 ○警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 ○避難情報が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇（ちゅうちょ）なく自主的に避難することを基本とする。 ○台風等の接近に伴い暴風警報等が発表されている、又は発表されるおそれがあるときは、上記に係わらず避難行動が困難になる前に発令を行う。 ○気象庁より「特別警報」が発表された場合には、速やかに避難を完了させる等、直ちに命を守る行動をとる必要がある事態である。 ○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、避難指示を行う。

（3）避難の目安となる情報

避難のための目安となる各種情報は次に示すとおりである。

- ① 水防警報、気象警報、土砂災害警戒情報、火山の噴火警報等の発表状況
- ② 気象情報（気象衛星画像、解析雨量・降水短時間予測、レーダー・降水ナウキャスト等）
- ③ 雨量・河川水位観測情報
- ④ 土砂災害発生予測情報

《 避難の目安となる河川の水位 》

河川名	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	所 在 地
避難の目安		—	高齢者等 避難	高齢者等 避難	避難指示	
大淀川	岳下	3.20m	3.70m	4.10m	4.80m	都島町
	乙房	4.50m	5.00m	—	—	乙房町
	樋渡	5.40m	6.00m	8.30m	9.20m	高崎町縄瀬
萩原川	栄源寺橋	0.20m	1.70m	1.70m	2.50m	下長飯町
沖水川	沖水橋	2.50m	3.20m	4.10m	4.40m	吉尾町
丸谷川	向洲橋	2.20m	3.30m	3.30m	3.60m	山田町中霧島
東岳川	大井手橋	2.00m	2.30m	2.30m	2.50m	高城町大井手
高崎川	高崎橋	0.10m	0.90m	0.90m	1.20m	高崎町大牟田

8 浸水想定区域における避難に関する措置

- ① 氾濫が想定されている河川については、氾濫注意報又は警報等に基づき、関係機関と緊密な連携を図りながら、時機を失することなく避難情報の発令を行う。
- ② 区域内にある要配慮者利用施設については、高齢者等避難のほか、氾濫警報等についても、所定の連絡手段に従って確実に伝達し、円滑な避難を促すよう努める。
- ③ 堅牢な建物で予想浸水深よりも高い階層のある建物に居住している場合で、避難が困難となった場合は、早い段階で高い階層への避難を促す。

9 警戒区域

(1) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体への危険を防止するため、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に立ち入りを制限し、又は退去を命ずることができる。

(基本法第63条第1項)

警戒区域の設定は、現場において実際に明示によって行う行為であり、口頭によるものではない。

(2) 市長以外の者による警戒区域の設定

基本法第63条第1項以外の規定または法令によって、市長以外の者が行う警戒区域の設定については、次のとおりである。

《 市長以外の者による警戒区域の設定 》

実施権者	要 件	制限の対象	準拠法
知事	災害の発生により、市長が実施できなくなったとき	災害応急対策に従事する以外の者	基本法 第73条第1項
警察官 海上保安官	市長若しくは市長の委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき		基本法 第63条第2項
災害派遣による自衛官	市長、警察官、海上保安官が現場にいないとき		基本法 第63条第3項
水防団長 水防団員 消防機関に属する員	水防上、緊急の必要がある場合	水防関係者以外の者	水防法 第21条第1項
警察官			水防法 第21条第2項
消防吏員 消防団員	災害時において、消防上、緊急の必要がある場合	消防法施行規則第48条に定める者以外の者	消防法第36条第8項において準用する 同法第28条第1項
警察官			消防法 第28条第2項

(3) 設定後における措置

市長は、ロープ等によって、現場にこれを明示しなければならない。

また、市長、警察官は協力して、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

10 避難情報の伝達

市長（本部班）は、次に示す内容を明らかにして、避難情報の発令を行う。

(1) 伝達の内容

- ① 発令者
- ② 警戒レベル（警戒レベルは風水害または土砂災害時のみ）
- ③ 避難情報の別
- ④ 避難対象地区
- ⑤ 避難情報発令の理由（差し迫っている具体的な危険予想）
- ⑥ 住民のとるべき行動
- ⑦ 開設している避難所
- ⑧ その他、必要と思われる注意事項
 - ア 出火防止の措置（ガスの元栓、配電盤の遮断等）を講ずること
 - イ 会社や工場等は、浸水その他の被害による油の流出防止、発火しやすい物質、電

- イ 気、ガス等の保安措置を講ずること
- ウ 携帯品を必要最小限とし、秩序を乱すことのないよう注意すること
- エ 必要に応じ防寒衣、雨具等を携帯すること

(2) 伝達の方法

住民への避難情報の伝達は、【同章 第5節 第2項「広報要領」】に基づき行う。

なお、市長（本部班）は、自ら避難情報の発令を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、速やかに知事に報告するとともに、関係機関に対しても連絡を行う。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(3) 住民への周知徹底

市長（本部班）は、避難情報の発令を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- ① テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター等のSNS（ソーシャルネットワークシステム）、広報車・消防団による広報、電話・ファクシミリ・登録制メール、消防団・警察・自主防災組織・自治公民館、近隣住民等による直接的な声かけ等により、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に周知徹底する。
- ② 報道機関等への放送要請等により、住民に広報する。なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難情報の発令に関する情報をトップページに掲載する等、情報提供の協力を求めることができる。

1.1 広域的避難の支援

大規模災害等においては、被災者は他市町村への避難が必要となる場合もあるが、このような広域的避難においては、特に、女性と子どもによる避難（以下「母子避難」という。）が多くなることが予想される。

このため、本部班は、母子避難の状況及びニーズを把握し、情報の伝達手段の確保と情報の周知、避難先市町村との連携等により、避難先で必要となる生活支援としての一時金の支給、子どもへの教育・保育の提供、就職支援、広域避難者同士の交流の場の確保等、必要な支援の提供に努める。

第2項 避難誘導

1 避難誘導の実施

(1) 実施者

避難誘導は、地域の実情に精通している消防団員や自主防災組織、警察官、消防職員等が連携して行う。

なお、避難の順位は次のとおりとする。

- ① 高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、障がい者等の要配慮者
- ② 防災に従事する者以外の者

(2) 避難誘導の要領

避難誘導は、災害の規模・状況に応じて、次の要領により安全かつ迅速に行う。

- ① 災害時の避難は、徒歩を原則とする。
- ② 避難行動要支援者で移動が難しい場合、地域の事情から避難先が遠いなどの場合は、車両による避難を行う。
- ③ 道路の寸断等により孤立した集落の避難においては、ヘリコプターの利用も考慮する。
- ④ 避難路の安全性については、できる限り事前に情報を入手して確認し、危険箇所等については、避難者に周知する。
- ⑤ 集団避難を行う場合、誘導をする者は、人員の点検を適宜行い、避難中の事故防止を図る。
- ⑥ 避難情報の発令や警戒区域の設定を行った場合は、対象区域内の住民が避難を完了しているか、残留している人がいないかを確認する。
確認の方法は、消防団員等が対象地域内の各戸に声を掛けながら巡回する。

2 避難状況の報告

「本部班」は、「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」からの情報を基に避難状況を把握し、県へ報告する。

① 避難の経過に関する報告

(危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。)

- ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
- イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置
- ウ 市等に対する要請事項

② 避難の完了に関する報告（避難完了後、速やかに行う。）

- ア 避難所名

- イ 避難者数・避難世帯数
- ウ 必要な救助・保護の内容
- エ 市等に対する要請事項

第3項 避難所の開設

市長（本部班）は、災害の種類に関わらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整える。

避難所収容の対象者は、以下に示すとおりである。

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ② 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む。）
- ③ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
 - ア 避難情報により避難の対象となった者
 - イ 避難の対象となっていないが、緊急に避難する必要のある者

1 避難所の開設

（1）実施者

「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」は、開設した避難所との連絡、避難所の状況把握及び要員の補充・応援等のとりまとめを行う。

（2）開設の基準

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の避難に先行して避難所を開設する。
- ② 避難情報を発令する場合、該当地域の避難所を開設する。
- ③ 台風等市内全域で警戒が必要な場合、一次避難所（第一開設避難所）を開設する。
- ④ 災害の発生場所、避難の状況、施設の被害状況等を総合的に判断して、必要に応じて二次避難所（第二開設避難所、予備避難所）を開設する。
- ⑤ 救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。
ただし、期間を延長する必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を必要とするため、県と協議する。
- ⑥ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（3）臨時の避難施設

指定されている避難所だけの収容能力で不足する場合、又は避難所となっている建物自体が被災し使用できない場合等は、被災地以外の地域にあるものを含め、安全な

他の施設を臨時の避難施設として利用する等、多様な避難場所の確保に努める。

また、県を介して自衛隊に応援を要請し、屋外へのテント設置も検討する。

避難所を変更した場合は、速やかに広報を行い、住民への周知を図る。

(4) 開設前の準備

避難所の開設に当たっては、施設管理者と協力して、建物の安全確認を行う。

その結果、危険と判断された場合は、立ち入り禁止の措置を講じる。

また、避難所周辺の安全性についても確認する。

(5) 避難所開設の広報

「秘書広報班」は、避難所を開設した場合、速やかにその内容を広報する。

【同章 第5節 第2項「広報要領」参照】

(6) 県への報告及び要請

「本部班」は、避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告する。

報告事項は、以下のとおりである。

- ① 避難所の開設の日時及び場所
- ② 開設数及び収容人員
- ③ 開設見込み期間
- ④ 全国共通避難所・避難場所ID（内閣府から当該指定避難所に付与されたID）

また、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合等、避難所の開設営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請する。

(7) 避難所への市職員等の配置

市が指定した避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため、市職員等を配置する。

また、必要に応じて、外国人避難者を支援する通訳者（通訳ボランティア等）の派遣を行う。

(8) 避難所における救護等

避難所に配置された市職員又は警察官は、自主防災組織、自治公民館等の協力を得て、次の事項を実施する。

- ① 火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達
- ② 避難した者の掌握
- ③ 必要な応急の救護
- ④ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容

2 避難者の受け入れ

(1) 避難者名簿の作成

各避難所の要員は、避難者の受け入れに際して、世帯毎に「避難者カード」への記入、もしくは「避難所管理システム」での受付を行い、入力された情報を基に「収容避難者名簿」を作成する。

(2) 避難者の被災状況の把握

避難者カード及び避難所管理システム、収容避難者名簿の内容は次の事項とする。

- ① 世帯主の氏名、住所、年齢、性別、電話番号
- ② 世帯員（家族）の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ③ 世帯に含む要配慮者の人数、状況（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- ④ 親族の連絡先
- ⑤ 住家被害の状況
- ⑥ 離散家族の有無
- ⑦ 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- ⑧ 外部からの問い合わせに対する情報公開についての可否
- ⑨ アレルギーや持病等

(3) 記入依頼の方法

避難者カードへの記入又は避難所管理システムでの受付は、次に示す方法で依頼する。受付を依頼するときは、その内容が安否確認や避難所での生活支援、生活再建のための基礎資料となる重要なものであることへの理解を求める。

- ① 避難所に「受付窓口」を設置し、備え置いたカードに記入してもらう。
- ② 避難者の受け入れ時に、避難者カードを配布し、記入のうえ受付窓口に提出してもらう。
- ③ 避難所管理システムを利用し、聞き取りや、マイナンバーカード等の身分証、事前登録した二次元コードを読み込み受付。

(4) 避難状況の集計

- ① 各避難所要員は、避難者カードを基に作成された収容避難者名簿の内容を「避難収容班」に報告する。
- ② 「避難収容班」は、各避難所から報告された内容を集計して、「本部班」に伝達する。
- ③ 「避難収容班」は、その情報を分析し、応急対策に必要な情報を整理して「本部班」に報告するとともに、必要に応じて本部会議で協議するなどして、各対策班に伝達する。
- ④ 「本部班」は、避難状況について、県へ報告する。

3 生活環境の整備等

関係各班は、避難者の身体的及び精神的負担を軽減するため、次に示す事項等に留意して生活環境の整備に努める。

- ① 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にテレビ、ラジオ、ファクシミリ等の情報機器を設置する。
- ② その他、避難者のプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、パーティションや簡易ベッドの設置、入浴及び洗濯の機会の確保等、環境の改善を検討する。
- ③ 安心・安全な避難所での生活の確保を図るため、警察及び消防団と連携しながら被災地域の巡回パトロール等を実施する。

なお、避難所の治安または防犯等の観点から、やむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も検討する。

避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、以下についても留意する。

- ④ 西日本電信電話株式会社に対して、被災地特設公衆電話の設置を要請する。
- ⑤ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティ等に配慮した生活環境が整備されるよう、女性専用のスペースの設置や安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
 - ア 授乳室や男女別のトイレ、男女共同のユニバーサルトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置
 - イ 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性用スペースや女性トイレに常備しておく等配布方法を工夫
 - ウ 仮設トイレを設置する場合は、男女に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多くする
 - エ 女性や子どもに対する性暴力・DV等を予防するため、DVについての注意喚起のポスターの掲載、男女のトイレは離れた場所に設置、トイレ・更衣室・入浴設備等は、昼夜を問わず安心して使用できる場所の選定と照明の増設等の配慮を行う
 - オ 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター、警察、医療機関及び女性支援団体等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努める
 - カ 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮する
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえたレイアウト等の必要な措置を講じるとともに、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、栄養バランスのとれた適温の食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

(設備、備品の例示)

- ・畳、マット、カーペット
- ・間仕切り用パーティション
- ・冷暖房機器
- ・仮設風呂・シャワー
- ・洗濯機・乾燥機
- ・簡易トイレ、仮設トイレ
- ・調理器具
- ・その他必要な設備・備品

- ⑦ 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努める。
- ⑧ 必要に応じて、宗教や信条に配慮したスペースの提供に努める

4 避難所での応急救護

「福祉こども・救護班」及び「保健・救護班」は、開設した避難所において避難者の容体に異常が生じた場合、「避難所要員」からの連絡に即応できるよう待機するとともに、医療機関との連絡体制を整える。

5 避難所の運営

避難所の開設期間が長期化する場合には、避難者による自主運営体制を確立し避難所の運営を図る。

なお、詳細は「都城市避難所開設・運営マニュアル」を参照。

(1) 自主運営体制の確立

避難所の運営は、避難者を中心として、施設管理者やボランティア等とも連携した避難所運営組織によるものとする。

「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」は、早い時期から避難者が相互に助け合う自主運営体制が確立できるよう、その立ち上げを支援する。その際は、避難所運営委員会、避難所担当職員及びボランティア等との役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮するものとする。

(2) 運営の内容

① ルールの設定

避難所を運営する上で定めるべき事項（ルール）は、できる限り、避難者による話し合いで決めるようにする。

避難者による自主的な生活ルールが、女性、子ども、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたものとなるよう努める。特に、女性向け物資の配布は女性が担当する等の配慮を行う。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃等）が片方の性に偏る等、性別や年齢等により役割を固定化することがないように、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮する。

《 避難所生活でルールとして定める事項の例 》

時間・当番等に関すること	スペースの確保に関すること
・ 食事の時間 ・ 起床及び消灯の時間 ・ 食事の当番 ・ 掃除の当番 ・ 食料、飲料水、物資等の配分方法	・ 更衣室 ・ 授乳室 ・ ペット置き場 ・ 喫煙スペース ・ 援助物資搬入のための駐車スペース

② 避難所要員の任務

避難所に配送される膨大な量の食料や物資の受け入れ、保管、配分等については、避難者のみの対応では困難であると予測できることから、避難所要員、避難所運営組織、災害ボランティアが連携して行う。

避難所要員は、避難所の状況や避難者の健康状態等に気を配り、トラブルの発生や傷病人が発生した場合等、随時、「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」を通じて「本部班」に報告する。

（３）避難所以外の被災者への支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

6 避難者、在宅被災者の把握

（１）避難者の状況把握

「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」は、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況を登録する窓口を設置し、次の事項を把握する。

なお、県への報告は、「本部班」による。

① 登録事項

- ア 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- イ 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ウ 親族の連絡先
- エ 住家被害の状況や人的被害の状況
- オ 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- カ 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- キ 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否

ク その他、必要とする項目

② 登録結果の活用等

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう、当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

③ 県への報告

「本部班」は、災害救助法が適用となった場合は、「避難収容班」からの情報に基づき、必要な項目を県の担当課に報告する。

(2) 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、自治公民館長や民生・児童委員、NPOやボランティアと連携して、各避難所において登録を行うよう広報し、状況を把握する。

特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

7 避難生活環境の確保

(1) 衛生環境の維持

市は、避難者、特に要配慮者等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資、及び清潔保持に必要な石けん・うがい薬等の提供、簡易トイレ、マンホールトイレ、トイレカーなどのより快適なトイレの設置に配慮するとともに仮設トイレの早期設置に努め、必要な消毒及びし尿処理を行う。

また、必要に応じて、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行うが、提供が困難な場合は、県に対して、入浴温水シャワー設備を所有する事業者、自衛隊、ゴルフ場及び公衆浴場の管理者等への協力の依頼を要請する。

また、「環境政策班」は、愛護動物については、避難所周辺のスペース等を利用して飼育場所を設置し、衛生環境の保全に努めるとともに、県、獣医師会及び動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

「保健・救護班」は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等、具体的な衛生教育を行う。

（３）被災者の健康状態の把握

「保健・救護班」は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

巡回相談で把握した問題等については、健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

また、継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

なお、個別的に継続援助が必要な者については、健康管理票及びリストを作成するとともに、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・医療機関等と連携を図り入院を勧奨する。

さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行うよう努める。

（４）被災者の精神状態の把握

「福祉こども・救護班」及び「保健・救護班」は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

また、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら、幼児や児童の保育を行うよう努める。

（５）被災者のニーズの把握

「避難収容班」及び「福祉こども・救護班」及び「保健・救護班」は、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、被災者のニーズを集約する。

なお、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

8 避難所の縮小・統廃合

市長（本部班）は、ライフラインの復旧や仮設住宅の建設により、避難者の数が減少してきたときは、避難所生活を続けざるを得ない者に配慮しながら、できる限り早めに避難所の縮小又は統廃合を行う。

第4項 避難行動要支援者を考慮した避難対策

関係各班は、要配慮者については、避難支援プランに基づき、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治公民館、消防団、社会福祉協議会、福祉事業者、医療機関等と連携して、全般的な避難支援を行う。

1 情報伝達における留意事項

(1) 早期の伝達

避難に関する情報は、本人への伝達だけでなく、家族や支援者にも迅速に伝達する必要がある。

(2) 要配慮者利用施設への連絡

【第2章 第12節 第5項「円滑かつ迅速な避難の確保」】に準じて迅速に行う。

2 避難支援における留意事項

「避難収容班」及び「各総合支所生活福祉班」は「福祉こども・救護班」及び「保健・救護班」等と連携して避難行動要支援者の状況を把握し、避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織、自治公民館、消防団等の協力を受け、速やかに避難誘導等を行う。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報を提供でき、この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しないことに留意する。

(1) 視覚障がい者への支援

避難をする際は、必ず支援者が付き添い避難を誘導する。

(2) 寝たきり高齢者、肢体不自由者、難病患者への支援

避難においては、車いすやストレッチャー、又は毛布等で作った応急担架等の移動用具が必要な場合があり、基本的に車両による移送を行う。

(3) 認知症高齢者、知的・精神障がい者への対応

避難をする際は、必ず障がいの特性を理解する者が付き添い、決してひとりにさせないように配慮し、努めて冷静に接して安心させる必要がある。

3 避難所の運営における留意事項

(1) 救援物資の供給に関する配慮

食料や救援物資等の配布について、要配慮者に対しても平等に配分がなされるよう配慮する。

(2) 情報提供での配慮

要配慮者に対する情報提供については、聴覚障がい者に配慮し、文字による掲示も

同時に行うほか、手話通訳者等の配置も検討する。外国人に対しても、外国語による表示や通訳者（通訳ボランティア等）の配置に配慮する。

（３）食事への配慮

要配慮者の個々の特性に応じた食事を提供できるよう努める。

- ① 乳幼児には、粉ミルクや離乳食の提供
- ② 高齢者等には、やわらかい食事
- ③ 内部障がい者には、病態に応じた食事
- ④ アレルギー患者には、アルファ化米（無調味料）が比較的適合しやすい

（４）専用相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

（５）その他生活支援

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努める。

- ① 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たる。
- ② 障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行う。
- ③ 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。
- ④ 必要に応じて、福祉避難所への移行を図る。
- ⑤ 福祉避難所においては、次の事項にも留意する。
 - ア 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮する。
 - イ 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。
 - ウ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行う。

4 医療サービス等の実施

「保健・救護班」は、各避難所について、医師による巡回診療、及び保健師や栄養士等の巡回による健康相談を要配慮者に対して重点的に実施し、疾病の予防に努める。

内部障がい者については、日常的に医療を受ける必要があるため、市は、医療機関と連携し、医療施設及び医療用品の確保に努める。

また、専門医療が必要となる人工透析患者等への対応については、都城市北諸県郡医師会が県の災害医療コーディネーターと連携し、病院や各専門医会等関係機関と協力して行う。

【同章 第11節 第2項「7 個別疾病対策」を参照】

5 医療機関等との連携

「保健・救護班」は、災害時においても、迅速かつ継続的に医療や相談に応じる支援体制を確保するため、医療機関や保健所、事業所等との連絡を密にして、必要に応じて、医薬品や人的支援の速やかな供給を行う。

特に難病患者については、医療行為を受けられなくなると生命に関わる場合があるため、常時使用する医療機器や機器に必要な電気、酸素ポンプの確保に努めるほか、医療機関との連絡方法や病院への搬送手段について確認しておく。

6 安否確認

「福祉子ども・救護班」は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等を利用し、地域の実情に詳しい自主防災組織、自治公民館、消防団等の協力を得て、速やかに安否確認を行う。

7 外国人に対する安全確保対策

「外国人救護班」及び「福祉子ども・救護班」は、外国人避難者を支援するため、次の安全確保対策を行う。

（１）外国人の避難誘導

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線等を活用し、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

（２）安否確認、救助活動

警察、自主防災組織等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

8 要配慮者のニーズの把握

「福祉子ども・救護班」及び「保健・救護班」は、要配慮者のうち、自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居、認知症）、障がい者等のケアニーズの把握については、県、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等による地域ケアシステムチームの巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。

- ① 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ② 病院通院介助
- ③ 話し相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

第10節 救助・救急活動及び消火活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 救助・救急活動	消防署班、消防団、本部班、保健・救護班					
第2項 消火活動	消防本部班、消防署班、消防団					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定

第1項 救助・救急活動

災害現場の様々な場面で必要となる救助・救急活動は、生き埋めや下敷き等の状態から救出した人の生存率が発災後 72 時間を超えると激減することを念頭に置き、万全を期して、他に優先して実施する。

1 実施者

「各消防署班」及び「消防団」は、警察等と協力して、被災現場での救助・救急活動を行う。

（1）被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

（2）災害状況の報告

消防局長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

2 対象者

救助の対象者は、次に示す者であって、災害のために明らかに危険な状態にあり、早急に救い出さなければ生命身体の保護ができない状態にある者、又は生死が判明しない状態にある者である。

この場合、災害が直接的な原因となっていることは要せず、また、その原因が不可

抗力か本人の過失か等も問わない。

- ① 火災の際に火中に取り残されたと認められる場合
- ② 建物倒壊により下敷きになったと認められる場合
- ③ 水害の際に流失、孤立した地点に取り残されたと認められる場合
- ④ 土砂災害により、生き埋めになったと認められる場合

3 救助の期間

救助法に基づき実施できる期間は、災害発生の日から3日以内であるが、状況により活動を継続する。

この場合、救助法上の取扱いとしては、3日を経過した時点で、明らかに生存しているにも関わらず救出できない場合、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

また、3日を経過した時点で、生死不明となっているときは、事務上、死体の捜索に切り替えて実施する。

4 救助・救急の方法

- ① 生命の保全を第一として、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に救助できる方法によって実施する。
- ② 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- ③ 「医療救護班」との連携を保ち、救助後の救急処置及び迅速な医療機関への搬送ができる体制を整える。

【同章 第11節「医療救護活動」参照】

5 協力要請

市長（本部班）は、救出活動に多くの要員が必要な場合は、近隣市町や都道府県、警察、消防等の広域応援、自衛隊の災害派遣等の応援要請を行う。

応援要請については、【同章 第6節「広域的な応援体制」、第7節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」】に準じて行う。

6 現場活動の後方支援

「本部班」及び「保健・救護班」は、現場における各機関の救出活動が円滑に行われるよう、連携と調整を図るために次のことを手配する。

（1）情報の共有

要救助箇所や要救助者の情報等について、救出活動に当たる関係機関と共有するた

めの会議を設置する。

(2) 資機材の調達・確保

救出活動が同時に多数の場所で展開されたことにより、あらかじめ用意された救出用資機材が不足する場合に備え、建設業協会等との協定により、次の資機材を調達、確保する。

- ① 人力による救出に必要なスコップ、バール、チェーンソー、ハンマー等
- ② バックホー等の大型建設機械、及び夜間作業用の照明器具等

(3) 行方不明者等の特定

孤立した住民や行方不明になった者を把握するため、住民基本台帳等を利用して対象者の特定を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では、必要に応じて、応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

なお、搬送先の医療機関が、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、医療救護班、救急隊に対して情報伝達する。

7 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

住民、自主防災組織、事業所等の防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。

- ① 自治公民館や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- ② 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- ③ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
- ④ 自主救助活動が困難な場合は、消防、警察に連絡し早期救助を図る。
- ⑤ 救助活動を行うときは、可能な限り市、消防、警察と連絡をとり、その指導を受ける。

第2項 消火活動

1 消防活動の体制

(1) 情報収集・伝達体制

- ① 119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。
- ② 災害発生後の消防署（団）員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達に努める。
- ③ 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行う。
- ④ 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集に努める。
- ⑤ 消防局長は、災害の状況を市長（場合によっては知事）に報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 消防団員、職員の召集

- ① 火災その他の災害に際し、必要に応じて別に定める「消防計画」に基づき行う。
- ② 消防団員にあつては、消防団長を通じて行う。

(3) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとり、それぞれの防ぎよ計画に基づき鎮圧に当たる。

① 災害対応の優先

同時多発する災害状況下において、人的・社会的被害を最小限とするため、火災の早期発見と、火災初期の現場については一挙鎮圧に総力を挙げる。

② 市街地火災消火の優先

大規模な火災により多数の部隊を要する場合、市街地に面する部分及び市街地への延焼阻止を優先した消火活動を行う。

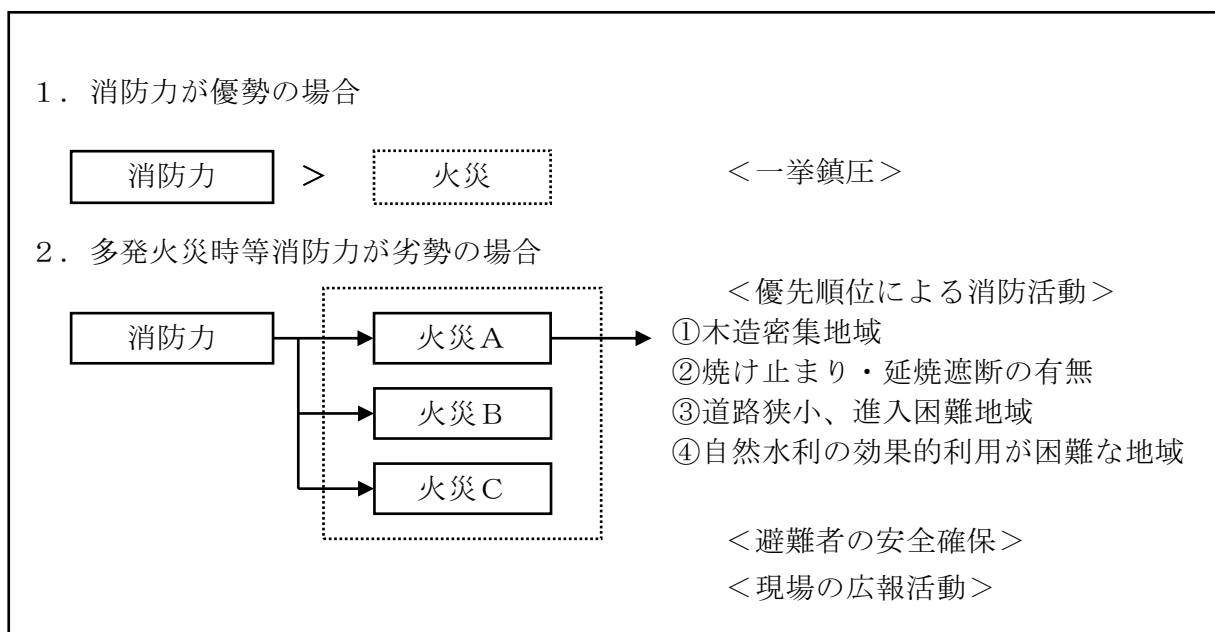
③ 避難場所、避難道路確保の優先

延焼火災の多発、火災が拡大する場合等、火災が消防力を超え、または火災の制圧ができない場合には、人命の安全を最優先し、住民の避難誘導とともに避難場所や避難道路の確保のための活動を優先に行う。

④ 重点防ぎよ地域の優先

危険物施設等の重要対象物等、災害の状況から重点的に防ぎよすべき地域を総合的に判断し、部隊を投入する。

《 同時多発火災時の消防活動 》



(4) 応援派遣要請

市自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないと判断したときは、知事に対し、消防庁長官へ消防組織法第44条第1項に基づく緊急消防援助隊の応援等の要請をする。

なお、応援隊の受け入れは受援計画に基づいて行い、受け入れた際は、早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

(5) 被災地への応援隊の派遣

市長（本部班）は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

特に、近隣県での被害に対しては「緊急消防援助隊宮崎県大隊応援等実施計画」等により直ちに出動できる体制を確保する。

(6) 消防用緊急通行車両の通行の確保

消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行う。なお、当該命令または措置を執った場合には、直ちにその旨を警察署長に通知する。

2 住民等の役割

(1) 住民の役割

① 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクは元栓をそれぞれ閉止する。

② 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水で消火活動を行う。

(2) 事業所・自主防災組織等の役割

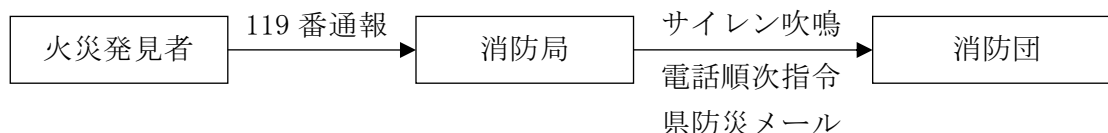
- ① 各家庭・事業所等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。
- ② 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期消火活動に努める。
- ③ 消防隊が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

3 火災連絡系統図

(1) 連絡系統

火災発生 of 広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。

《 火災連絡系統図 》



(2) 消防信号

洪水、火災及びその他の災害に際し、住民への報知と消防機関の出動の迅速を図るため、消防信号を発する。

4 防災対策

(1) 火災に対する警防対策

火災防ぎょ活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場最高指揮者は消防力の全力を挙げて、延焼を防止する体制をとる。

① 人命救助

火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。

現場指揮者は火災現場に到着したら、要救助者の有無を確認し、必要があれば検索

を実施する。

要救助者があれば、各隊は協力し、救助隊、消防隊、救急隊の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

② 火災危険地域の警防対策

木造住宅若しくは飲食店等が密集している進入困難地域で火災が発生した場合、延焼拡大及び人命の危険性が極めて大きいため、人命救助と火災の延焼拡大を防止する。

③ 火災気象通報発令等異常時の警防対策

巡回広報等を実施し、住民に対してたき火の制限等、火災予防を呼び掛ける。

④ 消防相互応援体制

消防組織法第39条に基づき、市と隣接する市町との災害時における応援体制について、消防相互応援協定を締結し、相互に協力を行う。

⑤ 警察との協力

消防組織法第42条により、消防と警察は相互に協力し、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

5 大火災等の情報収集及び報告

(1) 県、国への即報

市長（本部班）は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲からその第一報を県に報告する。

ただし、通報が殺到し、県がその処理に時間を要すると判断される場合は、直接消防庁へ報告する。

(2) 火災・災害即報要領の適用

市長（本部班）は、消防庁等への報告に当たっては「火災・災害即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行う。

6 即報基準

(1) 火災等即報

① 一般基準

火災等即報については、原則として次に示す人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

- ア 死者3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

② 個別基準

次の火災及び事故については①の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

ア 火災

a 建物火災

- (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街または準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- (c) 大使館・領事館、国指定重要文化財
- (d) 特定違反対象物の火災
- (e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- (g) 損害額1億円以上と推定される火災

b 林野火災

- (a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (b) 空中消火を要請したもの
- (c) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

c 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車等の火災で、次に掲げるもの

- (a) 航空機火災
- (b) タンカー火災のほか社会的影響度が高い船舶火災
- (c) トンネル内車両火災
- (d) 列車火災

d その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ウ 危険物等に係る事故
- エ 原子力災害等
- オ その他特定の事故
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

③ 社会的影響基準

前項の①一般基準、②個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられるなどの社会的影響度が高いと認められる場合には報告する

第11節 医療救護活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 市域における医療救護体制	都城市北諸県郡医師会					
第2項 医療救護班による活動	保健・救護班、都城市北諸県郡医師会					
第3項 助 産	保健・救護班、都城市北諸県郡医師会					
第4項 輸送体制の確保	消防本部班、消防署班					

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想され、また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

このため、発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間まで）においては、限られた医療資源等を最大限に活用しながら一人でも多くの命を救うための活動を行う。

急性期（3日目～1週間程度まで）、亜急性期（1週間～1か月程度まで）以降においては、各医療圏の医療ニーズ等を十分に把握する等、県、医療関係機関、防災関係機関等と連携して被災者の支援に万全を期する。

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-9 市内病院及び診療所
- ・資料 2-20 都城市北諸県郡医師会災害医療計画（北諸県郡医師会との協定）
- ・資料 2-48 災害時における医療救護活動に関する協定（都城市北諸県郡薬剤師会）

第1項 市域における医療救護体制

1 医師会による救急医療計画

都城市北諸県郡医師会（以下「医師会」という。）は、市域において、災害による救急医療を要する傷病者が突発的かつ集団的に発した場合、「都城市北諸県郡医師会災害医療計画」及び「宮崎県災害医療活動マニュアル」に基づき迅速かつ的確に救急医療体制を確立し、他の関係機関との連絡と協力を密にして救急医療を行う。

2 現地派遣医療班

発生した災害の状況、または災害対策本部からの要請があった場合、医師会長の判断により、独立行政法人国立病院機構都城医療センター、市郡医師会病院、日本赤十字現地派遣医療班と連絡し、「市郡医師会現地派遣医療班」（以下「現地派遣医療班」という。）を出動させる。

救護所の開設を要請する基準

- 1 市内で震度5強以上を観測し、多数の負傷者が見込まれる場合
- 2 ライフラインの途絶等により、現地（被災地区）医療機関の機能が低下又は停止することにより対応できない場合
- 3 災害発生後、時間経過とともに負傷者の増加が見込まれ、医療機関だけでは対応できない場合

（1）作業内容

現地派遣医療班の作業の内容は、次に示すとおりである。

- ① 救護所の開設
- ② 傷病者の診断
- ③ 応急処置
- ④ 薬剤または治療材料の支給
- ⑤ トリアージ（傷病者の振分け）
- ⑥ 後方医療施設への輸送の可否及び転送順位の決定
- ⑦ 遺体処理
- ⑧ 検案及び死亡診断書の作成

（2）トリアージ（傷病者の振分け）

現地派遣医療班は、傷病者を緊急性、重症度に応じ、次の4区分に分類し、応急処置や搬送の優先順位を決定した上で、限られた医療スタッフ、医薬品等を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者を救命する。

《トリアージ》

順位	分類	識別色	傷病等の状態
1	最優先治療群 （重症群）	赤色 （Ⅰ）	・直ちに処置を行えば、救命が可能な者
2	非緊急治療群 （中等症群）	黄色 （Ⅱ）	・多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 ・基本的には、バイタルサインが安定している者
3	軽処置群 （軽症群）	緑色 （Ⅲ）	・上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者
4	不処置群 （死亡群）	黒色 （Ⅳ）	・既に死亡している者または直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者

※トリアージタグ（トリアージの際に用いる識別票）を負傷者の右手首に装着する。

※タグに記載された内容は、適切な治療を受けるための重要な情報であり、被災地内の医療機関においては、簡易カルテとして利用することも可能である。

（3）遺体の処置等

遺体の処置、検案及び死体検案書の作成は、【同章 第15節 第2項「遺体の処置」】に準じて行う。

第2項 医療救護班による活動

1 災害拠点病院による救急医療

災害拠点病院を中心として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部、消防機関等の関係機関は連携して、災害時における医療救護活動を行う。

（1）地域災害医療センター

県により、地域災害医療センターに指定されている災害拠点病院は、次のことを行う。

- ① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療等の高度の診療
- ② 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し
- ③ 自己完結型の医療救護チームの派遣

（2）基幹災害医療センター

県地域防災計画において、地域災害医療センターの後方施設としてさらに高度な医療救護活動を行う災害拠点病院等は次のとおりである。

《 災害拠点病院 》

種 別	医療圏名	医療機関名
基幹災害医療センター （基幹災害拠点病院）	県内全医療圏	・ 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5-30 TEL：0985-24-4181 ・ 宮崎大学医学部附属病院 宮崎市清武町木原5200 TEL：0985-85-1510
地域災害医療センター （地域災害拠点病院）	都城市北諸県	・ 都城市郡医師会病院 都城市太郎坊町1364-1 TEL：0986-36-8300

《 県が指定する救急医療施設 》

医療機関名	連絡先
独立行政法人国立病院機構都城医療センター (地域医療支援病院)	都城市祝吉町5033-1 TEL：23-4111 FAX：24-3864

(平成25年「宮崎県の医療薬務事情」より)

2 救助法による医療

救助法による医療は、県知事が、DMAT（災害派遣医療チーム）及びJMAT（日本医師会災害医療チーム）等の医療救護班を派遣することによって行う。

3 医療救護班の派遣の要請

市長（本部班）は、速やかに災害の規模、被災状況等を把握し、救助法が適用される規模の災害で、市内の医療機関では対応できないと判断される場合、県に、次の事項を明らかにした上で、医療救護班、日本赤十字社宮崎県支部等の派遣を要請する。

- ① 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）
- ② 必要とする医療救護班数
- ③ 救護期間
- ④ 派遣場所
- ⑤ 災害の種類・原因等その他の事項

このとき、医師会が出動させる「現地派遣医療班」は、県知事が派遣する「医療救護班」となる。

4 医療の対象者

救助法による医療の対象者は、現に医療を必要とし、災害のために医療の途を失った者であり、医療を必要に至った原因は、問われない。

よって、予防的または防疫上の措置は対象とならない。

5 医療活動の実施

(1) 医療活動

医療救護班は、重傷者を、医療機関に優先的に搬送して治療することを原則とし、次の医療活動を行う。

- ① 重症度の判定（トリアージ）
- ② 応急処置

- ③ 後方医療施設への輸送の要否及び転送順位の決定
- ④ 搬送困難な患者に対する医療
- ⑤ 軽傷者に対する医療
- ⑥ 助産
- ⑦ 死亡の確認（検案）

（２）医療救護に必要な資器材及び医薬品

医療救護班の携行する資器材、及び医薬品等は、原則として、各編成機関が所有するものを用いるものとする。

（３）医療活動への協力

「保健・救護班」は、医療救護班の活動を支援するため、次に示す事項に協力する。

- ① 市域の医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況等の情報収集を行う。
- ② 医療活動が迅速かつ円滑に行われるよう、適当と思われる地点に、臨時の救護所を設置する場所を確保する。
- ③ 医療活動が始まった場合の、受付事務等を行う。
- ④ 医薬品等が不足する場合、県または医療機関、医薬品卸業者の協力を得て調達する。
- ⑤ 医療活動について、住民への周知を図る。

6 巡回による診療等

「保健・救護班」は、避難生活が長期にわたる場合、避難所における風邪の予防、その他精神衛生等を目的として、医師（精神科医またはカウンセラー）、看護師、保健師等により、次に例示する巡回診療や相談への対応を行う。

- ① 保健師による巡回健康相談、訪問指導
- ② 栄養士による巡回栄養相談
- ③ 心のケアに対する相談

7 個別疾病対策

「保健・救護班」、医師会は、県の災害医療コーディネーターと連携して、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

(1) 透析患者への対応

医師会は、日本透析医会災害時情報ネットワークを活用するほか、県透析医会及び災害医療コーディネーター等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集把握し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供するとともに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、食料等の供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。

「保健・救護班」は、医師会等と連携して、透析患者へ利用可能な医療機関等の情報提供に努める。

(2) 在宅難病患者への対応

「保健・救護班」、医師会は、難病患者等専門的緊急対応を必要とする被災者の支援のため、災害医療コーディネーター、関係機関等と連携し、保健活動を行うとともに、在宅難病患者の搬送及び救護について県医師会及び医療機関等と連携し、適切に対応する。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

「保健・救護班」は、避難行動要支援者名簿等により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、医師会、災害医療コーディネーター等と連携して、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

なお、在宅療養の継続や避難等に際し、市による支援が困難な場合は、県へ支援を要請する。

8 医療情報の確保等

「保健・救護班」、医療機関等は、災害時の医療施設の診療状況等に関する情報について、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）及び災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずる。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行う。

第3項 助産

1 救助法による助産

救助法による助産は、【同節 第2項「医療救護班による活動」】に準じて、県知事が派遣する医療救護班によって行う。

また、最寄りの助産師によって行うこともできる。

2 助産の範囲

救助法による助産の範囲は、次に示すものである。

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前または分娩後の処置
- ③ ガーゼ、脱脂綿、その他の衛生材料等の支給

3 助産の対象者

災害発生の日の前後7日間以内に分娩（死産、流産を含む。）をした者で、災害のために医療の途を失った者

第4項 輸送体制の確保

1 拠点病院等への患者の輸送

- ① 被災現場や救護所から、地域災害医療センターや後方医療機関への患者の輸送は、消防局または医療機関の救急車により迅速に行う。

また、救急車が不足する等の場合は、医療機関の自家用車等を活用する。

【同章 第12節 第2項「緊急輸送対策」参照】

- ② 陸上輸送が困難な場合、または遠方の医療機関への輸送が必要な場合は、ヘリコプターによる輸送を要請する。

【同章 第12節 第5項「航空輸送」参照】

2 医療救護スタッフの搬送

- ① 各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応する。
- ② 災害発生直後等で緊急を要する時期においては、ヘリコプターによる輸送を要請する。

【同章 第12節 第5項「航空輸送」参照】

3 医薬品等の医療物資の輸送

- ① 医療物資の供給元が所有車両により行う。
- ② 道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターによる輸送を要請する。

【同章 第12節 第5項「航空輸送」参照】

第12節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 応急対策車両の確保	管財調達班、各総合支所総括・総務班					
第2項 緊急輸送対策	土木班、各総合支所産業土木班、警察署、管財調達班					
第3項 交通対策	土木班、各総合支所産業土木班、警察署					
第4項 鉄道輸送	本部班、九州旅客鉄道株式会社					
第5項 航空輸送	本部班、消防本部班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
- ・資料 2-52 緊急通行車両の証明書等（様式 1～4、第 18）

第1項 応急対策車両の確保

1 市所有車両の確保

- ① 「管財調達班」は、必要な燃料の調達も含めて、市所有車両である公用車を配備する。
- ② 車両の配備及び燃料調達は、原則としてあらかじめ用意した計画に基づいて行う。
- ③ 緊急的に車両が必要となった対策班は、「管財調達班」に配車を要請し、「管財調達班」は、車両等の保有状況、配備状況を考慮のうえ使用車両を決定し、要請者に通知する。

2 公用車以外の車両の確保

- ① 公用車（本市所有車両）による輸送が困難な場合に備え、あらかじめ輸送業者等と応援協定を締結する等、輸送手段の確保を図る。
- ② 公用車以外の車両による輸送の要請は「管財調達班」が行う。
- ③ 「管財調達班」は、災害時の要請に対処するため、輸送の種類、規模等に応じて各種業界や輸送業者が保有する車両を把握する。

第2項 緊急輸送対策

1 輸送に当たっての配慮事項

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を図る。

なお、緊急輸送は次の優先順位に従って行うことを原則とする。

- ① 人命の救助、安全の確保
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、被害状況及び復旧状況を把握しつつ、次に示す段階を目安にして優先すべき人員や物資等の対応を行う。

(1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ③ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ④ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- ⑤ 市等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ⑥ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- ⑦ ヘリコプター等の燃料

(2) 第2段階（応急対策活動期）

- ① 前記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第3段階（復旧活動期）

- ① 前記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

3 緊急輸送

- ① 市長（本部班）は、災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送を行う。
- ② 市長（本部班）は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対して必要な措置を要請する。
- ③ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制は、県に準ずる。
- ④ 「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を「本部班」に報告し、「本部班」は県に報告する。

4 交通状況の把握

災害が発生した場合、「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、直ちにパトロールを実施し市内の道路の被害状況を調査し、破損、決壊や障害物の状態を把握する。

同時に、緊急輸送道路である高速道路や国道、または主要な県道の被害状況についても各道路管理者から情報を収集し、市内全域の交通状況の把握に努める。

5 応急工事の実施

緊急に復旧する必要がある道路、または二次災害のおそれのある道路については、状況に応じた次の仮工事を実施して交通の確保に努める。

市長（本部班）は、市が保有する人員や車両のみで応急工事を実施できない場合は、応援協定に基づく応援を要請して実施する。

- ① 障害物の除去
- ② 仮道、仮橋、仮舗装等の設置
- ③ 応急排土または盛土

《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先
大規模災害時における応急対策業務に関する協定	都城地区建設関連団体災害等連絡協議会	TEL 22-1991 FAX 22-1992

6 緊急輸送道路

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、パトロール途中で緊急輸送道路の被害を発見したときは、当該道路の管理者に被害の場所、状態、規模を速やかに報告する。

【第2章 第15節 第1項「緊急輸送体制の整備」参照】

7 防災道路の応急復旧

「土木班」及び「各総合支所産業土木班」は、他の道路に優先して防災道路のパトロールを実施し、確認された障害物については直ちに障害物の除去作業を実施し、災害応急対策及び緊急輸送のための交通を確保する。

また、破損箇所については、作業の安全が確保できる範囲において速やかに応急復旧を実施する体制を整えると同時に、交通規制と的確な迂回路の設定を行い、災害応急対策及び緊急輸送のための交通を確保する。

【第2章 第15節 第1項「緊急輸送体制の整備」参照】

8 緊急通行車両の利用

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の受理

「管財調達班」は、災害応急対策や緊急輸送に従事する緊急通行車両について、次により、県公安委員会から標章及び証明書の交付を受ける。

① 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 届出済証の交付を受けている車両の確認は、警察本部または通行の禁止・制限区域を管轄する警察署、交番、交通検問所等において実施する。

イ 警察署等は、緊急通行車両であると確認した場合、車両の使用者に対し標章及び証明書を交付する。

② 事前届出がなされていない緊急通行車両の確認

ア 災害発生時に緊急輸送等に車両を使用する者は、確認申請書により、必要書類を添付して警察署等に申請する。

イ 警察署等は、審査・確認を行い、標章と証明書を交付する。

(2) 標章の掲示

交付を受けた車両は、当該車両の前面の見えやすい箇所に標章を掲示する。

9 放置車両等の対策

道路管理者は、災害時における放置車両等の取扱いについて、次の措置を講じる。

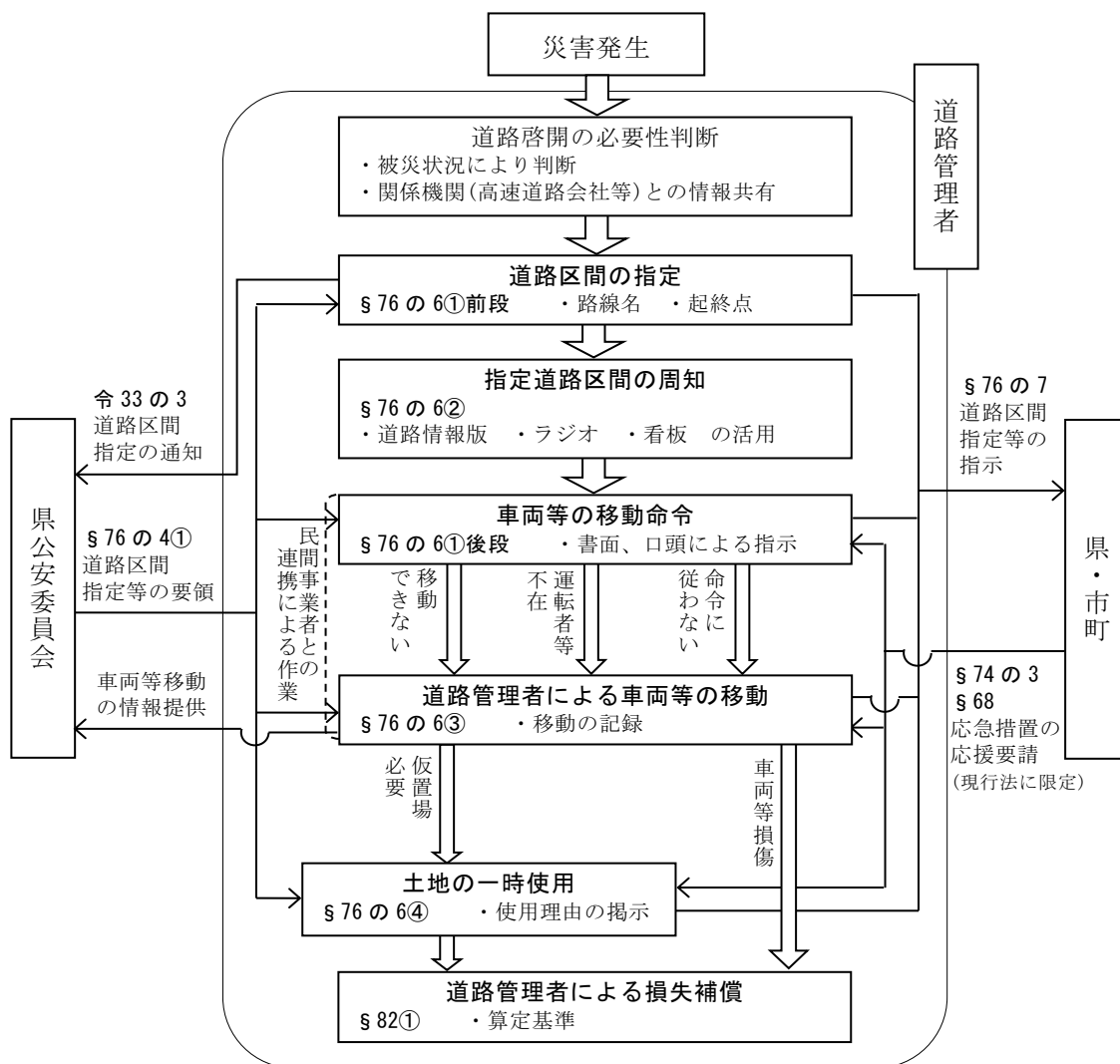
① 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

② 道路管理者は、①の措置のため、やむを得ない必要がある場合には、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

③ 市長は、知事からの指示等があった場合には、速やかに①の措置を実施する。

■参考：基本法に基づく車両等の移動の流れ



※明朝体の文言は、法律・政令には位置付けられていないが、施行通知・運用手引き等に記載されている主な事項。

第3項 交通対策

1 交通規制の実施

道路管理者または県公安委員会は、災害が発生し、道路の破損、決壊により安全な通行ができない場合や、通行の混乱により災害応急対策や緊急輸送に支障があると判断される場合等においては、関係法令に基づき通行禁止または制限等の通行規制を実施することができる。

《 交通規制の種類 》

実施者		要 件	根拠法
道路 管理 者	国土交通大臣 県知事 市長 西日本高速道路	・道路の破損、決壊その他の事由により通行の危険を防止するために必要がある場合 ・道路施設の工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条
	公安委員会	・災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送を確保する必要があると認められる場合	基本法 第76条
	公安委員会 警察署長 (期間の短いもの)	・道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認められる場合	道路交通法 第4条 第5条
警察	警察官	・道路の損壊、火災の発生、その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条

2 交通規制の方法

- ① 道路管理者または警察が交通規制を実施するときは、道路標識や案内標識の設置を的確に行い、迂回路を明示して円滑な一般交通の誘導を図る。
同時に、パイロン等の資機材を十分に活用して事故の防止に努める。
- ② 通行規制の実施については、災害応急対策を実施する関係機関にその旨を速やかに通知するとともに、道路交通情報センターや報道機関に対しても通知を行い、住民及び一般の通行者への周知を図る。
- ③ 交通規制は、災害用交通規制標示を掲出して行い、緊急通行車両確認標章を掲している車両以外は全面通行禁止とする。
ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしない。
- ④ 公安委員会は、交通規制を実施する場合で、当該路線で既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急輸送道路の規制に切り換え、規制標示の変更を行う。
- ⑤ 通行規制を実施する緊急輸送道路の始点及び終点にあつては、緊急通行車両確認標章の申請手続及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置、整理誘導を行う。
- ⑥ 交通規制要員は、すべての交差点への配置が人員的に困難な場合は、主要交差点に重点配置する等弾力的に運用する。
また、警備業者による交通整理員（交通整理ボランティア）の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行う。

3 緊急交通路

(1) 緊急交通路の意義

緊急交通路は、被災者等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車

国道、一般国道、主要地方道、一般県道等の中から県公安委員会において候補路線を選定し、あらかじめ指定しているものであり、災害発生時において災害対策基本法または道路交通法により通行禁止等を行う可能性が高い道路として想定しているもの。

(2) 緊急交通路予定路線の種類及び優先順位

緊急交通路予定路線は、隣接県対応道路、県内主要道路、その他の道路 25 路線から構成され、高速道路を最優先の指定路線とし、災害による通行不能区間が生じた場合には、通行可能区間を他の予定路線と接続して緊急交通路を確保する。また、高速道路が使用不可能な場合は、被災状況により通行可能な緊急交通路予定路線を選定し、緊急交通路を確保していく。

(3) 県公安委員会が指定する緊急交通路予定路線

市域に関係する県公安委員会が指定する緊急交通路予定路線は、以下のとおりである。

《緊急交通路予定路線》

路線名	起点	終点
高速道路（宮崎道）	えびの市	宮崎市
国道 10 号	延岡市大分境	都城市鹿児島境
国道 221 号	都城市都北町	えびの市熊本県境
国道 222 号	日南市	都城市
国道 223 号	西諸県郡高原町	都城市鹿児島境
国道 269 号	宮崎市北高松町	都城市平江町

第4項 鉄道輸送

1 鉄道輸送の確保

市長（本部班）は、住民の避難、大量の物資、資機材等の輸送について必要があるときは、九州旅客鉄道株式会社に対して協力を要請する。

九州旅客鉄道株式会社は、鉄道輸送についての計画を樹立し、要請があった場合、迅速かつ的確な輸送に努めるものとする。

「本部班」は、必要な用務に応じて、鉄道による緊急輸送の要請を行う。

《 鉄道輸送の要請先 》

用 途	要請先	連絡窓口	電話番号等
避難者、物資の輸送	九州旅客鉄道株式会社	都城駅	TEL 23-3954 FAX 26-1409

第5項 航空輸送

1 航空輸送の確保

陸上輸送路への被害が著しく陸上交通に支障、遅滞がある場合、または山間へき地の陸上交通路が絶たれた場合等には、住民の避難、物資、資機材等の輸送等の応急対策活動は、ヘリコプターを利用した航空輸送に頼らざるを得ない事態となるため、ヘリコプターの手配、ヘリポートの確保等を迅速に行う必要がある。

「本部班」または「消防本部班」は、必要な用務に応じて、航空機による緊急輸送の要請を行う。

《 航空輸送の要請先 》

用 務	要請先	電話番号等
救急、救助、軽量物資の輸送	県防災救急航空センター	TEL 0985-56-0586 (緊急) 0985-56-0583 FAX 0985-56-0597
救助、避難者の輸送	自衛隊 (県危機管理局経由)	TEL 0985-26-7066 FAX 0985-26-7304
物資、機材の輸送		

2 ヘリポートの開設

- ① ヘリポートは、原則として、【第2章 第15節 第2項「緊急時ヘリコプター離着陸場の確保」】で選定された場所に開設する。
- ② ヘリコプターを要請する場合は、あらかじめ使用しようとするヘリポートの状況を調査し、要請の際に使用する場所、状況を報告する。
- ③ 「本部班」は、ヘリポートには、安全確保のための要員を派遣するとともに、「消防対策部」と連携して散水車両、消防車両の派遣も行う。
- ④ 「物資補給班」は、航空輸送により物資を輸送する場合は、ヘリポート周辺に臨時の集積場所を設置するとともに要員を確保し、迅速な集配作業の実施を図る。
- ⑤ 多量の輸送物資を受け取る場合で、大型ヘリコプターに対応する離着陸場が確保できない場合は、空中投下による輸送も検討する。

第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 食料の供給	物資補給班					
第2項 飲料水の供給	水道班、本部班、 物資補給班					
第3項 生活用水の供給	水道班、本部班					
第4項 生活必需品等の供給	物資補給班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-25, 26, 41 災害時における飲料水提供に関する協定書
- ・資料 2-27 災害時応急対策に必要な用水の確保に関する協定書
- ・資料 2-29 災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定
- ・資料 2-30, 31, 62, 63, 75 災害時における物資の供給等に関する協定書
- ・資料 2-49, 50, 62, 63, 71, 72, 73, 74, 79 災害時における施設利用に関する協定書
- ・資料 2-53 給水車・給水用機械・給水タンク保有数量
- ・様式-9 (社)宮崎県エルピーガス協会都城支部との協定
- ・様式-10 南九州ペプシコーラ販売株式会社との協定
- ・様式-11 都城地区生コンクリート協同組合との協定
- ・様式-12 南九州コカ・コーラボトリング株式会社との協定
- ・様式-17 市様式第08号災害対策出動に係る炊出し・給食及び応急資材・物品使用報告

第1項 食料の供給

1 食料供給の実施者

「物資補給班」は、被災者に食料の供給を行う。

2 対象者

避難当初の食料は、避難者自らが携行するものとし、避難が相当の時間を要した場合等で、避難者が自ら食料の供給ができない場合における食料の供給の対象者は、次の者を対象とする。

なお、避難所は在宅避難者が必要な水や食料等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点にもなることについて広報し、避難所の避難者に理解を求めるよう努める。

- ① 避難所に収容された者
- ② 全壊（焼）、半壊（焼）、流失または床上浸水等の住宅被害により炊事ができない者
- ③ 旅行者、一時縁故先への避難者等で、食料の持ち合わせがなく調達できない者
- ④ 社会福祉施設の入所者等で、施設が自ら食品の給与ができない者
- ⑤ 災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び復旧作業などで必要のある者
- ⑥ その他、本部長が供給の必要を認めた者

3 食料供給の期間

救助法により食料の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内である。
ただし、被害の規模により内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

4 食料供給の実施

（1）需要の把握

「物資補給班」は、避難所について、配備職員または避難所の自主運営組織の協力を得て、避難者の人数または必要な食事の数を集計する。

また、在宅の被災者について、自治公民館や自主防災組織の協力を得て、対象者の人数または必要な食事の数を集計し需要を把握する。

その中で、特別に食事に配慮する必要がある乳幼児や高齢者、傷病者等の人数も把握する。

（2）供給方法の選択

「物資補給班」は、災害の状況に応じて適切な方法を選択または組み合わせて食料の供給を実施する。

- ① 初期段階での対応では、公的に備蓄している食料を活用する。
そのために備蓄する食料は、アルファ化米、乾パン、クラッカー等、主に主食となるものとする。
- ② 食品メーカー、卸業者等から一度に大量に調達しやすいパン、カップ麺等の流通在庫備蓄品の活用を図り、関係業者に供給を要請する。
また、スーパーやコンビニエンスストア等に、弁当やおにぎりの調達について協力を求める。
- ③ 自治公民館やボランティアの支援による炊き出しを実施する。
「学校教育班」と連携し、炊き出しに必要となる調理道具や食器、燃料、食材等を公的備蓄品や関係業者からの供給により確保する。
また、「本部班」と協議し、県を介して自衛隊の炊飯車の出動を要請する。

《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定	宮崎県エルピーガス協会 都城支部	TEL 52-7560

(3) 調達先の確保

食料や食材、炊き出しに必要な物資の調達は、災害時の優先供給に関する協定を締結している業者に供給の要請を行うほか、他の食品メーカー、卸業者、スーパー等の関係業者や団体、組合等にも協力を積極的に要請して必要量の確保に努める。

また、救助法が適用された場合で、食料確保に重大な支障を生じているときは、県に食料等の供給を申請する。

県への食料等の供給申請は、次の協定及び要領等に基づいて実施する。

①「災害時における応急用及び災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定」

(昭和62年 宮崎食糧第1184号 宮崎食糧事務所-宮崎県)

②「主食用米穀の売却要領」(平成17年 食糧業第817号 食糧庁長官通知)

③「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」

(昭和51年 食糧業第722号 宮崎農政事務所)

(4) 配分計画の作成

「物資補給班」は、避難所等で把握した食事の必要量と、調達可能な食品の種類や数量とを照らし合わせ、効率的及び公平性に配慮した配分計画を作成する。

(5) 食料の輸送

調達した食料の輸送手段は、原則として調達先が確保するものとするが、調達先での輸送が困難な場合は、「管財調達班」と連携して別途輸送手段を確保する。

また、物資輸送拠点での荷役の要員確保及び支援物資の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、物流関係業者等との協定の締結を推進する。

(6) 集配拠点施設の選定

「本部班」は、調達した食料等の集積及び配給を一元的に行うことで効率の向上を図るため、その拠点となる「防災活動拠点」をあらかじめ確保する。

【第2章 第10節 第4項「防災活動拠点の整備」参照】

(7) 炊き出し施設の確保

炊き出しは、できるだけ避難所に近い学校や保育所等の調理施設を利用するほか、学校給食センター等を利用し、衛生管理の上で十分に安全であることを確認する。

なお、施設の選定に当たっては、あらかじめ所有者または管理者の了解を得ておく。

(8) 食料等の集積

輸送された食料等は、ボランティアの協力を得て配分計画に基づく仕分けを行い、避難所や炊き出し施設への配送を行う。

配送についても、ボランティアや輸送業者に協力を要請して行う。

(9) 食料等の保管

調達後すぐに使用されない食料等は、品質管理に十分に配慮して保管を行うこととし、効率的な調達によりできるだけ短期間の保管に努め、無駄が生じないようにする。また、集配拠点施設には、警備員を配置し、安全管理に万全を期する。

5 食料供給における留意点

食料の供給を行う場合、次のことに配慮する。

- ① 食事を必要とする者は一様ではなく、高齢者や乳幼児、傷病者、アレルギー体質等により制限がある者等様々であること
- ② 在宅の要配慮者への食事の運搬や介護に関するニーズを把握し、これに応えるために、ボランティアセンターと積極的な情報交換を行い協力関係を構築すること
- ③ 避難生活が長期化した場合、メニューの多様化や栄養バランスの確保に配慮すること

第2項 飲料水の供給

1 給水の実施者

「水道班」は、被災者に飲料水の供給を行う。

なお、断水等によって広範囲に給水を実施しなければならない場合は、一部の避難所においては、備蓄しているペットボトル等の飲料水を物資補給班が配送し対応する。

2 対象者

給水の対象者は、避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のため現に飲料水を得ることができない者とする。

3 給水の期間

救助法により給水を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内である。

ただし、被害の規模により内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

4 給水計画

「上下水道対策部」は、給水施設の被災状況に応じて最も効果的な方法により給水活動が実施できるよう、早急に給水計画を作成する。

5 応急給水の実施

(1) 被害調査、必要給水量の把握

浄水場、配水施設、給水管等の被害状況を調査するとともに、住民からの情報により断水や水道水の汚染状況と地域を把握する。

同時に、避難者や避難所の情報を収集し、給水を必要とする人口及び世帯数を把握する。

1人1日当たりの給水量及び全人口に対する所要量の目安は次表のとおりである。

《 給水量の目安 》

時 期	給水の用途	給水量 (1人/日)	全人口に対する 所要量 (m ³ /日)
混乱期 発生から3日間	生命維持のための飲料水の最低必要量	3リットル	495
復旧期 4～10日間	調理、洗面等の生活用水と飲料水の最低必要量	20リットル	3,302
11～21日間	洗濯、入浴等の生活用水と飲料水の最低必要量	100リットル	16,510
22～28日間	洗濯、入浴等の生活用水と飲料水	250リットル	42,401
29日目以降	通常通水	—	—

※所要量の算定基礎は、平成27年国勢調査人口（165,098人・速報値）による。

(2) 拠点給水の実施

長期の断水が見込まれる場合は、拠点給水方式で給水を行う。

拠点給水は、浄水場での給水や通水できる水道管に仮設給水栓を設置して行う。

また、浄水装置等を利用して学校のプールや河川水を無害化して活用する給水方法も検討する。

(3) 運搬給水の実施

避難所等被災した住民が多く集まる場所について重点的に給水を行う場合は、給水車や給水タンク、ポリタンクを運搬して給水を行う。

給水車が不足するときは、タンク内を洗浄・消毒した消防タンク車や散水車を代用する。

(4) 水質の確保

補給水源から取水した飲料水は、消毒を施した後、必要な水質検査を実施し、水質基準を満たしていることを確認して給水する。

なお、水質の確認については、保健所に協力を求める。

6 重要施設等への優先的給水

(1) 重要施設への給水

地域災害医療センターである都城市郡医師会病院をはじめ、医療機関や要配慮者関連施設、特に多量の水を必要とする人工透析施設等の重要施設については、優先的、重点的な応急給水を行う。

(2) 給水の優先地域

山間へき地等で交通の途絶により孤立した集落や避難所については、運搬方法に重点をおいた給水手段を検討する。

7 広報活動

「上下水道総括班及び水道班」は、広報車のほか広報紙や掲示板等の文字による情報伝達手段により、給水方法、日時、場所等について、住民に対して積極的に広報活動を行う。

給水活動の実施にあわせて、節水や井戸水の提供等の協力について呼び掛けを行う。また、給水活動に係るボランティアや自主防災組織の協力を呼び掛ける。

8 応援の要請

市の応急対策のみで飲料水を確保できない場合、または給水車、給水タンク等の資機材が不足する場合は、県または周辺市町に速やかに応援を要請し、円滑な住民への給水活動を実施する。

また、応援協定を締結している飲料水業者に対してペットボトル等による飲料水の供給を要請する。

この要請は「本部班」が行い、配給は「物資補給班」が行う。

《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害時における飲料水の供給に関する協定	南九州コカ・コーラボトリング(株)	TEL 39-2020 FAX 27-6006
災害時における飲料水の供給に関する協定	ペプシコーラ南九州販売(株)	TEL 47-1512 FAX 38-1640
災害時における飲料水提供に関する協定	(株)伊藤園	TEL 46-3711 FAX 46-3630

第3項 生活用水の供給

1 生活用水の供給

し尿処理や洗濯等に利用する生活用水については、供給できる飲料水の量を考慮し、できるだけ井戸水等他の水を利用する。

また、「本部班」は必要に応じて、生活用水を提供できる関係団体との応援協定に基づき供給を要請する。

《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	都城地区生コンクリート協同組合	TEL 38-0998 FAX 38-1824

第4項 生活必需品等の供給

1 生活必需品等の供給

「物資補給班」は、被災者に被服、寝具その他生活必需品の供給を行う。

2 対象者

生活必需品等の給与または貸与の対象者は、次の者等とする。

- ① 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
- ② 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失または毀損した者
- ③ 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

3 配分計画

「物資補給班」は、避難所及び在宅被災者の需要の状況を調査して必要物資の把握に努め、調達すべき物資の品目と数量を整理した上で配分先と配分量を計算し、「物資配分計画」を作成する。

なお、物資の品目と数量の整理は新物資システム（B—P L o）を活用し、使用した際は数量等を更新するものとする。

4 物資の調達

（1）物資の種類

救助法で認められている被服、寝具その他生活必需品は次の品目である。

《 生活必需品の例 》

① 寝	具：就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
② 外	衣：洋服、作業衣、婦人服、子供服等
③ 肌	着：下着の類
④ 身 廻	品：タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類
⑤ 炊 事 道 具	：鍋、炊飯器、包丁、ガス器具、やかん、缶切り等の類
⑥ 食	器：茶碗、汁碗、皿、はし等の類
⑦ 日 用	品：石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等の類
⑧ 光 熱 材 料	：マッチ、ローソク、プロパンガス、懐中電灯、乾電池等の類
⑨ 補 装 具 類	：車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具等の類
⑩ 衛生用品等	：生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等の類
⑪ そ の 他	：ビニールシート等

（２）物資の調達

「物資補給班」は、物資配分計画に基づき、次に掲げる方法により物資を調達する。
なお、市長（本部班）は、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町に対して協力を要請する。

- ① 小売店、卸売業者、メーカー等から購入する。
- ② 優先供給に関する協定を締結している場合は、協定に基づき関係業者への供給を要請する。
- ③ 報道機関やインターネットを通じて義援物資の募集を呼び掛ける。
- ④ 日本赤十字社等に応援を要請する。

（３）物資の輸送

調達した物資は、原則としてあらかじめ設定された集配拠点施設に輸送するものとする。

5 物資の集積と保管

（１）集配拠点施設の選定

「本部班」は、調達した物資や義援物資の集積及び配分を一元的に行うことで効率の向上を図るため、その拠点となる「防災活動拠点」をあらかじめ確保する。

【第2章 第10節 第4項「防災活動拠点の整備」参照】

（２）物資の集積

輸送された物資は、ボランティア及び民間事業者等の協力を得て荷さばき、仕分けを行う。

このとき、搬入・搬出数や在庫数を管理する「在庫管理台帳」を整理し、物資配分計画に照らして効率的な運用を図る。

(3) 物資の保管

物資は、仕分けされた後に在庫状況を把握しやすい状態で保管する。

また、集配拠点施設には、警備員を配置し、調達した物資や義援物資の安全管理に万全を期する。

6 物資の配分

「物資補給班」は、物資配分計画に基づき、避難所及び在宅被災者へ物資等の配分を行う。

また、民間事業者と協力し、民間事業者による避難所等への配分も行えるよう努める。

その際、公平性には十分に配慮した配分を行う。

第14節 保健衛生、防疫、し尿・ごみ・がれき処理に関する活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 防疫対策	環境政策班、各総合支所生活福祉班					
第2項 感染症対策	保健・救護班、各総合支所生活福祉班					
第3項 し尿処理対策	環境政策班、各総合支所生活福祉班、環境業務班、下水道班					
第4項 ごみ処理対策	環境業務班、総務対策部調査班、各地区現地対策班、各総合支所生活福祉班、産業土木班					
第5項 衛生対策	福祉こども・救護班、保健・救護班、各総合支所生活福祉班					
第6項 障害物の除去	環境業務班、土木班、下水道班、各総合支所産業土木班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-28 災害時における応急対策業務等に関する協定
- ・資料 2-54 し尿処理車保有数量
- ・様式-17 市様式第9号汲取り実施状況報告
- ・様式-18 市様式第10号消毒等実施状況報告

第1項 防疫対策

1 防疫活動

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、災害時における感染症の発生及び蔓延を予防するため、消毒、害虫駆除等の防疫活動を実施する。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）第27条、28条及び29条の規定に基づく知事の指示があったときは、保健所の指示により消毒活動を行う。

2 防疫活動の内容

- ① 浸水地域及び浸水家屋の消毒（し尿浄化槽汚泥処理を含む）
- ② 浸水家屋等の持ち主への防疫指導
- ③ ねずみ族、害虫の駆除
- ④ 避難所の衛生管理及び防疫指導
- ⑤ 予防教育及び広報

3 防疫活動の実施

（1）実施体制の整備

防疫活動は、応援協定に基づき、都城造園協同組合の協力により実施する。

《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害時における応急対策業務に関する協定	都城造園協同組合	TEL 23-5383 FAX 23-5566

（2）実施要領

- ① 防疫活動の流れは次のとおりである。
 - ア 被災地の状況調査
 - イ 被災地への広報
 - ウ 薬剤、器具の調達、整備
 - エ 薬剤、器具の貸し出し
 - オ 消毒の実施
- ② 消毒の必要性や対象、方法の選択については、保健所と十分な打合せを行い決定する。

安易な薬品の散布は、環境保全、身体への影響を配慮し、可能な限り避ける。
- ③ 害虫駆除については、感染症の媒体となる害虫の発生のおそれが高い地域を優先的に行う。
- ④ 消毒方法

床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤の配付と散布を行う。

床、壁の拭拭、手洗設備、トイレの消毒等衛生上の指導を行う。
- ⑤ 浸水家屋調査の結果、し尿、浄化槽汚泥の処理要請があった場合、速やかに収集・運搬・処理依頼を行う。

《 防疫活動における消毒方法 》

対 象	消毒場所	消毒方法
生活用水	井 戸	次亜塩素酸ソーダの投入 塩素滅菌処理の実施
家屋内	炊事場等	逆性石けんの使用
	床下等	クレゾール等の散布
芥溜、溝渠	芥溜周辺	クレゾール、消石灰等の散布
	溝 渠	塵芥の焼却

4 薬剤の調達

薬剤は、保管してあるものを優先的に使用するが、必要に応じて、保健所、医薬分業支援センター、医薬品メーカー及び卸売業者から調達・購入する。

緊急の場合は、最寄りの薬局等から購入する。

(1) 消毒薬剤の所要量の算出

浸水家屋に対する消毒は、次の基準による。

《 消毒薬剤の所要量 》

浸水程度	クレゾール (家庭配付室内用)	生石灰 (家庭配付便所等用)	8%次亜塩素酸ソーダ (家庭配付用)
床上浸水	1戸当たり200g	1戸当たり6kg	1戸当たり20kg
床下浸水	1戸当たり100g	1戸当たり6kg	—

5 他機関への応援要請

「本部班」は、被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、近隣市町に応援を要請する。

6 防疫完了後の措置

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、防疫活動を実施したときは、活動状況を取りまとめ、または必要な事項を調査し、県に報告する。

(1) 報告期限

救助法が適用された場合は、防疫活動を終了した日から20日以内に報告する。

(2) 記録の整備

記録は、次の事項について行う。

- ① 災害状況報告書
- ② 災害防疫活動状況報告書
- ③ 災害防疫経費所要額及び消毒方法に関する書類
- ④ 災害防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間・実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

7 愛護動物の救護の実施

(1) 愛護動物の飼育場所の確保

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、避難所周辺に愛護動物の飼育場所を確保する等、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。

市は、愛護動物の保護等については、その能力を有する県に対応を求めると共に、県が下記事項を実施する際は、必要に応じて（市は）これに協力する。

このため、「環境政策班」は、県、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- ① 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- ② 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- ③ 飼養困難な愛護動物の一時保管及び危険動物の逸走対策
- ④ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- ⑤ 愛護動物に関する相談の実施等

(3) 愛護動物の適切な指導等

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、愛護動物の飼育管理について、知見を有する県の指導を仰ぎ、動物伝染病予防等衛生管理を含めた適正な飼育の指導等を行う等、生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

第2項 感染症対策

1 感染症対策

「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、災害時における感染症の発生

を予防するため、保健所及び医師会と共同して感染症予防活動及び各種検査を実施する。

2 実施根拠

感染症対策は、感染症法に基づき実施する。

- ① 感染症の発生状況、動向及び原因の調査
- ② 感染者及び患者の早期発見、治療

3 実施体制

「保健・救護班」は、医師、保健師または看護師等で構成される「検病調査班」と協力して活動を行う。

「検病調査班」は、知事の指導または指示に基づき、感染症発生時、患者の早期発見、次に掲げる措置及び予防活動を行う。

- ① 検病調査及び健康診断の実施
- ② 臨時予防接種の実施
- ③ 予防教育及び広報活動
- ④ 患者に対する入院治療

4 検病調査

(1) 調査の重点

- ① 浸水地域における避難所等を優先調査し、順次、一般の調査に移行する。
調査の結果、必要があると認められる場合は健康診断を実施する。
- ② 浸水地域においては通常2日に1回以上、浸水地域以外の避難所においては少なくとも1日1回以上行う。

(2) 感染症患者に対する措置

災害地に感染症患者が発生しまたは保菌者が発見されたときは、速やかに感染症法に基づき感染症類型に応じた指定医療機関に入院を促す。

また、県に対して、速やかに状況の報告を行う。

《 感染症類型と医療体制 》

感染症類型	主な対応・措置	医療体制
新感染症	・知事が、厚生労働大臣の指導・助言を得て個別に応急対応する。	特定感染症 指定医療機関
一類感染症	・原則入院 ・消毒等の対物措置	第一種感染症 指定医療機関

感染症類型	主な対応・措置	医療体制
二類感染症	・状況に応じ入院 ・消毒等の対物措置	第二種感染症 指定医療機関
三類感染症	・特定職種への就業制限 ・消毒等の対物措置	一般の医療機関
四類感染症	・動物の措置を含む消毒等の対物措置	
五類感染症	・発生状況の収集、分析とその結果の公開、提供	
指定感染症	・一～三類感染症に準じた入院対応や消毒等の対物措置	一～三類感染症に 準じた措置

(具体的な疾病「資料編」参照)

ただし、県内には「特定感染症指定医療機関」及び「第一種感染症指定医療機関」がないため、緊急やむを得ない場合、第二種感染症指定医療機関への入院の措置を行う。

《 近郊の第二種感染症指定医療機関 》

名 称	連 絡 先	収容能力
都城市郡医師会病院	都城市太郎坊町1364-1 TEL：36-8300	4 床
県立宮崎病院	宮崎市北高松町5-30 TEL：0985-24-4181	6 床
県立日南病院	日南市木山1丁目9-5 TEL：0987-23-3111	4 床
小林市立市民病院	小林市大字細野2235-3 TEL：0984-23-4711	4 床

5 健康診断

「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、検病検査の結果、必要があるときは感染症法第17条及び第45条の規定により、知事が行う健康診断に協力する。

6 臨時予防接種

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定に基づき、県から予防接種の指示があった場合は、臨時予防接種を実施する。

第3項 し尿処理対策

1 し尿の収集・運搬及び処理の方法

(1) し尿の処理計画

「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。また、避難所の避難人員及び場所を確認し、水

道の復旧状況等を勘案のうえ、仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

下水道管路の被災により、し尿の排送ができない場合は、バキュームカーを利用した汲み取りによるし尿の収集・運搬、処理を行う。

また、広域的な浸水被害により便槽が使用不能になった地域に対しても、被災家屋のし尿排出量を推計し、応急的な汲み取りを実施する。

（２）処理活動の実施

「下水道班」及び「環境施設班」は下水道施設やし尿処理施設が被災した場合は、速やかな復旧に努める。また、「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」は、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

また、上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

なお、下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せず、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。

（３）応急汲み取りの実施

し尿の収集、運搬は、「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」の指揮のもとで行う。

応急汲み取りが必要な場合、「環境業務班」は、宮崎県環境保全事業連合会と締結した「災害等の緊急時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定」の発動による協力を要請する。

《 し尿収集・運搬許可業者 》

(株)都城北諸地区清掃公社	都城市吉尾町2159 TEL 38-0234 FAX 38-0235	バキュームカー：39台

（４）し尿の処理

収集したし尿は、次の処理場にて処理する。

し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合や、処理施設が被災している場合は、周辺市町の協力を得て稼働可能な処理施設へ運搬して処理する方法や、仮貯留地の確保により処理する方法等、「下水道班」及び「環境施設班」と連携して対処する。

それでも対応できない場合には、県に広域的な応援の要請を行う。

《 し尿処理施設 》

管理者	施設名	所在地	TEL
市	都城市清浄館	都城市吉尾町 2544-1	38-7510
三股町	都北衛生センター	北諸県郡三股町蓼池 744	52-2259

2 仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレの設置

「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」は、災害により水洗トイレが使用できなくなった場合、または多数の住民が避難生活をせざるを得なくなった場合は、速やかに実態を調査し、設置場所を選定するとともに、「都城市災害廃棄物処理計画」に基づいて各所の必要台数を算出する。

仮設トイレの調達は、あらかじめ保有台数を把握している市内及び市外近郊のリース業者から行い、速やかに避難所及び公園等に設置する。

「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、設置した仮設トイレに必要な消毒剤のほか、消臭剤の確保にも努め、十分な衛生管理を行う。

《 仮設トイレの設置基準 》

避難者 100 人につき仮設トイレ 3 台	(参考：阪神・淡路大震災)

(2) 災害用簡易トイレの使用

吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却ができる等、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となる製品も開発されていることから、し尿処理施設等における処理が可能な製品であるか確認し、受け入れについて検討する。

また、マンホールトイレ（下水道マンホール穴直接設置型）は、公共下水道区域内にある防災活動拠点や避難所等への設置を基準とし、その設置時期については、防災活動拠点や避難所等の施設更新時期や下水道施設の耐震性等を勘案しながら検討する。

第4項 ごみ処理対策

1 ごみ処理

(1) 災害廃棄物の処理計画

災害により発生したごみ（以下「災害廃棄物」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づいて処理する。

「環境施設班」は「環境業務班」、「総務対策部調査班」、「各総合支所生活福祉班」及び「各地区現地対策班」と連携して、損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を推計して災害廃棄物の処理実行計画を定めるとともに、計画策定と同時に県に連絡する。

また、本計画の詳細は、別に定める「都城市災害廃棄物処理計画」によることとする。

住居または周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、【同章 同節 第6項「障害物の除去」】に準じて実施する。

(2) 処理の実施

被災地及び避難所の廃棄物の収集・運搬及び処分に関することは、「環境業務班」の指揮のもとで行う。

「環境業務班」及び「各総合支所生活福祉班」は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。「環境施設班」は、必要に応じて、協定書に基づく協力要請及び県、隣接市町、都城市一般廃棄物収集運搬許可事業者に応援を要請する。

また、「環境業務班」、「各地区現地対策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、速やかに収集方法及び日時を定めて住民に広報する。

なお、災害等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

また、処理には長期間を要することになるため、「環境施設班」は選別、保管、焼却ができる処理施設及び仮置場を十分に確保し、破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努めるとともに、最終処分までのルートを確保する。

(3) 被災地域における分別区分

被災地域における分別区分は、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理が行えるように、被災者が行える最低限の分別区分であるとともに、収集・運搬後において迅速な処理が行いやすい区分を設定する。

被災地域における分別区分は次のとおりとする。

《 被災地域における分別区分 》

平常時の分別区分		被災地域の分別区分	備 考
燃やせるごみ		燃やせるごみ	焼却処理
燃やせないごみ		燃やせないごみ	破碎処理・埋立処分
資源ごみ	びん類	燃やせないごみ	埋立処分
	缶 類	燃やせないごみ	破碎処理
	ペットボトル	燃やせるごみ	焼却処理
	白色トレイ		
	ダンボール		
	新聞紙		
	雑 誌		
	紙パック		
有害ごみ		燃やせないごみ	埋立処分
粗大ごみ		粗大ごみ（可燃）	焼却処理
		粗大ごみ（不燃）	破碎処理

(4) 分別区分ごとの排出方法

被災地域においては、排出方法を可能な限り簡素化することで被災者の負担を軽減し、迅速に対応する。

被災地域における分別区分ごとの排出方法は次のとおりとする。

《 被災地域における分別区分ごとの排出方法 》

被災地域における分別区分	排出方法
燃やせるごみ	袋排出（半透明または透明袋が好ましい。）
燃やせないごみ	袋排出（半透明または透明袋が好ましい。）
粗大ごみ（可燃）	指定なし
粗大ごみ（不燃）	指定なし

(5) 災害廃棄物の排出と仮置場の確保

これまでの過去の事例では、災害廃棄物の排出は平常時に指定されているステーション周辺や各被災家庭近隣の道路沿い等、市が指定する場所に排出してもらい、収集・運搬を実施している。

被災時においては、各被災家庭から排出された災害廃棄物を迅速に排除することが重要であり、次の目的に応じた仮設の集積所（以下「仮置場」という。）が必要となる場合がある。

- ① 道路上に出され、緊急的な除去が必要な災害廃棄物の一時的な仮置き
- ② 中間処理施設（クリーンセンター、リサイクルプラザ）の処理能力以上に搬入される災害廃棄物の仮置き
- ③ 最終処分場の処理能力や収集・運搬車両の輸送能力を超えることにより堆積した災害廃棄物の仮置き

仮置場は中継機能を勘案しながら、災害廃棄物の発生量及び処理に要する時間に応じて、短期間の仮設集積所となる一次仮置場、中長期の仮設集積所となる二次仮置場の確保を検討しておく必要がある。

なお、水害時の廃棄物は水分や土砂を含む廃棄物も多く、水害廃棄物から汚水が発生することも想定される。土壌への浸透防止等の対策が必要となり、仮置場の選定に当たっては、汚水処理等の状況や処理工程への影響等を考慮し、仮置場として最終処分場を利用することが望ましい。

また、被災状況によっては二次仮置場のみで良い場合もあり、状況に応じて必要となる仮置場の設置数を確保しなければならない。

仮置場の選定については、「都城市災害廃棄物処理計画」に基づき実施する。

《 仮置場の考え方 》

区 分	目 的	仮置場としての利用場所
一次 仮置場	被災家庭や路上等に排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、一時的に設ける集積場所である。 設置期間が短期間の利用を目的とする。	・ 公園、グラウンド ・ 公民館、市の所有するその他施設内の敷地 ・ 市所有の空き地 ・ 利用可能な民有地（空き地、開発予定地等）
二次 仮置場	中間処理を行う災害廃棄物を保管するために設ける集積場所である。 設置期間が一次仮置場より長期間にわたり、分別作業等が行える広さを有することが望ましい。	・ 市所有の空き地 ・ 一般廃棄物最終処分場 ・ 廃棄物処理施設の敷地内 ・ 利用可能な民間の廃棄物処理施設の敷地内

（6）廃棄物処理施設の確保

一般廃棄物処理施設については、あらかじめ中間処理施設（クリーンセンター、リサイクルプラザ）の処理能力、最終処分場の残余容量を把握しておき、災害時に迅速に対応が行える体制とする。

なお、「本部班」は、廃棄物の処理に必要な中間処理施設及び最終処分場の確保が本市において困難な場合は、災害発生後できる限り早い段階で、県、関係機関及び近隣市町に対して協力支援の要請を行う。

《 畜獣等管理機関 》

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
都城保健所（衛生担当）	都城市上川東3丁目14-3	TEL 23-4504 FAX 23-0551
都城家畜保健衛生所	都城市高崎町大牟田4213-1	TEL 62-5151 FAX 62-5155

《 へい獣処理施設 》

区 分	施設名	所在地	連絡先
畜産動物 （馬、牛、豚等）	南国興産株式会社	都城市高城町有水 1941	TEL 53-1041 FAX 53-1850
畜産動物 （鶏のみ）	株式会社都城化成	都城市高野町 1237-89	TEL 33-2203 FAX 33-2671
愛護動物 （犬、猫等）	都城市クリーンセンター	都城市山田町山田 7599-5	TEL 45-6677 FAX 64-1550

第5項 衛生対策

1 保健衛生対策の実施

（1）健康相談の実施

- ① 「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、避難所や被災者の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師による健康相談や家庭訪問を行う。
- ② 「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、仮設住宅入居者に対し、生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループホーム、健康相談、健康教育等を実施する。

（2）栄養相談の実施

- ① 避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による栄養相談等を実施する。
- ② 避難所の閉鎖後においても被災者の食の自立が困難である場合には、栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施する等、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

（3）精神医療、メンタルヘルスケアの実施

「福祉こども・救護班」及び「保健・救護班」は、県と協力して、保健所に心の相談所を設置し、県の精神保健福祉センターより助言・指導を受けるとともに、必要に応じて、D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣の要請を行う。

また、被災者の心理的ケアに対応するため、心のケアやPTSD（心的外傷後ストレス障害）に対するパンフレット等を被災者及び支援者に配布する等により、避難所の閉鎖後も継続して心のケアについての正しい知識の普及のための広報活動を行うとともに、相談窓口を設置する。

2 食品衛生管理

「保健・救護班」及び「各総合支所生活福祉班」は、保健所と食品衛生協会が、県地域防災計画に基づいて実施する、次に示す食品衛生対策に協力する。

- ① 食中毒の未然防止
- ② 食中毒発生時の対応
- ③ 食品衛生に関する広報

《 食品衛生管理機関 》

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
都城保健所（衛生担当）	都城市上川東3丁目14-3	TEL 23-4504 FAX 23-0551
都城地区食品衛生協会	都城市上川東3丁目14-3	TEL 25-3213 FAX 25-3213

第6項 障害物の除去

1 障害物の除去

災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（以下「障害物の除去」という。）は、災害救助法の基準により実施する。

2 実施者

障害物の除去は、被害にあった住宅の所有者または管理者が行うべきことであるが、当該災害が救助法の適用を受けた場合は、知事が実施する。

知事の委任を受けた場合は、市の「土木班」「各総合支所産業土木班」及び「環境業務班」が、建設業協会等の協力を得て実施する。

「土木班」「各総合支所産業土木班」及び「環境業務班」は、損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定め、同時に県に連絡する。

3 対象者

救助法による対象者は、住家の一部または全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者である。

4 処理の実施

(1) 撤去作業

「土木班」「各総合支所産業土木班」及び「環境業務班」は、災害等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

(2) 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

「環境施設班」は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物等の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。

また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分場までのルートを確保する。

5 障害物の除去の期間

救助法による障害物の除去を実施できる期間は、災害発生の日から 10 日以内である。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

6 道路等の障害物の除去

救助法の適用に係わらず、道路、河川、下水道等の障害物の除去については、「土木班」、「各総合支所産業土木班」、「下水道班」及び「環境業務班」が、建設業協会等の協力を得て実施する。

7 除去された廃棄物の処理

除却された土石、竹木等は、原則として、現場内で居住の支障にならない場所に集積して処理する。

また、発生した災害廃棄物（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ（可燃、不燃））は、【同章 同節 第4項「ごみ処理対策」】に準じて処理する。

第15節 行方不明者の搜索、遺体の処置、埋火葬に関する活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 行方不明者の搜索	秘書広報班、消防本部班					
第2項 遺体の処置	環境政策班、各総合支所生活福祉班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-55 火葬場一覧

第1項 行方不明者の搜索

1 搜索依頼・届出の受付

「秘書広報班」は、行方不明者（死亡していると推定される者を含む。）の搜索依頼・届出の受付窓口を開設する。

受付窓口は、本庁及び各総合支所に開設する。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

2 行方不明者の搜索

（1）行方不明者の搜索

生存していると推定される行方不明者の搜索は、消防本部班及び消防団を中心として、警察等の協力を得て実施する。

（2）搜索の期間

救助法により搜索を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内である。

ただし、被害の規模により内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

第2項 遺体の処置

1 遺体の確認と収容

(1) 遺体の確認（検視）

- ① 搜索の結果、死亡していると推定される者を発見した場合は、直ちに警察へ連絡し確認を求める。
- ② 調査又は検視は、警察官が行い、遺体安置所等の適切な場所で行う。

(2) 遺体の収容

- ① 遺体の収容は、警察、消防等の関係機関の応援を得て実施する。
- ② 身元の判明している遺体は、検視後、遺留品とともに遺族または親族に引き渡す。
- ③ 身元不明の遺体、または甚大な被害により個人で引き受けのできない遺体は、遺留品とともに遺体安置所に収容する。

2 遺体安置所の開設

(1) 遺体安置所の開設

- ① 「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、遺体安置所の開設及び遺体の管理を行う。
ただし、市のみで対応が困難な場合は、県及び日本赤十字社宮崎県支部へ、遺体の措置に協力を求める。
- ② 遺体安置所には、あらかじめ選定された公共施設を利用し、収容能力を超える場合は、寺院等に協力を要請する。
- ③ 遺体の管理
ア 棺やドライアイスについて、関係業者の協力を得て手配する。
イ 遺族への対応を行う。
- ④ 遺体安置に際しての処理（洗浄、縫合、消毒）は医師が行い、「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、これに協力する。
- ⑤ 遺体処理に必要な資機材は原則として医療関係者が用意する。

《 遺体安置に利用できる公共施設 》

施設名	所在地
山田柔剣道場	山田町山田 3763
大牟田地区体育館	高崎町大牟田 1319

(2) 死亡確認（検案）

- ① 医師は、遺体の検案及び「死体検案書」の作成を行う。
- ② 「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、医師から「死体検案書」の引

き継ぎを受ける。

- ③ 「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、遺体や遺留品に関する事項を整理した「遺体処置票」及び「遺留品処理票」を作成して、遺体の管理を行う。
- ④ 遺族等による身元確認を行う。
- ⑤ 遺族等の引き取り先を特定できた遺体は、速やかに遺族に引き渡す。
 - ア 引き渡しの際は、埋火葬許可証を交付する。
 - イ 遺留品がある場合は、引き渡しの際に受領証を受け取る。
- ⑥ 身元不明者については、警察や住民の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。

3 火 葬

(1) 火葬施設の確保

- ① 大規模災害及び後方支援等を考慮し、非常用発電機の整備や燃料補給を計画的に実施する。
- ② 「環境政策班」は、災害発生後、速やかに火葬施設の被害状況を調査する。

この際、火葬施設に関係するライフライン施設の状況も調査し、事業者に対して早期復旧を要請する。
- ③ 火葬施設が安全に稼働できる状態である場合は、運転を再開する。
- ④ 被害が甚大で運転再開が望めない場合、または死者数が大幅に処理能力を上回る場合は、県の応援火葬場の調査結果に基づき、具体的に応援火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

なお、広域火葬の具体的な手順等については、宮崎県広域火葬計画によるものとする。
- ⑤ 火葬施設を確保したときは、住民に対して広報を行う。

《 火葬施設 》

施設名	所在地	連絡先	処理能力
都城市斎場	都城市下長飯町 5453	TEL 39-0260	16 体/日

《 近隣市町の火葬場 》

施設名	所在地	連絡先
西諸広域葬祭センター	小林市大字東方城ヶ迫 1046-3	TEL 0984-22-4401
曾於市斎場	曾於市末吉町岩崎 4390-5	TEL 0986-76-2347
霧島市国分斎場	霧島市国分名波町 16-19	TEL 0995-45-0556

(2) 火葬の実施

- ① 市による火葬は、「環境政策班」が行う。
- ② 身元不明のままの遺体、または身元が判明しても遺族による火葬が困難な場合は、

市は、災害が発生してから10日以内に火葬を行う。

- ③ 市が火葬した場合であっても、遺骨や遺留品は遺族に引き渡す。
- ④ 身元不明等で遺骨や遺留品等の引き取り手がない場合は、市が一時保管する。
- ⑤ 1年以上を経過しても、身元が判明せず、遺骨を引き取る者が現れない場合は、市が埋葬する。

(3) 救助法の対象

救助法による遺体の処置の対象である「災害の際に死亡した者」とは、具体的には次に示すとおりである。

- ① 災害を原因として死亡した者
- ② 災害を原因としていないが、同時期に病気等により死亡した者
- ③ 災害発生前に死亡し、火葬が未だ終わっていない者

4 埋 葬

(1) 死亡者数の確認

「環境政策班」は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

(2) 遺体の埋葬

遺体は原則として火葬し埋葬する。

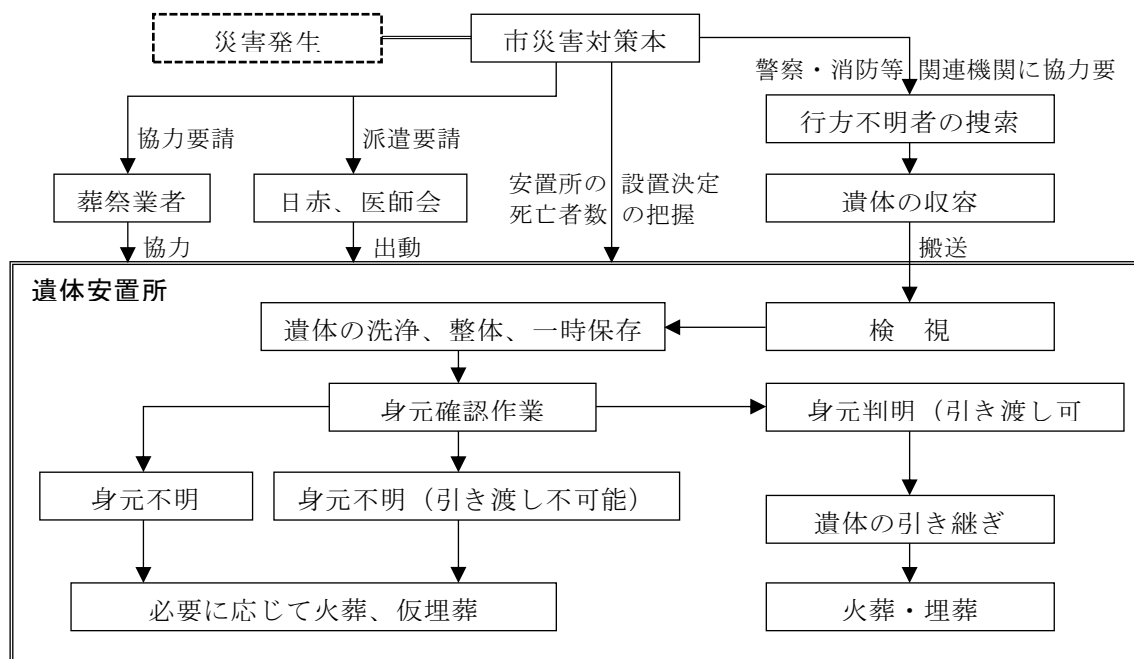
棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。

ただし、救助法の適用時には、県が行う。

(3) 搜索から埋葬までの流れ

行方不明者の搜索から、遺体の収容、火葬、埋葬に至る処理の流れは、おおむね以下に示すとおりである。

《行方不明者の搜索、遺体の収容等の基本的な流れ》



5 県への要請

「本部班」は、市において行方不明者の搜索、遺体の処置及び埋火葬が困難な場合、次の事項を明らかにして県に要請する。

- ① 搜索、処置、埋火葬別の必要人員
- ② 搜索地域
- ③ 埋火葬施設の使用可否
- ④ 必要な輸送車両
- ⑤ 遺体の処置に必要な資材・機材の品目別数量

第16節 応急住宅の確保

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 応急仮設住宅の建設	住宅班					
第2項 一時的住宅の提供	住宅班					
第3項 被災住宅の応急修理	住宅班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

第1項 応急仮設住宅の建設

1 応急仮設住宅の建設

（1）実施者

- ① 応急仮設住宅の建設は、知事が行う。
状況が急迫し知事が行うことができない場合は、市長（住宅班）が行う。
- ② 「住宅班」は、被災者の仮設住宅への入居に関する事務を行う。

（2）実施の基準

応急仮設住宅の建設に係る「救助法」の基準は次のとおりである。

- ① 設置規模は、1戸当たり29.7㎡（9坪）、2,621,000円以内
- ② 着工期間は、災害発生日から20日以内
- ③ 供与期間は、完成の日から2年以内

2 入居希望者の調査

- ① 「住宅班」は、住居の被害が発生した場合、速やかに応急仮設住宅への入居希望調査を行う。
- ② 入居希望調査は、世帯の人数、介護の必要性等に留意して行う。
- ③ 必要な仮設住宅の戸数が整理でき次第、県に、応急仮設住宅の建設を要請する。

3 建設用地の選定

- ① 「住宅班」は、仮設住宅を建設するための用地を確保する。
- ② 建設用地は、原則として、公園等の公有地を利用することとするが、適当な公有地がない場合は、企業等の所有地を借り上げる。

この場合、所有者と市とで賃貸借契約を交わすこととする。

- ③ 建設用地の選定に当たっては、飲料水、交通、教育の利便性等を考慮のうえ選定する。

《応急仮設住宅建設候補地》

名 称	所在地	有効面積	建設可能戸数
鷹尾市民広場	蓑原町 3037	18,540 m ²	130 戸
横市市民広場	蓑原町 1624	34,811 m ²	250 戸
志和池市民広場	上水流町 117	31,157 m ²	249 戸
庄内市民広場	庄内町 8618	11,063 m ²	111 戸
西岳市民広場	高野町 2916-1	7,200 m ²	84 戸
中郷市民広場	安久町 5740	11,249 m ²	86 戸
下長飯市民広場	下長飯町 5547	8,496 m ²	73 戸
大岩田市民広場	大岩田町 5466-1	7,912 m ²	61 戸
小松原市民広場	志比田町 4483-1	28,780 m ²	192 戸
沖水市民広場	高木町 6602-1	12,726 m ²	159 戸
高崎江平市民広場	高崎町江平 2329-3	19,454 m ²	130 戸
高崎縄瀬市民広場	高崎町縄瀬 1849-1	19,021 m ²	130 戸
高崎前田市民広場	高崎町前田 2815	7,984 m ²	80 戸
高崎東霧島市民広場	高崎町東霧島 960-1	5,326 m ²	50 戸
高崎示野原市民広場	高崎町大牟田 4277	9,360 m ²	90 戸

4 入居者の募集、選定

(1) 募集手続き

「住宅班」は、仮設住宅の完成と同時の入居を図るため、建設中に入居を希望する者の募集を行う。

- ① 「入居申込窓口」を設置する。
- ② 募集は、入居申込用紙によって行う。
- ③ 募集に当たっては、応急仮設住宅は一時的な居住の場であって、規定期間が経過した後は撤去されることの理解を得ておくよう努める。

(2) 入居の対象者

仮設住宅への入居の対象者は、「災害のため住家が全壊（焼）または流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者」を対象とする。

自らの資力で住家を得ることができない者とは、次に示す者等とする。

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
- ③ 前各号に準ずる者

(3) 入居者の選定

入居者を決定するに当たっては、関係機関を含めた選考委員会を設置し、被災者の状況を調査の上、次に示す事項等に配慮して入居者を決定する。

- ① 客観的な公平性を保つ。
- ② できるだけ従来のコミュニティを確保する。

5 仮設住宅の管理

(1) 周辺環境の改善

「住宅班」は、入居後の仮設住宅について常に実態を把握し、必要に応じて、周辺環境の整備に努める。

- ① 仮設住宅の敷地内への駐車場の整備
- ② 防犯灯や街灯の設置
- ③ 通路の舗装や段差解消、建物出入口の踏み台の用意等、高齢者等への配慮

(2) 地域社会（コミュニティ）づくり

大規模な仮設住宅団地を設置した場合で、仮設住宅における生活の長期化が予想される場合は、団地内の地域社会（コミュニティ）づくりを進めるため、自治組織等の育成を促進する。

- ① 「住宅班」は、自治組織等の拠点としての集会施設の設置を検討する。
- ② 高齢者の単身入居等の孤立しがちな者に対しては、民生委員・児童委員やボランティア等と連携した見守り活動が行われるよう配慮する。

(3) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅は、あくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を促進、支援する。

- ① 恒久住宅需要の的確な把握と広報
- ② 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知
- ③ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- ④ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設及び要配慮者関連施設等への入所等

- ⑤ その他、住宅等に関する情報の提供

第2項 一時的住宅の提供

1 公営住宅等の活用

- ① 「住宅班」は、被災者の公営住宅等への一時的な入居のあっせん、手続きを行う。
② 入居の対象者は、原則として、応急仮設住宅への入居の基準に準じる。

2 協力の要請

「住宅班」は、必要に応じて民間賃貸住宅の借り上げ、他市町村への公営住宅の提供を求める。

3 広域一時滞在

市長（本部班）は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、他市町村への受入要請については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入要請については県に当該他の都道府県との協議を求める。

第3項 被災住宅の応急修理

1 実施者

「住宅班」は、被災住宅の応急修理を行う。

2 応急修理の対象者

（1）対象者

応急修理の対象者は、「災害のため住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、被災住宅以外に住むところがなく、自らの資力では応急修理をすることができない者」を対象とする。

全壊（焼）の住宅は対象にならない。

自らの資力で住家を得ることができない者とは、応急仮設住宅への入居の対象者の場合と同じである。

（2）対象者の選定

応急修理の対象者を選定するに当たっては、関係機関を含めた選考委員会を設置し、被災者の状況を調査の上、客観的な公平性に留意して決定する。

3 実施の期間

救助法により被災住宅の応急修理を実施できる期間は、災害発生の日から1か月以内に完了することとされている。

ただし、被害の規模により内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

4 住宅の応急修理の実施

(1) 実施の範囲

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及びトイレ等で日常生活を維持するのに最低限必要な部分のみを範囲とする。

(2) 実施の方法

救助法に規定する金額の範囲内で、市が、建築業者と直接契約して行う。

5 住宅に関する相談窓口の設置

「住宅班」は、相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じるよう努める。

第17節 公共施設等の応急対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 公共施設等の応急復旧	関係各対策班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

第1項 公共施設等の応急復旧

1 被害状況の把握

（1）緊急点検の実施

公共施設等を所管する各部班は、災害が発生後、直ちに所管する施設・設備等について緊急点検を実施し、被害状況の把握に努める。

《 緊急点検の対象物 》

施 設 名	所 管 課
市役所庁舎及び出先庁舎等	財産活用課、各総合支所地域生活課
道路、橋梁等の公共土木施設	維持管理課、各総合支所産業建設課
下水道管路並びに処理施設及び集落排水施設	下水道課
水道管路及び浄水場等 (簡易水道施設を含む。)	水道課
学校等の文教施設	教育総施設課
地区公民館、図書館、美術館、 都城島津邸等の社会教育施設	生涯学習課、美術館、都城島津邸、 文化財課、各総合支所地域生活課
ウエルネス交流プラザ他1施設、未来創造ステーション他4施設、総合文化ホール、コミュニティセンター、道の駅等の集客施設、都城市職業訓練センター、都城市カンガエールプラザ等の訓練施設、チャレンジショップ	商工政策課、地域振興課、生涯学習課、 みやこんじょPR課
公営住宅	住宅施設課、各総合支所産業建設課
保育所等の児童福祉施設	保育課
養護老人ホーム等の高齢者施設	福祉課、各総合支所地域生活課
体育運動施設	スポーツ政策課

その他の施設（ダム、ため池、 調整池、用水導水管等）	各所管課

（2）被害状況の報告と集約

- ① 各部班は、緊急点検に基づく各施設等の被害状況について「総務班」に報告する。
- ② 「総務班」は、被害状況の集約及び集計を行う。

2 二次災害の防止と広報

被害を受けた公共施設等について、安全性が十分に確認できるまで、立ち入りや接近を禁止するとともに、「利用できない」または「接近できない」等の広報を看板、掲示板で行い住民への周知を図り、二次的崩壊等による人身への被害を防止する。

3 応急復旧の実施

（1）復旧対象施設の特定

被害を受けた公共施設等のうち、次のすべての事項に該当するものについては応急復旧を実施し、災害応急対策または住民の利用に供するよう配慮する。

- ① 災害時における住民の避難支援または生活支援等に必要な施設であること。
- ② 被害の程度が軽微であると判断でき、簡易的な復旧対策で従来の安全性を確保できること。
- ③ 他に代替えの施設がないこと。

（2）応急復旧の施工

応急復旧を必要とする所管課は、速やかに関連業者との連絡を図り、十分な安全管理のもとで復旧作業を施工する。

4 公共土木施設等の復旧

道路、橋梁等の公共土木施設の応急復旧については、【同章 第12節 第2項「緊急輸送対策」】を、水道、下水道施設等の応急復旧については、【同章 第20節「ライフライン施設の応急対策」】を参照のうえ実施する。

調整池・貯留池等について、被害が発生した場合には、被害が拡大しないよう直ちに応急対策を実施する。また、被害が発生するおそれがある場合には、パトロールを実施するほか、必要に応じて予防措置を講じる。

第18節 農林畜産業の応急対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 農産業対策	農政班、農村整備班、畑かん班、 各総合支所産業土木班					
第2項 畜産業対策	農政班、					
第3項 林産業対策	森林保全班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

第1項 農産業対策

「農政班」「農村整備班」「畑かん班」及び「各総合支所産業土木班」は、その所管に応じ次の応急対策を実施する。

1 農業用施設の応急対策

- ① 施設管理者は、河川内の堰について、災害により増水が見込まれる場合、速やかに堰の開放を行って河道の確保と施設の被害防止に努める。
- ② 農地の所有者及び農業施設の管理者は、災害が発生するおそれがある場合、圃場のパトロールを実施し、灌漑排水施設の適切な措置を講じるとともに、ビニールハウス等の補強を行い、被害の防止に努める。
- ③ 災害が発生した場合、関係機関との連絡を密にし、効果的な応急対策と災害復旧が速やかに実施できるよう体制を整備する。
- ④ ダムやパイプライン、ため池の被害が発生した場合には、被害が拡大しないよう直ちに応急対策を実施する。また、被害が発生するおそれがある場合には、パトロールを実施するほか、必要に応じて予防措置を講じる。

2 種苗の確保

- ① 水稻の種子については、宮崎県産米改良協会にて確保されており、災害等により種子の不足が生じる場合は、必要な種子の確保を要請する。
- ② 野菜類の種苗については、宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センター、及びジェイエイアグリシード㈱に、優良種苗の確保並びに安定供給を要請する。

3 病虫害防除対策

(1) 緊急防除連絡システム

重要病虫害の発生が認められた場合、情報の収集・伝達及び現地指導を速やかに行い、被害の拡大防止に努める。

(2) 空中散布防除の実施

広域にわたって発生する病虫害について、集団防除の必要が認められる場合には、関係機関と協議のうえ、無人ヘリコプターによる空中散布防除等により被害の拡大防止に努める。

(3) 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、重要病虫害緊急防除事業の活用により、必要量の農薬の確保を要請する。

第2項 畜産業対策

「農政班」は、次の応急対策を実施する。

1 家畜の避難

畜産施設に関して、浸水及びがけ崩れ等の災害が発生、または発生するおそれがあるときは、飼育者に対して、家畜の安全な場所への避難を要請する。

2 家畜の防疫

家畜の伝染病に対処するため、県において編成される家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班とともに、必要な防疫を実施する。

- ① 家畜に伝染性疾患の疑いがある場合、または伝染性疾患の発生のおそれがあると認められる場合は、速やかに、県に対して家畜防疫班及び畜舎消毒班の派遣を要請し、県の指示のもとに次の事項等の措置を講じる。

- ア 患畜または疑似患畜の隔離、繋留、移動の制限その他の措置
- イ 殺処分または死体の焼却、埋却
- ウ 汚染物品の焼却、埋却
- エ 畜舎等の消毒

- ② 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、市長（本部班）は県に対して家畜診療班の派遣を要請する。

3 飼料穀物の確保

災害により、飼料の確保が困難になったときは、県に対して、政府保管の麦類、ふすまの種子等の供給の要請を依頼するほか、宮崎県農業協同組合その他飼料業者に対して、必要数量の確保及び供給のあっせんを要請する。

4 家畜の飲用水確保

家畜の飲用水については、農家個人の自助による復旧を依頼しつつ、関係機関と情報共有を図り、必要な情報を提供するものとする。

第3項 林産業対策

「森林保全班」は、次の応急対策を実施する。

1 被災立木竹の除去等

- ① 倒伏した立木竹による二次災害を防止するため、人家や公共施設付近の森林についてパトロールを実施し、人家等に被害を与えるおそれのある木竹は、速やかに除去の手続きを進める。
- ② 遮断された林道について、速やかに応急復旧を行い、早期の機能回復を図る。

2 病虫害の防除

被災した立木竹について、菌による腐朽及び害虫による被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外へ搬出し、焼却または薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

3 貯木対策

- ① 災害が発生するおそれがあるときは、管理者または所有者に対して、流出の防止策等適切な事前対策を講じるよう指導する。
- ② 木材が流出したときは、直ちに警察、県土木事務所及び下流域に対して通報する。

第19節 文教対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 学校教育対策	学校施設班、学校教育班					
第2項 保育対策	学校施設班、学校教育班、 福祉こども・救護班					
第3項 文化財及び社会教育施設対策	社会教育班、各総合支所総 括・総務班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

第1項 学校教育対策

1 児童・生徒の安全確保

「学校教育班」は、災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合、気象状況や被害の発生状況等について整理し、速やかに各小中学校の学校長に伝達する。

各小中学校の学校長は、児童・生徒の安全確保を第一としての的確な措置を講じる。

（1）警報等の発表時の対応

風水害等の時間的な変移がある災害の場合は、次の措置を講じる。

- ① 気象状況や被害の発生状況等について、テレビやラジオ等の報道、インターネット等を利用して自ら情報収集に努める。
- ② 登校前に警報等が発表された場合、登下校に危険が伴ったり、授業の実施が困難と判断されるときは、臨時休校を検討する。
- ③ 在校中に警報等が発表された場合、下校時刻頃に危険な状況となることが予測されるときは、授業打ち切りの措置を検討する。
- ④ 臨時休校、または授業打ち切りを決定した場合は、速やかに連絡網を利用して保護者に連絡をする。

この場合、テレビやラジオ等による広報手段も考慮し確実な連絡を図る。

- ⑤ 途中下校させる場合、通学経路や距離により下校途中の安全が確保されないと思われるときは、教職員が引率を行うほか保護者の迎えを要求する。
- ⑥ 保護者へは学校内において確実に引き渡すこととし、保護者の代理人への引き渡しについては身元を確認する等の防犯対策にも配慮する。
- ⑦ 保護者との連絡が取れない等の理由により保護者へ引き渡せない児童・生徒は学

校内で保護する。

(2) 災害が発生した場合の対応

地震等のように突発的に発生する災害に対しては、次の事項等の措置を講じる。

- ① 在校中に発災した場合、担当する教師及び他の教職員は、その場の状況に応じて考え得る最善の方法により児童・生徒の安全を確保する。
- ② 安全が確保された後、運動場、校庭及び体育館等あらかじめ定められた場所に集合し、児童・生徒の安全を確認する。
- ③ 安全が確認された後、保護者へ連絡し、迎えによる引き渡しを行う。
以降、「(1) 警報等の発表時の対応」の⑥⑦に同じ。
- ④ 児童・生徒の安全確認の状況及び保護者への引き渡し等について「学校教育班」に報告する。
- ⑤ 校外活動中に発災した場合、利用している場所や施設の管理者または地元の人の協力を得ながら、児童・生徒の安全確保に努め、確認を行う。
- ⑥ 夜間、休日や長期休暇中に発災した場合、学級担任から保護者への連絡によって児童・生徒の安否を確認する。

この場合、通信の混乱に備えて「災害用伝言ダイヤル（NTT）」や「災害用伝言板サービス（携帯電話各社）」の活用も平常時から考慮する。

2 応急教育の実施

(1) 学校施設の点検と確保

- ① 各小中学校の学校長は、児童・生徒の安全を確保すると同時に、学校施設の点検を行い、危険な箇所については立ち入り禁止の張り紙やロープを張る等の措置を講じる。
また、被災状況や避難者の受入状況等について、「学校施設班」に報告する。
- ② 学校が避難所として利用される場合、やむを得ず教室を開放する際にも教育活動の再開に備えて、できるだけ最小限の範囲で避難所に開放する。
なお、理科室等の薬品を保管している教室については、避難所に開放しないようにする。

(2) 教育活動の再開

- ① 「学校施設班」は、被害や避難所としての利用により教育の場が確保できない場合、代替えとなる公共的施設の利用に配慮するほか、仮設教室や仮設校舎の設置を行い、教育の場の確保を行う。
- ② 各小中学校の学校長は、通常の授業を再開できない場合、状況に応じた短縮授業や二部授業での対応のほか、臨時の学級編成等についても検討する。
- ③ 「学校教育班」は、各小中学校との連絡を緊密にし、教育活動の再開の状況を常に把握するよう努めるとともに、必要に応じて県への応援要請を行う。

3 生活指導の実施

各学校長は、児童・生徒の発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる中で、児童・生徒相互の助け合いの精神を育てる。

また、体力維持や感染症予防のために、健康及び衛生に関する指導を行う。

4 学用品の支給

「学校教育班」は、児童・生徒の被害の状況を把握し、必要に応じて教科書、文房具及び学用品等を速やかに支給する。

救助法による学用品等の給与は以下のとおりである。

(1) 対象者

住宅が全半壊（焼）、流失、床上浸水により学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある公・私立の小学校児童及び中学校、高等学校等生徒である。

(2) 給与の対象

- ① 教科書、ワークブック、問題集等の教材
- ② ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷き、定規等の文房具
- ③ 運動靴、体育着、かばん、ハーモニカ、笛、工作用具、裁縫用具等の学用品

(3) 給与の期間

救助法による給与期間は、教科書は災害発生の日から1か月以内、その他については15日以内である。

ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(4) 給与の方法

調達から配分までの支給事務は、学校による教科書等の違いや児童・生徒の確実な人員の把握等を考慮し、学校の教職員が行う。

5 応急給食の実施

教育委員会は、災害の長期化、または学校施設が被災して通常の実教育環境でなくなった状態で応急教育を行う場合、応急給食の実施について関係機関と協議する。

ただし、次の場合には応急給食を実施しない。

- ① 災害により学校給食用の食材が確保できない場合
- ② 給食施設が被害を受けたため、調理が不可能な場合
- ③ 学校給食センターが災害救助のため使用される場合
- ④ 衛生的な調理環境が保たれていない場合

6 児童・生徒及び教職員の心のケア

教職員は、災害後の教育現場において、児童・生徒のストレス反応等の様子に注意を払い、随時、状況を「学校教育班」に報告する。

「学校教育班」は、被災した児童・生徒の健康管理と併せて、専門医やカウンセラーの派遣等によるカウンセリング（心理学的援助）を実施するものとし、児童・生徒及び教職員への心のケアについての支援に努める。

7 就学援助に関する措置

「学校教育班」は、県と連携して、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に援助支援を行う。

- ① 被災により教科書及び学用品を喪失、または毀損した児童・生徒に対し供給する。
- ② 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった高等学校等（専修学校高等課程、特別支援学校を含む。）及び中等教育学校（後期課程）等の生徒の就学を援助するため、希望者に対し奨学金の緊急貸付を行う。
- ③ 被災家庭の特別支援学校の児童・生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

8 教職員の補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

- ① 市教育委員会は、災害発生時における教職員の被害状況について、速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。
- ② 県教育委員会は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ、速やかに次の措置を講じて、教職員の補充を行う。
 - ア 条例定数の範囲内においてできる限りの補充を行う。
 - イ 被災学校以外の学校にいる教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
 - ウ 必要に応じて、小・中学校にあっては非常勤講師の配当を行う。
 - エ 上記ア～ウの措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員（地方公務員法第22条）の予算措置を講じるとともに、差し当たって、被災地以外の教育委員会事務局、教育研修センター等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣するよう措置する。

第2項 保育対策

応急保育として、ここでは、保育所及び認定こども園における措置を取り上げ、幼稚園における措置は（ ）で読み替える。

1 事前措置

こども部長（教育長）は、災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合は、気象状況や被害の発生状況等について整理するとともに休園措置を検討し、速やかに保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）を通じて保護者へ連絡する。

2 災害が発生した場合の対応

① 「福祉こども・救護班」（学校教育班）は、保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）に対して適切な緊急対策を指示する。

② 保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）は、状況に応じて緊急避難等の措置を講じる。

この場合、園児の安全確保を第一とし、園において保護者に確実に引き渡す。

③ 保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）は、園児・職員及び施設・設備等の被害状況を把握し、速やかに「福祉こども・救護班」（学校教育班）に報告する。

④ 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は所属の保育所及び認定こども園（幼稚園）に参集し、市が行う災害応急対策に協力する。

⑤ 保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）は、応急保育の実施及び保育所管理等のための体制を確立する。

状況に応じて、臨時の保育・教育課程の編成を行い、速やかに園児及び保護者に周知する。

⑥ 夜間、休日や長期休暇中に発災した場合、担任から保護者への連絡によって園児の安否を確認する。

この場合、通信の混乱に備えて「災害用伝言ダイヤル（NTT）」や「災害用伝言板サービス（携帯電話各社）」の活用も平常時から考慮する。

3 応急保育の実施

災害が発生した場合、市内の保育所及び認定こども園（幼稚園）に臨時保育所を開設し、臨時保育所に充てられた保育士または教諭が応急保育を実施する。

① 保育所長及び認定こども園長（幼稚園長）は、職員を掌握して保育所及び認定こども園（幼稚園）の整理を行い、園児の被災状況を把握し、「福祉こども・救護班」（学校教育班）に連絡して復旧に努める。

② 「福祉こども・救護班」（学校教育班）は、情報、指示の伝達について十分な措置

を講ずる。

- ③ 受け入れ可能な園児は、保育所及び認定こども園長（幼稚園）において保育する。
また、被災により通園できない園児については、地域毎に実情を把握するよう努める。
- ④ 衛生管理には、十分注意する。

第3項 文化財及び社会教育施設対策

1 文化財応急対策

災害により文化財が被害を受けたとき、所有者（管理責任者）は被災状況等を教育委員会に報告する。

「社会教育班」及び「各総合支所総括・総務班」は、被災した文化財を調査して状況を把握し、その所管に応じた関係機関との連絡を図るとともに、連携して被害の拡大を防止するための応急措置を講ずる。

2 図書館、美術館、地区公民館等対策

地区公民館等の施設の管理者は、被災状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施する。

第20節 ライフライン施設の応急対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 上下水道施設の応急対策	水道班、下水道班、総合政策総括班					
第2項 ガス、電力、通信施設の応急対策	宮崎ガス、九州電力、九州電力送配電、NTT西日本					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-22 災害時における水道の応急復旧に関する協定書
- ・資料 2-29 災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定
- ・資料 2-34 都城市域電力設備災害復旧に関する覚書
- ・資料 2-44 災害時における専用水道水提供の協力に関する協定書

第1項 上下水道施設の応急対策

1 水道施設の応急対策

（1）応急復旧計画の作成

「水道班」は、災害によって水道施設が被災したときは、直ちに状況を調査、把握し、効果的な応急復旧計画を早急に作成する。

（2）重要施設の優先的復旧

「水道班」は、人工透析施設等多量の水を必要とする医療機関や要配慮者関連施設及び避難所等について、優先的に応急復旧を行う。

（3）実施体制

「水道班」は、応急復旧のための工事は、応援協定の支援団体の協力を得て実施する。

ただし、被害の程度が甚大で、人員、資機材が不足する場合は、県を介して周辺市町に応援を要請する。

《 応援協定 》

協定の名称	支援団体	連絡先
大規模災害時における応急措置業務等に関する基本協定	都城管工事協同組合	TEL 24-6059 FAX 21-1118
	北諸管工事協同組合	事務局（交代制）

（４）被災管の把握と配水管網図の準備

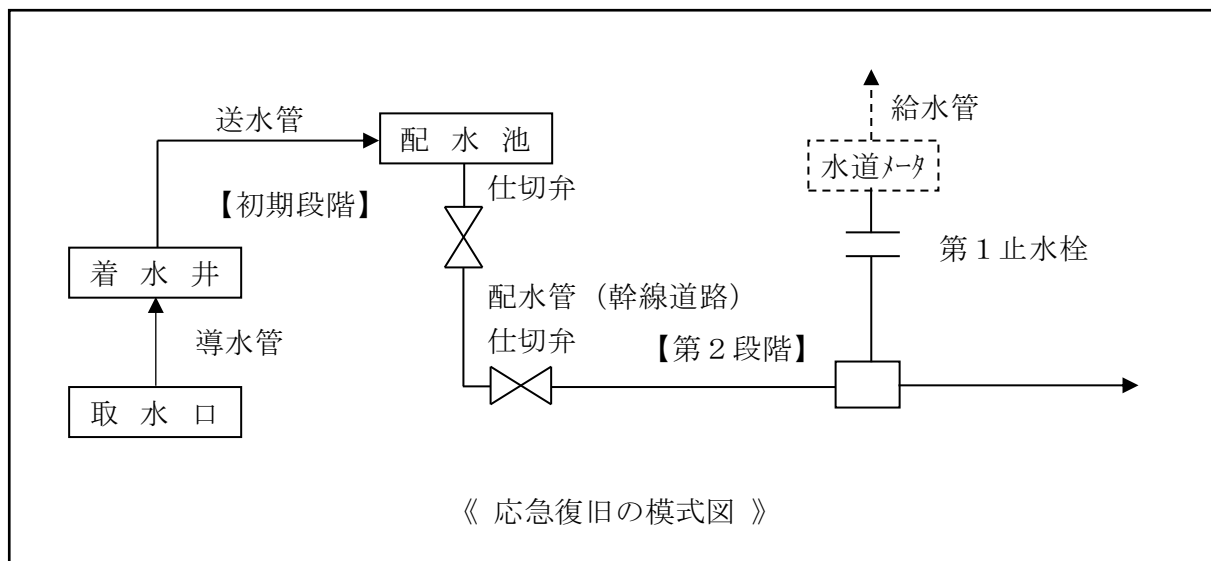
水道管の被災状況を把握するため、配水管網図を工事支援者へ配付し、断水及び被災箇所を調査する。

（５）管路の応急復旧

応急復旧は、次に示す手順で実施する。

《 応急復旧の流れ 》

段 階	作業内容
初期段階	1) 仕切弁の停止 2) 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む。） 3) 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む。） 4) 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む。）
第2段階	1) 優先的に給水する施設（病院、福祉施設等）への仮設配管等による給水の実施 2) 各家庭の止水栓（第1止水栓）の停止 3) 給水拠点、避難所における臨時給水の実施 4) 配水支管及び給水管の調査及び復旧 以上の作業を繰り返し継続する。 （修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）



（6）施設の応急復旧

① 給配水施設

施設の被災状況を早急に調査し、導水管及び主要な取水施設について優先して応急復旧を行う。

② 送水ポンプ施設

ポンプ場には、送水のための応急措置をとる。

停電した場合は、自家発電装置等により施設や機器の運転制御を行い、電力が復帰した後は速やかに加圧送水ができるよう努める。

（7）水質の確認

災害が発生した後、及び応急復旧後の配水開始の前には、水質の安全を確認した上で給配水を実施する。

2 下水道施設の応急対策

「下水道班」は、次に示す応急対策を実施する。

（1）応急対策の実施

- ① 災害により被害を受けた下水道施設については、直ちに状況を調査し、速やかに復旧を開始する。
- ② 処理施設が受け入れ可能な場合についても、計画的な処理に万全を期す。

（2）下水管渠

- ① 下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立案する。

- ② 施工途中で被害にあった箇所については、被害を最小限に止めるよう施工業者に対して指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- ③ 可搬式排水ポンプ等の資機材は、速やかに所要量を把握、調達し、応急復旧を行う。

(3) ポンプ場及び処理場

- ① 停電によりポンプ場及び処理場機能が停止した場合は、自家発電装置等によってポンプ及び処理施設等の運転を維持し、機能停止による排水及び処理不能事態が発生しないようにする。
- ② 特に防護の必要のあるものに対しては、洪水、その他の被害に備え、必要な資機材を調達し応急復旧を行う。

(4) 農業集落排水施設

- ① 災害により被害を受けた埋設管等の施設については、直ちに状況を調査し、速やかに復旧を開始する。
- ② 停電により処理場機能が停止した場合は、自家発電装置等によってポンプ及び処理施設等の運転を維持し、機能停止による排水及び処理不能事態が発生しないようにする。

3 ライフライン施設に関する連絡・広報の実施

「上下水道総括班」「水道班」「下水道班」及び「総合政策総括班」は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、市の災害対策本部だけでなく、県災害対策本部にも密に連絡する。

また、災害発生後のライフラインへの住民の関心は非常に高いものであることから、混乱を防止するために、各対策部及び関係機関は、ライフラインの被害状況や復旧の見通し等について、住民に効果的に広報を行い、周知を図る。

第2項 ガス、電力、通信施設の応急対策

1 ガス停止時の代替措置 [宮崎ガス株式会社（都城支店）]

- ① 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
- ② 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。
- ③ 緊急施設及び主要避難所に対し、移動式のガス発生設備（空気吸入式及び圧縮ガス式）による臨時供給を行う。

2 都市ガス施設の応急復旧 [宮崎ガス株式会社（都城支店）]

（1）被災状況の把握

災害に関する情報を収集し、支店及び本社に連絡する。
支店及び本社は、被災状況の集約に努める。

（2）作業体制の確保

① 災害対策本部の設置

災害が発生した場合には、非常災害応急対策要領等の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

② 対策要員の確保

ア 対策要員の確保

あらかじめ定められた各対策要員を速やかに召集し、直ちに作業班を編成する。

イ 応援要員の要請

災害対策本部は、予想された被害程度に伴い、他の事業体に応援要員を要請する。

③ 被害復旧活動資機材の備蓄

ア 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

イ 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

ウ 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。

なお、必要に応じて、他の事業所から諸機材を借用し、緊急事態に対応する。

(3) 応急措置

災害対策本部は、大規模な災害が発生し、二次災害のおそれがあると判断された場合は、直ちに次の措置をとる。

- ① 製造所の製造量及び送出量の調整・停止
- ② ガス施設または需要家の被害状況によるガス供給の地域的しや断
- ③ 被害状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- ④ その他、状況に応じた適切な措置

(4) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各作業班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

- ① 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
- ② 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開
- ③ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
- ④ その他、現場の状況により適切な措置

(5) 情報の連絡・広報

① 情報の連絡

災害に関する情報、応急措置、復旧の情報を、市町村・県及び関係機関等に密に連絡する。

② 広 報

災害の発生が予想される場合、住民に対して施設被害状況及び復旧状況や、ガス閉栓の確認等についての広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

施設名	所在地	連絡先
宮崎ガス株式会社都城支店	都城市吉尾町2145-1	TEL : 38-7500 FAX : 38-7501

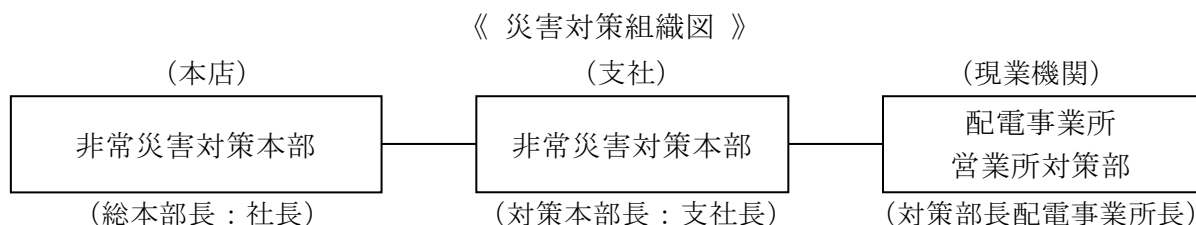
3 電力停止時の代替措置 [九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社]

- ① 公共機関、広域避難場所、その他重要施設に対し、発電機車、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。
- ② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

4 電力施設の応急復旧 [九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社]

(1) 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合は、災害対策組織を設置する。
また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておく。



(2) 災害時における情報の収集、連絡

① 通報、連絡の方法

通報、連絡は、無線、有線通信用の諸施設及びN T T電話等を利用して行う。

② 情報の収集、報告

災害が発生した場合、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

ア 一般情報

- a 気象、地象情報
- b 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等公共の施設を始めとする当該管内全般の被害情報

- c 対外対応状況

(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

- d その他災害に関する情報 (交通状況等)

イ 当社被害情報

- a 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- b 停電による主な影響
- c 復旧機材、応援、食料等に関する事項
- d 従業員の被災状況
- e その他災害に関する情報

③ 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

④ 通話制限

- ア 災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は、必要と認めたとき、通話制限その他必要な措置を講ずる。
- イ 防災体制の発令前であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めたときは、本店直轄機関及び現業機関等の長の判断により、通話制限その他必要な措置を講ずる。

(3) 対策要員の確保

- ① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- ② 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
なお、供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。
- ③ 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 災害時における復旧資材の確保

① 調 達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確保し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他電力会社等からの融通

② 輸 送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等を始め、その他実施可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

(5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関から要請があった場合には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 災害時における応急工事

① 応急工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

② 応急工事の基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力発電設備

移動用機器、予備品、貯蓄品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員等の条件を考慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。

オ 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(7) 復旧計画

- ① 対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧の完了見込み

カ 宿泊施設、食料等の手配

キ その他必要な対策

- ② 上級対策組織は、前項の報告に基づき、下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(8) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、

供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
水力発電設備	① 系統に影響の大きい発電所 ② 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ③ 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④ その他の発電所
送電設備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の主要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	① 主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 ② 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③ 重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ② その他の回線
通信設備	① 給電用電話回線 ② 系統用保護制御用回線 ③ 電力運用監視制御用回線 ④ その他回線

（9）災害時における広報

① 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も併せて行う。

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5 電話停止時の代替措置 【西日本電信電話株式会社】

（1）警察 110 番通話

高度化緊急通信システム導入により、故障等における通信確保を考慮した複数ルートの接続がとれることにより通信の確保を図っている。

（2）消防 119 番通話

110 番同様、高度化緊急通信システムを導入済み。

なお、故障等により専用回線が不通となった場合、公衆回線に切替えて通信の確保を図っている。

（３）特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

① 特設公衆電話

災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通信を確保するための無料の公衆電話で、災害救助法が発動された地域、または、これに準じた災害が発生した場合に設置する。

② 臨時公衆電話

災害時の通話を確保するために、特設公衆電話及び既設公衆電話だけでは対応できない場合、必要に応じて臨時の公衆電話（有料）を設置する。

③ 街頭公衆電話の無料開放

災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯でコインが使えなくなったりするおそれがある。

この場合に実施する緊急措置が、街頭公衆電話の無料開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。

（４）通信の利用制限

災害が発生した場合、安否の問い合わせやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。

これは通話量が通信設備（交換機等）の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、この場合、電気通信事業法の規定に基づく規制措置を行う。

（５）輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル（171）」を導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。

<災害時の注意>

- ① ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
- ② 災害などで受話器が外れたままになっていると、交換機がマヒ状態になったり、せっかくかかってきた電話も話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- ③ 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- ④ 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短かにすませる。

＜災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法＞

- ① 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。
- ② サービスの提供開始や録音件数等、提供条件についてはN T Tで決定し、テレビ・ラジオ等で通知する。

6 通信施設の応急復旧 [N T T西日本株式会社]

災害により通信サービスに支障をきたした時、以下の対策を講じ、通信サービスの早期復旧に努める。

(1) 被災状況の把握

① 社外との連携

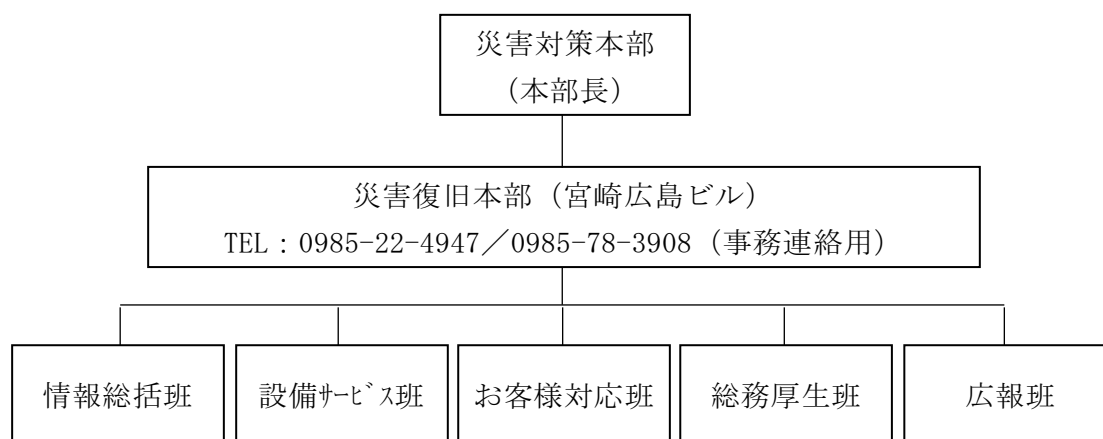
災害に関する被災状況、応急措置、応急復旧の情報を、行政機関、防災関係機関と連絡を密にとり、情報交換に努める。

(2) 復旧要員の確保

① 復旧体制

災害が発生した場合、状況に応じN T T西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置する。

《 N T T西日本宮崎支店災害対策体制図 》



② 非常召集と自主出社

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた復旧要員を非常召集するとともに、関係グループ会社等に要請する。

なお、一定の規模以上の地震が発生した場合等には、N T T西日本宮崎支店災害対策本部員は、自主的に出社する。

③ グループ一体となった復旧体制

N T T西日本宮崎支店で、早期復旧が困難な場合は関係グループ会社等に要請し、グループ一体となった復旧体制をとる。

④ 広域応援体制

大規模災害発生時に、N T T西日本宮崎支店のみでは短期間に復旧困難な場合は広域応援体制をとり、電気通信サービスのより迅速な復旧を図る。また、被災状況調査及び移動電源車・衛星通信等による重要、緊急通信の確保等を行うほか、既存設備の迅速な復旧を図る。

(3) 防災訓練

大規模災害時に備え、定期的を実施するとともに、行政機関の主催する防災訓練にも積極的に参加する。

(4) 災害体制

① 災害対策用機器及び車両等の配備

災害が発生した場合、重要通信を確保するとともに故障を迅速に復旧するため、可搬型無線機、移動電源車及び応急光ケーブル等の災害対策用機器・資材を事前に配備する。

ア ポータブル衛星通信システム：衛星通信により臨時回線、特設公衆電話の設置に使用する。

イ 衛星通信車：衛星通信により臨時回線を開設、孤立防止を図る。

ウ 衛星携帯電話：地震等の大規模災害発生時、地上波を介した通信網が被災した場合に、衛星経由により使用する。

エ 移動電源車：長時間停電が発生し、予備電源も停止した場合に通信電源を確保する。

オ 非常用交換機：小規模な交換機が被災した場合に使用する。

カ 応急復旧用ケーブル：被災した線路設備を応急復旧するために使用する。

② 広域調達体制

N T T西日本宮崎支店に配備している各種災害対策用機器及び資材が不足する場合は、本社へ依頼し確保する。

③ 緊急輸送

大規模災害時に復旧要員、資材及び災害対策用機材・資材の緊急輸送が必要となった場合は、ヘリコプター・船舶等を用い緊急輸送をする。

ヘリコプター出動については、行政機関等へ要請する。

④ 復旧順位

災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置をとることとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置をもって復旧に努める。

詳細については、「重要通信を確保する機関」及び「電気通信サービスの復旧順位表」による。

(5) 広 報

災害が発生し、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するとともに、通信ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

① 報道機関による広報

報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞掲載等による広報活動を積極的に実施する。

② 広報車による広報

広報車による巡回広報を行い、地域の利用者に積極的に広報する。

第21節 ボランティア活動との連携

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 ボランティアの受け入れ	市社会福祉協議会					
第2項 ボランティアの派遣の要請	福祉こども・救護 班					
第3項 災害救援ボランティアセン ターとの連携	福祉こども・救護 班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

第1項 ボランティアの受け入れ

1 ボランティアの調整機関

ボランティアの活動の調整は、災害救援ボランティアセンターが行う。

また、「福祉こども・救護班」は、「本部班」と災害救援ボランティアセンターとの連絡調整を行う。

2 ボランティアの受け入れ

市社会福祉協議会は、災害が発生した場合、災害救援ボランティアセンターを立ち上げる。

（1）災害救援ボランティアセンターの業務

- ① ボランティアの受付及びコーディネート
- ② 被災地の生活ニーズの把握、活動プログラムの策定と提供
- ③ ボランティア活動情報の集約及び管理、情報提供
- ④ ボランティア活動支援のための物資、資機材等の募集、確保及び提供
- ⑤ ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続
- ⑥ 市の災害対策本部や他のボランティアセンター等との連絡調整
- ⑦ ボランティア連絡会議の開催
- ⑧ ボランティア活動のための地図及び在宅要配慮者のデータ作成・提供
- ⑨ 県災害ボランティアセンターへの支援要請
- ⑩ 男女共同参画の視点による情報提供、相談対応
- ⑪ その他被災者の生活支援に必要な活動

(2) コーディネーターの配置

災害救援ボランティアセンターでは、受付窓口の開設と同時に、被災地のニーズや市等からの派遣要請を担当するコーディネーターを配置する。

(3) 赤十字奉仕団の活動

日本赤十字社は、災害救護を本来の使命としており、人種、地域を問わず人道活動を行っている。県内の全市町村に地域奉仕団を結成するほか、アマチュア無線や救急法等に関する特殊奉仕団も結成しており、日頃から訓練を積み重ね、災害時にはその機動力を生かし活動を行うものである。

奉仕団への活動協力要請が必要な場合は、日本赤十字社宮崎県支部都城市地区を通じ、各委員長等へ連絡するものとする。

① 都城市赤十字奉仕団

都城市赤十字奉仕団は、日本赤十字社宮崎県支部の指導や協力を得ながら、炊き出しや被災者の身体的・精神的なケアを行う。

また、他のボランティアと協力し、被災者への様々な支援を行う。

② 宮崎県救急安全赤十字奉仕団都城北諸地区

宮崎県救急安全赤十字奉仕団都城北諸地区は、近隣住民と協力し、被災者の救出、救援、救護活動等を行う。

③ 宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団

宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団は、災害発生後に迅速に、かつ安全に災害状況の把握を行い、市災害対策本部と連携をとり、被害拡大の防止に努める。

(4) ボランティアに係る関係機関

機 関 名	担 当	連 絡 先
都城市社会福祉協議会	—	TEL 25-2123 FAX 25-2103
都城市ボランティアセンター	都城市社会福祉協議会内	TEL 25-7318 FAX 25-8894
日本赤十字社宮崎県支部都城市地区	福祉部福祉課内	TEL 23-2980 FAX 24-1188
福祉課		TEL 36-8711 FAX 24-1188

第2項 ボランティアの派遣の要請

1 ボランティアの派遣の要請

(1) 派遣要請の方法

「福祉こども・救護班」は、災害応急対策においてボランティアの協力を必要とする場合、災害救援ボランティアセンターに次に掲げる事項を明確にして協力を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 活動の内容
- ③ 従事場所
- ④ 必要とする人数
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所
- ⑦ その他の必要事項

(2) 要請する活動の内容

ボランティアの活動は、あくまでも自主性を尊重するものとし、活動方針の決定や人員派遣については、ボランティアに委ねるものであるが、おおむね次の内容とする。

- ① 安否情報、生活情報等の収集及び報告
- ② 被災者の介護支援
- ③ 救援物資の仕分け、配布、配達
- ④ 飲料水や給食の供給の支援
- ⑤ 清掃、防疫等の支援
- ⑥ 避難所の運営支援
- ⑦ 高齢者、傷病者等の看護や生活支援
- ⑧ 被災者の生活支援に必要な活動
- ⑨ 上記に類する業務及び災害救助活動に関して専門技能を要する業務

(3) 活動記録

ボランティア等の協力を受けた各班は、次に掲げる事項について記録し、福祉こども・救護班長に報告する。

福祉こども・救護班長は、とりまとめのうえ「本部班」に報告する。

- ① 団体または個人の名称、氏名
- ② 協力を受けた活動の内容
- ③ 日時・期間
- ④ 従事場所
- ⑤ その他必要な事項

第3項 災害救援ボランティアセンターとの連携

1 連絡調整窓口の設置

災害救援ボランティアセンターとの連絡調整のための窓口を「福祉こども・救護班」に置く。

2 連絡調整員の派遣

「福祉こども・救護班」は、災害対策本部と緊密な連携を保つために、連絡や情報収集、提供を行う連絡調整員を災害救援ボランティアセンターに派遣する。

3 情報の提供

災害対策本部は、「福祉こども・救護班」が派遣した連絡調整員を介して、災害救援ボランティアセンターが円滑な運営を行い効果的なボランティア活動を展開できるよう、被害状況や応急対策の進行状況等を、随時、災害救援ボランティアセンターに提供する。

そのために「本部班」と「福祉こども・救護班」は緊密な情報の共有を図る。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等、情報を共有する場を設置するなどし、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

4 災害救援ボランティアセンターへの支援

「福祉こども・救護班」は、ボランティア活動を支援するため、災害救援ボランティアセンターへ物品の提供等を行う。

【第2章 第22節 第2項「支援体制の整備」参照】

第22節 義援金・義援物資の受け入れ

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 義援金の受け入れ、配分	出納班、福祉こども・救護班					
第2項 義援物資の受け入れ、配分	物資補給班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

第1項 義援金の受け入れ、配分

1 義援金の受け入れ

（1）実施者

「出納班」は、市に寄託された義援金の受付、受領及び一時保管を行う。

（2）義援金の受け入れ

「出納班」は、下記の手順に従い、義援金の受付窓口を設置するとともに、各方面から寄せられる個人や団体からの義援金の受付、保管を行うほか、問い合わせへの対応を行う。

- ① 「当該災害の義援金受付窓口」を設置する。
- ② 銀行、郵便局等の金融機関に義援金用の口座を開設する。
- ③ 受付時には、必ず受領書を発行し、その写しをとる。
- ④ 金融機関への振込みの場合でも、受領証の発行の要求に速やかに応じられるよう、寄託者の氏名、金額等について記録する。
- ⑤ 寄託者の氏名、金額を記録する記録台帳を作成して適正に管理するとともに、「透明性」を確保するために、配分の状況について常に公開できるように留意する。

2 義援金の配分

（1）実施者

「福祉こども・救護班」は、市に寄託された義援金の配分を行う。

（2）配分方法

義援金は、被災者の状況を把握した上で、配分の「公平性」を確保するために関係機関で構成する「義援金配分委員会」を設置し、次の内容等を検討して配分方法を決

定する。

また、できるだけ早く配分することにも留意し、段階的な配分についても検討する。

- ① 対象者の設定
- ② 配分の期間、配分比率の設定
- ③ 受領の方法

第2項 義援物資の受け入れ、配分

1 義援物資の受付

(1) 実施者

「物資補給班」は、市に寄託された義援物資の受領、配分を行う。

(2) 義援物資の受け入れ

「物資補給班」は、下記の手順に従い、義援物資の受付窓口を設置するとともに、各方面から寄せられる義援物資の受付、保管を行うほか、問い合わせへの対応を行う。

なお、義援物資は、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資は原則として受け取らず、個人の場合は義援金での支援とするように理解を求める。

- ① 「当該災害の義援物資受付窓口」を設置する。
- ② 物資の受け入れ場所として、物資の集配拠点施設を確保し体制を整える。
- ③ 受付時に、食料品と物品とを区分する。
- ④ 提供者の氏名、品目、数量等を記録する管理台帳を作成するとともに、物資配分計画と照らして適正な「在庫管理」ができるようにする。

2 義援物資の募集

(1) 義援物資の募集

「物資補給班」は、避難者や在宅被災者に給与または貸与する物資が不足するおそれがある場合には、必要に応じて県及び関係機関と連携して義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者の需要の状況を把握した上で効果的な募集を行うとともに、過剰な物資により混乱や無駄が生じないように、募集内容、方法、期間等を明確にして報道機関やインターネット等を通じて支援を要請する。

募集の際の留意事項は次のとおりである。

- ① ニーズ（必要としている物資の種類、数量、必要とする期間等）を明確に伝える。
- ② 必要のない物資の種類を明確に伝える。
- ③ 送付先を集配拠点施設等に限定して明確に伝える。

- ④ 食料品と衣類等を合わせて梱包しないようにお願いします。
- ⑤ ひとつの箱にはできるだけ同じ種類の品物を入れるようにお願いします。
- ⑥ 箱の表面に内容物を記載してもらうようにお願いします。

3 義援物資の集積と保管

【同章 第13節 第4項「生活必需品等の供給」】に準じて実施する。

4 物資の配分

【同章 第13節 第4項「生活必需品等の供給」】に準じて実施する。

第23節 要員の臨時的雇用

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 臨時職員等の雇用	人事班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

第1項 臨時職員等の雇用

1 臨時職員等の雇用

「人事班」は、市職員及び防災関係機関の職員等の要員が不足し、応急対策業務の実施ができない場合に、緊急かつ臨時的に行う臨時職員等の雇用を行う。

救助法による臨時職員等の雇用は以下のとおりである。

2 対象となる臨時職員等

- ① 被災者の避難のために必要な者
- ② 飲料水を供給するための輸送、浄水等を行う者
- ③ 医療または助産のために重篤な患者の搬送を行う者、及び公立病院や日本赤十字社以外の医療機関から医療救護班に加わる医師、看護師、薬剤師等
- ④ 被災者の救出のために救出そのものを行う者、及び救出のための機械、器具の操作または輸送を行う者
- ⑤ 行方不明者及び遺体の捜索を行う者
- ⑥ 遺体の処置のために消毒、洗浄、縫合または輸送を行う者
- ⑦ 救助物資の整理、配分及び輸送に当たる者

3 雇用の期間

救助法により臨時職員等を雇用できる期間は、法令その他に規定されているそれぞれの救助に必要とされている期間の範囲とする。

4 雇用の費用

臨時職員等の賃金は、法令その他に規定されているものを除き、通常の実費を支給する。

第24節 社会秩序の維持

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 社会秩序の維持	本部班、秘書広報班、商工 観光班、警察					
第2項 帰宅困難者対策	本部班、秘書広報班、避難 收容班、物資補給班、各総 合支所生活福祉班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

第1項 社会秩序の維持

1 地域安全の維持

災害が発生した後、被災地の社会生活は大きく混乱するため、この混乱に乗じた犯罪が予測される。

こうした被災地における犯罪を防止するため、次に示す対策を実施する。

（1）巡回パトロールの実施

- ① 警察による被災地パトロールの強化
- ② ボランティアによるパトロールの実施
- ③ 住民自らによるパトロールの実施

（2）環境改善による防犯

「本部班」は、電力施設の復旧により防犯灯や街路灯の早期回復に努め、街を明るくすることで犯罪の発生を防止する。

（3）被災者への啓発

「秘書広報班」及び警察は、随時、事件に関する情報交換を行い、住民や避難所の被災者に対して、広報紙や避難所での掲示等の方法により防犯に関する情報を提供し、防犯意識の啓発に努める。

< 犯罪の例 >

- ① 倒壊した家屋や商店からの盗難事件
- ② 災害に乗じた架空の事故により金銭を要求する詐欺事件

2 経済混乱、犯罪等の防止

災害直後で、食料や物資が不足している状況では、買い占めや売り惜しみによる経済混乱が発生するおそれがある。

また、「商工観光班」は、復旧活動を利用した悪質商法も予測されることから、県や警察と連携して、混乱の抑止や犯罪の防止に努める。

(1) 買い占めや売り惜しみの防止

「商工観光班」は、県と協力して、物価の監視や価格調査を行い、事業者に対して適切な指導を行う。

(2) 悪質商法の被害の防止

「秘書広報班」は、悪質商法による被害をなくすため、広報紙や掲示、ホームページ等を通じて犯行の手口を紹介し、住民に対して幅広く注意を呼び掛ける。

また、被害の後始末を依頼するときは、複数の業者から見積りを取って慎重に検討し、契約では必ず正規の契約書を取り交わす等の自衛策の指導を行う。

<悪質商法の例>

- ① 被災した住宅の修繕を利用して高額な請求をする悪質商法
- ② ごみの引き取りを利用して高額な請求をする悪質商法
- ③ 浸水家屋の消毒を利用して高額な請求をする悪質商法

3 協力の要請

「本部班」は、警察官の協力を必要とするときは、都城警察署長に対して要請を行う。

施設名	要請時期	連絡先
都城警察署	平常時	TEL 24-0110
	警備課（災害専用）	TEL 23-2278 FAX 23-2278

4 情報の収集

「秘書広報班」及び警察は、犯罪や経済混乱等に関する苦情の受付窓口を用意し、被害の情報を収集して状況を把握するとともに、住民の相談に応じることで被害の防止または軽減を図り、災害後における社会秩序の維持に努める。

第2項 帰宅困難者対策

「秘書広報班」は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供する。

また、「本部班」「避難収容班」「物資補給班」及び「各総合支所生活福祉班」は、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。

その際は、女性専用スペースを設ける等、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

第25節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害緊急事態の布告及び 特定大規模災害の指定	本部班、各班					

第1項 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部または一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。

(平成25年6月改正災害対策基本法第105条)

内閣総理大臣により、都城市の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし
1. 避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2） 政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外）は、適用しない。 ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。 2. 臨時の医療施設に関する特例（第86条の3） 政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。 3. 埋葬及び火葬の特例（第86条の4） 厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬または収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。 4. 廃棄物処理の特例（第86条の5） 環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第25節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害緊急事態の布告及び 特定大規模災害の指定	本部班、各班					

第1項 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部または一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。

(平成25年6月改正災害対策基本法第105条)

内閣総理大臣により、都城市の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし
1. 避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2） 政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外）は、適用しない。 ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。 2. 臨時の医療施設に関する特例（第86条の3） 政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。 3. 埋葬及び火葬の特例（第86条の4） 厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬または収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。 4. 廃棄物処理の特例（第86条の5） 環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

項 目	担 当
第1項 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	各部

第1項 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

市長は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すのか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとし、併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画も促進する。

また、国、県、他の地方公共団体等に対し、復旧・復興に要する財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、必要に応じて職員の派遣、その他の協力を求める。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が広範囲に及び、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことは困難になることから、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決をも含めた復興を目指す。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

項 目	担 当
第1項 公共施設の災害復旧事業計画	各部
第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	各部

第1項 公共施設の災害復旧事業計画

1 公共施設の災害復旧

公共施設の災害復旧に当たっては、被災した施設の原形復旧を基本としながら、再度の災害による被害を防止するため、必要な新設または改良を伴う関連事業を積極的に取り入れて施行する。

各種施設の災害復旧事業計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、速やかに完了するよう施行の促進を図る。

2 災害復旧の体制整備

災害が発生した場合、被害状況を速やかに調査し緊急に災害査定が行われるよう対処するとともに、災害復旧の迅速な実施が図れるよう、必要な職員の配備、応援、派遣等の体制の整備に努める。

3 災害復旧事業計画の種類

公共施設の災害復旧は、次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 道路施設災害復旧事業計画
 - イ 河川施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 下水道施設災害復旧事業計画
 - ク 公園施設災害復旧事業計画

- ② 農林水産施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 水道施設災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ その他災害復旧事業計画

第2項 災害復旧事業に伴う財政援助

1 一般災害に係る財政援助

公共施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業は、一定の要件に該当するものについては国が経費の一部を負担または補助する制度が設けられている。

主な災害復旧事業とその根拠法令等は、次のとおりである。

《 法律または要綱等により一部負担または補助するもの 》

事業	法律または要綱等
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和26年法律第97号)
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)
都市災害復旧事業	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
水道施設災害復旧事業	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
住宅災害復旧事業	公営住宅法(昭和26年法律第193号)
社会福祉施設災害復旧事業	生活保護法(昭和25年法律第144号) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 老人福祉法(昭和38年法律第133号) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)
公立医療施設病院等災害復旧事業	内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領
学校教育施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和28年法律第247号) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
環境衛生施設等災害復旧事業	内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

2 激甚災害の指定促進

「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化、及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的としたものである。

市長は、県が行う激甚災害法に関する必要な調査等に協力し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

- ① 「激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律」の適用促進
- ② 緊急災害査定促進（被害状況の速やかな調査把握）
- ③ 災害復旧資金の確保措置（災害復旧に必要な資金需要額の早急な把握）

3 激甚災害法に定める基準

激甚災害には、次の二通りの指定基準がある。

- ① 広域的（全国レベル）な「本激甚指定基準」
- ② 市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定基準」

激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について、国庫負担率または国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等その基準別に個別に指定される。

4 激甚災害に関する被害状況等の報告

（1）知事への報告

市長は、市域内に災害が発生した場合は、基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を、知事に、報告する。

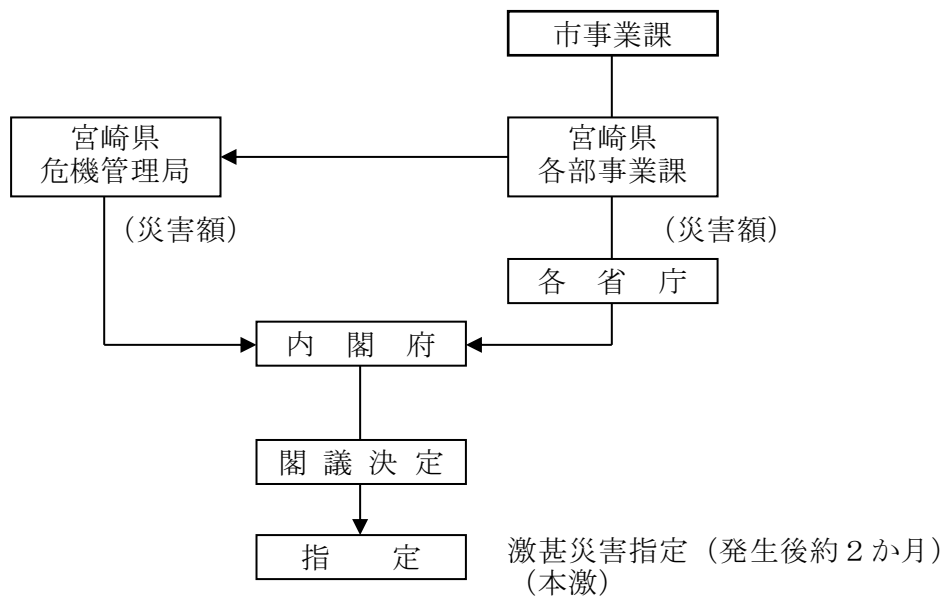
（2）報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所または地域
- ④ 被害の程度（基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ⑤ 災害に対しとられた措置

⑥ その他必要な事項

《 激甚災害指定の手続きの流れ 》



5 激甚災害に係る財政援助

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

《公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助》

適用すべき措置	財政援助内容
公共土木施設災害復旧事業 （昭和26年法律第97号）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業。
公共土木施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業で国の負担割合が3分の2未満のもの（道路、砂防を除く。）。

適用すべき措置	財政援助内容
堆積土砂排除事業	① 公共施設の区域内の排除事業 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、植木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で市が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの、または国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く。） ② 公共施設区域外の排除事業 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの、または市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業。
湛水排除事業	激甚災害の発生に伴い浸水した地域で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で市が施行するもの。

- 【その他】・生活保護施設災害復旧事業
- ・婦人保護施設災害復旧事業
 - ・感染症指定医療機関災害復旧事業

（２）農林水産業に関する特別の助成

適用すべき措置	財政援助内容
農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 (激甚災害法第5条)	この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ排除した額に対して一定の区分に伴い超過累進率により嵩上げを行い措置する。
農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (激甚災害法第6条)	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について、10分の3（事業費の政令で定める額に相当する部分は10分の5）に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。

適用すべき措置	財政援助内容
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合の特別措置 (激甚災害法第8条)	① 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円に、政令で定める資金として貸し付けられる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について7年以内とする。 ② 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。
土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助 (激甚災害法第10条)	激甚災害に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ha以上である区域で農林経済産業大臣が告示した場所。

- 【その他】・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第7条）
・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第9条）
・共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚災害法第11条）
・森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11の2条）

（3）住宅災害復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
公営住宅災害復旧事業 (昭和26年法律第193号)	公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅、共同施設の建設または補修に関する事業。
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (激甚災害法第22条)	① 市の区域内にある住宅で激甚災害により滅失したものの戸数が100戸以上または市の区域内にある住宅の戸数の1割以上である場合。 ② 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

（４）学校教育施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
公立学校施設災害復旧事業 (昭和28年法律第247号)	公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業。
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (激甚災害法第16条)	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚災害法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する集会所、図書館、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。
私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (激甚災害法第17条)	激甚災害を受けた私立の学校の建物等の施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。

（５）社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
児童福祉施設復旧事業 (昭和22年法律第164号)	児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業。
養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業 (昭和38年法律第133号)	老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業。

（６）医療等に関する特別の助成

適用すべき措置	財政援助内容
感染症予防事業 (平成10年法律第114号)	激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による市の支払に係る感染症予防事業。

(7) 中小企業に関する特別の助成

適用すべき措置	財政援助内容
中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例 （激甚災害法第12条）	① 激甚災害につき救助法が適用された地区内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の貸付に関する貸付限度額を別枠として設ける。 ② 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80 ③ 保証料率を引き下げる。
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 （激甚災害法第14条）	激甚災害を受けた事業協同組合等の施設に対する災害復旧事業に要する経費につき、予算の範囲内において要する経費の3分の2を補助することができる。

(8) その他の財政援助及び助成

適用すべき措置	財政援助内容
水防資材費の補助の特例 （激甚災害法第21条）	水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域。なお、補助率は3分の2である。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 （激甚災害法第24条）	① 小災害復旧債・・・公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業で小規模なものにあててための起債 ② 元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。

- 【その他】・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚災害法第19条）
 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例（激甚災害法第20条）
 ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（激甚災害法第25条）

第3節 計画的復興の進め方

項 目	担 当
第1項 災害復興方針・計画の策定	各部
第2項 災害復興事業の実施	各部

第1項 災害復興方針・計画の策定

1 計画的復興の推進

大規模な災害によって地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造及び産業基盤の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となる。

これを円滑に実施するため、市及び関係機関は、法律、政治、経済、都市計画、福祉等様々な分野の専門的知見を活用しつつ復興計画を策定し、新たに、安全で豊かなまちづくりを実施する。

2 災害復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置する。

3 災害復興方針の策定

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される「災害復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

なお、委員会を設置する際には、女性が活躍する民間団体や専門職団体から委員を任命する等、積極的に女性を登用する。

4 災害復興計画の策定

市長は、災害復興方針に基づき、次に示す具体的な災害復興計画の策定を行う。

なお、策定に当たっては、性別・年齢に関わらず、障がい者、外国人等を含む多様な主体の意見を聴取するとともに、意見を反映させるため、ワークショップや意見交換会、公聴会、パブリックコメント、住民一人ひとりを対象としたアンケート調査等により、ニーズをきめ細かに把握するよう努める。その際には、女性だけを対象としたワークショップ等を開催して、女性の意見を聴く工夫を行う。

- ① 市街地復興に関する計画
- ② 産業復興に関する計画
- ③ 生活復興に関する計画
- ④ 事業手法
- ⑤ 財源確保
- ⑥ 推進体制に関する事項

第2項 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築制限区域の指定

市長は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、県の承認を受け、その旨の告示を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市長は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定により、都市計画区域内における市街地の土地の区域において、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、不良な街区環境の形成を防止するとともに、緊急かつ健全な復興を図るための土地区画整理事業や市街地再開発事業等を実施できる環境を整える。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

市長は、災害復興に関する専門の専管部署を設置する。

(2) 災害復興事業の実施

市長は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

項 目	担 当
第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置	総合政策部、総務部、各総合支所、各地区市民センター
第2項 給付等による支援	福祉部、こども部
第3項 税の減免等の措置	総務部、健康部
第4項 災害公営住宅の建設	土木部
第5項 雇用機会の確保	商工部

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

- ・資料 2-21 災害発生時における都城市と都城市内郵便局の協力に関する協定
- ・資料 2-56 都城市税減免の基準に関する規則
- ・資料 2-57 都城市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置

「総合政策部」及び関係各部等は、各種支援措置について被災地以外へ疎開等を行っている被災者を含め、広報するとともに、開設の要請を受け、総合政策部及び関係各部局は、関係機関の協力を得て、市庁舎、または総合支所や地区市民センター等、住民が利用しやすい適当な場所に、臨時の市民相談室を設置し、被災者の多方面にわたる相談に応じる体制を確立する。

第2項 給付等による支援

市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

1 災害弔慰金の支給

都城市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年条例第 110 号）に基づき、住民が、災害により生じた被害で死亡したとき、その遺族に対し弔慰金を支給する。

区 分	支給の内容等
実 施 主 体	市
支 給 対 象	災害で死亡した者の遺族
支給の順位	・① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ・上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者 と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）
弔慰金の額	(1) 生計維持者が死亡した場合 …………… 500 万円 (2) その他の者が死亡した場合 …………… 250 万円
取 扱 窓 口	福祉課

2 災害障害見舞金の支給

都城市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年条例第 110 号）に基づき、住民が、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、当該住民に対し見舞金の支給を行う。

区 分	支給の内容等
実施主体	市
支給対象となる障がいの程度	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの
見舞金の額	(1) 生計維持者が重度の障がいを受けた場合 …………… 250 万円 (2) その他の者が重度の障がいを受けた場合 …………… 125 万円
取扱窓口	福祉課

3 災害援護資金の貸付

都城市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年条例第 110 号）に基づき、災害により被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、援護資金の貸付を行う。

区 分	支給の内容等		
実施主体	市		
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合、県内のすべての市町村が対象となる。		
貸付限度額	貸付区分		貸付限度額
	世帯主が負傷した場合 (療養に要する期間がおおむね1か月以上であること。)	家財・住居ともに損害がない場合	150万円
		家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	250万円
		住居が半壊した場合	270万円 (350万円)
		住居が全壊した場合	350万円
	世帯主が負傷しなかった場合	家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	150万円
		住居が半壊した場合	170万円 (250万円)
		住居が全壊した場合 (次項の場合を除く。)	250万円 (350万円)
		住居の全体が滅失(全壊、全焼、流失)した場合	350万円
	※「家財の損害」は、家財の価格のおおむね1/3以上に達する損害をいう。		
	※()内は、被災した住居を建て直すに際しての住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合		
	※世帯の合計所得が表の額以下の場合対象		
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額		
1人	220万円		
2人	430万円		
3人	620万円		
4人	730万円		
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。		
利 率	(1)保証人を立てる場合は無利子 (2)保証人を立てない場合は年3%以内で規則で定める率(据置期間中は無利子)		
据置期間	3年(市長が必要と認めたときに限り5年)		
償還期限	10年(据置期間を含む。)		
償還方法	年賦、半年賦、月賦又は元利均等償還		
取扱窓口	福祉課		

4 災害見舞金の支給

都城市災害応急住宅建築資材及び災害見舞金支給要綱（平成18年告示第54号）の規定に基づき、被災者の応急的保護を図るため見舞金の支給を行う。

区 分	支給の内容等
実施主体	市
見舞金の額	(1) 災害（暴風、豪雨、洪水、地震その他の自然災害）により住居が被害を受け、被災の状況が次に該当する場合 ア 世帯員が死亡した場合 40万円 イ 住居の全体が滅失（全壊、流失のすべてを含む。）した場合 40万円 ウ 二次火災による全焼の場合 40万円 エ 住居が大規模半壊した場合 30万円 オ 住居が中規模半壊・半壊した場合 20万円 カ 二次火災による半焼の場合 20万円 キ 床上浸水による被災の場合 20万円 ク 次に掲げる費用の合計額が50万円を超える被災の場合 5万円 a 家財の買替えの費用 b 家屋の補修費用 c 宅地に流入した土砂等の搬出に要する費用 d ブロック塀等宅地の工作物の修復に要する費用 ケ 教科書を損傷し、又は焼失した場合（小・中学校長の証明のあるものに限り） 実費 (2) 火災（燃焼、爆発等）により住居が被害を受け、被災の状況が次に該当する場合 ア 住居が全焼又は全損した場合 5万円 イ 住居が半焼又は半損した場合 3万円 ウ 教科書を損傷し、又は焼失した場合（小・中学校長の証明のあるものに限り） 実費 ※災害見舞金は、重複して支給しない。
取扱窓口	福祉課

5 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災者の速やかな復興を行うために、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して「被災者生活再建支援金」を支給する。

区 分	支給の内容等
実施主体	県
対象となる自然災害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

区 分	支給の内容等					
	(3) 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（10 万人未満に限る。）における自然災害 (5) (1)から(3)の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）における自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県、又は(3)の都道府県が2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 5 万以上 10 万未満のものに限る。）又は2 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 5 万未満のものに限る。）における自然災害					
対 象 者	(1) 自然災害により住宅が全壊した世帯 (2) 自然災害により住宅が半壊し、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）					
支援金の額 (いずれの金額も限度額となります。)	世帯	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
	複数世帯	全壊、解体、 長期避難 (対象者(1)～(3)に該当)	建設・購入	100 万円	200 万円	300 万円
			補 修		100 万円	200 万円
			賃 貸		50 万円	150 万円
		大規模半壊 (対象者(4)に該当)	建設・購入	50 万円	200 万円	250 万円
			補 修		100 万円	150 万円
			賃 貸		50 万円	100 万円
		中規模半壊 (対象者(5)に該当)	建設・購入	—	100 万円	100 万円
			補 修		50 万円	50 万円
			賃 貸		25 万円	25 万円
	単数世帯	全壊、解体、 長期避難 (対象者(1)～(3)に該当)	建設・購入	75 万円	150 万円	225 万円
			補 修		75 万円	150 万円
			賃 貸		37.5 万円	112.5 万円
		大規模半壊 (対象者(4)に該当)	建設・購入	37.5 万円	150 万円	187.5 万円
			補 修		75 万円	112.5 万円
			賃 貸		37.5 万円	75 万円
		中規模半壊 (対象者(5)に該当)	建設・購入	—	75 万円	75 万円
			補 修		37.5 万円	37.5 万円

区 分	支給の内容等					
			賃 貸		18.75 万円	18.75 万円
	※同一世帯が対象経費の2以上に該当する場合、最も高いものが限度額となる。 ※単身世帯とは、被災時の構成者が1人の世帯をいい、それ以外を複数世帯という。					
取 扱 窓 口	福祉課					

6 都城市災害時安心基金による支援金の支給

都城市災害時安心基金支援金交付要綱（平成21年度告示第291号）に基づき、自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、被災者に対して「都城市災害時安心基金支援金」を支給する。

区 分	支給の内容等
実施主体	市
対象災害	災害の規模に関わらず、市に居住する者の住家に全壊若しくは半壊、又は床上浸水の被害をもたらした自然災害
支援金の額	(1) 住家の全壊世帯 20 万円 (2) 住家の大規模半壊世帯 15 万円 (3) 住家の中規模半壊・半壊（床上浸水）世帯 10 万円
取扱窓口	福祉課

7 都城市被災者生活再建支援金の支給

都城市被災者生活再建支援金支給要綱（令和2年度告示第426号）に基づき、被災者生活再建支援法施行令に掲げる自然災害により被害を受けた区域に該当しない区域に居住しているため被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない世帯に対し、生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災者の速やかな復興を行うために、都城市被災者生活再建支援金を支給する。

区 分	支給の内容等
実施主体	市
対象となる自然災害	被災者生活再建支援法が適用された自然災害

区 分	支給の内容等					
対 象 者	被災者生活再建支援法施行令第1条各号に掲げる自然災害により被害を受けた区域に該当しない区域に居住している下記対象世帯 (1) 自然災害により居住する住宅が全壊した世帯 (2) 自然災害により住宅が半壊し、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）					
支援金の額 （いずれの金額も限度額となります。）	世帯	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
	複数世帯	全壊、解体、 長期避難 (対象者(1)～(3)に該当)	建設・購入	100万円	200万円	300万円
			補修		100万円	200万円
			賃貸		50万円	150万円
		大規模半壊 (対象者(4)に該当)	建設・購入	50万円	200万円	250万円
			補修		100万円	150万円
			賃貸		50万円	100万円
		中規模半壊 (対象者(5)に該当)	建設・購入	—	100万円	100万円
			補修		50万円	50万円
			賃貸		25万円	25万円
	単数世帯	全壊、解体、 長期避難 (対象者(1)～(3)に該当)	建設・購入	75万円	150万円	225万円
			補修		75万円	150万円
			賃貸		37.5万円	112.5万円
		大規模半壊 (対象者(4)に該当)	建設・購入	37.5万円	150万円	187.5万円
			補修		75万円	112.5万円
			賃貸		37.5万円	75万円
		中規模半壊 (対象者(5)に該当)	建設・購入	—	75万円	75万円
			補修		37.5万円	37.5万円
			賃貸		18.75万円	18.75万円
取扱窓口	福祉課					

第3項 税の減免等の措置

1 市税の減免等の措置（窓口：納税管理課、市民税課、資産税課、保険年金課）

被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は市条例等の規定に基づき実施する。

（1）市税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害により、市税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないときは、災害がおさまった日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において当期限を延長することができる。

（2）市税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき1年以内の延長を行うことができる。（地方税法第15条第1項）

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。（地方税法第15条第2項）

（3）市税の減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行うことができる。

- ① 死亡した場合
- ② 障がい者となった場合
- ③ 災害による農作物の減収損失の市民税
- ④ 災害を受け作付不能または使用不能となった農地、または宅地の固定資産税
- ⑤ 災害を受けた償却資産の固定資産税

2 県税の減免等の措置（窓口：都城県税・総務事務所）

- ① 県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長
- ② 県税の徴収猶予（1年以内、やむを得ない場合は2年）
- ③ 滞納処分の執行の停止等
- ④ 県税の減免

被災した納税義務者に対し、次の各税目について減免される。

- ア 個人事業税
- イ 不動産取得税
- ウ 自動車税

3 国税の減免等の措置（窓口：都城税務署）

- ① 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出、その他書類の提出、納付または徴収に関する期限の延長
- ② 被災者に対する所得税の減免及び徴収猶予
- ③ 被災者の給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予
 - ア 納期限未到来の場合の徴収猶予
 - イ 通常の場合の徴収猶予
 - ウ 災害減免法に基づく徴収猶予等

4 その他公共料金の特例措置

（1）郵便事業

- ① 被災者に対する通常葉書（1世帯当たり5枚）・郵便書簡（1枚）の無償交付
- ② 被災者の差し出す郵便物（第一種、第二種または盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物（速達も可）及び電子郵便）の料金免除
- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

（2）通信事業

「電話サービス契約約款第111条」に基づき、災害が発生しまたは発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

（3）電気事業

原則として、災害救助法適用地域の被災者が対象。（経済産業大臣の認可が必要）

- ① 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- ② 不使用月の電気料金の免除
- ③ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る。）
- ④ 被災者の家屋修復等、復旧にかかる臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- ⑤ 被災により使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除
- ⑥ 被災により1年未満で廃止または減少した契約の料金精算の免除
- ⑦ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

（4）ガス事業

原則として、災害救助法適用地域の被災者を対象とし、ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。（九州経済産業局長の認可が必要）

- ① ガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- ② 不使用月のガス料金（基本料金）の免除
- ③ 被災により、ガス使用ができなくなった使用者が、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除
- ④ 被災により、1年未満で廃止または減少した契約の料金精算（補償料）の免除

第4項 災害公営住宅の建設

市は、「公営住宅法」（平成10年法律第87号）に基づき、自力で住宅を建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行う。

1 公営住宅の建設条件

市は、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者等に賃貸するため、次に該当する場合において国の補助を受け、公営住宅の建設を行う。

（1）地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象により住宅が滅失した場合

- ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上
- ② 一市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上（激甚災害は100戸）
- ③ 滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上

（2）火災による場合

- ① 被災地全域の滅失戸数が200戸以上（激甚災害は100戸）
- ② 滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上

2 公営住宅の入居者資格

公営住宅の入居者は、次の条件（高齢者、障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者にあつては、次に示す①②④）に該当する者とする。

- ① 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。
- ② 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
- ③ その者の収入が「公営住宅法施行令」第6条第5項第2号に規定する金額を超えないこと。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 公営住宅の建設戸数

市の公営住宅の建設戸数は、被災滅失住宅戸数の3割（激甚災害は5割）以内とする。

ただし、他市町村で余分があるときは、3割（激甚災害は5割）を超えることができる。

第5項 雇用機会の確保

市は、被災者の職業あっせん措置について県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介、あっせん等を依頼する。

また、公共職業安定所と協力して、転職や一時的な就職を希望する者について、本人の技能、経験、健康状態その他の状況を勘案しながら職業相談に応じ、職業のあっせんに努める。

なお、緊急雇用対策事業や復興基金を活用して雇用創出、職業紹介、職業訓練等を実施する際には、女性も利用しやすいような工夫を行うとともに、男女共同参画センターと連携した起業支援やコミュニティビジネスの支援等、多岐にわたる支援の実施に努める。

第5節 被災者の経済復興の支援

項 目	担 当
第1項 民生関係の融資	福祉部、総務部、市社会福祉協議会
第2項 住宅資金の融資	福祉部、こども部、土木部、宮崎県南部福祉こどもセンター
第3項 農林業関係の融資	農政部、環境森林部
第4項 商工業関係の融資	商工部

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編（様式集）

- ・様式-22 市様式第13号 り災証明書
- ・様式-23 市様式第14号 被災届出証明申請書

第1項 民生関係の融資

1 災害援護資金の貸付

「都城市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により被害を受けた世帯の住民である世帯主のうち、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）第10条第1項の要件に該当する者に対し、その生活の立て直しに資するため、援護資金の貸付を行う。

受付は、市の福祉課が行う。

本項目については、【第2編 第4章 第4節 第2項「災害援護資金の貸付」】を参照する。

2 災害救助資金融資のあっせんと利子補給

「都城市災害救助資金融資規則」（平成18年規則第86号）に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主が、その災害の復旧を図るための融資を受けられるよう、市は、取扱銀行に対して融資の依頼を行うとともに、当該融資に係る利子の一部を補給する。

区 分	融資の内容等
実施主体	市
貸付対象	次に掲げる費用に充てるもので、被害総額が10万円を超えるもの。 (1) 動産の買替えの費用 (2) 家屋の修補の費用 (3) 商品の買替えの費用 (4) 家屋の敷地の盛土に要する費用 (5) 家屋の移転に要する費用 (6) ブロック塀等宅地の工作物の修復に要する費用 (7) 宅地に流入した土砂等の搬出に要する費用 (8) 農業用施設の修復に要する費用 (9) 商業施設の修復に要する費用 (10) 工業生産設備の修復に要する費用
対 象 者	(1) 市内に住所を有し、かつ市内において被災を受けた者 (2) 自己資金のみでは、災害の復旧に要する費用を負担することが困難である者 (3) 融資を受けた資金の償還について、支払能力を有する者 (4) 市税の滞納がない者
融資の額	10万円以上200万円以内
償還期間	(1) 100万円以下 5年以内 (2) 100万円を超え150万円以下 7年以内 (3) 150万円を超え200万円以下 10年以内
利 率	年2.9%
利子補給	融資を受けた者に対して、毎年の返済の実績に基づいて、年利1%を補給する。
担 保 等	保証人
取扱窓口	危機管理課

3 生活福祉資金（災害臨時経費）の貸付

厚生労働省の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生を促すため、宮崎県社会福祉協議会が、災害臨時経費の貸付を行う。

区 分	融資の内容等
実施主体	宮崎県社会福祉協議会
対象世帯	被害を受けた低所得世帯、生活保護世帯
貸付限度額	150 万円
貸付利率	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てられない場合は、据置期間経過後 年 1.5%
連帯保証人	原則、必要 ただし、連帯保証人を立てられない場合でも貸し付けることができる
据置期間	貸付の日から 6 か月以内 ただし、災害による利用の場合は最大 2 年
償還期間	7 年以内
交付方法	一括交付
貸付対象	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害を受けたことにより、臨時に必要なとなる経費（災害救助法が適用外の場合）
使途目的	・ 損壊住宅の復旧工事費、破損した家財の購入 ・ 主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等の復旧に要する経費
留意事項	1 火災、風水害等により全焼、全壊の場合であって、原型復旧程度は改築と判断して貸付対象とし、住宅経費との重複貸付をすることができる 2 借家等の修繕、焼け跡の撤去等、損害を賠償する目的での貸付はできない

第2項 住宅資金の融資

1 災害応急住宅建築資材の貸与

「都城市災害応急住宅建築資材及び災害見舞金支給要綱」（平成18年告示第54号）の規定に基づき、災害による被災者の応急的保護を図るため、「災害応急住宅建築資材」の貸与を行う。

区 分	貸与の内容等
実施主体	市
対 象 者	災害によって住宅の全部又は一部に被害を受けた世帯で、他の法令等による給付を受けることができず、かつ市内の公営住宅に居住できない世帯の代表者
貸与対象	2人以下は4坪（13.22㎡）、3人又は4人は6坪（19.83㎡）、5人以上は8坪（26.44㎡）の平屋建プレハブ住宅（トイレ、畳、水道、電気等の設備を含む。）をいう。
貸与期間	1年以内 （貸与期間を延長する場合、賃借料金を被災者が負担する。）
取扱窓口	福祉課

2 災害復興住宅資金の融資

大規模災害によって住宅に被害を受けた者が、生活再建を期して住宅を得ようとする場合、住宅金融支援機構が災害復興住宅の建設、補修の資金を融資する。

区 分	融資の内容等	
実施主体	住宅金融支援機構	
対象災害	住宅金融支援機構が指定した災害	
貸付対象	区分	条件の内容
	共通事項	(1) 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。 (2) 建設、購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること。 (3) 敷地の権利が転貸借でないこと。
	建 設	(1) 1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅 ※被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限。

区 分	融資の内容等	
	新築購入	(1) 1戸当たりの住宅部分の床面積が 50 m ² （マンションの場合、30 m ² ）以上 175 m ² 以下の住宅 ※被災前の住宅部分の床面積が 175 m ² 超の場合は、その床面積が上限。 (2) 申込日から2年前の日以降に竣工した住宅、または竣工予定の住宅
	中古購入	(1) 1戸当たりの住宅部分の床面積が 50 m ² （マンションの場合、30 m ² ）以上 175 m ² 以下の住宅 ※被災前の住宅部分の床面積が 175 m ² 超の場合は、その床面積が上限。
	補修	床面積の制限はなし。 ※増築または全部改築は融資の対象とならない。 ※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体2分の1以上になることが必要。
対 象 者	(1) 建設、新築・中古購入の場合、地方公共団体から、住宅が「全壊」「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者。 ※住宅が「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となる。 (2) 補修の場合、住宅に10万円以上の被害を受け、地方公共団体から「り災証明書」の発行を受けた者。	

※貸付の額等については、随時改訂が行われるため、利用の際は確認すること。

3 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）の貸付

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦世帯に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県により、母子父子寡婦福祉資金の住宅資金について貸付を行う。

区 分	融資の内容等
実施主体	県
対 象 者	母子家庭の母、父子家庭の父、若しくは寡婦
貸付の額	200万円以内
貸付利率	連帯保証人有りの場合は、無利子。無しの場合は年1.5% （措置期間中は無利子）
据置期間	貸付の日から6か月

区 分	融資の内容等
償還期間	据置期間経過後7年以内
償還方法	年賦償還、半年賦償還または月賦償還
取扱窓口	【貸付審査・借用】宮崎県南部福祉こどもセンター 【貸付相談・申請受付】こども部こども政策課

※母子父子寡婦福祉資金には、「住宅資金」のほか、「修学資金」「就学支度資金」「事業開始資金」「事業継続資金」「修業資金」「生活資金」「就職支度資金」「技能習得資金」「転宅資金」「医療介護資金」「結婚資金」がある。

第3項 農林業関係の融資

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号）（以下「天災融資法」という。）に基づき、法適用の指定を受けた場合、被害農林業者及び被害農業協同組合等に対する融資を行い、農林業経営の維持安定を図る。

（1）経営資金の融資

区 分	融資の内容等
貸付対象	種苗、肥料、飼料、薬剤、政令で定める農機具、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木等の購入資金、炭がまの構築資金その他農林漁業経営に必要な資金
対 象 者	(1) 被害農業者（農業を主な業務とする者） ① 天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上ある旨の市長の認定を受けた者 ② 天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流出、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の市長の認定を受けた者 (2) 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流出等による損失額が、その者の平年における林業における総収入額の100分の10以上である旨または天災によるその所有する炭がま、しいたけぼた木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流出、損壊等による損失額が当該施設の被害額における価額の100分の50以上である旨の市長の認定を受けた者 (3) 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損

区 分	融資の内容等				
	失額が、その者の平年における農業総収入額の 100 分の 50 以上である旨または天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流出、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分の 50 以上である旨の市長の認定を受けた者 (4) 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流出等による損失額が、その者の平年における林業における総収入額の 100 分の 50 以上である旨または天災によるその所有する炭がま、しいたけぼた木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流出、損壊等による損失額が当該施設の被害額における価額の 100 分の 70 以上である旨の市長の認定を受けた者				
貸付利率	(1) 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業若しくは林業を営む者 3 %以内 (2) 天災による農作物等、林産物の損失額が平年における農業、林業による総収入額の 100 分の 30 以上である被害農林業者で特別被害地域内の特別被害農林業者以外の者 5.5%以内 (3) その他 6.5%以内				
償還期間	6 年の範囲内で政令で定める期間（激甚災害法適用の場合 7 年）				
貸付の額	貸付対象者	貸付限度額			
		天災融資法		激甚災害法適用	
		率	基準額	率	基準額
	果樹栽培者・家畜等飼養者	55%	500 万円 (2,500 万円)	80%	600 万円 (2,500 万円)
	一般農業者	45%	200 万円 (2,000 万円)	60%	250 万円 (2,000 万円)
	林業者	45%	200 万円 (2,000 万円)	60%	250 万円 (2,000 万円)
	※貸付限度額は、損失額の率または基準額のどちらか低い額とする。 ※（ ）内は、法人の場合である。				

（2）事業資金の融資

区 分	融資の内容等	
貸付対象	肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補填に充てるために必要な事業運営資金	
対 象 者	被害組合	
貸付利率	6.5%以内	
償還期間	3 年	
貸付の額	天災融資法	2,500 万円以内（連合会については、5,000 万円以内）
	激甚災害法適用	5,000 万円以内（連合会については、7,500 万円以内）

2 農業災害補償

農業者の不慮の事故によって受ける損失を補償するための農業災害補償法に基づき農業共済事業を実施しており、被害の補償業務の迅速化、共済金の早期支払いにより、農業経営の安定を図る。

第4項 商工業関係の融資

1 金融巡回相談の実施

信用保証協会、商工会（商工会議所）、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融巡回相談を行い、融資の指導及びあっせんを行う。

2 一般災害の場合における援助措置

- ① 激甚災害に至らない一般災害の場合、日本政策金融公庫商工組合中央金庫は、貸付限度、貸付期間、据置期間、担保等貸付条件について実情に応じた弾力的措置をとるとともに、手続の迅速化を図っている。
- ② 信用保証協会は、被災中小企業者の再建資金の融資を円滑にするための保証を推進している。
- ③ 県内で災害救助法が適用された場合、県の中小企業融資制度の緊急対策貸付として、災害復旧を行う中小企業者に融資を行っている。

3 激甚災害の場合における援助措置

- ① 中小企業信用保険法の特例として、災害関係保証については、普通保険及び無担保保険並びに特別小口保険について貸付保険限度額を別枠として設定している。
- ② 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が、中小企業者等の災害に係る再建資金を被害状況に応じて融資している。
- ③ 県の中小企業金融制度の緊急対策貸付として、県内で災害救助法が適用された場合に災害復旧を行う中小企業者に融資している。

第 3 編 地震災害対策編

第1章 基本的な考え方

市は、市民生活に甚大な被害が及ぼされる大規模な地震災害に対処すべく、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

本編における地震防災計画は、過去の地震及び断層等により想定される地震規模を考慮し、想定される地震被害の程度、機能支障に対して、より現実的、計画的な地震防災対策の実施を目指すものとする。

なお、本編に定めない事項については、第2編 風水害・共通対策編に基づき運用する。

第1節 震災対策の基本的考え方

平成23年3月に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」はこれまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であり、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、科学的に想定し得るあらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えをもとに、平成24年8月に南海トラフ巨大地震の想定を公表（平成24年8月作成、令和7年3月見直し）した。さらに県は、平成24年8月の公表を受けて最大クラスの地震（M9.0）、津波（M9.1）のシミュレーションを独自に行い、国の想定と重ね合わせて平成25年10月に「県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定について」を公表（平成25年作成、令和8年2月見直し）。

本市では、県地域防災計画（令和8年3月）、新・宮崎県地震減災計画（平成29年8月）、「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」（令和8年2月）を踏まえて、日向灘地震、「えびの一小林地震」、「東南海・南海地震」、「南海トラフ巨大地震」に対応する防災・減災対策に取り組んでいくことを基本とする。

なお、本市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の第3条の規程に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域であり、同法第5条に基づく推進計画の策定を行うが、その内容については、「第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画」に記載する。

第1項 地震環境

1 本市における地震環境

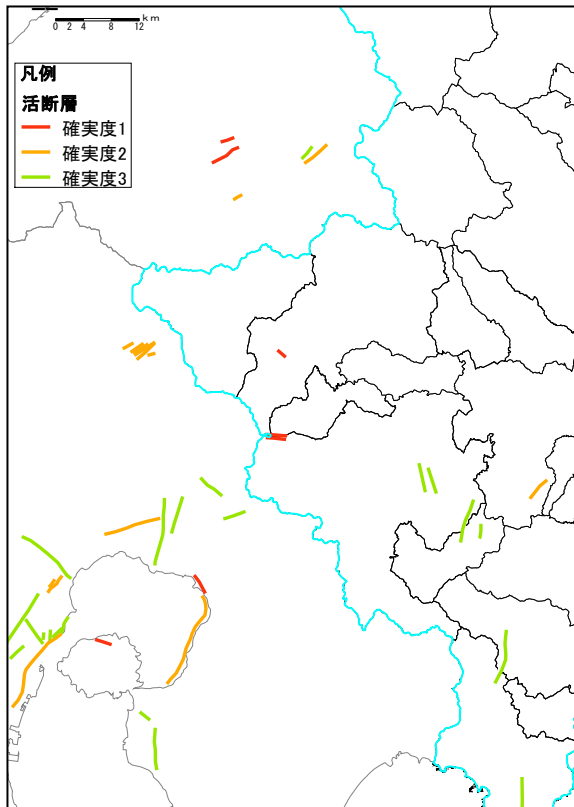
本市周辺で発生している地震は、過去の記録からみて、大きく次のように分類できる。

- ① 日向灘で発生する地震
- ② 霧島火山周辺の地震
- ③ その他

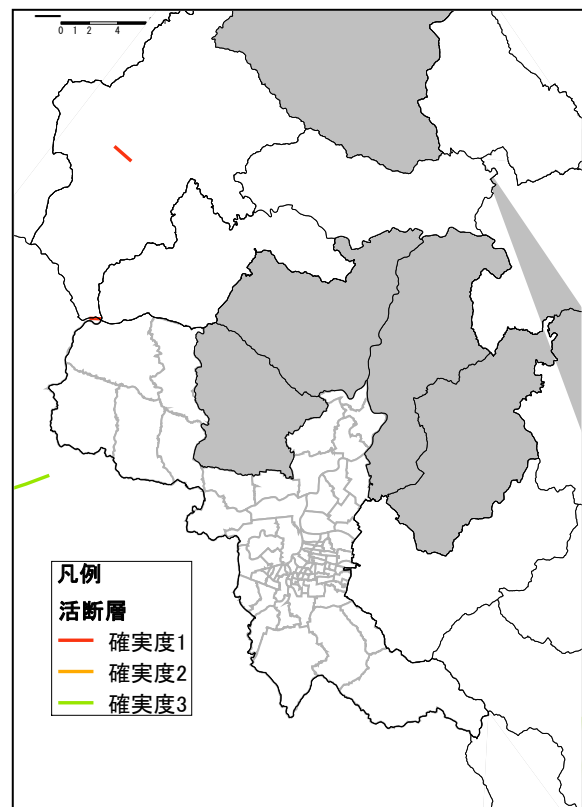
これらの地震のうち、日向灘で発生する地震が約9割を占めている。日向灘での大規模な地震は、延岡沖、宮崎沖及び都井岬の南東沖などで発生することが多い。

2 活断層の分布

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のような活断層を起因とした地震を想定した場合、本市の市街地の直下にある大きな影響を与えると考えられる活断層は、現在における活断層の調査結果においては確知されていない。



(他県を含む都城市周辺)



(都城市内)

活断層の確実度	1：活断層であることが確実なもの
	2：活断層であると推定されるもの
	3：活断層の疑いのあるもの

《 活断層分布図「新編日本の活断層（1991）」 》

3 既往災害の事例

過去の調査観測により、県周辺で発生している地震の震源分布は、日向灘に集中していることが明らかになっている。また、日向灘ほど数は多くないものの、えびの市、小林市付近でもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

一般的には、日向灘の地震はプレート境界付近及びフィリピン海プレート内部で発生する地震であり、県の内陸部で発生する地震は直下型地震であると考えられている。

これまでの知見では、プレート境界型（海洋型）地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生させることが分かっている。これに対して内陸型（直下型）地震では発生周期が比較的長くマグニチュードもあまり大きくないことが多いが、地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害を発生させることが知られている。

過去に発生した1968年のえびの地震では、えびの市周辺で住宅の全半壊や多数のけが崩れが発生した。えびの地方では1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

《 昭和以降県内で発生した主な地震の概要 》

No.	年代	名称・地域	規模	被害の程度（人、戸）
1	1662年10月31日	日向灘	M7.6	死者多数、潰家3,800
2	1769年 8月29日	豊後水道	M7.7	高鍋城、佐土原城損壊、 寺社町家損壊多数
3	1899年11月25日	日向灘	M7.1	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903[明治36]年10月11日	日向灘	M6.2	灯台破損
5	1913[大正 2]年 4月13日	日向灘	M6.8	壁の亀裂等
6	1929[昭和 4]年 5月22日	日向灘	M6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931[昭和 6]年11月 2日	日向灘	M7.1	死者1、負傷者29、全壊4、半壊 10、一部損壊多数
8	1939[昭和14]年 3月20日	日向灘	M6.5	都城市付近で震度5を記録 死者1、負傷者1、全壊1、一部損壊 多数
9	1941[昭和16]年11月19日	日向灘	M7.2	負傷者5、全壊1、一部損壊多数
10	1946[昭和21]年12月21日	紀伊半島沖 (昭和南海地震)	M8.0	負傷者5、半壊3、家屋浸水1,165
11	1948[昭和23]年 5月 9日	日向灘	M6.5	壁土落下等
12	1960[昭和35]年 5月24日	チリ地震	M9.5	床上浸水168、床下浸水145、津波 船舶被害32隻
13	1961[昭和36]年 2月27日	日向灘	M7.0	死者1、負傷者4、全壊1、半壊4、 一部損壊104、都城は震度5を記録
14	1968[昭和43]年 2月21日	鹿児島県薩摩地方 (えびの地震)	M6.1	負傷者35、全壊451、半壊896 一部損壊3,597
15	1968[昭和43]年 4月 1日 (16時13分)	日向灘	M7.5	負傷者15、半壊 1、一部損壊9 同日9時42分の地震では都城は震度4 を記録（夕方は震度3）
16	1969[昭和44]年 4月21日	日向灘	M6.5	負傷者2
17	1969[昭和44]年 9月18日	種子島近海	M5.9	都城は震度4を記録
18	1970[昭和45]年 7月26日	日向灘	M6.7	負傷者13、道路決壊2、山崩れ4 都城は震度5を記録
19	1971[昭和46]年 5月25日 5月29日	日向灘	M5.8	都城は震度4を記録
20	1978[昭和53]年 5月23日	鹿児島県西方沖	M6.4	都城は震度4を記録
21	1984[昭和59]年 8月 7日	日向灘	M7.1	負傷者9、一部損壊319
22	1987[昭和62]年 3月18日	日向灘	M6.6	死者1、負傷者6、一部損壊432 道路損壊、山崩れ、がけ崩れ等 都城は震度4を記録
23	1994[平成 6]年 4月30日	日向灘	M6.0	都城は震度4を記録
24	1996[平成 8]年10月19日	日向灘	M6.9	都城は震度4を記録
25	1996[平成 8]年12月 3日	日向灘	M6.7	都城は震度4を記録
26	1997[平成 9]年 3月26日	鹿児島県薩摩地方	M6.6	都城は震度4を記録
27	2016[平成28]年 4月16日	熊本県熊本地方 (熊本地震)	M7.3	都城は震度4を記録
28	2019[令和 1]年 5月10日	日向灘	M6.3	都城は震度5弱を記録
29	2022[令和 4]年 1月22日	日向灘	M6.6	都城は震度4を記録
30	2022[令和 4]年 10月2日	大隅半島東方沖	M5.9	都城は震度4を記録
31	2024[令和 6]年 8月8日	日向灘	M7.1	都城市は震度5強を記録

32 | 2025[令和 7]年 1月13日 | 日向灘 | M6.6 | 都城市は震度4を記録

(「宮崎県地域防災計画」(令和7年3月参照))

第2項 地震の観測

1 地震の揺れの強さと大きさの表現

(1) 震 度

震度は、地震動（揺れ）の強さの程度を表すもので、気象庁、地方公共団体及び国立研究開発法人防災科学技術研究所が全国各地に設置した震度観測点で観測し、「気象庁震度階級関連解説表」のとおり震度0～7までの10階級で表される。一般的に、震源から遠くなるほど震度は小さくなる。

(2) マグニチュード

マグニチュード（「M」で表す。）は、その地震自体の大きさを表すもので、震源から放出された地震エネルギーの大きさに関する値である。

マグニチュードとエネルギーとの関係は、マグニチュードが「1」大きくなるとエネルギーは約30倍に、「2」大きくなると1,000倍になる。

2 地震に関する観測点

地震発生直後の初動対応の判断材料となる震度情報は、気象庁が発表する。

本市に設置してある震度観測点及び地震観測点は、以下のとおりである。

《 地震観測点と震度観測点 》

種 別	名 称	所在地	所 管
地震観測点	宮崎高崎	高崎町江平1805-1	気象庁
	都城北	御池町5844-291	独立行政法人
	都城南	妻ヶ丘町1-1	防災科学技術研究所
震度観測点	都城市菖蒲原	菖蒲原町3-23 都城特別地域気象観測所	気象庁
	都城市高崎町江平	高崎町江平1805-1	
	都城市姫城	姫城町4034-2	独立行政法人 防災科学技術研究所
	都城市高崎町大牟田	高崎町大牟田1150-1	
	都城市山之口町花木	都 城 市 山 之 口 町 花 木 2005	宮崎県
	都城市高城町穂満坊	高城町穂満坊306	
	都城市山田町山田	山田町山田3881-7	

※地震観測点とは、地震により発生した地震動（地面の動き）を計測し、記録する機器を設置した観測点をいう。

※震度観測点とは、地震計により記録された加速度と周期、及び震動の継続時間から計測

震度を算出する機器を設置した観測点をいう。

第2節 想定地震と被害想定

市は、海溝型地震の「日向灘地震」、内陸型地震の「えびのー小林地震」について想定することを基本としていたが、平成23年の東日本大震災を教訓として、国（内閣府）が南海トラフ巨大地震の想定を行ったこと、県が平成25年に「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、南海トラフの巨大地震による被害想定を検討を行ったことを受け、従来想定していた地震に「南海トラフ巨大地震」も加え、今後の市の地震災害対策の基礎とする。

なお、県が被害想定を行った南海トラフ巨大地震の震源モデルは、東海域～日向灘域までの範囲を震源としたものを「内閣府モデル」、南海域～南西諸島海溝域までを震源としたものを「宮崎県独自モデル」として設定している。

第1項 日向灘地震、えびのー小林地震による被害の想定

ここでは、宮崎県地震被害想定調査（平成7年9月）、及び市の実施した防災アセスメント調査（平成20年3月）の結果に基づき、気象庁震度階数等による被害を勘案した地震による被害を想定する。

1 地震被害想定調査の概要

県及び市が実施する地震被害想定調査は、想定される地震に対して、地域の揺れやすさの程度、液状化の危険度、人的被害（死傷者、避難者数）、建物倒壊、火災延焼棟数など、地震時に想定される具体的な被害量を算出するものである。

2 震源の想定

（1）県の想定地震

地震は、予知が難しい現象であり、地震を誘因として発生する災害には、建物倒壊、火災、液状化、ライフラインの寸断等様々な大災害が考えられる。

県は、被害想定調査において、次に示す3つの地震を想定している。

《 想定地震の規模 》

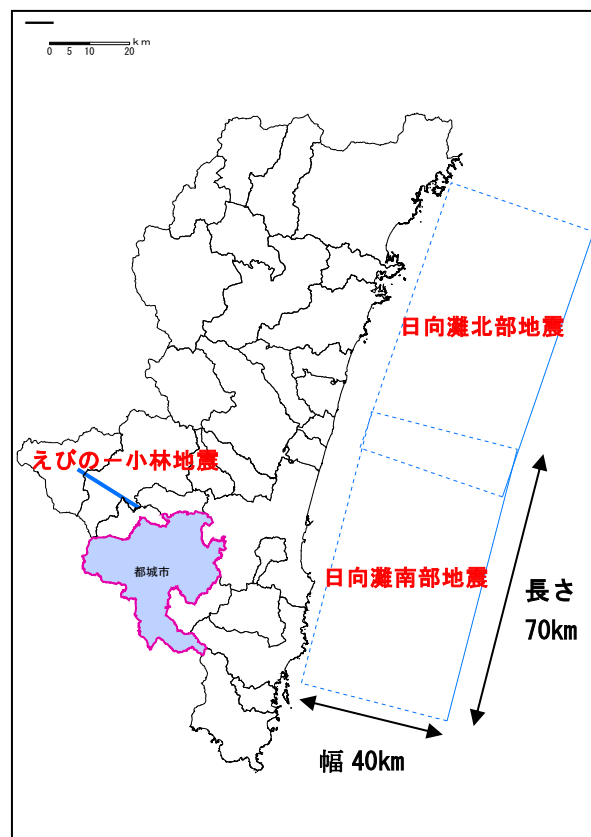
想定地震		マグニチュード	長さ (km)	幅 (km)	走向 θ°	傾斜 δ°	最弱 震度	最強 震度
1	日向灘南部地震	M7.6	70	40	N15E	20	5弱	6強以上
2	日向灘北部地震	M7.6	70	40	N20E	20	4以下	6弱
3	えびのー小林地震	M6.5	25	15	N60W	90	5弱	6強

(2) 市として想定する地震

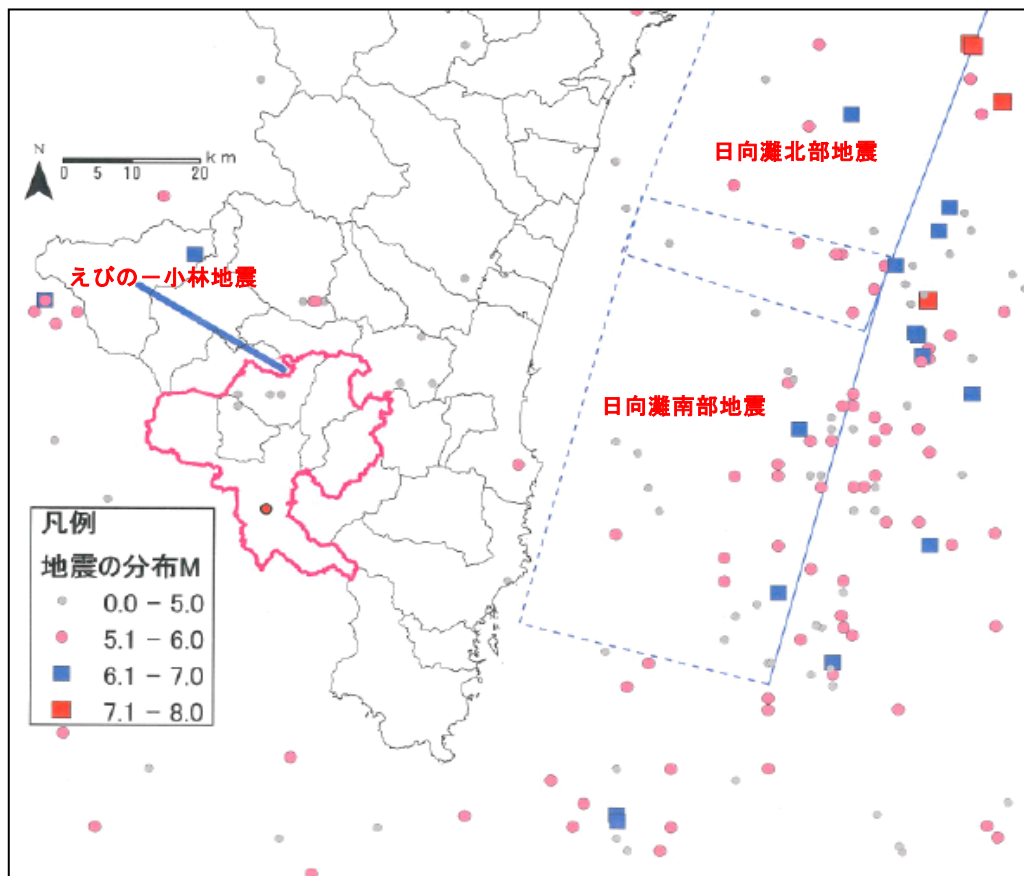
市においては、県の想定地震及び周辺の断層分布の状況から最も影響が高いと判断される「日向灘南部地震」と「えびの－小林地震」の2つの地震を想定する。

なお、これら想定地震は、地震予知ではなく、あくまで震災対策のために、地震に関する研究成果や過去の実例を参考として想定するものである。

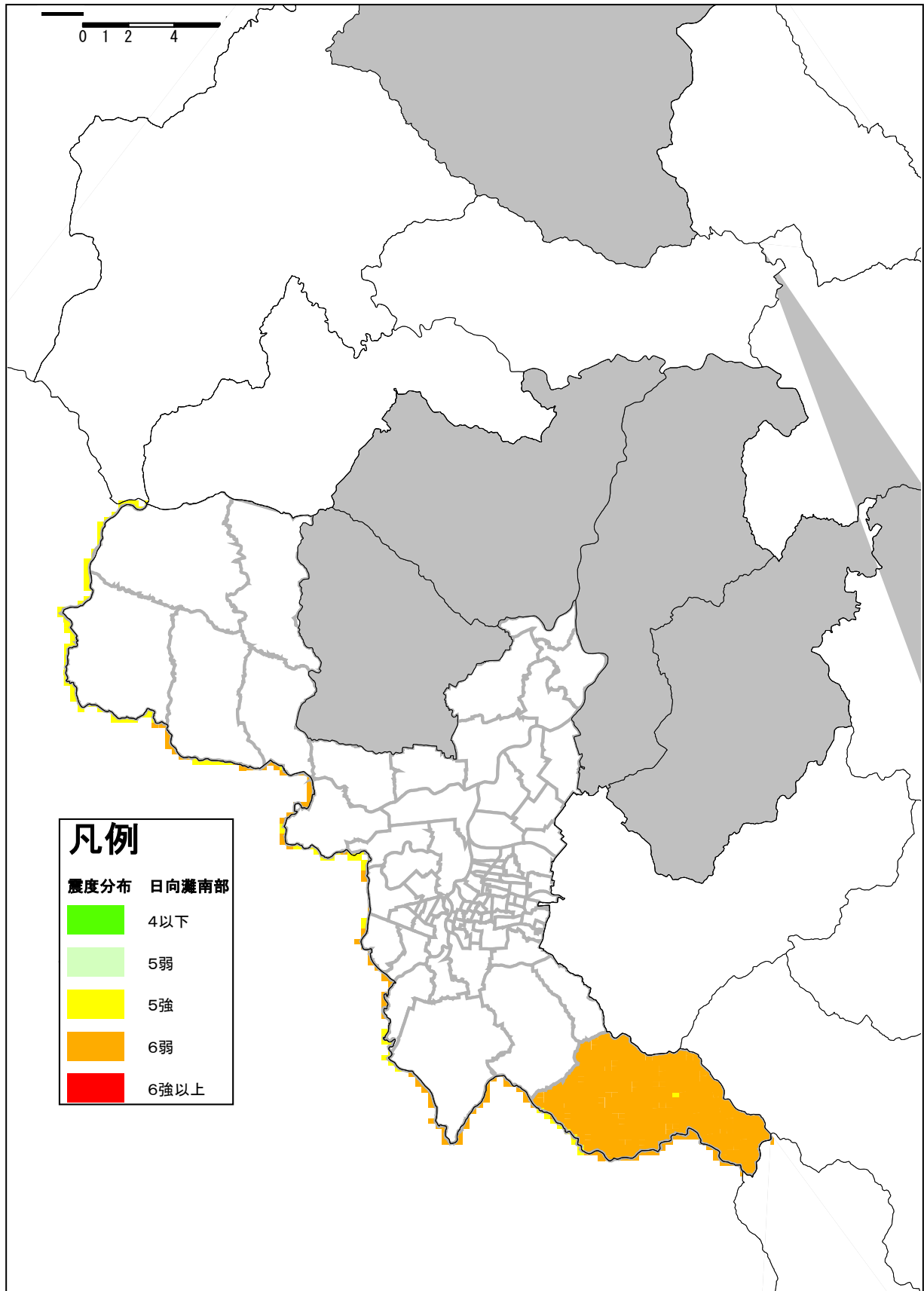
- ① 「日向灘南部地震」は、海溝型の最大M7.6の地震とする。
- ② 「えびの－小林地震」は、直下型の最大M6.5の地震とする。



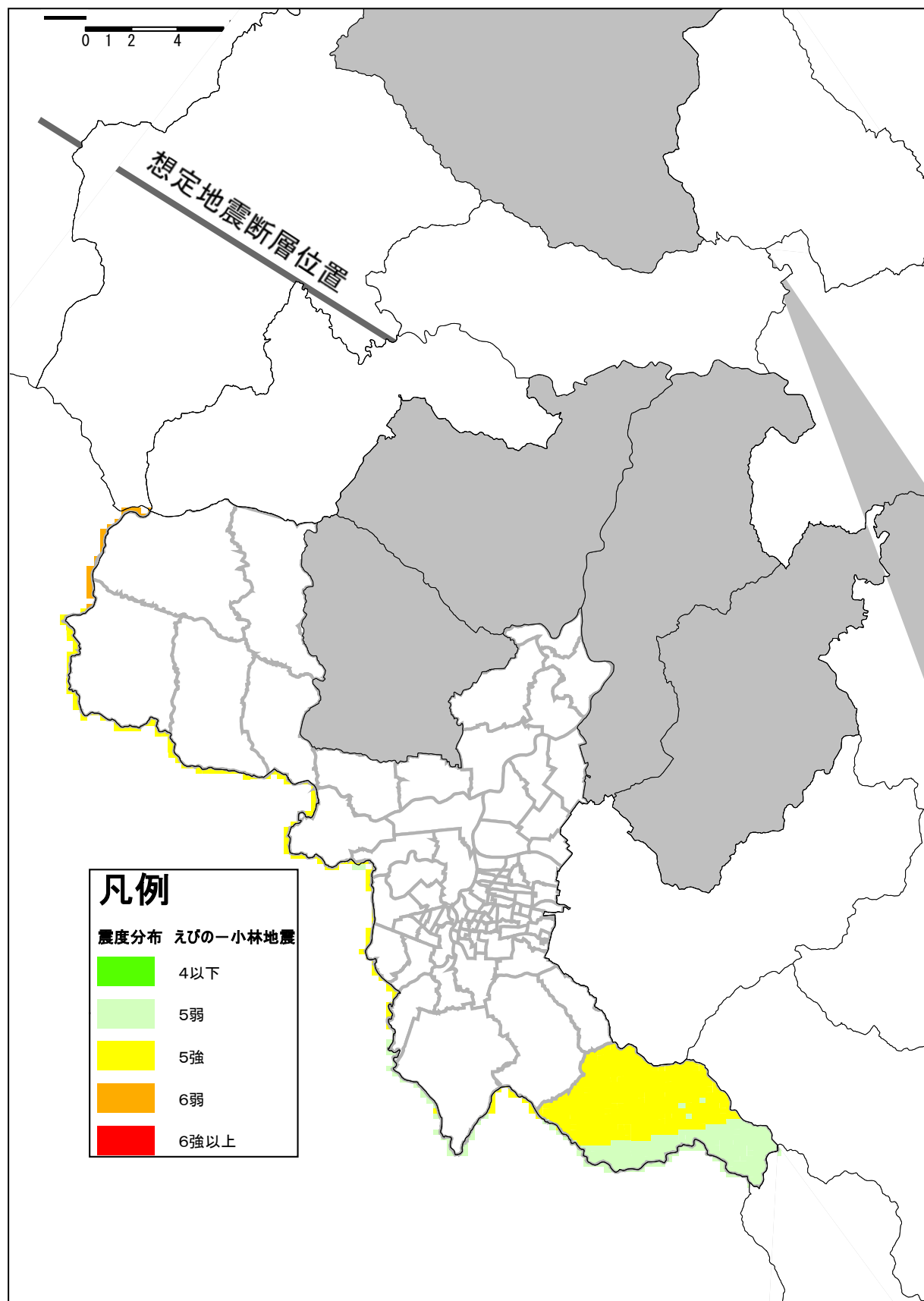
《 想定される震源の位置と大きさ 》



《 想定される震源と過去に発生した地震の分布 》



《 日向灘南部地震で想定される震度の分布 》



《 えびのー小林地震で想定される震度の分布 》

3 地震被害想定の結果【日向灘南部地震の想定】

(1) 地震動・液状化

日向灘南部地震が発生した場合、市全域で震度6弱から5強の強い揺れが想定される。市内の大淀川の河川沿いや火砕流堆積物が厚く堆積する一帯の地域で震度6弱以上が想定される。

液状化の危険度については、河川周辺を中心とする平野部において液状化の危険度が高いと想定される。特に、砂地盤が分布し地下水位が高い地点では、液状化の危険度が高くなる。

(2) 土砂災害

急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所などの土砂災害危険箇所は、住宅地に隣接する山地・丘陵に分布し、そのほとんどの箇所で危険度が高いと想定される。

(3) 建築物被害・出火延焼

市全域で全壊・大破となる建築物が1,481棟、半壊・中破が9,489棟と想定され、木造建築物の多い地区で、全壊、大破の被害の割合が高い。

火災による建築物の焼失は、冬の夜に想定地震が発生した場合に最も多く、16件の炎上出火が想定される。また、消防機関による消火活動を考慮しても、消火しきれず延焼が拡大することが予想され、さらに63棟が焼失すると想定される。

(4) 人的被害

市全域では、最も被害が多い（冬夜）場合で、死者37名、重傷者167名、軽傷者3,299名、避難者11,997名に及ぶと想定される。

4 地震被害想定の結果【えびの一小林地震の想定】

(1) 地震動

えびの一小林地震が発生した場合では、海洋型地震である日向灘南部地震と比べると、市の北部一帯において、震度6強以上のかなり強い地震が想定される。

日向灘南部地震の場合、市全域で震度6弱が想定されるのに対して、えびの一小林地震の場合、断層近郊で局地的にかなり強い地震が想定される特徴が見られる。

(2) 建築物被害・出火延焼

全壊・大破となる建築物は、日向灘南部地震と比べると局地的で少なく、255棟、半壊・中破が889棟と想定される。

北部の木造建築物の多い地区などで全壊、大破の棟数が多く、被害率が高くなっている。

(3) 人的被害

市全域では、最も被害が多い（冬夜）場合で、死者約7名、重傷者約15名、軽傷者323名、避難者801名と想定される。

《 地震による被害想定結果 》

被害想定項目	現況（母数）		被害想定結果	日向灘南部地震	えびの-小林地震	備考
建物被害	木造(棟)	114,337	木造全壊(棟)	1,129	182	
			木造半壊(棟)	8,530	754	
	非木造(棟)	33,700	非木造大破(棟)	352	73	
			非木造半壊(棟)	959	135	
	全棟数	148,037	全壊(棟)	1,481	255	
			半壊(棟)	9,489	889	
焼失被害	建物(棟)	148,037	出火(件)	16	1	冬夜最大
			焼失建物(棟)	63	1	冬夜最大
人的被害	人口(人)	173,144	死者(人)	37	7	冬夜最大
			重傷者(人)	167	15	冬夜最大
			軽傷者(人)	3,299	323	冬夜最大
			避難者(人)	11,997	801	冬夜最大
道路被害	高速道路(km)	74	被害量(箇所)	46	25	
	一般道路(km)	1,914	被害延長(km)	254	214	
鉄道被害	延長(km)	49	被害量(箇所)	51	44	
ライフライン被害	水道	延長(km)	被害量(箇所)	200	55	簡易水道含む
		人口(人)	断水人口(人)	47,942	10,361	
	ガス	延長(km)	被害量(箇所)	47	0	
		供給数(件)	支障件数(件)	0	0	
	下水道	延長(km)	被害量(箇所)	6	0	公共下水道+
		処理人口(人)	支障世帯数	3,164	105	農業集落排水
	電力	電柱(基)	被害量(基)	220	86	
		契約口数	停電世帯数	13,574	8,535	
	電話	電柱(基)	被害量(基)	159	62	
		契約数	支障回線(回線)	3,536	1,185	

出典：平成20年3月都城市防災アセスメント調査結果

注) 項目によっては調査範囲内における被害量のため、母数は市内の全施設数ではない場合がある。

【現況（母数）の基礎資料】

- ・建物被害：都城市固定資産 建物データ (H18年度)
- ・焼失被害：都城市消防年報及び消防局資料 水利施設・消防車両等(台人) (H18.3)
- ・人的被害：都城市統計年報 人口・世帯数(H18.3)
- ・道路、鉄道被害：図上計測 高速及び国県道路、鉄道路線延長
- ・水道被害：都城市上水道給水区域図及び統計年報 給水人口(H18.3)
- ・ガス被害：宮崎ガス(株)都城支店 処理区域図及び需要家数(H18.3)
- ・下水道被害：都城市下水道排水区域図及び統計年報 処理人口(H18.3)
- ・電力被害：九州電力(株)資料 電柱及び契約数(H19.1)
- ・電話被害：NTT西日本-南九州(株) 宮崎事業部資料電柱及び契約数(H18.12)
- ・ライフライン復旧人口：宮崎県事業所統計 事業者別従業者数(H18.3)

第2項 南海トラフ巨大地震による被害の想定

南海トラフ巨大地震による被害想定は、「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」（令和2年作成、令和8年3月見直し）において、内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の4ケースのうち、県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を、また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを選定し、この2つのモデルを重ね合わせて最大クラスの地震動（最大震度7）を想定し検討を行っている。

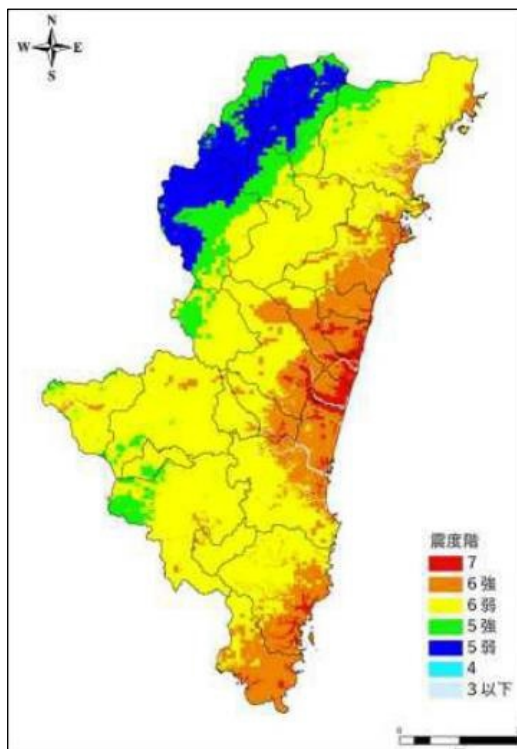
被害想定的前提となる条件については、次に示すとおりである。

《 被害想定的前提条件 》

想定ケース①	内閣府の強震断層モデル（陸側ケース）を用いて、本県独自に再解析した地震動等の想定結果に基づく想定
想定ケース②	宮崎県独自に設定した強震断層モデルによる地震動の想定結果に基づく想定
シーン等	・シーン（季節・時刻）については、特徴的な3種類（冬・深夜、夏・昼12時、冬・夕18時）を設定（内閣府と同様） ・風速については、比較的強い風速毎秒8mを設定（内閣府と同様）

出典：宮崎県地震・津波及び被害の想定について（宮崎県・R8.3）

本市の震度分布は下図に示すように5強から6強となる。



出典：第3期宮崎地震・津波減災計画
（R8.3改訂）

《 震度分布図 》

県の「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」（令和8年）において想定された被害数は、次に示すとおりである。

なお、県の被害想定はマクロの被害を把握する目的で実施しており、各数値はある程度幅を持って見る必要がある。

1 建物被害（冬 18 時）

建物被害は、両想定において同様に「揺れ」による被害が大きいほか、液状化による被害も相当数に至るなど、全体で 9,250 棟程度の発生が予想されている。

区 分		液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	火災(焼失)	合計
想定 ケース①	全壊(棟)	約 330	約 830	—	約 30	約 1,200
	半壊(棟)	約 1,900	約 6,000	—	—	約 7,800
想定 ケース②	全壊(棟)	約 320	約 890	約—	約 30	約 1,200
	半壊(棟)	約 1,900	約 6,400	約—	—	約 8,300

注) 四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

2 死傷者数（冬深夜）

死傷者数は、両想定において同様に「建物崩壊」により、1,100～1,200 人程度の発生が予想されている。

区 分		建物崩壊	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀他	合計
想定 ケース ①	死者(人)	約 50	—	—	—	約 50
	(家具による)	—	—	—	—	—
	負傷者(人)	約 1,000	—	—	—	約 1,000
	(家具による)	約 60	—	—	—	約 60
想定 ケース ②	死者(人)	約 50	—	—	—	約 50
	(家具による)	—	—	—	—	—
	負傷者(人)	約 1,100	—	—	—	約 1,100
	(家具による)	約 60	—	—	—	約 60

3 要救助者数（自力脱出困難者数）

要救助者数は、両想定において同様に 100～150 人程度の発生が予想されている。

区 分		揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数（人）
想定ケース①	冬深夜	約 200
	夏 12 時	約 210
	冬 18 時	約 180

区 分		揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数（人）
想定ケース②	冬深夜	約 200
	夏 12 時	約 220
	冬 18 時	約 190

4 ライフライン被害

ライフラインの被害については、両想定において同様に相当数の被害発生が予想されており、上下水道及び電力は発災後 1 ヶ月後においても影響が残ると予想されている。

都市ガスは被災後 1 ヶ月後にはおおむね回復し、通信は固定電話が被災後 1 週間でほぼ回復し、携帯電話は被災 4 日後にはつながりにくさがほぼ解消されると予想されている。

区 分		被災直後	1 日後	1 週間後 (電力は 4 日後)	1 ヶ月後 (電力は 1 週間後)	対象数
上水道 (断水人口・人)	①	約 140,000	約 101,000	約 54,000	約 78,000	約 15,000 (給水人口)
	②	約 14,000	約 102,000	約 55,000	約 8,000	
下水道 (支障人口・人)	①	約 70,000	約 27,000	約 620	約 40	約 83,000 (処理人口)
	②	約 71,000	約 27,000	約 620	約 40	
電 力 (停電軒数・軒)	①	約 83,000	約 31,000	約 3,400	約 390	約 99,000 (電灯軒数)
	②	約 83,000	約 31,000	約 3,500	約 390	
通信(固定電話) (不通回線率)	①	84%	31%	0.4%	0.0%	約 34,000 (回線数)
	②	85%	32%	0.4%	0.0%	
都市ガス (供給停止・戸)	①	約 71,000	約 6,700	約 4,700	—	約 9,000 (復旧対象需要家数)
	②	約 7,000	約 6,700	約 4,600	—	

注 1) 「—」は、わずかな数の場合。

注 2) 不通回線率は市の回線数に占める不通回線数の割合。

区 分		被災直後		被災 1 日後		被災 4 日後		被災 1 週間後	
		停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク
通 信 (携帯電話)	①	12%	A	43%	C	16%	—	13%	—
	②	12%	A	44%	C	16%	—	13%	—

注 1) 「—」は、わずかな場合。

注 2) 停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合。

注 3) 携帯電話不通ランクは以下のとおり。

A: 非常につながりにくい / B: につながりにくい / C: ややつながりにくい

5 道路施設被害

道路施設の被害については、両想定において同様に、市域内で約 170 箇所の発生が予想されている。

区 分		被害箇所数（箇所）
道 路	想定ケース①	約 170
	想定ケース②	約 170

6 生活への影響

（1）避難者

避難者の数は、両想定において同様に、被災 1 週間後に 2 万人程度であり、避難所の内と外の避難者は半数ずつ、その約 1/4 が要配慮者と予想されている。

区 分		被災 1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
避難者数 (人)	想定ケース① (避難所内)	11,000 (約 6,800)	24,000 (約 12,000)	18,000 (約 5,400)
	(避難所外)	(約 4,500)	(約 12,000)	(約 13,000)
	想定ケース② (避難所内)	約 12,000 (約 7,000)	約 25,000 (約 12,000)	約 19,000 (約 5,600)
	(避難所外)	(約 4,600)	(約 12,000)	(約 13,000)

区 分		被災 1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
要配慮者数 (人)	想定ケース① (避難所内)	約 1,100 (約 680)	約 4,400 (約 2,200)	約 2,800 (約 850)
	(避難所外)	(約 450)	(約 2,200)	(約 2,000)
	想定ケース② (避難所内)	約 1,200 (約 710)	約 4,500 (約 2,300)	約 2,900 (約 880)
	(避難所外)	(約 480)	(約 2,300)	(約 2,100)

（2）帰宅困難者

帰宅困難者の数は、両想定において同様に、約 9,300 人の発生が予想されている。

区 分	帰宅困難者数（人）	就業者・通学者数（人）
想定ケース①	約 9,300	約 68,000
想定ケース②		

(3) 物資需要量

各物資の需要量は、両想定において同様に、食糧は被災1週間後において4万食弱が必要となり、飲料水及び毛布は被災1日後において相当数の数量が必要になることが予想されている。

区分	被災1日後			1週間後			1ヶ月後		
	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
①	約19,000	約29,000	約9,700	約135,000	約203,000	約68,000	約577,000	約872,000	約291,000
②	約20,000	約30,000	約10,000	約139,000	約210,000	約70,000	約595,000	約899,000	約300,000

(4) 災害廃棄物

災害廃棄物の量は、両想定において同様に、約30万トン（m³）の発生が予想されている。

区分	災害廃棄物（万トン）	災害廃棄物（万m ³ ）
想定ケース①	約30	約30
想定ケース②	約30	約30

参考想定

（単位：千トン）

項目 想定地震	災害廃棄物					合計
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	
日向灘南部地震	14	14	40	5	4	76
えびのー 小林地震	14	14	39	5	4	75

出典：宮崎県災害廃棄物処理計画

7 孤立集落

孤立の可能性がある集落の数は、両想定において同様に20箇所の発生が予想されている。

注）孤立集落の箇所数は、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査」（内閣府・平成26年）において、孤立可能性があると考えられた集落を対象としている。

第2章 地震災害予防計画

第1節 都市防災構造の強化

項 目	担 当
第1項 防災のための市街地整備	土木部
第2項 建物の防火対策	土木部、消防局
第3項 複合災害防止体制の整備	総務部、各総合支所
第4項 廃棄物処理対策	環境森林部

《 基本方針 》

市は、地震に強いまちづくりを推進するため、防災の観点に立った各種施策の実現を図るものとし、住宅密集地域等の危険度の高い地域について、防災機能を持つ道路、公園等の整備も含めた市街地の整備を、重点的かつ早急に推進する。

第1項 防災のための市街地整備

1 都市災害の防止

市は、既成市街地及びその周辺の地域において土地の区画、形質の変更及び公共施設の新設、変更等を行う際、道路、公園、上下水道等の公共施設を計画的かつ一体的に整備することにより、生活環境の改善と併せて都市災害の防止に努める。

(1) 土地区画整理

住宅の密集している既成市街地においては、防災機能を有する道路、公園等の都市基盤施設の整備を推進する。

(2) 市街地再開発

都市化の進展に伴い建物の密度が高くなっている市街地部においては、市街地再開発事業を推進し、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用とともに広場等の不燃空間の確保を図り、都市機能の更新と併せた都市災害の防止を推進する。

2 公園、緑地の整備

(1) 避難場所としての公園の整備

市街地における公園は、火災の延焼や建物倒壊等から住民の生命を保護する一時的な避難場所としての空間であるほか、指定された避難所を利用できない場合の仮設テ

ントの設置や応急仮設住宅の建設用地にもなる。

このことから、避難生活に必要であり、事後の施工に時間を要すると考えられる水道管や下水管等について、あらかじめ埋設するなどの整備に努める。

また、防災活動拠点となる規模の大きな運動公園等については、広域避難場所や大型車両も乗り入れられる活動拠点としての施設の充実を図る。

(2) 延焼遮断帯としての緑地の整備

市街地における緑地や緑道は、火災発生時の延焼遮断帯としての機能を有する。

このことから、耐火性、耐熱性のある樹木の配植と既存の緑地帯の保全に努め、建物の不燃化と併せた安全な住宅環境の整備を推進する。

3 道路の整備

市は、国・県道と接続する主要な道路を防災道路ネットワークとして検討し、橋梁の耐震化や冠水対策を優先的に進めることによって、災害時における緊急輸送路の機能確保を推進する。

また、都市計画道路整備と連動して、沿道不燃化の一体的な取り組みによる延焼遮断機能の強化策などを検討し、防災機能の高い道路空間の構築を推進するほか、国道10号など避難や輸送などの緊急活動を支える基幹道路沿線については、その機能維持を図るために延焼遮断、耐震、防火を促進する。

第2項 建物の防火対策

1 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域について、効果的に防火地域及び準防火地域の指定や見直しを行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

2 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物について、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき火災予防や避難手段に関する指導を行う。

また、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

消防局は、消防法に基づき、火災予防査察を実施し、防火対象物及び危険物施設等の位置、構造、設備及び管理の状況について検査を行う。

また、住家における火災予防の推進のため、感震ブレーカーの普及促進に努める。

第3項 複合災害防止体制の整備

本項目については、【第2編 第2章 第1節「風水害に強いまちづくり」】を参照する。

第4項 廃棄物処理対策

本項目については、【第2編 第2章 第1節「風水害に強いまちづくり」】を参照する。

第2節 建築物の安全性確保

項 目	担 当
第1項 建築物等の耐震化	総務部、各総合支所、土木部、消防局
第2項 震災対策の普及・啓発	総務部、消防局、土木部
第3項 軟弱地盤対策	土木部
第4項 中高層建築物等災害予防計画	総務部、各総合支所、土木部、消防局
第5項 文化財災害予防計画	総務部、教育委員会、消防局

《 基本方針 》

過去の事例から明らかなように、大規模な地震が発生すれば、都市部を中心に建築物に大きな被害が生じる事が予想される。

市は、災害時に被害の発生が予想される箇所の建築物に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、防火性を保つよう配慮する。特に、公立学校等の公共建築物については、不燃化とともに耐震性の向上を図り、老朽施設の更新、補強に努める。

民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、耐震性の強化を促進する。

第1項 建築物等の耐震化

1 公共建築物の耐震化の推進

市は、不特定多数の者が利用する市の公共建築物について、地震発生時において利用者の安全を確保するため、施設を所管する部署は、計画的な耐震化を推進する。

また、耐震性について未確知の建物については、早急に耐震診断を実施する。

市の公共建築物の耐震化は、新・宮崎県地震減災計画（令和3年3月改訂）で県が県有施設について定めた数値目標を参考として、推進する。

特に、小中学校など、避難所として位置付けられ、災害時において地域の拠点となる重要な施設については、優先して耐震化を行う。

2 一般建築物の耐震化の促進

（1）木造住宅の耐震化

市は、地震による人的被害を軽減するため、特に木造住宅に対して、耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事に対する補助制度の活用や耐震改修促進税制の周知などにより、耐震化を促進する。

(2) 特定建築物の耐震化

市は、病院、劇場、映画館、集会場、展示場、ショッピングセンター、事務所、老人ホーム等その他多数の者が利用する特定建築物について、その所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

また、地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがある建築物について、その所有者は、当該建物の耐震診断や耐震改修の措置を講じる。

3 構造物等に対する防災対策

(1) ブロック塀等の安全対策の推進

市は、地震による倒壊によって、避難路の封鎖や人身への被害を及ぼすおそれのある一般住宅のブロック塀等について、施工者への耐震技術の普及に努めるほか、傾斜または過大積上げなどの危険と考えられる物件の実態を把握し、所有者に対して倒壊防止のための補強、改修等を促す。

(2) 屋外広告物等の落下防止

市は、広告塔、看板等の屋外広告物や、街路灯、道路標識等の道路附帯構造物等の落下、倒壊による被害を防止するため、所有者または施設管理者に対して、定期的な施設の点検と、必要に応じた補修、補強を促す。

(3) 建築物の地震対策の促進

市は、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

また、災害の拡大や二次被害の防止のため、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるとともに、雑居ビル、集合住宅等では、ガスの漏出等に対する点検を強化し、ガス漏れの通報システムやガス遮断弁等の付設を推進する。

4 公共土木施設の耐震化の推進

市は、橋梁やトンネル等のうち、耐震補強が成されていない市が管理する公共土木構造物について、地震発生時における落橋防止や崩落防止のための補強工事を緊急に実施するよう努める。

また、耐震性について未確知のものについては、早急に耐震診断を実施し判定を求めるとともに、未補強の状態で地震による影響が懸念される場合の通行規制の措置や迂回路等について、あらかじめ定めておくよう努める。

第2項 震災対策の普及・啓発

1 建築物に関する耐震対策の普及・啓発

(1) 建築物耐震改修相談

市は、耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上に向けた知識の啓発や普及等の施策を実施し、耐震改修を促進する。

(2) 建築物の所有者等に対する指導等

市は、保安上危険または倒壊により有害物質等を拡散させるおそれのある建築物、老朽建築物について構造、危険度等を調査し、所有者（設置者）及び使用者に対し補修等必要な措置を要望し、関係機関の指導を要請する。

また、現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象に、耐震診断の実施及び必要に応じて耐震改修に努めるよう指導・助言を行う。

2 家具等の転倒防止策の啓発

市は、屋内における被害を予防するため、住民に対して、家具類の転倒防止対策等について、講習会やパンフレット等の配布による啓発に努める。

3 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

市、防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備する。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努める。

第3項 軟弱地盤対策

1 液状化現象の調査研究

市は、県、大学及び民間において研究される液状化現象に関する成果を踏まえ、液状化に関する危険地域を把握し、調査資料の収集整理に努める。

2 軟弱地盤対策

水面や湿地等の埋立てや造成工事などを行う場合には、地盤が液状化する可能性を考慮して、盛土や造成地の地盤改良等の液状化対策と併せて、建築物の基礎や構造に十分な地震対策を講じる。

液状化対策は、地盤改良による工法や基礎杭等で対処するなど、各種工法の普及に努め、適切な方法により対策を推進する。

なお、構造計算書の添付が義務付けられている建築物については、確認申請時に指導していく。

液状化現象の発生を前提とした構造的な対策は、以下のとおりである。

(1) 木造建築物

- ① 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
- ② アンカーボルトの適正施工
- ③ 上部構造部分の剛性を持たせる
- ④ 荷重偏在となる建築計画を避ける
- ⑤ 屋根等の重量を軽くする

(2) 鉄筋コンクリート造等建築物

- ① 支持杭基礎工法
- ② 地階を設ける方法
- ③ 面的に広がりのある建築計画とする
- ④ 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める

(3) コンクリートブロック塀

- ① 法令等の技術基準を正しく履行する
- ② 基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

第4項 中高層建築物等災害予防計画

1 中高層建築物等

(1) 中高層建築物

中高層建築物とは、高さ15m以上の建築物をいう。

消防局は、中高層建築物は地震時の避難が困難であること、建物の倒壊、エレベーターへの閉じ込め、はしご車による消火・救助が困難などの火災延焼による危険性を考慮する必要から、消防上問題となる中高層建築物の所在や防火対象物の種別などを把握する。

(2) 高層建築物

高層建築物とは、高さが31m（11階以上）を超える建築物をいう。

（消防法第8条の2）

消防局は、消防法に基づく査察等により、高層建築物の防火対策について適切に指導する。

■参考

消防法第8条の2の4

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権限を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、またはみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、またはみだりに存置されないように管理しなければならない。

消防法第8条の3

高層建築物若しくは地下街または劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防災対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。）は、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない。

2 消防機関による予防措置

消防機関は、中高層建築物の所有者、管理者、占有者で権限を有する者に、建物における災害を未然に防止するよう指導する。

（1）防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

- ① 消防計画の整備充実
- ② 自衛消防組織の整備充実
- ③ 防火管理者、火元責任者等の防火に関する知識の向上
- ④ 共同防火管理体制の確立
- ⑤ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- ⑥ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- ⑦ 非常用進入口の確保
- ⑧ 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- ⑨ その他防災上必要な事項

（2）非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。

（3）施設管理者の責務

施設管理者は、利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って利用者の避難誘導體制に万全を期する。

(4) 査察の強化

消防局は、消防法の規定に基づく査察を強化し、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理の適否について検査を行い、消防関係法令の規定に適合しないもの及び火災が発生した場合に人命に危険があると認められるものについては、その所有者等に対し必要な改善を行わせ、またはその施設の使用停止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

(5) ガス事業者との連携強化

消防局は、ガス事業者と連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等その強化に努める。

(6) 消防施設の整備、充実

消防局は、中高層建築物等の災害に対処するため「消防力の整備指針」及び各地域の実情に基づき次の消防施設の整備、充実に努める。

- ① はしご車、屈折はしご車
- ② 照明電源車
- ③ 救急車、排煙車、救助工作車
- ④ 救助用資機材

3 管理者等の措置

(1) 管理者等

関係機関の指導に基づき、次の事項について積極的に推進する。

- ① 防火避難施設の点検整備
- ② 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備
- ③ 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- ④ 避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備
- ⑤ 自衛消防組織の整備充実
- ⑥ 防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
- ⑦ 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- ⑧ その他防災上必要な事項

(2) ガス事業者

中高層建築物等には、ガス漏れ警報設備等の安全設備の普及促進を図る。

- ① 燃焼器を設置した場合には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。

- ② 燃焼器は金属可撓管、両端に迅速継手の付いたゴム管または強化ガスホースでガス栓と接続する。
- ③ 管理人室等から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置等の設置を検討する。
- ④ 導管は1年に1回以上漏洩検査を実施するほか、1年に1回以上安全使用の特別周知を行う。
- ⑤ ガスによる事故を想定し、管理者、消防機関、警察署の協力を得て、事業所毎に年1回以上の防災訓練を実施に努める。

第5項 文化財災害予防計画

1 文化財災害予防計画

市は、平常時から管理者に対して、地震時の火災等への災害対応について、啓発・助言を行うとともに、地域の住民に対しても初期消火や文化財の持ち出し等への協力を要請するなど、文化財を保護するために地震、火災への防災意識の高揚と災害体制を整えておくことが重要である。

(1) 重要文化財の指定

災害から地域の文化財を保護するためにも、防災設備の整備拡充が重要である。

市は、重要文化財への指定の促進を図るとともに、国・県の指定する重要文化財については、特に、防災設備の整備を必要に応じて要請していく。

(2) 文化財防火デーの普及・啓発

文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及・啓発を図るため、「文化財防火デー（毎年1月26日）」等を活用した広報活動を行う。

(3) 防災管理体制の確立

- ① 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化
- ② 自主防災組織の編成
- ③ 避難体制の確立
 - ア 文化財の避難計画（避難場所、避難路、責任者等）の作成
 - イ 参詣者、拝観者等の避難誘導計画の作成
 - ウ 避難訓練の実施
- ④ 防災施設、設備の整備
 - ア 消火設備の整備促進
 - イ 避雷針、警報装置、防火用水池の整備促進
 - ウ 電灯線、消火栓等の点検整備
 - エ 指定物周辺の火気禁止地帯の設定

第3節 地盤災害防止対策の推進

項 目	担 当
第1項 地盤災害防止対策の推進	総務部、各総合支所

《 基本方針 》

市は、地震による被害を未然に防止するため、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う。

また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める。

第1項 地盤災害防止対策の推進

1 土砂災害防止対策の推進

本項目については、【第2編 第2章 第7節「土砂災害予防計画」】を参照する。

2 液状化対策の推進

市は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、市域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施する。

また、危険性が認められる区域については、必要に応じて、地盤改良等の指導に努める。

第4節 河川・ため池等の整備と管理

項 目	担 当
第1項 河川対策	総務部、土木部、各総合支所
第2項 ため池対策	農政部、各総合支所
第3項 調整池等対策	上下水道局他
第4項 ダム対策（木之川内ダム）	農政部
第5項 パイプライン対策	農政部

《 基本方針 》

本項目については、【第2編 第2章 第6節「水害予防計画」】を参照する。

なお、地震災害を考慮し、次に示す関連施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努める。

第1項 河川対策

1 施設点検、耐震性の強化

市は、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強や内水排除用ポンプ車等の確保、排水機場・閘門・水門等の河川構造物の耐震化について、河川管理者に要請する。

2 防災体制等の整備

市は、河川等の水位情報を把握するため、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう、河川管理者との調整を図る。

第2項 ため池対策

市は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたため池が多いことを踏まえて、受益者と協力して、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、警戒すべきため池を決定し、耐震事業化を推進する。

また、防災重点ため池が崩壊した場合に住家や公共施設等に及ぼす被害を想定したハザードマップについて、関係住民等へ周知を図るものとする。

第3項 調整池等対策

市は、浸水被害の軽減を図る調整池・貯留池等については、既存の志比田調整池は機能確保に向けて平常時より点検・維持管理に努め、近年の気象状況及び他都市の被災状況を踏まえ、水害対策に効果的な場所における新たな整備を検討する。

なお、開発行為により設置された調整池については、管理者（個人、市）が土砂排除等機能低下にならないよう適切に管理を行うものとする。

第4項 ダム対策（木之川内ダム）

市は県と連携し、的確なダム管理に向けて、ダムに地震計の設置を検討する。

また、地震発生後のダムの臨時点検及び情報伝達が迅速かつ的確に図られるよう、管理責任者はもとより関係職員に対しても「地震後のダム臨時点検要領」の周知徹底を図る。

第5項 パイプライン対策

市は、農業水利施設であるパイプラインの機能確保に向けて、平常時より点検・維持管理等に努める。

第5節 道路交通関係施設の整備と管理

項 目	担 当
第1項 道路交通の安全性の確保	土木部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第3節「道路交通関係施設の整備と管理」】を参照する。

第6節 ライフライン施設の機能確保

項 目	担 当
第1項 水道施設の整備	上下水道局
第2項 下水道施設の整備	上下水道局
第3項 ガス、電力、通信施設の整備	宮崎ガス、九州電力、九州電力送配電、 N T T 西日本

《 基本方針 》

上下水道施設及びガス、電力、通信施設は、災害時の応急対策のみならず市民生活に必要な不可欠なものであり、特に震災後は復旧に長期間を要することも想定されることから、各施設管理者は、平常時から、耐震化対策及び液状化対策等、被害の予防や軽減のための措置を講じ信頼性の向上に努める。

第1項 水道施設の整備

1 水道施設

市は、災害時において飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応することができるよう、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図る。

また、基幹的施設等の耐震性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など、給水への影響を最小限度に抑えられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、震災に強い水道づくりを推進する。

（1）応急給水、復旧体制の整備

- ① 災害時の応急給水に備えて給水車、給水タンク、給水袋等の資機材を整備する。
- ② 緊急連絡体制及び動員計画、応急復旧の方法等についての詳細を定めたマニュアルを作成し、効率的な災害応急対策を図る。

（2）応援体制の整備

甚大な被害により管理者による応急復旧作業が困難な場合に対処するため、関係団体や隣接市町との応援協力体制を確立する。

（3）基幹的施設の安全性の向上

浄水場や配水施設等の防災機能を向上させるとともに、平常時から施設や設備の点検を行い、老朽化した管路等については耐久性のある施設への更新を行う。

（4）安全性の高い水道システムの構築

バイパス管、仕切り弁等の増設により市民生活への影響を最小限度に抑えるよう努める。

（５）給水の安全性の確保

災害による水質の悪化、汚濁、汚染等の防止、または被害の軽減を図るため、必要となる資機材及び薬剤等の整備を行う。

（６）水道業務継続計画の策定

災害対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう「下水道BCP策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編）」（国土交通省）等を踏まえて上下水道事業業務継続計画（上下水道BCP）を策定し、必要に応じて随時見直しを行う。

第2項 下水道施設の整備

1 下水道・農業集落排水施設

（１）復旧体制の整備

- ① 停電時における施設の稼働に必要な非常電源設備等を整備するとともに、継続的な点検により安定性を確保する。
- ② 汚物の貯留、中継施設の確保、処理施設代替方策等について検討しておく。
- ③ マンホールトイレ等への対応を検討しておく。
- ④ 処理施設や管路が被災した場合に対処するため、緊急連絡体制及び動員計画、応急復旧の方法等についての詳細を定めたマニュアルを作成し、効率的な災害応急対策を図る。

（２）応援体制の整備

甚大な被害により市による応急復旧作業が困難な場合に対処するため、関係団体や周辺市町との応援協力体制を確立する。

（３）基幹的施設の安全性の向上

幹線管渠、処理場、ポンプ施設等の基幹的施設については、下水道が有すべき機能を確保できるよう、既設においては段階的に、新設においては建設当初の段階から耐震対策を講じる。

（４）下水道業務継続計画の策定

耐震対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう「下水道BCP策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編）」（国土交通省）等を踏まえて上下水道業務継続計画（上下水道BCP）を策定し、必要に応じて随時見直しを行う。

第3項 ガス、電力、通信施設の整備

ガス、電力、通信施設の災害発生を未然に防止するための対策の詳細は、各事業者の業務計画によるものとする。

1 ガス施設 [宮崎ガス株式会社（都城支店）]

ガスの漏洩による二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

また、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施すると共に、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

- ① 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。
- ② 導管網は、供給停止地区の極少化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。
- ③ これまでに整備してきた防災無線・専用電話・衛星電話・携帯電話等の通信施設及び一斉連絡システムのさらなる充実を図る。

2 電力施設 [九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社]

(1) 電力設備の災害予防措置

① 水害対策

ア 水力発電施設

水力設備の耐震設計は、「発電用水力設備に関する技術基準」、「河川管理施設等構造令」及び「ダム設計基準」等により行うものとする。

電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行うものとする。また、建物の耐震設計は、「建築基準法」により行うものとする。

イ 送配電設備

a 架空電線路

「電気設備に関する技術基準」に規定されている風圧荷重が地震による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行うものとする。

b 地中電線路

送電設備の終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に、また、洞道は土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行うとともに、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。

ウ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「電気設備に関する基準」、「変電所等における電気設備の耐震設計指

針」により行うものとする。また、建物の耐震設計は、「建築基準法」により行うものとする。

エ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

① 観測、予報施設及び設備の整備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、河川水位等の観測施設及び設備を強化、整備する。

② 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

(3) 災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。

また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般の消費者に対しては、平常時からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の利用や、パンフレット、チラシ等の作成配布を通じて、次の事項に対する認識を高めるよう広報活動を行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力の事業所等に通報すること。

ウ 断線垂下している電線には絶対触らないこと。

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

キ その他事故防止のため留意すべき事項

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

3 通信施設 [西日本電信電話株式会社（宮崎支店）]

災害に備えるための通信施設の信頼性向上対策は、以下のとおりである。

(1) 通信設備

① 中継センタの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センタを分散設置（宮崎、都城）し、回線を分散収容し危険防止を図っており、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、そ通の円滑化を図る。

② 中継伝送路の2ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の2ルート化（ループ化）を図っていく。

③ 耐震・防風対策

N T Tビルや無線用鉄塔は、震度6程度の地震及び風速 60m/sec にも耐えられる設計になっている。

また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講じる。

④ 停電対策

停電時に備え、自家発電設備や蓄電池を設置している。

また、被災の状況により、移動電源車及び発動発電機等による対処を図る。

⑤ 受付呼（104／116／113／115）の分散化

県内の受付センタが被災した場合は、以下のとおり分散受付となる。

ア 104 呼 九州管内の 104 センタへランダム分散受付される。

イ 116 呼 宮崎をはじめ九州管内の 116 センタへ分散受付される。

ウ 113 呼 受付交換機の分散化を図っていく。

エ 115 呼 九州管内の 115 センタへ分散される。

⑥ 地中化の推進

防災上の観点において、地上よりも地中化の方が信頼性が高いことから、自治体及び他事業者とも連携を図りながら積極的に推進する。

(2) 建 物

① 防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。

また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講じる。

② 防水対策

洪水等による浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉を設置している。

また、小規模な建物の場合、立地条件に応じ敷地そのものを高くする等の対策を講じる。

第7節 農林業災害予防計画

項 目	担 当
第1項 災害の予防対策	農政部、環境森林部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第5節「農林業災害予防計画」】を参照する。

第8節 地震防災緊急事業の推進

項 目	担 当
第1項 地震防災緊急事業の推進	総務部、各部
第2項 減災計画の実施	総務部、各部

《 基本方針 》

市は、地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」における事業を推進する。

第1項 地震防災緊急事業の推進

1 地震防災緊急事業五箇年計画

（1）地震防災緊急事業五箇年計画の作成

知事は、地震防災対策特別措置法第2条に基づき、市の意見を聴いて、人口や産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然条件を総合的に勘案して、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができる。

市は、県が作成した「第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）」に計上している事業の円滑な推進を図る。

（2）対象事業

事業の対象は、地域防災計画に定められた次の施設等の整備である。

（地震防災対策特別措置法第3条第1項及び第3項）

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- ⑥ 共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
- ⑦ 公的医療機関等・社会福祉施設のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- ⑧ 公立の小学校または中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- ⑨ 上記①～⑧のほか、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- ⑩ 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設または農業

用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

- ⑪ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑫ 地震災害時において迅速、かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備とその他の施設または設備
- ⑬ 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設または設備
- ⑭ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑮ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備または資機材
- ⑯ 老朽住宅密集地に係る地震防災対策

第2項 減災計画の実施

県においては、日向灘地震、えびのー小林地震、南海トラフ地震といった地震により、甚大な人的被害、建物被害、土木施設等被害、ライフライン被害等が発生する危険性を有していることから、国が策定した「地震防災戦略」（平成 17 年 3 月）及び県が作成した「新・宮崎県地震減災計画」（平成 27 年 6 月改訂）を踏まえ、本市に係る減災目標に向けて、関係機関、住民等と一体となって地震防災対策を効果的に推進する。

第9節 情報の収集・連絡体制の整備

項 目	担 当
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	総務部、消防局、各総合支所、各地区市民センター
第2項 災害広報体制の整備	総務部、消防局、各総合支所

《 基本方針 》

地震災害を考慮し、次に示す体制の整備等を行い、安全の確保に努める。

なお、下記以外の項目については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備」】を参照する。

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 地震観測体制

市は、気象庁、文部科学省が行う地震観測計と消防庁、県が行う計測震度計を運用しつつ、適切な場所への地震観測機器の設置、並びに的確な緊急対応ができるよう地震観測体制を確立する。

【第1章 第1節 第2項「地震の観測」参照】

(2) 情報収集の代替手段

市は、地震等の大規模災害時において、必要な施設や設備は、機能が損なわれることも想定して、代替手段や緊急連絡方法等について整備しておく。

- ① 地震によりその機能が損なわれるおそれのある設備や資機材については、代替手段を検討しておく。
- ② 不測の事態を考慮して、緊急連絡方法や連絡先をあらかじめ定めておく。

(3) 情報の収集

市は、地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

- ① 災害情報通信ネットワークの整備、拡充
- ② 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

③ 情報収集連絡職員の派遣体制の整備

2 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の周知

緊急地震速報は、気象庁により発表されるもので、テレビやラジオにより放送されるほか、地震への備えとしてあらゆる機会を通じて、速報の内容、受信の方法やその後の対応などについて住民に周知しておく。

(2) 緊急地震速報の内容

緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、各地の地震動の到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報である。

《 緊急地震速報（警報） 》

発表の条件	・ 最大震度 5 弱以上が予想された場合 （震度 4 以上が地域に対し発表） ・ 長期周期地震動階級 3 以上が予想された場合
発表の内容	①地震の発生時刻・震源 ②震度 4 以上または長周期地震動級 3 以上が予想される地域の名称

(3) 緊急地震速報への対応

本市に大きな影響を及ぼすと考えられる「えびの－小林地震」は、直下型の地震であることから緊急地震速報の機能は期待できない。また、「日向灘南部地震」については、想定される震源から本市までの距離が短いことから、地震の発生から緊急地震速報の発表までの時間はおよそ 5～7 秒と非常に短いと考えられる。

そのため、緊急地震速報を他の情報伝達手段を使って住民に周知することは、非常に困難である。

よって、市は、不特定多数の者が利用する市庁舎や学校、公益施設等について、直接的に緊急地震速報を受信して知らせる設備の整備を推進するとともに、住民及び大規模な集客施設、病院等の事業者に対して、各自が緊急地震速報を得る必要があることについて周知を図る。

第2項 災害広報体制の整備

本項目については、【第2編 第2章 第8節 第2項「災害広報体制の整備」】を参照する。

第10節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

項 目	担 当
第1項 被災者等への的確な情報伝達体制の整備	総務部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第9節「被災者等への的確な情報伝達体制の整備」】を参照する。

第11節 活動体制の整備

項 目	担 当
第1項 組織体制の整備	総務部
第2項 広域応援体制の整備	総務部、消防局
第3項 防災活動拠点の整備	総務部

《 基本方針 》

市は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るための活動体制を整備し、県や防災関係機関との連携を強化する。

第1項 組織体制の整備

1 災害対策本部の設置

市長は、市域について災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、円滑な災害応急対策の実施を図るため、基本法第23条の2の規定に基づき「災害対策本部」を設置する。

また、必要に応じて、被災地について災害対策本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」を設置する。

本項目については、【第2編 第3章 第2節 第1項「災害対策組織計画」】を参照する。

2 防災活動拠点の整備

(1) 本部活動のための空間の確保

災害対策本部の円滑な立ち上げと効率的な活動のために必要となる空間や部屋の確保を図る。

(2) 災害活動拠点の整備

効率的な災害応急対策及び災害復旧対策を実施するため、運動公園施設等の比較的大規模な既存施設や広場、公園等を「防災活動拠点」として位置付け、その設備の拡充を推進する。

本項目については、【第2編 第2章 第10節 第4項「防災活動拠点の整備」】を参照する。

第2項 広域応援体制の整備

本項目については、【第2編 第2章 第10節「活動体制の整備」】を参照する。

第3項 防災活動拠点の整備

本項目については、【第2編 第2章 第10節「活動体制の整備」】を参照する。

第12節 避難収容体制の整備

項 目	担 当
第1項 避難収容体制の整備	総務部、地域振興部、福祉部、健康部、土木部、教育委員会、各総合支所
第2項 応急仮設住宅の建設用地の確保	総務部、土木部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第11節「避難収容体制の整備」】を参照する。
なお、地震災害に対して現在指定している避難所は、次に示すとおりである。

《 指定避難所（一次避難所） 》

令和9年3月まで

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫 城	総合社会福祉センター	松元町 4-17	25-2123	168	—	○	○
	コミュニティセンター	姫城町 10-7	23-2001	160	—	○	○
	明道小学校体育館	八幡町 12-4	22-4297	250	有	○	×
小松原	大王小学校体育館	大王町 20-1	23-2470	259	有	○	○
妻ヶ丘	妻ヶ丘地区公民館	上東町 17-6	23-8592	130	—	○	○
祝 吉	祝吉地区公民館	郡元 1 丁目 1-4	23-2890	146	—	○	○
	早水公園体育文化センター	早水町 3867	24-6454	715	有	○	○
	南九州大学都城キャンパス体育館	立野町 3764-1	21-2111	426	有	○	×
	祝吉小学校体/育館	祝吉 3 丁目 14-1	22-4293	270	有	○	○
五十市	五十市地区公民館	五十町 2284	23-2184	125	—	○	○
	長寿館	鷹尾 3 丁目 4523-2	26-0114	57	—	○	○
	今町地区多目的研修集会施設	梅北町 435	—	164	有	○	×
	五十市地区体育館	久保原町 2-6	—	371	—	○	○
横 市	障がい者教養文化体育施設(サンアビリティーズ都城)	都原町 3369	25-2018	323	—	○	○
	西小学校体育館	南横市町 3800	22-4319	270	有	○	○
沖 水	沖水中学校体育館	都北町 5615	38-1335	336	有	○	○

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	沖水地区公民館	太郎坊町 1840-2	38-1033	132	—	○	○
志和池	志和池地区公民館	上水流町 1536	36-0519	98	—	○	○
庄 内	乙房小学校体育館	乙房町 1707	37-0706	241	有	○	○
	庄内地区公民館	庄内町 12692-2	37-0888	118	—	○	○
西 岳	西岳小学校体育館・クラブハウス	美川町 2928	33-1602	171	有	○	○
	夏尾中学校体育館	夏尾町 6673-4	33-1600	175	有	○	○
中 郷	梅北小学校体育館	梅北町 4687	39-4195	250	有	×	×
	中郷地区市民交流センター	安久町 6623	39-0121	101	—	○	○
山之口	山之口町総合センター 多目的ホール	山之口町 花木 1934-1	57-3111	119	—	○	○
	山之口麓文弥節人形浄 瑠璃資料館(人形の館)	山之口町 山之口 2921-1	57-5295	77	—	○	○
高 城	高城農村環境改善セン ター	高城町 有水 2986-1	59-9955	373	有	○	○
	高城生涯学習センター	高城町 穂満坊 105	58-2317	132	—	○	○
	高城地区公民館四家分 館	高城町 四家 969-17	58-2317	10	—	×	×
山 田	山田総合福祉センター (けねじゅ苑)	山田町 山田 4319-2	64-2200	107	—	○	○
	山田運動公園山田体育 館	山田町 山田 3717-1	64-3455	300	有	○	○
高 崎	縄瀬多目的集会所	高崎町 縄瀬 1823-3	62-5510	55	有	○	○
	笛水小中学校体育館・ クラブハウス	高崎町笛水 959	62-4674	217	有	○	○
	高崎福祉保健センター	高崎町 大牟田 1340-3	62-4411	206	—	○	○

※「一次避難所」は、台風等段階的に災害の発生が予測される場合に、優先して開設する避難所である。

《 指定避難所（二次避難所） 》

令和9年3月まで

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫 城	ウエルネス交流プラザ	蔵原町 11-25	26-1100	237	有	○	○
小松原	総合文化ホール	北原町 1106-100	23-7140	200	－	○	○
	小松原中学校体育館	大王町 19-1	22-0645	336	有	×	×
妻ヶ丘	妻ヶ丘中学校体育館	妻ヶ丘町 13-3	22-0283	390	有	○	×
	東小学校体育館	上東町 11-20	22-3481	270	有	○	○
祝 吉	県立都城農業高等学校 体育館	祝吉 1-5-1	22-4280	336	有	○	○
	祝吉中学校体育館	千町 4962	22-0697	357	有	○	×
五十市	五十市小学校体育館	五十町 2242	22-0476	270	有	○	○
	五十市中学校体育館	久保原町 2-6	23-0126	331	有	×	×
	今町小学校体育館	今町 8923	39-0776	232	有	○	○
	明和小学校体育館	久保原町 34-27	26-4000	254	有	○	○
	ふるさとセンター	下長飯町 5441-1	39-0270	53	－	×	×
横 市	西中学校体育館	都原町 7707	24-1128	295	有	○	○
沖 水	沖水小学校体育館	太郎坊町 1979	38-1330	282	有	○	○
志和池	丸野小学校体育館	野々美谷町 2941	36-0517	241	有	○	○
	志和池小学校体育館	上水流町 1666	36-0515	256	有	○	○
	志和池中学校体育館	上水流町 4323-1	36-3037	336	有	×	×
	みやざき学園・白雲小 中学校体育館	丸谷町 388	36-0394	180	有	○	×
庄 内	菓子野小学校体育館	菓子野町 9555	37-0527	224	有	×	×
	庄内小学校体育館	庄内町 12680	37-0525	250	有	○	○
	庄内中学校体育館	庄内町 8976	37-0526	298	有	○	×
西 岳	夏尾小学校体育館	夏尾町 6644	33-1802	121	有	×	×
	吉之元小学校多目的室 集会所	吉之元町 4518	33-1800	121	有	×	×
	御池小学校多目的室	御池町 5844-291	－	179	有	×	×
中 郷	安久小学校体育館	安久町 2648-2	39-0704	250	有	○	×
	中郷中学校体育館	梅北町 2909-1	39-0709	308	有	○	×

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	尾平野自治公民館	安久町 3464-1	—	33	—	×	×
山之口	麓小学校体育館	山之口町 山之口 3842	57-2028	197	有	○	×
	山之口中学校体育館	山之口町 花木 1536	57-2007	333	有	×	×
	山之口総合センター	山之口町 花木 1934-1	57-3114	84	有	○	○
	山之口運動公園山之口 体育館	山之口町 花木 2381-4	57-2236	555	有	○	○
	富吉小学校体育館	山之口町 富吉 1659-1	57-3151	197	有	○	○
	上富吉地区体育館	山之口町 富吉 1752-7	57-5188	169	—	○	×
高 城	高城運動公園総合体育 館	高城町 穂満坊 2492	58-5514	520	有	○	○
	高城横原地区コミュニ ティセンター	高城町 桜木 159-1	—	57	—	×	×
	高城勤労青少年ホーム	高城町 桜木 1962	58-4887	341	—	○	○
	高城小学校体育館	高城町 穂満坊 20	58-2301	242	有	○	○
	高城中学校体育館	高城町 穂満坊 115-1	58-2303	280	有	○	×
	ふれあい武道館	高城町 穂満坊 1452	—	61	—	○	×
	石山体育センター	高城町 石山 1109-3	—	242	—	×	○
	有水小学校体育館	高城町 有水 3354-1	59-9306	185	有	○	×
	有水中学校体育館	高城町 有水 3656-1	59-9307	251	有	×	×
山 田	木之川内小学校体育館	山田町 山田 9350	64-2815	197	有	○	○
	山田木之川内体育セン ター	山田町 山田 9371	—	279	有	○	○
	山田小学校体育館	山田町 山田 3931	64-2104	199	有	○	○
	山田中学校体育館	山田町 山田 2189-1	64-2105	360	有	○	○
	中霧島小学校体育館	山田町 中霧島 3470-1	64-1015	197	有	○	○
	山田谷頭トレーニング センター	山田町 中霧島 3263-1	—	288	—	○	○
高 崎	高崎小学校体育館	高崎町 大牟田 1179-1	62-1207	208	有	○	○
	高崎中学校体育館	高崎町 大牟田 1904-1	62-1108	297	有	○	○
	高崎総合公園総合体育 館	高崎町 大牟田 1326-1	62-4448	678	有	○	○
	東霧島多目的集会所	高崎町 東霧島 757-1	62-5510	71	—	○	○
	縄瀬小学校体育館	高崎町 縄瀬 1411	62-3771	156	有	○	○

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	江平農村環境改善センター	高崎町 江平 2329-9	62-5510	143	有	○	○

※「二次避難所」は、一次避難所のみで対応できない場合等、必要に応じて開設する避難所である。

※広場欄に「有」のある施設は、避難施設に隣接して運動場や広場等の広い面積の空間を有していることを表している。

《 指定避難所（第一開設避難所） 》

令和9年4月から

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫 城	コミュニティセンター	姫城町 10-7	23-2001	160	—	○	○
小松原	小松原地区公民館	大王町 29-6	24-1900				
妻ヶ丘	妻ヶ丘地区公民館	上東町 17-6	23-8592	130	—	○	○
祝 吉	祝吉地区公民館	郡元 1 丁目 1-4	23-2890	146	—	○	○
五十市	五十市地区公民館	五十町 2284	23-2184	125	—	○	○
横 市	西小学校体育館	南横市町 3800	22-4319	270	有	○	○
沖 水	沖水地区公民館	太郎坊町 1840-2	38-1033	132	—	○	○
志和池	志和池地区公民館	上水流町 1536	36-0519	98	—	○	○
庄 内	庄内地区公民館	庄内町 12692-2	37-0888	118	—	○	○
西 岳	西岳小学校体育館・クラブハウス	美川町 2928	33-1602	171	有	○	○
	夏尾中学校体育館	夏尾町 6673-4	33-1600	175	有	○	○
中 郷	梅北小学校体育館	梅北町 4687	39-4195	250	有	×	×
山之口	山之口総合センター多目的ホール	山之口町 花木 1934-1	57-3111	119	—	○	○
高 城	高城生涯学習センター	高城町 穂満坊 105	58-2317	132	—	○	○
山 田	山田総合福祉センター（けねじゅ苑）	山田町 山田 4319-2	64-2200	107	—	○	○
高 崎	高崎福祉保健センター	高崎町 大牟田 1340-3	62-4411	206	—	○	○

《 指定避難所（第二開設避難所） 》

令和9年4月から

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫 城	総合社会福祉センター	松元町 4-17	25-2123	168	—	○	○
	明道小学校体育館	八幡町 12-4	22-4297	250	有	○	×
祝 吉	早水公園体育文化センター	早水町 3867	24-6454	715	有	○	○
	南九州大学都城キャンパス体育館	立野町 3764-1	21-2111	426	有	○	×
祝 吉	祝吉小学校体育館	祝吉 3 丁目 14-1	22-4293	270	有	○	○
五十市	長寿館	鷹尾 3 丁目 4523-2	26-0114	57	—	○	○
	今町地区多目的研修集会施設	梅北町 435	—	164	有	○	×
	五十市地区体育館	久保原町 2-6	—	371	—	○	○
横 市	障がい者教養文化体育施設（サンアビリティーズ都城）	都原町 3369	25-2018	323	—	○	○
沖 水	沖水中学校体育館	都北町 5615	38-1335	336	有	○	○
庄 内	乙房小学校体育館	乙房町 1707	37-0706	241	有	○	○
中 郷	梅北小学校体育館	梅北町 4687	39-4195	250	有	×	×
山之口	山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館（人形の	山之口町 山之口 2921-1	57-5295	77	—	○	○
高 城	高城農村環境改善センター	高城町 有水 2986-1	59-9955	373	有	○	○
	高城地区公民館四家分館	高城町 四家 969-17	58-2317	10	—	×	×
山 田	山田運動公園山田体育館	山田町 山田 3717-1	64-3455	300	有	○	○
高 崎	縄瀬多目的集会所	高崎町 縄瀬 1823-3	62-5510	55	有	○	○
	笛水小中学校体育館・クラブハウス	高崎町笛水 959	62-4674	217	有	○	○

《 指定避難所（予備避難所） 》

令和9年4月から

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
姫 城	ウェルネス交流プラザ	蔵原町 11-25	26-1100	237	有	○	○
小松原	総合文化ホール	北原町 1106-100	23-7140	200	—	○	○
	大王小学校体育館	大王町 20-1	23-2470	259	有	○	○
	小松原中学校体育館	大王町 19-1	22-0645	336	有	×	×
妻ヶ丘	妻ヶ丘中学校体育館	妻ヶ丘町 13-3	22-0283	390	有	○	×
	東小学校体育館	上東町 11-20	22-3481	270	有	○	○
祝 吉	県立都城農業高等学校 体育館	祝吉 1-5-1	22-4280	336	有	○	○
	祝吉中学校体育館	千町 4962	22-0697	357	有	○	×
五十市	五十市小学校体育館	五十町 2242	22-0476	270	有	○	○
	五十市中学校体育館	久保原町 2-6	23-0126	331	有	×	×
	今町小学校体育館	今町 8923	39-0776	232	有	○	○
	明和小学校体育館	久保原町 34-27	26-4000	254	有	○	○
	ふるさとセンター	下長飯町 5441-1	39-0270	53	—	×	×
横 市	西中学校体育館	都原町 7707	24-1128	295	有	○	○
沖 水	沖水小学校体育館	太郎坊町 1979	38-1330	282	有	○	○
志和池	丸野小学校体育館	野々美谷町 2941	36-0517	241	有	○	○
	志和池小学校体育館	上水流町 1666	36-0515	256	有	○	○
	志和池中学校体育館	上水流町 4323-1	36-3037	336	有	×	×
	みやざき学園・白雲小 中学校体育館	丸谷町 388	36-0394	180	有	○	×
庄 内	菓子野小学校体育館	菓子野町 9555	37-0527	224	有	×	×
	庄内小学校体育館	庄内町 12680	37-0525	250	有	○	○
	庄内中学校体育館	庄内町 8976	37-0526	298	有	○	×
西 岳	夏尾小学校体育館	夏尾町 6644	33-1802	121	有	×	×
	吉之元小学校多目的室 集会所	吉之元町 4518	33-1800	121	有	×	×

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	御池小学校多目的室	御池町 5844-291	—	179	有	×	×
中 郷	安久小学校体育館	安久町 2648-2	39-0704	250	有	○	×
	中郷中学校体育館	梅北町 2909-1	39-0709	308	有	○	×
	尾平野自治公民館	安久町 3464-1	—	33	—	×	×
山之口	麓小学校体育館	山之口町 山之口 3842	57-2028	197	有	○	×
	山之口中学校体育館	山之口町 花木 1536	57-2007	333	有	×	×
山之口	山之口総合センター	山之口町 花木 1934-1	57-3114	84	有	○	○
	山之口運動公園山之口 体育館	山之口町 花木 2381-4	57-2236	555	有	○	○
	富吉小学校体育館	山之口町 富吉 1659-1	57-3151	197	有	○	○
	上富吉地区体育館	山之口町 富吉 1752-7	57-5188	169	—	○	×
高 城	高城運動公園総合体育 館	高城町 穂満坊 2492	58-5514	520	有	○	○
	高城横原地区コミュニ ティセンター	高城町 桜木 159-1	—	57	—	×	×
	高城勤労青少年ホーム	高城町 桜木 1962	58-4887	341	—	○	○
	高城小学校体育館	高城町 穂満坊 20	58-2301	242	有	○	○
	高城中学校体育館	高城町 穂満坊 115-1	58-2303	280	有	○	×
	ふれあい武道館	高城町 穂満坊 1452	—	61	—	○	×
	石山体育センター	高城町 石山 1109-3	—	242	—	×	○
	有水小学校体育館	高城町 有水 3354-1	59-9306	185	有	○	×
	有水中学校体育館	高城町 有水 3656-1	59-9307	251	有	×	×
山 田	木之川内小学校体育館	山田町 山田 9350	64-2815	197	有	○	○
	山田木之川内体育セン ター	山田町 山田 9371	—	279	有	○	○
	山田小学校体育館	山田町 山田 3931	64-2104	199	有	○	○
山 田	山田中学校体育館	山田町 山田 2189-1	64-2105	360	有	○	○
	中霧島小学校体育館	山田町 中霧島 3470-1	64-1015	197	有	○	○
	山田谷頭トレーニング センター	山田町 中霧島 3263-1	—	288	—	○	○
高 崎	高崎小学校体育館	高崎町 大牟田 1179-1	62-1207	208	有	○	○

地 区	施設の名称	所在地	連絡先 0986	収容 人数	広場	出入口の バリア フリー	多目的 トイレ
	高崎中学校体育館	高崎町 大牟田 1904-1	62-1108	297	有	○	○
	高崎総合公園総合体育館	高崎町 大牟田 1326-1	62-4448	678	有	○	○
	東霧島多目的集会所	高崎町 東霧島 757-1	62-5510	71	—	○	○
	縄瀬小学校体育館	高崎町 縄瀬 1411	62-3771	156	有	○	○
	江平農村環境改善センター	高崎町 江平 2329-9	62-5510	143	有	○	○
県立高等学校等の施設							
妻ヶ丘地区	都城泉ヶ丘高等学校	妻ヶ丘町 27-15	23-0223	620	有	○	○
妻ヶ丘地区	都城商業高等学校	上東町 31-25	22-1758	530	有	○	○
祝吉地区	都城農業高等学校	祝吉 1 丁目 5-1	22-4280	530	有	○	○
五十市地区	都城工業高等学校	五十町 2400	22-4349	650	有	○	○
横市地区	都城西高等学校	都原町 3405	23-1904	520	有	○	○
横市地区	都城さくら聴覚支援学校	都原町 7430	22-0685	230	有	○	○
高城地区	高城高等学校	高城町穂満坊 156	58-2330	430	有	○	○

第13節 要配慮者の支援対策

項 目	担 当
第1項 社会福祉施設等の対策	総務部、福祉部
第2項 支援環境の整備	総務部、福祉部、地域振興部、各総合支所
第3項 避難行動要支援者の把握	総務部、福祉部、各総合支所
第4項 避難所の支援対策	総務部、福祉部
第5項 円滑かつ迅速な避難の確保	総務部、福祉部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第12節「要配慮者の支援対策」】を参照する。

第14節 救急・救助及び消火活動体制の整備

項 目	担 当
第1項 出火防止体制の整備	消防局、消防団
第2項 消防力の充実強化	消防局、消防団、上下水道局
第3項 消防計画の策定	消防局
第4項 救急・救助体制の整備	消防局、消防団

《 基本方針 》

市は、地震災害時における火災とそれに伴う死傷者を最小限にとどめるため、総合的な消防力の充実と防火管理体制を強化するとともに、救急・救助体制の整備を図り、消防・救急の対応力を強化する。

また、地域住民や自主防災組織、自治公民館への啓発活動や講習会の実施により、初期消火能力、救出及び応急手当能力の向上を図る。

第1項 出火防止体制の整備

1 一般家庭に対する指導

市は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ① 対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器、感電ブレーカー等の安全な機器の普及
- ② 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ③ 火気設備を扱う場所での不燃化及び整理整頓
- ④ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- ⑤ 消火器具、風呂水のくみ置き等、消火準備の徹底
- ⑥ 発災時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

2 事業所等に対する指導

- ① 市は、消防法の規定に基づき、多数の者が利用する学校、病院等の施設については、防火管理者を選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使

用または取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

- ② 市は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

3 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵または取扱いの指導

市は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス等の毒物劇物等を貯蔵しまたは取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図る。

4 建築同意制度の活用

市は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等、建築物に関する火災予防を図る。

5 防災物品の普及及び管理指導

市は、消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行う。

6 火災予防条例の活用

市は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、大型店舗等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行う。

7 消防設備士制度の活用

市は、防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させる等により、当該対象物の関係者に対し、万全な指導を行う。

8 火災予防運動の実施

市は、毎年実施する火災予防のための諸行事を充実し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努める。

第2項 消防力の充実強化

本項目については、【第2編 第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備」】を参照する。

第3項 消防計画の策定

本項目については、【第2編 第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備」】を参照する。

第4項 救急・救助体制の整備

本項目については、【第2編 第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備」】を参照する。

第15節 医療救護体制の整備

項 目	担 当
第1項 医療救護体制の整備	消防局、健康部

本項目については、【第2編 第2章 第14節「医療救護体制の整備」】を参照する。

第16節 緊急輸送体制の整備

項 目	担 当
第1項 緊急輸送体制の整備	総務部、土木部、各総合支所
第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	総務部、健康部、消防局
第3項 緊急輸送体制の確保	総務部、土木部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第15節「緊急輸送体制の整備」】を参照する。

第17節 備蓄に対する基本的な考え方

項 目	担 当
第1項 備蓄に対する基本的な考え方	総務部、健康部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第16節「備蓄に対する基本的な考え方」】を参照する。

第18節 食料、物資等の備蓄

項 目	担 当
第1項 備蓄の促進	総務部、健康部、各総合支所
第2項 給水体制の整備	上下水道局

本項目については、【第2編 第2章 第17節「食料、物資等の備蓄」】を参照する。

第19節 二次災害防止体制の整備

項 目	担 当
第1項 二次災害防止体制の整備	総務部、土木部、各総合支所、消防局

《 基本方針 》

地震災害による被害を最小限に抑えるためには、二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、平常時からの対策及び活動を推進する。

第1項 二次災害防止体制の整備

1 土砂災害防止体制の整備

市は、地震災害時には、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらの二次災害を予防するため、災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できる体制を整備しておく。

また、国土交通省が、深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）について、過去の発生履歴や空中写真判読、大規模振動センサーの設置等を行うなど、詳細な調査を実施していることから、あらかじめ危険な溪流（小流域）を把握するために国土交通省と情報共有を行う体制を整備しておく。

2 応急危険度判定士の養成

市は、災害による宅地及び建築物の二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士が被災建物の危険度を判定する「応急危険度判定士」を県と協力して養成する。

3 危険物等災害防止体制の整備

（1）危険物関係施設

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等の推進及び保安体制の強化を図る。

① 市

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

② 関係機関（危険物取扱事業所）

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- イ 危険物施設の耐震性の向上
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備
- エ 自衛消防組織の強化促進
- オ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

（2）火薬類

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高いことから、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立に努めるものとする。

火薬類取扱施設管理者等が、平常時より実施すべき事項は、以下のとおりである。

- ① 市、警察等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- ② 近隣の地域住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

（3）高圧ガス関係

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス取締法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため、事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進するものとする。

高圧ガス製造事業者等が、平常時より実施すべき事項は、以下のとおりである。

- ① 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- ② 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- ③ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- ④ ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- ⑤ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- ⑥ 警察、消防等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) 液化石油ガス関係

液化石油ガス販売事業者等に対して、液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について指導を徹底する。

また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓蒙に努めるものとする。

① (一社)宮崎県エルピーガス協会

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

② 液化石油ガス販売事業者等

ア 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。

イ 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機(マイコンメーターSを含む。)を設置するものとする。

ウ 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するものとする。

特に、学校・病院等の公共施設、地すべり・土砂崩れ等の発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。

エ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

(5) 毒物劇物関係

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実を図るものとする。

関係機関(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)が、平常時より実施すべき事項は、以下のとおりである。

- ① 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- ② 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- ③ 災害応急対策用資機材等の整備

第20節 資機材等の整備

項 目	担 当
第1項 資機材等の整備充実	総務部、農政部、土木部、消防局、消防団、 上下水道局、環境森林部、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第18節「資機材等の整備」】を参照する。

第21節 防災知識の普及

項 目	担 当
第1項 防災知識の普及	総務部、土木部、福祉部、消防局、教育委員会

《 基本方針 》

市は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、災害対策工事や防災施設・設備等の整備と同時に、防災に関する教育、啓発活動による防災意識の高揚を図ることにより、住民自らまたは地域が防災力を向上させることが最も重要であることから、平常時から防災知識の普及活動を積極的に実施する。

また、厳しい状況のもとでの的確な災害応急対策を維持するため、その要員として活動する市の職員は、常に防災意識の高揚に努める。

第1項 防災知識の普及

1 普及を図るべき主な項目

市は、住民の防災意識の高揚を図るために、主に次の内容を住民へ啓発を行う。

- ① 想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 緊急地震速報に関する知識
- ⑤ 正確な情報入手の方法
- ⑥ 防災機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑧ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ⑨ 平常時より住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- ⑩ 住家の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2 住民に対する普及

市は、住民が平常時より災害に対する備えを心掛け、災害時には自発的な防災活動を行うよう、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の社会教育施設の活用など、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で防災知識の普及・啓発を行い、住民の理解促進を図る。

このため、次のような方法により住民への防災知識の普及を図る。

- ① 広報紙、防災ハンドブック、防災マップ等の配布
- ② インターネットによる防災関連ホームページの紹介
- ③ テレビ、ラジオ番組の制作
- ④ 講習会や研修会の開催
- ⑤ 映画、ビデオ、スライド等の活用
- ⑥ 災害予防運動の実施
- ⑦ 防災訓練の実施
- ⑧ 出前防災講座、意見交換会等の実施
- ⑨ 他機関が所有する地震体験車等の教育設備の活用
- ⑩ 外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、外国語、点字版の作成やDVDへの字幕・手話通訳の挿入等

3 学校等における普及

市は、子供たちの防災意識の高揚を図るため、学校や認可保育所（保育園）及び認定こども園（以下「学校等」という。）における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、それぞれの発達段階や経験に応じた防災教育を実施する。

また、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう支援・協力する。

（1）児童・生徒等への防災教育

教育委員会及び福祉部は、学校での教育を通じて、次のような方法により児童・生徒等への防災知識の普及を図ることにより、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童・生徒等の育成に努める。

- ① 校（園）内での防災訓練の実施
- ② 防災に関する作文、絵画、ポスター等の作成
- ③ 映画、ビデオ、副読本等の活用
- ④ 講演会や研修会の開催

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行う。

また、大規模災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。

さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的

な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。

このため、教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

(3) 学校での災害予防計画

教育委員会及び各学校長は、災害が発生したときに的確に対処するため、各学校における防災計画等を作成し、次のようなことをあらかじめ取り決めておくとともに、応急教育の方針等について検討しておく。

- ① 通学路の災害の危険性に関する把握及び安全対策について
- ② 災害予防のための臨時休校、授業の中断、途中下校等について
- ③ 緊急時における保護者との連絡について
- ④ 保護者への児童・生徒の受け渡しについて
- ⑤ 教職員の勤務時間外における災害への対応について
- ⑥ 避難所としての開放範囲について
- ⑦ 災害が長期化した場合の応急教育の実施について
- ⑧ その他各学校において必要な災害応急対策計画

4 職員の防災意識の啓発

市の職員は、円滑な災害応急対策を実施するため、平常時から災害への対応能力を高め、災害時には先ずは自身（家族も含む。）を守る「自助力」を高めることにより、市職員として「公助」の責務を果たす行動が可能となることを認識し、次のような方法により防災意識の高揚と活動能力の向上を図る。

(1) 災害対策行動マニュアルの作成

災害応急対策に迅速かつ的確に対処するため、災害対策本部組織における各職員の活動内容を具体的にマニュアル化し、全ての部署に整備する。

(2) 啓発行動

- ① 災害に関する基礎知識の習得
- ② 地域防災計画及び活動に係る法令及び指針等の習熟
- ③ 災害対策行動マニュアルにおける担当任務の自覚
- ④ 国、県、市及び防災関係機関が実施する防災訓練、講習会及び研修会等への参加

⑤ 家庭における防災対策

5 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高い場所である。

市は、これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さの認識、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

- ① 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- ② 事業所独自、あるいは地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
- ③ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- ④ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

6 観光客等への広報

市は、現地の地理に不案内な観光客や外国人等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

7 相談窓口の設置

市は、住民等からの地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

8 災害用伝言サービスの広報

市は、災害時において通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、一般電話やインターネット、携帯電話で利用できる災害用伝言サービスについて市ホームページや広報紙等により周知を図るとともに、各事業者に対して、テレビ・ラジオ等による広報活動により、災害用伝言サービスの利用方法を住民に周知するよう依頼する。

各事業者は、災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言サービスを速やかに提供できるよう体制を整備しておくものとする。

《 災害用伝言サービス 》

名 称	サービス提供元	利用の範囲
災害用伝言ダイヤル（171）	N T T	一般電話（プッシュ、ダイヤル回線） 公衆電話、携帯電話
災害用伝言板サービス	携帯電話各社	各社携帯電話から直接、または他社 携帯電話からのリンク

第2.2節 防災関係機関の防災訓練の実施

項 目	担 当
第1項 防災訓練の実施	総務部、消防局

本項目については、【第2編 第2章 第19節「防災訓練」】を参照する。

第23節 自主防災組織等の育成強化

項 目	担 当
第1項 自主防災組織等の育成強化	総務部、消防局、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第21節「自主防災組織等の育成強化」】を参照する。

第24節 ボランティアの活動環境の整備

項 目	担 当
第1項 活動体制の整備	社会福祉協議会、福祉部、各総合支所
第2項 支援体制の整備	総務部、福祉部

本項目については、【第2編 第2章 第22節「ボランティアの活動環境の整備」】を参照する。

第25節 文教対策の推進

項 目	担 当
第1項 文教対策の推進	各学校（園）、教育委員会

本項目については、【第2編 第2章 第23節「文教対策の推進」】を参照する。

第26節 災害教訓の伝承

項 目	担 当
第1項 災害教訓の伝承	総務部、消防局、各総合支所

本項目については、【第2編 第2章 第24節 「災害教訓の伝承」】を参照する。

第27節 地震災害に関する調査・研究等の推進

項 目	担 当
第1項 地震災害に関する調査研究	総務部、消防局、各総合支所

《 基本方針 》

市は、地震災害による被害の軽減に対し、必要となる調査・研究情報収集を積極的に
行うとともに、情報提供等を推進する。

第1項 地震災害に関する調査研究

過去の地震災害を教訓として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に
くいとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。

震災対策に関する調査研究事項としては、次の事項が考えられる。

- ① 被害想定調査研究
- ② 地域危険度測定調査
- ③ 津波災害に関する調査研究
- ④ 地盤の液状化に関する調査研究
- ⑤ 地震時の出火、延焼に関する調査研究
- ⑥ 建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- ⑦ 震災に伴う社会心理に関する調査研究
- ⑧ 避難に関する調査研究
- ⑨ 防災情報システムに関する調査研究
- ⑩ 地震時における交通確保に関する研究
- ⑪ 消防活動の充実強化に関する調査研究
- ⑫ 広域応援・受援に関する研究

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害対策本部等の設置	全対策班					
第2項 動員配備計画	全対策班					
第3項 応急対策の時間的目安	全対策班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

- ・資料 2-5 都城市防災会議委員・幹事名簿
- ・資料 2-6 都城市災害対策本部条例
- ・資料 2-7 都城市災害対策本部運営要領による標識等
- ・様式-16 市様式第7号職員動員報告

市は、災害対策本部等の設置について、【第2編 第3章 第2節 第1項「災害対策組織計画」】によるほか、次のとおりとする。

第1項 災害対策本部等の設置

1 情報連絡本部の設置

次の場合、危機管理課長を本部長とする「情報連絡本部」を設置し、予備配備体制をとる。

- ① 市域で震度4、又は隣接市町（宮崎市、日南市、串間市、小林市、三股町、高原町、曾於市、霧島市、志布志市）で震度5弱が観測されたとき
- ② 県地方支部が庁舎待機以上の体制をとったとき
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は同臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ④ その他地震災害に関して、危機管理課長が必要と認めたとき

2 災害警戒本部の設置

次の場合、総務部長を本部長とする「災害警戒本部」を設置し、警戒配備体制をとる。

- ① 市域で震度5弱、又は隣接市町（宮崎市、日南市、串間市、小林市、三股町、高原町、曾於市、霧島市、志布志市）で震度5強が観測されたとき
- ② その他地震災害に関して、総務部長が必要と認めたとき

3 災害対策本部の設置

市長は、次の場合、「災害対策本部」を設置し、県及び防災関係機関と連携して、災害応急対策に万全を期す。

- ① 市域で震度5強以上、又は隣接市町（宮崎市、日南市、串間市、小林市、三股町、高原町、曾於市、霧島市、志布志市）で震度6弱以上が観測されたとき
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- ③ その他地震災害に関して、市長が必要と認めたとき

4 設置場所

- ① 災害対策本部等は、本庁の災害対策本部会議室（市役所本館3階）に設置する。
- ② 本庁舎が被害を受け、災害対策本部等の業務機能が不能となったときは、市長の指揮できる場所に設置する。

5 意思決定権者（本部長）の職務代理順位

災害対策本部等の設置に当たって、意思決定権者（本部長）が連絡不能又は指揮をとることができない場合で、特に緊急に意思決定を必要とする場合の代理順位は、【第2編 第3章 第2節 第1項「災害対策組織計画」】による。

第2項 動員配備計画

1 地震発生時の配備体制

市は、市に係る地域において地震が発生した場合、設置された災害対策組織に応じ、次に示す配備基準に基づき、速やかに配備体制を整える。

《 配備体制 》

区分	配備基準	活動内容	関係課（班）等
予備配備	・ 情報連絡本部が設置され、関係機関との情報連絡を必要とするとき ・ 危機管理課長が必要と認めたとき	・ 地震情報及び住民からの情報等の収集 ・ 県地方支部及び警察等との連絡	危機管理課 維持管理課 農村整備課 本部活動対策班 ※その他、所管する施設、所掌事務等の状況により参集する。
警戒配備	・ 災害警戒本部が設置され、災害防止のために災害警戒本部組織の全体または多数の部門で応急対策を実施する必要があるとき ・ 総務部長が必要と認めたとき	・ 災害警戒本部における分掌事務の遂行	災害警戒本部員 災害警戒本部構成課 本部班員 本部活動対策班員
非常配備	・ 災害対策本部が設置され、配備要員となっている者の全員で応急対策を実施する必要があるとき ・ 市長が必要と認めたとき	・ 災害対策本部における分掌事務の遂行	災害対策本部員 災害対策本部構成課 本部班員 本部活動対策班員
特別配備	・ 市の全域にわたる大規模な災害が発生したとき ・ 市域で震度6弱以上が観測されたとき ・ 市長が必要と認めたとき	・ 全職員による災害応急対策の実施	災害対策本部員 全部局課

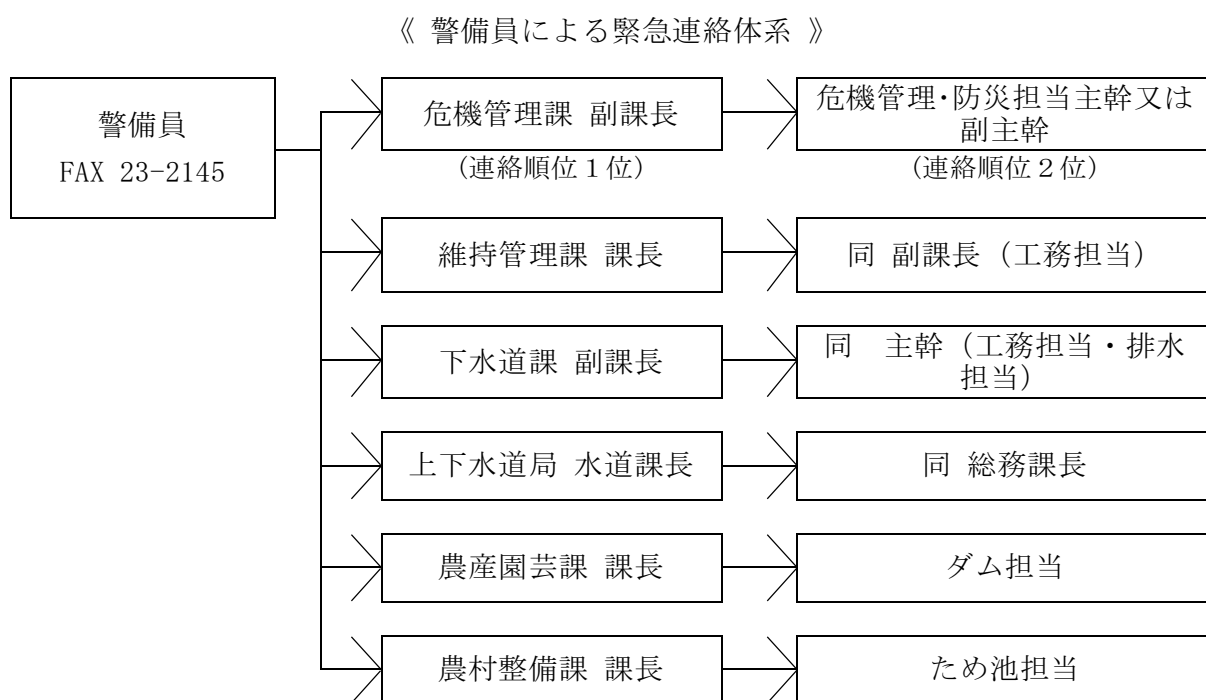
※ 各配備における動員の規模は、災害対策行動マニュアルによるほか、災害の規模、状況等に応じて、適宜、必要な体制を執る。

2 職員の参集

情報連絡本部員となる予備配備要員は、「情報連絡本部の設置基準」を満たす情報を入手したとき、北諸県農林振興局に設置される県地方支部との連絡体制を確立するため、自発的な参集によって配備体制を整える。

また、警戒配備要員は「災害警戒本部の設置基準」を、非常配備要員は「災害対策本部の設置基準」を満たす情報を入手したとき、自発的な参集によって配備体制を整える。

なお、勤務時間外や休日、祝祭日における警備員から各防災担当者への緊急連絡系統は、次のとおりとする。



参集時の交通手段は、地震による道路被害または混雑を回避する必要から、可能な限り徒歩、自転車またはオートバイによるものとする。

また、参集する中で、可能な限り被害の状況を収集し、速やかに本部班（危機管理課）に報告し、関係課は本部班から情報収集を行う。

なお、交通途絶等のため勤務場所に参集するのが困難な場合には、可能な限り最寄りの市の施設に参集し、災害対策本部または所属長に連絡を取り、指示を受けるものとする。

その他、本項目については、【第2編 第2章 第10節 第2項「初動体制の確立」】を参照する。

3 非常時における自主参集の基準

勤務時間外や休日、祝日における突発的な災害の発生に対して、情報連絡本部員となる危機管理課職員は、情報連絡本部の設置の用件を満たす情報を入手したとき、自発的な参集によって配備体制を整える。

また、警戒配備要員または非常配備要員は、市域で震度5弱、または近隣市町で震度5強の地震を覚知したとき、自発的な参集によって配備体制を整える。

4 関係機関への応援協力要請

災害の規模、救出・救護を要する人数等の状況により、本市のみでは対応できないと認めるときは、時期を逸することなく、関係機関に応援協力の要請を行う。

その他、本項目については、【第2編 第3章 第6節「広域的な応援活動体制」、第3章 第7節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」】を参照する。

第3項 応急対策の時間的目標

応急対策の時間的目標は、おおむね次表のとおりとする。

《 主な応急対策の時間的目標 》

区 分	発災後3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内
活動体制	・災害対策本部の設置 ・被害情報の収集・伝達・報告 ・本部員会議等の開催 ・応急対策要員の確保 ・一般職員の安否確認・参集 ・庁舎、避難地等安全確認	・職員の健康管理		
情報通信	・通信の確保、維持・運営 (防災無線、電話、インターネット、LAN)			
広報	・住民への広報 ・報道機関への広報 ・国、県、他地方公共団体への周知			・相談窓口の設置 (外国人対応含む。)
応援要請	・応援要請 (国、県、他地方公共団体、消防、警察、自衛隊、DMAT、防災ヘリ等) ・応援部隊の受け入れ (調整等)	・近隣等応援職員の受け入れ、運用		
災害救助法	・災害救助法適用の手続き			
救助・救急活動	・消防運用 ・捜索・救出班の編成、運用 ・要配慮者の応急対策 ・孤立住民及び観光客等の応急対策(山間部等)	・遺体の収容、処理		
二次災害防止	・避難指示、誘導 ・警戒区域等の設定 ・気象予警報等の収集及び伝達 ・土石流対策 ・水防等の監視・警戒 ・河川・ダム施設の応急対策	・危険物被害状況の把握と連絡 ・危険物に係る警戒・規制対策 ・治山・砂防施設の応急対策		
医療	・救護所の設置 ・傷病者の搬送 ・医療救護班等の編成、運用、調整 (医療機関との連絡含む。)	・医療施設の応急復旧	・メンタル・ヘルスケア	
保健衛生・防疫		・トイレ対策(設置、し尿処理等) ・防疫・衛生班等の編成、運用	・入浴対策 ・ごみ、廃棄物の処分 (周知、収集、処分) ・ペット対策	
交通・輸送		・緊急輸送路の指定 ・障害物撤去 ・緊急輸送(物資等) ・道路の応急復旧		

区 分	発災後3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内
避難収容	・避難所の設置、運営	・食料確保・供給 ・物資確保・供給 (毛布、日用品等) ・避難所外避難者の支援 ・義援物資、義援金の受け入れ、運用 ・ボランティアの受け入れ、運用	・犯罪防止体制の把握、調整 ・高齢者、障がい者等の介護	
住宅・建築		・建築物の応急危険度判定 ・住宅応急修理 (崩落・補強等)	・り災証明書の発行	・住宅入居の情報提供、あつせん ・応急仮設住宅準備(入居希望調査、建築場所)
ライフライン		・水道班等の編成、運用 ・上下水道応急復旧 (把握、調整等含む。) ・電力、ガス応急復旧 (把握、調整等含む。) ・鉄道応急復旧 (把握、調整等含む。) ・公衆通信応急復旧 (把握、調整等含む。)		
経済・産業				・農林水産業応急対策 (生産物の保護、販路維持の調整等) ・商工業対策
文化・教育	・児童・生徒等の安全確保		・各種文化施設等及び文化財の対策 (施設確認、文化財保護等)	・教育再開 (準備含む。) ・学校保健安全対策

出典：地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（内閣府・平成22年）

第2節 発災直後の情報の収集・伝達

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 通信環境の確保	本部班、管財調達班					
第2項 被害情報等の収集・伝達	本部班、総務班、巡回広報班、調査班、各総合支所総括・総務班、その他関係各対策班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

- ・資料 2-2 災害時優先電話指定一覧
- ・資料 2-17 防災電話番号一覧
- ・資料 2-39, 40 災害時における緊急放送に関する協定書
- ・様式-1 市様式第1号の1～3 地区別被害状況調
- ・様式-2 市様式第2号 世帯別被害調査票
- ・様式-3 市様式第3号 関係被害調査票
- ・様式-4 市様式第4号 災害対策活動実施状況報告
- ・様式-5 個別表 災害警戒体制等状況報告書【市町村→地方支部】（県様式）
- ・様式-6 総括表 災害警戒体制等状況報告書【市町村→地方支部】（県様式）
- ・様式-7 被害報告様式第4号様式（県様式）
- ・様式-8 放送要請様式（放送申込書）

地震発生時における対策は、本節に特に定める事項のほか、【第2編 第3章 第4節「発災直後の情報の収集・伝達」】により行う。

第1項 通信環境の確保

1 通信施設の緊急点検

地震により施設の被害が予想される場合には、通信施設の緊急点検を実施する。

(1) 電話回線の点検

「管財調達班」は、直ちに電話回線の状況について異常の有無を確認する。

各総合支所及び各地区市民センターとの通話の確認を優先し、次いで、県地方支部及び県災害対策本部との通話を確認する。

庁舎内の内線通話機能の確認も行う。

(2) 無線通信の緊急点検

「本部班」は、直ちに無線局を開局し、防災行政無線等による通信を試み、異常の有無を確認する。

各総合支所及び各地区市民センターとの通信の確認を優先し、次いで、県地方支部及び県災害対策本部との通信を確認する。

(3) 情報システム等の点検

地震情報等の入手に必要な「県総合防災情報ネットワーク」との接続の状況を確認するとともに、宮崎地方気象台の情報入手や「防災・防犯情報メールサービス」の発信のために必要なインターネットとの接続の状況について確認する。

2 使送体制の確保

通信が途絶した場合、県、警察等の防災関係機関との連絡は、総務対策部「総務班」から要員を選定して使送により行う。

本部と各対策部との連絡は、本部連絡員が行う。

また、アマチュア無線局に協力を依頼して、通信の確保に努める。

第2項 被害情報等の収集・伝達

1 地震に関する情報の収集

(1) 地震に関する情報

「本部班」は、宮崎地方気象台が発表する、次のような地震に関する情報を積極的に収集し、状況の把握に努める。

《 緊急地震速報（警報） 》

種類	発表基準	内 容
緊急地震速報	・最大震度 5 弱以上が予想された場合（震度 4 以上が地域に対し発表） ・長期周期地震動階級 3 以上が予想された場合	・地震の発生時刻、震源 ・震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域の名称

《 地震情報 》

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表*。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

《南海トラフ地震に関連する情報》

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

（2）県からの情報の伝達

宮崎地方気象台が発表する地震に関する情報で、次に該当する場合、県防災行政無線等により、直ちに、市及び消防局等の関係機関に伝達される。

- ① 市域において震度4以上の地震が観測された場合
- ② その他状況に応じ必要と認める場合

2 被害情報の収集

（1）収集すべき情報と収集の目的

発災直後に行う情報の収集は、全般的な状況の把握を目的とし、迅速性を第一とする。

また、地震災害に関する情報は、災害発生から時間的経過に比例して徐々に変容し、段階的に情報量が増大するとともに正確さも増すため、情報収集を継続的に行い、被害の実態調査に努める。

初期及びその後において収集すべき情報は、主に次のとおりである。

- ① 火災の発生の有無、その規模及び延焼の状況等
- ② 死者、負傷者等の人的被害の有無、その場所及び人数等
- ③ 避難の必要の有無、その避難の状況等
- ④ 主要道路、橋梁等の被害の有無、その状況等
- ⑤ 建物の倒壊の有無、その状況等
- ⑥ 電気、ガス、水道等のライフラインの被害の有無、その状況等
- ⑦ その他異常事態及び被害の有無、その状況等

（2）地域情報の収集

「本部班」は、速やかに各自治公民館との連絡について、総務対策部「総務班」に指示し、被害調査区域を受け持つ各担当班は、地域の被害状況について情報を収集する。

総務対策部「総務班」は、各担当班からの情報をとりまとめ、「本部班」に報告する。

【第2編 第3章 第4節 第1項「被害情報の収集」参照】

（3）高所を利用した被害情報の収集

「本部班」は、被害が発生したと推測される地震の発生後、庁舎の安全を確認した後、庁舎展望台に要員を配置し、火災の発生等被災状況の早期発見に努める。

（4）現地での被害情報の収集

市は、情報収集班体制を執り、情報収集担当職員を各地区公民館や市民センター等

に派遣し、現地から被害情報を本部に伝達することにより、正確な被害状況の把握に努める。

（５）消防団による被害情報の収集

消防団は、管轄する地域内の巡回を行い、現地からの被害情報を消防団本部に伝達し、正確な状況の把握に協力する。

（６）公共土木施設、公共施設等に関する被害情報の収集

公共土木施設の被害状況については、【第2編 第3章 第12節 第2項「緊急輸送対策」】、公共施設等については、【第2編 第3章 第17節「公共施設等の応急対策」】、農業用施設については、【第2編 第3章 第18節 第1項「農林畜産業の応急対策」】により被害情報の収集を行う。

（７）救助法に係る調査

建物の倒壊に関する情報収集は、救助法の適用に係る事項であることから、【第2編 第3章 第8節 第2項「被害状況の調査」】に準じて、第1次判定の調査を兼ねた情報収集を行う。

3 被害情報の報告

「本部班」は、各情報収集活動により集められた情報をとりまとめ、県及び関係機関に報告するほか、応急対策を行う各班に伝達する。

【第2編 第3章 第4節 第2項「被害情報の報告」参照】

4 緊急地震速報への対応

職員は、緊急地震速報※¹の発表※²から地震による揺れの始まりまでの時間が非常に短いことを想定して、速報の覚知後、直ちに次のことを行う。

- ① 来庁者に地震発生を大声で知らせ、身の安全の確保を誘導する
- ② 落下のおそれがある物、ガラス窓からの退避
- ③ エレベーターの緊急停止
- ④ 自身の安全の確保
- ⑤ パニック防止の呼び掛け

※¹：気象庁は、震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4が予想される緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

※²：日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

第3節 災害広報活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 広報体制の整備	秘書広報班、情報収集・巡回 広報班					
第2項 広報要領	秘書広報班、情報収集・巡回 広報班、避難収容班					
第3項 相談窓口の設置	関係各対策班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

・資料 2-17 防災電話番号一覧

本項目については、【第2編 第3章 第5節「災害広報活動」】を参照する。

第4節 広域的な応援活動体制

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 応援要請	本部班、管財調達班					
第2項 防災救急ヘリコプター等 の応援要請	本部班、管財調達班					
第3項 他市町村への応援の実施	人事班					
第4項 大規模災害時の後方支援 の実施	関係各班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆大規模災害時後方支援計画

◆協議会災害時広域連携計画

◆資料編

- ・資料 2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
- ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定
- ・資料 2-19 宮崎県市町村防災相互応援協定

本項目については、【第2編 第3章 第6節「広域的な応援活動体制」】を参照するものとし、地震に関する事項としては、新たに以下の第4項について留意する。

第4項 大規模災害時の後方支援の実施

市は、南海トラフ地震等の大規模災害時、宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会構成市町のうち、沿岸部の3市（必要な場合は内陸部支援も含む。）を支援対象とし、宮崎県市町村防災相互応援協定の活動項目について、後方支援を実施する。

後方支援の詳細は、「大規模災害時後方支援計画」に基づく。

第5節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害派遣要請基準等	本部班					
第2項 災害派遣要請要領	本部班					
第3項 派遣部隊等の受入体制	本部班、管財調達班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆資料編
 - ・資料 2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
 - ・様式-13 自衛隊災害派遣要請様式

本項目については、【第2編 第3章 第7節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」】を参照する。

第6節 災害救助法の適用等

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害救助法の適用	本部班					
第2項 被害状況の調査	調査班、建築班					
第3項 被害の認定	調査班、建築班					
第4項 り災証明書の発行・被災者台帳の作成	本部班、各総合支所総括・総務班、各消防署班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編（様式集）

- ・資料 7-1 被害認定の基準
- ・資料 7-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償（早見表）
- ・資料 7-3 災害救助法による帳簿書式（1～40）
- ・様式-22 市様式第13号 り災証明書
- ・様式-23 市様式第14号 被災届出証明申請書

本項目については、【第2編 第3章 第8節「災害救助法の適用等」】を参照する。

第7節 避難収容対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 避難収容対策	本部班、避難収容班、福祉こども・救護班、保健・救護班、環境政策班、消防団、各総合支所生活福祉班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆避難所開設・運営マニュアル

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-13 指定避難所位置図
- ・資料 2-33, 46 災害時における避難所等の協力に関する協定書
- ・様式-14 市様式第5号 避難広場及び避難所の開設状況等の報告
- ・様式-15 市様式第6号の1 収容避難者名簿
- ・様式-15 市様式第6号の2 収容避難者集計
- ・様式-15 市様式第6号の3 避難者カード

本項目については、【第2編 第3章 第9節「避難収容対策」】を参照するものとし、地震に関する事項としては、以下について留意する。

第1項 避難収容対策

1 避難施設の開設

避難施設は、地震発生後の施設の被害状況を確認し、建物の倒壊等の危険度判定を優先的に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、避難者の必要な移送や収容の措置をとる。

2 避難情報の発令並びに伝達

市長（本部班）は、地震による住宅等の倒壊や火災延焼等二次災害の危険が切迫し、住民を避難させる必要がある場合、危険区域の居住者、残留者に対し避難の立ち退きを指示する。

避難情報の発令基準は、次表のとおりとする。

《 避難情報の発令基準 》

区分及び 警戒レベル	基 準
避難指示 警戒レベル4※	・地震後の地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき ・余震により、建物等の倒壊の危険があるとき ・その他人命保護上、避難を要すると認められるとき
緊急安全確保 警戒レベル5※	・状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき ・災害の発生が確認され、現場に残留者がいるとき、又は二次災害の危険があるとき ・その他緊急に避難する必要があると認められるとき

※警戒レベルは土砂災害に関連する場合のみ付して発令する。

第8節 救助・救急活動及び消火活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 救助・救急活動	消防対策部各班、消防団、本部班、保健・救護班					
第2項 消火活動	消防本部班、消防署班、消防団					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定

第1項 救助・救急活動

本項目については、【第2編 第3章 第10節「救助・救急活動及び消火活動」】を参照するものとし、地震に関する事項としては、以下について留意する。

1 救助活動の原則

- ① 警察官、医療機関その他関係機関と連絡を密接にし、負傷者等の効率的な救助活動に当たる。
- ② 救助活動に際し、救助隊等のみで救出できない場合は、付近の住民に協力を求めるものとする。
この場合、二次災害の防止に十分注意を払う。
- ③ 負傷者が多数いる場合は、重傷者を最優先にし、必要な応急処置を施した後、それぞれの傷病者に適応した医療機関へ搬送することを原則とする。
- ④ 救助活動に長時間を要すると認められるときは、医師の現場への派遣を要請する。

2 救助・救急体制

（1）初動体制の確立

被災者の救助活動は、広範囲な被災現場において激甚な地域や優先地域を判断し、関係機関と連携し、迅速な要員及び資機材の確保、救出体制、医療の支援体制を確立する。

（２）救助・救急等の応援要請

市長（本部班）は、被災地の救助及び救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

また、自衛隊への派遣要請の必要性を判断し、必要と認めた場合は、知事に自衛隊の派遣要請を要求する。

（３）救出活動への協力

市長（本部班）は、地震直後からの住民、事業所に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の生き埋め者等に対する救出活動への協力を呼びかける。

（４）住民及び自主防災組織等の役割

地域における救助及び救急活動は、消防団や自主防災組織のもとで、組織的に行動することが効果的である。

地域の実情に即した住民の組織力を強化し、“自分たちの地域は自分たちで守る”という連帯感に基づき、次のとおり自主的に防災活動を実施する。

- ① 負傷者及び要配慮者の救助及び救急
- ② 正確な情報の伝達
- ③ 出火防止措置及び消火の実施
- ④ 適切な避難
- ⑤ 組織的な応急、復旧活動への参加と協力

3 救助・救急体制の確立

建物倒壊や生き埋め等により、多数の救助・救急対象者の発生が予想される。

そのため、被害を最小限にとどめることや、人員・資機材を投入し、早期の救助・救急体制の確立に努める。

《 救助・救急が必要な被害想定量 》

人的被害の最大想定			必要な体制
被害項目	日向灘南部地震	南海トラフ巨大地震 (県想定)	
死 者	37 人	約 70 人	遺体安置所の確保
重傷者	167 人	約 1,200 人	救急医療施設の確保
軽傷者	3,299 人		救急医療施設の確保
避難者	11,997 人	約 10,000 人※	避難所の確保

※被災 1 週間後の避難所内避難者数

第2項 消火活動

本項目については、【第2編 第3章 第10節「救助・救急活動及び消火活動」】を参照する。

第9節 医療救護活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 市域における医療救護体制	都城市北諸県郡医師会					
第2項 医療救護班による活動	保健・救護班、都城市北諸県郡医師会					
第3項 助 産	保健・救護班、都城市北諸県郡医師会					
第4項 輸送体制の確保	消防本部班、消防署班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-9 市内病院及び診療所
- ・資料 2-20 都城市北諸県郡医師会災害医療計画（北諸県郡医師会との協定）
- ・資料 2-48 災害時における医療救護活動に関する協定（都城市北諸県郡薬剤師会）

本項目については、【第2編 第3章 第11節「医療救護活動」】を参照する。

第10節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 応急対策車両の確保	管財調達班、各総合支所総括・総務班					
第2項 緊急輸送対策	土木班、各総合支所産業土木班、警察署、管財調達班					
第3項 交通対策	土木班、各総合支所産業土木班、警察署					
第4項 鉄道輸送	本部班、九州旅客鉄道株式会社					
第5項 航空輸送	本部班、消防本部班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-10 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧
 - ・資料 2-52 緊急通行車両の証明書等（様式 1～4、第 18）

本項目については、【第2編 第3章 第12節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」】を参照する。

第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 食料の供給	物資補給班					
第2項 飲料水の供給	水道班、本部班、 物資補給班					
第3項 生活用水の供給	水道班、本部班					
第4項 生活必需品等の供給	物資補給班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-25, 41 災害時における飲料水提供に関する協定書
- ・資料 2-26, 27 災害時応急対策に必要な用水の確保に関する協定書
- ・資料 2-29 災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定
- ・資料 2-30, 31 災害時における物資の供給等に関する協定書
- ・資料 2-49, 50 災害時における施設利用に関する協定書
- ・資料 2-53 給水車・給水用機械・給水タンク保有数量
- ・様式-9 （社）宮崎県エルピーガス協会都城支部との協定
- ・様式-10 南九州ペプシコーラ販売株式会社との協定
- ・様式-11 都城地区生コンクリート協同組合との協定
- ・様式-12 南九州コカ・コーラボトリング株式会社との協定
- ・様式-17 市様式第08号災害対策出動に係る炊出し・給食及び応急資材・物品使用報告

本項目については、【第2編 第3章 第13節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」】を参照する。

第12節 保健衛生、防疫、し尿・ごみ・がれき処理に関する活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 防疫対策	環境政策班、総合支所生活福祉班					
第2項 感染症対策	保健・救護班、各総合支所生活福祉班					
第3項 し尿処理対策	環境政策班、各総合支所生活福祉班、環境業務班、下水道班、環境施設班					
第4項 ごみ処理対策	環境政策班、各総合支所生活福祉班、各総合支所産業土木班、環境業務班					
第5項 衛生対策	福祉こども・救護班、保健・救護班、各総合支所生活福祉班					
第6項 障害物の除去	環境業務班、土木班、各総合支所産業土木班、下水道班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-28 災害時における応急対策業務等に関する協定
- ・資料 2-38 災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書
- ・資料 2-54 し尿処理車保有数量
- ・様式-17 市様式第9号汲取り実施状況報告
- ・様式-18 市様式第10号消毒等実施状況報告

本項目については、【第2編 第3章 第14節「保健衛生、防疫、し尿・ごみ・がれき処理に関する活動」】を参照するものとし、地震に関する事項としては、第4項において、以下についても留意する。

第4項 ごみ処理対策

1 災害廃棄物の処理

(1) ごみ処理施設等被害状況調査

「環境施設班」及び「各総合支所生活福祉班」は、ごみ処理施設等の確保及び復旧のため、ごみ処理施設等の被害状況を把握する。

(2) 災害廃棄物の処理、処分計画

「環境施設班」は「各総合支所生活福祉班」と連携して、建築物等の倒壊等に伴い発生した大量のがれき・廃木材について、分別、中間処理及び最終処分に係る計画策定を行い、処理のために必要となる場所、施設（破砕・選別施設・焼却施設・最終処分場）等を確保する。

また、処理、処分に当たっては、環境に配慮する。

第13節 行方不明者の搜索、遺体の処置、埋火葬に関する活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 行方不明者の搜索	秘書広報班、消防本部班					
第2項 遺体の処置	環境政策班、各総合支所 生活福祉班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆資料編
 - ・資料 2-55 火葬場一覧

本項目については、【第2編 第3章 第15節「行方不明者の搜索、遺体の処理、埋火葬に関する活動」】を参照する。

第14節 応急住宅の確保

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 応急仮設住宅の建設	建築班					
第2項 一時的住宅の提供	建築班					
第3項 被災住宅の応急修理	建築班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第16節「応急住宅の確保」】を参照するものとする。

第15節 公共施設等の応急対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヵ月 以内
第1項 公共施設等の応急復旧	関係各対策班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第17節「公共施設等の応急対策」】を参照する。

第16節 農林畜産業の応急対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 農産業対策	農政班、農村整備班、畑かん班、 各総合支所産業土木班					
第2項 畜産業対策	農政班					
第3項 林産業対策	森林保全班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第18節「農林畜産業の応急対策」】を参照する。

第17節 文教対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 学校教育対策	学校施設班、学校教育班					
第2項 保育対策	学校施設班、学校教育班、福祉こども・救護班					
第3項 文化財及び社会教育施設対策	社会教育班、各総合支所総括・総務班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第19節「文教対策」】を参照する。

第18節 ライフライン施設の応急対策

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 上下水道施設の 応急対策	水道班、下水道班、総合政策 総括班					
第2項 ガス、電力、通 信施設の応急対策	宮崎ガス、九州電力、九州電 力送配電、NTT西日本					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-22 災害時における水道の応急復旧に関する協定書
- ・資料 2-29 災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定
- ・資料 2-34 都城市域電力設備災害復旧に関する覚書
- ・資料 2-44 災害時における専用水道水提供の協力に関する協定書

本項目については、【第2編 第3章 第20節「ライフライン施設の応急対策」】を参照する。

第19節 二次災害の防止活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 二次災害の防止活動	本部班、土木対策部各班、 消防対策部各班、各総合支 所産業土木班					
第2項 被災建築物等の応急 危険度判定	本部班、土木対策部各班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

第1項 二次災害の防止活動

1 二次災害の事前把握

地震の揺れによる直接的な被害とは別に、数時間から数日間後に発生する災害、余震や地震後の降雨により発生する災害は、地震による直接的な被害よりも大きな被害をもたらす場合もあり、十分に警戒しなければならない。

次のような二次災害について、事前に把握しておくことが重要である。

（1）通電火災

地震により家屋に大きな被害を受けている場合で、地震による停電が復旧した後、屋内外の断線箇所から発火したり、使用中であった電気製品が再発熱、加熱することにより火災を発生させることがある。

（2）土砂災害

地震と同時に発生する土砂災害とは別に、揺れにより地盤が緩み、その後の余震や降雨を契機として、かなりの時間の経過後に発生する場合がある。

（3）水 害

地盤の隆起や液状化に伴い河川堤防が決壊する場合、又はため池の堤体が決壊して洪水が発生する場合がある。

（4）有害物質等の漏洩

地震により危険物施設が損壊し、貯蔵する毒物、劇物等の有害物質が漏洩したり、可燃性物質の漏洩により火災が発生する場合がある。

2 パトロール・監視の実施

「本部班」は、大規模な地震の発生後、直ちに、前記のような二次災害について、発生のおそれのある災害の種類と場所を予測・特定し、消防団や自主防災組織の協力を得て、危険の兆候をとらえるためのパトロールや監視を行う。

また、災害発生の可能性が高い場所については、監視カメラや観測機器を設置するなどして監視体制の強化を図る。

3 避難基準等の見直し

市長（本部班）は、地震の発生後における水害や土砂災害による二次災害を防止するため、避難情報の発令の基準について、揺れによる地盤の緩み等を考慮して、基準を繰り上げる等の運用見直しを行い、住民の安全の確保に努める。

【第2編 第3章 第9節 第1項「避難情報の伝達」参照】

第2項 被災建築物等の応急危険度判定

1 被災建築物及び宅地の応急危険度判定

「建築班」及び「土木班」は、被災した建築物及び宅地について、余震等による倒壊、部材の落下等から住民の安全を確保するため、「被災建築物応急危険度判定」及び「被災宅地危険度判定」（以下「応急危険度判定」という。）を行い、これによって判断された建物等の危険性を所有者等に知らせることにより、二次災害への注意を促す。

2 応急危険度判定の実施

（1）調査の実施

応急危険度判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会）」の基準に基づき行われ、その結果は、「本部班」が管理する。

「本部班」は、応急危険度判定のための調査を実施するため、地元の判定士に協力を依頼するが、地元の判定士では不足する場合は、県に、判定士の派遣を要請する。

（2）判 定

応急危険度判定の結果は、危険度に応じて3段階に分類される。

「建築班」及び「土木班」は、判定結果について、所有者に説明するほか、建築物の出入口等によく目立つ場所に、分類に応じて色分けされた「判定ステッカー」を貼り、周囲の人にも建物又は宅地の状態がわかるように周知を図る。

《応急危険度判定による危険度の区分》

区分	色	判定の内容
危険	赤	建築物または宅地に立ち入ることが危険
要注意	黄	建築物または宅地への立ち入りには注意が必要
調査済	緑	建築物または宅地については、危険の程度が小さい

3 二次災害防止のための応急措置

「本部班」は、応急危険度判定の結果に基づき、建物または宅地が極めて危険な状態にある等、二次災害の危険性が高いと判断される場合、その建物または宅地への立ち入り制限等の措置を講じる。

また、特に二次災害が切迫した状態にない場合であっても、余震や降雨等により急に危険な状態になることに備えて避難の準備を整えておくよう、住民に対して十分な注意を呼び掛ける。

4 応急危険度判定に関する広報

「本部班」は、応急危険度判定は、二次災害への注意を促すために行うものであることについて周知を図るため、積極的に広報を行うとともに、所有者は、判定に立ち会って説明を受けるよう呼び掛けを行う。

また、応急危険度判定は「り災証明のための被害認定」とは異なることについても周知を図り、混乱を生じないように努める。

【第2編 第3章 第5節 第2項「広報要領」参照】

第20節 ボランティア活動との連携

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 ボランティアの受け入れ	市社会福祉協議会					
第2項 ボランティアの派遣の要請	福祉こども・救護 班					
第3項 災害救援ボランティアセン ターとの連携	福祉こども・救護 班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第21節「ボランティア活動との連携」】を参照する。

第21節 義援金・義援物資の受け入れ

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 義援金の受け入れ、配分	出納班					
第2項 義援物資の受け入れ、配分	物資補給班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第22節「義援金・義援物資の受け入れ」】を参照する。

第22節 要員の臨時的雇用

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 臨時職員等の雇用	人事班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第23節「要員の臨時的雇用」】を参照する。

第23節 社会秩序の維持

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 社会秩序の維持	本部班、秘書広報班、商工観光班、警察					
第2項 帰宅困難者対策	本部班、秘書広報班、避難収容班、物資補給班、各総合支所生活福祉班					

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）

本項目については、【第2編 第3章 第24節「社会秩序の維持」】を参照する。

第24節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	本部班、各班					

第1項 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部または一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。

(基本法第105条)

内閣総理大臣により、都城市の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし

1. 避難所及び応急仮設住宅における特例（第86条の2）

政令で定める区域及び期間において、消防法第17条の規定（消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外）は、適用しない。

ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

2. 臨時の医療施設に関する特例（第86条の3）

政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。

3. 埋葬及び火葬の特例（第86条の4）

厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条（市町村長による許可）及び第14条（許可証受理後の埋葬、火葬または収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。

4. 廃棄物処理の特例（第86条の5）

環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第4章 地震災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

項 目	担 当
第1項 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	各部

本項目については、【第2編 第4章 第1節「地域の復旧・復興の基本的方向の決定」】を参照する。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

項 目	担 当
第1項 公共施設の災害復旧事業計画	各部
第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	各部

本項目については、【第2編 第4章 第2節「迅速な現状復旧の進め方」】を参照する。

第3節 計画的復興の進め方

項 目	担 当
第1項 震災復興方針・計画の策定	各部
第2項 震災復興事業の実施	各部

本項目については、【第2編 第4章 第3節「計画的復興の進め方」】を参照する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

項 目	担 当
第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置	総合政策部、総務部、各総合支所、各地区市民センター
第2項 給付等による支援	福祉部
第3項 税の減免等の措置	総務部、地域振興部
第4項 災害公営住宅の建設	土木部
第5項 雇用機会の確保	商工部

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

- ・資料 2-21 災害発生時における都城市と都城市内郵便局の協力に関する協定
- ・資料 2-56 都城市税減免の基準に関する規則
- ・資料 2-57 都城市災害弔慰金の支給等に関する条例

本項目については、【第2編 第4章 第4節「被災者の生活再建等の支援」】を参照する。

第5節 被災者の経済復興の支援

項 目	担 当
第1項 民生関係の融資	福祉部、総務部、市社会福祉協議会
第2項 住宅資金の融資	福祉部、土木部、宮崎県南部福祉こどもセンター
第3項 農林業関係の融資	農政部、環境森林部
第4項 商工業関係の融資	商工部

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編（様式集）

- ・様式-22 市様式第13号 り災証明書
- ・様式-23 市様式第14号 被災届出証明申請書

本項目については、【第2編 第4章 第5節「被災者の経済復興の支援」】を参照する。

第4編 南海トラフ地震 防災対策推進計画編

第1章 総 則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第2節 防災関係機関の業務大綱

市の地域に係る地震防災に関し、市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、【第1編 第2章 第1節「防災関係機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱」】に定めるところによる。

第2章 関係機関との連携協力の確保

項 目	担 当
第1節 資機材、人員等の配備手配	本部班、関係各班
第2節 他機関に対する応援要請	本部班、管財調達班、人事班
第3節 帰宅困難者への対応	本部班、避難収容班、各総合支所生活福祉班

第1節 資機材、人員等の配備手配

第1項 物資等の調達手配

市は、南海トラフ地震の発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておき、発災時には必要に応じて関係機関に供給要請を行う。

また、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資の供給を要請する。

- ① 医療及び防疫に必要な資機材
- ② 食料品・飲料水・生活必需品
- ③ その他災害応急措置に必要な資機材

【第2編 第3章 第10節 第1項「救助・救急活動」参照】

【第2編 第3章 第11節 第2項「医療救護班による活動」参照】

【第2編 第3章 第13節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」参照】

第2項 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

第3項 災害応急対策等に必要な資機材等の確保

市は、南海トラフ地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。
発災後、各担当部班は、速やかに必要な資機材の準備を行う。

第2節 他機関に対する応援要請

市は、災害応急対策の実施にあたり、締結している応援協定に基づき、必要に応じて応援要請を実施する。また、平常時より、必要と判断される民間との応援協定の締結に努める。

市が締結している他市町村との相互応援協定は、次のとおりである。

- ① 宮崎県消防相互応援協定（平成 18 年 7 月 20 日締結）
- ② 宮崎県市町村防災相互応援協定（平成 8 年 8 月 29 日締結）
- ③ 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（平成 18 年 2 月 28 日加盟）
- ④ 環霧島会議防災相互応援協定（平成 21 年 5 月 19 日締結）

また、「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」（平成 27 年 2 月）が設立したことも踏まえて、周辺自治体との広域的な連携体制の強化を図っていく。

【第2編 第3章 第6節「広域的な応援活動体制」参照】

その他応援協定の締結状況については、資料編を参照する。

なお、県の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画（平成 28 年 3 月）では、都城市公設地方卸売市場が消防庁の進出拠点として、また、大型ヘリコプターが駐機できる都城市高城運動公園が救助活動拠点の候補地として、さらに都城トラック団地協同組合が広域物資輸送拠点、早水公園体育館が地域内輸送拠点として位置づけられている。

第3節 帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

なお、本部班、避難収容班、物資補給班は、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。その際は、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

観光客等の帰宅困難者については、観光施設、交通機関等と協力して、観光客向けの避難場所や物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導等の対策を行う。

第3章 避難及び救助対策

項 目	担 当
第1節 避難情報の発令	本部班
第2節 避難対策等	本部班、避難収容班、福祉こども・救護班、保健・救護班、各総合支所生活福祉班
第3節 消防機関等の活動	消防署班、消防団
第4節 ライフライン関係	水道班、下水道班、総合政策総括班、関係事業者
第5節 交通関係	土木班、各総合支所産業土木班、警察署、関係事業者
第6節 市の施設等に関する対策	関係各対策班
第7節 迅速な救助	消防署班、消防団、本部班、保健・救護班

第1節 避難情報の発令

市長は、南海トラフ地震及び地震に伴い発生する災害による住宅等の倒壊や火災延焼など二次災害の危険が切迫し、住民を避難させる必要がある場合、危険区域の居住者、残留者に対し避難の立ち退きを指示する。

また、市長は、避難情報発令の判断に際し、必要に応じて、気象台、国、県に対して助言を求める。

避難情報の発令基準は、以下のとおりとする。

《避難情報の発令基準》

区分及び 警戒レベル	基 準
避難指示 警戒レベル4※	・市域に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・地震後の地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき ・余震により、建物等の倒壊の危険があるとき ・その他人命保護上、避難を要すると認められるとき
緊急安全確保 警戒レベル5※	・状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき ・災害の発生が確認され、現場に残留者がいるとき、又は二次災害の危険があるとき ・その他緊急に避難する必要があると認められるとき

※警戒レベルは土砂災害に関連する場合のみ付して発令する。

【第3編 第3章 第7節「避難収容対策」参照】

第2節 避難対策等

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表があったときは、初めの7日間は避難指示を発令し、市民へ避難を呼びかける。7日経過後は、市民へ地震への備えを再確認し、防災対応を取りつつ通常の生活を送るよう呼びかける。
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表があったときは、市民へ地震への備えを再確認する等、防災対応を取りつつ通常の生活を送るよう呼びかける。
- ③ 避難施設は、南海トラフ地震発生後の施設の被害状況を確認し、建物の倒壊等の危険度判定を優先的に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、避難者の必要な移送や収容の措置をとる。
- ④ 避難所の開設に際しては、避難所の応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制を整備し、円滑な避難の実施に努める。
- ⑤ 避難所には、必要な設備及び資機材の配備、食料や生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう準備しておく。
- ⑥ 自主防災組織、自治公民館、事業所等の自衛消防組織は、避難情報の発令があったときは、あらかじめ定めた避難計画に基づき、市災害対策本部の指示に従い、地域住民、従業員等の避難誘導のための必要な措置をとる。
- ⑦ 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次項に留意する。
 - ア 避難行動要支援者名簿を活用し、必要に応じて関係者と情報共有する。
 - イ 南海トラフ地震が発生した場合に、アに掲げる者を収容する施設のうち、市が管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
- ⑧ 外国人、観光客等に対する避難誘導等については、消防職員（消防団員）、警察官、事業所等の自衛消防組織、観光施設の従業員等の協力を得て、組織的に行う。
- ⑨ 避難所における救護上の留意事項は、次のとおりである。
 - ア 避難所において避難者に対し実施する救護
 - a 収容施設への収容
 - b 飲料水、主要食料及び毛布等の供給
 - c その他必要な措置
 - イ アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るための措置
 - a 流通在庫の引き渡し等の要請
 - b 県に対し、県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - c その他必要な措置

【第2編 第3章 第9節「避難収容対策」参照】

第3節 消防機関等の活動

消防機関は、南海トラフ地震による火災や延焼災害時に際し、消防の機能を最大限に発揮して、災害から住民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減する。

- ① 消防力が火勢に対して優勢な場合は、先制防御活動により一挙鎮滅を図り、消防力が下回るときは、震災消防活動の効率性を確保するため、次の原則により出動する。

ア 災害対応の優先

同時多発する災害状況下において、人的・社会的被害を最小限とするため、火災の早期発見と、火災初期の現場については一挙鎮圧に総力を挙げる。

イ 市街地火災消火の優先

大規模な火災により多数の部隊を要する場合、市街地に面する部分及び市街地への延焼阻止を優先した消火活動を行う。

ウ 避難場所、避難道路確保の優先

延焼火災の多発、火災が拡大する場合等、火災が消防力を超え、または火災の制圧ができない場合には、人命の安全を最優先し、住民の避難誘導とともに避難場所や避難道路の確保のための活動を優先に行う。

エ 重点防ぎょ地域の優先

危険物施設等の重要対象物等、災害の状況から重点的に防ぎょすべき地域を総合的に判断し、部隊を投入する。

- ② 消防対策部は、関係機関と連携して、迅速かつ的確に救助・救急活動、行方不明者の搜索等を実施する。

【第2編 第3章 第10節「救助・救急活動及び消火活動」参照】

【第3編 第3章 第8節「救助・救急活動及び消火活動」参照】

第4節 ライフライン関係

本項目については、【第2編 第3章 第20節「ライフライン施設の応急対策」】を参照する。

第5節 交通関係

本項目については、【第2編 第3章 第12節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」】を参照する。

第6節 市の施設等に関する対策

本項目については、【第2編 第3章 第17節「公共施設等の応急対策」及び第18節「農林畜産業の応急対策」】を参照するほか、次の事項に留意する。

第1項 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

1 各施設に共通する事項

- ① 南海トラフ地震臨時情報の入場者等への伝達
- ② 地震・余震情報等の入場者等への伝達
- ③ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ④ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ⑤ 出火防止措置
- ⑥ 水、食料等の備蓄
- ⑦ 消防用設備の点検、整備
- ⑧ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- ① 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等の、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置
- ② 学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置
- ③ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能また

は困難な者の安全の確保のための必要な措置（具体的な措置内容は各施設が定める。）

第2項 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ① 市は、災害対策本部の設置場所においては、前項の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- ② この推進計画に定める避難所等が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、前項の1または2に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

第3項 工事中の建築等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物または施設については、工事を中断する。

第7節 迅速な救助

第1項 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、平常時より、消防関連施設の耐震化等、救助活動体制、救急体制の整備及び車両・資機材の確保に努め、震災の際は広範囲の被害が予想される被災現場において、円滑かつ効率的な救助・救急活動を実施する。

【第2編 第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備」参照】

【第2編 第3章 第10節「救助・救急活動及び消火活動」参照】

【第3編 第3章 第8節「救助・救急活動及び消火活動」参照】

第2項 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による、緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

第3項 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊、警察、消防本部等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

第4項 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図り、震災の際は円滑かつ効率的な消防活動が行えるように努める。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

項 目	担 当
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	総務部、関係部局

南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減すること、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化、土砂災害防止施設の整備を図るとともに、避難所、避難経路、避難誘導及び避難救助のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等の推進が必要である。

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

市は、南海トラフ地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年の「建築基準法」の改正（新耐震基準）以前に設計・施工された建築物について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の趣旨を踏まえ、耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

また、耐震補強が成されていない市が管理する公共土木構造物の補強工事の実施、耐震性が未確定の構造物における耐震診断の実施、未補強の状態で地震による影響が懸念される場合の通行規制の措置や迂回路等について、あらかじめ定めておくよう努める。

【第3編 第2章 第2節「建築物の安全性確保」参照】

2 避難場所の整備

避難所は、耐久性（耐震、耐火、浸水区域外）を備えた公共の建物で、当該地域の避難者を収容できる、次に示すような施設とする。

なお、指定する避難所は、避難する者の居住地区を限定するものではない。

- ① 地区公民館
- ② 小学校、中学校等の教育施設
- ③ その他、保健療養施設や総合体育館等

【第2編 第2章 第11節「避難収容体制の整備」参照】

3 避難路の整備

市は、避難所に至る避難路を確保するため、道路改良または新設を計画するに当たっては、防災性に配慮した計画とし、延焼遮断帯や消防水利の併設等の整備を推進する。

また、沿道建物の不燃化、倒壊防止の促進、道路上の危険箇所の改善、危険物の除去等の対策を講じる。

4 土砂災害予防施設

市は、県が実施する各種土砂災害対策事業について、円滑な施工ができるよう協力するとともに、未整備箇所については、県に対して、積極的に事業の導入を要請する。

緊急な対策を必要とする小規模な危険箇所について、単独により次に掲げる対策を検討する。

- ① 地表水によるがけ面の洗掘防止と浸透水による崩壊を防止する排水溝の設置等
- ② がけ地や台地の端部にあり崩落を誘発するおそれのある大きな樹木の伐採
- ③ 亀裂や浮き石のある不安定な斜面について、ビニールシートまたはコンクリート等での補強等
- ④ 二次災害防止のためのシート、杭等の保管

【第2編 第2章 第7節「土砂災害予防計画」参照】

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）並びに「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づいて、計画的に消防施設の整備充実を図る。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

市は、効率的な緊急輸送や災害応急対策の輸送を行うため、県の指定する緊急輸送道路と防災活動拠点を結ぶ主要な市道、または市内の地域間を連絡する主要な市道を「防災道路」として位置付け、国・県道と連絡して市域における緊急輸送のネットワークを構成する。

緊急輸送道路に指定された路線については、道路関連施設の重点的な耐震性の強化に努める。

《 緊急輸送地域ルートの路線及び区間 》

路線名	区 間	管理者
国道 10 号	都城市中町（中町交差点） ～都城市姫城町（都城市役所）	国土交通省
	都城市高木町（都城 IC） ～都城市高城町穂満坊（国道 10 号交差）	
国道 221 号	都城市都北町（松之元交差点） ～都城市上水流町（都城トラック団地協同組合）	宮崎県
国道 269 号	都城市神之山町（神之山交差点） ～都城市平江町（国道 10 号交差）	
県道 12 都城東環状線	都城市神之山町（神之山交差点） ～三股町樺山（町道山王原上米線交差）	
都城市道 鷹尾上長飯線	都城市下川東 3 丁目（市場入口交差点） ～都城市志比田町（都城市公設地方卸売市場）	都城市
都城市道 桜馬場通線	都城市祝吉町（祝吉五差路交差点） ～都城市早水町（早水公園）	
都城市道 下川東穂満坊線	都城市太郎坊町（国道 221 号交差） ～都城市太郎坊町（市道太郎坊金田線交差）	
都城市道 軍神原通線	都城市高城町穂満坊（市道片前桜並木線交差） ～都城市高城町穂満坊（都城市高城運動公園）	
都城市道 片前桜並木線	都城市高城町穂満坊（国道 10 号交差） ～都城市高城町穂満坊（市道軍神原通線交差）	
都城市道 太郎坊金田線	都城市太郎坊町（市道下川東穂満坊線交差） ～都城市太郎坊町（都城市郡医師会病院）	

（「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画 平成 28 年 3 月）

【第2編 第2章 第3節「道路交通関係施設の整備と管理」参照】

7 通信施設の整備

市は、地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

- ① 災害情報通信ネットワークの整備、拡充
- ② 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

第5章 防災訓練計画

項 目	担 当
第1節 防災訓練計画	総務部、消防局

第1節 防災訓練計画

- ① 市及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- ② 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- ③ 市は、南海トラフ地震に関する応急対策活動を迅速・的確に行うため、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生状況、避難情報の発令、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
 - オ 負傷者等の搬送訓練、物資輸送訓練

【第2編 第2章 第19節「防災訓練」参照】

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

項 目	担 当
第1節 市職員に対する防災知識の普及	総務部、土木部、消防局
第2節 地域住民等に対する防災知識の普及	総務部、消防局、教育委員会
第3節 相談窓口の設置	総務部、関係各部

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、自治公民館、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震に対する防災上必要な防災知識の普及を推進する。

第1節 市職員に対する防災知識の普及

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、南海トラフ地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部局、各機関ごとに行う。

防災教育の内容は次のとおり。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ⑤ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題

第2節 地域住民等に対する防災知識の普及

市は、関係機関と協力して、防災マップの見直し・周知徹底、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災教育の内容は、次に示すとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

- ① 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとるべき行動
- ② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- ③ 地震に関する一般的な知識
- ④ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ⑤ 正確な情報入手の方法
- ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑧ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑨ 避難生活に関する知識
- ⑩ 住民自らが実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ⑪ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

【第2編 第2章 第20節「防災知識の普及」参照】

第3節 相談窓口の設置

市は、南海トラフ地震臨時情報の発表時には、住民等からの地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を市役所内に設置するとともに、その周知徹底を図る。

また、南海トラフ地震の発生時には、開設要請を受け、総合政策対策部（秘書広報班）が災害相談窓口として臨時市民相談所を設置し、各総合支所総括・総務班ほか関係各部班の協力を得て、安否確認の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。

第 5 編 火山災害対策編

第1章 基本的な考え方

本市は、宮崎県、鹿児島県の県境にある霧島火山群に近接しており、中でも、有史以降、断続的に活発な噴火活動を発生している「御鉢」「新燃岳」の火口の麓に位置している。また、桜島の東側に位置する本市には、桜島の噴火等による降灰が農作物被害のほか、交通や住民生活に影響を与えることが予想される。

このため、本編における火山噴火災害対策計画は、霧島山または桜島が噴火し、またはそのおそれがある場合において、市が、登山者、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、宮崎地方气象台、国、県、その他関係機関における活動体制及び応援協力体制を確立し、火山観測情報の伝達、火山活動度の把握、並びに注意、避難準備、避難及び登山規制の防災対応等、その他火山噴火災害対策に関する事項について計画する。

市は、これら住民の生活に甚大な被害が及ぼされる霧島山及び桜島の噴火災害に対処すべく、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

なお、本編に定めのない事項については、風水害・共通対策編に基づき運用する。

また、本計画で使用する火山用語は、次のとおりである。

《 火山用語 》

水蒸気爆発	地下に蓄えられているマグマから伝わってきた熱が、火山体内部に滞留する地下水を加熱し、気化させることにより新たに火口を作って水蒸気と火山灰・噴石を放出する爆発的な噴火活動をいう。火山灰にはマグマ物質は含まれない。
マグマ水蒸気爆発	地下深部から上昇したマグマから分離した高温高压の水蒸気が山体中の空隙に蓄えられたり、山体内部の地下水がマグマに熱せられて高温高压となることで、爆発的に噴火する現象。何れも山体の浅い所で発生する噴火であり、周辺に顕著な堆積丘を持たないほぼ円形の輪郭を持つ火口（マール）をつくる。
ブルカノ式噴火	固結または殆ど固結した溶岩によって塞がれていた火口が、マグマから分離したガスの圧力により開かれ、火山弾、火山岩塊、火山灰などが爆発的に放出される噴火。プリニー式噴火よりも噴火の規模は小さい。
プリニー式噴火	大量の軽石や火山灰が火口から空高く噴出されて、主として大規模な降下火砕物として風下に降下する様な噴火活動。成層圏に達するくらいの噴煙柱を形成する場合がある。

火砕流	・高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象である。 ・規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生し、大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。 ・流下速度は時速数十kmから百数十km、温度は数百度にも達し、火砕流から身を守ることは不可能で、噴火警報等を活用した事前の避難が必要である。
火砕サージ	・火山斜面に沿う高速の流れのことで、火山礫や火山灰を主体とする。 ・火砕流に比べて流れの見掛けの密度がはるかに小さく、砂嵐のような現象である。しかし、構造物を破壊するほどの威力があり、高温の場合は、火災を引き起こすこともある。
火山ガス	・火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が気体となって放出される。 ・ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。
火山性地震	・火山体または火山付近の比較的浅いところを震源とし、マグマや火山ガスが移動または体積が変化したために地殻が破壊されて発生する地震のことである。
火山性微動	・火山活動に関連して発生する地面の連続した震動のことである。 ・マグマやガス・熱水など地下での流体の移動等が原因として考えられており、噴火活動期に観測されることがあるため極めて重要視されている。なお、火山灰などの噴出活動に伴い発生することもある。
火山弾	・マグマの破片が半固結のまま火口から放出されるもので、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特な形となる。 ・その形から紡錘型火山弾、パン皮火山弾、牛糞状火山弾などと呼ばれるものもある。
岩屑なだれ がんせつ	・火山噴火や地震動などが引き金となって、山体斜面が大規模に崩壊し、急速に滑り落ちる現象をいう。
空振	・爆発的噴火によって発生する空気の疎密を伝える波のことで、窓ガラスなどを破壊することがある。
降下火砕物 (火山灰・火山礫)	・火口から高く噴き上げられ、降下した火砕物をいう。 ・火砕物は上層風に流されて火口の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。
降雨型泥流 (土石流)	・火山やその周辺で、火山体を構成する火砕物や新しい火山灰が降雨等の気象現象によって流出し、発生する泥流のことである。 ・土石流と比較して、泥流の方が含まれる岩塊の大きさは小さい。

噴 煙	・細粒物質（エアロゾル）や火山ガス、火山灰、細粒火山岩片等が濃集し、煙状を呈したものである。 ・また、火山噴火の際に火口から立ち上がる噴煙を噴煙柱という。
噴 気	・火口や山腹の岩石の割れ目等に隙間（噴気孔）から、噴出している水蒸気、火山ガス、あるいはその噴出している状態をいう。
噴 石	・噴火に伴って火口から吹き飛ばされる噴出物で、時には火口から数km程度まで飛散する事があり、その落下の衝撃で死傷したり、家屋、車、道路などが被害を受けたりする事がある。 ・噴石の大きさにより風の影響の程度が違い、飛散範囲が大きく異なることから、気象庁では「弾道を描いて飛散する大きな噴石」と、「風に流されて降る小さな噴石」のように区別している。
マグマ溜り	・火山体の地下にあって、相当量のマグマが蓄えられている所をいう。 ・大型火山の直下では地下数kmにあり、そこからマグマが地表に噴出すると考えられている。
カルデラ	・カルデラは、一般的に大規模な噴火によって、山頂部が吹き飛ばされたり、陥没したりしてできる山頂部の凹地をいう（ただし直径2 km以上のもの）。

第1節 火山災害の想定

第1項 霧島山の特徴

1 霧島山の形成史及び火山活動

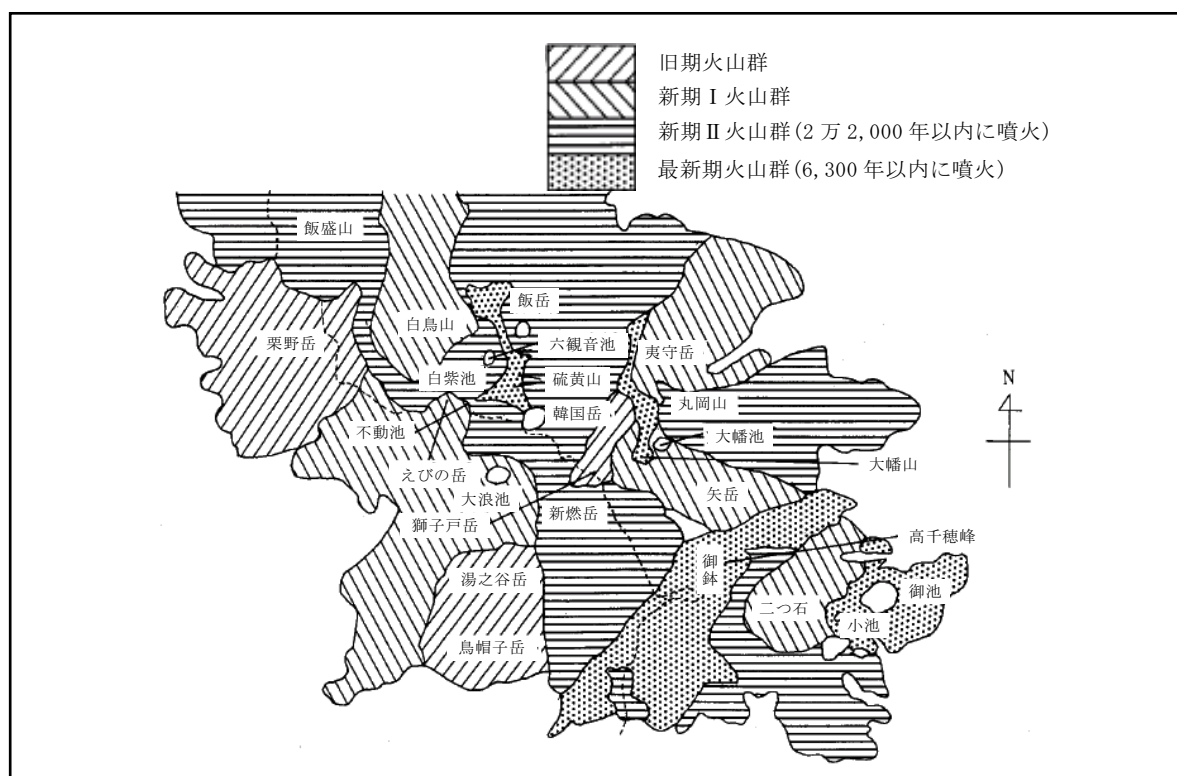
霧島火山群は、宮崎県と鹿児島県との県境域にあるが、地質から旧期火山群と新期火山群の二つに大別される。さらに、新期火山群は、新期Ⅰ火山群、新期Ⅱ火山群、最新期火山群に細分される。

- ① 旧期火山群：栗野岳、湯之谷岳、鳥帽子岳、獅子戸岳等
- ② 新期Ⅰ火山群：夷守岳、矢岳、二つ石、大浪池、えびの岳、白鳥山等
- ③ 新期Ⅱ火山群：飯盛山、白紫池、甕岳、韓国岳、琵琶池、新燃岳、丸岡山、大幡池、六観音池等
- ④ 最新期火山群：不動池、硫黄山、大幡山、御鉢、御池、高千穂峰、小池等

旧期火山群に属する火口は、有史時代には活動の記録はないが、南東部に位置する新期火山群は、しばしば活動の記録を残している。

近年では、平成23年1月下旬から新燃岳で約300年ぶりのマグマ噴火が発生し、数度にわたる爆発的な噴火とともに、火口内には溶岩ドームが形成され、現在も活発な噴気活動が認められている。

《 霧島山の火山活動の分布 》



現在の霧島山は、加久藤カルデラの南縁部に生じた 20 を超える安山岩質の成層火山や砕屑丘^{さいせつきゅう}から構成される火山群であり、本市に最も近い火口である御鉢は、砕屑丘に相当し、山体の大きさに比べ火口が大きいという特徴を持つ。

また、霧島山は、御池など多数の火口湖を有するほか、えびの高原と火山群南西側山腹に温泉・地熱地帯がある。霧島山（霧島火山群）のおおむね1万年前からの形成史については、鹿児島地方気象台の報道発表資料（2007 年6月）によると大きく以下のように整理される。

- ① 10,000 年前～約 6,300 年前以前に、琵琶池、大幡池がマグマ水蒸気爆発により形成され、古高千穂火山体が新期Ⅱ火山群として形成される。
- ② 約 6,300 年以降において、高千穂峰、御鉢、大幡山の火山体と御池、小池、不動池火口が最新期火山群としてマグマ水蒸気爆発により形成される。
- ③ 1768 年に韓国岳の北西より溶岩が流出し、硫黄山が形成される。
- ④ 約 3,000 年前の噴火は、霧島火山の活動の中で最大規模のプリニー式噴火であり御池火口が形成される。
- ⑤ 有史後以降は、御鉢火口と新燃岳火口でブルカノ式噴火を繰り返しており、特に御鉢火口は霧島火山群の中で活動的な火口として、1894 年～1895 年（明治 27 年～明治 28 年）、1898 年～1900 年（明治 31 年～明治 33 年）、1913 年～1914 年（大正 2 年～大正 3 年）、1923 年（大正 12 年）に噴火している。

第2項 火山災害の想定

この計画において想定する火山災害は、霧島山火山噴火災害危険区域予測図作成検討委員会（平成 7 年度）の成果に基づき、県地域防災計画で想定されている災害とする。

なお、平成 17 年度から、国土交通省宮崎河川国道事務所、鹿児島・宮崎の両県が主体となって、関係市町、学識経験者で構成する「霧島山防災検討委員会」を設立し、平成 28 年度からは同委員会を発展させた「霧島山火山防災協議会」により、新たな火山活動の履歴の確認と火山学的研究の成果に基づく噴火シナリオ、現象と規模、被災範囲等について検討され「噴火の予測図」として成果がまとめられている。

1 噴火の場所

想定する噴火の場所は、住居地域への溶岩流、火砕流の直接的影響を考慮して「御鉢」とするとともに、登山者・入山者への対策及び噴石、降灰に対する対策については「新燃岳」を含めた噴火を、また、降灰対策が必要となる桜島の噴火を想定する。

2 噴火の規模

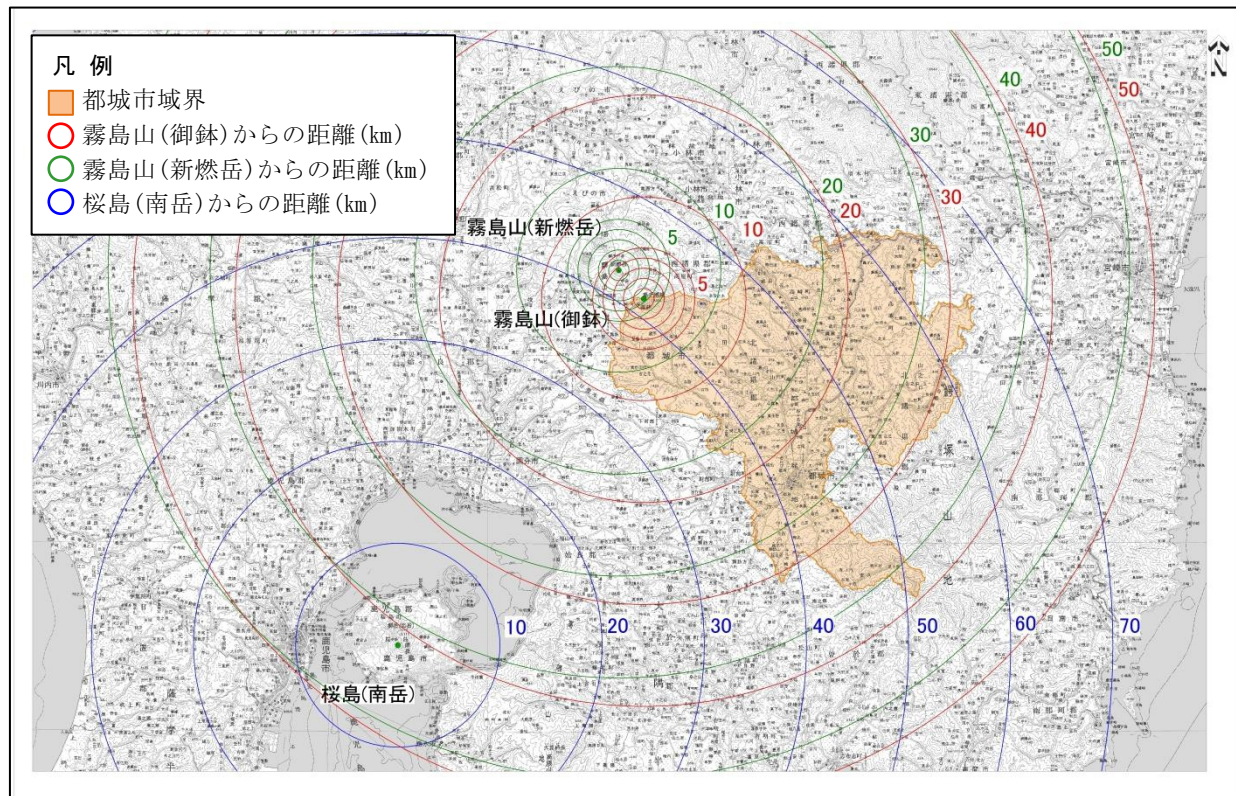
想定する噴火の規模は、歴史上で最大規模の噴火と考えられている 788 年及び 1235 年の御鉢と、1716 年～1717 年に新燃岳で発生した大規模な噴火と同等規模を想定する。

3 想定される現象

御鉢の噴火により生じる現象として、次に掲げる火山噴火現象を想定する。

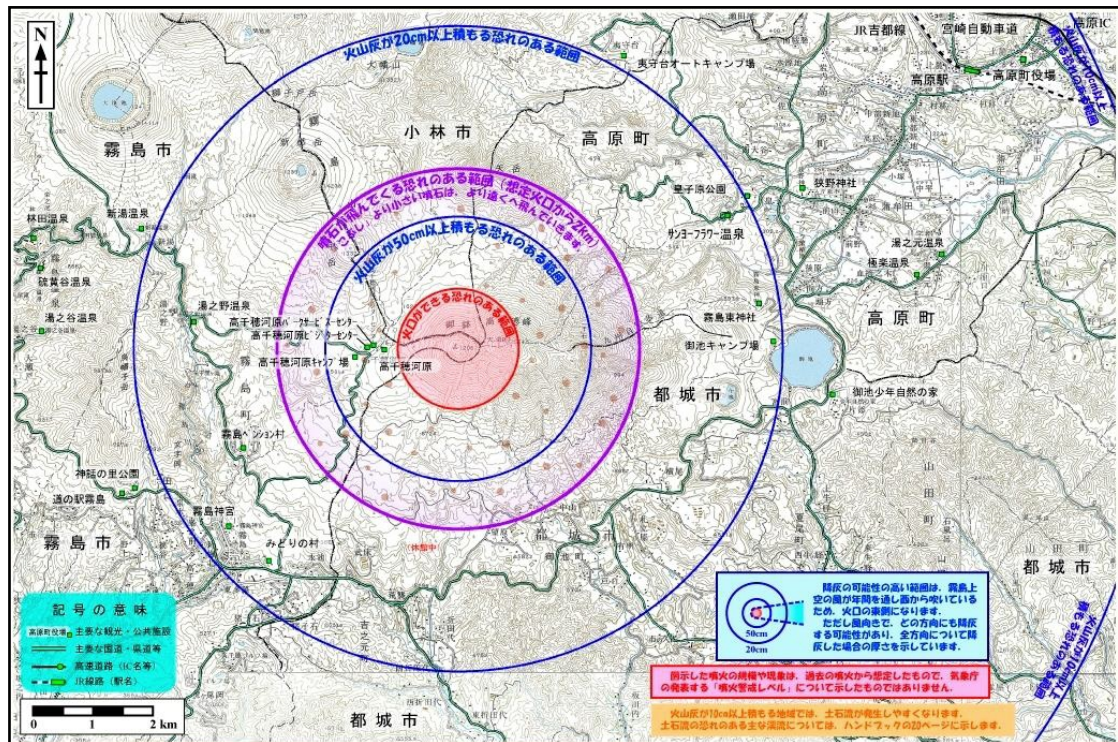
- ① 火口から約 4 km 程度まで飛散する噴石（こぶし大：10cm 程度）の発生
- ② 南側斜面の谷沿いに流れ下り国道や居住区域に重大な影響を与える溶岩流、火砕流、熱風（火砕サージ）の発生
- ③ 農水産物や木造建物等のほか人体にも影響を及ぼす規模の広範囲に渡る（特に火口の東側で可能性が高い。）降灰の発生
- ④ 多量に堆積した火山灰が降雨時に石や砂を巻き込みながら流出する土石流や、下流域での洪水氾濫の発生
- ⑤ その他火山灰により予想される被害の発生
 - ア 露地野菜等への降灰、ハウス倒壊等による出荷不能
 - イ 降灰及び粉塵等による健康被害、学校教育等への支障
 - ウ 道路、道路標識等の視界（認）不良及び粉塵等に伴う事故
 - エ 家畜避難の所要発生、上水道への影響、降灰処理時の負傷
 - オ 観光・イベントへの影響など

《 霧島山及び桜島からの距離 》



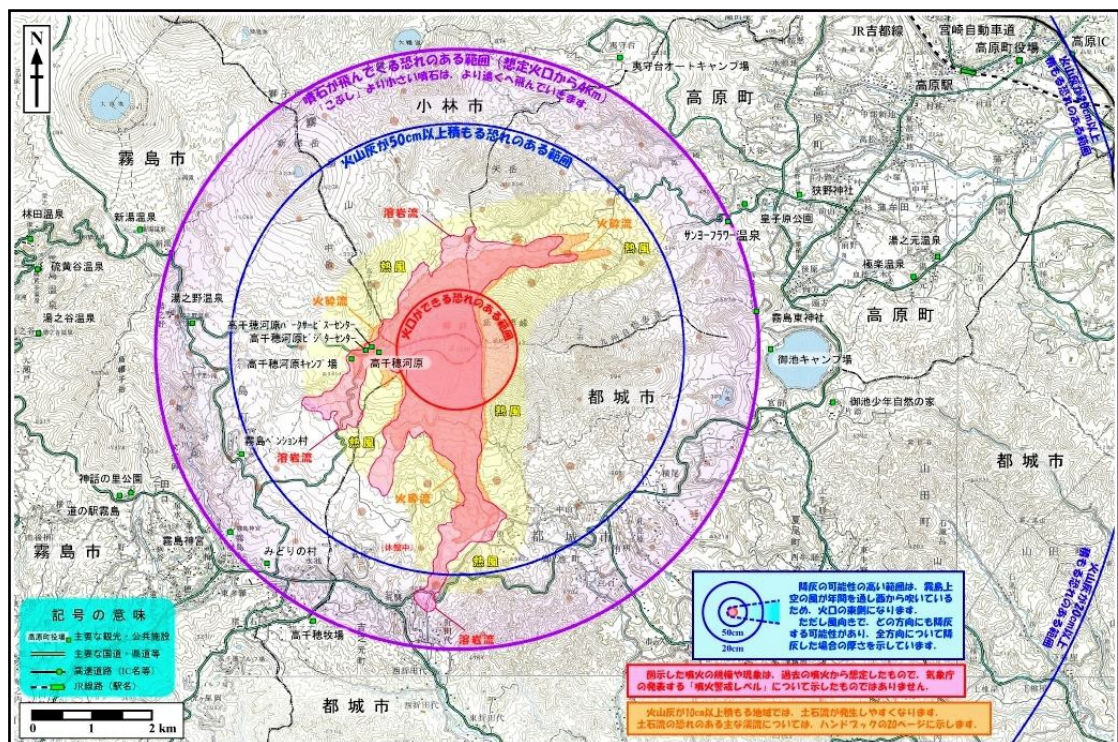
火山名	位 置		出 典
	緯 度	経 度	
霧島山(御鉢)	31° 53' 3.605"	130° 54' 44.636"	霧島火山防災マップ
霧島山(新燃岳)	31° 54' 34"	130° 53' 11"	気象庁ホームページ
桜 島(南岳)	31° 34' 38"	130° 39' 32"	気象庁ホームページ

《 噴火の予測図 （御鉢：20年に1回程度の規模の小さな噴火） 》



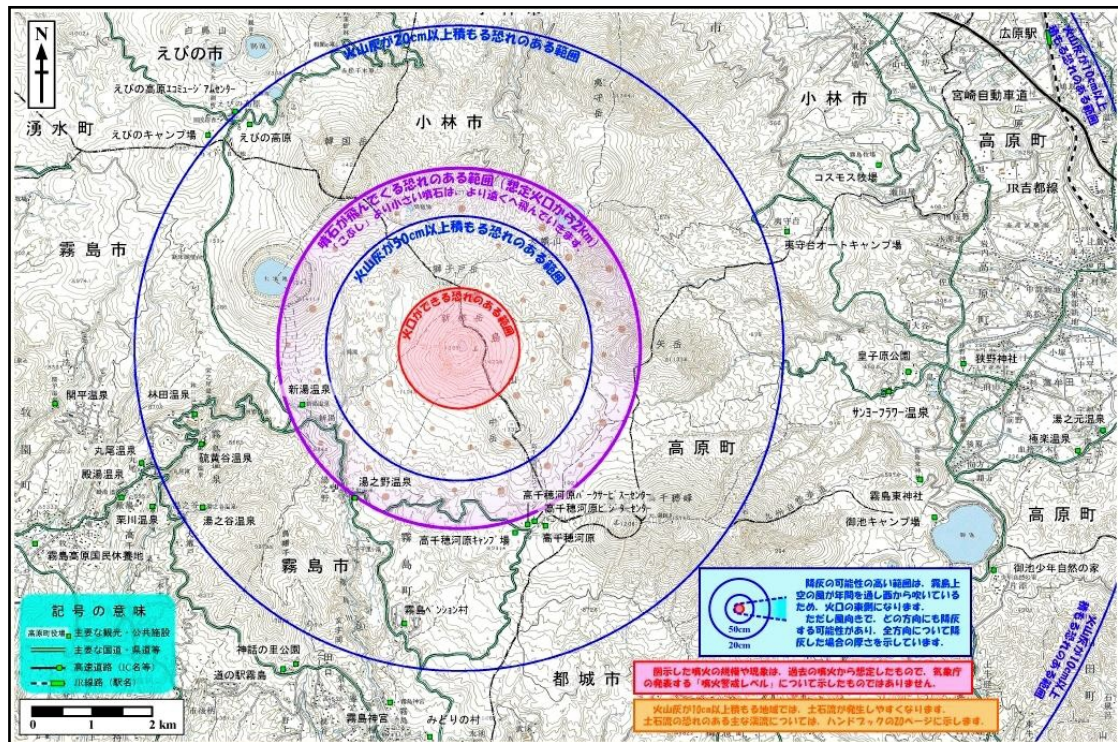
（霧島火山防災検討委員会による）

《 噴火の予測図 （御鉢：200年に1回程度の規模の大きな噴火） 》



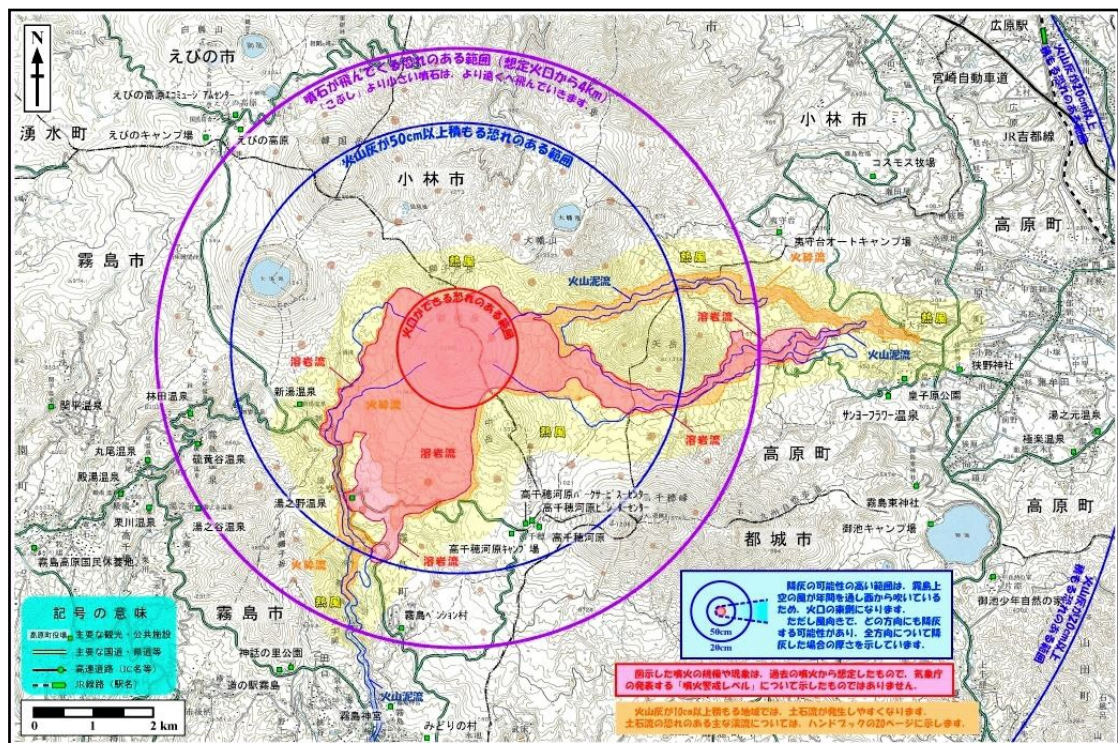
（霧島火山防災検討委員会による）

《 噴火の予測図 （新燃岳：20年に1回程度の規模の小さな噴火） 》



(霧島火山防災検討委員会による)

《 噴火の予測図 （新燃岳：200年に1回程度の規模の大きな噴火） 》



(霧島火山防災検討委員会による)

4 霧島山の噴火と被害の事例

過去に被害をもたらした御鉢の噴火について、その主なものの規模ごとの噴火現象及び被害の事例等を以下に整理する。

なお、近年の御鉢の活動は、2003～2004 年にかけて火山性微動や火口縁での噴気、2007 年の火山性微動が確認されている。

《 霧島山の噴火と過去の被害の事例 》

噴火形式	ブルカノ式噴火		
噴火規模	小	中	大
影響範囲	噴石の飛散範囲または火山灰の飛散範囲		
	火口・山頂周辺	中腹または山麓	山麓以遠
噴火	・神社焼失（1112 火口不明） ・寺院焼失（1167 火口不明） ・社寺什宝等焼失（1235 御鉢） ・死者多数（1566 御鉢） ・寺院焼失（1637 新燃岳） ・神社等焼失（1706 御鉢） ・死者 2 名、負傷者 3 名（1900 御鉢） ・死者 1 名（1923 御鉢）		記録なし
水蒸気爆発	・森林、農作物等に被害（1959 新燃岳）		記録なし
噴石	・噴石で 1 名死亡 1 名負傷（1896 御鉢） ・焼石が数百メートル飛散（1897 御鉢）	・霧島峰神社焼く（1113 御鉢） ・焼石は御鉢東麓に飛散（1895 御鉢）	・火口から 2～300m で 4 名が岩塊に当たり死亡。山の根で焼石落下し、家屋 22 軒出火。中岳山麓に無数の岩塊が落下。最大長径 2m（1895 御鉢） ・御鉢の東南東約 7km で拳大の噴石あり（1903 御鉢） ・御鉢の東北東約 7km と北東 10km へ焼石を噴出（1913 御鉢） ・火口から東南東約 7km で栗実大の焼石が降る（1914 御鉢）
溶岩流 火砕流	・死者 5 名負傷者 31 名。神社・仏閣焼失。焼失家屋 600 余棟。山林・田畑・牛馬に被害（1716 新燃岳） ・死者 1 名、負傷者 30 名。家屋の被害 134 棟。田畑・牛馬の被害大（1717 新燃岳）		・霧島神宮焼失（788 御鉢）
溶岩流	記録なし	記録なし	・高原スコリア噴火。溶岩流が火口から 5km に到達（1235 御鉢）
火山灰	・宮崎で降灰（1898 御鉢）	・都城及び御鉢の南東約 50km で降灰（1895 御鉢）	・宮崎で 20 分間に 2.6g/m³ の割合で降灰（1895 御鉢） ・高知市と宇治市で降灰。宮崎では雪のように降灰（1898 御鉢） ・高原で微量の降灰、宮崎で極微量の降灰（1913 御鉢）
空振	記録なし	記録なし	・御鉢の北北東約 100km と北東約 105km で感じた（1914 御鉢）
火山ガス	・噴火後に硫気活動が活発化（1880 御鉢）	記録なし	・山麓 4km 内外は草木等の葉を枯らす（1891 御鉢）

※この表は、鹿児島地方気象台の報道発表資料（2007 年 6 月）、宮崎地方気象台の火山活動履歴、県地域防災計画をもとに整理したものである。

第3項 桜島の概要

桜島は約1万3千年前から活動をはじめ、その後13回の大規模な軽石噴火を繰り返し、火砕流や溶岩流を噴出しながら成長し現在に至っている。

噴火等に伴う降灰は、偏西風等により本市に至る可能性があり、鹿児島県の想定では降灰堆積厚が30～50cmに至るとされている。

《 桜島広域火山防災マップ 》



注) この図は降灰の可能性のある範囲を示している

(大隅河川国道事務所による)

第2節 噴火シナリオと基本対応

第1項 噴火の想定

霧島山の歴史噴火の特徴から、本計画で想定する噴火規模と想定される土砂災害を次のとおりとする。

なお、危険区域は、霧島火山防災検討委員会による「噴火の予測図」（平成17年度）に基づき、想定する噴火の発生位置は、霧島山（御鉢）とする。

《 霧島山（御鉢）の噴火と想定される土砂災害 》

噴火規模	想定する噴火	想定される土砂災害	噴火警戒レベル
大規模噴火 ・サブプリニー式噴火	噴出物量（DRE） $10^6 \sim 10^8 \text{ m}^3$ 【霧島火山においておむね1回／200年】	噴石・降灰 溶岩流 火砕流・熱風 降灰後の降雨による土石流	4・5
小～中規模噴火 ・水蒸気爆発、 マagma水蒸気爆発、 ブルカノ式噴火	噴出物量（DRE） 10^6 m^3 以下 【霧島火山においておむね1回／20年】	噴石・降灰 降灰後の降雨による土石流	2・3

注）DRE（Dense Rock Equivalent）：マagma換算体積

爆発的な噴火の際にマagmaは発砲したり砕けたりするため、見かけの容積が増える。

これを元の容積に換算したもの。

（霧島火山緊急減災対策砂防計画《新燃岳・御鉢》H27.3より）

第2項 噴火シナリオ

火山災害は、噴火の種類、規模、発生する現象などにより災害の状況は異なる。

しかし、火山災害対策を実施するためには、ある程度、噴火の規模や現象、噴火の推移を想定し、災害対策の基本方針を示しておくことが必要になる。

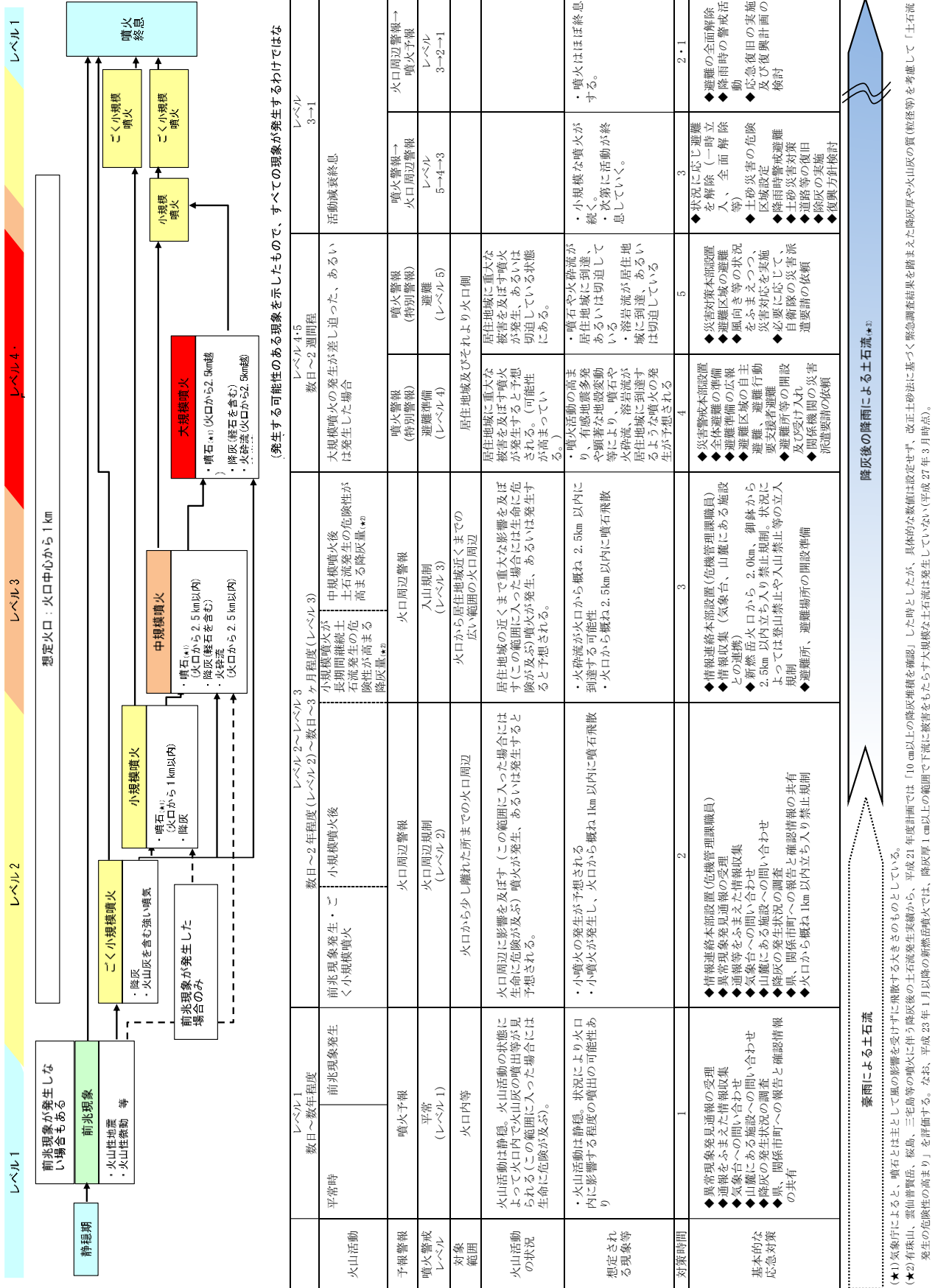
そこで、過去の歴史災害の影響範囲や噴火の推移から、噴火シナリオを想定した。

想定した内容は、次のとおりである。

《 噴火シナリオの内容 》

①時間目安	過去の噴火から推定した噴火の推移の目安。
②噴火活動の想定	霧島山（御鉢）で発生する噴火活動と、噴火の推移を想定したもので、応急対策を実施する場合の目安となるもの。
③噴火警報等	火山の観測・監視・評価の結果に基づき、気象庁より発表されるもの。
④噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標。応急対策を実施する場合の目安となるもの。
⑤対策時期	本計画では、噴火警戒レベルに対応して細分した。
⑥基本的な応急対策	⑤の対策時期に対応し、とるべき応急対策等の基本方針を示した。

霧島火山の噴火シナリオ図を、次に示す。



第3項 噴火レベルでの対応

1 活火山であることに留意（レベル1）

噴火活動	・火山活動は静穏。 ・状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性はある。 ・住民等が噴火活動に関する異常現象を覚知し、市に通報がある。
噴火警報等	・気象台から「火山活動解説資料（毎月または随時発表）」「火山の状況に関する解説情報（随時発表）」等が発表される。
応急対策方針	・異常現象発見通報の受理 ・通報を踏まえた情報収集 ・気象台への問い合わせ ・山麓にある施設への問い合わせ ・降灰の発生状況の調査 ・県、関係市町への報告と確認情報の共有

2 火口周辺規制（レベル2）

噴火活動	・小規模噴火の発生が予想される。 ・小規模噴火が発生し、火口からおおむね1 km 以内に噴石が飛散する。
噴火警報等	・気象台から「火口周辺警報」（噴火警戒レベル2・火口周辺規制）が発表される。
応急対策方針	・危機管理課職員の招集及び「情報連絡本部」の設置 ・異常現象発見通報の受理 ・通報等を踏まえた情報収集 ・気象台への問い合わせ ・山麓にある施設への問い合わせ ・降灰の発生状況の調査 ・県、関係市町への報告と確認情報の共有 ・火口からおおむね1 km 以内立ち入り禁止規制

3 入山規制（レベル3）

噴火活動	・ 中規模噴火の発生が予想される。 ・ 中規模噴火が発生。 ・ 火砕流が火口からおおむね 2.5km 以内に到達する可能性がある。 ・ 火口からおおむね 2.5km 以内に噴石が飛散する。 ・ 噴石の飛散や降灰量が増加し、土石流発生危険性が高まる。
噴火警報等	・ 気象台から「火口周辺警報」（噴火警戒レベル3・入山規制）が発表される。
応急対策方針	・ 危機管理課職員の招集及び「情報連絡本部」の設置 ・ 情報収集（気象台、山麓にある施設との連携） ・ 新燃岳火口から 2.0km、御鉢から 2.5km 以内立ち入り禁止規制状況によっては登山禁止や入山禁止等の立入規制 ・ 避難所、避難場所の開設準備

4 高齢者等避難（レベル4）

噴火活動	・ 噴火活動が高まる。 ・ 有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。
噴火警報等	・ 気象台から「特別警報・噴火警報」（噴火警戒レベル4・高齢者等避難）が発表される。
応急対策方針	・ 危機管理課及び関係課職員の招集及び「災害警戒本部」の設置 ・ 全体避難に向けた準備を開始 ・ 避難区域内の避難行動要支援者（自力避難困難な者）の避難 ・ 避難区域内の住民への自主避難を勧める広報 ・ 住民へ避難準備の広報 ・ 避難所、避難場所の開設及び避難者の受け入れ ・ 関係機関への災害派遣要請の依頼等

5 避難（レベル5）

噴火活動	・大規模噴火が発生し、噴石や火砕流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 ・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 ・火口からおおむね2.5kmを超えた地域に噴石が飛散する。 ・火口からおおむね2.5kmを超えた地域に火砕流が到達する。 ・風下側に大量の降灰が発生し、軽石等の降下がある。 ・まれに、岩屑なだれが発生する。
噴火警報等	・気象台から「特別警報・噴火警報」（噴火警戒レベル5・避難）が発表される。
応急対策方針	・全職員の招集及び「災害対策本部」の設置 ・避難区域の避難を速やかに実施 ・風向き等の状況を踏まえつつ、災害対応を実施 ・必要に応じて、自衛隊の災害派遣要請を県に依頼

6 噴火継続（レベル5、4から3へ）

噴火活動	・小規模な噴火が続く。 ・次第に活動が終息していく。
噴火警報等	・気象台から火口周辺警報（噴火警戒レベル3・入山規制）が発表される。
応急対策方針	・状況に応じて、避難の解除（一時立ち入り、一時帰宅、全面解除）を実施 ・土砂災害の危険区域の設定 ・降雨時の警戒活動 ・河川等の土砂災害対策 ・ライフライン、道路等の復旧 ・除灰の実施 ・復興に向けた方針の検討

7 噴火終息（レベル3から2、1へ）

噴火活動	・噴火はほぼ終息する。
噴火警報等	・気象台から火口周辺警報（噴火警戒レベル2・火口周辺規制）あるいは噴火予報（解除：噴火警戒レベル1・活火山であることに留意）が発表される。

応急対策方針	・避難の全面解除 ・降雨時の警戒活動 ・応急復旧の実施及び復興計画の検討

第2章 火山災害予防計画

第1節 火山噴火対策の推進

項 目	担 当
第1項 火山防災対策の推進	危機管理課
第2項 火山に関する知識の普及	危機管理課

第1項 火山防災対策の推進

1 火山防災に係る事業の推進

火山の噴火による被害を防止または軽減するため、霧島火山緊急減災対策砂防計画（新燃岳・御鉢）に沿った緊急的なハード・ソフト対策を講じるとともに、平成23年の新燃岳の噴火等、過去の噴火災害を風化させないように、必要に応じて次に掲げる事業の推進に努める。

- ① 噴石、火山礫からの退避壕、その他の緊急退避施設の整備
- ② 降灰対策のための農林業施設の整備
- ③ 土石流、泥流対策を始めとする火山砂防、治山治水事業
- ④ 霧島山御鉢火口周辺の山麓地区に対する噴火警報等の伝達体制の整備
- ⑤ 避難場所の整備
- ⑥ 火山防災訓練（避難訓練等）の定期的な実施
- ⑦ 防災講話等による周知啓発の実施

2 開発等の抑制

市は、危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区、溶岩流・火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流、泥流危険溪流）については、今後の開発を抑制するか、または、やむを得ず施設整備の必要がある場合には、危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で開発を行う等の指導、誘導を行う。

3 関係機関との連携

市は、県、宮崎地方気象台等の県内における関係機関のほか、本市と隣接する霧島市との連携を図り、霧島山の動向や噴火の危険性等に関する情報の交換とともに、登山者や観光客等の来訪者を噴火災害から守る体制づくりを推進する。

4 消防、救急・救助体制の整備

火山噴出物によって発生する林野火災や負傷者への対応に備えて、被害を最小限にとどめるための消防対応力、救急対応力の強化を図る。

5 火山防災対策の整備

山岳ガイド等との連携による情報収集・伝達体制の整備、登山者や観光客等の避難小屋への退避や下山による避難対策・救助対策の検討、火山防災訓練の実施を推進する。

6 活動火山対策特別措置法への対応

霧島山は、現在、降灰防除地域の指定（平成 23 年 2 月）があるが、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）の改正（平成 27 年 6 月）を受けて、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）の指定（平成 28 年 2 月 22 日）とともに、避難施設緊急整備地域が新たに指定されることが想定される。また、避難施設緊急整備地域の指定を受けて、防災営農施設整備計画や防災林業施設整備計画の策定を行うことになるため、地域指定の確定後には、速やかに対応を図るものとする。

第2項 火山に関する知識の普及

1 噴火警戒レベル等の周知

気象庁は、これまでの火山情報（緊急火山情報、臨時火山情報、火山観測情報）に替えて、平成 19 年 12 月 1 日より噴火災害軽減のため「噴火警報」及び「噴火予報」の発表を開始、また、平成 27 年 3 月より「降灰予報」の発表を開始すると共に、降灰の影響ととるべき行動を降灰量ごとに整理した「降灰量階級表」も示された。さらに、平成 27 年 8 月より「噴火速報」の発表を開始している。

「噴火警報」は、居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火が発生、または発生が予想された場合に発表され、報道機関、県、市等を通じて住民に伝えられるものである。

「噴火予報」は、噴火警報を解除する場合や、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が続くことを知らせする場合に発表される。また、同時に、これまでの火山活動度レベルに替えて「噴火警戒レベル」も導入している。

「噴火警戒レベル」は、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や必要な防災対応を踏まえて5段階に区分したもので、住民や登山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、区分ごとにキーワードをつけて警戒を呼びかけるものである。噴火警戒レベルは、噴火警報及び噴火予報で発表される。

「噴火速報」は、噴火が発生した事実を速やかにお知らせするため、火山名と噴火した時間のみが発表される。噴火警報が発表されている常時観測火山においては、噴

火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合に発表される。

「降灰予報」は、「降灰予報（定時）」「降灰予報（速報）」「降灰予報（詳細）」の3段階に区分し、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を予測し発表される。

市は、気象庁が発表する噴火警報及び噴火予報、噴火警戒レベル、降灰予報について、住民及び登山者や観光客等の来訪者への周知を図る。

また、県及び霧島市、関係機関と連携して、噴火警戒レベルに対応した防災対策を講じる。

《 霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル 》

予報警報	対象範囲	警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	想定される現象等
特別警報 (居住地域) ・噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	・噴火が発生し、噴石や火砕流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去の事例】 1235 年：火砕流が火口から約 3km まで到達 ・溶岩流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去の事例】 1235 年：溶岩流が火口から約 5km まで到達
		4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている。）。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。
噴火警報 (火口周辺) または火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・火砕流が火口からおおむね 2.5km 以内に到達する可能性。 ・火口からおおむね 2.5km 以内に噴石飛散。 【過去の事例】 1895 年：約 2 km まで噴石飛散 1900 年：約 1.8km に噴石飛散
	火口周辺	2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・小噴火が発生し、火口からおおむね 1km 以内に噴石飛散。 【過去の事例】 1896 年：噴火 1923 年：噴火 ・小噴火の発生が予想される。 【過去の事例】 1899 年：黒煙噴出 2003 年：火山性微動、噴気活動活発

予報警報	対象範囲	警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	想定される現象等
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意。)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	・火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり

注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのもの。

《 降灰予報 》



①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までの噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します

②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表します

③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します

《降灰予報で使用する降灰量階級表》

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※ ¹		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり※ ² 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※ ²

(気象庁資料より)

2 火山防災マップの作成

国土交通省宮崎河川国道事務所、鹿児島・宮崎の両県が主体となって、関係市町、学識経験者等で構成する「霧島山火山防災協議会(霧島火山災害予測図検討分科会)」が作成する火山災害予測図に基づいて、市は、火山防災マップを作成し、住民や登山者等に配布することにより、火山噴火に関する防災知識の普及と啓発に努める。

3 火山に関する防災教育

地域住民、防災関係機関職員等に対する防災教育、観光客に対する防災知識の普及・啓発を実施し、防災意識の向上を図る。

- ① 霧島山の概要等に関する周知
- ② 霧島山噴火災害史等に関する周知
- ③ 火山噴火災害等に関する防災知識の周知
- ④ 避難所、避難経路、避難方法、避難の備え等に関する周知
- ⑤ 噴火警報等に関する周知

- ⑥ 火山観測施設、防災施設等に関する周知
- ⑦ 霧島火山防災マップ等に関する周知
- ⑧ 火山防災講演会、火山防災研修会による防災知識等の周知
- ⑨ 家庭内備蓄の周知
- ⑩ その他火山防災に関する事項の周知

4 啓発活動

突発的な火山噴火災害に備え、平常時より各種啓発活動を実施する。

また、観光事業者等と協力し、火山地域を訪れる旅行者等に対して、防災知識の普及・啓発を図る。

- ① 広報紙、マスメディア等による啓発活動
- ② 広報車、防災行政無線等による啓発活動
- ③ 防災ハンドブック、リーフレット、チラシ等の配布による啓発活動
- ④ ポスター、看板、掲示板等による啓発活動
- ⑤ 防災講演会、シンポジウム、防災研修会等による啓発活動
- ⑥ 消防防災展等のイベントの開催による啓発活動
- ⑦ 火山防災訓練を通じた啓発活動
- ⑧ その他火山防災上有効な啓発活動

第3章 火山災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 火山防災活動体制の確立	全対策班					
第2項 応援協力体制の確立	本部班					

《 基本方針 》

市は、「活火山法」第21条第1項(昭和48年法律第61号)に基づき、鹿児島地方気象台や関係機関より火山活動に関する情報及び予報や警報等が発表され、事態が重大と認められる場合、または噴火により災害が発生し、その対策を要すると認められる場合においては市災害対策本部を設置し、遅滞なく次の措置を講ずる。

なお、霧島山（御鉢）の噴火により想定される災害への避難計画については、内閣府と霧島山火山防災協議会との協働により策定した霧島山（御鉢）の具体的な避難計画（火山全体版）を基に都城市版を作成しており、本章の具体的な対策として掲載する。

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆災害時応援協定運用手順書

◆資料編

- ・資料 2-5 都城市防災会議委員・幹事名簿
- ・資料 2-6 都城市災害対策本部条例
- ・資料 2-7 都城市災害対策本部運営要領による標識等
- ・資料 2-32 環霧島会議防災相互応援協定書
- ・資料 5-1 霧島山火山噴火の記録
- ・資料 5-2 霧島山火山防災マップ
- ・資料 5-3 霧島山（御鉢）の具体的な避難計画
- ・様式-16 市様式第7号職員動員報告

第1項 火山防災活動体制の確立

市は、災害対策本部等の設置について、【第2編 第3章 第2節 第1項「災害対策組織計画」】によるほか、次のとおりとする。

1 情報連絡本部の設置

次の場合、危機管理課長を本部長とする「情報連絡本部」を設置し、危機管理課職員による情報連絡体制を確立し、予備配備体制をとる。

- ① 霧島山（御鉢）に関し、「火口周辺警報」（噴火警戒レベル2・火口周辺規制、またはレベル3・入山規制）が発表されたとき
- ② その他霧島山火山災害に関して、危機管理課長が必要と認めたとき

2 災害警戒本部の設置

次の場合、総務部長を本部長とする「災害警戒本部」を設置し、準警戒配備体制または警戒配備体制をとり、火山に関する情報の取得及び県との情報連絡を密にする。

- ① 霧島山（御鉢）に関し、「特別警報・噴火警報」（噴火警戒レベル4・高齢者等避難）が発表されたとき
- ② 降灰により、継続して住民の生活に大きく影響することが予想され、関係部局、県及び関係機関等と連携し対応する必要があるとき
- ③ その他霧島山火山災害に関して、総務部長が必要と認めたとき

3 災害対策本部の設置

市長は、次の場合、「災害対策本部」を設置し、速やかに非常配備体制を整え、県及び防災関係機関と連携して、災害応急対策に万全を期する。

- ① 霧島山（御鉢）の噴火により人命に危険が及ぼされ、またはそのおそれがあるとき
- ② 霧島山（御鉢）に関し、「特別警報・噴火警報」（噴火警戒レベル5・避難）が発表されたとき
- ③ 降灰による被害が甚大で全庁あげて対応する必要があるとき
- ④ その他霧島山火山災害に関して、市長が必要と認めるとき

4 現地災害対策本部の設置

火山災害の状況から、特に必要があると認められるときは西岳地区市民センターに現地災害対策本部を設置し、応急対策の迅速かつ効率的な推進を図る。

《 配備体制 》

本部体制	配備区分	配備要員	活動内容
情報連絡本部	予備配備	・危機管理課職員	・火山情報等の収集 ・県及び関係機関との連絡 ・火口周辺の立ち入り規制
災害警戒本部	警戒配備	・危機管理課職員 ・西岳地区市民センター職員 （必要に応じて、人員の増員を行う。） ・火山災害対策関係部署の職員	・火山情報等の収集 ・火山活動の推移の把握 ・県及び関係機関との連絡 ・火口周辺の立ち入り規制 ・要配慮者対策 ・避難所開設準備 等
災害対策本部	非常配備	・危機管理課職員 ・西岳地区市民センター職員 （必要に応じて、現地対策本部の設置のための増員を行う。） ・火山災害対策関係部署の職員	・県及び関係機関との連携 ・要配慮者対策 ・災害時広報 ・避難誘導及び収容 ・避難所開設 ・飲料水・食料・物資供給 ・医療・救護対策 ・土木施設の応急対策 等

5 職員の動員配備計画

職員の動員配備計画については、【第2編 第3章 第2節 第2項「動員配備計画」】によるほか、次のとおりとする。

（1）勤務時間内の対応

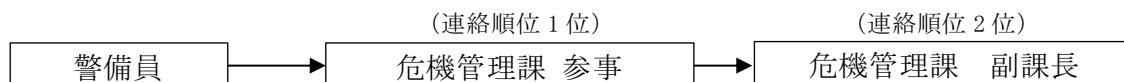
災害警戒本部または災害対策本部が設置された場合、火山災害対策に関係する本部員は、所管の対策部の要員を招集し、体制を整える。

（2）非常時における自主参集基準

勤務時間外や休日、祝日における突発的な災害の発生に対して、情報連絡本部員となる危機管理課職員は、情報連絡本部の設置の要件を満たす情報を入手したとき、自発的な参集によって配備体制を整える。

また、警戒配備要員は、霧島山（御鉢）に関し、噴火警戒レベルのレベル4以上の警報が発表された旨の情報を入手したとき、自発的な参集によって配備体制を整える。

なお、勤務時間外や休日、祝日における警備員から防災担当職員への緊急連絡系統は、次のとおりである。



【第2編 第2章 第10節 第2項「初動体制の確立」参照】

6 霧島山火山防災協議会への参画

国、県、関係市町村、関係機関、研究機関で構成される「霧島山火山防災協議会」に参画し、最新の火山噴火の動向等を確認しながら市域の防災対策に万全を期する。

なお、「霧島山火山防災協議会」の主な事務は次のものである。

- ① 火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備
- ② 地域防災計画に定めるべき事項
- ③ 火山に関する情報の共有
- ④ 定期的な火山防災訓練等

第2項 応援協力体制の確立

市は、噴火により災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期する。

1 関係機関との相互連絡

市は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、火山災害対策の迅速かつ適切な推進に努める。

(1) 霧島火山関係自治体

市は、霧島火山に関係する自治体の一員として、国関係機関、宮崎地方気象台、鹿児島県ほかと相互に密接な連絡を保ち、火山災害対策の迅速かつ適切な推進に努める。

(2) 県

市は、県本部及び県地方支部（北諸県農林振興局）と常に密接な連絡を保ち、互いに協力して災害対策に万全を期する。

(3) 防災会議構成機関

市は、都城市防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と相互協力し火山災害対策に万全を期する。

(4) 近隣市町

市は、近隣市町と相互に密接な連絡を保ち、互いに協力して災害対策に万全を期する。

2 自衛隊災害派遣要請の要求

市は、噴火により災害が現に発生し、緊急かつ安全に人命救出等を要すると認めたときは、県知事に対し、災害対策本部長（市長）より自衛隊の災害派遣要請を要求する。

なお、災害派遣要請の要求は、原則として所定の様式にて書面で行うが、事態が明らかに切迫し、そのいとまが無い場合においては口頭で要請を要求し、要求後に直ちに書面にて災害派遣要請要求書類を整備し提出する。

【第2編 第3章 第7節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」参照】

3 応援要請

本部長は、応援措置を実施するために必要があると認めるときは、近隣市町及び県に対し、応援を要請する。

また、災害応急対策等のため必要があるときは、市町村長、知事または指定地方行政機関の長に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

【第2編 第3章 第6節「広域的な応援活動体制」参照】

第2節 発災直後の情報の収集・伝達

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 噴火警報等	本部班					
第2項 異常現象情報の収集と通報	本部班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

- ・資料 2-2 災害時優先電話指定一覧
- ・資料 2-17 防災電話番号一覧

第1項 噴火警報等

1 噴火警報等の種類

本市に係る、霧島火山に関する噴火警報等は、次のとおりである。

なお、噴火警戒レベルは噴火警報及び噴火予報で発表される。

《 噴火警報等の発表及び通報伝達官署 》

発表官署	通報伝達官署	通知機関	噴火警報等
福岡管区気象台 鹿児島地方気象台	宮崎地方気象台	県危機管理局	降灰予報、噴火速報、 噴火予報、噴火警報、 噴火警戒レベル

《 噴火警報等の種類と発表の基準 》

種 類	噴火警戒レベル	基準（火山活動の状況）
特別警報 ・ 噴火警報	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている。）。
火口周辺警報	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

種 類	噴火警戒レベル	基準（火山活動の状況）
噴火予報	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。
噴火速報	・噴火が発生した事実を速やかにお知らせするため、火山名と噴火した時間のみを発表する。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山においては、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合に発表する。	
降灰予報	・噴火により降灰のおそれがある火山に対して噴火の発生に関らず定期的に「降灰予報（定時）」を発表する。 ・噴火が発生した場合は、噴火後速やかに（5～10分）「降灰予報（速報）」を発表する。 ・「降灰予報（詳細）」は噴火発生から6時間先まで予想される降灰量分布や降灰開始時刻を発表する。	

2 噴火警報等の通報の伝達

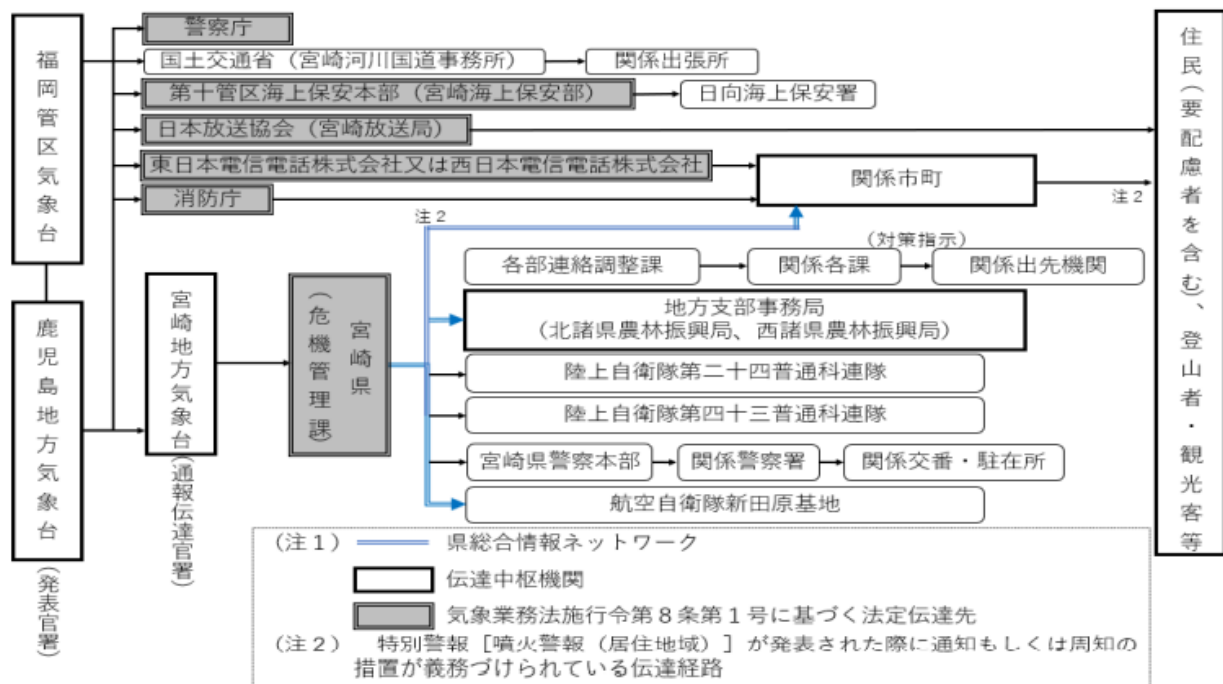
県危機管理局が通知する霧島火山に関する噴火警報等は、危機管理課が受ける。

市は、噴火警報等の通知を受けたときは、速やかにその内容に応じた措置を講じる。

また、必要に応じて、活動体制の確立を図るとともに、住民や登山者、旅行者、関係機関等に周知する。

【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備」参照】

《 宮崎地方気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統 》



宮崎県地域防災計画 第4編 火山災害対策編)

第2項 異常現象情報の収集と通報

1 異常現象発見時の通報

火山の周辺において、火山に関する異常現象を発見した者は、直ちに、市、警察、または宮崎地方気象台に通報するものとする。

通報を受けた市の部署は、速やかに危機管理課に伝達する。

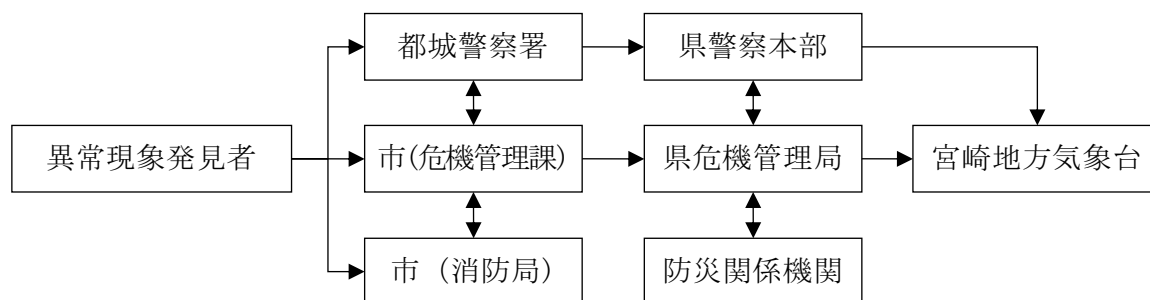
勤務時間外においては、警備員が受理し、警備員による緊急連絡体系により迅速な連絡を行う。

【第2編 第2章 第10節 第2項「初動体制の確立」参照】

(1) 通報体制

通報を受けた市は、次に示す伝達体系に従って速やかに情報の伝達を行う。

《 異常現象の伝達体系 》



(2) 通報・伝達の内容

火山に関する異常現象の通報及びその伝達は、次に示す事項について行う。

- ① 発見者
- ② 発見した日時
- ③ 発見した場所
- ④ 異常現象の種類及び影響等

《 通報すべき異常現象の種類と影響等 》

異常現象の種類	異常現象の影響等
顕著な地形の変化	・山・がけ等の崩壊 ・地割れ ・土地の隆起・沈降等
噴気・噴煙の異常	・噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等 ・噴気・噴煙の量の増減 ・噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常 ・山麓での降灰・噴石現象の有無
湧泉の異常	・新しい湧泉の発見 ・既存湧泉の枯渇 ・湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
顕著な地温の上昇	・新しい地熱地帯の発見 ・地熱地帯の拡大・移動 ・地熱による草木の立ち枯れ等 ・動物の異常挙動
湖沼・河川の異常	・水量・濁度・臭い・色・温度の異常 ・軽石・死魚の浮上 ・気泡の発生
有感地震の発生及び群発	・短周期での微動の発生
鳴動の発生	・山鳴り、火山雷の頻発

2 現地調査

本部班（危機管理課）は、住民等からの異常現象の通報があったときは、県危機管理局への伝達を行った後に、直ちに現地調査を実施し、状況を把握した上で、再度、県危機管理局に伝達する。

現地調査を行う場合、必要に応じて、警察、消防団、地元住民等の協力を得て実施する。

第3節 火山災害応急対策活動

項 目	担 当	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1か月 以内
第1項 登山者・入山者への対応	本部班、消防本部班、 消防署班					
第2項 住民への対応	本部班、避難収容班、 消防団、消防本部班、 消防署班					
第3項 災害状況等の緊急把握	本部班					
第4項 降灰除去等の対策	環境森林対策部、各班					
第5項 土砂災害等の防止活動	関係各班					
第6項 新燃岳火山噴火降灰に よる土石流避難計画	本部班					

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

- ・資料 2-39, 40 災害時における緊急放送に関する協定書
- ・資料 2-42 災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策に関する協定書
- ・様式-1 市様式第1号の1～3 地区別被害状況調
- ・様式-2 市様式第2号 世帯別被害調査票
- ・様式-3 市様式第3号 関係被害調査票
- ・様式-4 市様式第4号 災害対策活動実施状況報告
- ・様式-5 個別表 災害警戒体制等状況報告書【市町村→地方支部】（県様式）
- ・様式-6 総括表 災害警戒体制等状況報告書【市町村→地方支部】（県様式）
- ・様式-7 被害報告様式 第4号様式（その1～2－災害概況即報）（県様式）
- ・様式-8 放送要請様式（放送申込書）

第1項 登山者・入山者への対応

1 登山等の制限

市は、霧島山への登山者・入山者に対して、登山道を同じくする御鉢及び新燃岳に関する噴火警戒レベルに対応した必要な防災対策を行う。

(1) 御鉢

《 御鉢の噴火警戒レベルに応じた登山者・入山者への対応 》

予報警報	噴火警戒レベル (キーワード)	対応の基準	具体的な対応
特別警報 ・ 噴火警報	5 (避難)	登山禁止または入山規制	※1【入山禁止】 ・夢ヶ丘登山道入口
	4 (高齢者等避難)		
火口周辺 警報	3 (入山規制)	[初期及び活発期] 火口から半径 2.5km 以内の立入禁止 [活動安定期] 火口から半径 2km 以内の立入禁止	※2【登山禁止】 ・夢ヶ丘登山道入口
	2 (火口周辺規制)	火口から半径約 1km 以内立入禁止	
噴火予報	1 (活火山である ことに留意)	火口内立入禁止	

※1 看板の設置が安全にできる場合、登山道の入口に、火口名「御鉢」と予報警報の種別、噴火警戒レベルと立入禁止の範囲を表示した「入山禁止」の看板を設置する。

※2 登山道の入口に、火口名「御鉢」と予報警報の種別、噴火警戒レベルを表示した「登山禁止」の看板を設置する。

(2) 新燃岳

《 新燃岳の噴火警戒レベルに応じた登山者・入山者への対応 》

予報警報	噴火警戒レベル (キーワード)	対応の基準	具体的な対応
特別警報 ・ 噴火警報	5 (避難)	登山禁止または入山規制	※1【登山禁止】 ・夢ヶ丘登山道入口
	4 (高齢者等避難)		
火口周辺 警報	3 (入山規制)	火口から半径 3km (活動状況に応じて 4km) 以内の立入禁止	※2【登山注意】 ・夢ヶ丘登山道入口
	2 (火口周辺規制)	火口から半径約 2km (活動状況に応じて 1km) 以内立入禁止	
噴火予報	1 (活火山である ことに留意)	火口内立入禁止	

※1 登山道の入口に、火口名「新燃岳」と予報警報の種別、噴火警戒レベルと立入禁止の範囲を表示した「登山禁止」の看板を設置する。

※2 登山道の入口に、火口名「新燃岳」と予報警報の種別、噴火警戒レベルと立入禁止の範囲とともに、「新燃岳への登山禁止」を表示した「登山注意」の看板を設置する。

噴火警戒レベルが3で、状況が悪化するおそれがある場合は、「登山禁止」の看板を設置する。

2 噴火警報発表時における措置

噴火警報が発表された場合において、必要に応じて次に掲げる措置を講ずる。

- ① 市職員、消防団員等による巡視警戒
- ② 道路管理者による交通規制の実施
- ③ 入山の全面的禁止、及び入山者の退去措置
- ④ 市職員、消防団員等の配置による警戒

第2項 住民への対応

市は、噴火により災害が発生し、または発生するおそれがある場合における住民の避難対策について、噴火警戒レベルに対応した措置を講じ、住民の安全を確保する。

なお、住民への対応の基準となる噴火警報等及び噴火警戒レベルは、霧島山のうち本市に大きく影響を及ぼすと考えられる「御鉢」を対象とする。

《 御鉢の噴火警戒レベルに応じた住民への対応 》

予報警報	噴火警戒レベル (キーワード)	住 民 へ の 対 応
特別警報 ・ 噴火警報	5 (避難)	被害影響範囲にある地区の住民への避難指示の発令 ※(状況に応じて避難対象地域や方法を判断。)
	4 (高齢者等避難)	火口に近い地区の住民に対して高齢者等避難の発令 ※(状況に応じて避難対象地域を判断。)
火口周辺 警報	3 (入山規制)	火口に近い地区の要配慮者(特に避難行動要支援者)への避難準備の呼び掛け
	2 (火口周辺規制)	
噴火予報	1 (活火山であることに留意)	

※レベル4及び5の場合における避難対象地域については、宮崎・鹿児島両県合同による霧島山火山防災協議会で検討される被害影響予想範囲により、避難対象地域の拡大、縮小を行う。

1 避難対象地域

(1) 噴火警戒レベル3

御鉢の噴火による火砕流または噴石の到達が予想される、火口の中心から半径約2.5km 以内の地区に対し、要配慮者(特に避難行動要支援者)の避難準備の呼びかけを行う。

- ① 御池町中山地区（約 2.8km）

（２）噴火警戒レベル４または５

御鉢の噴火による火砕流または噴石の到達が予想される、火口の中心から半径約 4 km 程度の地区について、レベル４のときに「高齢者等避難」を、レベル５のときに「避難指示」の発令を行う。

ここに、半径約 4 km 程度とは、火口の外縁からの距離、及び過去の噴火の事例を考慮して、半径 5 km までの範囲とする。

- ① 御池町中山地区（約 2.8km）
- ② 御池町望原地区（約 3.0km）
- ③ 吉之元町武床地区（約 3.5km）
- ④ 吉之元町荒襲地区（約 4.5km）
- ⑤ 御池町戸ノ口地区（約 4.5km）
- ⑥ 御池町有明、札立原、横尾の各地区（約 4.5km）

（３）避難促進施設

宿泊施設の「神乃湯 グリーンヒル霧島」（都城市吉之元町 5262 番地 24）は、御鉢の火口中心から約 3.5km に位置するため、避難促進施設として施設利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備する必要がある。

（４）避難対象地域の拡大

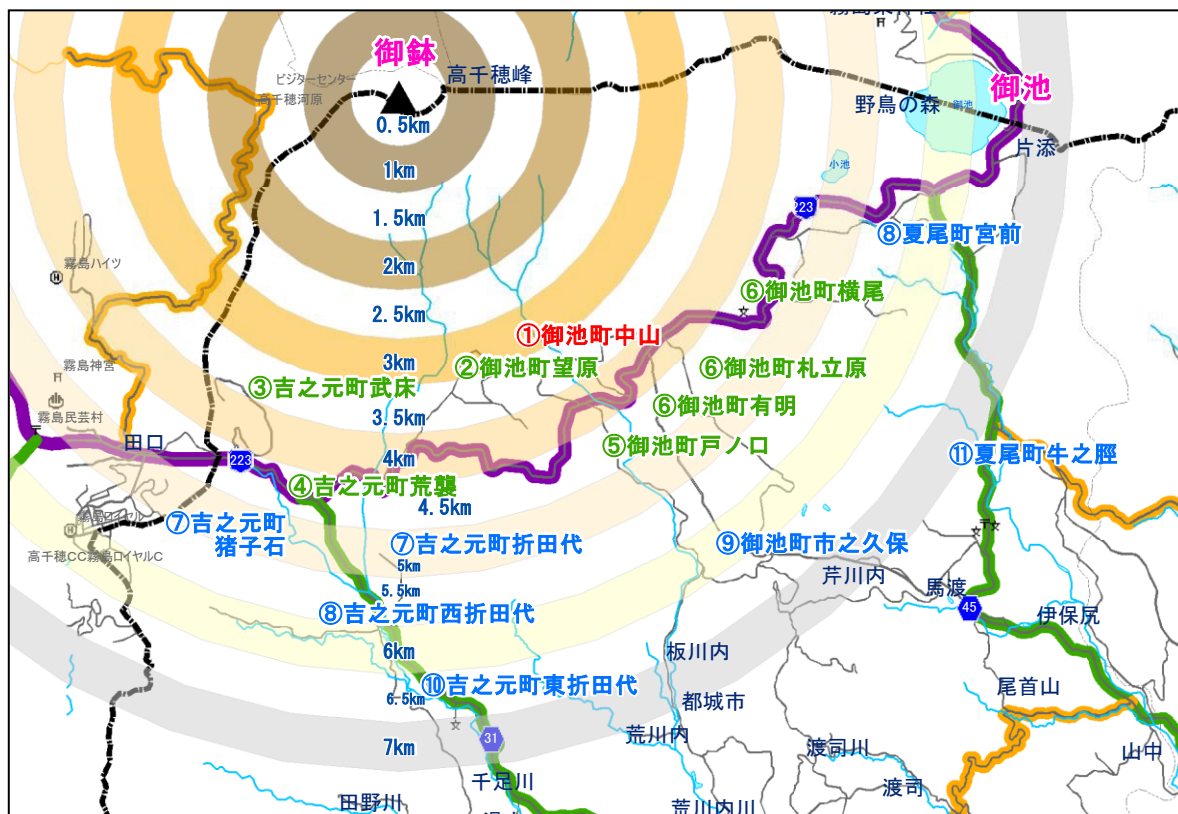
噴火警戒レベル４または５の場合における被害影響予想範囲は、噴火の状況によって霧島噴火災害対策連絡会議（仮称）で検討され、それに応じて避難対象地域が拡大される場合があるため、過去の噴火の事例を参考にして、半径 7 km 以内の範囲の地区について、事前に把握する。

火口周辺の地区と火口からの距離は次のとおりである。

なお、各地区までの距離は、御鉢の火口を中心とした同心円により机上計測したものである。

- ①～⑥ 前記のとおり
- ⑦ 吉之元町猪子石、折田代の各地区（約 5.0km）
 - ⑧ 夏尾町宮前地区、吉之元町西折田代地区（約 5.5km）
 - ⑨ 御池町市之久保地区（約 6.0km）
 - ⑩ 吉之元町東折田代地区（約 6.5km）
 - ⑪ 夏尾町牛之脛地区（約 7.0km）

《火口周辺の地区と火口からの距離》



2 避難場所の確保

(1) 避難所の開設と運営

噴火に関する前兆現象（異常現象）が見られるなどして、噴火警戒レベル3により避難準備の呼びかけを行う場合、市は、噴火災害の影響を受けない避難所を開設し、自主避難者の受け入れを行う。

この場合、開設時点の避難所の運営は、避難所要員が行うが、長期にわたる避難が必要な場合の運営は、避難者自らが共同で行う。

また、要配慮者に配慮した避難所の運営を行う。

なお、緊急的な避難所として、西岳小中学校体育館・クラブハウス及び夏尾中学校を開設するが、噴火の規模・状況に応じて、適宜、より遠方の避難所に移動する。

(2) 安否確認

噴火活動の活発化に伴い避難情報が発令された場合は、避難対象地域の住民全員の避難を確認するため、自治公民館長は、消防団や自主防災組織の協力を得て、各戸の点呼等により避難を確認し、状況を市に連絡する。

市では、「避難収容班」が避難状況を掌握し、「本部班」に伝達する。

(3) 避難遅滞者の収容

避難が遅れている者がいるときは、消防本部班及び消防団が避難収容班と連携して、その者の収容、必要に応じて避難所への搬送を行う。

そのほか、本項目については、【第2編 第3章 第9節「避難収容対策」】を参照する。

3 県への報告

市長は、避難指示等を行った場合は、直ちに県知事（災害対策本部設置前にあつては危機管理局、災害対策本部設置後にあつては総合対策部地方対策班）に報告する。

なお、知事に報告する暇がない場合（通信が途絶した場合を含む。）は、直接、次に示す機関に通報する。

- ① 宮崎地方気象台
- ② 県教育庁
- ③ 県警察本部
- ④ 自衛隊
- ⑤ 報道機関
- ⑥ 日本赤十字社宮崎県支部
- ⑦ その他必要とする市町村

4 関係機関への応援要請

避難者の収容または搬送等の大規模な救助活動、または噴火による甚大な被害が発生したことにより市の防災力及び消防力では対応できない場合、市は、県に対して、関係機関の応援の要請または自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

【第2編 第3章 第7節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」参照】

第3項 災害状況等の緊急把握

1 災害状況等の把握

市は、噴火による災害状況等を把握するため、次の項目について情報を収集する。
また、収集した情報について、県に報告する。

- ① 人的被害及び住宅被害の状況
- ② 登山者等要救出者の確認（登山届の活用等）
- ③ 登山規制、入山規制の状況
- ④ 要配慮者の避難準備及び避難の状況
- ⑤ 住民の避難準備及び避難の状況

- ⑥ 被災地域の範囲、被害の種別、被害の程度等
- ⑦ 交通確保の状況
- ⑧ 噴火規模及び火山活動の状況
- ⑨ 噴火による噴石、火山礫（小石程度のもの）、降灰等の分布状況
（最終報告の際は、50,000分の1の図面にその分布を図示し、報告する。
なお、降灰の分布状況は堆積深さ5cm単位で図示する。）
- ⑩ その他、災害対策を推進する上で必要と認められる事項

そのほか、本項目については、【第2編 第3章 第4節「発災直後の情報の収集・伝達」】を参照する。

第4項 降灰除去等の対策

市は、噴火に伴う降灰のため被害を受けた宅地、道路、農林水産物及び家畜の応急対策について、次の措置を講じ、被害の防止及び軽減に努める。

1 宅地内の降灰除去対策

宅地内の降灰については、住民自らが除去を行うものであり、市は、臨時に指定する場所に集積するよう広報を行い、住民の協力を求める。

なお、大量の降灰により、住民のみで対応できない状況の場合は、市が降灰袋の配布、回収、処理を実施する。

2 道路の降灰除去対策

市道の降灰除去は、「土木班」が行い、臨時に指定する場所に一時的に集積する。
また、国道または県道の降灰除去は、各道路管理者に要請する。

そのほか、本項目については、【第2編 第3章 第14節 第6項「障害物の除去」】を参照する。

3 農林畜産業等の降灰除去対策

（1）農産物応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された土壌の改良、病虫害の防除、資材及び種苗の確保、資金対策等の措置を講じ、農産物被害の防止及び軽減に努める。

（2）林産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた幼令木、苗木、林産物等の対策及び資金対策を講じ、林産物被害の防止及び軽減に努める。

(3) 家畜応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜の防疫対策のほか、乳牛の搾乳、生乳の集送、肉畜の運搬・と殺等の流通対策、資金対策等の措置を講じ、家畜被害の防止及び軽減に努める。

(4) 水産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた養魚対策として、養殖用種苗及び飼料の確保、河川漁業の資源回復、資金対策等の措置を講じ、水産物被害の防止及び軽減に努める。

そのほか、本項目については、【第2編 第3章 第18節「農林畜産業の応急対策」】を参照する。

第5項 土砂災害等の防止活動

市は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、降雨等による土石流等による二次災害の防止に努める。

また、土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、速やかに地域住民及び関係機関に周知を図り、適切な警戒体制の確立及び避難体制の整備等を行う。

本項目については、【第2編 第3章 第1節～第5節及び第9節】を参照する。

第6項 新燃岳火山噴火降灰による土石流避難計画

平成23年1月19日の新燃岳火山の噴火発生以降、継続して爆発的噴火が発生し、市内全域に大量の火山灰が降り注いだため、住民に多大な影響と不安を与えた。

特に、高千穂の峰の麓及び丘陵地帯の西岳地区、山田町では、降雨時に降灰による土石流発生のおそれがあるため、人命を最優先とした避難対策を実施することを目的とする。

1 噴火・降灰後の土石流の特性と問題点

(1) 降灰による土石流発生のしくみ

通常、かなり強い雨が一定時間降り続かないと、土石流は発生しないが、火山噴火降灰による大量の降灰があると、土石流の材料となる河床にある不安定土砂が飽和状態であれば、極めて弱い降雨強度によっても土石流が発生する場合がある。

土石流が通常よりも弱い降雨強度で発生する可能性がある溪流の範囲（数）や危険度は、噴火・降灰の状況によって変わっていくことを意識しなければならない。

(2) 降灰後土石流危険渓流等の特性と問題点

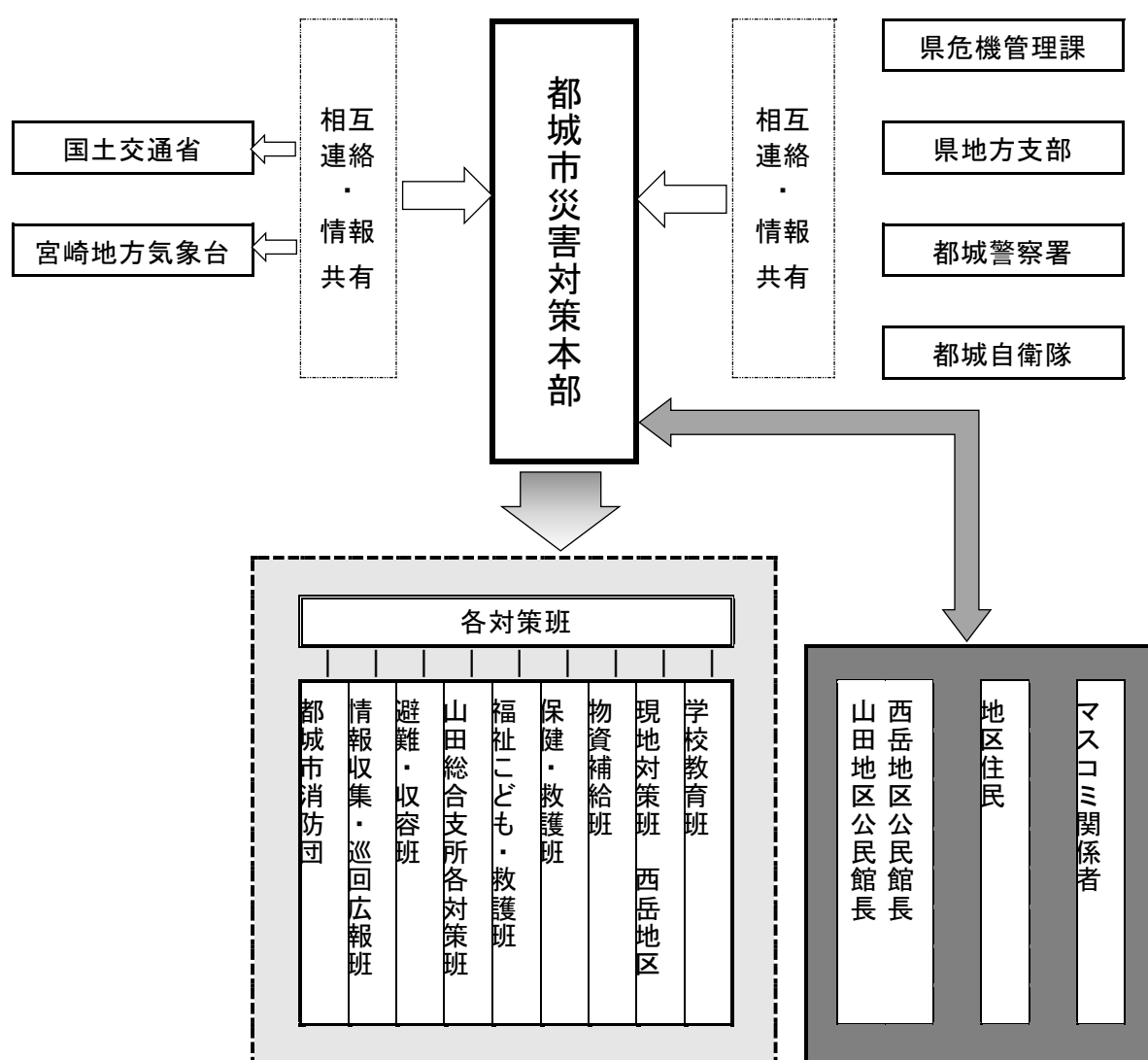
- ① 流域内の表層土に水が浸み込みにくくなり、弱い降雨強度でも土石流が発生する。
- ② 降灰の状況によって降灰後土石流危険渓流等の範囲が変化する。
- ③ 降灰の継続に伴って、流域状況が複雑に変化する。

2 防災情報の収集・伝達

(1) 防災情報の収集

本項は、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備」】を参照する。

(2) 防災情報の伝達・共有化（情報伝達体制）



3 避難情報の発令・伝達

(1) 避難単位の設定

① 避難対象地域

高千穂の峰の麓及び丘陵地に堆積した降灰により土石流発生のおそれがある危険渓

流区域とする。

② 避難所

本項は、【第2編 第2章 第11節「避難収容体制の整備」】を参照する。

(2) 発令基準の設定

土石流避難基準（新燃岳火山災害）・都城市基準を設定する。

4 土石流対策の初動と避難計画

気象台等の発表する気象情報（降雨量）が土石流避難基準（新燃岳火山災害）・都城市基準に該当すると予測されるときは、災害警戒本部会議開催の決定をする。

5 土石流災害配備体制

本項は、【第2編 第3章 第2節「活動体制の確立」】を参照する。

6 避難体制について

本項は、【第2編 第3章 第9節「避難収容対策」】を参照する。

なお、避難手段は自家用車を基本とし、滞留者等については消防車輛等により移送する。また、集団での移動が必要な場合は、市保有のバス等を手配する。

7 避難計画の修正

(1) 降灰後土石流経過基準の変更

国の降灰後土石流警戒基準雨量値の変更があった場合には、避難情報の発令基準も変更するとともに避難計画を変更する。

(2) 降灰後土石流危険流域等

国の降灰後調査の結果、新たな降灰後土石流危険溪流等が出現した場合には、当該溪流について、避難対象者の確認を行うことになる。

この結果をもって、避難計画を変更する。

第4章 火山災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

項 目	担 当
第1項 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	各部

本項目については、【第2編 第4章 第1節「地域の復旧・復興の基本的方向の決定」】を参照する。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

項 目	担 当
第1項 公共施設の災害復旧事業計画	各部
第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	各部

本項目については、【第2編 第4章 第2節「迅速な現状復旧の進め方」】を参照する。

第3節 計画的復興の進め方

項 目	担 当
第1項 震災復興方針・計画の策定	各部
第2項 震災復興事業の実施	各部

本項目については、【第2編 第4章 第3節「計画的復興の進め方」】を参照する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

項 目	担 当
第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置	総合政策部、総務部、各総合支所、各地区市民センター
第2項 給付等による支援	福祉部
第3項 税の減免等の措置	総務部、健康部
第4項 災害公営住宅の建設	土木部
第5項 雇用機会の確保	商工部

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編

- ・資料 2-21 災害発生時における都城市と都城市内郵便局の協力に関する協定
- ・資料 2-56 都城市税減免の基準に関する規則
- ・資料 2-57 都城市災害弔慰金の支給等に関する条例

本項目については、【第2編 第4章 第4節「被災者の生活再建等の支援」】を参照する。

第5節 被災者の経済復興の支援

項 目	担 当
第1項 民生関係の融資	福祉部、総務部、市社会福祉協議会
第2項 住宅資金の融資	福祉部、土木部、宮崎県南部福祉こどもセンター
第3項 農林業関係の融資	農政部、環境森林部
第4項 商工業関係の融資	商工部

◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧

◆業務継続計画（BCP）

◆資料編（様式集）

- ・様式-22 市様式第13号 り災証明書
- ・様式-23 市様式第14号 被災届出証明申請書

本項目については、【第2編 第4章 第5節「被災者の経済復興の支援」】を参照する。

第 6 編 その他の災害対策 編

第1章 航空災害対策計画

第1節 基本的な考え方等

市域において航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空災害」という。）が発生した場合、または、まさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は、県地域防災計画の「航空災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策を講じる。

なお、本章に定めのない事項については、第2編 風水害・共通対策編に基づき運用する。

第2節 航空災害予防計画

項 目	担 当
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	総務部、消防局
第2項 活動体制の整備	総務部、消防局

《基本方針》

市は、市域において航空災害が発生した場合に、県や関係機関と連携した体制の整備に努め、とるべき対策について必要な事項を定めて被害の軽減及び拡大防止を図る。

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集体制の整備

市は、県及び関係機関と協力し、航空災害発生時における緊急連絡体制の整備を図る。

本項に関して、その他の事項については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備」】を参照する。

第2項 活動体制の整備

1 防災関係機関相互の連携体制の強化

航空災害は、甚大な人的被害を伴い、救急・救助作業は困難を極める。また、事故現場が、人家密集地であれば人的・物的被害が一段と拡大する。

そのため、市は、救急・救助等の応急活動に関し、近隣市町や関係機関との相互応援協定の締結や航空災害を想定した訓練の実施により、活動体制の整備に努める。

本項に関して、その他の事項については、【第2編 第2章 第10節「活動体制の整備」、第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備」】を参照する。

第3節 航空災害応急対策計画

項 目	担 当
第1項 情報の収集・連絡	本部班
第2項 活動体制の確立	本部班、消防対策部各班
第3項 救助・救急及び消火活動	本部班、消防対策部各班
第4項 関係者への援助活動	本部班、関係機関

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆協議会災害時広域連携計画

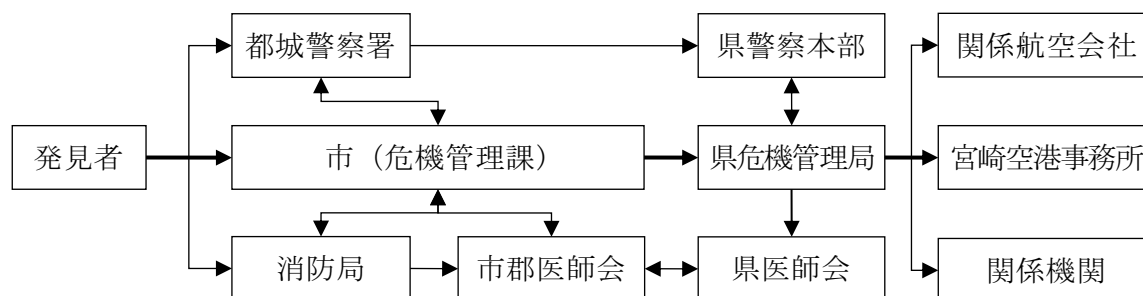
第1項 情報の収集・連絡

1 航空災害の情報収集

（1）通報連絡系統

航空災害が発生したときの通報連絡系統は、次のとおりである。

《 通報連絡系統 》



（2）情報の収集

市は、航空災害に関する通報を受けた場合、直ちに消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。

墜落現場が山間・へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象条件等の情報も迅速に収集する。

また、警察、消防、県、その他関係機関と収集した情報の共有に努める。

第2項 活動体制の確立

1 活動体制の確立

(1) 災害対策本部の設置

市は、航空災害が発生した場合は、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施するため、災害対策本部を設置し、県災害対策本部と連携して効果的な応急活動を行う。

(2) 災害対策現地合同調整本部への派遣

県現地災害対策本部の主導のもと、本市の災害対策本部、警察、宮崎空港事務所、医師会等の関係機関の共同による「災害対策現地合同調整本部」が設置された場合は、職員を派遣し、連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第3項 救助・救急及び消火活動

1 救助・救急活動

(1) 捜索活動

市は、消防職員、消防団員等を動員し、県及び関係機関が行うヘリコプター等による空中からの捜索・消火活動と連携して、地上による有効な捜索・救助活動を行う。

(2) 消火活動と応援要請

消防対策部各班は、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を重点的に実施する。

また、災害の規模等が大きく、本市の消防力のみでは対処できないと判断される場合は、県及び近隣の消防機関に応援を求める。

(3) 救助・救急活動

消防対策部各班は、最大限の消防力を投入し、迅速な救急・救助活動を行う。

2 警戒区域の設定等

(1) 警戒区域の設定等

航空災害には常に燃料の引火、炎上の危険を回避するとともに、円滑な消火、救助活動を実施するため、市長は、空港事務所及び警察と協力して、危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、地域住民等の立入制限・退去を命ずる。

(2) 地域住民等に対する避難誘導

航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

警戒区域の設定については、【第2編 第3章 第9節「避難収容対策」】を参照する。

第4項 関係者への援助活動

1 被災者及びその家族への対応

(1) 被災者及びその家族への援助

市は、被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動を行う。

(2) 関係機関との役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

市は、航空会社及び県等と連携を密にし、被災者及びその家族に対し、航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供するよう努める。

2 広報活動

市は、災害応急対策の実施についての理解を求めるため、報道機関を通じ、または広報車等により、地域住民等に対して広報を行う。

主な広報事項は次のとおりとする。

- ① 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ その他必要な事項

第2章 鉄道災害対策計画

第1節 基本的な考え方等

市は、市内において相当の人的・物的被害が生じる等、大規模な鉄道災害が発生した場合は、被害の軽減または拡大防止のため、鉄道事業者等がとるべき対策について必要な事項を定める、県地域防災計画の「鉄道災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策を講じる。

なお、本章に定めのない事項については、第2編 風水害・共通対策編に基づき運用する。

《県内の鉄道概況》

(平成23年3月31日現在)

線名	営業キロ (km)			区間
	路線全体	宮崎県	都城市	
総数	738.7	315.4	51.6	
日豊本線	462.6	164.3	27.3	宗太郎、(県境)市棚～五十市、(県境)財部
日南線	88.9	81.7	—	南宮崎～福島高松、(県境)大隅夏井
吉都線	61.6	58.5	24.3	都城～京町温泉、(県境)鶴丸
肥薩線	124.2	9.5	—	吉松、(県境)真幸～(県境)矢岳
宮崎空港線	1.4	1.4	—	田吉～宮崎空港

資料：九州旅客鉄道株式会社

第2節 鉄道災害予防計画

項 目	担 当
第1項 安全運行の確保	九州旅客鉄道(株)
第2項 情報の収集・連絡体制の整備	九州旅客鉄道(株)、総務部

《基本方針》

市及び九州旅客鉄道株式会社は、市域において、相当の人的、物的被害が生じる等の大規模な鉄道災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、県や関係機関と連携した体制の整備に努め、とるべき対策について必要な事項を定めて被害の軽減及び拡大防止を図る。

第1項 安全運行の確保

1 災害予防体制の整備

鉄道事業者は、自己の作成する安全運行に関するマニュアル等及び県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる安全運行のための措置を講じる。

- ① 駅施設の点検・整備
- ② 線路環境の点検・整備
- ③ 雨量及び風速警報機の点検
- ④ 安全運行指針等の整備
- ⑤ 避難誘導マニュアル等の整備
- ⑥ 訓練の実施

2 訓練等の実施

（1）防災訓練

鉄道事業者は、鉄道災害発生時に適切な措置がとれるよう、次に示す訓練を適宜実施する。

- ① 非常呼出訓練
- ② 避難誘導訓練
- ③ 救出・救助、救護訓練
- ④ 脱線復旧訓練

(2) 避難誘導に関する情報の周知

- ① 駅においては、コンコース、改札口等の旅客の目につきやすい場所に、避難誘導上必要な情報を掲示し、旅客者への周知を図る。
- ② 列車においては、非常時における扉開放レバーの位置を明示して案内するとともに、乗客に速やかに安全かつ適切な誘導ができる体制を整備する。

第2項 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集体制の整備

市及び鉄道事業者は、鉄道災害に対応できる緊急連絡体制とともに、関係機関との連携を迅速に行うための情報収集体制を整備する。

本項に関して、そのほかの事項については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備」】を参照する。

第3節 鉄道災害応急対策計画

項 目	担 当
第1項 情報の収集・連絡	九州旅客鉄道(株)、消防対策部各班、本部班
第2項 活動体制の確立	九州旅客鉄道(株)、消防対策部各班、本部班
第3項 救助・救急活動	九州旅客鉄道(株)、消防対策部各班、本部班
第4項 二次災害の防止活動	九州旅客鉄道(株)、本部班
第5項 関係者への対応・広報	九州旅客鉄道(株)、本部班

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆協議会災害時広域連携計画

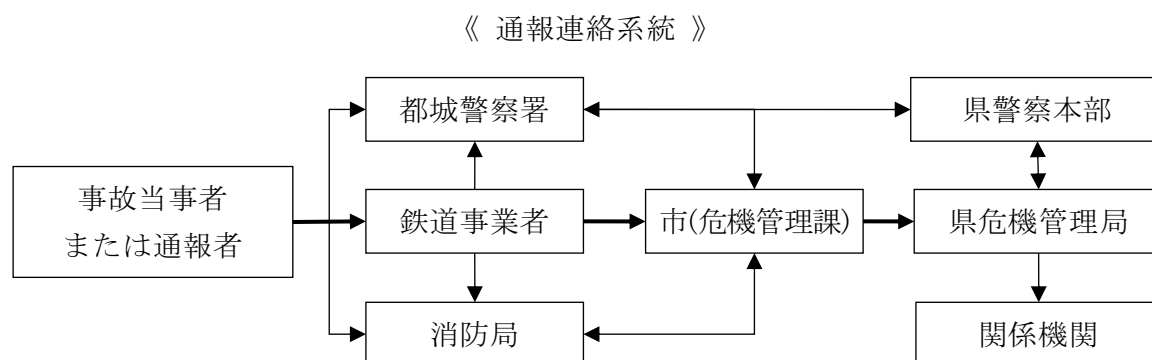
第1項 情報の収集・連絡

1 鉄道災害の情報収集

（1）通報の伝達

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上での大規模な事故または災害発生の通報を受けた場合、直ちに職員を現場に急行させ情報収集活動を行うとともに、速やかに関係機関への連絡を行う。

鉄道災害が発生したときの通報連絡系統は、次のとおりである。



（2）情報の収集

市は、鉄道災害に関する通報を受けた場合、直ちに消防職員等を現場に急行させ、情報収集活動を行う。

また、警察、消防、県、その他関係機関との収集した情報の共有に努める。

第2項 活動体制の確立

1 災害対策本部の設置

市は、鉄道災害が発生した場合は、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施するため、災害の規模等に応じて災害対策本部等を設置し、県災害対策本部と連携して効果的な応急活動を行う。

2 災害対策現地合同調整本部への派遣

市及び鉄道事業者は、県現地災害対策本部の主導のもと、本市の災害対策本部や関係機関の共同による「災害対策現地合同調整本部」が設置された場合は、本部班員等を派遣し、連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第3項 救助・救急活動

1 救助・救急活動

市は、消防職員、消防団員等を動員し、警察等と連携して、乗客、乗務員等の救出・救助活動を迅速に行う。この場合、高齢者、障がい者、負傷の程度が重い者等の救出・救助を優先して行う。

鉄道事業者は、救助・救急活動を行う関係機関に可能な限り協力するものとする。

本項に関して、そのほかの事項については、【第2編 第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備」】を参照する。

第4項 二次災害の防止活動

1 後続車両の衝突等の防止

鉄道事業者は、警察と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実に行うものとする。

また、鉄道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置く等の措置を確実に行うものとする。

2 立ち入り禁止区域の設定

市は、警察と連携し、脱線した鉄道車両が、高架から住宅や道路に転落するおそれがある場合、またはその他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立ち入り禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

警戒区域の設定については、【第2編 第3章 第9節「避難収容対策」】を参照する。

第5項 関係者への対応・広報

1 被災者及びその家族への対応

(1) 被災者及びその家族への援助

市は、鉄道事業者と連携して、被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動を行う。

(2) 関係機関との役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

鉄道事業者は、被災者及びその家族に対し、鉄道災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供するよう努める。

被災者及びその家族に対する説明は、鉄道事業者総括者が行うことを原則とする。

2 報道機関への広報

被害の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。

第3章 道路災害対策計画

第1節 基本的な考え方等

市は、市内の道路において、相当の人的・物的被害が生じる等、大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路警戒、通行の禁止または制限等、被害の軽減または拡大防止のため、県地域防災計画の「道路災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策を講じる。

なお、本章に定めのない事項については、第2編 風水害・共通対策編に基づき運用する。

《県内の道路概況》

(平成26年4月1日現在)

県内の道路概況		路線数	実延長 (m)	都城市 (m)
高速自動車道		3	193,705.0	—
国 道	指定区間	2	290,322.0	36,710
	指定外区間	16	885,935.3	83,487
	計	18	1,176,257.3	120,197
県 道	主要地方道	48	968,184.3	111,936
	一般県道	146	1,039,899.8	78,417
	計	194	2,008,084.1	190,353
国県道計		212	3,184,341.4	310,550
市町村道		33,332	16,768,336.0	3,238,797
総 計		33,547	20,146,382.4	3,549,347

注1) 県道、旧道及び新道を含む。

注2) 有料道路を含み、自転車道は含まない。

注3) 都城市は実延長の内数

第2節 道路災害予防計画

項 目	担 当
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	総務部、消防局、道路管理者、各総合支所総括・総務班
第2項 活動体制の整備	総務部、消防局、各総合支所総括・総務班

《基本方針》

市は、市域において、相当の人的、物的被害が生じる等の大規模な道路災害（以下「道路災害」という。）が発生した場合に、県や関係機関と連携した体制の整備に努め、とるべき対策について必要な事項を定めて被害の軽減及び拡大防止を図る。

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集体制の整備

市及び道路管理者は、道路災害に対応できる緊急連絡体制とともに、関係機関との連携を迅速に行うための情報収集体制を整備する。

本項に関して、そのほかの事項については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備」】を参照する。

第2項 活動体制の整備

1 防災関係機関相互の連携体制の強化

大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行うとともに、各種の道路災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行う等、関係機関相当の協力体制の確立に努める。

本項に関して、その他の事項については、【第2編 第2章 第10節「活動体制の整備」、第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備」】を参照する。

第3節 道路災害応急対策計画

項 目	担 当
第1項 情報の収集・連絡	本部班、土木班、消防対策部各班、各総合支所産業土木班
第2項 活動体制の確立	本部班、土木班、消防対策部各班、各総合支所産業土木班
第3項 救助・救急活動	土木班、消防対策部各班
第4項 交通誘導及び緊急交通路の確保	土木班、消防対策部各班、各総合支所産業土木班
第5項 関係者への対応・広報	本部班、秘書広報班、土木班

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆協議会災害時広域連携計画
- ◆都城市道路啓開マニュアル

第1項 情報の収集・連絡

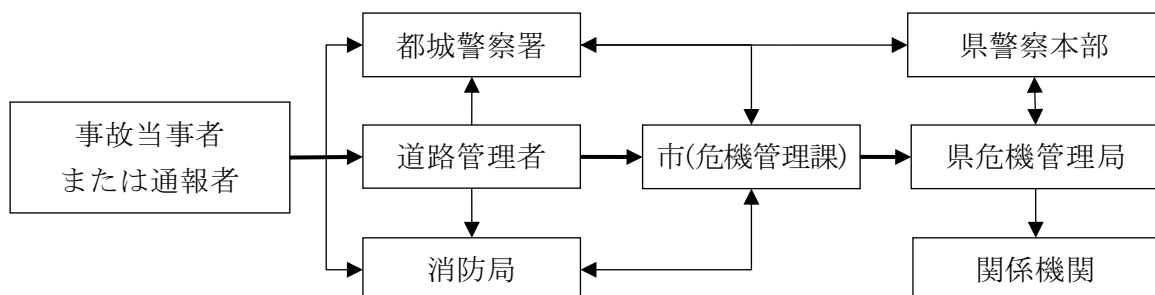
1 道路災害の情報収集

（1）通報の伝達

道路管理者は、自己の管理する道路での大規模な事故または災害発生の通報を受けた場合、直ちに職員を現場に急行させ情報収集活動を行うとともに、速やかに関係機関への連絡を行う。

道路災害が発生したときの通報連絡系統は、次のとおりである。

《 通報連絡系統 》



(2) 情報の収集

市は、道路災害に関する通報を受け、人命の救出・救助活動の必要性がある場合、直ちに消防職員等を現場に急行させ、情報収集活動を行う。

また、警察、消防、県、その他関係機関との収集した情報の共有に努める。

第2項 活動体制の確立

1 災害対策本部の設置

市は、道路災害が発生した場合は、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施するため、災害の規模等に応じて災害対策本部等を設置し、県災害対策本部と連携して効果的な応急活動を行う。

2 災害対策現地合同調整本部への派遣

市及び道路管理者等関係機関は、県現地災害対策本部の主導のもと、本市の災害対策本部や関係機関の共同による「災害対策現地合同調整本部」が設置された場合は、本部班員等を派遣し、連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第3項 救助・救急活動

1 救助・救急活動

市は、消防職員、消防団員等を動員し、警察等と連携して、被災者等の救出・救助活動を迅速に行う。この場合、負傷の程度が重い者等の救出・救助を優先して行う。

本項に関して、そのほかの事項については、【第2編 第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備」】を参照する。

第4項 交通誘導及び緊急交通路の確保

1 迂回路の確保

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図る等、円滑な道路交通の確保に努める。

2 障害物の除去作業

道路管理者は、業者等に指示して救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

3 危険物の流出に対する応急対策

道路災害の発生により、タンクローリー車等の危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行う。

4 二次災害の防止

道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山(がけ)崩れ等による二次災害の防止のため監視員をおく等の措置を確実に行う。

第5項 関係者への対応・広報

1 被災者及びその家族への対応

(1) 被災者及びその家族への援助

市は、道路管理者等関係機関と連携して、被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動を行う。

(2) 関係機関との役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

道路管理者は、被災者及びその家族に対し、道路災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供するよう努める。

被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者総括者が行うことを原則とする。

2 報道機関への広報

被害の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。

第4章 危険物等災害対策計画

第1節 基本的な考え方等

市内において、危険物または高圧ガスの漏洩、流出、火災及び爆発等、若しくは毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等、あるいは、火薬類の火災、爆発等により多数の死傷者等が発生（以下、「危険物等災害」という。）した場合は、被害の軽減または拡大防止を図るため、県地域防災計画の「危険物等災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策をとる。

なお、本章に定めのない事項については、第2編 風水害・共通対策編に基づき運用する。

《 危険物施設数 》

（令和4年4月1日現在）

危険物施設	製造所	貯蔵所								取扱所						合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所	一般取扱所	小計	
施設数	0	37	56	3	60	0	42	6	204	149	3	6	0	55	213	417

《 高圧ガス施設数 》

（令和4年3月31日現在）

高圧ガス施設	高圧ガス製造施設			高圧ガス販売事業所		容器検査所
	一般高圧ガス	液化石油ガス	冷凍	一般高圧ガス	液化石油ガス	
施設数	8	13	12	49	60	5

第2節 危険物等災害予防計画

項 目	担 当
第1項 危険物等施設の安全性確保	消防局、関係事業者
第2項 情報の収集・連絡体制の整備	消防局、関係事業者
第3項 活動体制の整備	消防局

《基本方針》

石油・アルコール等の引火性物質、高圧ガス・火薬類等の爆発性物質、毒劇物あるいは放射性物質等危険性のある物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設の管理者は、災害の予防についてその責務を十分認識するとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

また、消防局は、危険物等関係施設に対して消防法及びその他関係法令に基づく管理体制の強化等の指導を行い、危険物等の漏洩・流失、飛散による相当の人的被害が生じる等の大規模な災害（以下「危険物等災害」という。）の予防を推進する。

第1項 危険物等施設の安全性確保

1 危険物等施設に対する指導

（1）危険物施設への助言・指導

消防局は、消防法に規定する危険物貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）について、危険物関係法令への適合確認を立入検査により行い、その施設管理者に対し、次に掲げる災害予防上必要な助言または指導を行う。

- ① 施設の耐震性の確保
- ② 消防法に基づく安全確認のための定期点検の実施
- ③ 危険物流出防止資機材及び消火薬剤等の防災資機材の備蓄
- ④ 輸送容器、積載方法等に関する基準の周知及び車両の点検
- ⑤ 保安教育や防災訓練の実施による自主防災体制の確立
- ⑥ 講習会の開催、ポスターの配布による啓発

（2）一般家庭への啓発

消防局は、石油ストーブ、ボイラーを使用している一般家庭及び事務所に対して、灯油の適正な保管及び取り扱い方法等の啓発を行う。

2 高圧ガス等に関する保安対策

(1) 高圧ガス

高圧ガス事業者は、次により、自主保安体制の確立に努める。

- ① 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施
- ② 応急措置等についての保安教育
- ③ 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアルの策定
- ④ 事業者間の相互応援体制の整備
- ⑤ 防災訓練及び教育の実施

(2) 液化石油ガス

エルピーガス協会及び販売事業者は、次の災害予防対策を行う。

- ① 一般消費者に対する液化石油ガスの知識の普及、地震時における応急措置・火災防止措置等の周知
- ② 一般家庭等における液化石油ガス容器の転倒防止措置を確実にするとともに、地震対応型ガス機器の普及促進
- ③ 災害発生時の緊急連絡・緊急出動体制の整備
- ④ 災害発生時の必要資機材の確保
- ⑤ 保安教育や防災訓練の実施

3 火薬類に関する保安対策

火薬類に関わる施設管理者は、次の災害予防対策を行う。

- ① 自主的な定期保安検査体制の整備と実施
- ② 災害発生時の火薬類の流出、紛失防止のための対策
- ③ 保安教育や防災訓練の実施

4 毒物及び劇物に対する保安対策

毒物及び劇物を取り扱う事業者は、災害予防対策を行う。

- ① 保管、販売、保安等の部門別の責任者の設置
- ② 従業員に対する安全教育
- ③ 災害発生時の通報体制の整備
- ④ 転倒防止対策等の施設の点検・整備
- ⑤ 事故拡大防止及び被災防止体制の確立
- ⑥ 災害発生時の消火剤、吸着剤、化学処理剤等の整備
- ⑦ 防災訓練及び教育の実施

第2項 情報の収集・連絡体制の整備

1 連絡体制の整備

市は、県及び関係機関と連携し、危険物等に関する災害発生時における情報収集体制の整備を図る。

施設管理者は、災害発生時に備え、警察や消防機関等との連絡体制を整備し、迅速に通報する体制を確立する。

本項に関して、その他の事項については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備」】を参照する。

第3項 活動体制の整備

1 関係機関相互の連携体制の強化

危険物等の漏洩、爆破事故は、被害の拡大によって甚大な人的被害を伴うことも予想される。

そのため、市は、危険物等災害発生時における緊急連絡体制及び非常参集体制を整備するとともに、救急・救助等の応急活動に関し、近隣市町や関係機関との相互応援体制の整備に努める。

本項に関して、その他の事項については、【第2編 第2章 第10節「活動体制の整備」、第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備」】を参照する。

2 防災資機材等の整備

消防局は、危険物等災害に的確に対処するため、次の防災資機材等の点検・整備に努める。

- ① 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等の防護用機材
- ② ガス等測定器、送排風機、消火器
- ③ 中和剤、消火薬剤
- ④ オイルフェンス、吸着マット、水質汚濁防止用の資機材

第3節 危険物等災害応急対策計画

項 目	担 当
第1項 応急措置	関係事業者
第2項 情報の収集・連絡	本部班、消防対策部各班
第3項 活動体制の確立	本部班、消防対策部各班
第4項 救助・救急及び消火活動	消防対策部各班
第5項 危険物の大量流出に対する応急対策	本部班、消防対策部各班

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆協議会災害時広域連携計画
- ◆資料編
 - ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定
 - ・資料 6-1 危険物取扱施設

第1項 応急措置

1 危険物等災害における施設管理者の応急措置

施設管理者は、危険物等災害が発生したときは、直ちに次に掲げる応急措置を実施する。

- ① 職員及び従業員の緊急出動
- ② 初期消火、流出または飛散による拡大の防止措置
- ③ 危険な状況にある現場からの従業員の避難
- ④ 周辺住民への災害発生 の 広報

第2項 情報の収集・連絡

1 通報及び情報の収集

（1）施設管理者による通報

施設管理者は、自己の管理する施設で危険物等災害が発生したときは、前項の応急措置を実施するとともに、現場状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報する。

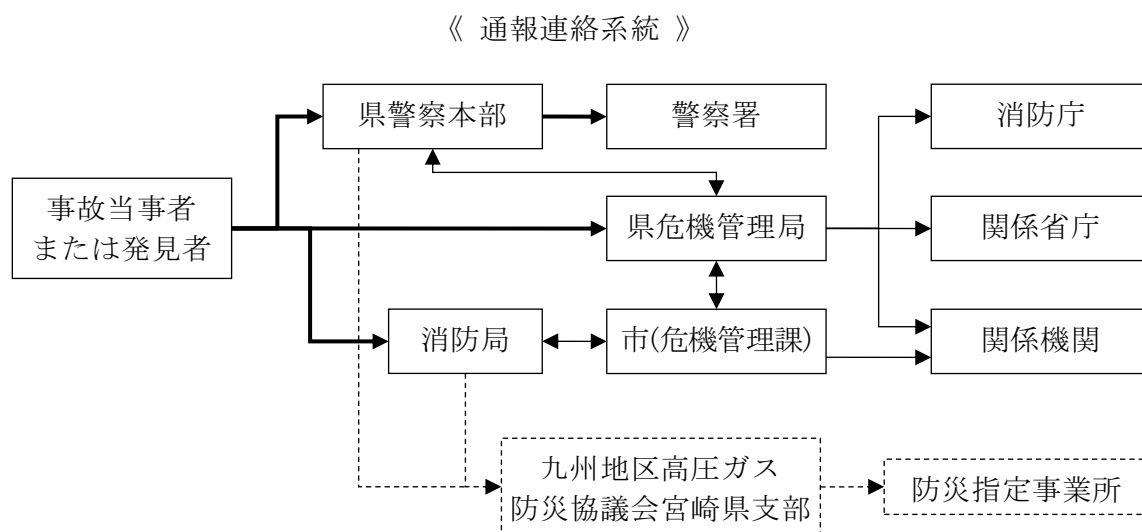
(2) 市による情報収集

市は、危険物災害に関する通報を受けたときは、直ちに消防職員等を現場に急行させ、災害の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、把握できた範囲から速やかに電話等によって県に連絡する。

この場合、毒劇物等の飛散を考慮して、風向及び天候等の気象に関する情報についても迅速に収集する。

2 緊急時の連絡系統図

危険物等災害が発生したときの通報連絡系統は、次のとおりである。



高压ガス施設における災害に関し、消防局は、必要に応じて関係事業所への応援を要請する。

第3項 活動体制の確立

1 活動体制の確立

(1) 災害対策本部の設置

市は、危険物災害が発生した場合、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施するため、災害対策本部を設置し、県災害対策本部と連携して効果的な応急活動を行う。

(2) 災害対策現地合同調整本部への派遣

県現地災害対策本部の主導のもと、本市の災害対策本部、警察等の関係機関の共同による「災害対策現地合同調整本部」が設置された場合は、職員を派遣し、連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

2 事業所における体制

事業所においては、危険物等災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

また、消防機関、警察等の応急対策を実施する関係機関と緊密な連携に努める。

3 災害の防止活動

危険物等災害が発生し、またはその災害の拡大のおそれがある場合は、被害を未然に防止するため次の措置を講じる。

- ① 高圧ガスに係る災害が発生した場合の火気使用禁止の広報
- ② 警戒区域の設定による、周辺住民等の立入制限・退去
- ③ 避難の指示等

第4項 救助・救急及び消火活動

1 救助・救急活動

消防局は、救出・救助活動は、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等の防護用機材を装着し、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を用いて実施するとともに、被災者及び職員の安全確保に努める。

2 消火活動

消防対策部各班は、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を重点的に実施するほか、職員の安全確保に努める。

また、災害の規模等が大きく、本市の消防力のみでは対処できないと判断される場合は、県及び近隣の消防機関に応援を求める。

本項に関し、そのほかの事項については、【第2編 第3章 第10節「救助・救急活動及び消火活動」】を参照する。

第5項 危険物の大量流出に対する応急対策

1 河川等への流出

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、上水道の水質調査、環境モニタリング、危険物等の処理等の必要な措置を講ずる。

その際、関係行政機関等からなる大淀川水質汚濁防止連絡協議会等を有効に活用し、迅速に対応する。

防除措置を実施するに当たっては、必要な流出防止、汚濁防止の資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

2 警戒区域の設定

危険物等が大量に漏洩・流出、または飛散した場合、危険物等の防除活動を行うとともに、必要があると認めるときは、市は警察と連携して、警戒区域を設定して周辺住民等の立入制限を行う。

警戒区域の設定については、【第2編 第3章 第9節「避難収容対策」】を参照する。

第4節 不発弾処理対策計画

項 目	担 当
第1項 不発弾等の処理対策	危機管理課、本部班、消防対策部各班、関係各部

《基本方針》

市内において、関係者の証言や記録等の調査により、不発弾の埋没が予測され、具体的な発掘工事が予定される場合の発掘手順を定めるとともに、発掘された不発弾等並びに工事現場等から偶発的に発見された不発弾等に関する処理対策を定める。

第1項 不発弾等の処理対策

1 埋没不発弾等の発掘

(1) 埋没不発弾等の確認

① 相談の窓口及び連絡

住民の届出者からの不発弾の埋没情報等に関する相談窓口は、「危機管理課」とする。

危機管理課は、相談を受けた場合、都城警察署に連絡する。

② 埋没不発弾等の情報収集等

危機管理課は、住民等の届出者からの具体的な相談を受けた場合、次の内容について情報収集し、または記録に基づく史実等の調査を行う。

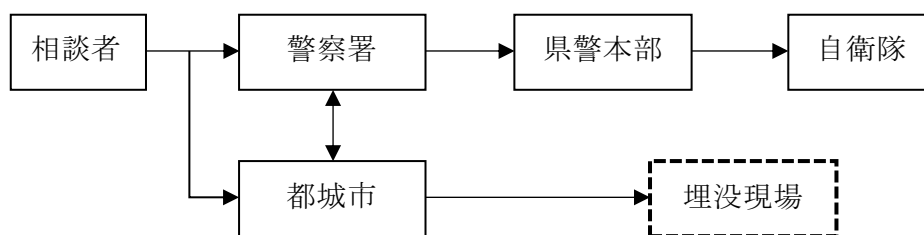
市域にまたがる総合的な調整が必要なとき、及び国、県が所有し、または管理する施設や場所に関する相談については、関係機関と連携し情報収集を行う。

市長は、総務部長の報告に基づき、埋没の可能性が高い場合には、不発弾の発掘の実施を決定する。

《 情報収集及び文献調査の項目 》

区 分	項 目
主な収集情報	・ 空襲等の年月日 ・ 推定埋没位置 ・ 空襲時の目撃状況 ・ 推定埋没位置の現在の状況 ・ 他の目撃者の状況 ・ 土地所有者の確認 ・ その他必要な情報
主な文献等の調査	・ 情報提供場所周辺の住民聞き取り調査 ・ 地史資料等の活用による事実関係調査 ・ 過去の不発弾発見情報調査（周辺 5 km程度） ・ 旧軍の陣地・施設の情報調査

《 埋没が予測される不発弾等相談時対応フロー 》



また、相談者への確認事項は次のとおりである。

ア 事実確認、信憑性の確認

イ 届出者、土地所有者の意思確認

a 自費による探査、工事実施の意思

b 自費による工事実施時の警察、自衛隊立会い等の必要性の意思等

（２）埋没不発弾等の発掘事前準備

危機管理課は、事実確認等により不発弾等の埋没が確認され、本市による発掘の実施が決定された場合、次により発掘に伴う事前準備を行う。

① 発掘日程等の決定

本市による発掘の実施が決定された後の具体的な発掘日程等については、関係機関と協議し決定する。

② 交付金の申請

市長は、「不発弾等交付金交付要綱」に基づき、県を通じて国（総務省大臣官房総務課）に交付申請を行う。

（参考：昭和48年10月30日 総管第524号の都道府県知事あて総理府総務副長官通達）

③ 緊急幹部会議

埋没した不発弾等の探査、発掘方針等を決定するため、緊急幹部会議を行う。

④ 不発弾処理対策会議

不発弾の探査終了後、おおむね次の内容を協議するため、関係各部及び自衛隊、県、警察、交通機関、その他の関係機関による不発弾処理対策会議を開催する。

なお、事前の調整事項としては次のとおりである。

ア 機関相互の発掘方針等の調整

イ 各事務分掌に応じた役割分担の調整

ウ 発掘当日の行動等についての調整

⑤ 発掘計画の作成等

関係各部及び関係機関は、事前調整を踏まえ、不発弾等の発掘に際し、事務分掌に応じて、次による発掘計画を作成する。

《 発掘計画項目 》

・ 工事計画	・ 警備計画
・ 発掘に伴う構造物の移転計画	・ 警戒区域設定と避難計画
・ 交通機関の運行計画	・ 救急・救護計画
・ 交通規制計画	・ 発掘日までの保安計画
・ 広報計画	・ その他必要な各機関別の行動計画

⑥ 地元説明

危機管理課は、緊急幹部会議等を踏まえ、発掘計画に基づき地元説明を行う。

（3）埋没不発弾等の発掘

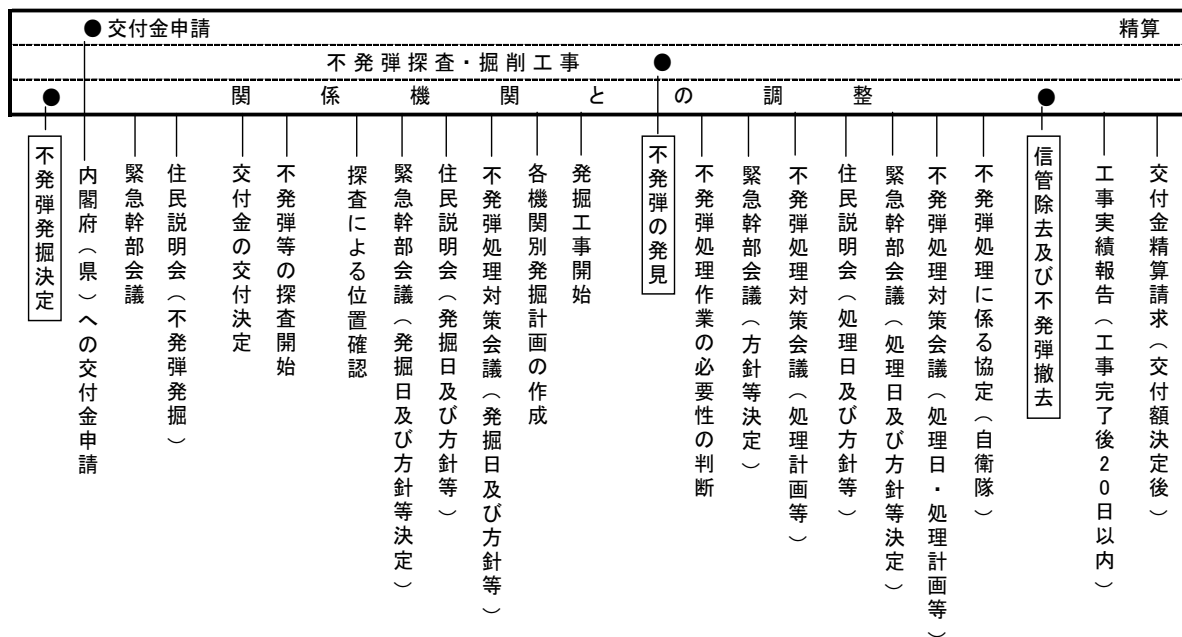
市は、発掘計画に基づき、確認された不発弾等の埋没予測地点において発掘を行う。

発掘に伴う住民避難・交通規制等の判断に当たっては、自衛隊等専門家の意見収集・分析を行う。また、状況に応じて自衛隊へ相談を行い、必要に応じて立ち会いを要請する。

なお、自衛隊の相談・要請先は次のとおりである。

- ・ 陸上自衛隊西部方面後方支援隊第104不発弾処理隊（目達原駐屯地）

《 不発弾等の発掘・処理行程 》

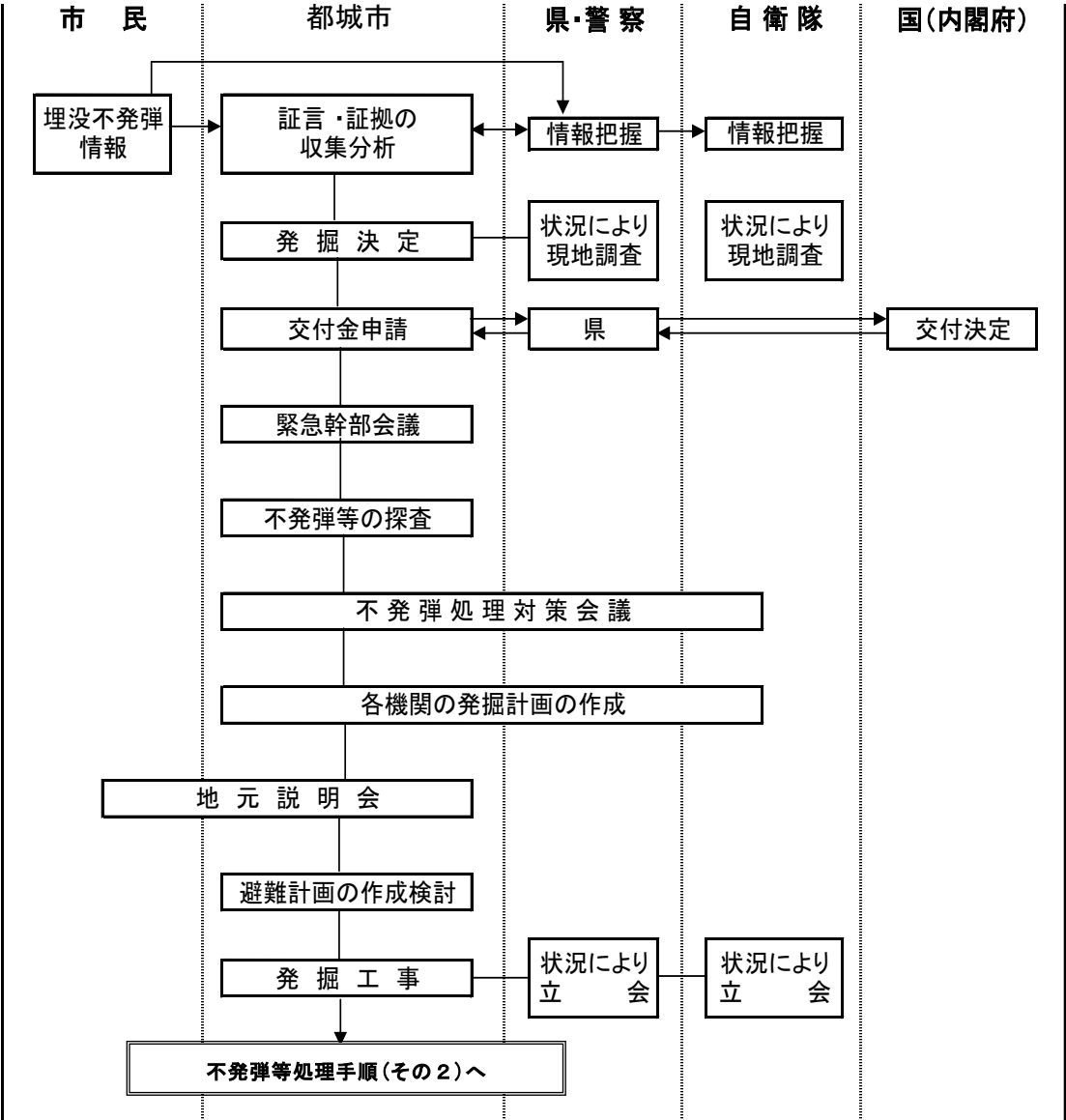


- (注) 1. 処理日程は、緊急幹部会議等を踏まえ、地元説明会を開催し決定する。
2. 信管除去は、信管の状況等によって様でないため、不発弾の発見と自衛隊の信管確認までは、不確定な要素が残ることもある。

(4) 埋没不発弾等の処理

発掘後の処理については、同項「2 偶発的発見不発弾等の処理対策」等の処理対策に準じる。

《 不発弾等発掘手順 その1 》



2 偶発的発見不発弾等の処理対策

工事現場等において偶発的に発見された不発弾等については、次の処理対策を講じる。

(1) 連絡の窓口等

工事現場等から偶発的に発見された不発弾等の処理作業に関する対応については、「危機管理課」を窓口とする。

危機管理課は、相談を受けた場合、都城警察署に連絡する。

また、県警察が行う調査に立ち会うものとし、状況により災害発生に備えて消防隊の派遣を依頼する。

(2) 処理対応

市は、処理にいたるまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去、保護、住民の安全対策等の対応を行う。

市による発掘後の不発弾等若しくは偶発的に発見された不発弾等の処理については、自衛隊が行う。

ただし、処理作業に伴い爆発のおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合については、自衛隊との役割分担を事前に確認するための協定を締結する。

市における処理に当たっての体制等は、次のとおりである。

① 不発弾処理要請

県警察（本部長）が、自衛隊に対して不発弾処理要請を行う。

② 緊急幹部会議及び不発弾処対策会議

市は、爆発のおそれがあり処理を必要とする場合、必要に応じ、処理用防護工事や住民避難、処理日等、今後の方針を決めるための緊急幹部会議を行う。

また、緊急幹部会議を踏まえ、関係各部及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による不発弾処理対策会議を開催する。

③ 地元説明

市は、緊急幹部会議等を踏まえて地元説明を行うとともに、処理を行う日を協議する。

④ 自衛隊との協定締結等

市は、不発弾処理対策会議を踏まえ、市と自衛隊において締結する不発弾等の処理に当たっての主な協定内容は次のとおりである。

ア 自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等）

イ 市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する住民避難等）

- ウ 不発弾等処理を実施する期間等
- エ その他処理に際して必要な事項
- a 不発弾の処理は自衛隊が行う。
 - b 県警察は、不発弾を発見し、または発見の届出を受けたときは、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。
 - c 不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び県の関係機関は相互協力する。

(参考：昭和33年7月4日付4省庁事務次官通達の概要（防衛・警察・自治・通産）)

(3) 不発弾等処理に伴う市災害対策本部の設置

市長は、不発弾等処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、災害対策本部を設置する。

また、処理当日に現地対策本部を設置し、自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。

《 不発弾処理に伴う市及び関係機関の事務分掌 》

関係機関		事務分掌
都 城 市	危機管理課 総務部	1 事前調査及び処理決定に関すること 2 処理計画に関すること 3 広報（事業所・住民等）の計画に関すること 4 避難計画の立案に関すること 5 高齢者等避難、避難指示の発令及び伝達に関すること 6 現地対策本部の設置及び運営に関すること 7 避難所の開設・閉鎖の決定に関すること 8 県との連絡調整に関すること 9 関係機関との連絡調整に関すること 10 自衛隊との連絡調整に関すること 11 その他処理に伴う総合調整に関すること
	総合政策部	1 高齢者等避難、避難指示の伝達広報に関すること 2 報道機関との対応に関すること 3 処理に伴う緊急予算の執行に関すること
	地域振興部	1 避難者の誘導に関すること 2 避難所の開設・運営に関すること
	福祉部・ こども部	1 要配慮者対策に関すること 2 福祉施設、保育所等との連絡調整に関すること
	健康部	1 医療機関との連絡調整に関すること 2 救護班の編成、救護所の設置運営に関すること 3 医師会等との連絡調整に関すること

関係機関		事務分掌
	土木部	1 処理工事の見積・設計に関すること 2 探査・発掘・建物等の移転に関すること 3 土木事業者との連絡調整に関すること 4 交通規制の調整に関すること
	上下水道局	1 水道施設の発災対応に関すること
	教育部	1 学校施設との連絡調整に関すること
	消防局 消防団	1 消防・救急計画、事業所対策計画、無線運用計画に関すること 2 消防特別警備の実施に関すること 3 消防・救急活動の実施に関すること 4 自主防災組織との連携に関すること
	各総合支所	1 地元説明に関すること 2 避難所の開設・運営に関すること 3 広報（事業所・住民等）の実施に関すること
関係機関	自衛隊	1 処理の実施に関すること
	警察	1 自衛隊に対する処理要請に関すること 2 交通規制に関すること 3 安全確保のための必要な警戒措置に関すること 4 警戒区域内の防犯・警備に関すること
	県	1 関係機関との連絡調整に関すること 2 交付金申請事務に関すること
	交通機関	1 鉄道・バス等の影響路線の運行計画に関すること
	ライフライン 関連事業所	1 施設の発災対応に関すること

※上記のほか、不発弾の埋没が予想される施設や場所、または不発弾が発見された施設や場所に関係する国や県の機関、その他の機関については、処理の内容に応じた事務を担当する。

（４）避難区域等の設定

本部長は、不発弾等処理に伴う避難区域について、自衛隊と十分協議の上、緊急幹部会議、不発弾処理対策会議等で決定する。

（５）不発弾処理計画

関係機関は、不発弾を適正に処理するため、それぞれ次の処理計画を作成する。

《 処理計画 》

・住民避難誘導計画	・医療・救護計画
・無線運用計画	・要配慮者避難計画
・交通規制計画	・公共交通機関運行計画
・警戒区域内の警備計画	・広報計画
・消防・救急計画	・その他必要な計画
・事業所対策計画	

(6) 避難等の実施

本部長は、事前に作成した避難計画に基づき、次により住民等を避難させる。

- ① 「避難収容班」の配置
- ② 住民等に対する避難広報の実施
- ③ 避難所の開設と運営

(7) 情報の受伝達

本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する機関、場所へ次の情報を伝達する。

- ① 不発弾等の処理作業の進行状況
- ② 避難所における避難者の状況
- ③ 交通機関停止及び道路交通規制等の状況
- ④ 交通機関等における乗客等の滞留状況
- ⑤ その他必要な情報

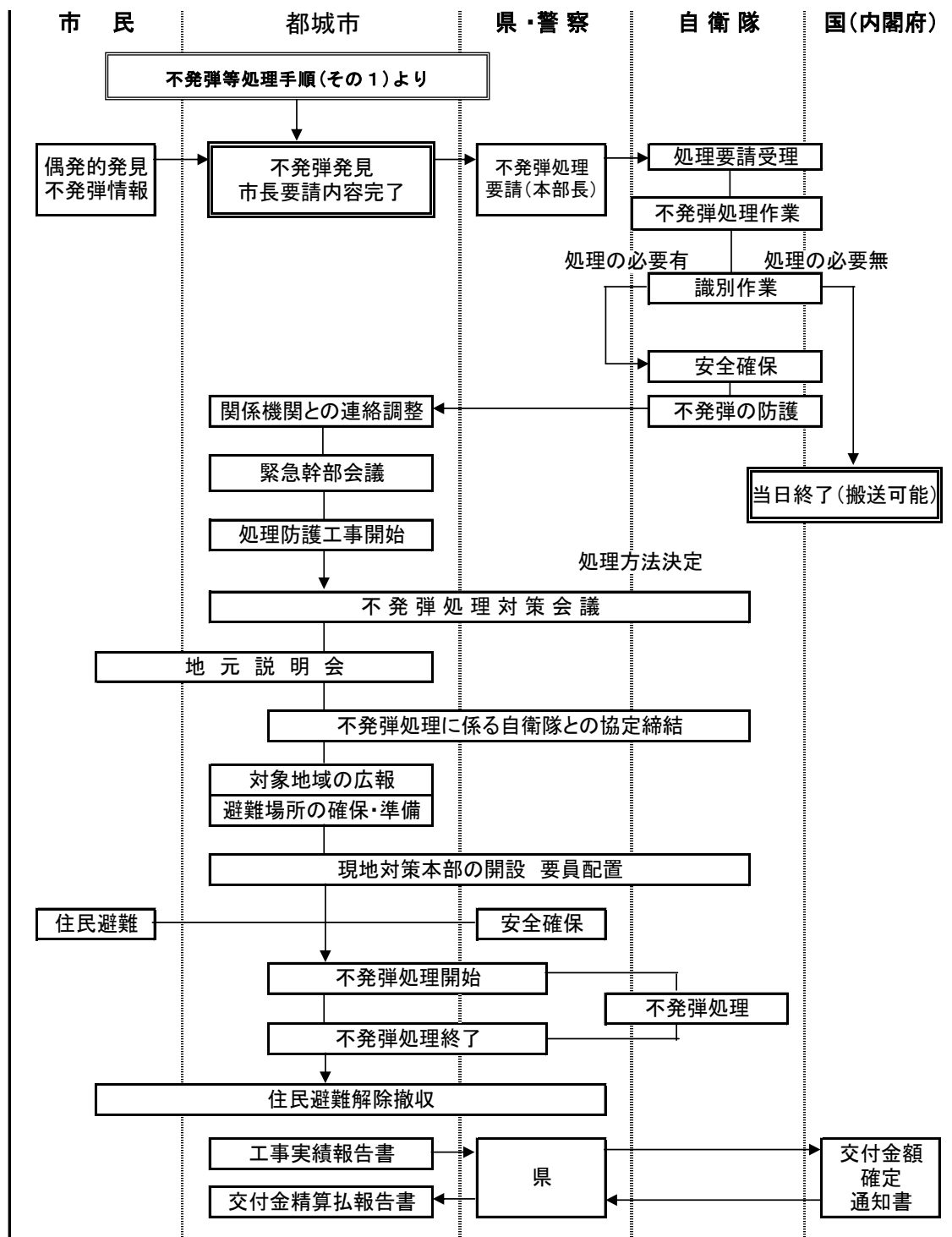
(8) 報道対応等

本部長は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。

(9) その他の連絡調整

本部長は、国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所長に対し、各航空会社及び航空機所有者等の飛行について安全対策上の措置を要請する。

《不発弾等処理手順 その2》



第5章 大規模火災対策計画

第1節 基本的な考え方等

市内において大規模な火災が発生した場合には、被害の軽減または拡大防止を図るため、県地域防災計画の「危険物等災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策をとる。

なお、本章に定めのない事項については、第2編 風水害・共通対策編に基づき運用する。

《 火災発生件数の推移 》

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
建 物	60	44	37	43	40	46	39	39	49	39
林 野	2	4	3	2	3	4	2	2	3	1
車 両	13	10	5	8	5	8	9	6	6	4
その他	32	9	40	23	19	34	36	22	32	26
合 計	107	67	85	76	67	92	86	69	90	70

第2節 大規模火災予防計画

項 目	担 当
第1項 大規模な火事に強いまちづくり	土木部、総務部、各総合支所
第2項 情報の収集・連絡体制の整備	消防局、総務部
第3項 活動体制の整備	消防局、総務部
第4項 防火思想の普及	消防局、総務部

《基本方針》

市は、市域において、相当の人的、物的被害が生じる等の大規模な火災が発生した場合に、県や関係機関と連携した体制の整備に努め、とるべき対策について必要な事項を定めて被害の軽減及び拡大防止を図る。

第1項 大規模な火事に強いまちづくり

1 防災空間の確保

大規模な火事に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

- ① 緑地保全地区の指定
- ② 延焼遮断空間を形成する公園や道路等の整備の推進
- ③ 防災通路や避難路となる道路の整備の推進
- ④ 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進
- ⑤ 消防活動空間確保のための街路整備

2 広域避難地の整備

密集した市街地等においては、延焼火災の発生が予想されるため、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

- ① 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、グラウンド、公共空地とする。
有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。
- ② 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、おおむね10ヘクタール以上を標準として配置する。
- ③ 広域避難地は、大規模なげき崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の

危険物等が蓄積されていないところとする。

- ④ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。
- ⑤ 地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。
また、到達距離は2 km 以内とする。

3 建築物の不燃化の促進

市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、消防局は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

第2項 情報の収集・連絡体制の整備

市は、大規模火災における出火防止と早期発見のため、地域住民等からの通報体制等の充実を図る。

本項目については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備」】を参照する。

第3項 活動体制の整備

1 関係機関相互の連携体制の強化

市は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制を確立する。
また、消防機関における相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

本項目については、【第2編 第2章 第10節「活動体制の整備」】を参照する。

2 地域の初期消火力の向上

自主防災組織、自治公民館を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。

また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

第4項 防火思想の普及

1 一般家庭に対する指導

市は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ① 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理
- ② 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及
- ③ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底

2 事業所等に対する指導

消防長または消防署長は、消防法に基づき、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設等については、防火管理者を選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について指導を行う。

また、消防吏員による立入検査を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用または取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火管理体制を強化する。

第3節 大規模火災応急対策計画

項 目	担 当
第1項 情報の収集・連絡	消防対策部各班、本部班
第2項 活動体制の確立	消防対策部各班、本部班
第3項 避難・救助活動	消防対策部各班、本部班
第4項 被災者等への的確な情報伝達活動	本部班、秘書広報班

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆協議会災害時広域連携計画
- ◆資料編
 - ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定

第1項 情報の収集・連絡

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

市は、火災による住民の生命・財産への被害を最小限とするため、迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

また、防災行政無線、広報車等を用いて、住民に対して火の元の確認等を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

火災気象通報	消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき（具体的には下記の条件）に、その状況を直ちに知事に通報する。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市長に通報する。 ＜火災気象通報の基準＞ 宮崎地方気象台が定める「乾燥注意報（①）」及び陸上を対象とした「強風注意報（②）」の基準と同一とする。なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しないものとする。 ① 乾燥注意報：実効湿度が 65%以下で最小湿度が 40%以下となる見込みのとき。 ② 強風注意報：平均風速 10m/s 以上の風が吹く見込みのとき。
火災警報	消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

林野火災注意報	火災予防条例に基づいて気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災注意報を発令する。 〈林野火災注意報の基準〉 次の各号いずれかに該当する気象条件によって必要と認めるときは、発令するものとする。ただし、当日に降水が見込まれる場合及び積雪がある場合は、この限りではない。 ①前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき ②前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発表されているとき。
林野火災警報	林野火災警報は、林野火災注意報の基準のいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発表された場合であって、必要と認めるときに発令するものとする。

※1 林野火災注意報及び林野火災警報の対象区間は、森林及び森林の周囲1キロメートルの範囲内。

※2 林野火災注意報及び林野火災警報の発令期間は、1月から5月までとする。

第2項 活動体制の確立

1 活動体制の確立

(1) 災害対策本部の設置

市は、大規模火災が発生した場合、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施するため、災害対策本部を設置し、県災害対策本部と連携して効果的な応急活動を行う。

(2) 災害対策現地合同調整本部への派遣

県現地災害対策本部の主導のもと、本市の災害対策本部、警察等の関係機関の共同による「災害対策現地合同調整本部」が設置された場合は、職員を派遣し、連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第3項 避難・救助活動

(1) 救助活動

市は、救助・避難誘導を行うに当たっては、警察と協力して火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。

なお、火勢が激しく、延焼範囲も広く、住民の安全確保が困難な場合には、相当の時間的余裕をもって避難を開始するよう指示する。

(2) 地域住民等に対する避難誘導

市は、さらに延焼が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

第4項 被災者等への的確な情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

第6章 林野火災対策計画

第1節 基本的な考え方等

市内において林野火災が発生すると、地理的条件によっては消火活動が困難なことから、貴重な森林資源を焼失することになる。

また、火災の拡大状況によっては、人家への延焼等住民の生命、財産に甚大な損害を及ぼす可能性があり、被害の拡大防止を図るため、県地域防災計画の「林野火災対策編」による対応を実施するほか、次の対策を講じる。

本章に定めのない事項については、第2編 風水害・共通対策編に基づき運用する。

なお、県内の全市町村が林野火災特別地域対策事業の対象となっており、市は本事業の推進に努める。

《 林野火災発生件数の推移 》

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	2	4	3	2	3	4	2	2	3	1

第2節 林野火災予防計画

項 目	担 当
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	消防局、総務部、環境森林部
第2項 活動体制の整備	消防局、総務部
第3項 防火思想の普及	消防局、総務部

《基本方針》

市は、森林資源の重要性並びに林野火災の特殊性を考慮し、積極的に予防対策を推進する。

- ① 予防体制及び巡視・監視の強化
- ② 関係機関との連携や相互応援協定等による広域的な消防体制の確立
- ③ 入山者の防火意識の高揚

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集体制の整備

市は、林野火災における出火防止と早期発見のため、消防団員等によるパトロールの強化、並びに地域住民、登山者からの通報体制、装備資機材等の充実を図る。

2 連絡体制の整備

市は、林野火災防止のため、宮崎地方気象台との連絡を密にして気象情報の把握に努め、適時・的確な情報収集に努める。

宮崎地方気象台から発表される乾燥注意報等を受け、必要と認めた場合には、住民に広報し注意を喚起する。

本項目については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備」】を参照する。

第2項 活動体制の整備

1 予防措置

市は、火入れ許可申請の徹底やたき火等の届出による把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行

うものとする。また、乾燥した日が続くなど林野火災発生のおそれがあるときは、乾燥や強風等の気象状況に応じて、林野火災の発生危険度に係る的確な情報発信、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

(1) 林野火災注意報・警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、林野火災に関する注意報や警報の発令、地域住民及び入山者への周知等必要な措置を講じる。

(2) 林野火災注意報・警報の周知徹底

林野火災注意報・警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等の消防信号を活用するほか、メールやSNS、広報車による巡回広報等を通じて、周知徹底を図る。

(3) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）第21条及び第22条に基づく市長の許可については、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整を図る。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合には、関係市町に通知する。

(4) 火入れ等の制限

- ① 気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。
- ② 市長は、特に必要と認めるときは、火入れに関する条例等に基づき、期間を限って一定区域内の火入れの差し止め等により使用を制限する。

2 防災関係機関相互の連携体制の強化

市は、自衛隊、警察、森林組合等の協力を得て、地域における総合的な消防体制を確立する。

また、消防機関における相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

本項目については、【第2編 第2章 第10節「活動体制の整備」】を参照する。

3 施設等の整備

林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に対し、簡易防火用水等の林野火災予防用設備を重点的に配備する等の検討を行う。

また、11月～3月までの火災多発期間には、予防対策を強化する。

- ① 防火水槽等の増強
- ② ヘリポート・補給基地の整備
- ③ 防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備

- ④ 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水の整備
- ⑤ 土管等を利用した路端用灰皿等の整備

4 資機材の整備

消防局は、消防力の強化のため、資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

- ① チェーンソー等の伐採作業用具
- ② 小型動力ポンプ・送水装置等
- ③ ジェットシューター、消火作業用機器等
- ④ 消火薬剤、水のう

第3項 防火思想の普及

1 防火思想の普及

市は、気候が乾燥し火災が発生しやすい時期や休日前を重点的に、次のような火災予防に関する普及活動を積極的に推進する。

(1) 火災予防運動の実施

年3回の火災予防運動に併せて、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

火災予防運動	時 期
秋季火災予防運動	11月9日～11月15日
春季火災予防運動 (全国山火事予防運動)	3月1日～3月7日
宮崎県山火事予防運動	1月30日～2月5日

(2) ポスター、標識板等の設置

登山口、林道、樹木、駅、交通機関等に掲示して注意を喚起する。

(3) 啓発活動

予防標識、警報旗等による入山者や林野周辺住民の予防措置の周知徹底を図る。

また、林野火災予防運動の推進等の広報活動により、広く住民の林野火災防止意識の向上に努める。

第3節 林野火災応急対策計画

項 目	担 当
第1項 情報収集及び通信の確保	消防対策部各班、本部班
第2項 活動体制の確立	消防対策部各班、本部班
第3項 避難・救助活動	消防対策部各班、本部班
第4項 二次災害の防止	消防対策部各班、本部班

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆協議会災害時広域連携計画
- ◆資料編
 - ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定
 - ・資料 2-23 林野火災用空中消火資機材の運用に関する申し合わせ事項

第1項 情報収集及び通信の確保

1 林野火災の情報収集

（1）情報の収集活動

林野火災が発生した場合、被害の拡大を防止するため、関係機関、隣接市町と連携して、必要な情報収集活動を行う。

また、火災現場付近の気象状況等の情報も迅速に収集する。

さらに、警察、消防、県、その他関係機関との通信を確保し、収集した情報の共有に努める。

本項目については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備」】を参照する。

2 火災の通報

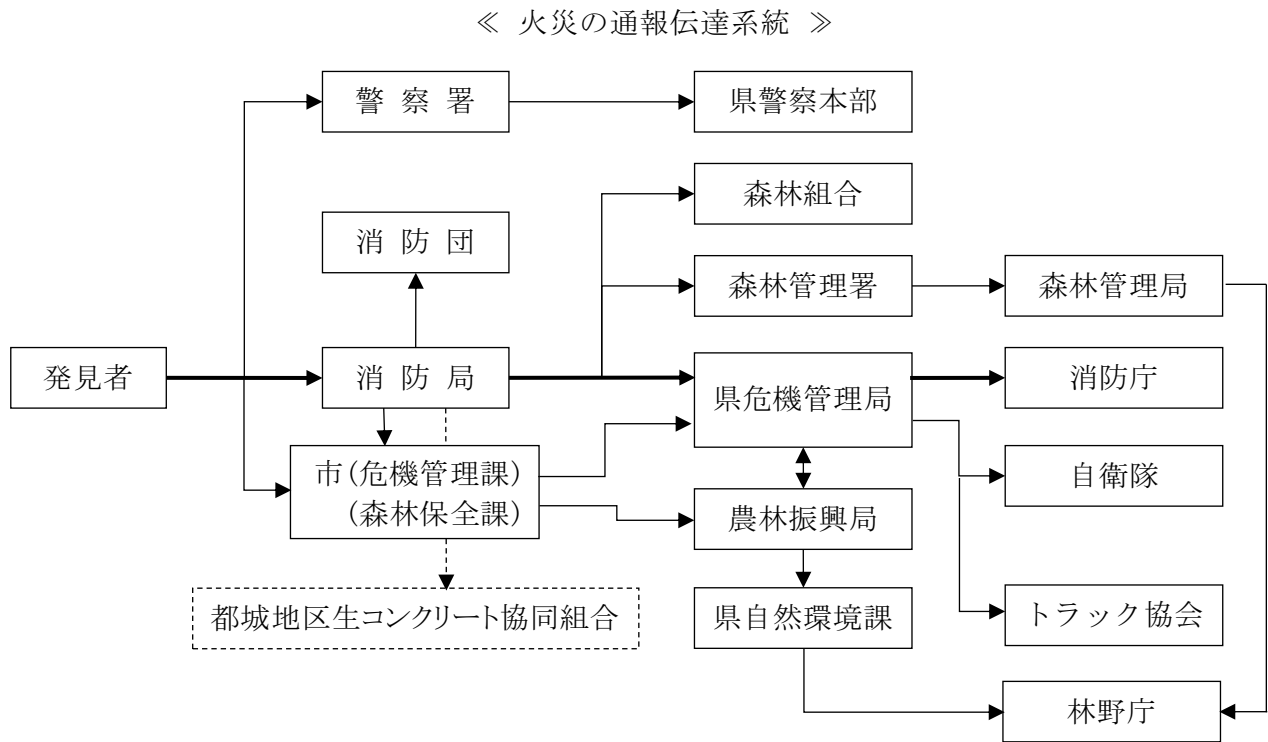
市は、火災の規模等が、次に示す条件に達するとき及び火災・災害等速報要領の速報基準に達する、または達することが予想される場合、または必要と認めるときは、県危機管理局に即報を行う。

- ① 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から1時間以内に

- 鎮圧できないか、または鎮圧することができないと予想される場合
- ② 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想される場合
 - ③ 林野火災によって人的被害が発生するか、またはその危険が予想されるとき
 - ④ 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設等が存在し、二次災害の危険性が予想されるとき
 - ⑤ 以下の国の即報基準に達するか、または達することが予想される場合
 - ア 焼損面積が 10 ヘクタール以上の場合
 - イ 空中消火を要請または実施した場合
 - ウ 住家等施設焼失のおそれがある場合
 - エ 死者が 3 人以上生じた場合
 - オ 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じた場合
 - カ 自衛隊に災害派遣を要請した場合

3 火災通報等伝達系統

林野火災通報に係わる伝達系統は、次のとおりである。



《 応援協定 》

協定の名称	締結団体	連絡先

災害応急対策に必要な用水の 確保に関する協定	都城地区生コンクリート協同組合	TEL 38-0998 FAX 38-1824

4 林野火災マップによる情報の連絡

市は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップ（国土地理院発行の地図にUTMグリッド（1kmメッシュ）を組み込んだもの）を利用する。

第2項 活動体制の確立

1 消火活動体制の確立

（1）災害対策本部の設置

市は、林野火災の規模等に応じて災害対策本部を設置し、現地対策本部と連携して効果的な消火活動を実施する。

（2）現地対策本部の設置

市は、必要に応じて現地対策本部を設置し、関係機関と連携協力して消火活動を実施する。

現地対策本部の任務の概要は、次のとおりである。

- ① 応援協定に基づく市町村等の応援隊の出動要請
- ② 空中消火の要請の検討
- ③ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- ④ 警戒区域の指定

なお、空中消火を要請した場合の現地対策本部は、県危機管理局及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成する。

（3）消火体制の確立

市は、林野火災を覚知した場合、火煙の大きさ・規模等を把握し、迅速に消火体制を整える。

林野火災は、強風・異常乾燥等の気象条件により発生する 경우가多く、延焼する可能性が高い。

このため、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援の要請を行う等、迅速に強固な体制を確立する。

（4）消火活動要員の確保

空中消火を実施する際には、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要するので、市は地上防ぎょ活動要員とは別に、空中消火支援のための要員（県及び関係機関等）を確保する。

なお、薬剤の混合については、薬剤の知識を有する専門業者を立ち会わせる。

（５）消火活動による安全管理

林野火災の消火活動においては、過去の事例等から人身事故の危険性が高い。

そのため、市の現場指揮者及び関係者は、作業方法について細心の注意を払い、事故防止に努める。

（６）残火処理

残り火による再出火を防止するため、残火処理には万全を期す。

2 地上消火

市は、火災の規模や気象状況、植生の状況、地形、消火方法等、現場の状況に応じて、迅速かつ有効な手段、防ぎょ方法等を検討し、消火活動を行う。

活動に当たっては、市の現場指揮者はもちろん関係者全員が細心の注意を払い事故を未然に防止し、災害の防止に努める。

3 空中消火

地上隊による消火活動が困難と判断されるときは、県危機管理局への通報を行うとともに、次により空中消火体制の準備を行う。

（１）空中消火の要請基準

- ① 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合。
- ② 火災規模に対して、地上の防ぎょ能力が不足、または不足すると判断される場合。
- ③ 人命の危険、人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるため、必要と認められる場合。
- ④ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合。

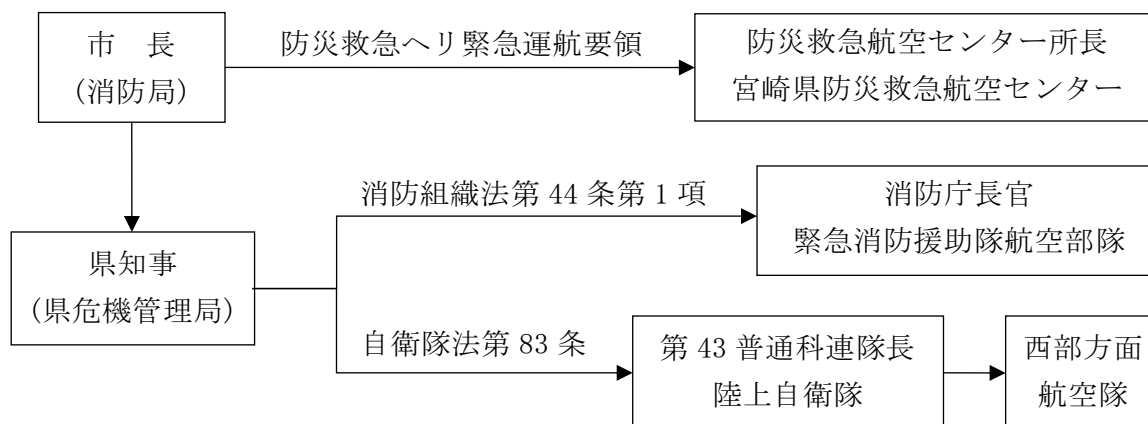
（２）空中消火の要請手続

空中消火の要請は、次の系統図により行う。

市長から県危機管理局に対する電話等による依頼は、市長の意思を直接伝達し得る立場の者とする。

本項目については、【第2編 第3章 第6節 第2項「防災救急ヘリコプター等の応援要請」】を参照する。

《 空中消火の要請の手続 》



※空中消火の実施について、消防局は速やかに災害対策本部に報告を行い、災害対策本部は自衛隊等への応援要請に備えて連絡体制を整える。

(3) 空中消火の準備

① 空中消火基地の確保

空中消火基地は、消火薬剤準備場所、ヘリポート、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。

また、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している障害物の少ない平坦な場所を選定する。

市は、空中消火の実施が決定された時点で、陸上自衛隊及び県危機管理局と協議の上、適地を決める。

② 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的、かつ安全に実施するため、気象状況（天候、風向き、風速）を常に把握する。

また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

③ 輸送手段等の確保

市は、資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

4 空中消火の報告

市は、空中消火を実施する（実施した）場合、速やかに県危機管理局に次の事項について報告する。

(1) 空中消火の報告

① 発生場所

- ② 発生時間及び覚知時間
- ③ 空中消火を要請した時刻
- ④ 現場の状況
- ⑤ 消防吏員及び消防団員の出動状況
- ⑥ その他必要な事項

(2) 空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は市の負担とする。

① 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費

- ア 資機材の引渡し及び返納に要する費用
- イ 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
- ウ 毀損または消費した資機材の購入補填に要する費用
- エ 資機材の使用により人身または物件に損害を与えた場合、その補償に要する費用

② 自衛隊の派遣部隊にかかる費用

次のもの以外に必要な経費については、事前に協議しておく。

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費用及び通話料金等
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用

なお、①及び②とも、2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

第3項 避難・救助活動

1 入山者等の実態の把握

市は、林野火災時における入山中の登山者、林業従事者、住民等の避難誘導、並びに救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等により、その難易度に差が生じるが、被害状況により万全な対策を講ずる。

(1) 林業従事者

林業作業期においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者または家族等から入山の状況、所在等について確認する。

- ① 6月～8月下草刈
- ② 10月～11月枝落とし
- ③ 2月～3月山焼き

(2) 入山中の登山者

ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、活動範囲が広く、その実態を把握することは困難となるため、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。

(3) 広報確認

広報車等を活用して、入山関係者及び各家庭に呼びかけ、入山者の有無について確認する。

2 救助・避難誘導

(1) 救助活動

市は、救助・避難誘導を行うに当たっては、警察と協力して火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。

なお、火勢が激しく、延焼範囲も広く、住民の安全確保が困難な場合には、相当の時間的余裕をもって避難を開始するよう指示する。

(2) 地域住民等に対する避難誘導

市は、広範囲に林野火災が発生した場合、さらに延焼が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行い、必要に応じて避難所に収容する。

第4項 二次災害の防止

1 二次災害の防止

市は、県及び関係機関と連携を密にし、林野火災により、流域が荒廃した下流の地域においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

また、危険性が高いと判断された箇所については、住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うとともに、速やかに土砂流出防止施設等の整備を県へ要請する。

また、森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置され、崩壊等を起こすことのないように、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置の検討を行う。

さらに、林野火災の跡地は、強風による灰や土煙が発生し、風下に公害を引き起すほか、草木焼失による保水性の低下により、土石流等の土砂災害が発生する可能性もある。

そのため、市は、植生がある程度回復するまで巡視を行い、異常が発生した場合には必要な対策を講ずる。

第7章 原子力災害対策計画

第1節 基本的な考え方等

第1項 基本的考え方

原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針（平成27年8月全部改正）」において、原子力災害対策重点区域を有する自治体においては、地域防災計画において原子力災害対策編を定めることが義務づけられている。

宮崎県内には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下、「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、隣接県である鹿児島県の薩摩川内市には、本市より最も近い原子力事業所である九州電力川内原子力発電所があり、本市境まで最短で65kmの距離である。

《 原子力災害対策の区域区分 》

目 安		原子力災害対策の内容
重点 区域	原子炉から半径おおむね5km以内	予防的防護措置を準備する区域（PAZ） → 緊急時は即時避難等を実施
	原子炉から半径おおむね30km以内	緊急時防護措置を準備する区域（UPZ） → 緊急時は防護措置等を実施
UPZ外（おおむね30km以上）		UPZ外の地域 → 放射性物質の放出後についてはUPZにおける対応と同様

※PAZ：Precautionary Action Zone

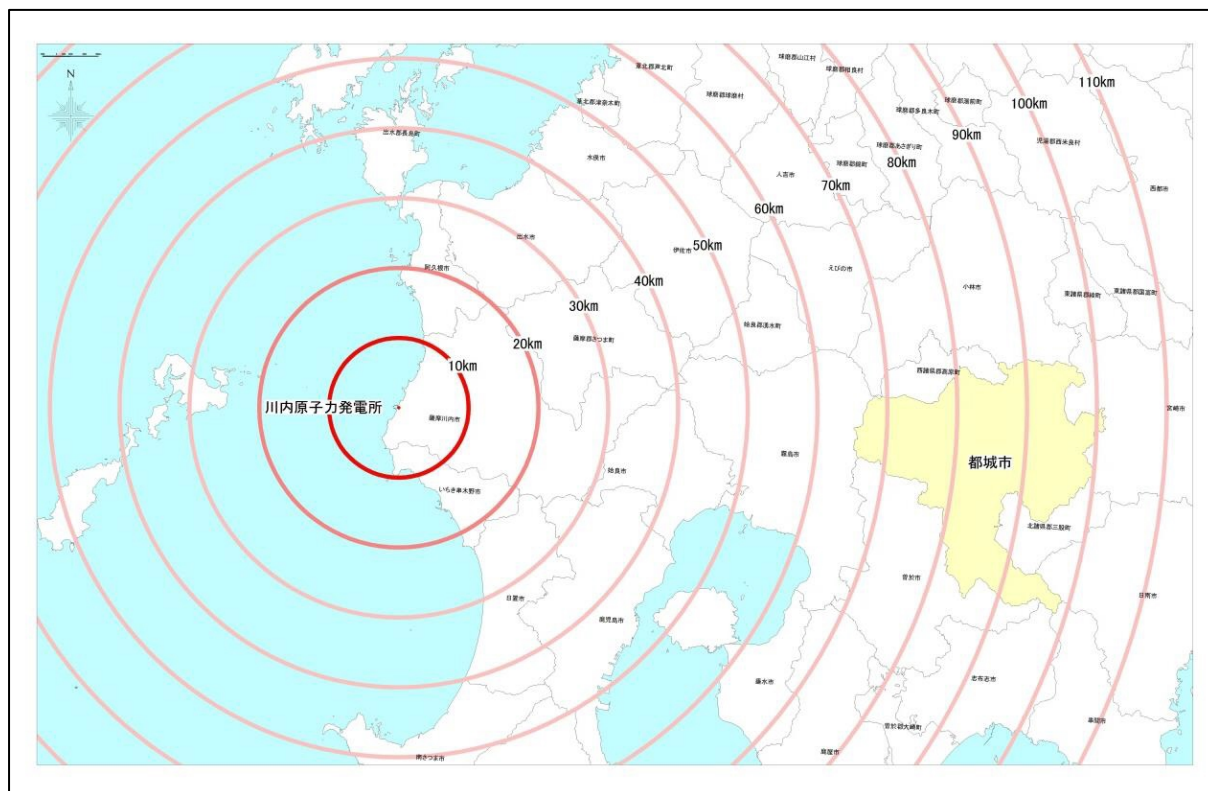
※UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、県は県地域防災計画（平成26年3月）に原子力災害対策編を新設した。

本市は、原災法、原子力災害対策指針、その他関係法令等、県地域防災計画の趣旨を踏まえ、万一の場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、予防対策、応急対策及び復旧対策を定める。

なお、最も近い川内原子力発電所はもとより、同じ九州電力の玄海原子力発電所（佐賀県玄海町）、四国電力の伊方原子力発電所（愛媛県伊方町）に関係する事故や、放射性同位元素等取扱事業所での事故、事業所外運搬に係る事故等においても同様に対応する。

《 川内原子力発電所からの距離 》



《用語の定義》

原 子 力 災 害	原災法第2条第1号に規定する被害をいう。
原 子 力 事 業 者	原災法第2条3号に規定する事業者をいう。
原 子 力 事 業 所	原災法第2条4号に規定する工場または事業所をいう。
警 戒 事 態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
全 面 緊 急 事 態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

第2項 処理すべき事務または業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、第 1 編 総則編 第 2 章 第 1 節に定める「防災関係機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱」を基本とするほか、原子力事業者である九州電力については、特に次のとおり定める。

処理すべき事務または業務の大綱

【災害予防・災害応急対策】

- ① 原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること
- ② 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること
- ③ 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関すること
- ④ 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること
- ⑤ この計画に基づき、市その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること

第2節 原子力災害予防計画

項 目	担 当
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	総務部、消防局、関係事業者
第2項 応急体制の整備	総務部、消防局
第3項 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備	総務部、地域振興部、福祉部、健康部、各総合支所
第4項 住民等への健康相談体制の整備	健康部
第5項 住民等への的確な情報伝達	総務部、各総合支所
第6項 住民等への知識の普及・啓発	総務部、消防局、教育委員会
第7項 防災訓練等の実施	総務部、消防局
第8項 民間企業等との連携	総務部、各総合支所

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努め、有事の際の連絡方法や体制の確認を行う。

第2項 応急体制の整備

市は、原子力災害発生時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備する。

1 災害対策本部の体制整備等

市は、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部等の設置場所、本部の組織・所掌事務、運営に必要な資機材の調達方法等について、あらかじめ定めておく。

また、事態が長期化した場合に備えた職員の動員体制の整備を図る。

2 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から国、県、その他関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努める等、相互の連携体制の強化を図る。

第3項 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備

1 屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努める。

※避難は、空間放射線量率等が高い、または高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、1週間程度内に当該地域から離れるため実施するものである（以下「一時移転及び避難」を「一時移転等」という。）。

2 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

市は、気密性や遮蔽性の高い構造となっている公共的施設等を、屋内退避、一時移転等に係る避難所として指定するよう努める。

第4項 住民等への健康相談体制の整備

市は、県と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化する等、相談体制の整備を図る。

第5項 住民等への的確な情報伝達

市は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。

また、市は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多種媒体の活用に努める。

特に、要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織、自治公民館等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備を図る。

さらに市は、県と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

市は、県から施設敷地緊急事態または全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討する。

第6項 住民等への知識の普及・啓発

市は、県等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 屋内退避及び一時移転等に関すること
- ⑦ 要配慮者への支援に関すること
- ⑧ 緊急時にとるべき行動
- ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること

第7項 防災訓練等の実施

市は、県と連携して、屋内退避及び一時移転等や除染活動等、原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防災訓練や国民保護訓練と連携した計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

また、必要に応じて、国や県が実施する原子力防災訓練に参加する。

第8項 民間企業等との連携

市は、原子力災害対策を確実に実施するため、既に民間企業や団体と締結している災害時応援協定の見直しや新たな協定の必要性、その他の連携のあり方について検討する。

第3節 原子力災害応急対策計画

項 目	担 当
第1項 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	本部班、消防本部班、消防署班、消防団
第2項 活動体制の確立	全対策班
第3項 住民等への的確な情報伝達活動	秘書広報班、巡回広報班
第4項 屋内退避、一時移転等の防護活動	避難収容班、福祉こども・救護班、各総合支所生活福祉班
第5項 緊急時モニタリングの実施	環境政策班
第6項 医療及び健康相談の実施	保健・救護班
第7項 広域一時滞在の受け入れ	避難収容班、福祉こども・救護班、管財調達班、各総合支所生活福祉班

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（BCP）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆協議会災害時広域連携計画
- ◆資料編
 - ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定
 - ・資料 6-2 原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル

第1項 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 事態発生時の連絡体制

原子力防災管理者は、原子力発電所に関する事故等が発生した場合には、原災法第10条により、直ちに内閣総理大臣及び原子力規制委員会、鹿児島県知事等の関係機関に通報する。また、同法第15条第3項の規定により、内閣総理大臣は、必要に応じて、緊急事態応急対策を実施すべき区域の知事及び市町村長に対して避難の指示を行うことから、市は、情報連絡があった場合には県との連絡を密にして状況の把握に努める。

なお、川内原子力発電所における原子力災害の発生時の本市への連絡は、県と九州電力が締結した「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」（平成25年7月、以下「覚書」という。）で定められた方法により、県より情報連絡が行われることになっている。

連絡方法は、次のとおりである。

《 九州電力から宮崎県への情報連絡内容 》

区 分	時 期	情報連絡内容
非常時	直ちに	原子力災害対策特別措置法に規定されている重大な事象
異常時	速やかに	その他の異常事象
平常時		発電所の安全に関し、報道機関に情報提供する内容

(川内原発の防災情報等の連絡に関する覚書の締結について(宮崎県)より)

(1) 警戒事態等(「覚書」に基づく「異常時」の事象)が発生した場合の連絡体制

県が九州電力から連絡を受けた事項は、市及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡され、必要に応じて電話による連絡も併せて行われる。

(2) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態(「覚書」に基づく「非常時」の事象)が発生した場合の連絡体制

県が九州電力から通報・連絡を受けた事項は、市及び関係機関に直ちにファクシミリ及び電話による連絡が行われる。

(3) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡

県が九州電力から、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡を受けた際は、市及び関係機関に直ちに連絡される。

第2項 活動体制の確立

市は、川内原子力発電所における原子力災害を覚知した場合、情報連絡本部(本部長：危機管理課長)を設置し、県及び関係機関への情報収集に当たる。

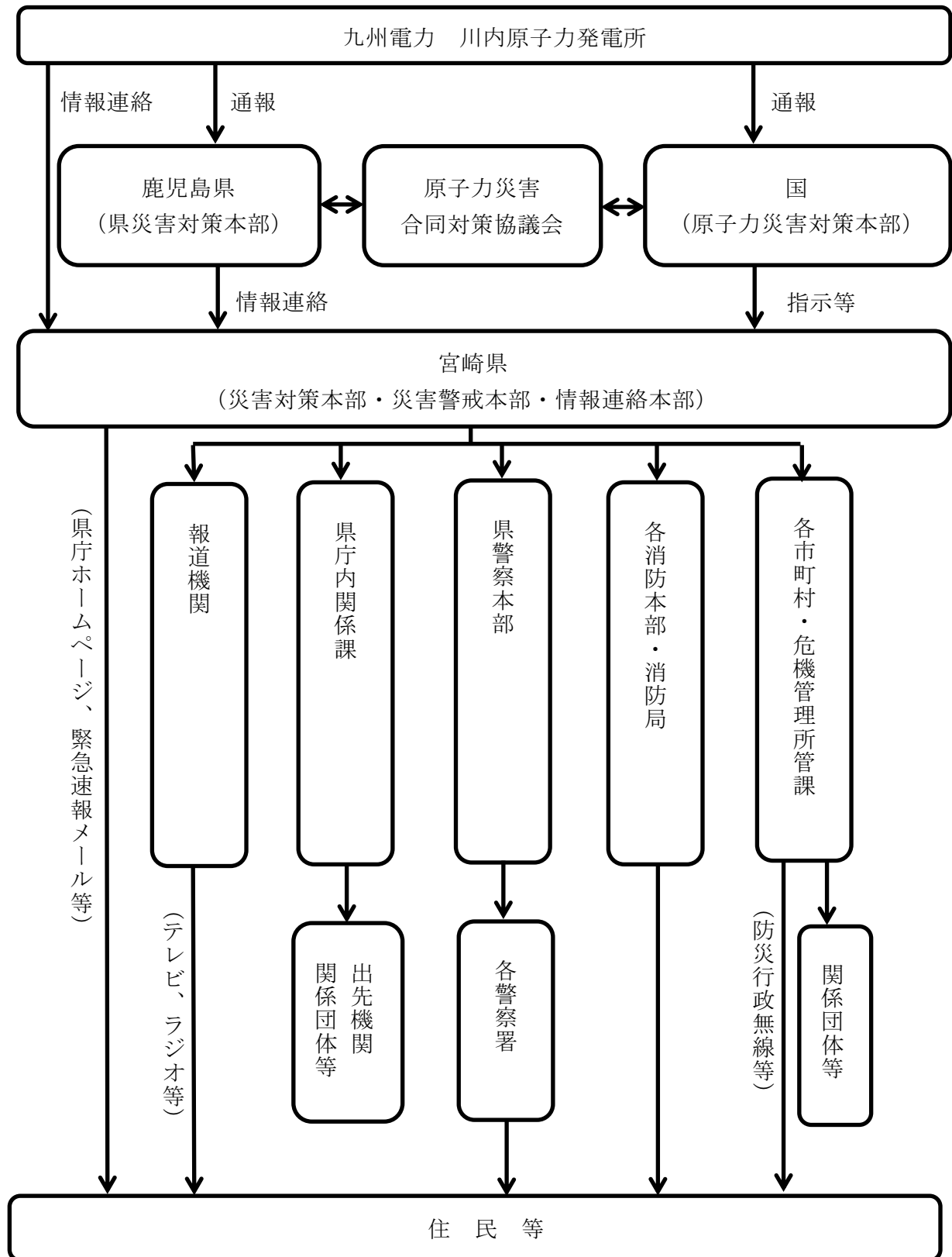
【第2編 第3章 第2節「活動体制の確立」参照】

また、収集した情報を分析した結果、住民の生活に影響を及ぼす事態が予想される場合は、状況に応じて体制を強化する。

第3項 住民等への的確な情報伝達活動

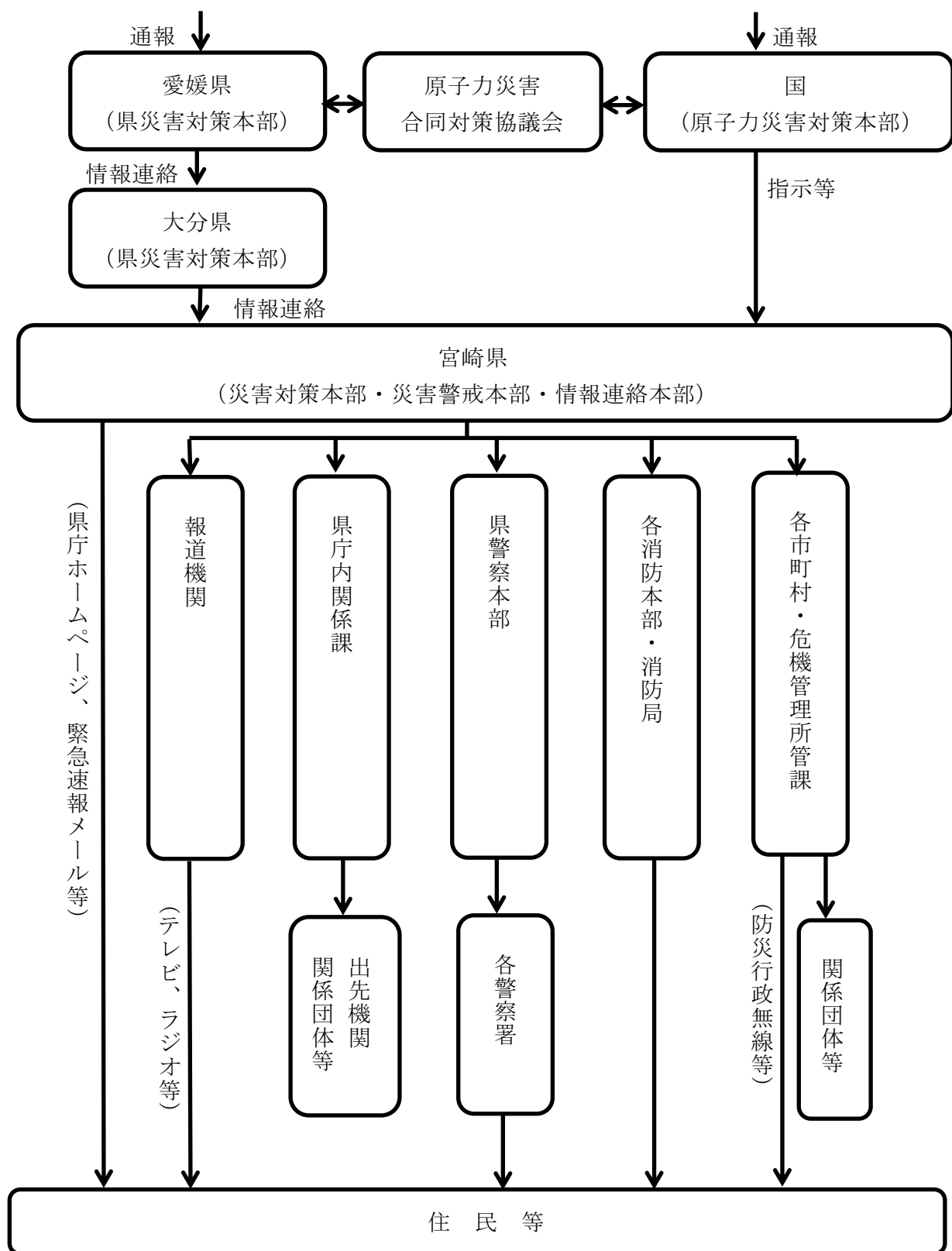
1 住民等への情報伝達活動

市は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、必要に応じ、同報系防災行政無線、メール等により、迅速かつ確実に住民等に対し情報伝達を行う。



《 九州電力川内原子力発電所からの情報伝達系統図 》

四国電力 伊方原子力発電所



《 四国電力伊方原子力発電所からの情報伝達系統図 》

2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、住民等の安心に資するため、県と連携し、必要に応じて問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行う。

第4項 屋内退避、一時移転等の防護活動

市は、原災法による国の指示、勧告等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

1 屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から 30km を超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

市は、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。また、市の区域を超えた一時移転等を行う必要が生じた場合は、県と連携し、避難者の受け入れについて、関係市町村等と協議・調整を行う。

また、市は、県から屋内退避又は一時移転等の指示の伝達を受けた場合には、区域内の住民に対して屋内退避又は一時移転等の指示を行う。防護措置については【資料編 6-2 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」】を参照する。

2 屋内退避の実施

住民は、屋内退避の防護措置を実施する場合、速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。

市は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示する。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

3 避難所の開設及び運営

市は、屋内退避、一時移転等に備えて避難所を開設し、住民に対して周知を図る。

4 要配慮者等への配慮

市は、避難所への誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態に十分配慮する。

第5項 緊急時モニタリングの実施

市は、県が実施する緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）によって収集されたデータを受け取り、その後の対策に活用する。

また、県と協力して、可搬型の放射線量測定器の活用によるデータ収集を行うための体制を整備する。

第6項 医療及び健康相談の実施

市は、県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

第7項 広域一時滞在の受け入れ

市は、川内原子力発電所での原子力災害に伴い、広域的避難が必要となった場合に、県から避難者の受け入れ等の要請があった場合には、受け入れ人数を県との調整により設定し、人数に応じた避難場所・避難所の決定を行う。

また、避難場所・避難所の開設や避難者の誘導等、必要な支援を行うよう、各班に指示を行う。

なお、管財調達班は、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な避難所を優先し受け入れる体制を整える。

第4節 原子力災害復旧・復興計画

項 目	担 当
第1項 放射性物質による環境汚染への対処	危機管理課、各部
第2項 風評被害等の影響軽減	危機管理課、各部
第3項 健康相談体制の整備	危機管理課、各部

第1項 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第2項 風評被害等の影響軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第3項 健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。